

日本下水道事業団  
Japan Sewage Works Agency

30年のあゆみ

## 刊行のことは

日本下水道事業団は、本年 11 月 1 日をもって創立 30 周年を迎えました。この間に賜りました関係諸機関のご指導とご支援、とりわけ都道府県、市町村の御理解と御支援に対して心から御礼申し上げる次第です。

明治期に始まったわが国の下水道整備は、その歩みは緩やかでしたが、昭和 40 年代になって、深刻化する水質公害問題等を背景に公共用水域の水質保全も下水道の役割として認識されるようになり、全国的な規模で急速に下水道整備が展開されることになりました。しかしながら、実際の下水道事業の担い手である地方公共団体の多くは、下水道技術者がいないという問題がありました。下水道技術、とりわけ下水処理場に係る技術は、土木、建築、電気、機械、水質そして化学から生物まで多岐にわたるのですが、経験を積んだ下水道技術者は、国や一部の大都市、県庁所在都市などに偏在しており、下水道事業に未着手の中小都市には、必要な技術者はほとんどいない状況にありました。

一方、それぞれの地方公共団体が処理場やポンプ場などを建設する期間中に限って必要となる専門の技術者を確保することは、非効率であり困難であること、また、下水道の建設が全国で急ピッチで展開される状況のもとでは、従来から行われていた先進的な都市からの個別の人材派遣ではとても対応できないということなどから、流動性を確保しつつ、安心して施設づくりを任せることのできる技術者のプール機関の設置が強く要請されました。このことが、昭和 47 年に設立された下水道事業センター（昭和 50 年に日本下水道事業団に改組）の背景であったわけです。

そして、30 年が経過したわけですが、平成 13 年度末現在、全国で約 1,139 団体の建設委託を受け、1,470 箇所処理場の通水をさせていただくことができました。また、計画設計 1,965 件、技術援助 2,545 件の業務を実施したほか、下水道事業を支えるベースとなる技術開発及び技術者の質を高めるための研修業務、技術検定等についても、年々拡大し、成果をあげてまいりました。昭和 61 年度からスタートした複数の地方公共団体の要請を受けて汚泥の処理処分を事業団が直営で行う下水汚泥広域処理事業（エースプラン）も概ね順調に推移しております。

下水道の処理人口普及率が全国平均で 63.5%（平成 13 年度末）まで向上した現在、事業の課題は、未普及地域における一日も早い普及を図ること、そして、既整備の地域では、高度処理の導入、雨水対策の強化等による下水道の質の一層の向上、老朽化した施設の適切な改築更新等が中心となると考えられます。現在、事業団の組織形態を地方共同法人とすることで、日本下水道事業団法の改正案を国会でご審議いただいているところでありますが、事業団といたしましては、今後とも、下水道事業に取り組む地方公共団体のそれぞれのニーズに的確にお応えできるよう業務展開を図ることとしており、処理場等の新規建設事業の支援に加えて、施設の改築や更新、合流式下水道の改善を含めた雨水対策、高度処理の導入、維持管理の支援等々、それぞれの地域の実態に応じた要請等にも着実にお応えし、下水道事業のライフサイクルサポーターとして、地方公共団体を支援できる組織となることを目指していく所存であります。また、そのことをより確実なものとするため、事業団では PM（プロジェクト・マネジメント）制の導入等により、業務・組織運営の効率化等の改革に取り組んでいるところであります。今後とも、事業団の業務運営に一層のご理解とご支援を下さるようお願い申し上げます。



本書は、事業団のこれまでの歩み、とりわけ最近 10 年のできごとを中心にとりまとめたものですが、御一読いただき事業団の業務に一層の御理解をいただくとともに今後の下水道事業の方向を考える上での一助にしていいただければ幸いです。

平成 14 年 11 月

日本下水道事業団理事長 安中 徳二

歴代理事長

---



初代 (故) 関盛吉雄



二代 吉兼 三郎



三代 久保 赳



四代 大富 宏

---



五代 遠山 啓



六代 吉田 公二



七代 玉木 勉



八代 台 健

---

歴代理事長

---



九代 中本 至



十代 木内 啓介



十一代 定道 成美



十二代 内藤 勲

---



十三代 安中 徳二

		就任	退任	
初代	関盛吉雄	昭和47年11月1日	昭和51年12月31日	(故)
二代	吉兼三郎	昭和52年1月12日	昭和55年6月1日	
三代	久保 赴	昭和55年6月1日	昭和59年6月16日	
四代	大富 宏	昭和59年6月16日	昭和62年6月1日	
五代	遠山 啓	昭和62年6月1日	昭和63年6月1日	
六代	吉田 公二	昭和63年6月1日	平成2年7月1日	
七代	玉木 勉	平成2年7月1日	平成3年9月20日	
八代	台 健	平成3年9月20日	平成6年4月1日	
九代	中本 至	平成6年4月1日	平成7年6月8日	
十代	木内 啓介	平成7年6月8日	平成10年6月23日	
十一代	定道 成美	平成10年6月23日	平成11年7月13日	
十二代	内藤 勲	平成11年7月13日	平成14年7月16日	
十三代	安中 徳二	平成14年7月16日	現 在	

---

● JS 受託建設施設 500 通水記念施設



鎌倉市 山崎下水処理場（神奈川県）平成 5 年 4 月通水

● JS 受託建設施設 1,000 通水記念施設



陸前高田市 陸前高田浄化センター（岩手県）平成 11 年 3 月通水

---

---

## JS 技術開発の成果

### ● オキデーションディッチ (OD) 法



泗水町泗水浄化センター（熊本県）

### ● プレハブ式オキデーションディッチ (POD) 法



南牧村野辺山浄化センター（長野県）

---

---

● 回分式活性汚泥法



八束町馬渡地区浄化センター（島根県）

● 好気性ろ床法



早川町赤沢宿浄化センター（山梨県）

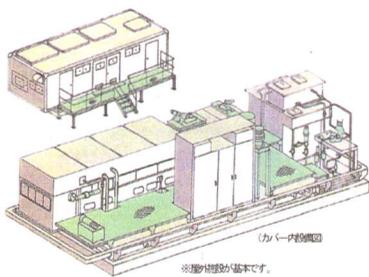
---

- 包括固定化担体を用いた窒素除去技術  
硝化促進型循環変法（ペガサス）



宗像市宗像終末処理場（福岡県）

- 造粒調質法（BEST システム）



**【ベストパッケージ】**

脱水に関する全ての設備をコンパクトにパッケージした定置式施設のモデル



**【ベストシャトル】**

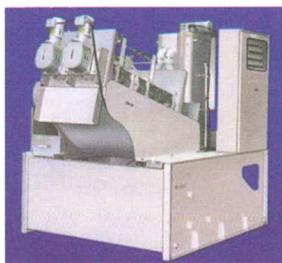
ベストパッケージを大型車に載せたもの。数箇所の処理場で汚泥の処理を行う。

---

● 多重円板型スクリーブレス脱水機



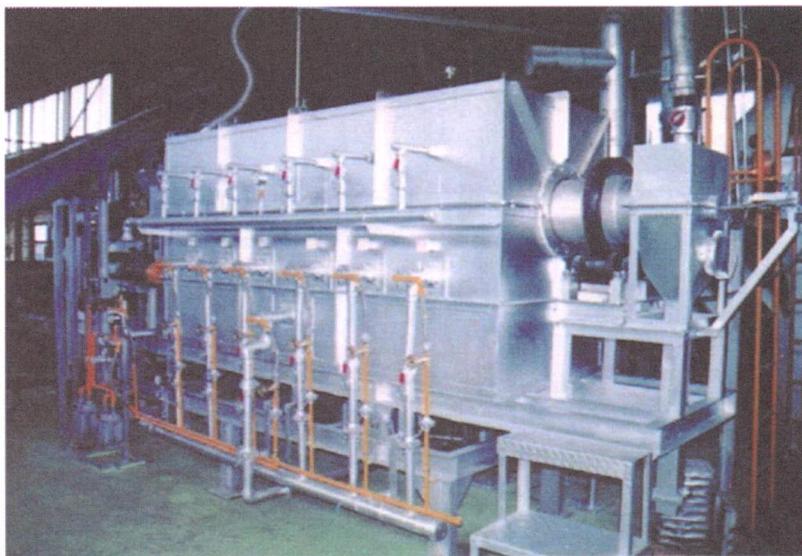
【汚泥処理棟】



【脱水機の外観】

丸子町丸子浄化センター（長野県）

● 汚泥炭化処理システム



【汚泥処理システムの炭化炉本体】

● トンネル式下水道（クリーンカプセル）



鹿島町クリーンセンター鹿島（島根県）

● 下水汚泥溶融炉



大阪南エースセンター3号炉（大阪府泉北郡忠岡町）

## 年 表

日本下水道事業団関係	下水道行政関係事項・社会のできごと等
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 昭和46年(1971)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2.5 第3次下水道整備5箇年計画閣議了解</li> <li>4.5 下水道整備緊急措置法の一部改正</li> <li>5. 建設省に下水道部設置(下水道企画課、下水道事業課)</li> <li>7.5 第3次佐藤内閣改造、西村英一建設大臣就任</li> <li>8.16 都市計画中央審議会答申(下水道事業を推進するための執行体制に関する方策について)</li> <li>8.27 第3次下水道整備5箇年計画閣議決定</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 昭和47年(1972)</li> <li>5.29 下水道事業センター法公布(47.7.22施行)</li> <li>8.10 第1回発起人会開催</li> <li>8.23 定款認可</li> <li>10.17 下水道事業センター設立認可</li> <li>11.1 下水道事業センター発足</li> <li>11.1 資本金2億円</li> <li>11.1 関盛吉雄初代理事長就任</li> <li>12.15 建設工事の初協定締結(川越市)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5.15 沖縄日本復帰</li> <li>6.15 琵琶湖総合開発特別措置法公布・施行</li> <li>6.22 自然環境保全法制定(48.4.12施行)</li> <li>7.7 第1次田中(角)内閣成立、木村武雄建設大臣就任</li> <li>8.26 第20回オリンピック・ミュンヘン大会開幕</li> <li>9.29 日中国交回復</li> <li>12.4 第2回日米下水処理技術委員会開催(於 ワシントン)</li> <li>12.15 国連「世界環境デー(6.5)」指定</li> <li>12.22 第2次田中(角)内閣成立、金丸信建設大臣就任</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 昭和48年(1973)</li> <li>2.6 研修部で研修開始</li> <li>4.3 第1回評議員会開催</li> <li>4.13 委託団体からの研修員制度実施</li> <li>6.1 関西支所設置</li> <li>6.1 工事事務所設置(埼玉、町田、長岡)</li> <li>6.7 初の試験研究受託協定締結</li> <li>7.1 厚生会発足</li> <li>8.15 部内報発刊(センター便り)</li> <li>8.22 嘱託員制度実施</li> <li>8.31 第2回評議員会開催(以後毎年2回開催)</li> <li>10.13 記章制定</li> <li>12.27 試験研修本館着工</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.27 ベトナム和平協定調印(パリ)</li> <li>2.13 経済社会基本計画(昭和48~52年度)閣議決定</li> <li>6.12 第3次「下水道と財政」提言</li> <li>7.23 都市計画中央審議会「下水道整備の今後のあり方について」答申</li> <li>8.8 金大中氏事件発生</li> <li>10.2 瀬戸内海環境保全臨時措置法公布(48.11.2施行)</li> <li>10.5 下水道法一部改正</li> <li>10.23 江崎玲於奈氏、ノーベル物理学賞受賞</li> <li>11.13 OPEC 原油価格大幅値上げ(オイル・ショック)</li> <li>11.16 石油緊急対策要綱閣議決定</li> <li>11.25 第2次田中(角)内閣第1次改造、亀岡高夫建設大臣就任</li> <li>12.22 石油需要適正化法、国民生活安定緊急措置法公布施行</li> </ul>

日本下水道事業団関係	下水道行政関係事項・社会のできごと等
<p>● 昭和49年(1974)</p> <p>5.1 経理部・工務部設置、技術部を計画部に変更</p> <p>6.1 研修報告書発刊</p> <p>7.19 技術評価委員会設置</p> <p>8.16 広報誌「水すまし」第1号発刊</p>	<p>2.12 第3回日米下水道処理技術委員会開催(於 東京)</p> <p>4.11 下水道事業補助率引上げ</p> <p>4.11 土木研究所に下水道部設置</p> <p>6.1 下水道法一部改正</p> <p>6.26 国土庁発足</p> <p>7.15 下水道事業委託自治体連盟発足</p> <p>8.1 地域振興整備公団発足</p> <p>9.1 台風16号で多摩川堤防決壊</p> <p>10.8 佐藤栄作氏、ノーベル平和賞受賞</p> <p>11.11 第2次田中(角)内閣第2次改造、小澤辰男建設大臣就任</p> <p>12.9 三木内閣成立、仮谷忠男建設大臣就任</p> <p>12.13 GNP見通し、戦後初のマイナス成長</p> <p>12.17 経済対策閣僚会議初会合、経済成長優先から安定成長へ路線転換</p>
<p>● 昭和50年(1975)</p> <p>2.7 初の業務研究発表会開催</p> <p>3.25 試験研修本館竣工</p> <p>4.16 試験研修本部発足、試験所を試験部に変更</p> <p>6.1 東京支社設置、関西支所を大阪支社に変更</p> <p>6.12 琵琶湖三次処理実験プラント運転開始</p> <p>6.19 下水道事業センター法の一部を改正する法律公布(50.8.1施行)</p> <p>7.18 受託処理場初の通水(沖縄県本部町)</p> <p>8.1 日本下水道事業団発足、副理事長・業務部・首席考査役設置</p> <p>8.12 受託事業・推進会議設置</p> <p>10.1 技術委員会設置</p>	<p>4.3 建設省下水道部に公共下水道課・流域下水道課設置(下水道事業課は廃止、)</p> <p>4.30 ベトナム戦争終結</p> <p>7.20 沖縄国際海洋博覧会開幕</p> <p>9.1 宅地開発公団発足</p> <p>10.23 第4回日米下水道処理技術委員会開会(於 ワシントン)</p> <p>11.15 第1回主要先進国首脳会議(サミット)開幕(於 ランブイエ)</p>
<p>● 昭和51年(1976)</p> <p>3.14 第1回下水道技術検定実施</p> <p>3.25 業務統計年報発刊(49年度版)</p> <p>4.1 設計基準(第1次案)発行</p> <p>7.7 竹下建設大臣東京都森ヶ崎処理場建設工事現場視察</p> <p>7.13 村田建設政務次官東京都森ヶ崎処理場建設工事現場視察</p> <p>10.2 初のガイダンス研修実施</p> <p>11.1 技術報発刊</p> <p>11.1 赤坂分室開設</p> <p>11.21 第2回下水道技術検定実施(以後毎年1回実施)</p> <p>12.31 関盛吉雄理事長急逝</p>	<p>1.15 建設大臣臨時代理に三木武夫総理大臣</p> <p>1.19 竹下登建設大臣就任</p> <p>2.20 第4次下水道整備五箇年計画閣議了解</p> <p>5.14 昭和50年代前期経済計画(51~55年度)閣議決定</p> <p>5.25 下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部改正(51.5.25、52.5.1施行)</p> <p>6.15 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部改正</p> <p>7.17 モントリオール・オリンピック開幕</p> <p>7.27 田中(角)前首相逮捕</p> <p>8.31 第4次下水道整備五箇年計画閣議決定</p> <p>9.9 中国・毛沢東主席死去</p>

日本下水道事業団関係	下水道行政関係事項・社会のできごと等
	<p>9.15 三木内閣改造、中馬辰猪建設大臣就任            11.10 昭和天皇在位 50 年式典（於 日本武道館）            12. 1 流域下水道事業委託都道府県事務連絡会発足            12.20 下水道の整備及び管理に関する行政監察結果に基づく勧告            12.24 福田内閣成立、長谷川四郎建設大臣就任</p>
<p>● 昭和 52 年（1977）</p> <p>1.10 故関盛理事長の事業団葬執行            1.12 吉兼三郎理事長就任            3. 4 完成処理場への記念植樹実施            4.19 日米下水処理技術委員琵琶湖三次処理実験プラント視察            5. 9 長谷川建設大臣試験研修本部視察            7. 1 本社・東京支社移転（御成門→虎ノ門）            10. 7 事業団旗制定            11. 1 初の優良工事表彰実施</p>	<p>4.26 第 5 回日米下水処理技術委員会開会（於 東京）            8. 7 北海道の有珠山が噴火            11. 4 第 3 次全国総合開発計画閣議決定            11.28 福田内閣改造、櫻内義雄建設大臣就任</p>
<p>● 昭和 53 年（1978）</p> <p>4. 3 事業予算規模 1 千億円、突破            4. 4 工事補償引当金制度発足            6. 1 業務改善委員会設置            10. 7 塚田建設政務次官京都工事事務所管内工事現場視察</p>	<p>1. 4 公共事業施行対策本部設置            1.14 伊豆大島近海地震（M7.0）            5.20 新東京国際空港（成田）開港            6. 2 福岡市渇水のため給水制限            6.12 宮城県沖地震（M7.4）            6.13 瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止法の一部改正（54.6.12 施行）            6.27 第 4 次下水道財政研究委員会発足            8.12 日中友好平和条約調印（北京）            10. 2 第 1 回下水汚泥資源利用展開催（以下毎年開催）            10.30 第 6 回日米下水処理技術委員会開会（於 ワシントン）            12. 7 第 1 次大平内閣成立、渡海元三郎建設大臣就任</p>
<p>● 昭和 54 年（1979）</p> <p>5.23 初の全国レクリエーション大会開催            6.25 赤坂分室閉鎖            12.16 レクリエーション委員会設置</p>	<p>1. 1 米・中国交回復            6.12 水質総量規制制度実施            総量規制基本方針策定            6.17 都市計画中央審議会に下水道部会設置            6.28 第 5 回先進国首脳会議（東京サミット）            7.31 第 4 次「下水道と財政」提言            8.10 新経済社会七箇年計画（54～60 年度）閣議決定            8.20 都市計画中央審議会「今後の下水道整備のあり方について」答申            9.12 下水道法改正 20 周年記念大会開催            10.28 木曾御岳山噴火</p>

日本下水道事業団関係	下水道行政関係事項・社会のできごと等
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 昭和 55 年 (1980)</li> <li>5.23 日米下水道処理技術委員会京都市吉祥院処理場視察</li> <li>5.25 日米下水道処理技術委員会姫路市東部処理場視察</li> <li>6. 1 久保起理事長就任 ( 6. 1 吉兼三郎理事長退任)</li> <li>7.15 業務部援助課新潟分室設置</li> <li>11.17 霊南坂分室開設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>11. 9 第 2 次大平内閣成立、渡辺栄一建設大臣就任</li> <li>3.18 総量削減基本計画の内閣総理大臣承認</li> <li>5.19 第 7 回日米下水道処理技術委員会開催 (於 東京)</li> <li>5.24 モスクワ五輪不参加決定</li> <li>6. 1 福岡下水道処理水循環利用モデル事業通水</li> <li>6.12 大平首相急逝</li> <li>7. 1 滋賀県琵琶湖富栄養化防止条例施行</li> <li>7.16 鈴木(善)内閣成立、斎藤滋与史建設大臣就任</li> <li>7.19 モスクワ・オリンピック開幕</li> <li>9. 9 イラン・イラク戦争勃発</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 昭和 56 年 (1981)</li> <li>4. 1 文書マイクロフィルム化実施開始</li> <li>10. 7 久保理事長米国水質汚濁防止連盟の 1981 年度名誉会員となる</li> <li>11. 1 身上申告制度実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.27 中央公害対策審議会「湖沼環境保全のための制度のあり方について」答申</li> <li>2.13 第 5 次下水道整備五箇年計画閣議了解</li> <li>3.16 第 2 次臨時行政調査会初会合</li> <li>3.20 神戸ポートピア'81 開幕</li> <li>4. 2 第二種流域下水道の創設</li> <li>4.14 スペースシャトル初飛行</li> <li>5. 1 下水道整備緊急措置法の一部改正</li> <li>6. 1 第 1 回下水道展開催 (以下毎年開催)</li> <li>7.10 第 2 臨調、第 1 次答申「増税なき財政再建」を提出</li> <li>10. 1 住宅・都市整備公団発足</li> <li>10.12 第 8 回日米下水道処理技術委員会開会 (於 ワシントン)</li> <li>10.19 福井謙一氏、ノーベル化学賞受賞</li> <li>11.27 第 5 次下水道整備五箇年計画閣議決定</li> <li>11.28 鈴木(善)内閣改造、始関伊平建設大臣就任</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 昭和 57 年 (1982)</li> <li>1.27 下水道問題懇話会初会合</li> <li>4. 1 大阪支社琵琶湖分室設置</li> <li>4. 1 カウンセリング制度発足</li> <li>4.26 業務改善委員会報告書</li> <li>6.14 下水道展に初の出展 (以後毎年出展)</li> <li>6.25 村岡建設政務次官試験研修本部等視察</li> <li>9.30 通水 100 箇所を達成 (広島県宮島町)</li> <li>11. 1 設立 10 周年</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.29 当面の入札制度合理化で建設次官通達</li> <li>2. 流域下水道研究会設置</li> <li>2. 8 ホテルニュージャパン火災発生</li> <li>2. 9 日航機羽田沖逆噴射墜落事故</li> <li>3. 1 大阪湾広域臨海環境整備センター発足</li> <li>3.21 北海道日高地方で地震 (M7.3)</li> <li>6.23 東北新幹線開業</li> <li>7.23 長崎集中豪雨災害発生</li> <li>9.24 政府、行政改革の具体的方策 (行革大綱) を決定</li> <li>10. 2 第 1 回日独排水及びスラッジ処理についてのワークショップ (下水道処理分野) 開催 (於 筑波)</li> <li>11.15 上越新幹線開業</li> </ul>

日本下水道事業団関係	下水道行政関係事項・社会のできごと等
	11.18 中央公害対策審議会答申（湖沼の窒素及びリンに係る環境基準） 11.27 第1次中曽根内閣成立、内海英男建設大臣就任 12.25 湖沼の窒素及びリンに係る環境基準に関する環境庁告示
● 昭和58年（1983） 1.ー 業務改善研究会設置 8.29 JS下水道技術者養成研修修了者一万人達成 10.1 北海道総合事務所設置 10.17 日中下水技術交流会開催 10.27 初の美術展覧会開催	1.15 第2臨調、第4部会報告「特殊法人等及び現業等の在り方について」を提出 2.4 日本初の実用通信衛星「さくら2号a」打ち上げ 3.15 第2臨調、行政改革に関する最終（第5次）答申を提出 4.4 NHKテレビドラマ「おしん」開始 4.15 東京ディズニーランド開園 5.26 日本海中部地震（秋田沖・M7.7） 6.27 参議院議員選挙、全国区で比例代表制実施 6.28 臨時行政改革推進審議会（第1次行革審）設置 7.23 山陰地方に集中豪雨、死者119人 8.12 1980年代経済社会の展望と指針閣議決定 8.13 金融機関、第2土曜日休日制実施 9.1 大韓航空機、ソ連空軍機により撃墜 9.ー 第5次下水道財政研究委員会発足 9.ー 第9回日米下水道処理技術委員会開会（於 東京） 10.3 三宅島大噴火 12.27 第2次中曽根内閣成立、水野清建設大臣就任
● 昭和59年（1984） 2.27 建設関係公団厚生年金基金設立 4.12 試験研修本部、試験部及び試験課の名称をそれぞれ技術開発研修本部、技術開発部及び技術開発課に変更 6.16 大富宏理事長就任（6.16 久保起理事長退任） 7.11 とちぎ博に出展 7.30 共同研究制度発足	1.18 三井有明鉱火災（83人死亡） 1.23 日本初の実用放送衛星“ゆり2号a”打ち上げ成功 3.18 グリコ・森永脅迫事件発生 4.1 初の第3セクター鉄道「三陸鉄道」開業 4.27 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担改正施行 5.12 NHK衛星放送開始 7.27 湖沼水質保全特別措置法制定（昭和59年法律第61号） 7.28 ロサンゼルス・オリンピック開幕 8.21 野火止用水清流の復活 8.26 「環境影響評価の実施について」を閣議決定 9.5 中央公害対策審議会答申（窒素及びリンに係る排水基準の設定について）

日本下水道事業団関係	下水道行政関係事項・社会のできごと等
	<p>10.1 新宿副都心水リサイクルモデル事業通水</p> <p>10.- 第2回日独排水及びスラッジ処理についてのワークショップ（下水処理分野） （於 カールスルーエ）</p> <p>11.1 第2次中曽根内閣第1次改造、木部佳昭建設大臣就任</p>
<p>● 昭和60年（1985）</p> <p>3.25 技術開発研修本部厚生棟竣工式</p> <p>9.15 「オキシデーションディッチ法」「下水汚泥コンポスト化設備技術について」技術評価委員会より答申</p> <p>10.23 専門紙記者を技術開発研修本部へ施設案内</p>	<p>3.10 青函トンネル開通</p> <p>3.17 つくば科学博開催</p> <p>3.- 都市計画審議会に下水道部会設置</p> <p>4.1 電電公社、専売公社が民営化</p> <p>4.5 建設省下水道部に下水道管理指導室を設置</p> <p>5.17 水質汚濁防止法施行令の一部改正（湖沼の窒素及び燐に係る水質規制関連）</p> <p>6.18 豊田商事事件発生</p> <p>7.- 第5次「下水道と財政」提言</p> <p>8.1 都市計画中央審議会答申（今後の下水道整備は、いかにあるべきか）</p> <p>8.12 日航ジャンボ機、群馬県御巢鷹山に墜落</p> <p>8.13 三光汽船倒産（戦後最大：負債総額5千億円）</p> <p>9.10 水環境と下水道を語る船上サミット開催（流域下水道事業創設20周年）</p> <p>10.- 第10回日米下水処理技術委員会開催（於 シンシナティ）</p> <p>10.9 中央公害対策審議会答申（瀬戸内海の富栄養化防止に関する基本的考え方について）</p> <p>11.8 下水道法施行令の一部改正（窒素及び燐に係る排除制限等）</p> <p>12.28 第2次中曽根内閣第2次改造、江藤隆美建設大臣就任</p> <p>12.- 瀬戸内海における燐及びその化合物にかかる削減指導方針策定</p>
<p>● 昭和61年（1986）</p> <p>3.21 '86豊のくにテクノピア中津大博覧会に出席</p> <p>4.1 東京支社山形分室設置</p> <p>4.25 日本下水道事業団法の一部を改正する法律公布（50.4.25施行）－業務に下水汚泥広域処理事業（エースプラン）追加－</p> <p>5.1 大阪支社に事業部設置</p> <p>6.10 PR標語決定「お手伝いします。あなたのまちの下水道」</p> <p>11.20 エースプラン建設に着手</p>	<p>1.28 スペースシャトル空中爆発(米)</p> <p>2.14 第6次下水道整備5箇年計画閣議了解</p> <p>4.25 下水道整備緊急措置法の一部改正（61年法律第29号）</p> <p>4.26 チェルノブイリ原発事故(ソ連)</p> <p>5.4 東京サミット開催</p> <p>5.13 下水道法施行令の一部を改正（建設大臣の権限の一部を都道府県知事に委譲）</p> <p>6.10 第1次行革審、最終答申「今後における行財政改革の基本方向」を提出</p>

日本下水道事業団関係	下水道行政関係事項・社会のできごと等
	<p>7.22 第3次中曽根内閣成立、天野光晴建設大臣就任</p> <p>8.1 国土建設の長期構想発表</p> <p>9.一 第3回日独排水及びスラッジ処理についてのワークショップ（下水処理分野）開催（於 筑波）</p> <p>10.一 中央公害対策審議会答申（水質の総量規制に係る総量規制基準の設定方法の改正について）</p> <p>11.15 三原山（伊豆大島）大噴火</p> <p>11.28 第6次下水道整備5箇年計画閣議決定</p> <p>12.28 余部鉄橋（国鉄山陰線）列車転落事故</p>
<p>● 昭和62年（1987）</p> <p>2.12 料金検討委員会設置</p> <p>5.6 東京支社山形分室設置</p> <p>6.1 遠山啓理事就任（6.1 大富宏理事長退任）</p> <p>6.24 民間開発技術審査証明制度発足</p> <p>9.15 季刊「水すまし」が政府刊行物に</p> <p>9.23 プレハブ式下水処理場第1号建設に着手（群馬県中之条町）</p> <p>11.1 設立15周年</p> <p>11.8 第1回下水道管理技術認定試験実施（以後毎年実施）</p> <p>11.14 JS下水道技術者養成研修修了者1万5千人達成</p> <p>11.20 古賀誠建設政務次官事業団視察</p> <p>12.20 兵庫下水汚泥西広域処理場下水汚泥熔融炉起工式</p>	<p>1.一 新たな総量削減基本方針の策定（第2次）</p> <p>4.1 国鉄分割民営化（JR7社誕生）</p> <p>4.20 第2次臨時行政改革推進審議会（新行革審）設置</p> <p>5.18 「下水道使用料算定の基本的考え方」作成</p> <p>6.1 建設省下水道部に事業調整官を設置</p> <p>6.30 「第四次全国総合開発計画」（四全総）を閣議決定</p> <p>7.9 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）</p> <p>7.14 新行革審、「当面の行財政改革の推進に関する基本的方針について」を答申</p> <p>9.4 日本電信電話株式会社の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法の実施のための関係法律の整備に関する法律（62年法律第87号）による下水道法の一部改正</p> <p>9.26 公害健康被害補償法の一部を改正する法律（62年法律第97号）による下水道法の一部改正</p> <p>10.一 第11回日米下水処理技術委員会開催（於 東京）</p> <p>10.12 利根川進氏、ノーベル医学生理学賞受賞</p> <p>10.19 ニューヨーク株式市場で株価大暴落</p> <p>11.6 竹下内閣成立、越智伊平建設大臣就任</p> <p>11.18 日航民営化</p>
<p>● 昭和63（1988）</p> <p>4.7 事業予算規模2千億円台に</p> <p>5.12 プレハブ式下水処理場第1号が稼動（群馬県中之条町猿渡水質管理センター）</p> <p>6.1 吉田公二理事長就任（6.1 遠山啓理事長退任）</p>	<p>3.13 青函トンネル開通</p> <p>3.18 日本初の屋内球場（東京ドーム）開場</p> <p>3.24 中国列車事故、高知学芸高校生徒27人死亡</p> <p>4.1 マル優制度廃止</p> <p>4.10 瀬戸大橋開通</p>

日本下水道事業団関係	下水道行政関係事項・社会のできごと等
	<p>5.25 経済運営 5 箇年計画「世界とともに生きる日本」(63～平成 4 年度) 閣議決定</p> <p>6.12 多極分散型国土形成促進法制定</p> <p>7.23 潜水艦“なだしお”、釣り船衝突事件</p> <p>8.26 水質汚濁防止法施行令の一部改正(特定施設の追加、10月1日施行)</p> <p>8.26 下水道法施行令の一部改正(特定施設の追加に伴う所要の措置、10月1日施行)</p> <p>9.17 ソウル・オリンピック開幕</p> <p>10.一 第 4 回日独排水及びスラッジ処理についてのワークショップ開催(於 カールスルーエ)</p> <p>10.4 ベトちゃん・ドクちゃん分離手術成功</p> <p>11.一 バイオフィーカスヤード開所(土浦市)</p> <p>12.27 竹下内閣改造、小此木彦三郎建設大臣就任</p> <p>12.30 消費税法等公布(同日施行、平成元年 4 月 1 日適用)</p>
<p>● 昭和 64 年—平成元年(1989)</p> <p>4.1 大阪北東エースセンター供用開始</p> <p>4.1 兵庫東エースセンター供用開始</p> <p>4.1 大阪支社岡山分室設置</p> <p>4.1 土木工事自動積算システム運用開始</p> <p>4.14 兵庫東エースセンター竣工式</p> <p>7.7 柔道の山下泰裕氏来団</p> <p>9.21 トンネル式クリーンカプセル処理場第 1 号建設に着手(島根県鹿島町)</p> <p>10.20 大阪北東エースセンター溶融開始</p> <p>10.26 兵庫西エースセンター竣工式</p> <p>11.1 兵庫西エースセンター供用開始</p> <p>11.28 大阪北東エースセンター竣工式</p>	<p>1.7 昭和天皇崩御(1.8 平成に改元)</p> <p>2.一 中央公害対策審議会答申(地下水質保全対策のあり方及び事故時の措置)</p> <p>3.29 水質汚濁防止法施行令の一部改正(有害物質の追加、10月1日施行)</p> <p>3.29 東京都千川上水清流の復活</p> <p>4.1 消費税法施行</p> <p>4.1 仙台市政令指定都市に移行</p> <p>4.10 下水道法施行令の一部改正(平成 2 年度までの補助率カット、同日施行)</p> <p>4.12 下水道法施行令の一部改正(有害物質の追加、10月1日施行)</p> <p>6.2 建設大臣臨時代理に竹下登総理大臣</p> <p>6.3 宇野内閣成立、野田毅建設大臣就任</p> <p>6.4 天安門事件(北京)起きる</p> <p>6.28 水質汚濁法の一部改正(地下への浸透の規制、10月1日施行)</p> <p>7.13 伊東沖で海底噴火</p> <p>8.10 第 1 次海部内閣成立、原田昇左右建設大臣就任</p> <p>10.12 第 12 回日本下水処理技術委員会(於 シンシナティ)</p> <p>11.14 中長期的な下水道管理のあり方委員会報告(下水道維持管理の適正化を目指して)</p>
<p>● 平成 2 年(1990)</p> <p>1.31 高効率造粒濃縮調質法(BEST システム第 1 号)が稼動(町田市鶴川第二下水処理場)</p>	<p>2.28 第 2 次海部内閣成立、綿貫民輔建設大臣就任</p> <p>3.1 都市計画中央審議会の下水道部会発足</p>

日本下水道事業団関係	下水道行政関係事項・社会のできごと等
<p>4. 1 大阪南エースセンター供用開始</p> <p>5.22 全国初の好気性ろ床の処理場が稼動 (山梨県早川町赤沢宿浄化センター)</p> <p>7. 1 玉木勉理事長就任 (7.1 吉田公二理事長退任)</p> <p>7.11 美観仮設とデザイン評価制導入</p> <p>9. 4 業務運営長期計画(案)決定</p> <p>9.10 業務運営効率化委員会設置</p> <p>10. 1 東海総合事務所設置</p> <p>11. 9 公共下水道初の真空式下水道システム着工 (愛媛県西条市)</p> <p>11.18 綿貫建設大臣来団</p> <p>11.25 大阪南エースセンター竣工式</p> <p>12. 1 大阪南エースセンター汚泥溶解開始</p> <p>12.25 新技術に「愛称」を設定</p>	<p>3.16 中央公害対策審議会答申 (生活雑排水対策に関する制度のあり方について)</p> <p>4. 1 国際花と緑の博覧会開幕</p> <p>5.29 第 1 回日米下水道に関するワークショップ</p> <p>6.22 水質汚濁防止法の一部改正 (生活雑排水対策の実施の推進に関する措置、9 月 22 日施行)</p> <p>6.28 「公共投資基本計画」(430 兆円) 閣議了解</p> <p>7.22 都市計画中央審議会答申 (今後の下水道の整備と管理はいかにあるべきかについて)</p> <p>8. 2 イラク、クウェートに侵攻</p> <p>10. 3 東西ドイツ統一</p> <p>10.30 第 3 次臨時行政改革推進審議会設置</p> <p>11.16 下水道高度処理促進全国協議会が設立</p> <p>11.29 議会開設百年記念式典</p> <p>12. 2 日本人初の宇宙飛行士誕生 (秋山豊寛氏)</p> <p>12.29 第 2 次海部内閣改造、大塚雄司建設大臣就任</p>
<p>● 平成 3 年 (1991)</p> <p>2. 1 世界初の実用化一省面積型窒素除去バイオリアクター (ペガサス第 1 号) が稼動 (大阪北東エースセンター)</p> <p>3.18 下水道汚泥焼却灰レンガ製造センター火入れ (荒川右岸流域下水道新河岸川処理センター)</p> <p>5.12 公共下水道で初の真空式下水道システムが稼動 (愛媛県西条市)</p> <p>5.14 業務運営効率化委員会報告書</p> <p>6.13 下水道集団整備事業説明会実施 (於 大分県)</p> <p>7.26 JS 下水道技術者養成研修修了者 2 万人達成</p> <p>9.20 台健理事長就任 (9.20 玉木勉理事長退任)</p> <p>10.16 鎌倉市武道館上棟式 (鎌倉市山崎下水道終末処理場)</p> <p>11. 4 初の設計コンクール、FL 魅力アップ仮設囲いコンテスト表彰実施</p>	<p>1.17 湾岸戦争勃発</p> <p>2. 9 美浜原発(福井県)で冷却水漏れ事故</p> <p>2.22 第 7 次下水道整備五箇年計画閣議了解</p> <p>2.28 湾岸戦争終結</p> <p>3.30 過疎地域活性化特別措置法の一部改正 (都道府県過疎代行制度の創設、4 月 1 日施行)</p> <p>5. 2 下水道整備緊急措置法の一部改正 (3 年法律第 62 号)</p> <p>6. 3 長崎県雲仙・普賢岳で大規模火砕流が発生</p> <p>6.14 下水道法施行令の一部改正 (事務の簡素化、同日施行)</p> <p>8.26 財団法人下水道業務管理センター設立</p> <p>10.ー 第 2 回日米下水道に関するワークショップ (於 シンシナティ)</p> <p>10.ー 第 5 回日独排水及びスラッジ処理についてのワークショップ (於 つくば市)</p> <p>11. 5 宮澤内閣成立、山崎拓建設大臣就任</p> <p>11.29 第 7 次下水道整備五箇年計画閣議決定</p> <p>12. 8 スラブ 3 共和国が「独立国家共同体」創設 (ソ連消滅)</p>
<p>● 平成 4 年 (1992)</p> <p>1.17 大分県で初の下水道集団整備事業連絡会設立</p>	<p>2. 6 関西新空港国際入札外国企業が落札</p>

日本下水道事業団関係	下水道行政関係事項・社会のできごと等
<p>3.18 「ペガサス」で日本水環境学会技術賞を受賞</p> <p>3.29 ベストシャトル（ベストシステムを搭載した移動脱水車）第1号が稼動（鳥取県日吉津町、大山町、西伯町）</p> <p>4.9 事業予算規模3千億円台に</p> <p>4.23 バイオフォーカス WT で開発された施設を実用化（三重県二見町茶屋クリーンセンター）</p> <p>5.18 業務運営長期計画決定</p> <p>7.30 新事業団旗制定</p> <p>7.30 新記章制定</p> <p>8.1 CI導入</p> <p>10.1 北九州総合事務所設置</p> <p>10.1 トンネル式下水道処理場第1号稼動（島根県鹿島町）</p> <p>10.5 国公共事業専門家派遣団大阪北東エースセンターを視察</p> <p>11.1 設立20周年</p>	<p>2.8 アルベールビル冬季五輪開幕（最後の夏冬同年開催）</p> <p>4.7 日本初の顕微受精ベビー誕生</p> <p>4.27 旧ユーゴ完全解体（五共和国に）</p> <p>6.2 通勤列車駅ビル暴走（関東鉄道取手駅）</p> <p>6.3 環境と開発に関する国連会議「地球サミット」（於 リオデジャネイロ）</p> <p>6.ー 第3回日米下水道に関するワークショップ</p> <p>6.ー 日韓都市開発協力会議</p> <p>6.30 「生活大国5箇年計画—地球社会との共存をめざして—」閣議決定</p> <p>7.6 従軍慰安婦問題で政府が調査結果公表（直接関与を公式に認める。）</p> <p>7.8 「第二世代下水道マスタープラン」を東京都が策定</p> <p>7.25 バルセロナ夏季五輪開幕</p> <p>9.28 (財)下水道新技術推進機構発足</p> <p>10.17 米国留学高校生射殺事件</p> <p>11.3 島原鉄道列車正面衝突（長崎県）</p> <p>12.1 生活環境審議会答申（水道水質に関する基準のあり方について）</p> <p>12.12 宮澤内閣改造、中村喜四郎建設大臣就任</p> <p>12.12 インドネシアで大津波発生（M6.8 死者約2,500人）</p> <p>12.21 水道水質に関する省令の一部改正</p> <p>12.29 ミロSTART II（第2時戦略兵器削減条約）合意</p>
<p>● 平成5年（1993）</p> <p>1.20 大分県下水道集団整備事業連絡会第2回委員会、事業推進の覚書締結</p> <p>4.12 通水500箇所を達成（神奈川鎌倉市山崎下水終末処理場）</p> <p>4.6 「ペガサス」科学技術庁の注目発明に選定</p> <p>4.26 「ペガサス」技術評価委員会から答申</p> <p>6.10 広報アニメーション映画「モンタの冒険」文部省選定映画に</p> <p>10.7 総合実習棟起工式（研修生2,000人体制へ）</p> <p>10.8 鎌倉武道館・山崎水質浄化センターが神奈川県建築コンクール優秀賞に入賞</p>	<p>1.1 EC統合市場発足</p> <p>1.1 チェコスロバキア連邦 分離独立</p> <p>1.15 釧路沖地震（M7.8 死者2人）</p> <p>1.18 中央公害対策審議会答申（水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の追加項目等について）</p> <p>3.2 (財)下水道新技術推進機構が下水道技術審査証明事業を認定される。</p> <p>3.8 水質汚濁に係る環境基準に関する環境庁告示改正</p> <p>4.1 下水道法施行令の一部改正（補助率の変更、同日公布）</p> <p>5.15 プロサッカー発足、「Jリーグ」開幕</p> <p>5.26 伊豆半島沖群発地震（最大M4.8）</p> <p>6.9 皇太子ご結婚（小和田雅子さんと）</p> <p>6.10 中央公害対策審議会答申（海域の窒素及び磷に係る環境基準等の設定について）</p> <p>6.26 雲仙・普賢岳大規模火砕流発生</p>

日本下水道事業団関係	下水道行政関係事項・社会のできごと等
	<p>7.1 カンボジア暫定国民政府が発足</p> <p>7.7 東京サミット（第19回主要国首脳会議）開幕</p> <p>7.12 北海道南西沖大地震（M7.8 死者・行方不明者231人）</p> <p>8.6 鹿児島で集中豪雨（死者・行方不明者49人）</p> <p>8.9 細川内閣成立、五十嵐広三建設大臣就任</p> <p>8.27 海域における窒素・燐に係る環境基準の設定について</p> <p>9.13 パレスチナ暫定自治協定調印</p> <p>10.1 海域における窒素・燐に係る排水規制の実施に伴う下水道法施行令の一部改正施行（9.16公布）</p> <p>10.8 南ア経済制裁撤廃決議（国連総会）</p> <p>10.13 第4回日米下水道に関するワークショップ（於 シンシナティ）</p> <p>11.19 環境基本法</p> <p>11.27 第3次行革審最終答申（「地方分権」と「規制緩和」を柱に）</p> <p>12.14 コメ部分開放決定</p> <p>12.28 下水道実施市町村の割合が5割を突破（佐賀県三田川町、静岡県南伊豆町）</p>
<p>● 平成6年（1994）</p> <p>1.11 最上圏域下水道整備促進協議会設立総会（山形県：全国二番目の下水道集団整備事業）</p> <p>1.14 通水500箇所記念碑除幕式（鎌倉市山崎水質浄化センター）</p> <p>4.1 中本至理事長就任（4.1台健理事長退任）</p> <p>4.25 「効率的な汚泥濃縮法」第3次報告「浮上濃縮法」が技術評価委員会から答申</p> <p>5.23 高瀬川水系中部上北下水道整備促進協議会設立総会（仮称）（青森県）</p> <p>5.31 入札・契約制度検討委員会</p> <p>7.1 入札・契約方式の改正（一般競争入札、公募型指名競争入札の導入）</p> <p>9.2 官製談合疑惑報道</p> <p>9.2 独禁法違反疑惑：調査委員会設置</p> <p>9.6 独禁法違反疑惑：業務適正化委員会設置</p> <p>9.12 公正取引委員会、独禁法違反疑惑でJS本社に立入検査</p> <p>9.26 JS下水道技術者養成研修修了者2万5千人達成</p> <p>11.25 都城地域下水道集団整備事業調印式（宮崎県）</p>	<p>1.17 ロサンゼルス大地震発生（M6.8）</p> <p>2.1 微量化学物質の環境基準への項目追加に伴う下水道法施行令の一部改正施行（平成5.12.27公布）</p> <p>2.4 初の純国産大型ロケットH2打ち上げ成功</p> <p>2.12 リレハンメル冬季五輪開幕</p> <p>2.~3. 全国でコメ不足騒ぎ一各地で行列</p> <p>3.4 水道原水水質保全事業促進法の制定 水道水源水域水質保全特別措置法の制定</p> <p>4.10 NATOが初のボスニア空爆</p> <p>4.28 羽田内閣成立、森本晃司建設大臣就任</p> <p>5.4 パレスチナ暫定自治始動</p> <p>5.27 下水道技術五箇年計画発表</p> <p>6.22 製造物責任（PL）法が成立（平成7.7.1施行）</p> <p>6.27 松本サリン事件発生</p> <p>6.30 村山内閣成立、野坂浩賢建設大臣就任</p> <p>7.1 下水道法施行令の一部改正施行（浸透性雨水ます、同日公布）</p> <p>7.1 生活污水を利用した地域冷暖房実用化（東京都後楽地区）</p>

日本下水道事業団関係	下水道行政関係事項・社会のできごと等
<p>12.5 本社、東京支社新庁舎へ移転（国際新赤坂ビル）</p>	<p>7.25 ヨルダン・イスラエル戦争状態終結            9.4 関西空港開港（国内初の24時間運用）            10.4 北海道東方沖大地震発生（M8.1）            10.13 大江健三郎氏、ノーベル文学賞受賞            12.14 「今後の下水道の整備と管理は、いかにあるべきか」について都市計画中央審議会に諮問</p>
<p>● 平成7年（1995）</p> <p>1.12 渇水救援で西宮市よりJSに感謝状（兵庫東エースで湧水を水道水源に提供）</p> <p>1.17 JS災害対策本部設置（阪神・淡路大震災復旧活動支援）</p> <p>2.27 独禁法違反疑惑：業務適正化委員会中間報告（入札制度改善、設計・積算業務の改善等）</p> <p>3.6 公正取引委員会、独禁法違反疑惑で重電9社を告発</p> <p>3.8 東京地検、独禁法違反疑惑でJS本社家宅搜索</p> <p>4.14 新大阪分室開設</p> <p>6.7 公正取引委員会、独禁法違反疑惑で重電9社担当者17名及びJS職員1名を追加告発</p> <p>6.8 木内啓理理事長就任（6.8中本至理理事長退任）</p> <p>6.15 東京高検、独禁法違反で重電9社、同担当者17名及びJS職員1名を東京高裁に公判請求</p> <p>7.5 技術開発研修本部総合実習棟竣工</p> <p>9.18 入札・契約方式の改正（公募型指名競争入札の拡大、優良建設業者の入札参入機会の拡大）</p> <p>10.4 四日市市で独禁法違反事件に係る損害賠償住民請求（以後25自治体で住民請求が行われる。）</p> <p>10.17 JS下水道普及キャラバン（東京）開催（以降全国各都市で平成9年度まで開催）</p> <p>10.26 大阪南エースセンター3号溶鉱炉完成</p> <p>11.30 下水道管理支援センター竣工</p> <p>12.21 四日市市で独禁法違反事件に係る損害賠償代位請求住民訴訟が提訴（以後17件の提訴が行われる。）</p>	<p>1.17 阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震）発生（M7.2、死者6,308人）</p> <p>2.28 東京湾、大阪湾における窒素・燐の類型指定</p> <p>3.20 地下鉄サリン事件発生</p> <p>4.一 下水道地震対策技術調査検討委員会第1次提言</p> <p>5.2 野茂英雄投手大リーグ初登板（ドジャース：この年大リーグで野茂旋風）</p> <p>5.11 日本産トキ絶滅</p> <p>5.28 ロシア・サハリン地震発生（M7.6、死者1,989人）</p> <p>7.18 都市計画中央審議会答申（今後の下水道の整備と管理は、いかにあるべきか）</p> <p>7.31 第5回日米下水道に関するワークショップ</p> <p>8.一 下水道地震対策技術調査検討委員会第2次提言</p> <p>8.8 村山内閣改造、森喜朗建設大臣就任</p> <p>11.1 新食糧法施行（コメ流通・販売自由化）</p> <p>12.1 構造改革のための経済社会計画閣議決定</p>
<p>● 平成8年（1996）</p> <p>1.4 工事・設計競争参加資格審査申請常時受付開始</p> <p>1.17 下水道新技術セミナー開催（東京）（以降毎年開催）</p>	<p>1.11 第1次橋本内閣成立、中尾栄一建設大臣就任</p> <p>2.20 第8次下水道整備五箇年計画閣議了解</p> <p>2.27 伊勢湾における窒素・燐の類型指定</p>

日本下水道事業団関係	下水道行政関係事項・社会のできごと等
<p>2.7 包括固定化窒素除去プロセス「ペガサス」の特許通常実施権を仏・デグレモン社に許諾</p> <p>3.1 パレスチナに下水道整備計画調査団を派遣</p> <p>4.1 入札・契約制度の改正（工事請負契約書の全面改正、郵便入札の導入等）</p> <p>4.ー エイジトロン（コンクリート腐食促進装置）試運転開始</p> <p>5.31 独禁法違反事件：東京高裁判決（確定）</p> <p>6.7 包括固定化窒素除去プロセス「ペガサス」環境賞受賞</p> <p>6.17 大阪支社移転（新大阪プライムタワービル）</p> <p>6.17 入札・契約制度の改正（中小建設業者の受注機会の確保、公募条件の緩和等）</p> <p>7.9 JS 再構築基本構想決定</p> <p>7.31 JS 再構築推進本部発足</p>	<p>3.27 らい予防法廃止法成立</p> <p>5.28 地下水浄化と油事故対策に係る水質汚濁防止法の改正</p> <p>5.ー 岡山県で食中毒発生（O157による食中毒事件、児童2人死亡）ー以後各地でO157による食中毒が発生、死者11人</p> <p>5.27 ロシア・チェチェン停戦に合意</p> <p>6.5 下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部改正（適正な汚泥処理、光ファイバーの管内設置）（平8法律第59号）</p> <p>7.ー 化学的酸素要求量（COD）に係る総量削減計画（第4次）</p> <p>7.19 アトランタ五輪開幕</p> <p>8.28 下水道地震対策技術調査検討委員会最終提言</p> <p>11.7 第2次橋本内閣成立、亀井静香建設大臣就任</p> <p>11.27 下水道法改正に伴う下水道法施行令改正</p> <p>12.13 第8次下水道整備五箇年計画閣議決定</p> <p>12.17 在ペルー日本大使公邸で人質監禁事件発生</p> <p>12.18 下水道法改正に伴う標準下水道条例改正</p>
<p>● 平成9年（1997）</p> <p>1.16 ボランティア等休暇新設</p> <p>2.21 JS ホームページを開設</p> <p>4.1 入札・契約制度の改正（経常建設共同企業体の認定）</p> <p>5.12 入札・契約制度の改正（下位等級業者の参入範囲の拡大、一般競争入札の客観点数条件緩和）</p> <p>5.30 公共工事コスト縮減対策に関する行動計画策定</p> <p>6.2 土木・建設工事に係る積算基準及び標準歩掛りを公表</p> <p>8.1 契約後VE方式を試行</p> <p>9.18 JS初のメンタルヘルス講習会開催</p> <p>9.29 JS下水道技術者養成研修修了者3万人達成</p> <p>12.25 新技術導入促進制度の試行開始</p>	
<p>● 平成10年（1998）</p> <p>4.1 予定価格事後公表を実施</p> <p>4.1 設計VE（バリューエンジニアリング）導入</p> <p>4.27 平成9年度建設工事コスト縮減実績公表</p> <p>6.5 「炭化による下水汚泥の有効利用技術（炭化汚泥）」水環境学会技術賞受賞</p>	<p>1.30 下水道整備五箇年計画の改定について閣議決定</p> <p>2.6 第8次下水道整備七箇年計画発表</p> <p>2.7 長野冬季五輪開幕</p> <p>3.19 NPO（民間非営利組織）法成立</p> <p>3.20 下水道懇談会報告</p>

日本下水道事業団関係	下水道行政関係事項・社会のできごと等
<p>6.23 定道成美理事長就任 (6.23 木内啓介理事長退任)</p> <p>10. 1 工事積算内訳の公表開始</p> <p>12.- 韓国環境管理公団技術者がJS技術研修に参加</p>	<p>3.27 「建設省所管公共事業の再評価実施要領」「建設省所管公共事業の新規事業採択評価実施要領」策定</p> <p>4. 1 改正外為法施行 (金融ビッグバンスタート)</p> <p>4. 1 (社)日本下水道光ファイバー技術協会発足</p> <p>4. 5 明石海峡大橋開通</p> <p>4.24 「総合経済対策」閣議決定</p> <p>6. 9 中央省庁等改革基本法成立</p> <p>7. 4 日本初の火災探査機「のぞみ」打上成功</p> <p>7.25 和歌山カレー事件発生 (2人死亡)</p> <p>7.30 小渕内閣成立、関谷勝嗣建設大臣就任</p> <p>8.31 北朝鮮のロケット「テポドン」太平洋に着弾</p> <p>10. 1 下水道等に関する行政観察結果に基づく勧告</p> <p>10. 9 地球温暖化対策の推進に関する法律公布</p> <p>11.16 「緊急経済対策」閣議決定</p> <p>11.18 コメ関税化閣議決定</p> <p>11.19 地方分権委員会、総合補助金の創設など第5次勧告を提出</p>
<p>● 平成 11 年 (1999)</p> <p>2.18 米国国防総省 PM (プロジェクトマネジメント) 専門家アバ氏 JS を訪問 (JS における PM の取組について意見交換)</p> <p>3.31 通水 1,000 箇所を達成 (陸前高田市浄化センター、通水式 6.3)</p> <p>5. 6 大阪南エースセンターISO14001 認証取得</p> <p>4.27 神戸市東灘処理場災害復旧完成・通水 (平成 7 年兵庫南部地震被害復旧工事)</p> <p>7.13 内藤勲理事長就任 (7.13 定道成美理事長退任)</p> <p>7.15 JS 初のデザイン・ビルド(DB)方式による発注公告 (栃木県下水道資源化工場、11.16 入札・契約)</p> <p>10. 1 プロジェクト・マネジメント体制が本格稼働</p>	<p>1. 1 欧州連合 (EU) の単一通貨「ユーロ」が 11 カ国に導入</p> <p>1.14 小渕内閣改造、関谷勝嗣建設大臣再任</p> <p>1.29 「地域振興券」の公布始まる</p> <p>2. 1 下水道政策研究委員会設立</p> <p>2. 2 埼玉県の野菜にダイオキシン汚染騒動</p> <p>2.22 水質汚濁に係る環境基準に関する告示改正</p> <p>2.28 国内初の脳死移植実施</p> <p>3.23 北朝鮮工作船で海自、初の海上警備行動</p> <p>4.16 「地球温暖化対策に関する基本方針」公表</p> <p>5. 7 情報公開法成立</p> <p>7. 8 省庁改革・地方分権法が成立</p> <p>7. 8 「経済社会のあるべき姿と経済新生の政策方針」閣議決定</p> <p>7.13 特別化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律公布</p> <p>7.16 国土交通省設置法公布</p> <p>7.16 ダイオキシン類対策特別措置法公布</p> <p>8. 9 国家公務員倫理法が成立</p> <p>8.17 トルコで大地震 (M7.4、死者 17,000 人超)</p> <p>9.30 東海村民間ウラン加工施設で国内初の臨界事故 (150 人被曝、1 人死亡)</p>

日本下水道事業団関係	下水道行政関係事項・社会のできごと等
	10.5 小渕内閣第2次改造、中山正暉建設大臣就任 12.20 マカオ、中国に返還
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成12年(2000)</li> <li>1.11 情報センターが完成</li> <li>3.15 技術評価委員会答申(オキシデーションディッチ法の評価に関する第3次報告ーオキシデーションディッチ法の運転管理手法及び高度処理化ー)</li> <li>3.15 技術評価委員会答申(研究開発評価制度について)</li> <li>6.16 兵庫東エースセンターISO14001 認証取得</li> <li>6.30 全建賞を大阪市と共同受賞(受賞事業ーなにわ大放水路)</li> <li>11.30 「建設コスト縮減対策に関する新行動計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.15 ダイオキシシン類に排出規制の実施に伴う下水道法施行令の一部改正施行(平成11.12.27公布)</li> <li>2.ー 新下水道技術5箇年計画策定</li> <li>3.ー 下水道政策研究委員会中間報告</li> <li>3.8 地下鉄日比谷線が中目黒駅付近で脱線</li> <li>3.31 北海道有珠山噴火</li> <li>4.5 森内閣成立、中山正暉建設大臣再任</li> <li>6.2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正公布(減量・適正処理の計画的推進)</li> <li>6.2 循環型社会形成推進基本法公布</li> <li>6.13 韓国大統領領北朝鮮を訪問(朝鮮半島に和解の胎動)</li> <li>7.4 第2次森内閣成立、扇千景建設大臣就任</li> <li>7.8 三宅島雄山噴火(8.18、8.29大噴火、9.1全島避難)</li> <li>7.21 九州・沖縄サミット開幕</li> <li>8.3 都市計画中央審議会基本政策部会下水道小委員会設置</li> <li>8.14 ロシア原潜沈没(乗組員118人)</li> <li>9.11 東海地方集中豪雨(浸水家屋七万棟)</li> <li>9.15 シドニー五輪開幕</li> <li>10.5 ユーゴ政変(ミロシェビッチ政権崩壊)</li> <li>10.6 鳥取県西部地震(M7.3)</li> <li>10.10 白川英樹氏、ノーベル化学賞受賞</li> <li>11.5 旧石器発掘捏造発覚</li> <li>11.11 奥アルプス・ケーブルカー火災</li> <li>12.5 第2次森内閣改造、扇千景建設大臣再任</li> <li>12.14 都市計画中央審議会基本政策部会下水道小委員会報告</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成13年(2001)</li> <li>1.10 法人改革室設置</li> <li>3.27 技術評価委員会答申(下水道構造物に対するコンクリート防食技術)</li> <li>4.1 高齢者等の再任用制度導入</li> <li>4.2 下水道処理設備工事及び電気設備工事参入機会の拡大</li> <li>6.27 技術開発実験センター(真岡)開所</li> <li>6.18 JS 監修安全教育ビデオ「事故をなくすにはー下水道施設工事に携わる人たちー」第39回日本産業映画ビデオコンクール奨励賞受賞</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.6 省庁再編(1府12省庁)国土交通省発足</li> <li>1.6 第2次森内閣中央省庁再編後、扇千景国土交通大臣就任</li> <li>2.9 愛媛県漁業実習船「えひめ丸」ハワイ・オアフ島沖で米原潜「グリーンビル」と衝突(死者8人行方不明者1人)</li> <li>3.24 芸予地震発生(最大震度6弱、2人死亡)</li> <li>4.1 行政機関情報公開法施行</li> <li>4.1 国土技術政策総合研究所発足</li> <li>4.1 独立行政法人土木研究所発足</li> <li>4.2 「つくる会」教科書、検定合格</li> </ul>

日本下水道事業団関係	下水道行政関係事項・社会のできごと等
<p>6.27 技術開発実験センター供用開始</p> <p>10.25 「超高度処理」実用化レベルへ技術確立、概要公表</p> <p>11.28 「浸漬型膜分離活性汚泥法」導入促進新技術（A 技術）に選定・登録</p>	<p>4.26 小泉内閣成立、扇千景国土交通大臣再任</p> <p>5.7 「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」公表</p> <p>6.8 小学校児童殺害事件（池田市、児童 8 人死亡）</p> <p>6.21 「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」閣議決定</p> <p>7.1 水質汚濁防止法施行令の一部改正施行（排水規制項目の追加）</p> <p>7.1 下水道法施行令の一部改正（排除規制物質の追加）</p> <p>9.11 アメリカで同時多発テロ発生</p> <p>9.21 狂牛病（BSE）日本で確認</p> <p>10.5 米、炭疽菌テロ発生</p> <p>10.7 米、アフガニスタン空爆</p> <p>10.10 野依良治氏、ノーベル化学賞受賞</p> <p>12.1 皇孫「敬宮愛子」さまご誕生</p> <p>12.19 特殊法人等整理合理化計画閣議決定</p> <p>12.22 海上保安庁巡視船、鹿児島県奄美大島沖で銃撃戦</p>
<p>● 平成 14 年（2002）</p> <p>2.12 JS 業務改革プロジェクトチーム発足</p> <p>4.17 「JS 技術開発情報メール」創刊</p> <p>5.9 技術評価委員会答申（ステップ流入式多段硝化脱窒法）</p> <p>6.14 「合流改善のためのトータルサポート業務」開始</p> <p>6.15 青森県下水道集団整備事業（高瀬川水系中部上北集団整備事業）供用開始</p> <p>6.28 「予定価格」の事前公表試行開始</p> <p>7.16 安中徳二理事長就任（7.16 内藤勲理事長退任）</p> <p>10.18 日本下水道事業団法の一部を改正する法律閣議決定（地方共同法人化）（10.21 法案国会提出）</p> <p>11.1 JS 下水道技術者養成研修了者 4 万人達成</p> <p>11.1 設立 30 周年</p>	<p>2.9 ソルトレイクシティ冬季五輪開幕</p> <p>4.1 ペイオフ制度解禁</p> <p>5.31 日韓共催サッカーワールドカップ開幕</p> <p>8.5 住民基本台帳ネットワーク稼動</p> <p>9.17 小泉首相訪朝、金正日総書記と会談 日朝（平壤）共同宣言署名（10 月中に国交正常化交渉再開など）</p> <p>9.26 ISO/TC224（上下水道サービスの国際標準化）第 1 回総会開催（於 パリ）</p> <p>9.30 小泉内閣改造、扇千景国土交通大臣再任</p> <p>10.1 独立行政法人等情報公開法施行</p> <p>10.8 小柴昌俊氏、ノーベル物理学賞受賞</p> <p>10.9 田中耕一氏、ノーベル化学賞受賞</p>

# 目 次

刊行のことば  
歴代理事長  
施設写真  
年 表

第1編 主なできごと .....	1
第1 設立から20周年までの主なできごと	
I 下水道事業センターの設立	
1 下水道事業センターの設立の背景 .....	3
2 下水道事業センターの体制づくり .....	6
3 研修・試験研究体制の確立と始動 .....	7
II 日本下水道事業団への改組	
1 下水道事業センターから日本下水道事業団への移行 .....	9
2 業務の急速な展開.....	11
3 技術の蓄積.....	12
III 緊縮財政と試練の時代	
1 公共事業「冬の時代」 .....	14
2 苦境の時代の事業団の対応 .....	15
3 新技術の開発と実用化 .....	15
4 研修生1万人達成 .....	18
IV 事業躍進とエースプランの創設	
1 再び躍進の時期を迎えて .....	19
2 エースプランの創設 .....	20
3 開花する数々の新技術 .....	22
4 下水道管理技術認定試験.....	23
5 研修生2万人達成 .....	24
6 次の10年に向けて .....	24

## 第2 この10年の主なできごと

I	この10年間の動き	
1	この10年間の下水道事業の推移	26
2	事業団の業務の展開	27
II	ライフサイクルサポートを目指した業務展開	
II-1	ライフサイクル・サポートの経緯	30
II-2	ライフサイクル・サポート業務の概要	31
1	下水道の普及とJSの関わり	31
2	計画設計	32
3	実施設計	33
4	建設	34
5	維持管理	35
6	改築・更新	35
7	下水道経営	36
8	技術開発	36
9	研修・検定業務	37
II-3	業務展開の実施例及びその効果	38
1	計画設計	38
2	実施設計	38
3	建設	41
4	維持管理	42
5	改築	44
6	下水道経営	45
7	技術開発	46
8	研修・検定業務	51
III	再構築・プロジェクトマネジメント体制	
III-1	JS再構築基本構想	54
1	再構築基本構想策定の経緯	54
2	業務改革	55
3	情報システム整備・運用方針	56
4	再構築推進の体制及びスケジュール	57
III-2	情報システムの整備	59
1	情報インフラの整備	59
2	イントラネットの活用	61
3	業務用ソフトウェアの導入	62
III-3	ライフサイクル・サポート構想	64
1	ライフサイクル・サポートへの展開	64
2	ライフサイクル・サポートの戦略	64
3	ライフサイクル・サポートの内容	64

III-4	プロジェクトマネジメント方式導入	66
1	概要	66
2	プロジェクトマネジメント導入準備	66
3	建設プロジェクト運営要領	67
4	実施体制	68
IV	災害への対応	
IV-1	この10年の主な災害	71
IV-2	阪神淡路大震災	71
1	地震概要	71
2	被災状況	71
3	事業団の対応	73
IV-3	有珠山噴火	77
1	噴火概要	77
2	被災状況	77
3	下水道施設の復旧工事	79
IV-4	鳥取県西部地震	83
1	地震概要	83
2	被災状況	84
3	事業団の対応	84
V	本社・支社の移転	
1	執務室の狭隘の顕在化とOA化への対応	86
2	オフィス賃貸相場の下落傾向－移転の好機－	86
3	移転の基本方針	87
4	移転の実施	87
VI	施設の拡充	
VI-1	総合実習棟の建設	88
1	研修施設の経緯	88
2	新しい総合実習棟の建設	88
VI-2	情報センター	90
1	設置目的	90
2	建設経緯	90
VI-3	技術開発実験センター	92
1	技術開発実験センター建設の経緯	92
2	技術開発実験センターの建設	92
3	技術開発実験センターの概要	93
4	技術開発実験センターの役割	94
5	技術開発実験センター活用の今後の方針	95

VII	入札・契約制度等の改善	
VII-1	入札・契約の透明性の確保	98
1	入札・契約制度改善の背景	98
2	発注における透明性、客観性、競争性等の一層の確保	100
3	公正な入札・契約手続を確保するための方策	110
VII-2	電算化の導入による業務の効率化とセキュリティの確保	112
1	積算システムの導入	112
2	工務データベースの導入	113
VII-3	品質確保のための施策の充実	114
1	工事完成時における品質の確保〈工事成績評定制度の改正〉	114
2	供用開始後における品質の確保〈工事補償引当金の活用拡大〉	115
VIII	エース事業の動向と維持管理費の縮減	
VIII-1	エース事業の主な動き	116
1	兵庫東 西宮市、芦屋市新規参入	116
2	エース事業の経営状況	117
3	兵庫西エース二種・緊急要請の受入れ	117
4	ごみ焼却灰との混合溶融	119
5	ISO14001の取得	120
VIII-2	エースプランの事業概要	121
1	施設概要	121
2	建設事業の推移	124
VIII-3	管理業務の概要	125
1	汚泥量の推移	125
2	管理施設の状況	128
3	維持管理費縮減に向けての取り組み	128
IX	特殊法人等改革	
1	特殊法人等改革の経緯	132
2	「特殊法人等整理合理化計画」に至るまでの論点	133
3	「特殊法人等整理合理化計画」の概要	135
4	日本下水道事業団に係る整理合理化計画の内容	136
5	整理合理化計画の具体田に向けての検討	139
6	日本下水道事業団の業務・組織のあり方に関するアンケート	141
7	日本下水道事業団法の一部を改正する法律案	150
8	結び	152

第2編	事務所の10年	153
1	北海道総合事務所	155
2	青森工事事務所	156
3	岩手工事事務所	157
4	宮城工事事務所	159
5	秋田工事事務所	160
6	山形工事事務所	162
7	福島工事事務所	163
8	茨城工事事務所	165
9	栃木工事事務所	166
10	群馬工事事務所	167
11	埼玉工事事務所	168
12	千葉工事事務所	169
13	東京工事事務所	171
14	神奈川工事事務所	172
15	新潟工事事務所	173
16	北陸工事事務所	175
17	長野工事事務所	176
18	静岡工事事務所	177
19	東海総合事務所	178
20	福井工事事務所	180
21	琵琶湖工事事務所	182
22	京都工事事務所	183
23	大阪湾工事事務所	185
24	大阪工事事務所	187
25	兵庫工事事務所	188
26	鳥取工事事務所	190
27	島根工事事務所	192
28	岡山工事事務所	194
29	広島工事事務所	195
30	四国東部工事事務所	197
31	愛媛工事事務所	199
32	高知工事事務所	201
33	北九州総合事務所	202
34	熊本工事事務所	204
35	宮崎工事事務所	206
36	鹿児島工事事務所	208
37	沖縄工事事務所	209
38	大阪北東広域処理事務所	211
39	大阪南広域処理事務所	212
40	兵庫東広域処理事務所	214
41	兵庫西広域処理事務所	215

第3編 資料	217
I 業務	
委託地方公共団体一覧表	219
II 受託建設	
1 年次別通水完了一覧表	269
2 受託建設の実績	293
III 事後点検	
事後点検に係る調査一覧	353
IV 研修	
1 研修専攻科目年度推移表	358
2 研修実績	360
V 技術開発	
1 試験研究テーマ	371
2 技術開発の成果をもとにした施設	378
VI 技術検定等	
技術検定等の実績	393
VII 総務	
1 組織変遷図	398
2 事務所組織の変遷	406
3 歴代評議員	410
4 歴代役員	414
5 歴代幹部職員	418
VIII 財務	
1 予算額及び決算額の推移	436
2 借入金及び借入条件の推移	458
3 出資金・補助金の推移	463
4 出資金・補助金拠出地方公共団体	466
IX 協定	
年度別協定処理件数	468

# 第1編 主なできごと



# 第1 設立から20周年までの主な出来事

## I 下水道事業センターの設立

### 1 下水道事業センターの設立の背景

#### (1) 事業団設立に関する提言

戦後の復興段階を経た日本経済は昭和30年代から高度成長を遂げ、その結果、産業構造の近代化、人口の都市集中等が急速に進行した。これらに伴って、大都市を中心に生活環境の悪化や河川・海域の水質汚濁もまた急速に進み、国民の間では、自然条件や生活環境などの違いから欧米諸国に比べて著しく立ち遅れていた下水道整備の必要性が徐々に認識されはじめた。

昭和33年には旧下水道法(明治33年法律第32号)が大幅に改正され現在の下水道法が制定された。続いて38年度を初年度とする第1次下水道整備五箇年計画(当時は下水道整備五箇年計画と終末処理場整備五箇年計画から構成されていた)が閣議決定された。また、42年7月に公害基本法が制定され、同年からは流域下水道を制度化した第2次五箇年計画がスタートし、下水道は本格的に公共用水域の水質保全に踏み出した。

その後大気・水の汚染等の進行に伴って公害問題はますます深刻化し、その対策を早急に求める世論が大きく高揚してきた。

このような状況の中で、45年8月14日に都市計画中央審議会からの下水道事業拡充の方策について答申がなされ、下水道の現代的評価、第3次五箇年計画の指針となるべき下水道全般の課題に加えて、「地方公共団体の下水道事業執行を支援するための機関として、大都市に偏在している下水道技術者の流動化を図り、技術者の研修および新技術の開発を行うために「下水道技術協力事業団」(仮称)の設置を検討すべきである」と注目すべき提言が行われた。

#### (2) 下水道事業団設立構想

昭和45年12月18日第64回臨時国会において、公害対策基本法の改正、水質汚濁防止法の制定、下水道法の改正など14の公害関係諸法が一括審議可決された。

この、いわゆる「公害国会」においては環境問題、とりわけ水質保全のための下水道整備が重要視され、46年度を初年度とする第3次五箇年計画が46年8月27日閣議決定された。

第3次下水道整備五箇年計画は、計画額2兆6,000億円（第2次五箇年計画の約2.8倍）と下水道整備への投資額が飛躍的に拡大され、全国的な事業の推進を可能とするものであった。しかし、五箇年計画に基づく下水道事業の推進を図るにあたっては、いくつかの根本的問題が残されていた。まず第一は、事業執行の主体となる市町村には下水道事業を所管する課さえ設置されていないところが多く、これらの市町村を指導する府県においても同様の状態であった。更にこのような執行体制の未整備に加え、事業実施都市の増加に対応すべき下水道技術者の不足はあまりにも深刻で、投資額に見合った事業を展開するには技術者の養成と均衡のとれた配置が急務とされた。

このような背景のもとに、都市計画中央審議会は、46年8月16日に「下水道事業を推進するための執行体制に関する方策について」の答申を次のように行った。

下水道事業は地方公共団体が主体となって実施していく事業であり、その執行体制を自ら整備すべきであるが、各都市が建設期間中にのみ多く必要となる下水道技術者を画一的に確保することは必ずしも必要とはいえないし、また効率的でもない。このため各都市からは、技術者の流動性が確保されるように、組織的な技術者のプール機関の設置が要請されている。また、水質環境基準を達成するためには、下水道施設の根幹となる幹線管渠、終末処理場の建設を先行的に推進する必要があり、下水道に関する新技術の開発と実用化については、国の立場から協力を推進するとともに、民間機関の開発技術についても公的な評価や認定をする必要がある。こうした諸要請を同時に充足するために、下水道事業団(仮称)の設置を検討すべきである。

この答申を受けて、建設省(当時)はその検討に入った。新機構の性格としては国の全額出資による特殊法人とし、その業務については次のような構想をまとめた。

- ① 技術者派遣による下水道の建設及び維持管理に関する技術援助を行う。
- ② 下水道の根幹的施設について資金を立て替え、先行的に整備を行う。
- ③ 下水道技術に関する実務研修を行う。
- ④ 下水処理などに関する技術の開発、試験などを行う。

こうした内容をもって、昭和47年度の予算概算要求で「下水道事業団」の設置の要求が行われた。

### (3) 下水道事業センター法の成立とその概要

「下水道事業団」は、狭義の特殊法人として設立しようとするものであったが、この事業団は地方公共団体の委託に基づいて事業を行うとしたことから、国の全額出資による設立には難色が示された。しかしながら、地方公共団体が事業を展開するための執行体制についての援助の必要性は認められ、最終的には国と地方公共団体が共同出資してその目的に沿った建設大臣の認可法人としての新機構を設立する方向で予算化を図ることとされた。その結果、昭和47年度予算において、認可法人として「下水道事業センター」（仮称）の設立が認められ、出資金2億円（国1億円、地方公共団体1億円）、国の補助金として5,000万円が計上されることとなった。また、地方公共団体の補助金としても5,000万円が予定された。

「下水道事業センター」設立の根拠法である下水道事業センター法案は、47年2月の第68回通常国会に提出された。当時の社会的要請を背景に、下水道整備の促進について各党とも賛成していたことから、審議は順調に進められ、同年5月に原案通り全会一致で可決成立、5月29日公布、7月22日施行の運びとなった。

「下水道事業センター」の概要は次のとおりである。

- ① 地方公共団体の要請に基づき、下水道に関する技術的援助、下水道施設の建設を行うとともに、下水道技術者の養成及び技術の開発と実用化の推進を業務とする。
- ② 政府及び地方公共団体の出資により、建設大臣の認可を受けて設立される。設立の発起は、全国知事会の推薦する都道府県知事、全国市長会の推薦する市長及び学識経験者が発起人となって行われる。
- ③ 出資金は、試験所などの施設費などに充てられるほか運用基金として積み立てる。業務は受託業務とその他の業務に分かれ、受託業務の運営費は受託費により、その他業務の運営費は国及び地方公共団体の補助金と基金運用利子により賄う。
- ④ 発足は昭和47年11月を目途とし、理事長、理事（常勤2名、非常勤2名）監事1名からなる役員と職員60名を予定している。

## 2 下水道事業センターの体制づくり

### (1) 下水道事業センター発足

昭和47年11月1日、下水道事業センターは正式に設立された。企画総務部、技術部、研修部および試験所の3部1所の組織でのスタートであった。人員は28名で、役員4名、職員24名（企画総務部14名、技術部7名、研修部2名、試験所1名）という配置であった。

### (2) 評議員会の発足と協調融資銀行団の結成

昭和48年2月21日県知事4名、市長3名、学識経験者2名計9名が、3月22日県知事1名が建設大臣の認可を受けて理事長により評議員に任命された。

初の評議員会はその年の4月3日、全員出席のもと本所会議室で開催された。審議に当たって初代評議員会会長を選出し、評議員会規程をはじめ、47年度と48年度の予算、事業計画及び資金計画、定款の変更等について審議のうえ承認した。このときに、関西支所を大阪市に新設する旨の定款の変更が了承されている。評議員会はその後、年2回開催され、定款及び業務方法書の変更その他業務運営に関する重要事項を審議している。

「下水道事業センター」の発足に当たっては、「建設資金の立替」が認められた。これは、下水道の整備に必要な一時多額の建設資金について、委託団体が負担すべき建設工事費の一部をセンターが市中銀行から借り入れて立て替えるものであり、委託団体の工事資金の支払いを次年度以降に繰り延べて、財政負担の援助を図ろうとするものである。この実施に当たっては、協調融資銀行団を結成し、借入金の統一的な処理及び管理を行い、事務の省力化と併せて各銀行への預金の均等化を図ることが望ましいとされ、都市銀行13行（富士、協和、神戸、埼玉、三和、住友、第一勧業、大和、東海、東京、北海道拓殖、三井、三菱（各行名は当時、統合前旧名称））及び地方銀行代表行1行の計14行と交渉を重ねた結果、48年7月に東京銀行を除く13行からなる協調融資銀行団が結成された。

その後49年3月に初めての借入が実行され取引が開始された。建設資金の立替は、49年度の120億円をピークに昭和50年代前半に多く活用された。

### (3) 組織・人員の拡充

設立年度から昭和50年までのセンターの定員の推移は、47年度60名、48年度

117名、49年度199名、50年度436名であり、急速に増加した。建設工事の受託額の増加に比例して定員の整備が図られた結果である。人員の確保に当たっては、理事、部長など幹部がそれぞれ分担して全国を駆け巡って職員の派遣を要請して回った。その結果、下水道先進都市、建設省地方建設局（当時）などの協力を得て、下水道技術の専門家と工事監督管理の熟達者の確保が可能となった。

一方、48年6月1日には、西日本の工事を受け持つ拠点として関西支所を新たに設置した。組織は、総務課、受託工事課からなり支所長以下15名でのスタートであった。また、建設工事の本格化に伴いその業務量の増大、試験・研修施設の拡充に対処して、事業執行体制の強化のため工務部と経理部が設置された。両部が表裏一体となって委託都市の要望に応じて業務を推進するという狙いがあった。

また、50年6月1日には、本所から東京支社を分離独立させ、東日本の建設工事の執行体制の強化を図ることとした。併せて関西支所は大阪支社へ、本所は本社へと名称変更が行われた。同時に東京、大阪両支社には設計課が新設され、それぞれ実施設計などを所掌することとなった。以降は、全国の工事事務所を東京、大阪両支社の2つのブロックに分け、両支社のいずれかに帰属させることとなった。これにより、設計、工事監督・監理などの直接的な業務は全て両支社で行い、本社においては、事業計画の策定、諸基準の作成など総括的な業務に専念することとした。

### 3 研修・試験研究体制の確立と始動

#### (1) 初めての研修

昭和47年11月、下水道事業センター発足とともに研修事業がスタートした。

第1回の研修は48年2月に建設大学校（当時）の施設を借用して、第2回は同年3月に関東地方建設局関東技術事務所（当時：松戸市）の施設を借用して実施された。内容は、実施設計コース初級で、管渠の設計についての測量、製図、積算などを盛り込んだもので、特に実習・演習に重点を置いた実務研修であった。

また、48年度には新たに計画設計、工事監督管理、維持管理の3コースが加えられた。さらに、50年度には監督指導コースを加え、研修は次第に充実したもの

になっていった。その間も全国の下水道事業は急速に拡大し、それに対応すべき下水道技術者の確保・育成は下水道界にとって大きな課題となっていた。

## (2) 実用化研究を主体に生まれた試験所

下水道に関する新しい技術の開発とその実用化を促進することは、欧米先進国に比べ立遅れたわが国の下水道整備を推進するうえで極めて重要な要件の一つであった。センター発足と同時に東京大学から杉木昭典教授を試験所初代所長に迎え、定員4名試験研究費180万円というわずかな予算であったが、将来の充実に期待しながら地方公共団体の下水道事業に直接的に役立つ実用研究を主体として調査研究がスタートした。特定のテーマについての研究より、むしろ基本設計や技術的援助業務の強力な相談役としての役割を果たすこととなった。こうした、受託業務と密接にタイアップして新しい技術の実用化に重点を置いた研究はその後も、試験所—試験部—技術開発部へと受け継がれている。

## (3) 試験研修本館の竣工と試験研修本部の発足

下水道事業センターの設立当初から試験研究業務と研修業務の充実を図るための試験研修本館の建設は、緊急の課題であった。建設用地については、関係方面の下水道事業に対する深い理解と熱意により、試験業務・研修業務に必要な規模の用地と実験・実習のための下水が確保できる荒川左岸南部流域下水道荒川処理センターの一区画が最適な環境を有する場所として選定された。昭和48年に、待望の試験研究本館建設に着手し、50年3月に竣工をみた。

完成した試験研究本館は延建築面積5,233.83 m<sup>2</sup>の鉄筋コンクリート造り6階建てで、試験研究用水質分析室、研究教室、実習室、152名収容の寮室などで構成された。隣接する荒川処理センターから研究・実習用の下水や汚泥の提供を受けることもできるようになり、本格的な試験研究と研修が可能になった。

試験研修本部は、本部長、研修部、試験部（試験所から名称変更）及び管理課から構成されることになった。管理課は、新たに設置されたもので、試験研修本部の総務、人事、会計などの事務を所掌した。

研修部においては、研修指導課から名称変更した研修企画課のほか、教授などの教官グループが設置された。

## II 日本下水道事業団への改組

### 1 下水道事業センターから日本下水道事業団への移行

#### (1) 「下水道公団」への動き

第3次下水道整備五箇年計画の実施は順調に進捗し、そのなかでも設立後間もない下水道事業センターも相次ぐ建設工事の受託に積極的に対処し、その使命を果たしてきた。しかし、わが国の下水道普及率は依然として低く、水質環境基準の設定が進められ下水道事業がいよいよ本格的に全国展開されたこともあって、地方公共団体は事業費の大幅な増額を強く求めていた。また、センターに対しても、技術援助から根幹的施設の設計・建設に業務の重点を移行するとともに、水質環境基準の早期達成を必要とする箇所については、財政投融资資金を導入して施設整備を促進することができるように組織の拡充を要望していた。

都市計画中央審議会は昭和48年7月、投資額の大幅な増額を見込む第4次下水道整備五箇年計画の策定、高度処理の基本方針、財政措置の拡充に加え、センターの改組・拡充を盛り込んだ答申を行った。

建設省は、この答申に基づいて、センターに下水道建設に関する一定の権限を与えるとともに、安定的で長期低利資金である財投資金を導入できる特殊法人の公団組織に改組することを要求することとした。

建設省の構想では、財投資金を導入し、下水道整備によって水質環境基準を達成できる地域における下水道の根幹的施設の建設を、公団に行わせるというものであった。公団は、建設に当たってはその管理者の設置権限を代行し、完成後に本来の管理者に引き渡すという建設代行業務を行うこととなる。それを主な業務とし、さらにセンターの従来からの業務を引き継ぐこととしていた。

#### (2) 事業団センター法の改正

公団構想については、財投資金の導入について次の理由で大蔵省（当時）から反対があった。

- ① 下水道を財投資金で整備することは一般会計と財投会計を混乱させる。
- ② 下水道は有料道路の料金収入のような償還財源が無い。
- ③ 下水道整備は地方公共団体の業務であり、国が財投資金を導入する必然性

がない。

さらに、行政管理庁（当時）も下水道は地方公共団体の業務であり、国の特殊法人の業務には馴染まないとして反対した。

結果として、公団の設立は認められなかったが、執行体制としては、技術援助から建設を主たる業務とする下水道事業団への拡充改組に形を変えることが決定された。依然としていわゆる認可法人ではあったが、建設省の要求の一部が実現したことは確かであった。

下水道事業センターを改組するための「下水道事業センター法の一部を改正する法律案」は、第75回通常国会に提案された。主な内容は次のとおりである。

- ① センターの日本下水道事業団への移行
- ② 新たな業務として技術検定、除外施設の試験研究、維持管理の受託、特別の法人からの建設の受託などの追加
- ③ 建設の受託に当たっての、水質環境基準達成のための施設の優先

国会審議は、下水道整備の促進という基本的な考えは一致していたため、両院ともに全会一致で可決成立され、法案は昭和50年6月19日をもって公布された。

法案審議状況と合わせて改組の準備がすすめられ、同年8月1日「日本下水道事業団」が発足した。

### (3) 新体制の確立

事業団への移行に伴って、定款、業務方法書などの改正に取り組み、定款変更が昭和50年7月15日に認可された。業務方法書は同年8月28日に全面改正され、8月1日から適用された。

改組・業務の拡充に伴い、事業団はその試行体制も新たなものに整えた。まず、役員として副理事長を置いたほか、常勤理事を2名から5名、監事を1名から2名へそれぞれ定数を増員した。それに加え地方公共団体の長をもって充てる非常勤理事の定数を2名から3名へ増員するとともに、評議員の定数も10名から15名へ増えた。内部組織としては、地方公共団体に対する窓口として業務部を新設し、業務運営の適正化を図るため首席考査役を設けた。加えて、附属機関として試験研修本部及び支社として東京支社を改組直前に設置し、既存の大阪支社と併せ、事業団の基本的な組織が確立した。

#### (4) 技術検定の開始

技術下水道技術検定が新たに事業団の実施する業務となった。技術検定は下水道法第22条に規定する資格者が不足していることに対処して、上水道など一定の実務経験を持つ人で、技術検定に合格した人を資格者にして、必要な下水道の技術者を確保することを目的としたものである。

第1回技術検定については、昭和50年12月1日付の官報に実施の公告を行い、試験日を51年3月14日とし、試験地には、札幌市、仙台市、福島市、東京都、横浜市、新潟市、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市、那覇市の12都市が選ばれた。受験申込者は地方公共団体の職員以外からも殺到し当初の予想をはるかに上回る、9,486名に達し、下水道事業に対する関心の深さをうかがわせた。その後、技術検定は毎年度1回実施されてきている。

## 2 業務の急速な展開

### (1) 第4次下水道整備五箇年計画の時代

事業団は、昭和51年度から第4次下水道整備五箇年計画の時代を迎えた。第4次五箇年計画の総事業費は7兆5,000億円（第3次は2兆6,000億円）を投資して、総人口普及率をそれまでの22.8%から一気に40%まで引き上げることを目標としたものである。

この第4次五箇年計画の下で事業団の事業量が急増したばかりでなく、現在の実施体制の大半がこの計画期間に整備された。

事業団の受託建設事業費の実績を見ると、第3次五箇年計画の最終年度である50年度が52箇所424億600万円であったものが、55年度には117箇所1,237億3,900万円となった。箇所数が2.3倍、金額は約3倍に増大し、その年間伸び率は23.9%と非常に大きなものとなった。

そうした事業の拡大に合わせて、事業団の実施体制の充実も図られた。建設工事などの受託業務を実施する定員は50年度と比較して55年度にほぼ2倍となり、工事事務所も着々と整備され、55年度には50事務所とおおむね全国の各県単位に設置されるという体制が敷かれた。

このような状況のなかで建設工事の受託は順調に進捗し、通水した処理場は、

51年度8箇所から年々増加して、55年度までの通水累計は73箇所になった。

### 3 技術の蓄積

#### (1) 注目された技術と主な事業

業務の急速な発展とともに事業団は、新しい処理技術や施工法を導入し次々と技術の蓄積を進めた。これらの技術的な挑戦と蓄積は全国にも注目されるようになり、相次いで全建賞を受賞した。

全建賞とは、(社)全国建設技術協会が建設事業実施による効果、設計及び施工上の特異点、設計・施工及び監督の良否、工事の難易などを総合評価して、優れた建設工事に対して与えられる賞である。

事業団が最初に受賞した工事は昭和48年度に佐賀市から受託し、昭和49年度に完成させた内径16,500mm、約4.5kmの汚泥シールドで施工した佐賀市厘外污水幹線管渠工事であった。その後、54年度には野沢温泉村野沢温泉終末処理場、55年度には新潟県信濃川下流域下水道新潟処理場と米子市皆生浄化センターの建設工事の2件に対して同時受賞となった。こうした実績により、事業団はその後、下水道の設計・施工及び監督に対して総合的に高く評価され、毎年のように受賞している。

#### (2) 新技術を確立させた技術評価

新技術が下水道事業のなかで実用化されていくためには、公平な技術の評価が必要であった。事業団が行う技術評価は昭和49年5月に理事長の諮問機関として発足した「技術評価委員会」を通じて行われてきた。諮問は理事長が行い、委員会は各専門委員会から調査、審議事項の報告をもとに審議を行い、議決された事項を技術評価書として理事長に答申するという体制が敷かれた。新技術に関する機能の特徴や適用範囲、設計諸元などが設計基準などに取り入れられ、事業団が施行する設計、建設工事に活用されて、事業団の高い技術力の維持を支えている。

センターから事業団への移行の時期に諮問・答申のあったものは次のとおりであり、事業団の受託建設工事にその成果が生かされている。

\* 下水処理場の自動制御について（49年7月諮問、50年10月第1次答申、

55年6月第2次答申、58年8月第3次答申）

下水処理について、40年代後半からは溶存酸素計、汚泥濃度計などの水質計測機器の開発が盛んに行われた。さらにコンピュータの開発と相まって大規模な下水処理場を中心に運転管理の適正化、省エネルギーなどを目標とした自動制御技術が導入されるようになってきた。

この答申では、自動制御の目的、導入に当たっての問題点、基本的な考え方、導入の効果等を明らかにしたので、その後、わが国の下水処理場における自動制御に関する基本的な考え方に大きな影響を与えた。

**\* 酸素活性汚泥法について（49年7月諮問、50年10月第1次答申、**

**53年11月第2次答申、56年6月第3次答申）**

酸素活性汚泥法をわが国の下水処理に適用するうえでの処理機能、特徴、設計維持管理上の留意点、経済性などについて答申した。

**\* 既存の汚泥焼却設備について（49年7月諮問、50年10月第1次答申、**

**53年11月第2次答申、56年6月第3次答申）**

立形多段炉、流動焼却炉及び回転乾燥焼却炉の3機種について試験調査と実態調査を行い、機種選定のあり方、設計及び維持管理上の留意事項、経済性などについて答申した。

**\* 回転生物接触法について（52年8月諮問、53年11月第1次答申、**

**57年12月第2次答申）**

回転生物接触法は、一本の軸に合成樹脂などを成形した複数の円盤を取り付けた回転体を反応タンクに設置し、下水と空気を交互に接触させることで生物処理を行う方法で、汚泥の返送を行う必要がないこと、ブロワなどを用いて送気する必要がないことから、維持管理の容易な小規模処理法として注目された。

答申では、その処理機能と特徴を明らかにした。この結果を用いて事業団は受託建設工事にその成果を生かし、その完成施設の実態調査を行うことで2次答申を行った。

**\* 回転炉焼却設備について（52年8月諮問、55年10月答申）**

イギリスで開発され、別名ルーカス式焼却設備と呼ばれるこの焼却設備は、わが国では51年度に本格的施設として導入されたもので、産業廃棄物、古タイヤの焼却などに用いられてきたが、答申では、その特徴、設計、維持管理上の留

意事項についてまとめ、立形多段炉、流動焼却炉との経済性の比較などを答申した。

**\* 蒸発乾燥焼却設備について（52年8月諮問、54年80月答申）**

この設備は、多重効用缶を応用して汚泥の水分を約20%までに乾燥し、これを焼却する一連のシステムで、アメリカにおいて産業排水処理の分野で用いられてきた。委員会では、実施設の実態調査に基づき、下水汚泥の適用性、運転管理性、安全性、設計上の留意点、経済性などについて答申した。

### Ⅲ 緊縮財政と試練の時代

#### 1 公共事業「冬の時代」

##### (1) 第5次下水道整備五箇年計画

第5次下水道整備五箇年計画（昭和56年度から60年度）は、54年度を初年度とする国の経済社会七箇年計画を踏まえて、56年11月27日に閣議決定された。

第5次五箇年計画は処理人口普及率を30%から44%まで高めることを目途とし、総投資額11兆8,000億円をもって下水道の整備を行うというものであった。

##### (2) 財政硬直化のなかで達成できなかった計画

この時期、国は財政難に直面することとなった。昭和48年10月の第1次石油危機を契機とする世界的な不況を背景に発行された大量の公債により、50年代前半は収入の30%以上を公債に依存するという状態が続いた。このため政府は、54年9月に「59年度には特例公債依存から脱却する」ことを財政再建目標として打ち出した。56年度を「財政再建元年」として57年度予算では概算要求段階でゼロシーリングの枠がはめられ、58年度予算からはマイナスシーリングが採用された。この結果、公共事業費についても抑制された。

下水道事業費は大幅に落ち込み、57年度から3年間は減りつづけた。これにより、56年度から60年度までの5箇年間の最終的な実績は8兆4,781億円となり、調整費5,900億円を除いた計画額に対する達成率は75.6%に終わった。また、処理人口普及率も目標の44%に対し36%にとどまった。

## 2 苦境の時代の事業団の対応

### (1) 事業の伸び悩み

こうした状況のなかで、事業団の事業費もまた伸び悩みを余儀なくされた。予算においては、事業団の建設工事の事業費の伸びは昭和 56 年度以降は横ばいの 1,350 億円前後の水準となっていたが、実績額では、57 年度から 3 年間は前年度を下回る結果となった。57 年度 1,255 億円、58 年度 1,232 億円となり、59 年度には 1,162 億円と下落した。この間事業団の経営はまさに苦境を強いられていた。

幸い 58 年度は受託勘定の赤字決算は回避されたものの、翌 59 年度には、建設工事の執行額が縮減し、ついに赤字決算を余儀なくされた。

### (2) 執行体制の合理化

経営環境が悪化し始めた昭和 58 年度以降、事業団は積極的に執行体制の合理化に取り組んだ。

北海道においては広範な地点に点在する小規模の受託事業が増加し、それに対応するため 58 年 10 月 1 日をもって、既存の工事事務所を統合し、札幌市に北海道総合事務所を設置した。ここでは、事務所から各工事現場に出張して工事監督を行う巡回監督方式を初めて採用した。後にこの巡回監督方式は受託箇所増加に伴い他の工事事務所にも広く実施され、常駐化事務所の設置の先駆けとなった。

実施設計では、58 年度までは、設計第一課、設計第二課、建築課、機械課及び電気課の体制で職種別の組織体制をとっていたが、受託建設施設の小規模化と実施設計業務箇所数の増大に対応するため、受託箇所に応じた担当地域別の業務体制への改組が行われた。大阪支社では 59 年 7 月 1 日から、東京支社では同年 10 月 1 日から改組再編に踏み切った。改組後の設計第一課から設計第五課までの各課には、土木、建築、機械及び電気の各職種が配置され、それによって実施設計を担当地域ごとに一貫して担当することとなり、責任体制の明確化と窓口の一本化が図られた。

## 3 新技術の開発と実用化

### (1) 新技術の実用化

事業量足踏みの時代ではあったが、昭和 57 年度には発足 10 年にして通水した

下水処理場数は遂に 100 箇所に達し、技術開発についても、高度処理、回分式 OD 法、消化ガス発電設備などを実現していった。また施工法においても沈設工法による下水処理場の建設、大断面泥水加圧シールド工事の完成、相次ぐ全建賞の受賞など、技術的には決して足踏みの状態ではなかった。

この時期には、次のとおり新技術の開発と実用化が行われている

#### \* 活性汚泥循環変法の実用化

滋賀県においては、昭和 54 年 10 月琵琶湖の富栄養化防止条例が公布された。それによって、琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センターは、建設中の標準活性汚泥法の処理施設を高度処理施設へと改造することが必要となった。事業団ではかねてより建設省と滋賀県の委託でほぼ 6 年間にわたって「下水の高度処理技術の開発調査」に取り組んでいたが、その成果を全面的に活用し、活性汚泥循環変法を導入したわが国最初の下水処理場が 57 年度に完成した。

#### \* 回分式オキシデーションディッチ法（OD 法）の導入

滋賀県近江八幡市沖の島浄化センターの設計・建設に当たっては、回分式オキシデーションディッチ法（OD 法）を採用した。これは、小規模処理場であつ離島であることから、維持管理費を低廉にし、運転管理も容易なものにするという条件に最も適した処理法として採用することにしたものである。

#### \* 消化ガス発電設備

沖縄県からの委託を受け「沖縄県中部流域下水道における消化ガス発電に関する技術調査」を 55 年度と 56 年度にわたって受託し、計画・設計諸元などを明らかにした。これを受けて、58 年度から建設工事に着手し、消化ガス発電機（410PS、270kw）1 台と廃熱回収による消化タンク内汚泥加熱設備 1 式が 59 年度に完成し稼動した。

#### \* 下水処理場の沈設工法による施工

静岡県熱海市の第 1 浄水管理センターの増設工事はホテル前方の海岸を埋立てて処理場建設を行わざるを得ない状況であった。当然のことながらホテルの命ともいふべき眺望・景観を損なうわけにはいかず、設計施工には万全の配慮が求められた。事業団でさまざまな施工法の検討に入ったが、鋼殻鉄筋コンクリートケーソン沈設工法を採用することとした。この方法は造船所のドックと

岸壁で下水処理施設駆体を製作し、それをタグボートで現地まで曳航した後、あらかじめ現地に構築しておいた基礎の上に沈設するというこれまでの下水道工事では発想されなかった工法であった。この工事は56年12月の着工から23箇月で沈設を完了させて処理施設の地下部分を完成させ、60年5月に無事供用開始となった。

#### \* 大断面汚水加圧シールド工法

55年度に着工した東京都南部汚泥処理プラント連絡施設は、日本最大の下水処理場である森ヶ崎水処理センターと南部スラッジプラント間の約3.3kmを結び、送泥管、送水管、排水管などを収納するために計画された海底連絡施設である。工事は路線を2分割し、両端の立坑から大断面汚水加圧シールド工法により掘進し、中央部で海底結合するという画期的なものであった。本工事は55年度に着工し、59年度に完成した。

#### (2) 技術開発元年

国の財政事情は昭和56年度から数年間は緊縮予算が組まれるほど厳しく、下水道事業も他の公共事業と同じく事業費の伸び悩みに遭遇しなければならなかった。

しかしながら新しい技術開発に対する要請は一段と強く、事業団は従来にもまして強力に技術開発を促進する姿勢を示した。

59年度においては、「試験部」を「技術開発部」へと名称を改めるとともに、技術評価担当の総括主任研究員を置き、技術開発とその実用化をより積極的かつ強力実施することとした。まさに「技術開発元年」と呼ぶにふさわしいほど、技術開発体制を増強した時代であった。

#### (3) オキシデーション・ディッチ法（OD法）の技術開発

昭和50年代に入って急速に拡大しつつあった小規模な下水道施設に対する調査研究は年を追って活発化した。なかでも「回転生物接触法」と「オキシデーションディッチ法」（OD法）は、小規模処理場に最も適している技術として50年代前半から研究が進められた。

回転生物接触法については、既述のとおり技術評価委員会から答申がなされたが、事業団では、この答申を受けて設計指針化の作業に入り59年4月に「回転生物接触法設計指針」を制定した。

OD法は、日本での実績も少なく、処理機能も明確でなかった。そのため、57年12月に技術委員会にその技術評価を諮問した。委員会では、その運転性能、処理特性、運転管理性及び経済性などの調査、審議を行い、58年10月に、まず有機物に関する第1次答申を行った。これに引続き60年9月に有機物除去だけでなく、窒素除去特性、設計手法、維持管理などについて第2次答申を行った。

事業団では、これを受けてOD法の設計指針化の作業を開始した。これらの成果によりOD法により建設し通水した受託施設は平成13年度までに351箇所、その後開発されたプレハブ式オキシデーションディッチ法（POD）を含めると平成13年度までに460箇所に上っている。

#### 4 研修生1万人達成

##### (1) 研修生1万人達成

昭和47年下水道事業センター発足と同時に始まった研修業務は、施設・体制の整備と相まって順調に推移し、12年目の58年8月29日の終了式で延べ1万人の研修生を送り出した。

1万人の内訳は、実施設計コースで62%、維持管理コースで22%、計画設計、工事監督管理、監督指導の3コースで16%であり、実施設計の割合が多いことがこの時期の特徴である。

##### (2) 研修施設の整備・改善

研修事業が安定したこの時期に、厚生施設・宿泊施設等の改善がはかられた。

荒川左岸処理場内にあったプレハブ施設を本部敷地内に移築して厚生棟として使用していたが、老朽化が著しくなったため、軽量鉄骨2階建ての厚生棟を60年3月に完成させた。1階部分には食堂を、2階部分には娛樂室、売店等を設けた。また同時期に、運動施設としてテニスコート2面、卓球室も整備され、研修環境が向上した。

## IV 事業躍進とエースプランの創設

### 1 再び躍進の時期を迎えて

#### (1) 第6次下水道整備五箇年計画

第5次下水道整備五箇年計画が昭和60年度に終了したことに伴い、新たに計画総額12兆2,000億円をもって、61年度を初年度とする第6次下水道整備五箇年計画が61年11月28日閣議決定された。計画の目標は処理人口普及率を60年度末36%から65年度(平成2年度)末に44%に、下水道雨水排水整備率を35%から43%に、それぞれ引き上げることにあった。

第6次五箇年計画は、最終的に実績額11兆6,913億円、達成率も95.8%になった。処理人口普及率は平成2年度末で44%、下水道雨水排水整備率は43%となつてほぼ目標を達成して終了した。

この期間は、事業団にとっても、緊縮財政と円高不況化での低迷を乗り越え、再び躍進した時期であった。受託工事では、事業費実績で60年度1,310億円から平成2年度1,791億円と約37%の増加をみた。この間通水を迎えた受託施設は208を数え、それらのうちには新技術を活用したものが数多くみられた。

#### (2) 前倒し執行と大型補正予算

昭和60年9月のプラザ合意以降、急激な円高に伴って60年7月頃から後退してきた景気は、翌61年11月にその谷を迎えた(円高不況)。その間、61年4月の経済対策閣僚会議による総合経済対策を受けて、政府は61年5月9日、公共事業の上半期執行割合を過去最高を上回る可能な限り促進的な施行をすることを閣議決定した。これに合わせて、事業団は上半期の契約率(事業費ベース)の執行目標を88%以上と決定し、実績は86%を達成した。

さらに、下半期においては、同年9月19日の経済対策閣僚会議で3兆円の公共投資などの追加を含む「総合経済対策」が決定され、その実施のために補正予算が組まれた。それを受けて事業団は11月に予算・事業計画を変更し、受託建設事業を当初の1,413億円から1,457億円へと増額するとともに、債務負担額を610億円から682億円に増額措置を講じて、おおむね実施した。

続く62年度は、内需拡大の効果から景気は緩やかに回復したものの、その足取

りは重かった。このため、政府は5月29日に「緊急経済対策」を決定した。この実施のため政府は一般公共事業（国費ベース）1兆2,000億円を含む補正予算を成立させた。このとき創設された制度が「NTT資金無利子貸付金制度」である。

事業団においても補正予算編成に合わせて7月には、予算・事業計画を変更し、受託建設事業費を当初計画1,490億円に対して273億円追加し1,763億円に増額するとともに、受託箇所も14箇所増の227箇所にするといった過去に例を見ない大型の変更予算を編成する措置を講じた。

## 2 エースプランの創設

### (1) エースプラン

昭和50年代に入り急速な下水道の整備に伴って、処理場から発生する汚泥量も増加の一途をたどり、特に大都市及びその周辺では、汚泥処理費用の増大や処分地の確保難が深刻さを増してきた。このような事態に対応するため、広域かつ長期的な視野に立った下水汚泥処理処分事業の実現が強く望まれていた。

こうした背景をもとに、61年度の第104回国会において、日本下水道事業団法の一部が改正され、2以上の地方公共団体の要請を受けて終末処理場から発生する下水汚泥の処理を、事業団が事業主体となって実施することとなった。下水汚泥の有効利用を農業利用（A：Agricultural Use）、建設資材利用（C：Construction Material Use）、エネルギー回収（E：Energy Recovery）に求めるという意味でのACE（エース）、また、下水汚泥対策の「切札」としての意味をこめて「エースプラン」と命名し事業に着手した。

エースプランの最大の特徴は、下水汚泥を一括処理することにより、汚泥処理コストを引き下げ、下水汚泥の資源としての流通性を高め汚泥のリサイクルを効果的に推進できることにある。処理技術にも、大幅な減量化と再資源化を図るため、汚泥溶融を本格的に採用している。この考え方と処理技術は、後に制度化された「流域下水汚泥処理事業」（平成8年度から実施）にも生かされている。

### (2) 日本下水道事業団法の一部改正

事業団が下水汚泥広域処理事業を行うことができるものとする旨の「日本下水道事業団法の一部を改正する法律案」は、昭和61年度の第104回通常国会に提出

された。この法案の主な内容は次のとおりである。

- ① 新たな業務として、「2以上の地方公共団体の終末処理場における下水の処理過程において生じる汚泥等の処理を行うこと」を追加する。当該業務については、関係地方公共団体の要請を待って行うものとする。
- ② 本業務に要する費用については、「予算の範囲内において、事業団に対し、下水道法第34条の規定による補助金の額に相当する金額の範囲内で、政令に定めるところにより、補助することができる」とする。
- ③ 事業団は建設大臣の認可を受けて下水道債券を発行することができ、政府は、国会の議決を経た金額の範囲内において、本業務に要する費用に充てるための事業団の下水道債券に係る業務について保証することができることとする。事業団は、毎事業年度、下水道債券の償還計画を立て、建設大臣の認可を受けなければならないこととする。

同法案は、賛成多数で可決成立し、昭和61年4月25日に公布し、同年から施行された。

### (3) 実施体制の整備

エースプランの実施に当たって、事業団はその組織体制の整備を図った。エースプランは、昭和61年度において兵庫地域の2箇所、兵庫東ブロックと兵庫西ブロックの事業が採択された。これを受けて、大阪支社内に事業部（調整課、管理課）と兵庫広域処理工事事務所が新設され事業に着手した。

62年度において、大阪府下の大阪北東と大阪南の2地域が事業採択された。エース事業は合わせて3地域4箇所が事業化され、事業量も大幅な増加となり、これに対応するため、本社計画部に計画第2課を設置するとともに大阪広域処理工事事務所を新設し、定員は30名の体制となった。

### (4) エースセンターの供用開始と料金問題の検討

平成元年になり、3箇所のエースセンター（兵庫東、大阪北東、兵庫西）が次々と供用開始し、翌平成2年度には大阪南エースセンターが供用開始した。

供用開始を前にして、下水汚泥広域処理事業の料金の決定は重要な課題であった。事業団は、料金の基本的事項を審議するため「日本下水道事業団料金問題検討委員会」を昭和62年2月に設置し、6回にわたる審議を経て63年3月に報告

を得た。主な考え方は「要請団体間の費用負担の公平性を確保し、独立採算を前提として、自己の責任と計算の下に、健全で安定した事業運営に努める。」「使用料金は、客観的に妥当なものであると同時に、経済変動等に対応して体系として安定的に維持されるものとする」ことである。

これを受けて、資本費は元利支払いに過不足が生じないよう財投資金の借入償還額を基礎とすること、維持管理費は効率的な維持管理体制を前提として必要な金額を適正に見込むこととし、供用開始後 25 カ年間の収支がバランスする計画を作成し処理料金が算定された。

### 3 開花する数々の新技術

#### (1) 小規模下水道に関する新技術

下水道事業の地方都市への拡大、小規模下水道の増大、処理水の高度化、処理水や汚泥の有効利用など下水道に対する期待はますます多様化した。

このような状況に対して事業団は積極的に新技術の開発と実用化に取り組んできた。昭和 60 年代から平成時代の幕開けにかけて、これらの成果が開花した。

実用化された技術は、プレハブ OD 法をはじめとした小規模下水道に適した技術、浮体式処理場、トンネル式処理場、多段式エアリフト循環法などの高度処理技術、BEST 法などの汚泥処理技術、雨水対策技術などである。

#### (2) プレハブ式下水処理場の開発

小規模処理場の設計施工を促進するため昭和 56 年度から調査研究に取り組んできた成果の一つが同心円状オキシデーションディッチ法のプレハブ式処理場（POD）である。この方式は建設工期が短く経済的かつ品質がよいなどの特徴がある。このプレハブ式下水処理場は、処理能力ごとに標準図、仕様書、計算書類が作成されており、規格化されている。

昭和 61 年 10 月には群馬県中之条町でわが国最初のプレハブ OD 式処理場として工事に着手し、63 年 3 月には竣工している。その後平成 13 年度までに建設し通水した受託施設は 109 箇所になっている。

#### (3) 狭隘地対策のトンネル式下水処理場

トンネル内に処理施設を配置する「トンネル式下水処理場」（クリーンカプセ

ル)の開発は昭和62年に検討が始められた。事業団は、島根県鹿島町において、海岸に面した山岳斜面にわが国最初のトンネル式下水処理場である恵雲処理場の建設に着手した。馬蹄形のトンネルの中に下水処理施設を格納するもので平成4年10月に通水した。

#### 4 下水道管理技術認定試験

##### (1) 維持管理段階への移行と民間委託

昭和61年度末の下水道普及率は37%となり、下水道事業に着手する都市も加速度的に増え、整備の進捗に伴い建設段階から維持管理段階へ移行する地方公共団体も増加してきた。こうした状況のなかで、維持管理の執行体制について地方公共団体は担当職員の養成及び確保に努めてきたが、業務の相当部分を民間業者に委託する傾向が強まってきており、それにあわせて、民間では維持管理業務の受託を専門に行う業者も増加した。

当然のことながら、維持管理を民間に委託した場合においても、適切な維持管理が常に行われることが肝心なことであり、そのためには、維持管理に係る一定水準以上の技術力を持ち、かつ経営的にも安定した民間業者に委託する必要がある。

このため、60年7月の第5次下水道財政研究委員会報告及び同年8月の都市計画中央審議会の答申において、維持管理業務における委託方式の活用とともに民間業者の有資格登録制度が提言された。

##### (2) 下水道管理技術認定試験の創設

こうした背景のもとに事業団は、下水道の維持管理に携わる民間技術者を対象に、その技術力を公平に判断し証明するため、「下水道管理技術認定試験」を行うこととした。この試験は、事業団にとって新規事業となるため、昭和62年6月29日には、試験の実施及びその実施方法について建設大臣の認可を得た。

また、同年7月9日付建設大臣告示をもって、下水道処理施設維持管理業者登録規程が制定された。この規程では、登録を受けようとする業者は、営業所ごとに下水道処理施設管理技士を置くこととし、管理技士は、学歴に応じて一定の実務経験を有し、事業団が実施する下水道管理技術認定試験に合格し、かつ(社)日本

下水道協会が実施する下水道処理施設管理技士資格者認定講習を修了した者とした。

第1回の認定試験は、第13回技術検定と同じ日の62年11月8日に実施された。

## 5 研修生2万人達成

### (1) 研修施設と研修内容の充実

平成元年12月寮室の改良工事が竣工した。評判のよくなかった2段ベットを解消するとともに、女性専用の寮室も用意され、女性技術者の研修参加を容易にした。

一方、社会的ニーズの変化に応え、期待される研修を目指して、研修人員の増加を図るとともに、研修コースに新たに計画設計コース基礎実務、維持管理コース小規模処理場管理を設けるなど研修内容の充実に努めた。

### (2) 研修生2万人突破

研修を開始してから20年目に平成3年7月26日の修了式をもって、研修生の数が延べ2万人を突破した。研修修了者の内訳は、実施設計コースで58%、維持管理コースで26%、計画設計、工事監督管理、監督指導の3コースで16%であり、1万人達成時と比較して維持管理コース受講者の割合が増加していることがこの時期の特徴である。

## 6 次の10年に向けて

平成4年には創立20周年を迎えることとなり、次の10年に向けてのスタートの年となった。事業団では、自ら最適な事業運営の環境を創造するためCI (Corporate Identity) 活動を展開した。CIとは「企業体が望むべきイメージを意図的、計画的、戦略的に作り上げ、自らにとって最適な事業運営の環境を社内外を通じて生み出していこうとする手法」である。

一つに「基本理念」と「CIメッセージ」を決定した。

「基本理念」・・・日本下水道事業団は、水と人とのかかわりを考え、自然にやさしい下水道システムを築き、豊かで美しい環境の創造と健康で快適な街づくりに貢献します

「CIメッセージ」・・・水に新しいいのちを  
である。

また、シンボルマークも「JS」をデザインしたシャープな線が幾重にも重なり「水の流れを繰り返し循環しやがて清流となる」姿と「高い技術力が個性豊かに集まり、豊かで快適な社会の実現に貢献」していく姿を表現したものを新たに取り入れることとした。

こうして事業団は、次の時代へとあゆみを進めたのである。

## 第2 この10年の主なできごと

### I この10年間の動き

#### 1 この10年間の下水道事業の推移

##### (1) バブル経済の崩壊と景気の後退

平成4年2月19日経済企画庁(当時)は、景気拡大が平成3年1月から3月で後退に転じたと判断した。52ヶ月続いた大型景気は幕を閉じた。同年3月16日には東証平均株価が5年ぶりに2万円の大台を割り、8月11日には1万5千円も割り込むなど景気は後退し始めた。

こうした状況に対し、3年7月以降6次にわたり公定歩合の引き下げが行われるとともに、政府は、「緊急経済対策」(4年3月)、「総合経済対策」(4年8月)の決定を行い、平成五年度予算の編成に当たっても景気に配慮して公共投資の拡大等を行った。さらに、5年度には「総合的な経済対策の推進について」(5年4月)、「緊急経済対策」(5年9月)、「総合経済対策」(6年2月)を次々に決定した。これ以降も「緊急円高・経済対策」(7年4月)、「経済対策―景気回復を確実にするために」(7年9月)、「総合経済対策」(10年4月)、「緊急経済対策」(10年11月)、「経済新生対策」(11年11月)を決定して、景気回復の一段の推進に努めている。

##### (2) 第7次下水道整備五箇年計画

政府は、平成3年11月29日、3年度を初年度とする計画総額16兆5,000億円の第7次下水道整備五箇年計画を閣議決定した。計画目標としては、処理人口普及率を2年度末44%から7年度末に54%に、下水道雨水排水整備率を40%から49%に、それぞれ引き上げることともに、新たに下水道の機能改善、質的向上を目標に掲げ、高度処理人口を3年度末230万人から7年度末に750万人に引き上げることを目指した。

第7次五箇年計画は、最終的に実績額16兆7,105億円、達成率も101.38%に達した。処理人口普及率は7年度末で54%、下水道雨水排水整備率は47%、高度処理人口730万人となって、ほぼ目標を達成して終了した。

この間の各年度の下水道事業費を見ると、5年度には総事業費3兆9,175億円、国費1兆4,335億円と過去最大の規模の投資がなされた。また、7年度には、総事業費4兆1,331億円、国費1兆4,704億円と5年度を更に上回る規模の投資がなされた。

### (3) 第8次下水道整備五(七)箇年計画

第7次下水道整備五箇年計画が平成7年度に終了したことに伴い、新たに計画総額23兆7,000億円をもって、8年度を初年度とする第8次下水道整備五箇年計画が8年12月13日閣議決定された。計画目標としては、処理人口普及率を12年度末に66%に、下水道雨水排水整備55%に、高度処理人口を1,500万人にそれぞれ引き上げることにあった。第8次五箇年計画は、平成10年1月30日に改定の閣議決定がなされ、14年度を最終年度とする七箇年計画に延長された。

この間の各年度の下水道事業費は、10年度に、総事業費4兆8,781億円、国費1兆7,813億円と過去最大規模を記録したが、11年度以降は徐々に投資規模が縮減し、最終年度である14年度の見込額では総事業費2兆7,427億円、国費9,700億円となっている。

## 2 事業団の業務の展開

### (1) 過去最大規模の受託建設事業費

全国の下水道事業費の伸びを反映して、事業団の受託建設事業費も平成11年度には計画額4,000億円(実績額3,539億円)と過去最大規模を記録した。3年度の受託建設事業費は2,174億円(実績額1,978億円)であったから2次にわたる五箇年計画で約2倍の規模になったことになる。

### (2) 受託建設事業費の減少傾向と受託施設の小規模化

平成12年度以降は、受託建設規模は減少する傾向にある。12年度は計画額3,400億円(実績3,095億円)、13年度は計画額3,000億円(実績2,634億円)であり、14年度は計画額2,600億円と4年度予算を下回る規模まで減少した。

一方、公共下水道の建設工事を受託した都市数は4年度には292都市であったものが、13年度には520都市へと増加したが、そのうち行政人口2万人未満の都市は4年度の34.9%(102都市)から13年度の58.1%(302都市)と大幅に増加

した。

下水道施設整備の需要が中小市町村に移行し、受託施設についても小規模施設が中心になってきている。

### (3) JS 再構築基本構想

平成8年度に策定された第8次下水道整備五箇年計画ではその期間中には、中小市町村を中心に下水道事業実施箇所の一層の増加と下水道施設の増設、改築・更新に関するニーズ、高度処理や雨水対策に関するニーズ、さらには、維持管理に関するニーズの急速な増加が予想された。

事業団では、この期間中に事業団への受託建設事業量がピークにさしかかると予想されたことから、受託建設工事への対応をはじめ、多様なニーズに応えるため、将来を見据えた事業全体の見直しを実施することが急務であった。

このため、平成8年7月に「JS再構築基本構想」がまとめられた。①地方公共団体のニーズを充足しつつ、「質」を確保する ②下水道の計画、建設、維持管理という一連のライフサイクルをサポートする ③技術の全循環及び技術力の保持の役割を担う 以上3つの事項の実現を事業団の役割として掲げ、そのための手段として情報技術の活用を図ることが提言された。

### (4) 充実した技術開発と施設整備

技術開発分野においても、環境保全に対する社会的関心の高まりから、水循環の重要な役割を果たす処理水質の高度化等への対応を目指して新技術の積極的な導入、技術開発水準の向上などのため新たな実験フィールドの整備（栃木県真岡市の「技術開発実験センター」）などに取り組んだ。

この10年に実用化された技術は、「包括固定化単体を用いた促進型循環変法「ペガサス」、「膜分離活性汚泥法」、「ステップ流入式多段硝化脱窒法」、「炭化処理システム（炭化汚泥の資源利用）」、「オゾンによる余剰汚泥の減量化」、「多重円板外胴型スクリーンプレス」、「コンクリート防食及び腐食抑制技術」などがあり、それぞれ、実施への活用が図られている。

### (5) 下水道技術者研修施設の拡充

この10年は、地方公共団体職員の下水道技術の向上という点において充実した時期であった。平成9年4月には、待望の総合実習棟が完成し、毎年度2,000人

を超える研修受講者の受入れが可能となった。受講者の累計では同年9月に30,000人に達し、さらに、14年11月に40,000人を突破した。

講義の内容も時代のニーズに応えるための工夫に努め、5年度には計画設計コースに「基礎入門」専攻を、9年度には監督指導コースに「指導」専攻を、10年度には監督指導コースに「新任管理監督者」専攻を、12年度には監督指導コースに「下水道の経営」専攻を追加するなど研修の充実に努めてきた。

#### (6) その他の業務の取組み

これらの業務だけでなく、下水道施設の増設、維持管理、改築等に関するニーズが増加していることから、計画から維持管理までの下水道事業の全ての段階、いわゆる「ライフサイクル」を総合的に支援し、地方公共団体の立場にたったサービスを提供すべく、様々な施策に取り組んでいる。

また、社会情勢の変化から、インターネットに代表される情報ネットワークシステムが加速度的に普及し、民間のみならず官側においても、情報ネットワーク化・データベースの活用が進み、情報化をてこにした組織・業務体系の革新が積極的に行われる中、事業団も一層の業務の効率化・品質の向上を目指した情報システムの構築を推進し、その基盤整備の一環として情報センターの設置などを進めてきた。

## II ライフサイクル・サポートを目指した業務展開

### II-1 ライフサイクル・サポートの経緯

我国の下水道は、国民の6割強がその恩恵を受けられるほど整備が進み、大都市を中心として建設から維持管理へ事業が移行している。

しかしながら、人口5万人未満の都市の多くは、下水道事業に着手したばかりであり普及率も低く、わが国の下水道事業は計画から設計、建設、維持管理、改築までの様々な段階が混在している状況である。

特に組織力、経済力が弱く建設途上の段階にある地方公共団体においては、今後の下水道施設の運営・管理の体制を十分に確保することが課題となっている。

他方、行財政システムの変革や地球規模の環境問題、国民の環境問題に対する意識の高揚、水環境保全など下水道を取り巻く周辺環境も大きく変わろうとしている。

このような背景のもと、日本下水道事業団（JS）は下水道技術者のプール機関として中小地方公共団体への一層の支援や新たなニーズへの対応を求められている。

このため、平成8年にJSは「下水道整備を通じて水環境ひいては地球環境保全へ貢献する技術者集団」を標榜し、地方公共団体の満足度の向上を目指した「下水道事業のライフサイクル・サポート」を掲げた。このライフサイクル・サポートは、下水道施設の全ての段階で地方公共団体を継続して支援するという方針に加え、処理水や汚泥の再利用の分野まで視野に入れたものとして捕らえる必要があった。さらにその実施においては、従来に比べてより効率的で、質の高い支援を迅速に提供することにより、地方公共団体の満足度の向上を目指すこととし、次の3点を基本目標とした。

#### ① Low Cost（低コスト）

- ・コスト縮減に取り組み、経済性の高い施設を提供する
- ・業務処理経費の圧縮に努め、サービスの充実を通じて還元する

#### ② Credible Technology（信頼の技術）

- ・高度かつ広範な技術を研究・開発し、実施における教訓によって改良・充実に努め、活用する。
- ・品質保証のためのシステムを整備・維持し信頼できる成果を提供する。

## ③ Speedy &amp; Kind-Response (素早く・親切な対応)

- ・情報技術を活用し、地方公共団体等の問合せに対して迅速に、適切に対応する。
- ・委託(受託)してから引継ぎまで一貫した管理を実施し、無駄のない迅速なサービスを提供する。

## II-2 ライフサイクル・サポート業務の概要

## 1 下水道の普及とJSの関わり

全国 3,224 市町村のうち、平成 13 年度末現在で下水道事業を実施しているのは 2,255 市町村である。そのうち計画設計、実施設計、建設工事などで JS が支援した市町村数は 1,605 と事業実施市町村数の概ね 7 割に達している。

そのうち、平成 13 年度の 1 年間における普及率向上の上位 10 都道府県でみると、JS が関わった割合が非常に高い県が大半を占めており、日本の下水道の普及促進に JS が大きく寄与していることが読みとれる。(次表参照)

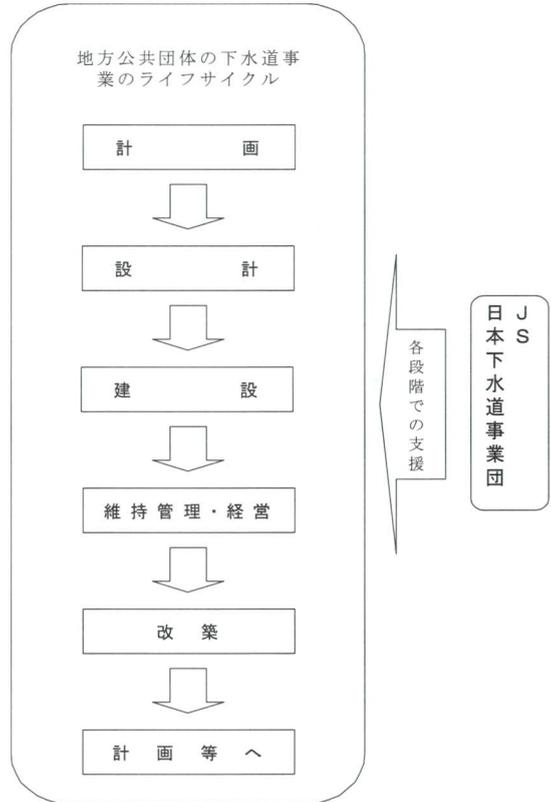
【平成 13 年度における下水道普及率向上の上位 10 都道府県及び JS との関連状況】

順位	都道府県名	伸び (H12→H13)	総都市数 (a)	実施都市数 (b)	(b)のうち JS受託関連 都市数 (c)	シェア (c/b)
1	滋賀県	5.0%	50	44	44	100%
2	富山県	4.1%	35	33	32	97%
3	長野県	3.6%	120	93	93	100%
4	山形県	3.4%	44	40	38	95%
5	鳥取県	3.3%	39	35	34	97%
6	熊本県	3.1%	94	46	36	78%
7	岩手県	3.0%	58	47	40	85%
8	秋田県	2.9%	69	57	54	95%
9	石川県	2.8%	41	39	19	49%
10	三重県	2.5%	69	50	30	60%
参考	全 国	1.7%	3,224	2,255	1,605	71%

注) JS受託関連都市とは、計画設計・実施設計・建設工事のいずれかを受託した市町村あるいは実施設計・建設工事のいずれかを受託した流域下水道の関連市町村である。

この他、維持管理における技術的支援、技術開発や技術者養成のための研修業務など様々な業務展開で下水道のライフサイクルをサポートしている。

【ライフサイクル・サポートのイメージ図】

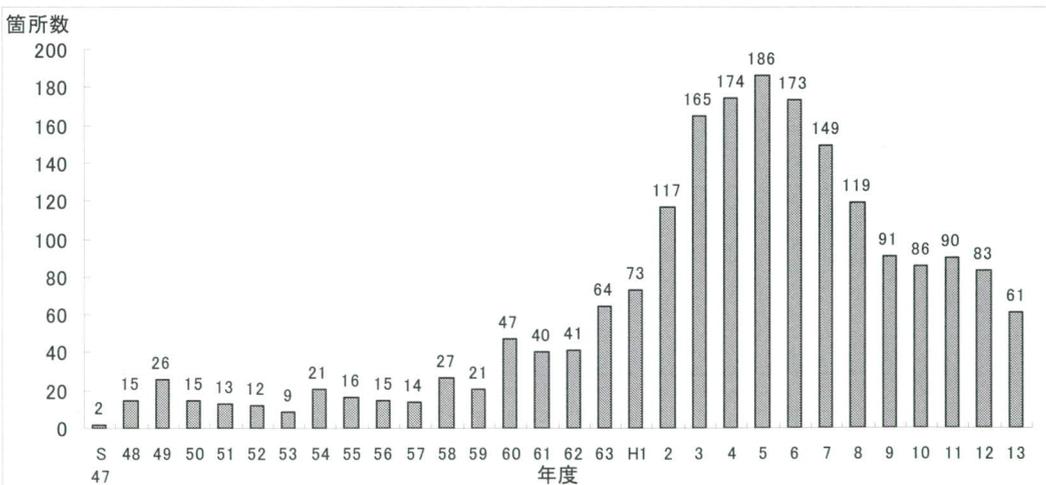


## 2 計画設計

下水道事業のライフサイクルは、その事業構想と計画立案から始まる。下水道事業をいかに効率的かつ効果的に実施できるかは、適切な事業計画の立案にかかっている。JSでは、施設の標準化や新技術の活用など様々な取り組みによって建設コストが低く、維持管理の容易な施設の計画立案を行ってきた。

この10年間の状況としては、平成5年度の186箇所をピークに徐々に減少傾向にあり、9年度以降は90箇所程度で推移している。

計画設計の実績を次に示す。



【計画設計の実績】

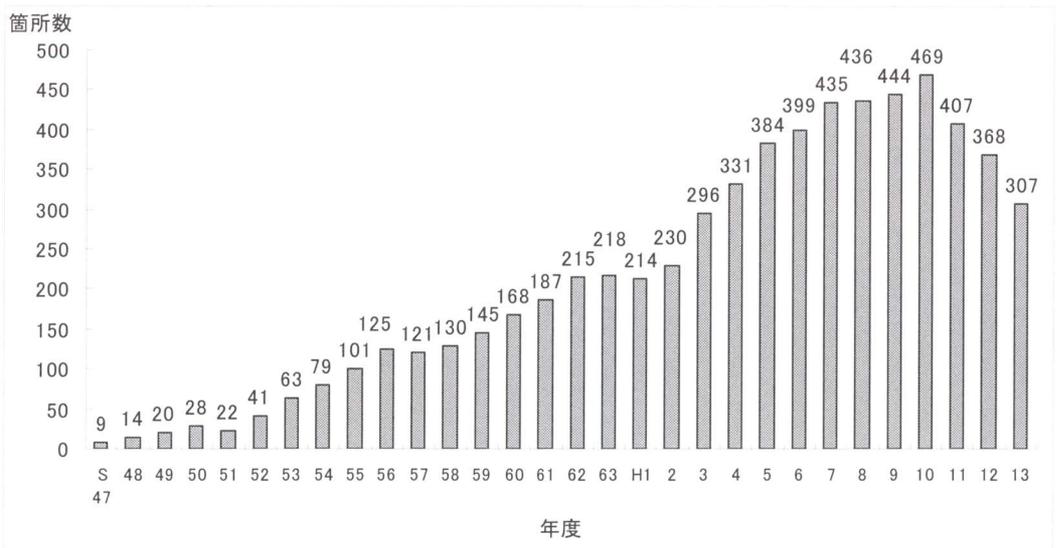
### 3 実施設計

実施設計は、事業計画を踏まえ、建設コストが低くかつ維持管理しやすい施設の具体的な設計である。施設のライフサイクルを決定するプロセスであり、ライフサイクル・サポートの重要な部分となる。

この10年の状況としては、平成10年度の469箇所をピークに減少傾向にあり、新規事業が減少し、増設、改築事業に移行することを示している。業務内容の特徴としては、政府が「公共工事コスト縮減に関する行動計画」を策定するなどJSとしても建設コストを下げるための取り組みを行う必要性から実施設計に様々な手法を取り入れていることである。具体的には、設計VE(バリューエンジニアリング; Value Engineering)への取り組み、小規模施設の標準化、新技術の積極的な採用が挙げられる。また、事後点検等の結果をフィードバックし、維持管理のしやすい施設設計に取り組んでいる。

また、プロジェクト・マネジメント (Project Management) 制の導入により地方自治体との連絡調整を密にすると共に、プロジェクトの効率的な管理運営を行っている。

実施設計の実績を次に示す。



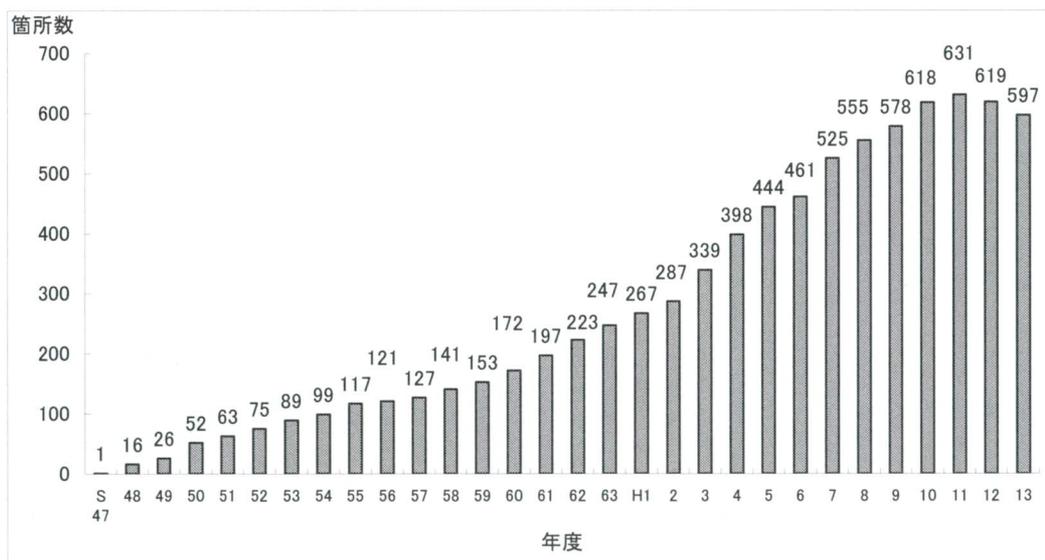
【実施設計の実績】

## 4 建設

JSは、平成14年度の予定を含め、1,139団体の施設建設を手がけてきた実績をもち、高品質で安価な施設の建設に貢献してきた。この10年の状況としては、景気対策の補正予算などの施策により、事業費は大幅な伸びを示してきたが、平成12年度をピークに減少傾向となっている。特徴としては、新規の建設工事の伸びが減少し、増設工事、改築工事に移行しつつあることである。

また、公共工事の適正な執行を目的としたコスト縮減に関する意識が高まる中、契約方式の一般競争入札化や、契約後VEの導入、DB（デザイン・ビルド；Design Build）方式による民間技術の活用など様々な取り組みを行ってきた。また、今後増加が見込まれる改築更新工事についても高品質な施設の建設に寄与するため、新技術の積極的な導入などにより地方公共団体のニーズに応じていくものである。

建設工事の実績を次に示す。

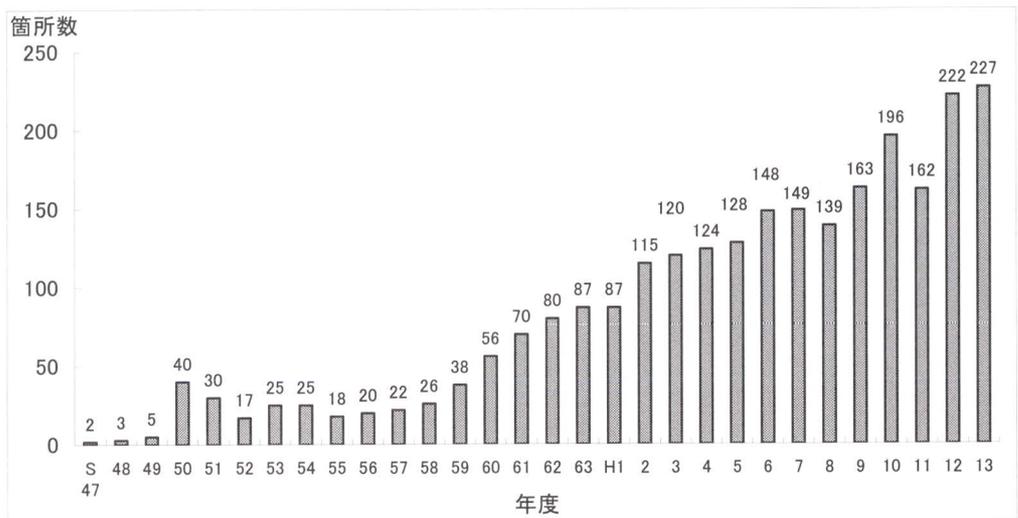


【建設工事の実績】

## 5 維持管理

JSは、維持管理におけるライフサイクル・サポートとして、水質診断、現地技術指導、機能検査、劣化診断など様々な技術援助によって、地方公共団体の支援を行ってきた。この10年間の状況としては、ばらつきはあるものの箇所数は増加傾向にあり、特に改築調査、耐震診断の受託が増加傾向にある。

下水道の普及に伴って、新規事業の地方化、小規模化が今後進むことから、総合的かつ継続的な維持管理の支援を行うため、情報技術を活用した運転管理の常時支援を柱とした「維持管理総合支援」を創設し、平成13年度より本格実施したところである。



【技術援助の実績】

## 6 改築・更新

JSではライフサイクル・サポートの重要なメニューとして改築・更新事業を位置づけている。供用開始して20余年を経過した施設も増加してきていることから、改築・更新事業がますます重要になると想定される。JSとしては、これまで培ってきた実績を基に積極的に改築・更新事業に貢献し、ライフサイクル・サポートの実現を目指している。

## 7 下水道経営

下水道事業を進めていく上で難しいのは、下水道の事業目的を果たすことによって公共の福祉を増進しながらも、事業に伴う収入と支出のバランスを計りながら進めなければならないことである。

長期低迷傾向にあるわが国の経済環境の中で、国及び地方公共団体の財政事情はかつてないほど厳しい状況にある。下水道事業に投下できる資金も限界があり、下水道事業経営の効率化が求められている。

特に、管理の時代に突入し、維持管理費用の増大、さらに改築・更新事業を進める地方公共団体においては、新設建設事業における起債の償還に加えて、改築・更新建設費用の起債が上乘せとなり、下水道事業の経営が圧迫される都市が出てくることも指摘されている。下水道事業をこれから始めようと考えている都市の場合は、一般に財政指数が低いところが多く、また、人材的にも不足しているため、できる限り健全な財政状況のもとで、下水道事業を推進することが公共団体にとって大きな関心事である。

JS は、全国規模での経営情報を集積し、下水道料金算出方法等の豊富な支援経験を生かして、これら中小市町村のニーズに応えるべく下水道事業の行財政上の諸問題に関する支援の充実を図るため、下水道経営に関する情報提供業務及び下水道使用料算定支援業務の実施に着手したところである。

## 8 技術開発

JS では、ライフサイクルをサポートする技術開発として、

- ・ 効率的下水道整備のための技術開発
- ・ 維持管理性を向上する技術開発
- ・ 安全性を向上する技術開発
- ・ 快適な環境を創出する技術開発
- ・ 未来の下水道のための技術開発

といった開発基本目標を掲げ、新技術の開発と実用化のための試験研究とその成果の普及を行っている。

また、平成 12 年度からは、研究開発のより効率的・効果的な実施を図るため、技

術評価委員会により研究開発の目標設定や研究開発計画及び手法等について評価を行っている。

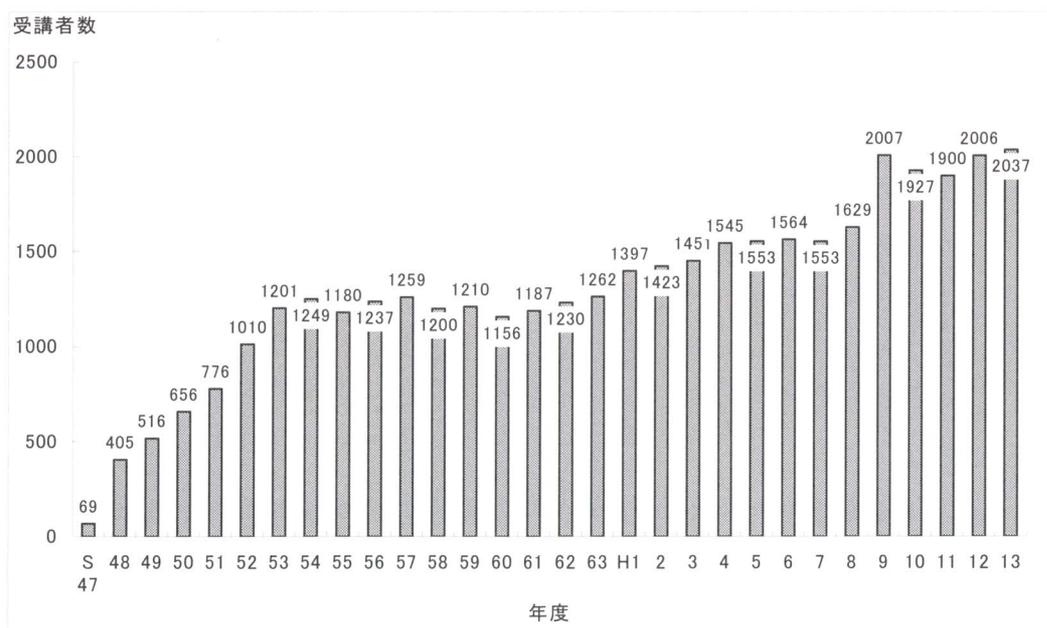
## 9 研修・検定業務

JSの研修事業は、地方公共団体等の下水道技術職員の確保及び訓練を目的として開始された。計画、設計、施工から維持管理まで一連のライフサイクルに関連する研修を系統的に実施している。

下水道の運営には、広範な専門的知識や技術を必要とされるため、計画的、効果的な研修を実施することにより、できるだけ短期間に技術能力の向上を図る必要がある。JSの研修は、「すぐ第一線で活躍できる人材を送り出すこと」を目標に、実習・演習を数多く取り入れ、実務能力を高めるとともに具体の事例などを通して幅広い視野と判断力が養われるよう配慮している。

JSでは、研修とともに下水道事業に関する資格試験として、下水道技術検定及び下水道管理技術認定試験を行っている。この下水道技術検定によって、技術上の実務経験年数が短縮され、地方公共団体での有資格者の確保が有利となっている。

研修の受講実績を次に示す。



【研修受講者数の実績】

## II-3 業務展開の実施例及びその効果

### 1 計画設計

下水道の整備が進み、事業が都市部から地方の中小都市に移行するに従い、より効率的で効果的な事業手法の検討が求められてきた。JSでは、計画設計段階において、複数の下水処理施設を共同化や共通化する下水道集団整備事業を採用することによって1公共団体あたりにかかる財政的、人的負担を軽減することを可能とした。

#### (1) 下水道集団整備事業の概要

下水道集団整備事業は、汚泥処理、水質試験、運転監視等をできる限り共同化し、また、処理施設等の方式、サイズ、仕様などをできる限り統一し、技術者の確保・建設コストの縮減による効率的な整備及び維持管理の簡素化を図るものである。

#### (2) 下水道集団整備事業の実施の状況及び効果

JSとしては、「大分県国東半島東部下水道集団整備事業」をはじめとする下水道集団整備事業を手がけてきた。

下水道集団整備事業を採用した場合のメリットとしては、

- ・初期投資が安く建設コストを下げられる。
- ・水質分析等の作業が中核処理場で行えるため、分析試験室器具や要員が中核処理場のみで済む。
- ・小規模であれば、維持管理要員を個々の団体が独自で配置する必要がない。
- ・効率的な施設の配置、人員の配置を行うため維持管理コストが下げられる。
- ・供用開始当初の委託団体の負担を軽減することができる。

などが挙げられる。

### 2 実施設計

下水道事業をとりまく社会的背景から建設コストの縮減等が大きな課題となっている。JSでは、平成9年度において設計VEの導入効果を検証することを目的として、米国における先例を参考とした基本設計への試験的適用を行い、コスト縮減施策の一つとして平成10年度から実施してきた。また、大規模でシステム技術が標準

化されていない設計においては DB 方式を採用するなど様々な手法を検討し、コスト縮減に取り組んできた。

### (1) 設計 VE 方式

VE（バリュー・エンジニアリング）は、機能とコストの関係を分析し、チームにより、定められた手順に従って、価値の向上が期待できる代替案を生み出すものである。一般に VE 検討を行う時点が早ければ早いほど自由な代替案が発想されやすいため、より大きな効果を期待することができる。一方、段階が進むほど、代替案の採用に伴って必要となる作業コストや調整作業等が増加する。設計 VE の実施時期について、米国 EPA（環境保護局；Environmental Protection Agency）の VE マニュアルでは、これらを勘案して、比較的大規模または複雑な施設の実設計については、設計作業が 10～30%完成した時点と 50～60%程度完成した時点の 2 回 VE 検討を行うのがよいとしている。これをわが国の実設計に当てはめると、前者は基本設計の中間時点に、また、後者は詳細設計の中間時点に対応している。

JS における設計 VE の導入にあたっては、これらに加えて、設計 VE の実施実績が乏しく全面的な導入を急激に行うと設計担当部署の負担の増加を招きかねないこと等を勘案して、当面基本設計を対象にしている。

これまでの実績を次に示す。

単位：箇所

	H9	H10	H11	H12	H13
東京支社	1	6	4	2	8
大阪支社	—	3	2	4	15
合計	1	9	6	6	23

この実績の多くは、ライフサイクルコストを縮減するための代替案、特に初期投資を抑制するための提案が多く、具体例としては、

- ・流入管渠の発進立坑を簡易ポンプ場に転用する。
- ・ポンプ棟を 2 系列に分割し、増設する構造とする。
- ・脱水機種を変更し、当面簡易建屋に設置することで、汚泥処理施設の建設時

期を遅らせ、初期投資を抑える。

- ・高流速化ポンプ、縦型ガスタービンを採用することで天井クレーンを省略し、土木・建築コントローラに機能を付加して計装データを中央監視室で直接監視でき構造物を縮小する。
- ・各電気室単位のようにし、中央監視室の計装用コントローラを削減した。

などの工夫をして成果をあげている。

## (2) DB 方式

JS では、政府が策定した「公共工事コスト縮減に関する行動計画（平成 9 年 4 月）」を踏まえ、民間による技術開発の著しい分野においては、設計と工事を一体化した DB（デザイン・ビルド）方式を充実させることとした。

JS における DB 方式は、

- ・民間による技術開発の著しい分野においては、設計と工事を一体化するなど契約制度の多様化を図る。
- ・現行における、特殊な設備を対象に民間業者から設計提案を公募する制度（付託設計）を更に充実させ、より透明性、客観性、競争性を高めるなど、契約制度の改善を図る。
- ・民間の技術力を活用することで、安価で高品質な施設を建設するなど、コスト縮減を図る。

など、設計と施工を同時の契約により行うことで、効率的な事業の実施を目指している。

規模により、大規模設備等 DB 方式と簡易 DB 方式とし実施している。

大規模設備等 DB 方式は、大規模でシステム技術が標準化されておらず設計・施工難度の高い設備工事を対象とするもので、「設計・施工一括発注方式」とし、機械設備業者と電気設備業者の共同企業体から提出される技術提案を評価して、一定の評価基準を満たす者を対象として価格競争により契約者を決定することとしている。

簡易 DB 方式は、大規模設備以外でシステム技術が標準化されていない設備工事や新技術で開発者等の有する技術を活用しないと設計を行うことができないもの等を対象とするもので、「設計・施工一括発注方式」の価格競争型により契約者

を決定することとしている。

主な実施例としては栃木県の下水道資源化工場、大阪市の舞洲スラッジセンターがある。DB方式における詳細設計は、通常的设计作業と異なることから詳細設計でのコスト縮減はなく、建設工事費において縮減効果が現れる。

### 3 建設

JSでは、平成9年5月に「建設コスト縮減対策に関する行動計画」を策定し、様々なコスト縮減方式を採用してきた。また、アフターケアとして実施している事後点検等の結果を設計や建設にフィードバックして、施設の品質向上のための取り組みを行っている。

#### (1) 契約後 VE 方式

この方式は、建設業者から施工方法等に関する提案を募集し、民間の技術開発を積極的に活用することにより、建設工事のコスト縮減を図るため、契約締結後に設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について行う提案を受け付けるものである。

VE提案を採用した実績は次のとおりである。

	H9	H10	H11	H12	H13
東京支社	—	3	2	—	1
大阪支社	1	1	—	—	—
合計	1	4	2	0	1

大幅なコスト縮減を達成した例としては、琵琶湖東北部浄化センター建設工事において地盤改良の見直しを行ったことが挙げられる。これは当初、載荷盛土工・サンドマット工・ペーパードレーン工を併用した地盤改良工を計画していたが、請負者より工期の短縮、近接するJR線への安全確保等に優れ、かつコストが縮減できる強制圧密脱水工法とペーパードレーン工法の併用を提案され、検討の結果採用したものである。この他には、千葉市寒川雨水ポンプ場建設工事が挙げられる。これは、仮設栈橋等において請負者が保有する特殊な大型クレーンを現地に

設置し、仮設栈橋の面積や橋脚鋼材を大幅に減らす提案があり、これを採用したものである。

## (2) DB方式

DB方式については、実施設計の項で例示した栃木県の下水道資源化工場、大阪市の舞洲スラッジセンターにおいて成果を上げている。

## 4 維持管理

下水道事業が中小市町村に拡大するに従い、財政的・人的事情から適正に下水処理場の維持管理を行える体制を整えることが困難な団体が増えており、これら維持管理上の問題点を取り除くことが下水道事業普及拡大のために必要となっている。これらの団体では、維持管理について全般的・継続的な支援を外部機関に強く期待しているが、市町村が信頼でき、全国規模で維持管理全般に渡る支援をできる機関はJS以外になく、JSとして継続的な支援体制を整備することが緊急の課題となっていた。しかし、現行のJSの維持管理技術援助は、現地技術指導、水質診断、機能検査、改築調査、経営診断といった部分的・単発的であった。

中小市町村に対する継続的な維持管理支援を経済的に実現するためには、従来の維持管理技術援助項目を組み合わせる業務の効率化を図ることに加えて、情報通信技術を活用したシステムによる日常的な維持管理業務の指導助言業務を新たに付加するなどして、年間を通じた維持管理支援業務を経済的に実施することが必要であったため、維持管理総合支援業務を創設し、平成13年度より本格実施したところである。

### (1) 維持管理総合支援業務の概要

#### ① 目的

維持管理総合支援業務は、JSがめざす下水道事業のライフサイクル・サポートの一環として、多様化する支援要望に的確に応え、顧客満足度を向上させるため、以下を目的に実施している。

- i 従来の維持管理技術援助の実施方法を大幅に転換し、公共団体の維持管理を総合的に支援する。
- ii 総合的、広域的に維持管理支援を行うことによって維持管理に関する公共団

体の要望に的確に応える。

- ・下水道の維持管理資格者の養成及び管理コスト縮減に寄与する。
- ・適正な維持管理を実現し、水環境の保全に資する。

iii 情報技術を駆使することによって、業務の合理化と質的向上を同時に実現する。

## ② 特徴

維持管理総合支援は、コンピューターネットワークや電子ツールを体系的に組み合わせたシステムにより、地方公共団体で不足する下水処理や設備に関する幅広い知識や技術を補い、維持管理業務を継続的かつ総合的に支援するもので、適正な維持管理と維持管理コスト削減を同時に実現するものである。

〈維持管理総合支援業務の特徴〉

- ・下水道の維持管理業務について継続的な支援を行う。
- ・複数の支援項目をグループ化(セットメニュー化)して受託費用の低減を図る。

## ③ 実施の効果

〈地方自治体〉

- ・JSの体系的な支援が受けられるため、適正な維持管理が効率的に実現できる。
- ・JSの継続的な支援が受けられるため、維持管理技術者を計画的に育成できる。
- ・施設建設から維持管理まで一括した支援(ライフサイクル・サポート)が受けられるため、下水道事業運営上の負担が大幅に軽減できる。
- ・適正な経営(財政)環境が整備でき、維持管理コストの縮減が可能になる。

〈その他の効果〉

- ・維持管理業務全体の適正化、効率化が促進される。
- ・維持管理技術全般の向上が図られる。
- ・メンテナンス委託費の適正化が促進される。
- ・維持管理情報の信頼性が向上でき、迅速な収集・提供が可能になる。

## ④ 実績

本業務は平成13年度から実施しており、実績としては1市4町であった。

## 5 改築

下水道整備の進展に伴って、わが国の下水道資産は莫大なものとなっており、これらの施設が適正な機能を発揮し続けていくためには、各種施設の状況を的確に把握し、老朽化した施設等の改築又は修繕を推進していく必要がある。

従来は、改築及び修繕を個々の施設ごとに対症療法的に実施しているケースがほとんどであるが、施設ストック量の増加により今後は、計画的・段階的に改築又は修繕を実施していく必要がある。

計画的な改築又は修繕の実施の必要性については、「今後の下水道の整備と管理は、いかにあるべきか」（都市計画中央審議会の答申、平成7年7月18日）においても「（下水道）施設は、年数の経過とともに、施設能力が相対的に低下し、また、劣化等により様々な支障が生じてくる。このため、定期的な機能の点検・調査を実施するとともに、常に先を見越した計画的、段階的な改築更新が必要である。」と述べられているところである。

JSは、下水道施設の機能を適正に維持する観点から、各種施設の状況を的確に把握し、改築又は修繕を計画的に実施するための改築業務実施要領を策定するなど改築事業の適正化に関する方策を実施している。

### (1) 改築調査

改築調査は、平成5年度から受託箇所数が増え、平成13年度では、30箇所以上で実施している。

業務の流れとしては、対象施設毎に蓄積された既存情報及び現地での目視確認、調査等により対象施設の現況を把握し、何らかの措置が必要か否かを診断し、必要な場合その規模、時期より改築とするか、修繕とするかの事業種別の判定を行う。

### (2) 改築実施計画

改築実施計画では、調査及び診断の結果並びに上位計画等より得られた情報に基づき、改築事業で対応すべき課題等を整理し、対象施設の仕様及び施工方法を決定する。また、施設仕様及び施工方法の決定にあたっては、基本設計程度の検討を行い、業種別に事業費を算定し、年度別事業執行を考慮した改築事業計画を策定するとともに、地方公共団体の下水道事業全体を効率的に実施するために、

他の改築計画及び設置設計等を取得し、緊急度、財源等にも配慮している。

## 6 下水道経営

わが国の下水道事業は厳しい経営状況に置かれており、地方公共団体においては下水処理サービスの質を維持しつつその効率化を図ることが喫緊の課題となっている。

JSにおいては、地方公共団体の下水道経営の効率化を支援するため、平成12年度から下水道経営情報提供業務を開始し、翌平成13年度からは下水道使用料算定支援業務を新たに実施している。

今後更に下水道の経営面におけるJSのノウハウの蓄積充実とともに、地方公共団体における下水道事業経営の効率化への幅広い支援を目指すこととしている。

### (1) 下水道経営に関する支援業務の概要

#### ① 情報提供業務

地方公共団体の照会に応じ、下水道経営に関する資料の提供及び質問に対する回答やアドバイスを行っている。

#### 【事 例】

- ・ 下水道使用料の設定方法や改定作業の進め方についてのアドバイス
- ・ 同種同規模の処理場における維持管理費等の情報
- ・ 条例の定め方や下水道への接続促進方法についての事例紹介 など

#### ② 使用料算定支援業務

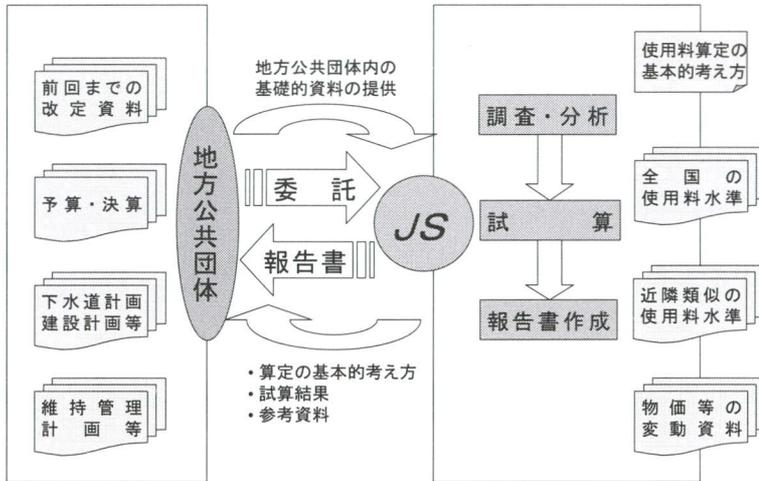
使用料算定は、策定にあたっての基本的考え方の整理、これに基づく基礎資料の収集、財政計画の策定、使用料の案の作成等の作業を要するものであり、下水道担当職員の不足している中小市町村にとって大きな負担となるケースも多いと考えられる。

JSでは、原則として中小市町村を対象に、委託を受け、次のような当該市町村の使用料算定作業の支援を実施している。

- i 使用料の算定に必要な基礎的資料収集のアドバイス
- ii 使用料算定に必要な人件費、諸物価変動等の調査
- iii 使用料算定期間内の使用料対象となる資本費、維持管理費等の経費の推計、

汚水処理原価の算出、使用料水準及び使用料体系の検討

iv 全国・近隣の使用料水準及び使用料体系等の参考資料の作成



下水道使用料改定支援業務のイメージ図

なお、平成13年度においては2市7町村を対象に新規算定及び改定業務の支援を実施した。

新規	改定	計
6 町村	3 市町	9 市町村

7 技術開発

JSにおける技術開発は、下水道のライフサイクルを考慮した様々な取り組みを行い、これまでも下水道事業の効率化等に寄与してきた。

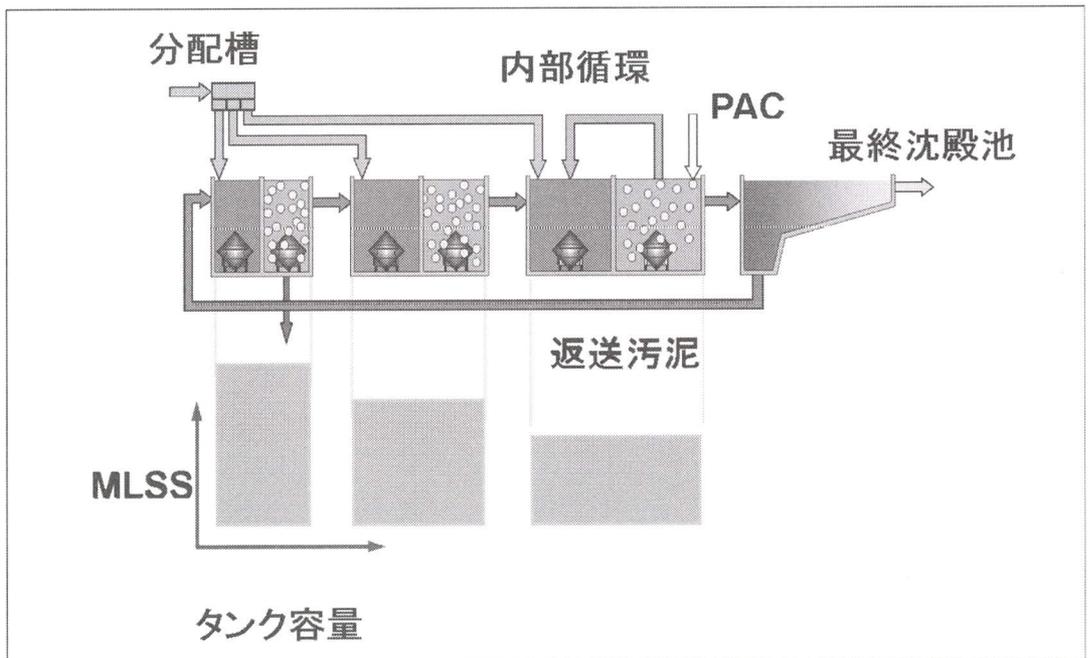
特に、環境保全に対する社会的関心の高まりから、水循環の重要な役割を果たすため処理水質の高度化への需要がますます大きくなるものと思われることから、これから改築更新を迎える施設では従前と同様な施設を建設して同レベルの処理を行うのではなく、より高度な処理に対応することが必要になると考えている。施設の改築更新にあたっては設備の耐用年数に対してコンクリート構造物の耐用年数がはるかに長く、反応槽等の土木施設は使用を継続し、設備類を更新するという形が多

いと考えられる。

JS が手がけた数多くの技術のうち、既設の池等を利用して高度処理対応ができるようにした技術を以下に示す。

#### (1) ステップ流入式多段硝化脱窒法

本法は、代表的な生物学的窒素除去法である循環式硝化脱窒法を多段化し、流入水を各段にステップ流入により供給するもので、循環式硝化脱窒法に比較して短い滞留時間でより高度な窒素除去率が得られるため施設のコンパクト化が図れる。また、必要な循環比も小さくエネルギー的にも有利である。本プロセスを既設処理場に適用する場合、一般的な反応タンクの長さ/幅比の範囲では、3 段ないし 4 段式の本プロセスの適用が可能で、脱窒用基質としてメタノール等の添加なしに 80%以上の窒素除去率が得られる。

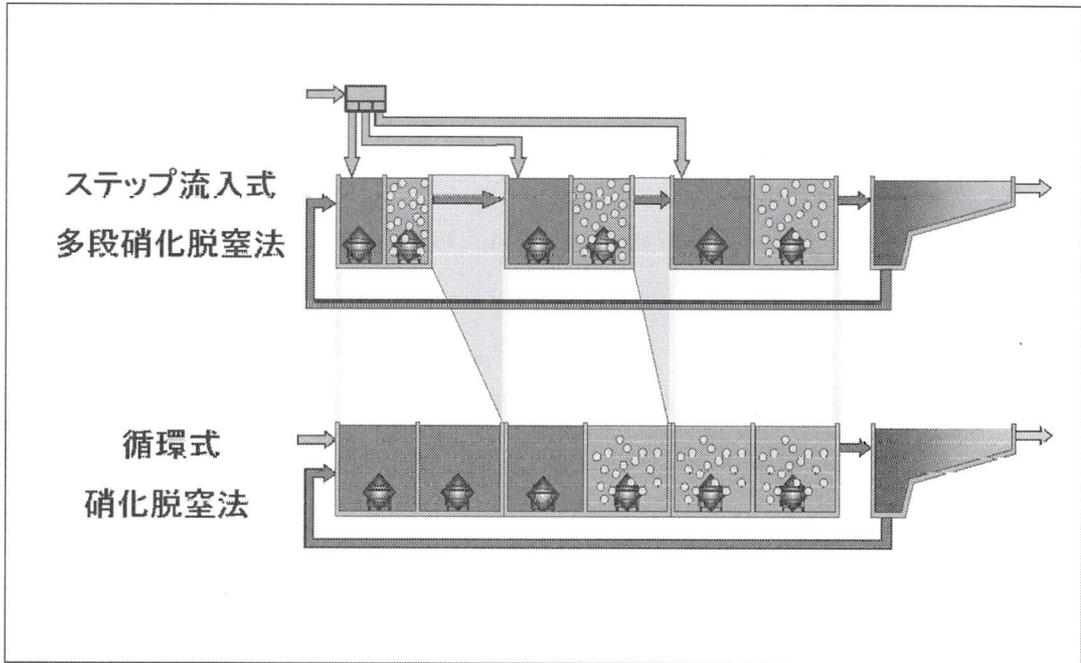


【ステップ流入式多段硝化脱窒法のプロセス構成模式図】

本法は、従来の窒素除去法（循環式硝化脱窒法など）に比べて次の長所を持つ。

- i 高い窒素除去率が得られる（安定した 80%以上の窒素除去率）。
- ii 反応タンクがコンパクトである（3 段式の場合、循環式硝化脱窒法の容量の約 3/4 となり、次にイメージ図を示す）。

iii 運転管理性に優れている。



【ステップ流入式多段硝化脱窒法（3段式）のイメージ図】

これまでの実績は次のとおりである。

	事業主体	施設名	段数	備考
稼働中	仙台市	広瀬川浄化センター	2	
	長野県	豊田処理場	2	
	愛知県	矢作川浄化センター	2	
	岡山県	児島湖浄化センター	3	
	滋賀県	湖西浄化センター	3	後脱窒を付加
	滋賀県	東北部浄化センター	3	後脱窒を付加
建設中	滋賀県	湖南中部浄化センター	3	後脱窒を付加
	滋賀県	高島浄化センター	3	後脱窒を付加
設計中	名張市	中央浄化センター	3	
	倉敷市	児島浄化センター	3	
	倉敷市	玉島浄化センター	3	
	山陽町	山陽浄化センター	3	
	岩国市	尾津浄化センター	3	
	和歌山県	伊都浄化センター	3	

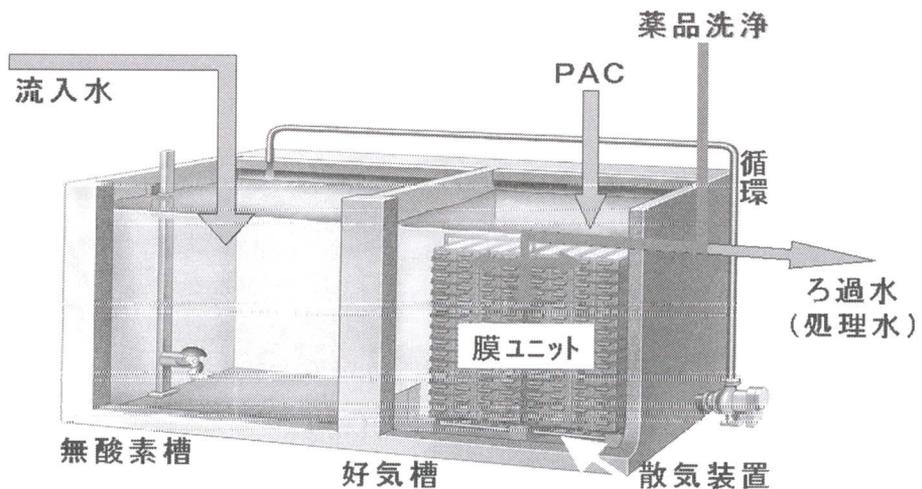
## (2) 膜分離活性汚泥法

膜分離活性汚泥法は、最終沈澱池で行う固液分離工程を反応槽に浸漬した膜で行うことで施設のコンパクト化が図れ、精密ろ過膜（MF膜）による微細孔（孔径 $0.1\mu\text{m}\sim 0.4\mu\text{m}$ ）のろ過によって、活性汚泥の沈降性によらずより清澄で高度な処理水が得られる下水処理システムである。

このため、従来の活性汚泥法と違って活性汚泥の沈降性によって処理水質が左右されることがなく、最終沈澱池の管理が不要になる。また、最終沈澱池における固液分離上の制約がないことから、 $10,000\sim 20,000\text{mg/l}$  程度の高いMLSS濃度での運転が可能であり、反応槽容量の縮小が可能となる。

この他のメリットとしては、膜の孔径が細菌の大きさよりも小さいため、理論的には処理水中に細菌は残存せず、消毒設備が省略できる可能性もある。

一方、本法では膜の目詰まりを防止するため、常に膜表面を曝気して目詰まりを防止すると共に、定期的に膜を薬品で洗浄する必要がある。また、建設費の面では最終沈澱池等の施設の削減とそれに伴う用地面積減少がコスト低減要素として作用する反面、膜のろ過能力は $0.4\text{m}^3/\text{m}^2\cdot\text{日}$ 程度であるので、処理水量 $1,000\text{m}^3/\text{日}$ に対して $2,500\text{m}^2$ の膜面積が必要になることになり、膜の価格が建設コストを大きく左右することになる。



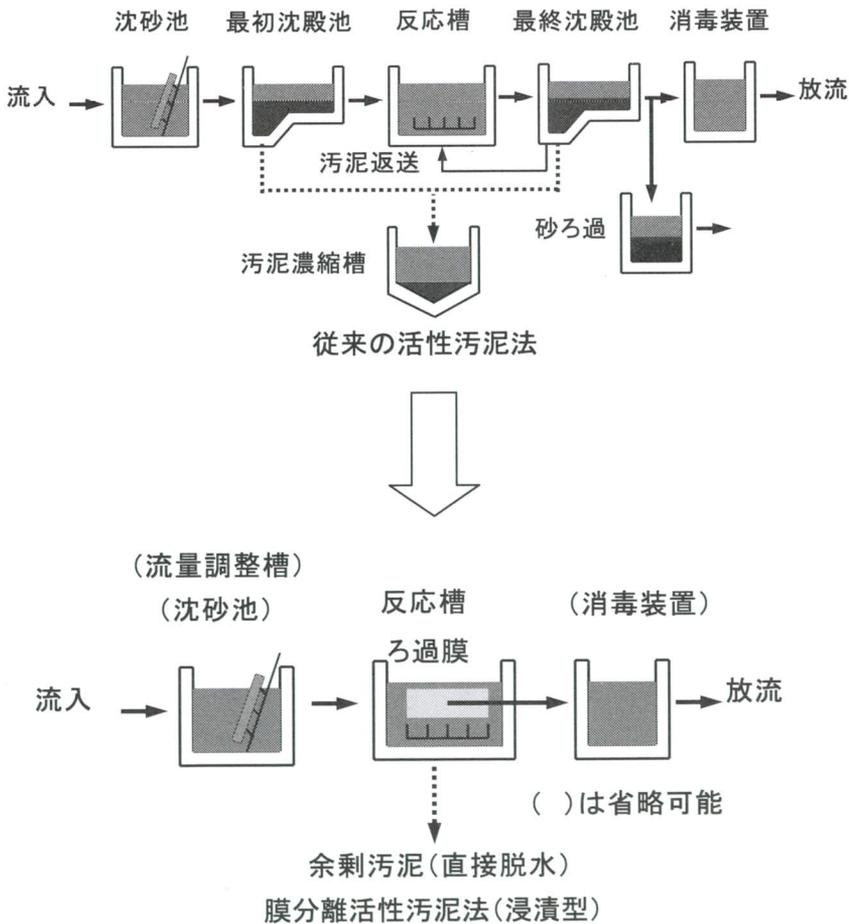
【膜分離活性汚泥法の反応層】

本法の特徴をまとめると

- ・ 最終沈澱池が不要。
- ・ 沈澱処理を行わないのでバルキング対策の心配がない。
- ・ 活性汚泥が高濃度で運転できるので反応タンクを小さくできる。
- ・ コンパクトな反応タンクで硝化・脱窒処理ができる。
- ・ 高濃度の余剰汚泥が引抜けるので汚泥濃縮槽等を削減できる。
- ・ 大腸菌がろ過されるので消毒装置を省略できる。
- ・ 処理場がコンパクト化できるので建設コストの低減が期待できる。

が挙げられる。

従来法との比較をすると以下ようになる。



膜分離活性汚泥法は、最近ではし尿処理や合併浄化槽はもとより農業集落排水処理施設やコミプラでも導入が進んできており、海外では 10,000m<sup>3</sup>/日クラスの下水処理場でも導入されている。本法は、小規模施設への適用はもとより、大中規模の処理場においては改築更新時に限られた面積で処理のグレードアップを行う場合に有効な手法と考えられる。

## 8 研修・検定業務

下水道法第 22 条では、地方公共団体が下水道の設置又は改築する場合及び維持管理する場合に有資格者に行わせることを規定している。

JS で行う下水道技術研修では、国土交通大臣及び厚生労働大臣の指定講習もあり、有資格者の確保に寄与している。

また、有資格者の早期確保などを目的に創設された技術検定では、合格者に実務経験年数を短縮する特例がある。

以下にその内容を示す。

維持管理研修の内容及びその成果一覧表

専攻	教科内容	研修成果
管きよ管理	1. 管きよの基礎知識及び管理上の要点と解説。管きよの維持。浸入水対策。 2. 排水設備の設計演習。 3. 下水道行財政と使用料。	管きよの維持管理・排水設備の設置指導等下水道普及区域全般にわたる管きよ施設の適切な維持管理ができる。
小規模処理場管理	1. 処理場維持管理の実務演習。 2. 維持管理指標の解説。 3. 処理場管理シミュレーション施設による運転管理演習。	小規模処理場の維持管理に必要な基礎知識を得て、運営管理業務全般を把握することができる。
処理場管理 I	1. 下水道の基本計画。行財政のしくみ。関連法規。 2. 下水処理設備の基礎知識。水質実習、機器実習など。	下水処理施設全般のシステムを理解し、処理場の維持管理業務に携わることができる。
処理場管理 II	1. 処理場の総合管理と関係法。 2. 水質管理と事業場排水対策。 3. 水質実習、機器演習。補修工事演習。	処理場、ポンプ場の維持管理資格者として業務に従事することができる。(下水の処理開始の公示事項等に関する省令第 2 条 2 第 5 号による指定講習)
総合管理 I	1. 下水道施設全般の基礎知識。 2. 供用開始の準備、初期運転要領、機器の保全。 3. 水質管理、汚泥管理概説、実習など。	下水道施設全般のシステムを理解し、適切な処理場の維持管理ができる。

総合管理Ⅱ	1. 処理場の総合管理と関係法。 2. 水質管理の実際と異常対策。 3. 下水道の経営、管理体制、実習など。	処理場の責任者として、適切な措置をとることができる。
水質管理Ⅰ	1. 下水処理、汚泥処理の基礎解説。 2. 水質管理。 3. 水質試験の基礎知識及び水質実習。	処理場の維持管理に必要な水質の分析及び水質管理ができる。
水質管理Ⅱ	1. 下水道関連法規。 2. 水処理、汚泥処理の動向。事業場排水対策。 3. 水質、汚泥管理事例研究。	水質管理上発生する諸問題について、原因を追求して適切な対策措置をとることができる。
管理専科		
設備管理	設備の管理手法と応用及び機器演習。	処理場・ポンプ場の設備に関する専門知識及び技術を習得し、維持管理担当者として業務に携わることができる。
事業場排水対策	事業場排水対策指導の具体的な進め方。除外施設の審査演習。	事業場排水対策に関する専門知識及び技術を習得し、事業場排水の指導、除外施設の検査監視等の責任者として業務に携わることができる。
高度処理技術と再利用	1. 高度処理の基礎知識と現状の理解。閉鎖性水域と関連法規。 2. 高度処理実習と事例研究。	高度処理の計画設計と維持管理に必須の知識と技術が得られる。
汚泥処理技術と再利用	1. 下水汚泥処理と再利用技術の現状と課題。 2. 下水汚泥処理関連法規、下水汚泥濃縮と脱水技術。	下水汚泥処理技術とその再利用技術に関して、現状を認識し、新技術に対応する技術力を身につける。
病原性微生物と下水道	1. 下水道の消毒技術。下水道と病原性微生物。 2. 0-157及びクリプトスポリジウム分析手順シミュレーション。	下水道の水質管理、緊急な課題になっている0-157及びクリプトスポリジウムによって生じる問題について、技術的判断に必要な能力を習得する。

技術検定の区分等

検定の区分	検定の対象	検定科目
第1種 技術検定	下水道の計画設計を行うために必要とされる技術	下水道計画、下水道設計、施工管理法、下水処理及び法規
第2種 技術検定	下水道の実施設計及び工事の監督管理を行うために必要とされる技術	下水道設計、施工管理法、下水処理及び法規
第3種 技術検定	下水道の維持管理を行うために必要とされる技術	下水処理、工場排水、運転管理、安全管理及び法規

この他、地方自治体が維持管理を委託する民間業者が、一定水準以上の技術力を有しているか公平に判定し証明する下水道管理技術認定試験を実施し、維持管理を行う民

間業者の育成・技術水準の向上を図っている。

以下にその内容を示す。

**認定試験の区分等**

試験の区分	試験の対象	試験科目
処理施設	下水道管理者からの委託を受けて行われる処理施設の維持管理を適切に行うために必要とされる技術	下水処理、工場排水、運転管理、安全管理及び法規
管路施設	下水道管理者からの委託を受けて行われる管路施設の維持管理を適切に行うために必要とされる技術	工場排水、維持管理、安全管理及び法規

### Ⅲ 再構築・プロジェクトマネジメント体制

#### Ⅲ-1 JS再構築基本構想

##### 1 再構築基本構想策定の経緯

平成8年4月に策定された「日本下水道事業団業務運営長期計画」（以下「長期計画」という。）の中で、新規建設のピーク時対応のみならず、JSに対する多様なニーズに応え、地方公共団体の満足度を向上させることを目的とした業務の再構築が必要であると提言された。

このことを受けて、「情報システム推進室設置要領」（総企発第1号 平成8年1月10日）に基づき、情報システム推進室が設置され、長期計画における業務の再構築を担当することとなった。

情報システム推進室は、業務の実態及び問題点を把握するため企画課・計画課の実施した全職員に対するアンケート調査（平成7年12月）を引継ぎ、JS内のほぼ全部署を対象としたヒアリング調査（平成8年2月から4月）及び業務量に関する調査（平成8年4月から5月）を実施した。

さらに、長期計画に提示されているJSのあるべき姿（JSの果たすべき役割及び適正で効率的な業務運営）についての掘り下げた検討も並行して実施した。これらの業務分析及びあるべき姿の検討成果をもとに「JS再構築基本構想」（以下「基本構想」という。）が策定された。

この基本構想は、①業務改革、②情報システム整備・運用方針、③組織等の改革の方針、④再構築推進の体制及びスケジュールから構成されており、JSの業務改革の方向性と基本的な考え方を整理したものである。

この基本構想をもとに、JS内の情報システムが整備されるとともにライフサイクル・サポート構想がまとめられた。また、これらの検討の成果として、平成11年10月に両支社設計部門にプロジェクトマネジメント（PM）制が導入された。

## 2 業務改革

### (1) 業務改革の基本的な考え方

以下の4項目の業務改革の基本的な考え方に基づき、業務改革を行うこととされた。

- ① JSの役割の実現…今後の社会情勢の変化に対応しながら、次の事項を実現する。
  - ・地方公共団体のニーズを充足しつつ、「質」を確保する。
  - ・下水道の計画、設計、建設、維持管理に係る一連のライフサイクルをサポートする。
  - ・技術の善循環及び技術力保持の役割を担う。
- ② 課題及び対応策等の抽出…業務分析及び業務分析から抽出した課題、対応策を参考に実施する。
- ③ 情報技術の活用…情報技術を最大限に駆使し、業務プロセス（業務のフロー）が効率的に流れるようにする。その際、以下の点に注目する。
  - ・業務プロセスが、JS内のどこからでも見えるようにする。
  - ・業務の進行具合が分かるようにする。
  - ・どこにどんな情報があるかがわかるようにする。また、どこからでもその情報を見たり、入手したりできるようにする。
- ④ 業務方法等の見直し…業務プロセスの効率化により、必然的に業務の方法、経営資源の配分等の見直しを行う。

### (2) 業務改革の概要と対応策

さらに、次の7項目に分類し、具体案を検討、各対応策を整理した。

- ・情報システム化…JS内部・外部とも情報システムを有効に活用することにより、一連の業務の効率化、情報の共有化を図り、委託団体に対してさらに質の高い「サービス」の提供を目指す。
- ・業務の標準化…設計業務、施工監理業務、検査業務等の標準化を進めるとともに処理場のパッケージ化を進め、業務の効率化を行う。
- ・組織、業務内容の見直し…情報システムを導入しても業務量の増大に対応できない組織等、人員の再配分を含めて組織と業務の見直しを行う必要が

ある。

- ・ 規程等の改正・・・業務フローの変更などに対応した規程等の見直し、現状に則していない規程等の見直しを行う。
- ・ 外部委託・・・適切な外部委託を行い、業務の効率化、システムのバージョンアップを図り、効果的な改革を行う。
- ・ 意識改革、教育等・・・業務の効率化、成果の品質向上を図る積極的な意識など職員の意識改革・教育等を進める。
- ・ 外部への働きかけ・・・業務改革を進めるにあたり、関係省庁及び民間企業との情報ネットワーク化を推進する。

### 3 情報システム整備・運用方針

#### (1) JS の情報システム化の考え方

業務改革で提案された情報システム化を進めるに際して、将来への拡張性を求めるとともに過度の先行投資とならないようにするため、システム化推進の基本方針、具体的施策、進め方を明確にする必要があった。このため、①重複作業や単純作業の廃止、②書類等の電子化による情報の共有化、③蓄積情報の有効活用による設計・施工監理の質の向上、④CAD、CALS に対応できるような拡張性の高いシステムの実現などの基本的事項を定めた。

#### (2) 情報システムの整備方針

業務改革で提案された情報システム化を図るため、全職員にパソコンを整備、配置することとし、平成 11 年度中に、事業計画、積算、スケジュール管理等の業務をパソコンで処理できるようにする、との整備目標を定めた。

また、JS 全体のネットワーク化を図ることとし、ワープロソフト、表計算ソフト、データソフト等のアプリケーションソフトの統一化を行うことにより、部門間でのデータ交換、処理等を効率的に行えるようにすることとした。

#### (3) 情報システムの運用

情報システムの運用については、①ネットワーク管理担当者の設置、②保守管理体制の整備、②リスク管理、セキュリティについての基本的考え方をまとめた。

## 4 再構築推進の体制及びスケジュール

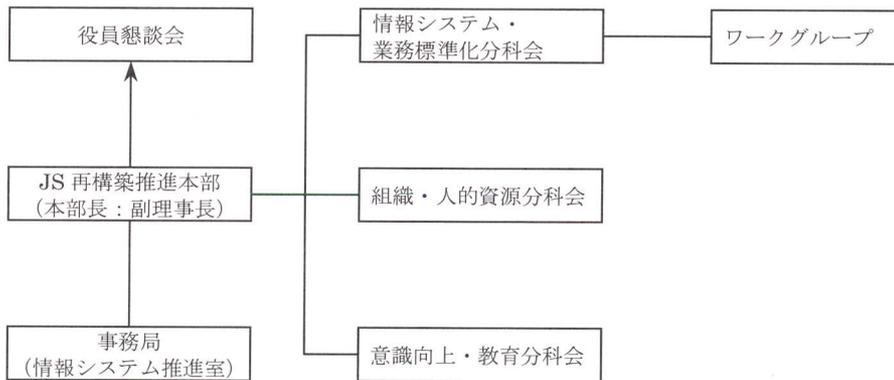
### (1) JS 再構築推進本部

基本構想に提示された業務改革の対応策を具体化し、速やかに実行段階に移行し成果を得るためには、①アクションプログラムの作成 ②アクションプログラムの実行 ③進捗状況の確認及びフォローアップが必要であった。

このため、副理事長を本部長とする JS 再構築推進本部（以下「推進本部」という。）を置き（平成8年7月発足）、上記の①から③に関する業務を統括するものとした。事務局は、情報システム推進室が担当した。また、本部長は、必要に応じて役員懇談会に諮ることとした。

### (2) 分科会

基本構想に提示された業務改革案をより詳細に検討し、アクションプログラムを作成するため、推進本部の下部組織として分科会を設置した。また、分科会は、必要に応じてワークグループを設け特定課題の検討を行った。



【業務再構築の推進体制】

### (3) スケジュール

各分科会において、基本構想決定後直ちにアクションプログラムの作成に着手し、平成8年10月末を目途にアクションプログラム最終案を作成することとした。

アクションプログラム最終案が得られた事項については、可能なものから順次実施し、予算、組織要求等が必要なものは、所要手段の中で対応するものとした。

同年12月10日に「情報システム・業務標準化」に関するアクションプログラムが同月17日に「人的能力向上のためのアクションプログラム」がまとめられた。

これにより、JS 業務再構築がスタートすることとなった。

なお、進捗状況の確認及びフォローアップは、推進本部が適宜対応した。

i 役員懇談会における検討事項

日付	検討事項
平成8年4月16日	アンケート調査、ヒアリング調査に基づく業務分析について
平成8年5月13日	業務分析及び長期計画に基づく業務改革について
平成8年5月27日	JS 再構築基本構想（案）その1について
平成8年6月10日	JS 再構築基本構想（案）その2について

ii 職員からの意見徴収

日付	意見徴収の概要
平成8年5月23日	JSNET への掲示及び意見交換を開始
平成8年6月3日	JS 再構築基本構想（案）を各部署へ配布し、意見徴収のうえ案を修正
平成8年6月17日	第2回配布、意見徴収
平成8年6月24日	第3回配布、意見徴収

iii JS 再構築基本構想の決定

日付	審議
平成8年7月1日	役員懇談会
平成8年7月8日	部長会
平成8年7月9日	役員会

## Ⅲ－２ 情報システムの整備

### 1 情報インフラの整備

#### (1) 概要

基本構想を実現する行動計画の一つである「情報システム・業務の標準化」アクションプログラムに基づき、平成8年から、JS内の情報化を行った。平成9年度に職員1人にパソコン1台を配備し、48の拠点（平成14年2月現在）を結ぶネットワーク（イントラネット）構築し、JS内の各拠点は独自の通信網で結ばれることになった。

#### (2) LAN 構成

各拠点内にはLAN（Local Area Network）を整備し、データ保存用サーバーなど必要な機器を設置するとともに、全役職員に専用のパソコンを配備し、電子ファイルの共有、プリンタの共有が行える環境を構築した。本社、技術開発研修本部、支社のように交換する情報量が多い拠点に関しては、100BASE-T、その他の拠点については10BASE-TのEthernetを採用した。また、JSのネットワークの主要拠点となる本社・東京支社ビルの基幹部分に関しては、各階を1Gbpsの光ファイバーで接続することにより、通信環境の改善を図った。

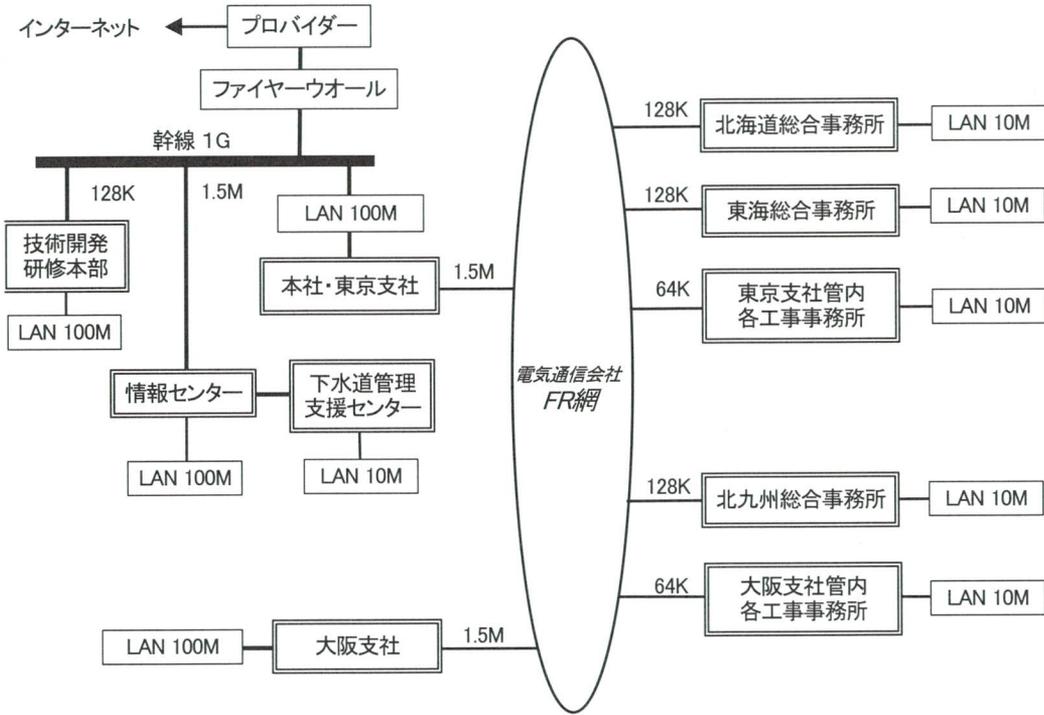
#### (3) WAN 構成

JSにおけるWAN（Wide Area Network）構成は、次図のとおりである。通信回線としては東京本社から近郊の拠点は専用線を併用し、他の多くの拠点では、電気通信会社の提供するフレームリレー網（FR網）を利用してWANを構築した。また、維持費の最適化を図るため、交換する情報量を基にFR網に接続する拠点ごとの回線容量を選択した。さらに、新規に業務用ソフトウェアを導入するなどの通信需要の増加に応じて回線容量の見直しを行った。

#### (4) インターネットの利用

JSのWANは本社においてインターネット接続をしており、外部との電子メールのやり取りがWANを通じてできるようにしたが、インターネットホームページの閲覧については、セキュリティ面、通信環境面に悪影響を及ぼす恐れがあるため、WANを介しての利用は行わないこととした。

しかし、インターネット網、提供コンテンツの充実により、インターネットホームページ閲覧が業務に不可欠な要素となってきたため、平成13年度にインターネット接続専用機を導入し、共用環境でインターネットホームページの閲覧ができるようにした。



【ネットワーク構成図】

## 2 イン트라ネットの活用

### (1) 概要

役職員相互の情報の交換・伝達手段として、電子メールの活用、社内掲示板の閲覧が情報システム整備の一環として進められてきた。社内 WAN の要所に電子メール用サーバーを設置し、電子メールによって社内の情報交換を行うこととした。また、社内共有情報は社内ホームページ（J-Web）を整備し、役職員は必要な情報の閲覧が可能となった。

### (2) 電子メールの利用

役職員の情報伝達ツールは、サーバーソフトとしてマイクロソフトの「Exchange」、クライアントソフトとして、「Outlook」を導入し、JS 内部ばかりでなく外部との情報交換についても電子メールを利用できるようにした。電子メールの導入により、委託団体、外部機関、設計コンサルタント及び工事請負業者等との連絡・調整及び緊急の資料要求への対応などが可能となり、業務上、不可欠なツールとなった。

また、平成 13 年度には、電子メール用サーバーを主要拠点に集約し、メールシステムの障害に対する信頼性及び運用効率性の向上を図った。

### (3) 電子掲示板

社内で共有する必要がある情報の交換の場として、前述の「Exchange」の電子掲示板と社内ホームページを使用してきたが、双方の掲載情報の分類が困難なことから通信環境の改善、情報共有の活発化を図るため、大幅な見直しを行い平成 12 年度より、社内ホームページ（J-WEB）に一本化した。

J-WEB では役職員共通情報及び各部署からの発信情報の閲覧や会議室の予約、電子会議室の利用などができるほか、WEB 版の業務システムへの入口となっており、役職員相互の活発な情報提供・交換が行われるようになった。さらに、平成 13 年度には、東京支社及び大阪支社においても社内ホームページの開設を行った。

### 3 業務用ソフトウェアの導入

#### (1) 業務用ソフトウェアの概要

情報技術を最大限に駆使し、業務プロセス（業務のフロー）が効率的に流れるようにするとともに、業務品質の向上を図る目的で、各業務のソフトウェアを開発・導入した。

以下に主要な業務用ソフトウェアの概要を示す。

##### ① 顧客情報システム

事業主体、地方公共団体、処理区、終末処理場などの顧客に関する情報を一元的に管理するシステムであり、JS全体のデータベースの基幹的なものである。

顧客である委託団体を「JS管理団体」とし、顧客それぞれにJS独自のコード付けをすることにより他のシステムとのデータ連携が可能となっている。

##### ② ドキュメント管理システム

JSで発生する全ての文書を一元的に管理することにより、文書管理及び情報共有の効率化を図るシステムであり、このシステムを活用し新しい文書管理の仕組みを構築することにより業務の進め方の標準化を図ることも視野に入れている。

全JS職員が共有する必要がある工事完成図書、実施設計図などの文書類を管理している。

##### ③ プロジェクトマネジメントシステム（PURE）

プロジェクトマネジャー（PMR）が、受託案件（プロジェクト）のコスト、工程等に関する計画と計画に基づく管理を行うための、プロジェクト運営の支援システム（PMS）である。

※PURE=Project Management System for Upsgrading and Realizing Earned Value Concept

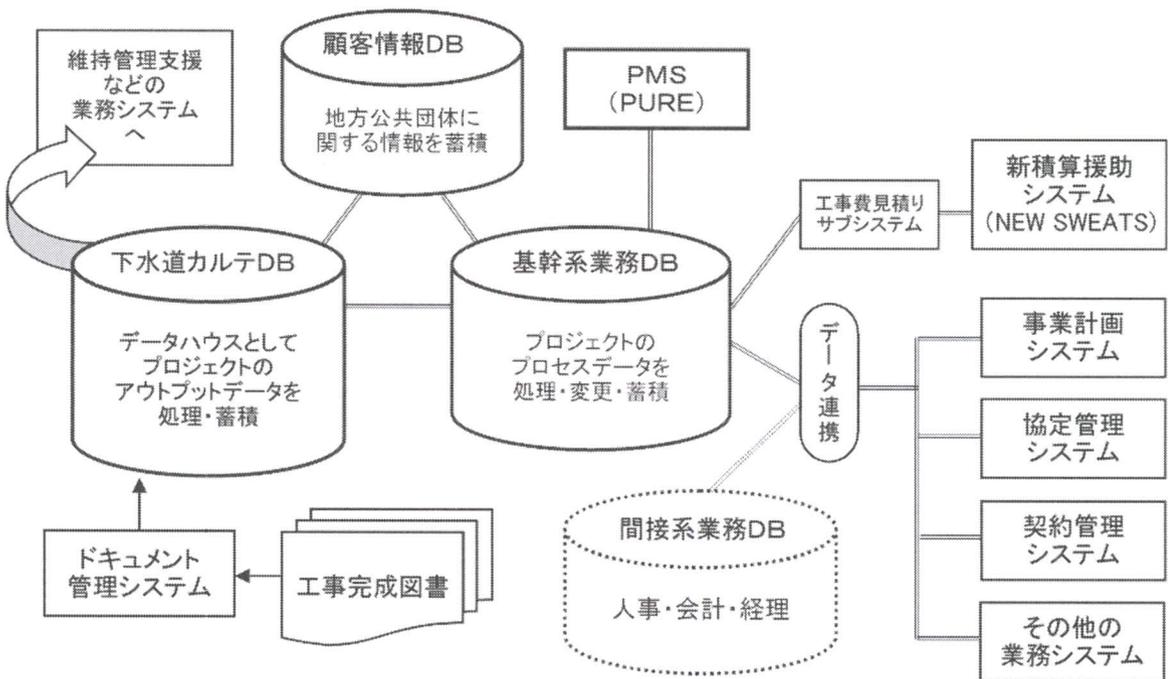
##### ④ 新積算援助システム（NEWSWEATS）

積算業務の省力化と積算ミスの減少等を目的とした電子計算機による工事費積算の援助システムであり、クライアントサーバーシステム（CSS）による分散処理方式を採用している。

NEWSWEATS=New Japan Sewage Works Agency Estimation Assist System

(2) 業務用ソフトウェアのデータ連携

平成13年度におけるJSデータベースと各業務用ソフトウェアのデータ連携は次図のとおりである。



【JS データベース構成概念図】

### Ⅲ－3 ライフサイクル・サポート構想

#### 1 ライフサイクル・サポートへの展開

「JS 再構築基本構想」に示されている今後の JS の役割であるライフサイクル・サポートに関して、JS が提供しようとするメニューを明らかにするだけでなく、事業展開の方向性、業務実施上での改善・強化、情報を駆使した業務運営及び業務運営コスト等の経営的な要素を取り入れた検討が必要となった。この作業を行うため、平成9年6月に「ライフサイクル・サポート戦略チーム」を結成して対応した。

検討成果は、「ライフサイクル・サポートをめざして」と題したレポートにまとめられ、同年10月、役員懇談会へ報告された。

#### 2 ライフサイクル・サポートの戦略

ライフサイクル・サポート（は①Low Cost（低コスト）、②Credible Technology（信頼の技術）、③Speedy & Kind-Response（素早く・親切的な対応）

JSにおけるライフサイクル・サポートの戦略は、次のとおりとした。

- ・地方公共団体との連携強化
- ・増設及び改築・更新事業の積極的獲得
- ・広範囲な展開への準備と体制等の強化
- ・事業化情報の収集分析による新規事業の開拓・受託
- ・業務コストの縮減と経営体質の強化

このため、地方行財政や維持管理などこれまで手薄であった分野などに対するきめ細かなサービスが新たに必要となり、その内容や方法を定めることとした。

#### 3 ライフサイクル・サポートの内容

ライフサイクル・サポートに関する共通目標及び戦略に基づき、以下の内容（メニュー）を作成し、順次実行に移すこととした。

##### (1) 地方公共団体との連携強化と柔軟な対応

下水道実施体制が脆弱な中小公共団体に対する支援の充実が、JSにとって重要な使命であり、そのためには、情報化技術を駆使して、情報の発信・受信および

「JS 情報提供サービス」の提供が必要である。このための施設として、埼玉県戸田市に「情報センター」を建設することとし、平成 12 年 1 月施設が完成した。

また、既に同敷地に設置してある「管理支援センター」を活用し、全国の維持管理情報の中核として活動することとし、平成 13 年度から「維持管理総合支援業務」を開始した。

## (2) 水環境事業への対応

日常生活空間における水環境の創成は、今後のキーポイントであり、下水は有効な資源として重要であり。JS の高度処理・超高度処理の技術開発実績、実施実績等をフル活用できる分野である。

## (3) 集約的汚泥処理事業への対応

下水道(汚水処理)整備が全国的に進展、汚泥の処理処分問題が顕在化してきている。JS においては、エース事業における広域汚泥処理処分事業の実績があり、ノウハウをフル活動できる分野であるとの認識から、府県単位の集約処理処分計画策定に計画段階から貢献すべきであるとされた。

平成 10 年度から受託している栃木県内の広域汚泥処理施設の建設工事など積極的に集約的汚泥処理事業への対応を進めている。

## (4) 改築・更新事業への対応

改築・更新は既設処理場との競合で進展することから、技術的に難しく、JS の技術力が発揮できる分野である。また、維持管理体制の脆弱な小規模公共団体の維持管理データを集約監視することによりフォローし、必要なアドバイスの実施が必要である。前述の「維持管理総合支援業務」においては、これを実践しているものであり、今後も積極的に推進していく。

一方、JS 内においては、全国的に情報を収集し、基準化・マニュアル化並びに新しい技術の開発・導入等を図って、今後の下水道界の改築・更新事業に貢献するとともに、公共性の高い社会資本の適正管理を目指し、定期的な点検業務と一体的に取り扱うことにより、効率化することが必要であると考えられるため、必要な調査、基準化を順次進めているところである。

## (5) 下水道経営アドバイス

小規模な地方公共団体では下水道担当者の継続確保が困難であると推測される

が下水道経営は常時必要な業務である。このため、JSが下水道料金、条例など今まで手薄だった下水道経営部分について、小規模公共団体の本格的な管理時代に際してサポートの強化、拡充を図る必要がある。このため、平成10年度から下水道経営に関する相談に応じる等の情報提供を図ってきた。また、平成13年度からは、技術的援助の一環として、下水道使用料算定支援業務を開始している。

#### (6) 新しい分野への対応

流出量および負荷量抑制型の雨水事業などノンポイントソースに対応した技術等を開発する必要がある。また、ゼロエミッション、ライフサイクルアセスメント(LCA)への対応が必要であるとされた。これらの新分野への対応を図るため、積極的に技術開発等に取り組んでいる。

### III-4 プロジェクトマネジメント方式導入

#### 1 概要

プロジェクトマネジメントは、品質、コスト、スケジュールなどについて組織的かつ科学的に管理・運営する業務体系である。

前項の情報技術を活用するとともにライフサイクル・サポート構想の中で対応策として位置づけられた「プロジェクトマネジメントの強化」の具体的な施策として、平成10年4月7日の役員会において「プロジェクトマネジメント(PM)への転換」が方針決定された。

#### 2 プロジェクトマネジメント導入準備

役員会におけるプロジェクトマネジメントへの転換の方針決定を受けて、平成10年4月に情報システム推進室を事務局とする「PM転換推進チーム」及び「PMアドバイザーチーム」が設けられた。

PM推進チームは、本社、両支社の実務担当者により組織され、具体的な案件に対するプロジェクトマネジメント方式による業務運営方法の検討及び検証を行った。この成果は、本社、両支社の課長級管理職により組織されたPMアドバイザーチー

ムに報告され助言を受けたうえで、役員会または役員懇談会に適宜報告された。

導入準備作業の成果の一つとして、ワークフローが作成された。ワークフローは、プロジェクト参画者の役割、手順及び意思決定のプロセスを示したものであり、建設プロジェクト運営要領（後述）による規定化の基礎資料になるとともに、J S内各部署へのプロジェクトマネジメント方式導入の説明資料及び導入後の手引として使用された。

また、上記の導入準備作業と並行して、プロジェクトマネジメント方式による業務運営の支援ツールとして、プロジェクトマネジメントシステム（PURE）が開発された。

### 3 建設プロジェクト運営要領

プロジェクトマネジメント方式の導入にあたり、その業務運営の基本方針を「プロジェクト遂行方針」として取りまとめた。その内容は、次のとおりである。

- ・ プロジェクトの目的
- ・ プロジェクトの定義、適用範囲
- ・ 遂行の目標（顧客満足度の充足等）
- ・ 品質、コスト、納期などに関する定義と達成のための基本事項
- ・ プロジェクト遂行組織（チーム）の考え方
- ・ 組織と職員個人のなすべき責務
- ・ プロジェクトの遂行に必要なルール策定と見直しの義務

J S受託事業の中心部分である設計及び建設業務に対し、プロジェクトマネジメント方式を導入することとし、プロジェクト遂行方針に基づき具体的な業務運営を「建設プロジェクト運営要領」として制定した。本要領では、以下の項目について実施方法を定めている。

- ・ 総則（目的、定義）
- ・ プロジェクトチーム
- ・ プロジェクトの立上げ
- ・ プロジェクトの計画
- ・ プロジェクトの遂行

- ・ プロジェクトの管理
- ・ プロジェクトの終結
- ・ プロジェクト運営における補則
- ・ その他

#### 4 実施体制

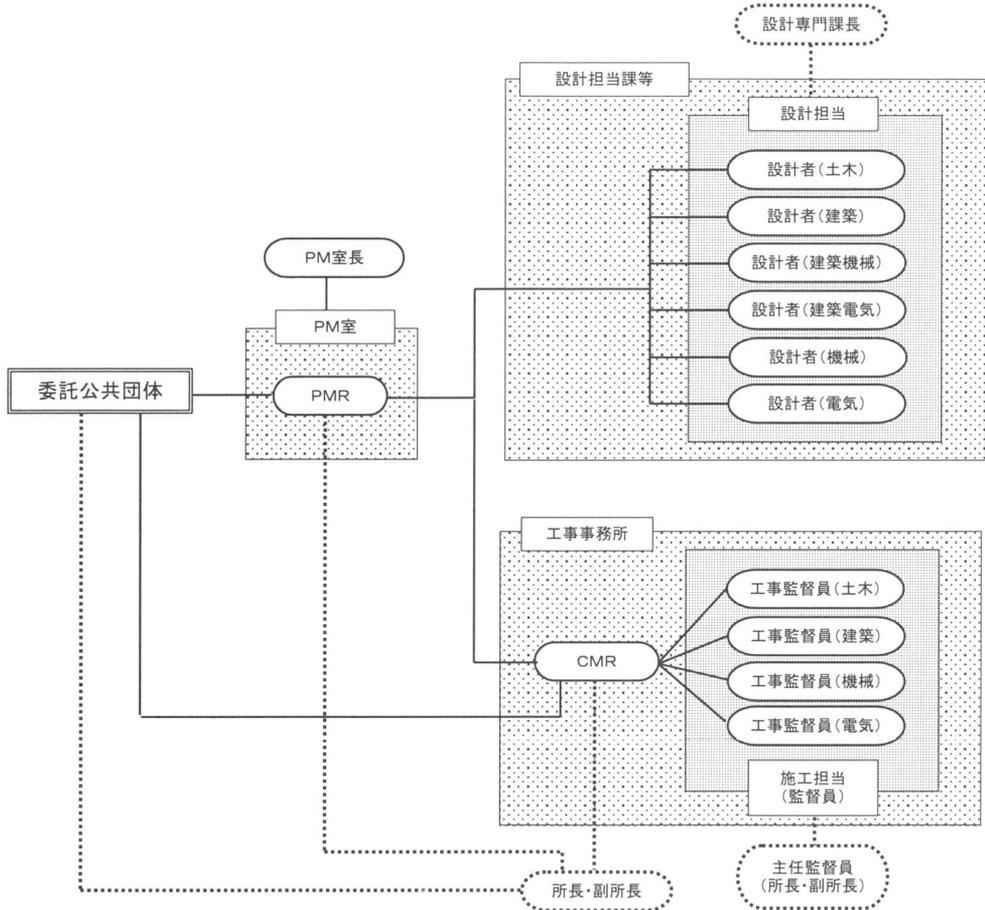
これまでJSに委託された案件は東京・大阪両支社の設計課が中心となり、各課に土木、建築、機械、電気の技術者を配置し、各課において一連の業務を担当する地域担当課制によっていた。この体制は、委託公共団体との窓口の一本化や県単位での設計の考え方、積算方法などの整合性を図る目的で昭和59年度に導入されたものであるが、すでに設計の大部分は標準化され、積算基準や単価は取扱いが統一化されたことから、情報技術によって互いのコミュニケーションを確実に行うことが可能となっていた。プロジェクト運営の効率性や専門的な技術力の確保の観点から、この体制には以下のような問題が生じていたと考えられた。

- ① プロジェクトの企画・運営・管理の責任者（プロジェクトマネジャー）が明確に位置づけられていないため、役割と手順が曖昧である。
- ② 新たな知識や高度な技術を理解し、専門分野に精通した専門家が育ちにくい。
- ③ 地域担当課制であることから、個々のプロジェクトの特性や難易度に応じて、適材を適所に配分、設定できる自由度が少ない。
- ④ 地域担当課の課長は、プロジェクト運営と各専門技術の双方に判断を求められるが、実質上、全ての判断は困難となっている。

以上のことから、支社の設計実施部署をプロジェクトマネジメント（PM）室、土木、建築、機械、電気の各設計課に再編成し、PM室に所属するプロジェクトマネジャー（PMR）は、地方公共団体との窓口業務をはじめプロジェクトの企画、遂行、管理の責任者として各課を横断してプロジェクトの運営にあたることにした。また、専門技術はそれぞれの設計課長のもと、技術的特性や難易度に応じて選ばれた設計者が業務を担当するものとした。

これらの実施体制の変更は、プロジェクトマネジメント方式の導入に合わせて、平成11年10月1日に実施した。

【プロジェクト・マネジメント方式の実施体制】



※現在のところ、CMR(建設マネジャー)及び工事監督員は、プロジェクトチームの構成員として扱っていない。

JSのPM導入に際して、理事長より委託公共団体へ挨拶文を送付した。この挨拶文は、次のとおりであった。

委託公共団体の皆様へ

### 支社設計部門へのプロジェクトマネジメント導入のお知らせについて

平素、日本下水道事業団の業務運営に対しまして、格別のご理解とご高配を賜り深く感謝申し上げます。

さて、当事業団は、昭和47年下水道事業センターとして設立されて以来、地方公共団体の下水道事業の支援機関として業務を推進してまいりましたが、近年、公共事業全般について、一層の事業の効率化、生産性の向上、事業の説明責任等を目指す必要性が指摘されるようになり、当事業団としても平成8年度から「業務の再構築」に着手してまいりました。

このなかで、より高いサービスを提供することにより、委託公共団体に満足していただくため、成果品の品質管理、工程管理、コスト管理をより適正かつ確実にを行う手法としてプロジェクトマネジメント方式の導入の検討を進めてまいりました。

プロジェクトマネジメントとは、期間、予算、品質などについて一定の制約のもとで委託された施設を目標どおり完成させるために、投入される人や時間、情報などの資源を体系化、組織化すると共に実施に調整を行うプロジェクトの運営方式であり、最近、我が国でも建設プロジェクトへの適用に関心が高まっている管理技術です。建設省におきましても、本年6月に「公共事業へのプロジェクトマネジメント手法導入に関するビジョン」を発表し、2004年からの試行に向けた環境整備のためのアクションプログラムを提示しています。

当事業団といたしましては、プロジェクトマネジメント方式の有効性と発展性に鑑み、他に先駆けて、受託業務の主要部分を占める実施設計及び建設部門においてプロジェクトマネジメント方式を導入することとし、準備を進めてまいりましたが、このほど準備が整い、本年10月から支社設計部門において実施することとなりました。

プロジェクトマネジメント方式の実施により、プロジェクトの運営全般の計画策定や計画に基づく運営の責任者であるプロジェクトマネージャー（PMR）と専門技術者によるプロジェクトチームが編成され、このチームが施設の引渡しまで一貫して業務を遂行することとなります。

なお、このプロジェクトマネジメント方式の導入に伴い、10月から支社の設計各課を委託団体との連絡調整及びプロジェクトの進行管理を主業務とするプロジェクトマネジメント室並びに実施設計、建設工事の仕様作成及び積算を主業務とする土木・建築・電気・機械の専門設計課に編成替えすることとしております。

プロジェクトマネジメント方式の導入により、プロジェクトの運営責任者であるPMRが委託団体との窓口となって、常に連携、協調を図ることにより、より円滑な事業実施が図られるものと考えております。また、同方式の導入に際しましては、担当職員の変更等が生じることとなりますが、対応について不備がないよう万全を期してまいりたいと考えております。

各位におかれましては、この新しい取組みにご理解を賜り、当事業団に対しまして、今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

平成11年9月

日本下水道事業団  
理事長 内藤 勲

## IV 災害への対応

### IV-1 この10年の主な災害

事業団創立以来30年の間にも多くの地震、火山噴火、水害等の災害があった。事業団の建設した施設の被災も多数あり、また、復旧にあたる自治体に事業団として協力した災害も多数あった。この10年で特に大きなものとしては、平成7年の阪神淡路大震災、12年の有珠山噴火、鳥取県西部地震などがあり、これらは極めて甚大な災害であった。これらの災害に対しては事業団としても全力で復旧にあたった。特に阪神淡路大震災の際には国や全国自治体の関係者ととともに事業団も全社を挙げて被災地への協力体制を敷き復旧に尽力した。

次節以降(IV-2~4)にこの10年の災害のうち事業団として対応した主なものについてその概要を概説する。

### IV-2 阪神淡路大震災

#### 1 地震概要

平成7年1月17日早朝、淡路島北部を震源とするマグニチュード7.2、阪神の都市部を直撃した、最大震度7という未曾有の地震、兵庫県南部地震が発生した。発生当初、事業団職員も多くは状況を正しく把握できなかったが、徐々に被災地の様子がテレビ中継で明らかになるに従い被害の大きさが徐々に明らかとなった。間もなく火災で舞い上がる黒煙、倒壊した阪神高速道路及び上階部が潰れた神戸市役所等の映像がテレビで映し出されたが、これらの映像は想像を超えるものであった。

#### 2 被災状況

地震による下水道施設への被害は最近では例を見ない凄まじいものであった。後述するように、事業団職員による支援チームにより被災現場の状況の調査が行われた。阪神地区及び周辺地域においては、道路、鉄道、港湾、上下水道、電力、ガス等のインフラ施設や、住宅、ビル、学校、病院、公共施設等、ありとあらゆる施設が大規模な被害を受けていたが、下水道施設についても特に震源に近く揺れの激しかった地域では、管渠、処理場、ポンプ場いずれも被害の規模は著しいものであつ

## 【兵庫県南部地震の概要】

発生日時	平成7年1月17日午前5時46分
震源位置	淡路島北部（北緯34度36分 東経135度03分）
震源深さ	約14km
規模	マグニチュード7.2
震度	7 神戸市、芦屋市、西宮市、北淡町、一宮町、津名町の一部 6 神戸、洲本 5 豊岡 4 姫路
特徴	淡路北部から神戸市及び阪神地域の直下で発生した内陸・都市直下型地震。 深さ14kmという比較的浅い部分で発生し、断層が横にずれることにより起こったもので、大きなエネルギーが一挙に解放されるタイプ。このため、地震の継続時間が短い半面、振幅が最大18cmと観測史上最大になるという強い揺れを観測した。
被害の概要	大都市を直撃した地震のため、電気、水道、ガスなど被害が広範囲となるとともに、新幹線、高速道路、新交通システム、都市間交通・地下鉄が損壊するなど、ライフラインに壊滅的な打撃。 古い木造住宅の密集地域において、大規模な倒壊、火災が発生し、特に、神戸市兵庫区、長田区などでは大火災が多発した。

た。主な被災状況は次のとおりである。

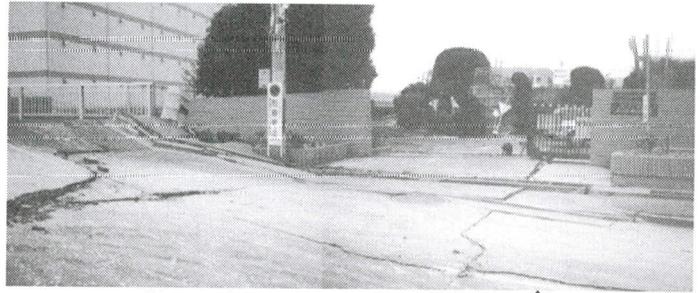
神戸市の被災状況としては、ほとんどの施設が何らかの被害を受けていた。中でも東灘処理場の被害が最もひどく、壊滅的打撃を受けていた。運河護岸の滑動に伴う地盤の側方流動や、液状化による地盤沈下で構造物及び基礎に欠陥が生じ、通常の運転ができない深刻な打撃であり、処理機能は停止した。



神戸市内の被災状況 ↑

また、西宮市と芦屋市の被災状況としては、処理場、ポンプ場において、施設本体の躯体が移動している、ほとんどの施設で流入幹線との接合部分付近で破損、ずれが発生している等甚大な被害であった。一部の処理機能は確保されており、被災施設は被災の程度により修復又は再生等の

方法が選択された。主な施設では、西宮市では甲子園浜浄化センター、鳴尾浜浄化センター、枝川浄化センター、各ポンプ場等の施設において管理棟クラック、管破損、機械設備破損等無数の被害があった。芦屋市では芦屋浄化センター等において導水渠破損、雨水放流渠等の被害があった。



神戸市東灘処理場の被災状況 (1) ↑

### 3 事業団の対応

#### (1) 災害対策本部の設置

平成7年1月17日午前9時、大阪支社に災害対策本部が発足し、最初に職員と家族の安否確認、事務室、施工中工事と引渡施設の被害調査を行った。その後会合は頻繁に開催され、各職員は精力的に仕事をこなしていった。

1月21日には、通常業務の確実な遂行と被災都市の復旧支援を行うため、業務執行体制を見直し、検査業務の簡略化もはかり、同業務の一部を本社等へ執行を依頼し、更に職員の通勤事情も考慮して、対策本部にプロジェクト・チームを設置するとともに兵庫工事事務所に西宮出張所を設けた。併せて、本社災害対策本部長に支援要員派遣方を要請した。

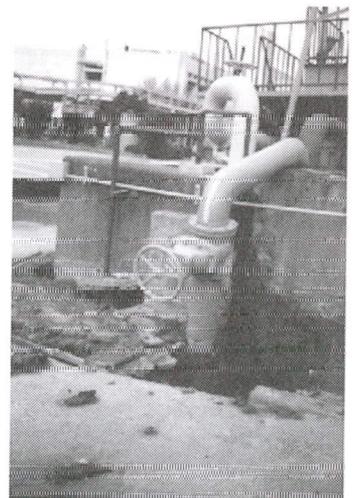
各支援チームの担当地域と構成は次のとおりである。

- ① 兵庫県東部地域支援チーム（阪神東チーム）……芦屋市、西宮市の支援

設計第一課から専任3名、設計第三課から兼任の



神戸市東灘処理場の被災状況 (2) ↑



神戸市東灘処理場の被災状況 (3) ↑

2名で構成し、リーダーは計画設計課長とし、不足する人員は本社、東京支社、北九州総合事務所からの要員で構成。

② 兵庫県西部地域支援チーム（阪神西チーム） …… 神戸市の支援

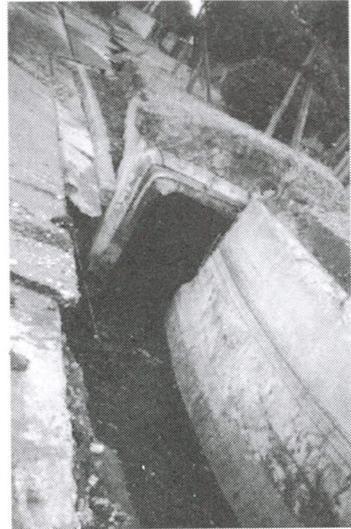
工事課2名、設計第一課、設計第二課3名、設計第三課2名、技術指導課1名、兵庫工事1名、兵庫東エース1名で構成し、リーダーは設計2課長（設計第二課長の代行は小規模担当調査役、更に、設計第二課へ九州南部工事事務所から1名応援）。

(2) 受託工事継続施設及び引渡施設の被害

受託工事継続施設と引渡施設の被害については次のとおりである。

① 受託工事継続施設

- ・ 西宮市甲子園浜浄化センター…塩素混和池傾斜、最終沈澱池の汚泥かき寄せ機等破損等
- ・ 西宮市西宮浜ポンプ場 ……沈砂池室水没、電気室操作盤転倒等
- ・ 西宮浜幹線管渠 ……可とうセグメント破損、場内液状化等
- ・ その他 ……軽微につき現場で処理済多数。



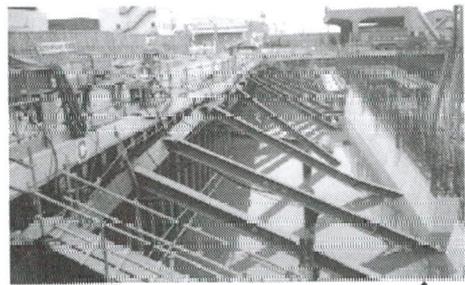
神戸市東灘処理場の被災状況 (4) ↑



神戸市東灘処理場の被災状況 (7) ↑



神戸市東灘処理場の被災状況 (5) ↑



神戸市東灘処理場の被災状況 (6) ↑

## ② 引渡済施設

後述する神戸市東灘処理場（最初沈澱池4池、急速砂ろ過施設）、西宮市甲子園浜浄化センター以外は、処理機能に重大な影響を及ぼす被害はなかった。

## (3) 東灘処理場の緊急応急処理と復旧対策支援

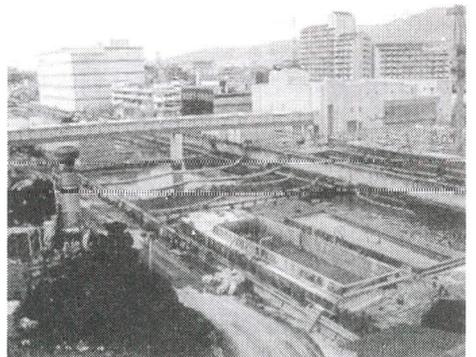
## ① 緊急応急処理

壊滅的な被害を受けた東灘処理場は、汚水導水渠の破損及び配管廊の水没などにより運転ができなくなった。応急対応として、雨水ポンプの排除ルート被害は少なく運転可能であったため、緊急時用として保管していた固形塩素剤を用いて汚水の消毒を行い、雨水ポンプを稼働させて雨水及び汚水のポンプ施設と汚水の処理施設を隔てる幅約40mの魚崎運河に排除していた。

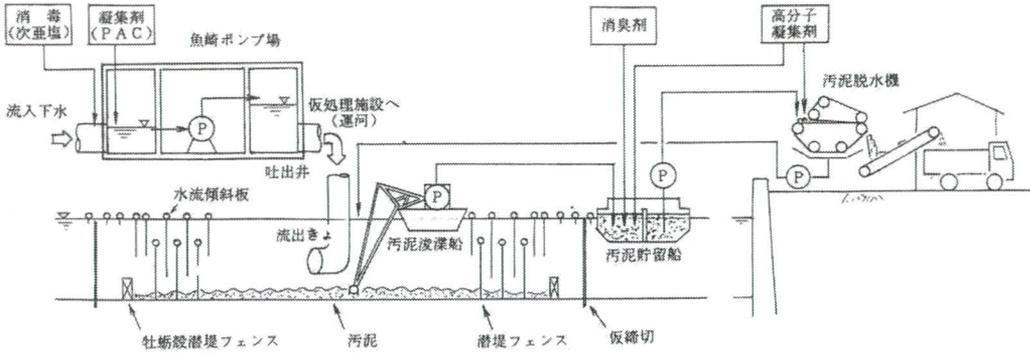
東灘処理場の応急復旧にはかなりの日数を要することが想定されたため、公共水域の水質保全を考慮すると何らかの暫定処理が求められていた。このため事業団は、神戸市及び建設省都市局下水道部（当時）の要請を受け、支援チームを計画部内に立ち上げて暫定処理方策の検討を行った。図に示すように魚崎運河を締切って仮沈澱池を建設し、処理場の復旧までの間、凝集剤を添加する沈澱処理を行うこととし、仮沈澱池及び沈澱汚泥の浚渫・脱水設備の設計・設置を始めとして、施行管理、運転管理等までの一部支援を行った。

## 【東灘処理場における地震発生から運河締切り撤去までの日付と処置事項】

1月17日	地震発生 固形塩素剤による消毒開始、 雨水ポンプ場稼働
1月21日	浮遊物流出防止フェンス設置 運河仮締切り工事着手
1月30日	次亜塩素酸ソーダによる消毒 に変更
2月7日	運河仮締切り工事完了
3月1日	凝集沈澱設備、脱水設備工事 着手
3月18日	汚濁防止膜の設置工事完了
3月27日	仮沈澱池汚泥の浚渫及び脱水 開始
4月29日	凝集沈澱処理終了 汚水処理施設復旧、通水開始
5月1日	全処理施設復旧し、通常の 活性汚泥処理に戻る
8月26日	浚渫・脱水作業終了
9月7日	運河仮締切り撤去完了



仮沈澱地の全景 ↑



【仮沈澱地と付帯設備のフロー】

② 復旧対策支援

阪神西チームは、既設処理施設の復旧対策の立案、管理本館、脱水機棟、発電機室、水処理施設等の被害調査及び災害査定設計書を作成することに全勢力を集中した。その結果、南分場の水処理能力をアップ後、本場分にある最初沈澱池を除いたエアレーションタンク、最終沈澱池の取壊撤去後に水処理施設及び脱水機棟等を新設することとなった。

(4) 公共団体独自施設への支援状況

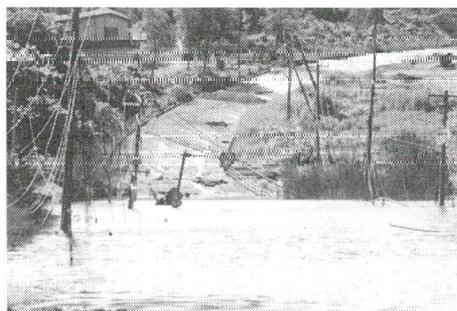
事業団が受託していない公共団体の独自施設については、神戸市の一部、芦屋市、西宮市の一部の処理場及びポンプ場について、事業団が被害調査及び応急復旧の支援を行った。



西宮市大浜ポンプ場の被災状況 ↑



噴火する有珠山 ↑



地盤変動による国道 230 号線の隆起 ↑

### IV-3 有珠山噴火

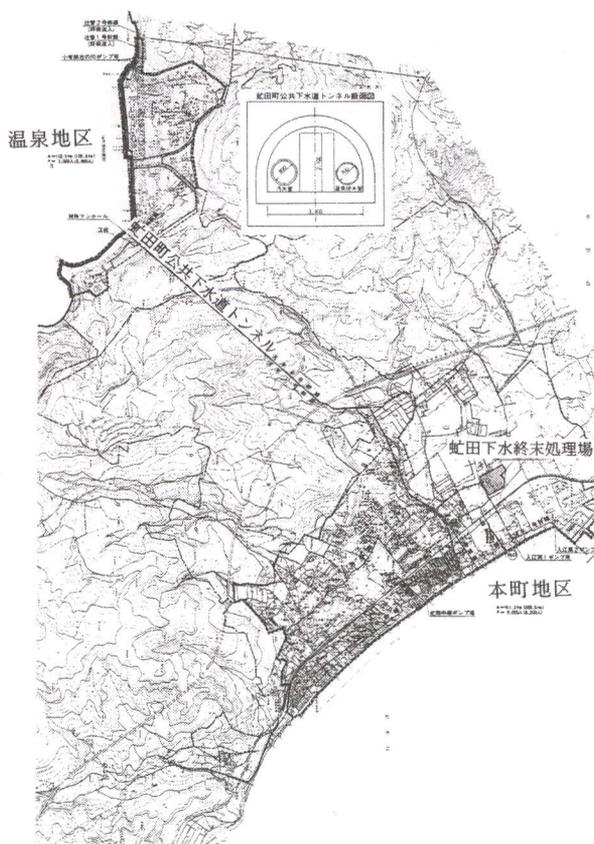
#### 1 噴火概要

平成 12 年 3 月 27 日午前、北海道虻田町の有珠山周辺において火山性地震が次第に増加し、翌日 28 日午後から有感となる地震が多発した。そして、4 日後の 3 月 31 日 13 時 7 分、有珠山の西山西麓で噴火が発生し、噴煙の高さは最高で 3,500m に達した。さらに、4 月 1 日 11 時 30 分すぎ、有珠山北西側にある金比羅山西側山麓で噴火が発生し、噴煙の高さは 3,000m に達し、新たな火口群が形成されるに至った。

#### 2 被災状況

##### (1) 虻田町公共下水道の概要

虻田町の公共下水道は、昭和 62 年 10 月より洞爺湖温泉地区



【虻田町の下水道図】 ↑

全域 103ha で供用している。1 処理区で虻田本町地区と温泉地区に分かれ、温泉地区の汚水は一般汚水と温泉汚水に分かれている。これら温泉地区の汚水は、洞爺湖の水質保全のため処理水は湖外へ放流するため、断面が幅 3.4m 高さ 2.7m の馬蹄形の延長 2.1km の公共下水道トンネル内に敷設された口径 800mm の汚水管と口径 700mm の温泉排水管を經由して自然流下により、内浦湾側にある虻田下水終末処理場へ送水されていた。

## (2) 下水道施設の被災状況

### ① 公共下水道トンネル

火山性地震や西山西麓地域の地殻変動により、トンネルは本町側坑口から 347m 地点で全断面崩壊した。また多量の侵入水があった。このため、洞爺湖温泉地区の汚水・温泉排水は、本町地区にある虻田下水終末処理場に送水できず、処理が不可能になった。

### ② 管渠施設

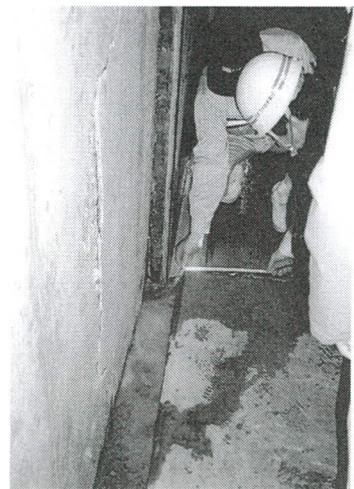
本町地区および洞爺湖温泉地区のほぼ全域で、以下のような被害が発生した。

- ・ 管渠のマンホールへの突出
- ・ 管渠の開き、亀裂、破損
- ・ 管渠の逆勾配
- ・ 管渠のたるみ、蛇行
- ・ 人孔の受け枠、直壁、斜壁のずれ、亀裂、破損、地下水・土砂の流入

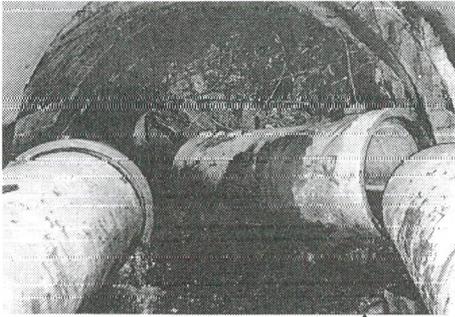
### ③ 虻田下水終末処理場

処理場では、以下のような被害が発生した。

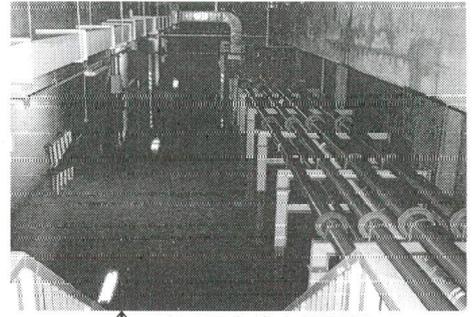
- ・ 沈砂池から最初沈澱池への連絡水路の破損
- ・ エキスパンションジョイント部の地殻変動による破損とズレ
- ・ 部分的なクラックの発生
- ・ 地盤隆起に伴う建物の傾斜（最終沈澱池で 1.5m の上昇、最初沈澱池側で 0.7m の上昇があり、結果的に逆勾配となる）



エキスパンションジョイントのずれ ↑



崩壊した下水道トンネル ↑

↑ 虻田下水終末処理場  
水没した地下2階管廊

これらクラックやジョイント部の開きにより、流入下水や地下水、そして下水道トンネルの破損に伴う大量のトンネル湧水が管渠を通じて、地下2階の管廊に流出し管廊部が水没し、汚水ポンプ及び計装センサー、照明器具等が損傷し、水処理・汚泥処理設備の処理機能が停止した。また、その他に場内道路縁石の盛り上がりや場内道路舗装に亀裂が見られた。

### 3 下水道施設の復旧工事

虻田町の下水道施設では、事業団が昭和54年に下水道トンネル工事、57年に虻田下水終末処理場建設工事を受託した。このため事業団はこれら施設を熟知しており、今回の災害復旧工事にあたり迅速な協力が可能であった。

#### 【虻田町公共下水道施設復旧の経過】

平成12年 3月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・13:07 有珠山西山山麓で噴火</li> <li>・政府「有珠山噴火非常災害対策本部」設置</li> </ul>
4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金毘羅山西側山麓で新たな噴火</li> </ul>
4月4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有珠山火山性地震頻発</li> <li>・地盤の隆起確認</li> </ul>
4月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道トンネルが破損した模様で大量のトンネル湧水が管渠を通じて処理場に流入、バイパスにより放流</li> <li>・「虻田町公共下水道復旧プロジェクトチーム設置」</li> </ul> <p>構成員：建設省公共下水道課、北海道公園下水道課、虻田町、室蘭土木現業所、日本下水道事業団、北海道下水道災害対策会議</p>
4月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虻田下水終末処理場の立ち入り調査</li> <li>地下2階管廊の冠水確認。処理場内の傾斜及びエキスパンションジョイント部の破損確認</li> </ul>
4月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虻田下水終末処理場簡易処理（沈澱法）開始</li> </ul>
5月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虻田町公共下水道復旧プロジェクトチームが管渠の被災調査</li> </ul>
5月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虻田町が虻田下水終末処理場の清掃工と復旧準備工を発注</li> </ul>

6月5日、6日	・ 虻田町公共下水道復旧プロジェクトチームが温泉地区の管渠調査
6月8日	・ 下水道トンネル調査開始。本町側から100mまで調査可能で、トンネル内の隆起 ・ 亀裂を確認。酸素濃度18%程度
6月16日	・ 虻田町が温泉地区暫定処理プラント(凝集沈澱法)を発注
6月30日	・ JSが終末処理場の応急工事発注 ・ 温泉地区暫定処理場完成
7月1日	・ 温泉地区暫定処理場運転開始
7月8日	・ JSが温泉地区仮設終末処理場発注
8月10日	・ 温泉地区暫定プラント1基増設稼働
10月20日	・ 虻田下水道終末処理場応急工事(電気・機械)完成
10月31日	・ 洞爺湖温泉地区第一期仮設下水処理場完成(処理能力1,000m <sup>3</sup> /日)
平成13年	
3月24日	・ JSが洞爺湖温泉地区仮設処理場増設工事発注
4月18日	・ JSが洞爺湖温泉ポンプ場設計委託業務発注
7月27日	・ JSが虻田下水終末処理場復旧工事発注
7月31日	・ 温泉地区仮設下水処理場増設工事完成(全体処理能力2,000m <sup>3</sup> /日に増強)
9月18日	・ 虻田町がポンプ場流入管渠工事発注
11月27日	・ JSが洞爺湖温泉ポンプ場建設工事発注
11月30日	・ 虻田町下水終末処理場復旧工事完了

### (1) 虻田下水終末処理場

土木建築工事では、連絡水路・エキスパンションジョイント部及びクラックの補修、最終沈澱池のコンクリートトラフの解体・新設と既設FRP製越流堰板の再取り付けを行った。機械工事では、最初沈澱地設備、エアレーションタンク設備、最終沈澱地設備、汚泥処理設備について、修繕し機能回復を行った。また電気工事では、電気設備の新規交換を行った。

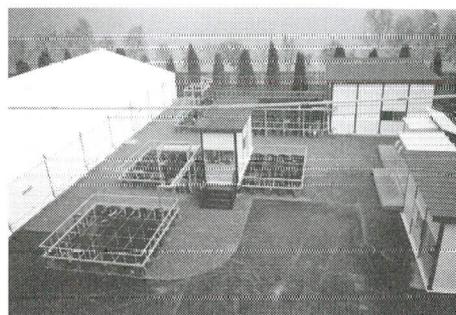
### (2) 温泉地区の汚水処理対策

洞爺湖温泉地区の汚水は、有珠山の西側に建設された公共下水道トンネル内に敷設され幹線により処理場に送水されていた。しかし、トンネル崩壊により、温泉地区の汚水を虻田下水終末処理場にて処理することが不可能になった。

一方、有珠山の噴火活動が沈静化に向かい、温泉地区における避難区域の解除が部分的に進められ、平成12年6月末にはホテル、旅館の営業が再開される見通しになった。このため、現状のままでは、これら営業排水の適正な処理を行うことができず、洞爺湖の水質悪化が懸念されるため、公共下水道トンネルの災害復旧事業として、事業団が虻田町温泉地区仮設下水終末処理場の建設を行うことになった。



↑ 温泉地区仮設下水終末処理場  
(池槽に鋼矢板を使用)



↑ 温泉地区仮設下水処理場全景  
(左側テント内に回分槽)

### ① 温泉地区仮設下水終末処理場の建設

避難地区の解除に伴い、段階的に避難民が帰宅することを考慮し、処理能力を第1期建設計画では $1,000\text{m}^3/\text{日}$ とし、全体処理能力を $2,000\text{m}^3/\text{日}$ とした。第1期の工事は12年7月に着手し、僅か4ヶ月後の10月末に供用開始をした。また、第2期工事は13年3月に着手し7月には運転開始をした。

仮設処理場の処理水は、暫定的に洞爺湖に放流した。しかしながら洞爺湖は観光資源であり、また水道水源となっている。このため虻田町にある北海道電力の水力発電施設が、洞爺湖の水を取水していることから、湖畔にあるこの水力発電用取水口付近に放流した。

また、経済性が高く、早期供用が出来、かつ撤去が可能な方法、そして維持管理が容易な施設が求められた。このため鋼矢板を水処理の躯体として採用することにした。また、機器については安価で制作工期の短い汎用機器を最大限活用することにした。電気設備については、センサー類をなるべく少なくしてシンプルな設備とした。また脱臭設備は高価なため、設備フローの中で臭気対策を行った。

本処理場の処理方式として、建設予定地の敷地面積、躯体としての鋼矢板の採用などを考慮し、オキシデーションディッチ（OD）法、回分式活性汚泥法、好気性ろ床法及び膜分離式活性汚泥法の4方式を選択し、比較検討を行った。その結果、処理水質、必要面積建設・維持管理等の費用、作業性等を総合的に評価し、回分式活性汚泥法を採用した

---

## ② 公共下水道トンネル

当初下水道トンネルを単独で掘る計画であったが、国道 230 号線の虻田市街地と洞爺湖温泉を結ぶ区間が有珠山の噴火に伴い道路上に噴火口が出現し、現在の位置での国道の復旧が困難になったため、火山活動の影響を考慮しながら新たな国道ルートの検討が進められていた。その結果、国道は道路トンネル方式により復旧されることとなり、このルートが下水道トンネルとほぼ同一ルートであることから、北海道開発局が施工する国道トンネルの歩道下部に敷設することとなった。

## ③ 洞爺湖温泉ポンプ場

新たに掘られる道路トンネルは、温泉街より高い位置に掘られるので、そこまでポンプ場にて汚水を圧送することとなった。このポンプ場建設も事業団が受託して施工中であり、15年3月の完成を予定している。

## IV-4 鳥取県西部地震

## 1 地震概要

平成12年10月6日午後1時30分に鳥取県西部を震源としたM7.3の地震が発生し、境港市、日野町で震度6強、西伯町、溝口町で震度6弱を記録した。



【鳥取県西部地震の各地の震度】

鳥取県のまとめによると、この地震により旧建設省、旧運輸省所管補助事業での被害総額は211億円余にのぼり、うち下水道施設は20箇所、15億円強の被害となった。また国土院による震源付近の断層運動の解析によると、長さ約20キロメートル、幅約10キロメートルの断層が1.4メートルずれており、地震のエネルギーとしては、阪神・淡路大震災の半分以下であった。



鳥取県境港市下水道センター  
液状化現象による道路舗装の破損 ↑



鳥取県境港市下水道センター  
側溝の破損 ↑

## 2 被災状況

この地震により、事業団が受託し建設した下水道終末処理場等においても被害が発生した。特に日本海沿岸沿いにある鳥取県境港市下水道センターは、液状化による地盤の隆起や沈下が発生しており、処理施設が被災した。被災内容については、場内の地盤が最大で 50cm の沈下、汚泥移送管の破断や工業用水管、上水道管、散水配管の破断、配線用管廊の折損及び伸縮継手の破損個所からの漏水が主なものであり、汚泥ポンプ 2 台の芯ずれや汚水ポンプの吐出側配管の変形、機材庫の傾斜、構造物のひび割れなども発生した。また、水処理施設の運転には支障が無かったが、ベルトプレス脱水機は給水がストップした為、汚泥処理設備の運転が停止した。

## 3 事業団の対応

事業団では、この鳥取県西部地震発生直後午後 1 時 50 分に大阪支社長を本部長とする災害対策本部を設置し、鳥取県下においては、天神川流域、米子市、境港市、溝口町、江府町、西伯町、淀江町、日吉津村他、島根県下においては宍道湖流域他の事業団受託個所の被災状況を確認した。特に被害が大きかった境港市下水道センターには鳥取工事事務所、島根工事事務所の職員が駆けつけ、その応急調査にあたった。委託団体である境港市から午後 4 時 30 分に事業団に対し支援要請があり、これを受けて大阪支社支援チーム（団長、土木 1 名、機械 2 名、電気 1 名、水質 1 名）の派遣を決定し、翌 7 日早朝より支援チームが現地入りした。支援チームは被災状況の詳細調査や処理場機能の確保等について支援を行うと共に、今後の復旧作業について対応を協議した。



鳥取県境港市下水道センター ↑  
送泥移送管の破損



鳥取県境港市下水道センター ↑  
配線用管廊の破損

## 【事業団受託箇所の被害状況】

都市名	施設名	被災状況	運転状況
鳥取県 天神川流域	天神浄化センター	建物天井からの落下物あり。	支障なし
境港市	境港市下水道センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポンプ棟から処理施設の送水管が破断。(増設中の送水管を利用して応急復旧)</li> <li>・汚水ポンプ 2 台の芯がずれた。(復旧中。その間、仮設水中ポンプで対応)</li> <li>・場内の工業用水道、上水道配管が破断し、水供給がストップ。(ブロー冷却水は処理水を利用。脱水機は運転中止)</li> <li>・管廊のエクスパンション破断。</li> <li>・土壌脱臭床のダクトが破断。</li> <li>・器材倉庫が傾斜。</li> </ul>	水処理は支障なし  脱水機は運転中止
日野町	日野中央浄化センター	エアレーションタンク外壁にクラックが発生、上部の一部が破損。	支障なし
江府町	チロルの里水処理センター	なし	支障なし
溝口町	溝口浄化センター	管理棟外壁にクラック。	支障なし
西伯町	東西町浄化センター	擁壁にクラック。	支障なし
日吉津村	ひえづ浄水センター	なし	支障なし
米子市	皆生浄化センター	なし	支障なし
島根県 宍道湖流域	東部浄化センター	なし (6 日夜、県から事務所に「管廊等のジョイント部がずれているという情報」が入ったが、その後、被害がないことを確認。)	支障なし

8日には、境港市職員、事業団支援チーム、協力業者による調査にもとづき、応急復旧工事として、汚泥移送管の仮接続、工業用水の塩ビ仮配管、汚泥ポンプの芯ずれ再調整等を行い、汚泥処理設備の運転を再開し、配線用管廊の折損による地下水の漏水については、仮設ポンプによる排水を行った。

現地での応急的な復旧が概ね完了した後、10月19日に境港市より事業団へ災害復旧支援要請がなされ、事業団では災害復旧関連工事に係る査定用設計書・資料作成の支援や災害査定の立会を年内に行い、災害復旧関連工事の設計・工事の発注を行った。13年10月には災害復旧工事が完了し、境港市へ引渡しを行っている。

## V 本社・支社の移転

### 1 執務室の狭隘の顕在化とOA化への対応

平成6年当時の本社・東京支社の庁舎は、昭和52年7月に港区虎ノ門の第18森ビルに移転して以来17年を経過していた。その間、JSの受託事業は飛躍的に増加し（昭和52年から平成5年への伸びは3.9倍）、それに伴い本社・東京支社の人員も増加していた（同比較1.8倍）ことから、執務室の狭隘が顕在化され、加えて慢性的な会議室・資料室の不足に悩まされていた。

一方、受託事業量は増加の一途を辿るものと推測され、特に中小市町村からの受託増加に伴い、打合せ・会議回数の増加が見込まれた。また、受託箇所数の増加は、設計資料その他の図書・資料等が増加することに繋がるものであり、現況の庁舎においては対応が困難になるものと思慮された。

また、OA化、システム化の実施により業務の効率化、コスト縮減等を図る必要があり、そのためには、積算業務等の電算化、情報処理に関する電算化等はもちろんのこと、本社、支社、事務所を結ぶ情報ネットワークの早期実現が必要であった。しかしながら、当時の庁舎である第18森ビルは、昭和40年代に建設されたものであり、特に建物の一部は駐車場から事務所に改築されたものであるため、構造面において今後のOA化、システム化の推進に支障をきたす可能性が強かった。

### 2 オフィス賃貸相場の下落傾向－移転の好機－

このため、本社及び東京支社の庁舎を最適地のより近代的構造の建物に移転させ、ゆとりある執務空間を確保することにより、事業の円滑な執行を期待するとともに、執務環境の変化による職員の士気の高揚を図ることとした。

また、当時はオフィスビルの賃貸料が下落傾向にあり、庁舎移転にはまたとない機会であるとも思慮された。

予算面では、移転に伴う新庁舎の敷金、移転費用、現庁舎の原状回復費用等に要する費用について、認可予算の追加要求を行い、認められた。

### 3 移転の基本方針

移転の検討に当たっては、平成6年6月に「庁舎移転問題検討委員会」が設置され、年内に移転を行うこととした。移転の基本方針について、

- ① 予算的に後年度負担のかからないビルへの移転
- ② 移転地について、
  - ・ 本社は中央官庁との連絡の利便性
  - ・ 東京支社は委託団体との交通の利便性
  - ・ 役職員の通勤の利便性

に配慮すること

- ③ 構造、機能面では、
  - ・ 将来のOA化の進展に対応可能であること
  - ・ 空調、フロア規模、天井高に留意すること

等が打ち出された。

その後、6月末に開催された検討委員会では、本社、東京支社とも同一ビルに移転する方針となり、ゆとりある執務環境を実現するために約5,000㎡を確保することとした。

### 4 移転の実施

8月には候補ビルを3物件に絞り検討されたが、条件的に「国際新赤坂ビル西館」を検討委員会の推薦する物件とし、その後、正式決定に至った。

11月に入ると、移転に向けた作業日程が決まり、12月2日から順次移転が行われ、12月11日には最終的に移転が終了した。

この移転により、庁舎の総面積は約1.4倍となり、執務環境は飛躍的に向上することになった。また、移転と併せ、電話設備の整備も行われ、ダイヤルイン方式が導入された。

## VI 施設の拡充

### VI-1 総合実習棟の建設

#### 1 研修施設の経緯

当初、技術開発研修本部の本館は昭和50年3月に完成し、RC造り6階建て、延べ床面積5,234㎡、4人室38室で152名の収容能力のものであった。その後、総合実習棟は昭和59年11月に完成し、コンクリート実験及びポンプ実習を行っていた。

さらに、平成2年3月に研修本館の改修が行われ、517㎡の増設が行われ、研修生一人当たりの寮室面積を拡張するとともに、二段ベットを解消し、生活環境改善を図った。

#### 2 新しい総合実習棟の建設

平成9年3月に研修生の宿泊施設と実習施設を完全分離して研修本館を全面的に改修工事を実施し、1階及び2階は事務室、講師控室、講堂等、3階から6階は寮室（収容能力206名：4人室×9室=36名、8人室×20室=160名、7人室×1室=7名、1人室×3室=3人）を設け宿泊能力を増強するとともに、体育室、談話室、自習室、教養室等を設けて生活環境の改善を図った。さらに女性研修生の宿泊環境を整備し女性専用室2室（4人）と専用浴室を新たに設けた。

また、研修本館前にはRC造り、地下1階、地上5階、塔屋2階建て総合実習棟（延べ床面積4,978㎡）を建設した。地下1階はコンクリート実習室、土質実験室、1階はポンプ・脱水実習室、2階は製図実習室、セミナー室（4室）、展示室、3階は大研修室（2室）、小研修室（2室）、4階は中研修室（3室）、重金属分析室、5階は水質実習室、生物室、天秤室、OA実習室を設けることにより、最新の研修設備で下水道技術者の養成ができるように充実させた。



(大研修室での講義)



(自習室)



(セミナー室)



(コンクリート実験室)



(水質実験室)

## VI-2 情報センター

### 1 設置目的

情報センターは、JS 業務から発生する情報を収集・分類・整理・保管し、必要に応じ迅速に提供する機能を有する施設とし、JS 再構築基本構想に基づき整備が進められている業務の情報システム化を実現するための基盤整備の一環として建設された。計画された機能は以下のとおりである。

- 情報提供機能
  - ・ 下水道カルテデータベースの管理運営機能（当面本社にて管理運営を実施中）
  - ・ 既存マイクロフィルム資料の保管活用機能（稼働中）
  - ・ 文書保存規程に基づく文書の保存活用機能（稼働中）
  - ・ 地方公共団体に対する情報の提供機能（JS ホームページでの情報提供に移行）
- 積算支援業務の実施（将来計画）
  - ・ 工事積算機能の統合

### 2 建設経緯

平成 10 年度補正予算により受託工事費の 280 億円増が認められ、これに伴って 383,500 百万円の予算で、施設費で「情報センター」の建設が認可された。

情報センター整備実施に向けて工務部技術管理課長を総括とした整備チーム（技術管理課、総務課・企画課・会計課・計画課・設計課・建築課各代理、援助課戸田分室長）が編成され、平成 10 年 6 月から 6 回の会合で、情報センターの整備方針、機能の整理、建築計画、建設プロジェクトの実施方針などを策定し平成 10 年 7 月の部長会、役員会の審議を経て承認された。

情報センター整備計画は PM（プロジェクトマネジメント）手法を用いた JS パイロット事業と位置付けされた。建設プロジェクトメンバーを編成し基本設計は直営で実施し、平成 10 年 9 月に基本設計レビューを行った。詳細設計については、公募により平成 10 年 9 月 4 日に(株)日水コンと業務委託契約が締結され、平成 10 年 12 月に詳細設計レビューが行われた。

平成 11 年 2 月 15 日に建築工事、建築機械設備工事、建築電気設備工事がそれぞれ

れ発注された。工期はいずれも平成11年2月16日～平成11年12月28日で、平成12年1月11日完成検査を実施、施設がJSへ引き渡された。



完成写真（外観）



完成写真（屋上）

## VI-3 技術開発実験センター

### 1 技術開発実験センター建設の経緯

JSの技術開発・試験研究を中心的に担当している技術開発部は、昭和47年下水道事業センター発足と同時に下水道事業センター試験所として発足した。以来昭和50年4月の試験研修本部試験部への名称変更を経て、昭和59年4月に技術開発部と現在の名称になった。これまでに、埼玉県戸田市にある技術開発部では、国の下水道整備五箇年計画（現時点では第8次五箇年計画）における重点整備目標、地方公共団体の下水道事業、事業団の業務の動向に沿いながら、実験施設の整備を進め、数々の成果を挙げてきた。

しかし、現在の戸田市の実験施設は、総敷地面積1.1haに研修部の研修施設及び研修生の実習に主に使用される総合実習棟と併設されているほか、種々の施設整備を進めた結果、敷地が手狭となり、新たな実験施設等の建設スペースが見い出せない状況になった。また、実験用の下水は隣接する埼玉県荒川左岸流域下水道処理センターから供給されているが、大規模な合流式下水道であるため、分流式下水道による下水道整備が主流となっている今日、その流入水質（＝実験用にJSに供給される下水水質）が研究調査において求められる水質と必ずしも合致しない等の問題が生じていた。

このため新たな実験プラントの設置は、全国各地の下水処理場内に分散する傾向が強まり、業務効率低下の問題、さらに地方公共団体の処理場内での実験のため、処理場側の増設計画等の都合により実験の中断や施設の移動を強いられる等の問題に直面するようになった。

### 2 技術開発実験センターの建設

平成10年2月、このような問題を解決するため、JSでは、安定して分流下水の取得が可能な新たな実験フィールドを整備する方針を決定し、平成10年度より栃木県真岡市の真岡市水処理センターの隣接地に整備を進めた。平成13年6月、研究棟と実験ヤードが完成、同年6月27日に開所式を行って、「技術開発実験センター」として供用開始する運びとなった。

### 3 技術開発実験センターの概要

「技術開発実験センター」は、真岡市水処理センターの分流下水及び汚泥を実験に利用できる常設の実験専用施設で、主要施設概要は次のとおり。

	敷地面積	約 13,000 m <sup>2</sup>
①	研究棟 鉄筋コンクリート造 地上2階 延床面積 892.38 m <sup>2</sup>	1階: 理化学試験室、生物試験室、薬品庫、機器室、 管理室、仮眠室、シャワー室 2階: 研究室、会議室、書庫、更衣室、休憩室、 仮眠室、湯沸室
②	実験ヤード 230m <sup>2</sup> ×9区画	受排水設備、上水道、電気 ○実験用汚水・汚泥利用可能量 原 水 500m <sup>3</sup> /日(1区画当り最大 50m <sup>3</sup> /日) 初沈後水 500m <sup>3</sup> /日( " ) 処 理 水 ( 将 来 ) 初沈汚泥・余剰汚泥 約 50m <sup>3</sup> /日 重力濃縮汚泥・浮上濃縮汚泥 約 15m <sup>3</sup> /日 脱水ケーキ 15~20t/日
③	西実験ヤード	実験棟建設予定地及び周辺ヤード 現在、多目的実験用水槽設置
④	北実験ヤード	将来計画
⑤	実験フィールド	将来計画



【技術開発実験センター平面図】

#### ① 研究棟

センター全体の管理機能及び研究者のための利便機能を有する建物。主な部屋は、理化学試験室、生物試験室、研究室、書庫、会議室、シャワー室、仮眠室などである。

#### ② 実験ヤード (230 m<sup>2</sup>×9 区画)

大規模なパイロットスケールの実験を行うための屋外実験場。実験用として原水、最初沈澱池流出水、処理水及び最初沈澱池汚泥、余剰汚泥、濃縮汚泥、脱水ケーキなどの利用が可能。1区画の実験規模は、汚水の場合約 50m<sup>3</sup>/日、濃縮汚泥：約 15m<sup>3</sup>/日、脱水ケーキ：15～20 t /日まで利用可能。

#### ③ 西実験ヤード

多目的実験用水槽は、名称通り多様な水処理実験が可能な実験用水槽である。有効水深 6m×幅 6m×長さ 6m×2 槽の鋼板製水槽で、以下の特長がある。

- i) 分流式下水道の実下水を用いた実験が可能
- ii) 実施設における水理学的現象を再現できる規模を有する。
- iii) 実験専用のため、制約無く条件を設定して実験できる。
- iv) 2槽式水槽のため、循環式硝化脱窒法などの高度処理実験も可能。

今後、省エネ曝気装置の開発や改築更新にあわせたグレードアップ技術の開発など多目的に活用する予定。

なお、将来の実験棟の建設予定地でもある。

#### ④ その他

以上の他、屋外実験のためのサブ的な北実験ヤード、ウェットランドのような生態系を利用した水処理実験施設などの設置を検討している実験フィールドなどがある。

### 4 技術開発実験センターの役割

前述のとおり、これからの下水道事業団の技術開発に求められる、種々の要件を満たす施設として建設された、技術開発実験センターは、実下水を用いた常設の下水道用実験基盤施設としては、わが国でも例のない規模のものである。当センターには次のような役割が期待されている。

#### ① 研究効率の向上

常設の実験基盤が整備されているため、パイロットプラント等の実験施設の設置に要する公共団体等との協議調整が不要であり、それらの設置に要する期間が短縮され費用も軽減される。また研究者が真岡の地に常駐することが可能であり、実験施設からサンプリングした試料についてもリアルタイムに分析出来るため、集中的な実験・収集したデータの信頼性の向上を図ることが出来る。

#### ② 実験施設の集約による効率化

全国に分散していた実験施設が、実験センターに一定程度集約化されることにより、実験の効率化が図られ経費が削減される。また実験施設で得たデータを、現地管理棟のコンピュータシステムからJSのPCネットワークに載せることにより、技術開発部の職員は、埼玉県戸田市の事務所に居ながらもリアルタイムデータ解析が可能である。

#### ③ 「真岡スタンダード」の地位の確立

様々な実験において真岡市の分流下水を統一的に使用する事になるが、「スタンダード下水」ともいえる下水を使用することによって、各種実験成果の比較評価の信頼性が向上する。下水道分野の技術評価にセンターを活用するなど、センターでの実験が「真岡スタンダード」として全国的な基準に位置づけられることが期待される。

#### ④ 研究者のレベル向上

センターを共通のフィールドとして、JS、大学、公的研究機関、民間企業等の研究者が情報交換、技術交流を行うことにより相互の技術開発水準の向上が期待できる。

#### ⑤ 研修・教育の場としての活用

実験施設の公開を積極的に行うことにより、内外に開かれた研究施設として社会見学や研修・教育の場として活用できる。

### 5 技術開発実験センター活用の今後の方針

今後の方針として、JS固有の技術開発・試験研究のための実験のほか、受託研究による実験及び共同研究による実験も実施する予定である。また、施設の余裕の範

囲で、民間企業等が独自の研究に活用することも検討されている。

なお、技術開発部本体は引続き埼玉県戸田市にあり、戸田の実験施設は、微生物同定技術など基礎的・先導的な技術開発等を中心に利用するとともに、分析の拠点に位置づけるなど戸田と真岡との役割分担を行う方向である。

技術開発部の最近10年間の出来事の中で、特筆すべき事項のひとつが、この技術開発実験センターの運用開始である。地方公共団体のためにより良い施設を提供するという、JSの使命に貢献できる新技術の開発・実用化のために当センターが不可欠なものとして活用されることが期待されている。

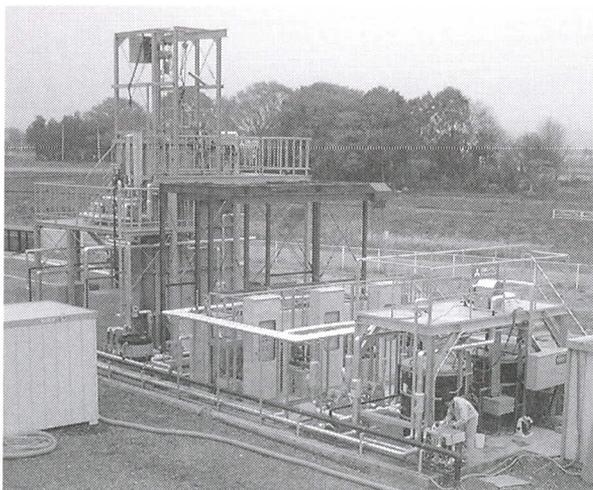
## 【参考】

平成14年度に技術開発実験センター（真岡）で実験を行う共同研究一覧

4課題 12者

(H14.4.現在)

No.	テーマ名	実施年度	共同研究者
1	既設処理場の高度化を可能とする下水処理システムの開発	11～14	日立プラント建設(株)、日立金属(株)
2	既設処理場の高度化を可能とする下水処理システムの開発	11～14	昭和エンジニアリング(株)
3	既設処理場の高度化を可能とする下水処理システムの開発	11～14	三機工業
4	活性汚泥処理に関与する微生物(群)の新たな解析手法の実務的利用(内分泌攪乱物質(環境ホルモン)除去特性把握への応用)	13～15	(株)荏原製作所
5	活性汚泥処理に関与する微生物(群)の新たな解析手法の実務的利用(高性能活性汚泥を用いた活性汚泥処理技術の確立)	13～15	三井造船(株)・前澤工業(株)・三井鉱山(株)
6	膜分離活性汚泥法の維持管理コスト縮減技術の開発	13～15	日立機電工業(株)
7	膜分離活性汚泥法の維持管理コスト縮減技術の開発	13～15	旭化成(株)機能製品カンパニー
8	膜分離活性汚泥法の維持管理コスト縮減技術の開発	13～15	三菱レイヨン・エンジニアリング(株)
9	膜分離活性汚泥法の維持管理コスト縮減技術の開発	13～15	(株)西原環境衛生研究所・(株)荏原製作所・栗田工業(株)・日立金属(株)
10	膜分離活性汚泥法の維持管理コスト縮減技術の開発	13～15	日立プラント建設(株)
11	膜分離活性汚泥法の維持管理コスト縮減技術の開発	13～15	(株)クボタ
12	嫌気性消化プロセスを利用した処理場内エネルギー自給率向上技術の開発(中空糸気液接触器を用いた消化ガス中のメタンガス濃縮技術の開発)	13～16	月島機械(株)



←

現在(H14.4.10)真岡実験センターで実験を開始している、共同研究のパイロットプラントの一例

『膜分離活性汚泥法の維持管理コストの縮減技術の開発』

## VII 入札・契約制度等の改善

### VII-1 入札・契約の透明性の確保

#### 1 入札・契約制度改善の背景

##### (1) 市場開放と公正な競争の確保

我が国の入札・契約制度については、国際的な建設市場の開放を背景とした諸外国からの建設市場への参入要望の高まりや談合等の防止のため建設市場における公正な競争の確保など、新たな社会経済情勢の展開が見られた。

これらを受けて、平成5年12月、入札・契約制度の改革に関して中央建設業審議会から建議がなされ、6年1月には、「公共事業の入札・契約手続きの改善に関する行動計画」が閣議決定されるに至った。

事業団は、このような社会情勢に対応した入札・契約制度へ向けて幅広く検討を行うこととし、「公共事業の入札・契約手続きの改善に関する行動計画」等の趣旨に従って、入札・契約制度の改善策の検討を行った。

その結果、これまでの指名競争入札及び随意契約方式の入札制度に加え、一般競争入札及び公募型競争入札方式を行うこととし、多様な入札制度に改善を図ったほか、一般競争入札を行うため、有資格者制度の見直しや工事完成保証制度の改善を図るなど、透明性、客観性、競争性を高めるための入札・契約制度の見直しを行った。

##### (2) 電気設備工事談合事件

公正取引委員会は、平成6年9月、事業団が発注した電気設備工事についての独占禁止法3条違反の疑いにより事業団本社等への立入検査を行い、翌7年3月、同法違反で重電9社を告発した。また、同年6月同法違反で重電9社の担当者17名、同法違反幫助で事業団職員1名が追加告発された。同月12日、公正取引委員会は重電9社に対して計10億3,600万円の課徴金納付を命じると共に、事業団に対しても再発防止策をとるよう文書で要請があった。また、刑事処分としては、同年6月に東京高検から独占禁止法違反容疑で重電9社同担当者17名及び事業団職員1名が起訴されるに至った。東京高検の起訴については、翌8年5月全員有

罪で確定している。

事業団は、この事件を踏まえて、再発防止を徹底するために、入札・契約制度の改善を行ったほか、事業団業務全体についても、抜本的な改善を行ったところである。

なお、この事件に関連して、7年10月に四日市市のオンブズマンより独占禁止法違反事件に係る損害賠償住民請求がなされた（以後25自治体で同様の住民請求が行われた。）。また、同年12月四日市市で同法違反事件に係る損害賠償代位請求住民訴訟が提訴され、以後17件の提訴が行われた。

### (3) 行政改革と入札・契約の適正化の促進

平成9年5月に発表された「建設工事コスト縮減対策に関する行動計画」や同年12月に出された行政改革委員会最終意見、さらには翌10年2月の中央建設業審議会の建議等に対応して、多様な入札・契約制度を導入するなど、入札・契約手続における透明性の一層の向上等更なる改善を図った。

また、13年4月より施行となった「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」を遵守すべく、事業団においても工事に係る発注見通しに関する事項等の公表、工事現場における適正な施工体制の確保など所要の改善措置を講じたところである。

近年、建設業は、建設投資の低迷、建設業者数と建設投資のバランスの崩壊など市場の大きな構造変化の中で、厳しい経営状況に直面している。

こうしたなか、事業団としても、法律遵守の徹底に努め、これまでの改革を一層定着・浸透させ、さらに情勢の変化に適応するようにたえず改善を図ることとしている。

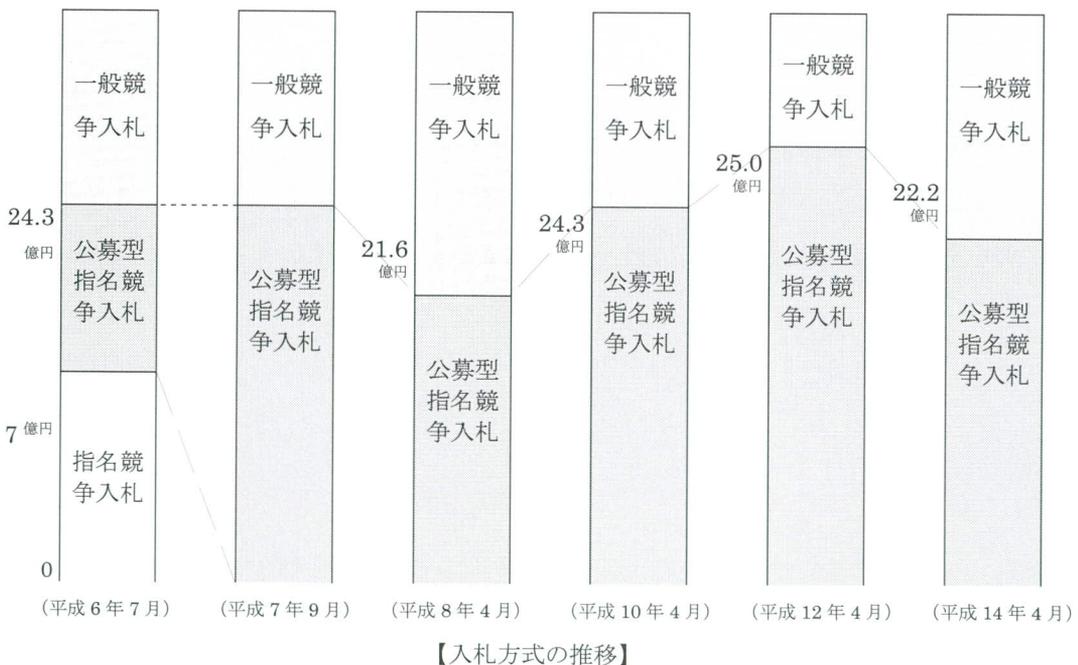
## 2 発注における透明性、客観性、競争性等の一層の確保

### (1) 公募型指名競争入札の積極的導入

1,500万SDR（22億2千万円）未満の全ての新規土木・建築工事、機械設備工事及び電気設備工事の入札を公募型指名競争入札方式とする。

工事請負契約の透明性、客観性及び競争性を確保するため、平成6年7月以降、1,500万SDR（特別引出権：当時換算金額24億3千万円）以上の工事請負契約については一般競争入札方式により行うこととしたが、より一層の透明性、客観性及び競争性を確保するため、一般競争入札方式対象外の工事については、7年4月1日以降、全ての電気設備工事について、一般競争入札方式に近い方式である公募型指名競争入札方式を導入した。また、同年9月18日以降は、土木工事、建築工事及び機械設備工事を含む全ての工事について公募型指名競争入札方式を導入することとし、従来型の指名競争入札方式は廃止した。

また、指名業者数制限については、発注者の恣意的行為が行われないう、廃止することとし、公募条件を満たしている応募業者は全て指名することとしている。



なお、1,500万SDR（特別引出権）の換算額の推移はつぎのとおり。

- ・平成6年4月1日から平成8年3月31日まで 24億3,000万円
- ・平成8年4月1日から平成10年3月31日まで 21億6,000万円
- ・平成10年4月1日から平成12年3月31日まで 24億3,000万円
- ・平成12年4月1日から平成14年3月31日まで 25億円
- ・平成14年4月1日から平成16年3月31日まで 22億2,000万円

## (2) 競争性をより一層高めるための改善

競争性をより高め、地域の活性化を図るため、中堅、中小業者の活用に配慮し、発注標準の見直し

より一層競争性を高めるために、平成7年9月18日以降、一般土木工事及び建築工事について、地理的条件を十分勘案し、直近の下位の等級に属する有資格業者が技術的要件を満たせば、上位等級工事への応募を認めることとした。（いわゆる「くい上がり」）

なお、有資格者の等級と契約予定金額の推移は次のとおり

### 【一般土木工事及び建築工事】

等級	契 約 予 定 金 額		
	旧	改正① (平成7年9月18日以降)	改正② (平成8年6月17日以降)
A	7億円以上	9億円以上	9億円以上
B	2億円以上7億円未満	3億円以上7億円未満	3億5千万円以上9億円未満
C	3千万円以上2億円未満	3千万円以上3億円未満	3千5百万円以上3億5千万円未満
D	3千万円未満	3千万円未満	3千5百万円未満

### 【下水処理設備工事及び電気設備工事】

等級	契 約 予 定 金 額			
	旧	改正① (平成7年9月18日以降)	改正② (平成8年6月17日以降)	改正③ (平成13年4月1日以降)
A	5千万円以上	7千万円以上	1億円以上	2億円以上
B	5千万円未満	7千万円未満	1億円未満	2億円未満

**下位等級建設業者の上位等級工事等への参入、優良施工業者の活用及び公募条件等の緩和（新規参入業者の拡大）**

また、平成7年9月以降次の施策を講じて、新規参入業者の入札参加機会の拡大を図り、より一層、競争性を高めるための改善を図った。

- ・平成7年9月18日以降、一般競争入札や公募型指名競争入札における施工実績や技術者の経験についての条件を緩和。
- ・平成8年6月17日以降、入札における競争性の向上を図るため、公募型指名競争入札における公募条件のうち施工実績に係る条件について、下水道類似施設（農業集落排水施設、地域し尿処理施設、浄水施設等）、公共建築物の元請け工事まで拡大するとともに、実証プラントによる水処理設備等研究開発の実績についても施工実績に準じて評価することとした。
- ・優良施工業者に対する優遇（適用；平成10年6月から）
- ・下水道類似施設等施工実績条件の拡大。（地方公共団体等の上水道施設等に係る水槽構造物の施工実績を含める。）（平成11年4月から）
- ・汚泥焼却設備工事について施工実績条件を拡大。（平成13年4月から）  
地方公共団体等の発注するごみ処理施設における「ごみ焼却に係る機械設備工事」を類似工事の実績として認める。

**JV（共同企業体）制度の活用と運用の改善**

昭和59年5月21日から共同企業体制度を導入し、技術的難易度の高い工事等について、確実かつ円滑な施工を図っている。

① 特定建設共同企業体制度の活用と運用の改善

- ・ 構成員数は2～3社、当該工事の等級に対応した有資格業者と直近下位の有資格業者の組合せ。施工技術上、特段の必要性がある場合第3位等級者を構成員に加えることとした。（平成元年度から）
- ・ 土木建築複合工事における特定JV構成員の等級適用の弾力化（平成9年10月から）
- ・ 優良施工業者の活用（混合入札等）（平成10年6月から）

- ・ 一般競争入札における特定建設共同企業体の構成員の経営事項評価点数を代表者は1,250点以上、代表者以外1,200点以上（特殊地域条件を要する施工箇所は1,000点以上）とした。（点数は平成12年4月以降のもの）
- ・ 代表者以外の構成員に対して、施工実績に関する資格要件を緩和。（平成12年度から）

## ② 経常建設共同企業体の資格認定

中小建設業の一層の振興に資するため、平成9年度から競争参加資格者として新たに経常JVを認定した。

## (3) 入札・契約手続きの透明性の確保（情報公開）

### ① 入札・契約手続き等に関する契約関係規程等を公表

平成13年4月1日より会計規程及び同実施細則、請負業者の選定、資格を定める場合の総合点数の算定要領、指名基準の運用基準、入札契約手続きに関すること及び情報公開に関すること等の入札契約手続き関係規程等を公表することとした。公表場所は、本社、支社及び技術開発研修本部。

### ② 発注予定工事情報の公表

平成6年8月1日より、発注予定工事情報の事前公表を実施している。13年4月にはその内容を更に拡充した。現在の発注予定工事情報の公表の概要は次のとおり

- ・ 公表の対象： 一般競争及び公募型指名競争及び随意契約に付そうとする工事。
- ・ 公表の内容： 工事名、工事場所、工期、工事種別、工事概要、入札及び契約方法、発注予定時期。
- ・ 公表の方法： 年間4回、本社、支社、ホームページで公表。

### ③ 入札結果・予定価格等の公表

#### 1) 入札結果の公表

工事及び建設コンサルタント業務の入札結果については、平成6年7月1日から入札結果を公表しているが、10年4月1日以降は、より一層の透明性を確保するため、少額随意契約を除く全ての工事及び建設コンサルタント業務等の

入札結果を次のとおり公表している。

- ・ 公表の対象： 少額随意契約を除くすべての工事、建設コンサルタント業務等。
- ・ 公表の内容
  - 一般競争： 申請書提出業者名、競争参加資格のない業者名及びその理由、入札者名及び各回の入札金額。
  - 指名競争： 指名業者名、技術資料提出業者名、指名又は非指名の別及びその理由、入札者名及び各回の入札金額。
  - 随意契約： 契約の相手方、契約金額、随契理由書。
- ・ 公表の方法： 落札者の決定後又は契約締結後なるべく早期に、本社、支社又はホームページにおいて公表。

## 2) 予定価格の事後公表

予定価格については、平成10年4月1日以降に契約した工事から契約締結後に、次のとおり公表することとした。

- ・ 公表の対象： 少額随意契約（250万円未満）を除くすべての工事。
- ・ 公表の内容： 予定価格（消費税相当額を除く。）
- ・ 公表の方法： 入札結果等の公表と同様、本社、支社又はホームページにおいて公表。

## 3) 低入札価格調査の結果の公表

低入札価格調査の結果については、平成10年4月1日以降に低入札価格調査を実施した工事から、次のとおり公表することとした。

- ・ 公表の対象： 低入札価格調査を実施したすべての工事。
- ・ 公表の内容： 個々の業者に係る低入札価格調査実施の有無。
- ・ 公表の方法： 入札結果等の公表と同様、入札調書の写しに「有無」を記入。

## 4) 低入札価格調査基準価格の公表

低入札価格調査基準価格については、平成11年4月1日以降に契約した工事から契約締結後に、次のとおり公表することとした。

- ・ 公表の対象： 少額随意契約（250万円未満）を除くすべての工事。
- ・ 公表の内容： 調査基準価格（消費税相当額を除く。）

- ・ 公表の方法： 入札結果等の公表と同様、閲覧にて公表。

#### 5) 予定価格の積算内訳の公表

予定価格の積算内訳の公表については、平成10年10月1日以降入札を執行した工事（ただし、流体機械設備、下水処理設備、汚泥焼却設備及び電気設備工事については13年4月1日より）について、次のとおり公表することとした。

- ・ 公表の内容： 予定価格の作成に用いた積算価格について、費目、工種、種別及び細別ごとの積算内訳の資料（消費税相当額を除く）。
- ・ 公表の方法： 入札結果等の公表と同様、閲覧にて公表。

#### 6) 低入札価格調査の経緯及び結果並びに次順位者を落札者とした場合の経緯及び結果の公表

平成13年4月1日より低入札価格調査を実施した場合、当該工事名、入札日、落札決定日、入札金額、落札業者及び調査概要等の調査結果を公表することとした。

### ④ 指名停止、苦情処理の状況を公表

#### 1) 指名停止の運用状況の公表

平成13年4月1日より指名停止措置を講じた業者名、本社所在地、指名停止区域・期間、指名停止の理由等を公表することとした。

#### 2) 苦情処理の状況の公表

平成13年4月1日より非指名業者等からの苦情（不服）の申立て及びその回答を公表することとした。

### ⑤ 有資格業者名簿の公表

#### 1) 建設工事有資格業者名簿について

平成11年4月1日より有資格業者名、登録工事種別、業種区分別等級、代表者及び所在地等を公表することとした。また、13年4月1日より業種区分別等級別順位（ランク）、点数（経営事項評価点数、技術評価点数、総合点数）、経営規模（企業規模、自己資本額、営業年数、総職員数、技術者数）、経営規模等を公表することとした。

2) コンサルタント等有資格業者名簿について

平成 11 年 4 月 1 日より有資格業者名、登録種別、代表者及び所在地等を公表することとした。

3) 公表場所について

これらの情報は、本社、支社、技術開発研修本部及び工事事務所にて閲覧により公表している。

⑥ インターネットを活用した入札・契約情報の公表

平成 12 年 4 月 1 日より JS ホームページ内に「入札・契約情報」欄を設け、公告・公示内容、指名業者名、入札結果等の情報を公開。検索機能を設け、より利便性の向上に努めている。

(ホームページアドレス：URL <http://www.jswa.go.jp>)

【↓検索画面】

公募期間、入札日等で期間内の対象工事の一覧を検索できます

The screenshot displays the search results for tenders. The search criteria are set to '発注者' (Client) as '本社' (Head Office) and '地域' (Region) as '全国' (All Japan). The search period is from April 2001 to May 2005. The results list 14 projects, including various water treatment and sewerage construction projects across different prefectures like Chiba, Kanagawa, and Osaka.

工 事 名	業 務 種 別	所 在 地	公 開 期	合 格 者	合 約 額	入 札 額	備 考
熊本県熊本県立総合環境センター建設工事	建設	熊本	2001.04.01		1,180,000,000		
大宮市環境整備局環境センター建設工事	建設	埼玉	2001.04.01		1,180,000,000		
大宮市環境整備局環境センター建設工事	建設	埼玉	2001.04.01		1,180,000,000		
熊本県熊本県立総合環境センター建設工事	建設	熊本	2001.04.01		1,180,000,000		
熊本県熊本県立総合環境センター建設工事	建設	熊本	2001.04.01		1,180,000,000		

上取金額は入札が見積りの差額を指し、105 件の入札に相当する金額である。  
 契約金額 (見積額を含む場合) 1,230,000,000 円

【↑入札調書 (PDF 形式)】

## (4) 新たな入札・契約方式の導入

民間の技術開発を積極的に活用することにより、工事のコスト縮減を図るため平成9年度から契約後VE方式の試行を行っている。

また、標準的な設計が困難な下水道設備について、民間の設計・施工技術を一体的に活用することにより、品質向上、契約の透明性、客観性、競争性等の一層の向上、コスト縮減などを図るため、11年度から「デザイン・ビルド方式」を導入した。

- ・ デザイン・ビルド方式には、大規模設備等デザイン・ビルド方式と簡易デザイン・ビルド方式とに分かれる。
- ・ 大規模設備等デザイン・ビルド方式は簡易デザイン・ビルド方式に比べ、大規模で設計・施工難度の高い設備工事を対象としている。
- ・ 簡易デザイン・ビルド方式は、価格競争型と工事業者等が特定される二段階随意契約方式の2種類に分かれる。

## (5) 設計業務の発注方式のより一層の改善

45万SDR(6,600万円)未満の新規設計コンサルタント業務は、難易度に応じて、簡易公募型プロポーザル方式、簡易公募型指名競争入札方式を実施。

## ① 「簡易公募型プロポーザル方式」及び「簡易公募型競争入札方式」の導入

45万SDR未満は従来随意契約によっていたが、平成7年9月1日より業務内容に応じて、「公募型プロポーザル方式」及び「公募型競争入札方式」の手続きを一部簡素化した「簡易公募型プロポーザル方式」及び「簡易公募型競争入札方式」を導入した。

易 ←	技術内容	→ 難
指名競争(公募型競争)		随契(公募型プロポーザル)
6,600万円		
指名競争(簡易公募型競争)		随契(簡易公募型プロポーザル)

なお、45万SDR(特別引出権)の換算額の推移はつぎのとおり。

・平成6年4月1日から平成8年3月31日まで	7,300万円
・平成8年4月1日から平成10年3月31日まで	6,500万円
・平成10年4月1日から平成12年3月31日まで	7,200万円
・平成12年4月1日から平成14年3月31日まで	7,500万円
・平成14年4月1日から平成15年3月31日まで	6,600万円

## ② 建設コンサルタント業務における共同設計方式（JV）の導入

平成11年1月1日より、「公募型プロポーザル方式」及び「簡易公募型プロポーザル方式」の発注にあたっては、単体企業に加え設計共同体（建設コンサルタントの特定JV）の参加を認めることとした。

## (6) 随意契約基準の明確化

JS会計基準、中央公共工事契約制度運用連絡協議会のガイドライン等に基づき工事及び設計の随意契約基準の運用の明確化を図ることとし、平成8年3月に、随意契約として発注すべき範囲の客観的な基準として、工事及び設計等の契約における随意契約のガイドラインを作成した。

## (7) 損害賠償特約制度の導入

### ① 工事請負契約書における入札談合に関する損害賠償特約条項を新設

平成14年12月1日以降に入札に付する工事のうち、委託団体との間に当該工事にかかる損害賠償特約条項を定めた協定を締結した工事については損害賠償特約条項を工事請負契約書に設けた。

### ② 損害賠償金請求の要件

請負契約書において損害賠償特約条項を約定した工事のうち、公正取引委員会が請負者に独占禁止法第3条（第8条1項1号を含む）の規定に違反する行為があったとして、課徴金の納付を命じ確定した審決とみなされたとき、刑法第96条の3第2項に規定する行為があったとして、請負者の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑に処せられたとき、及びその他入札談合があったと認められるときに、あらかじめ定めた損害賠償金を請求することとした。

## (8) 予定価格の事前公表（試行）

### ① 予定価格事前公表の試行

国土交通省設置の「公共工事の入札契約の適正化徹底のための方策検討委員会報告」（平成14年3月27日）において、入札契約に係る透明性の一層の向上を図る観点から所管の特殊法人等における予定価格の事前公表の試行が盛り込まれた。これを受けてJSにおいても、平成14年6月以降に契約が予定されているもののうち、その一部について予定価格事前公表の試行を行うこととした。

### 1) 試行対象工事

下記の a 及び b の条件をともに満足する案件について予定価格事前公表を行う。

- a 現に予定価格・設計金額の事前公表を制度として導入し、実施又は試行している団体からの受託工事で、委託団体からの事前公表の承諾を受けたもの。
- b 本社契約案件の予定価格 2 億円以上の一般競争入札又は公募型指名競争入札に係るもの。

### 2) 試行方法

一般競争入札案件においては、公告文に事前公表の対象工事である旨と公表時点を表示し、競争参加確認通知書に「予定価格」を掲載する。また、公募型指名競争入札案件においては、公募揭示文に事前公表の対象工事である旨と公表時点を表示し、指名通知書に「予定価格」を添付する。なお、「予定価格」については、HP 等を利用し、広く公表することとした。

その他の試行方法等は次のとおり。

- ・ 指名業者名は事後公表とする。
- ・ 入札回数は 1 回限りとし、落札しなければ不調とする。
- ・ 予定価格を超える入札は無効とする。
- ・ 入札時に工事費内訳書を持参しないものは入札の参加を認めないものとする。

### ② 試行結果の検証について

平成 14 年度末までの試行終了後、落札率等について検証し、その評価結果に基づき、その後の取扱いを検討することとしている。

### (9) その他

述べてきた方策のほか、建設業の経営改善、地方の中堅・中小建設業者の負担の軽減等を図るため、次の施策を順次実施した。

- ① 軽微な工事等の技術資料の郵送による実施（平成 9 年 11 月）
- ② 完成工事未収金債権の流動化及び請求書受領証交付制度の導入（平成 10 年 2 月）
- ③ 未完成公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度の導入

(平成 11 年 3 月)

④ 建設工事における前払率の引き上げ

(30%→35%) 平成 10 年度新規契約の建設工事から実施

(35%→40%) 平成 11 年度新規契約の一部の建設工事から実施

⑤ 東京・大阪支社の工事契約事務の範囲の拡大 (平成 10 年 4 月)

計画工事費 3 億 5 千万円未満の一般土木工事及び建築工事での実施。

⑥ 東京・大阪支社発注に係る工事の各工事事務所等における入札

(平成 13 年 9 月)

計画工事費 3 億 5 千万円未満の一般土木工事及び建築工事の入札執行は、各工事事務所において実施。

⑦ 一般競争 (指名競争) 参加資格申請受付事務の改善

・インターネットによる一元受付定時受付のみ (平成 11・12 年度申請受付時)

・郵送受付の実施。

・持参受付窓口の拡大 (2 箇所→5 箇所) \* 定時受付のみ (随時は本社のみ)

(本社、大阪支社、北海道総合事務所、東海総合事務所、北九州総合事務所)

⑧ 現場説明資料の送付 (平成 12 年 4 月)

契約事務の簡素合理化、談合防止及び地方の中堅・中小建設業者の負担の軽減等に資するため、設計図書等の内容を整備することにより現場説明会を開催せず、競争参加者へ送付することとした。なお、必要な場合には、現場説明会を開催することとしている。

### 3 公正な入札・契約手続を確保するための方策

#### (1) 入札監視委員会の強化及び審議概要の公表

##### ① 入札監視委員会の設置

平成 6 年 7 月 1 日、工事に係る入札・契約手続きの透明性の確保を図るため、JS が発注した工事に関し入札・契約手続きの運用等についての報告を受け、公募型指名競争に係る指名の理由及び入札契約の経緯等について審議を行い、意見の具申・勧告を行うとともに、再苦情処理を行うための第三者機関として「入

札監視委員会」が設置された。

② 委員数の増員

平成7年11月20日、より一層の透明性の確保を図るため、入札監視委員会の委員数を3人から5人に増員した。

③ 抽出件数の拡充

平成8年2月28日、委員会における審議の対象となる事案の抽出件数を1回当たり5件から8件に拡大した。

また、13年5月21日に開催された第28回入札監視委員会以降は、抽出件数を8件から10件に拡大した。

④ 関係通達及び審議概要の公表

委員会の運営に関する透明性を確保するため、平成13年4月1日より入札監視委員会関係通達を公表することとした。また、同年5月21日に開催された第28回入札監視委員会以降は、審議概要を公表することとした。

(2) 監査及び監視システムの強化

① 公正入札調査委員会の設置

工事関係について、入札の適正を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ、入札談合に関する情報に対して的確な対応を行うため「公正入札調査委員会」を平成7年8月30日に設置し、同年9月1日から施行した。

② 談合情報対応マニュアルの制定

公正取引委員会への通報、事情聴取の実施、入札の延期その他入札談合情報に関する対応を定めた「談合情報対応マニュアル」を平成7年8月30日に制定し、同年9月1日から施行した。

③ 設計コンサルタント業務に関する監査及び監視システムの強化

設計コンサルタント業務委託関係についても工事に準じ、支社に「公正入札調査委員会」及び「談合情報対応マニュアル」をそれぞれ平成7年8月30日に設置、制定し、同年9月1日から施行した。

## Ⅶ-2 電算化の導入による業務の効率化とセキュリティの確保

### 1 積算システムの導入

#### (1) システム開発経緯

- ① 積算のシステム化は、積算業務の省力化と積算ミスの減少等を目的として昭和55年度にシステム設計に着手した。
- ② 土木工事積算システムは、平成元年に一部運用を行い、平成3年度にはパソコン(PC9801系MS-DOS)によるシステム「省単くん」を開発し、平成7年当初まで運用を行った。
- ③ 建築工事及び設備工事積算システム「メリットシステム」は、パソコンを用いた経費計算のみのシステムで、設備工事が平成3年度、建築工事が平成7年当初まで運用を行った。
- ④ 事業団全体の積算システムとしてバージョンアップされた新積算援助システム(New Japan Sewage Works Agency Estimation Assist System : New SWEATS)は、設計・積算業務の効率化、精度の向上及び管理の厳格化を目的とし、平成7年6月より運用を行っている。

#### (2) システム概要

クライアント・サーバ・システム(Client Server System)で構築され、本社、支社及び総合事務所にサーバを配置し、設計部署及び工事部署の各職員のクライアントからの指示により、設計データの入出力、更新及び積算処理を行っている。

#### (3) セキュリティ

##### 【JS内のセキュリティ】

New SWEATSでは設計書データを部署毎で管理できるよう部署別にユーザIDとパスワードを設定し、個々の設計書データにユーザIDを登録することにより、他部署からの不当な設計書データへのアクセスを防止し、セキュリティを確保している。

また、発注前の積算完了した設計書は、秘密保持のためロックされ、誰も見ることができないシステムとしている。

### 【設計コンサルタントに対するセキュリティ】

コンサルタントに対しては、設計数量データの受け渡しをタイムリーにできるよう ISDN 回線を使用した積算サーバへの接続を許可している。パソコンへの積算システムのインストール作業は民間業者に委託して実施し、さらに不正アクセスを防止するため、ファイアウォールを設置し、アクセスに際しては各種チェックを行っている。

コンサルタントでは、設計数量データの入力のみが可能であり、積算処理や金額情報は参照することができないシステムとしている。

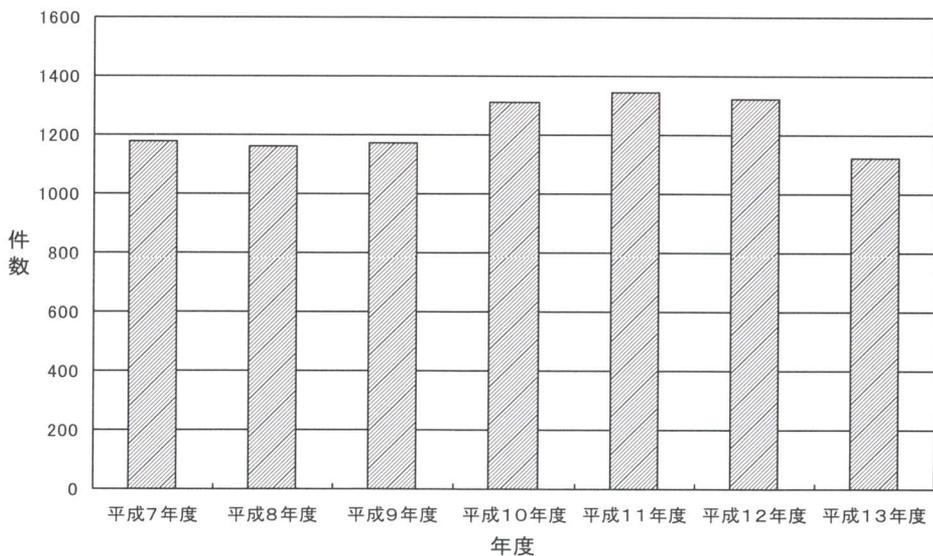
コンサルタントへの利用許諾については、「新積算援助システム著作物の利用許諾に関する処理方針」を定めている。

平成13年7月現在、会社数で56社、事業所数で116事業所に利用許諾を与えており、ISDN回線100台、スタンドアロン472台で使用されている。

## 2 工務データベースの導入

工事件数の増加に伴い、工事発注、工事検査に要する事務処理量が増大することに対応するため、書類作成、データの集計・解析等の業務を円滑に行うことを主目

年度毎の発注件数の推移



的とし、平成7年度よりデータベースの構築を開始し、10年度より工務部データベースを運用している。

工務部データベースは、発注物件の工事件名、処理場名、工事金額等の工事に係る主なデータの蓄積ばかりではなく、公募の際用いられる定型的揭示文並びに技術資料作成要領等を本システムにて自動的に作成できる特徴を持っている。

工務部データベースは、工務部のサーバー内に置かれ、工務部 LAN 内で発注担当者を含めた多くの部内職員にて活用されている。

### VII-3 品質確保のための施策の充実

#### 1 工事完成時における品質の確保〈工事成績評定制度の改正〉

建設工事の既済部分・一部完成及び完成検査については、昭和48年8月に制定された「請負工事等検査要領」並びに59年3月制定の「請負工事検査基準」により、その履行確認を行ってきた。

『工事の適正かつ能率的な施工を確保し工事に関する技術水準の向上に資するとともに、工事の品質の確保を図ること』を目的として、平成8年5月に請負工事等成績評定要領（8年5月27日改正）を改正し、合わせて工事成績評定点通知実施要領（8年5月27日制定）で細則を定めて、完成検査等成績評定を行った工事について、その結果を当該工事の請負者へ通知するものとし、8年6月1日より適用されている。

また、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定）の趣旨を踏まえ、更なる公共工事の品質確保を図るため、優れた技術力、創意工夫をより加点評価する一方、不良行為等に対しては厳しい評価を行うほか、従前の評定点の通知に加え、評定項目ごとの内訳点数についても通知することとした請負工事成績評定要領等の改正を14年7月に行い、同年8月1日以降完成する工事に適用している。

## 2 供用開始後における品質の確保〈工事補償引当金の活用拡大〉

工事補償引当金制度は、日本下水道事業団が地方公共団体等から建設の委託を受けた終末処理場等及び工事の監督管理の委託を受けた下水道について、工事の施工及び監督管理の実施によって生ずる損害の回復、完成した施設及び監督管理を完了した施設に係る瑕疵の回復並びに完成した施設及び監督管理を完了した施設について、当該地方公共団体等と締結した協定に基づき、その通常備えるべき性能を保証するため、建設の委託を受けた場合にあっては、工事中及び引渡し後の一定期間、工事の監督管理の委託を受けた場合にあっては、監督管理中及び完了後の一定期間、事業団の負担において、補修又は補填をすることとなるものの費用に充てるものとして損害経理によって引き当てる引当金をいい、昭和52年度よりその運用を行っている。

いままでは、地方公共団体等からのクレーム、事後点検等から発生する不具合については、平成11年9月に制定された「工事補償引当金の取扱いに関する達」及び「補修工事の実施に関する達」（平成11年9月1日達第24号）に基づき、改善工事を行ってきたが、特に下水汚泥の炭化処理システムのようなJSと民間業者との共同研究で開発された処理方式、装置又は機器に係る新技術（A技術）並びに民間企業が独自で開発した装置等に係る新技術（B技術）などに対しても、12年10月よりそれらの技術の適用に係って不具合等が発生している場合の改善のため、本制度の運用を行っている。

昭和57年度から現在までに、腐食対策を初めとして8件・6処理場の工事を行っている。

## VIII エース事業の動向と維持管理費の縮減

### VIII-1 エース事業の主な動き

#### 1 兵庫東 西宮市、芦屋市新規参入

兵庫東エース事業の対象区域について、事業開始に先立つ全体構想段階では、対象処理場を有する地方公共団体からの要望に基き、神戸市から大阪府の一部までの広範な区域の汚泥を処理することとしていた。

しかし、兵庫東エース事業への参入までには、用地の確保、地元との調整、各地方公共団体における汚泥処理施設の保有状況、予算の制約等調査、検討を行う必要がある問題が残されていた。

昭和61年度の兵庫東エース事業の着手に当たっては、事業用地が尼崎市内の武庫川流域下水道下流処理場の隣接地に決まったこと、尼崎市及び武庫川流域下水道は汚泥焼却炉がなく脱水ケーキの処分地の確保に窮していたことから、これらを対象として事業を開始することとなった。

その後、兵庫東エース事業の用地が手狭であることから、全体構想の対象となっていた区域の内、西宮市、芦屋市について新規参入させることとし、エースセンターの置かれた地元市である尼崎市の基本了解を得て、両市の新規参入の協議が進められた。

協議が進められる中で、平成7年1月17日未明に発生した阪神・淡路大震災により、西宮市、芦屋市の下水道施設も甚大な被害を受けた。このため、両市からの緊急要請を受け、被災した汚泥焼却炉が復旧するまでの間、両市において発生する下水汚泥を受入れることとし、同年4月から8月までの間、脱水ケーキの受入れ処理を行った。

両市の新規参入については、焼却炉の更新時期に合わせて実施することとし、8年3月に両市から事業の要請を受け、これを受けて同年10月には事業実施基本計画を変更、9年2月には両市と施設の建設に関する協定を締結して、参入に向けての送泥管及び汚泥焼却炉の建設工事が進められることとなった。

受入れに係る施設の建設工事は12年度に完成し、試験送泥を経て、翌13年度か

ら両市の汚泥を受入れ、処理を行っている。

## 2 エース事業の経営状況

エースプランの運営は、供用開始後 25 年間で収支均衡を図ることとしている。これは、搬入汚泥量の少ない初動期には対象経費の全額を回収するのではなく、要請地方公共団体の負担能力を勘案し、一部の経費は将来に繰り延べ、汚泥量が安定する段階で回収するものである。

このためエースプランの経営状況は、平成 10 年度までは、料金収入から維持管理費を差し引いた収支差では、借入金の償還利息の全額を賄うことができない水準であり、利息の償還の一部に借入金等を充て、必要な経費の回収は将来に繰り延べられていた。

しかし、11 年度には、4 エースプランの合計、及び 4 箇所のエースプランの内、大阪北東、大阪南の 2 箇所については、収支差で償還利息の全額を賄い、一部を減価償却費に充てられる水準に達した。翌 12 年度には、大阪北東で、収益が費用を上回り、当年度の減価償却費も全額賄えることとなった。また、兵庫東、兵庫西の 2 箇所についても、収支差で償還利息の全額を賄える水準に達した。

各エースセンターにおいては、主体的に経営改善に取り組むため、年度の収入、支出について運営計画を策定するなど収支の改善を図っている。

## 3 兵庫西エース二種・緊急要請の受入れ

兵庫西エース事業では、一般の生活廃水から発生する下水汚泥の他に、地場産業である皮革産業からの排水の処理により発生する汚泥（皮革汚泥）を受け入れており、その割合は処理料金収入の約 5 割を占めている。

近年、景気の落ち込みに伴う皮革産業の低迷等を主因に、発生汚泥量は平成 7 年度に伸びが止まり、以降減少に転じてしまった。10、11 年度には下げ止まったものの、長期的には汚泥量の大幅な伸びは期待できず、見込んでいた将来の料金収入が減少することで、供用開始後 25 年間で収支均衡を保つことの大きな障害となっている。

このため、汚泥量が減少している中、受入汚泥量の増加を図り、効率的な運営を行うこと及び収入の増加を目的として、要請団体の新規参入を図ってきた。

その結果、11年5月に上月町、三日月町から新たな要請を受け、処理能力の余裕の範囲内での汚泥の受入れ（二種要請）を開始している。さらに、翌12年度には、相生市、南光町、吉川町、但東町、出石町、東条町、香寺町、龍野市（二種要請）、播磨高原広域事務組合、佐用町が新規参入している。

二種要請とは、恒久的な汚泥処理の要請に対し、処理施設の能力に余裕のある範囲内で汚泥の受入を行うものであり、これらの要請団体は将来的には焼却施設の設置等を計画しているが下水道の供用開始直後で汚泥量が比較的少ない間は暫定的に脱水ケーキによる搬入を行うものである。

また、二種要請と同様に施設能力の余裕を活用し、機器の故障、定期点検による休止、年末年始等の長期休暇時等に緊急的に汚泥を受け入れること（緊急要請）も12年度から行っている。

#### 【二種要請の実績】

要請受入れ年月	新 規 要 請 団 体 名					
平成11年5月	上月町	三日月町				
平成12年5月	相生市	吉川町	東条町	南光町	出石町	但東町
平成12年11月	香寺町					
平成13年3月	龍野市 (龍野西)	播磨高原広 域事務組合	佐用町			

#### 【緊急要請の実績】

要請受入れ年月	要請団体
平成12年7月～9月	京都府
平成12年8月～平成13年3月	川西市
平成12年10月	岡山県
平成12年12月	岡山県
平成12年10月	京都府
平成12年12月～平成13年2月	京都府
平成12年12月～平成13年1月	滋賀県
平成13年6月～平成14年3月	川西市
平成13年8月	滋賀県
平成13年12月～平成14年1月	滋賀県
平成13年10月～平成14年1月	岡山県
平成13年11月～12月	京都府

#### 4 ごみ焼却灰との混合溶融

兵庫西エースセンターにおいては、皮革産業の落込みを主因として処理汚泥量が減少し施設能力に余裕が生じていた。一方、一般廃棄物焼却灰には有毒物質であるダイオキシンが含まれ、溶融炉等による適正な処理が地方公共団体に求められていた。これらのことから、兵庫西エースセンターの能力を活用して兵庫県内の一般廃棄物の焼却灰及び飛灰と下水汚泥との混合溶融処理を行う構想が持ち上がった。

混合溶融事業は、JSと兵庫県環境クリエイトセンターとの共同事業とされ、一般廃棄物の処理については、クリエイトセンターが主体となって行っている。また、JSは、混合溶融が下水汚泥の溶融に与える影響を把握し、今後の地方公共団体のニーズに対応するための知見を得るための実証実験との位置付けで、受入れを行うこととしたものである。

兵庫県環境クリエイトセンターは、産業廃棄物埋立事業、一般廃棄物のうち処理困難物の処理事業等を行うため、兵庫県、県下の全市町、関係団体が設立した財団法人である。一般廃棄物の処理困難物のうち一般廃棄物焼却灰及び飛灰は、ダイオキシン規制等により処分先確保の困難さを増しており、クリエイトセンターはその適正処理を行うべく対策を探っていた。

平成11年度の後半から実施設における予備実験を開始するとともに、事業の実施方法について厚生省、建設省、兵庫県等との協議を行い、当面の措置として受入れ処理が開始された。

同年9月20日にクリエイトセンターと日本下水道事業団の間で協定が締結され、10月からは本格的な実証実験を開始した。

11年度に7,074ト、12年度に15,980トの一般廃棄物焼却灰を処理し、主に下記のような効果が得られている。

- i 汚泥が乾燥機に付着することを防止する効果がある。
- ii スラグ量が増え、出滓が安定する。
- iii スラグ中のクロム濃度は低下する。
- iv 六価クロムの溶出は土壤環境基準を満たしている(試験方法は旧環境庁告示13号)
- v 煙突排出ガス中のダイオキシン濃度は14年12月から適用される排出規制

値を下回る。

しかしながら、煙道や排ガス処理設備の閉塞、磨耗等解決する必要のある課題も確認されており、実証実験をさらに継続することとなっている。

## 5 ISO14001 の取得

エースプランでは、維持管理の効率化と環境対策の一環として「ISO 14000 シリーズ」の取得を進めている。

ISO 14000 シリーズは、1992年（平成4年）にブラジルのリオデジャネイロで開催された「地球サミット」での宣言、地球環境憲章「リオ宣言」を受けて、国際規格として制定されたものである。組織における責任と権限および手続きを明確化するとともに、これを規定する環境マネジメントシステムを構築し、計画－実行－確認－改善（PDCA サイクル）を継続することにより、地球環境を将来にわたり維持保全することを目的としている。

下水汚泥処理という自然環境への負荷軽減の事業であるエースプランにおいては、事業の目的をより明確化するとともに、エースセンターにおける一層の環境対策の実施、適正な維持管理の継続、安全性の向上を目指す一手法として、ISO14001 環境マネジメントシステムの導入を図っている。

平成10年度に事業団内に EMS 構築委員会（環境マネージメントシステム構築委員会）を設置、その第一弾として表面溶融炉を有する大阪南エースセンターにおける ISO14001 の認証取得に着手した。

環境関連法令の遵守、環境負荷の低減、リサイクルの促進、資源やエネルギー消費量の低減などの環境方針をかかげ、責任と権限、手続きを明文化した環境マニュアルを作成、翌11年5月6日に溶融プロセスとしては日本初の認証登録を行った。

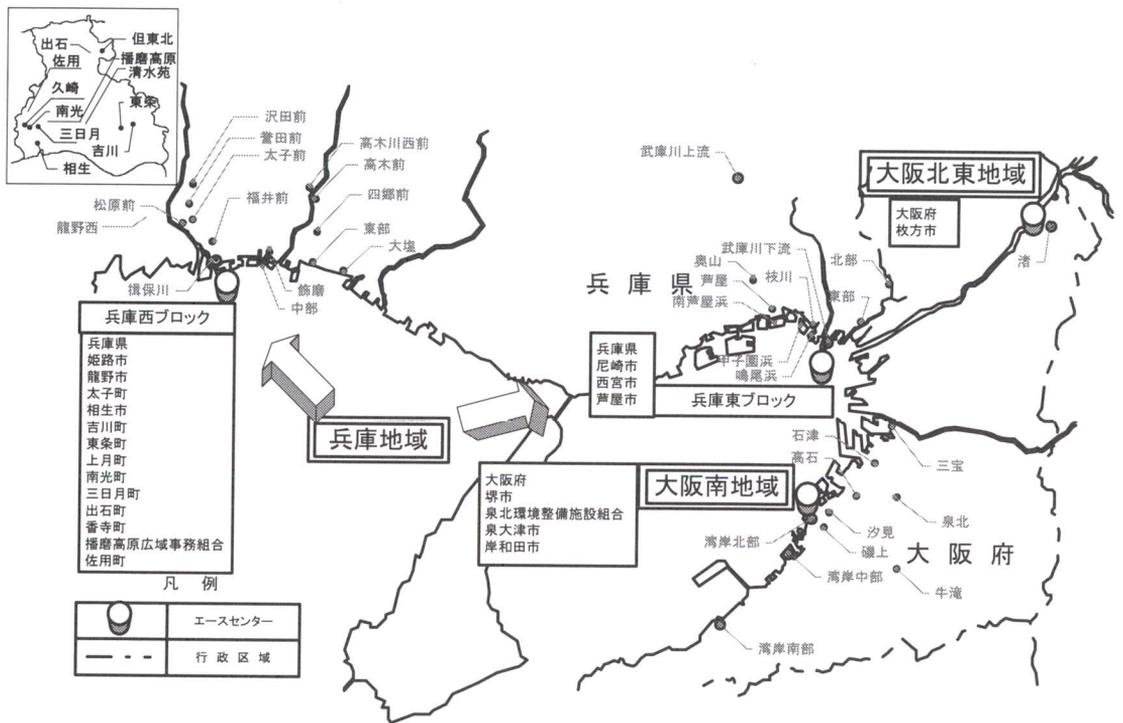
また、11年度は兵庫東エースセンターにおいても ISO14001 の認証取得に着手し、環境方針を作成、環境マニュアルを整備し、12年6月16日に認証登録を行っている。

両エースセンターでは、環境方針にしたがって定めた環境マニュアルにより維持管理を実施、内部監査でその実施状況を確認するとともに問題点を抽出、改善を実行し、それを再び環境マニュアルへ反映させている。

VIII-2 エースプランの施設概要

1 施設概要

平成13年度末現在、近畿圏の3地域4箇所で行事業を実施しているが、各地域における事業の要請は、昭和61年7月から3年3月までの間になされている。各地域の事業実施基本計画に記載された概要は次のとおりである。



【下水汚泥広域処理事業実施箇所】

【下水污泥広域処理事業概要】

地 域	兵 庫		大 阪 北 東	大 阪 南
	東	西		
所 在 地	尼崎市平左衛門町	姫路市網干区	枚方市渚内野	志岡町新浜、岸和田市木材町
要請地方公共団体	兵庫市市市 尼崎宮屋	兵庫県市町市 姫路野太相吉東上南三日出但香播磨高原広域事務組合 佐用町	大阪府市 枚方市	大阪府市 堺市 泉北環境整備施設組合 泉大津市 岸和田市
対 象 処 理 場	武庫川上流処理場 武庫川下流処理場 東部(第1、2)処理場 北部処理場 鳴尾浜浄化センター 枝川浄化センター 甲子園浜浄化センター 芦屋下水処理場 奥山下水処理場 南芦屋浜下水処理場	揖保川処理場 飾磨終末処理場 中部終末処理場 東部終末処理場 大塩処理場 高木前処理場 四郷前処理場 福井前処理場 高木川西前処理場 松原前処理場 菅田前処理場 沢田前処理場 太子前処理場 相生下水管理センター 吉川町浄化センター 東条浄化センター 久崎浄化センター 南光浄化センター 三日月浄化センター 出石浄化センター 但東北浄化センター 清水苑 播磨高原浄化センター 龍野西浄化センター 佐用浄化センター	淀川左岸渚終末処理場 北部終末処理場	南大阪湾岸流域北部処理場 南大阪湾岸流域中部処理場 南大阪湾岸流域南部処理場 三宝処理場 石津処理場 津久野処理場 泉北処理場 高石処理場 汐見処理場 磯ノ上処理場 牛滝処理場
計 画 生 汚 泥 量 〃 脱 水 ケー キ 量	11,900 m <sup>3</sup> /日	15,100 m <sup>3</sup> /日 24 t/日	1,840 m <sup>3</sup> /日 24 t/日	8,900 m <sup>3</sup> /日 26 t/日
エースセンター面積	約4.7 ha	約12.6 ha	約4.1 ha	約6.7 ha
主 な 施 設 名	送 泥 施 設 汚 泥 貯 留 施 設 汚 泥 濃 縮 脱 水 施 設 焼 却 炉 ( 流 動 等 )	送 泥 施 設 汚 泥 貯 留 施 設 汚 泥 濃 縮 脱 水 施 設 焼 却 炉 ( 溶 融 ) 排 水 処 理 施 設	汚 泥 貯 留 施 設 汚 泥 濃 縮 脱 水 施 設 焼 却 炉 ( 溶 融 ) 排 水 処 理 施 設	送 泥 施 設 汚 泥 貯 留 施 設 汚 泥 濃 縮 脱 水 施 設 焼 却 炉 ( 溶 融 ) 排 水 処 理 施 設
供 用 開 始 年 度	平成元年度	平成元年度	平成元年度	平成2年度

## ① 汚泥の輸送方法

エースプランでは、汚泥のトラック輸送に伴う臭気や交通障害問題の解消と、汚泥を集約することによる濃縮・脱水工程のスケールメリットの増大を図るため、汚泥の輸送は原則として生汚泥のまま圧送する方法を採用している。

送泥方式は、直列圧送、サイクリック圧送及び多重圧送の3方式に分類できるが、運転管理の容易さ及び経済性を考慮して直列圧送方式を採用している。送泥濃度1%、管内の流速は1m/sを標準とし、最小口径を150mm（最大は450mm）、一部を除き一条で布設する計画とした。布設位置は同時施工のできる道路や歩道のほか、下水道幹線内に添架することによって工事費の低減に努めている。また、管種は、原則としてダクタイル鋳鉄管を採用している。

## ② 処理プロセスの選定

処理方式の選定に当たって、基本事項として、

- ア 安全かつ安定した汚泥処理が行えること
- イ 大規模であるメリットを十分に考慮したものであること
- ウ 返流水の処理に対して十分考慮したものであること

を考慮し、次のようなプロセスを採用している。

濃縮（機械） → 脱水 → 焼却（熔融） → 処分または有効利用

## 【濃縮及び脱水方式】

濃縮及び脱水方式については、

- ア 大容量機種が採用できること
- イ コンパクトであること
- ウ 臭気対策や腐食性の強い汚泥に対する対応が容易であること
- エ 濾布洗浄水など返流量が少ないこと

を勘案していずれも遠心濃縮、遠心脱水方式を採用した。

## 【焼却方式】

処理の主体となる焼却工程については、

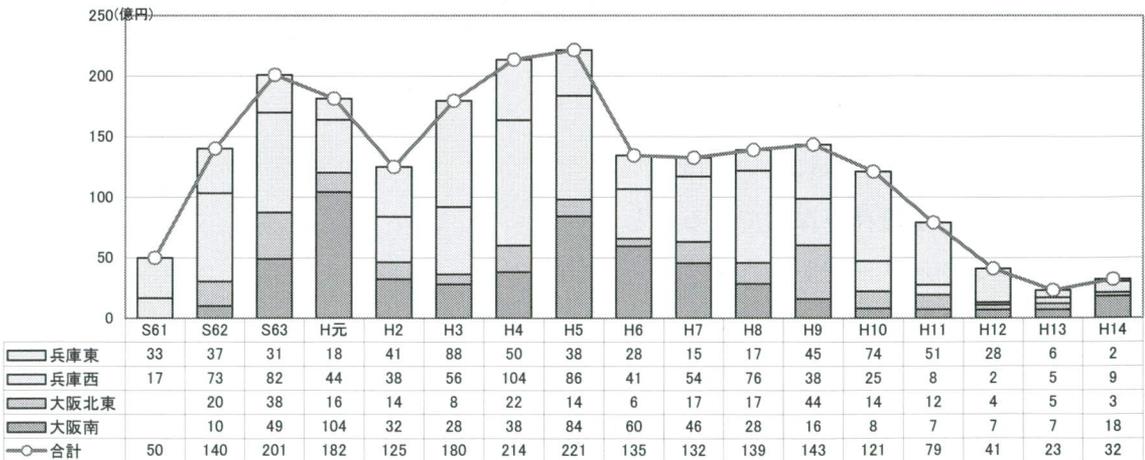
- ア クロムなどの重金属溶出に対する最終生成物の安定性が高いこと

イ 最終生成物の減量化及び資源化利用が図れること

を勘案し、近隣に埋立処分場のある兵庫東は多段焼却方式の乾留炉を採用しているが、皮革汚泥中に大量のクロムが含有される兵庫西は強力な還元作用により六価クロムの生成を抑止することのできるコークスベッド溶融炉としたほか、大阪北東も同機種、大阪南は表面溶融炉を採用している。

2 建設事業の推移

事業の要請後、直ちに事業実施基本計画が作成され、この計画に基づいて建設協定が締結され、施設の建設に着手した。兵庫東及び兵庫西地域は昭和61年11月15日、大阪北東及び大阪南地域は翌63年2月8日にそれぞれ建設協定を締結、建設着手し、平成元年度から2年度にかけて順次供用を開始した。平成13年度末現在、兵庫東エースセンターの140t/日焼却炉1基と200t/日焼却炉2基、兵庫西エースセンターの40DSt/日コークスベッド式溶融炉3基、大阪北東エースセンターの10DSt/日コークスベッド溶融炉2基と15DSt/日コークスベッド溶融炉1基、大阪南エースセンターの25DSt/日表面溶融炉2基と35DSt/日表面溶融炉1基、4エースセンターの合計で焼却能力540t/日、溶融能力240DSt/日（脱水ケーキ換算でおよそ1,100t/日）と供用開始時の2倍の能力を有する事業に発展している。



【建設事業費の推移】

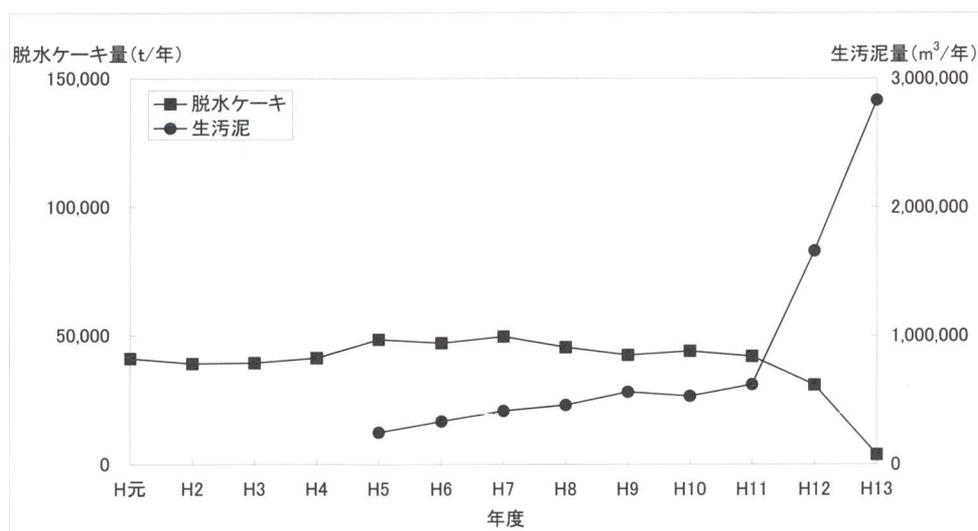
送泥管の建設も概成を迎えており、大阪南では全長 37km の送泥管がすでに完成、平成 13 年度末には、全送泥管延長は 114km に達した。これにあわせて、濃縮施設、脱水施設の整備も進んでおり、150m<sup>3</sup>/h 遠心濃縮機、50m<sup>3</sup>/h 遠心脱水機など大型の遠心濃縮機、遠心脱水機を中心に、年間 400 万 m<sup>3</sup> の生汚泥を処理している。

## VIII-3 管理業務の概要

### 1 汚泥量の推移

昭和 61 年度、兵庫県下において流域下水道と尼崎市公共下水道、姫路市公共下水道の下水処理場 13 箇所の下汚泥処理で始まったエースプランは、翌 62 年度には大阪府下 13 箇所の下汚泥処理場を加え、その後も芦屋市、西宮市などが順次エースプランに参加してきている。現在では、44 箇所の下汚泥処理場がエースプランに参加、4 箇所のエースセンターで約 300 万人分の下汚泥を処理している。

#### (1) 兵庫東エースセンター

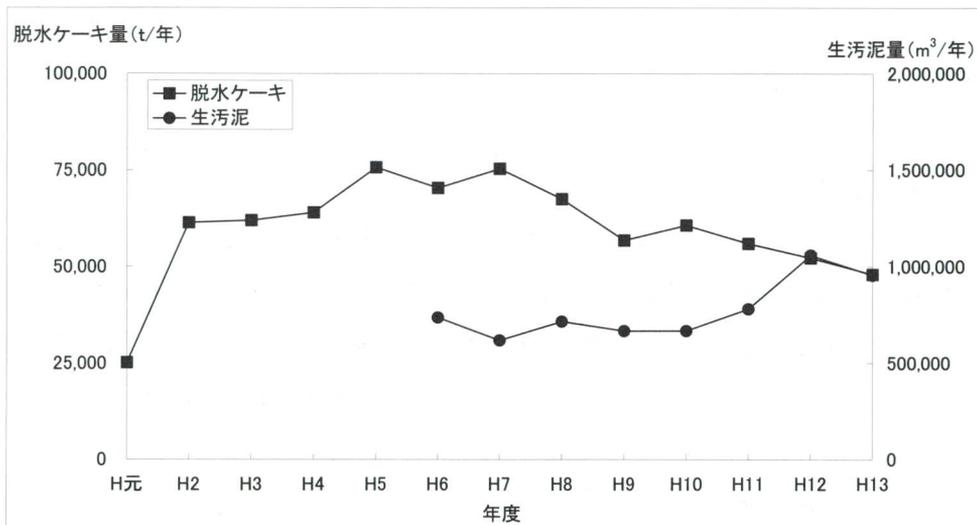


【兵庫東エースセンター汚泥量の推移】

平成元年度の兵庫県武庫川上流処理場、同武庫川下流処理場、尼崎市東部処理場、同北部処理場の各処理場からの脱水ケーキ受け入れに始まり、以降、汚泥量の増加、生汚泥への切り替えが順調に進んでいる。5 年度には武庫川上流処理場、

9年度には武庫川下流処理場の送泥が開始し、11年度には尼崎市東部処理場から汚泥が全量送泥となった。さらに、13年度には、西宮市、芦屋市の本格参入、武庫川下流処理場の生汚泥への全量切り替えにより、生汚泥量は急激に増加している。

## (2) 兵庫西エースセンター



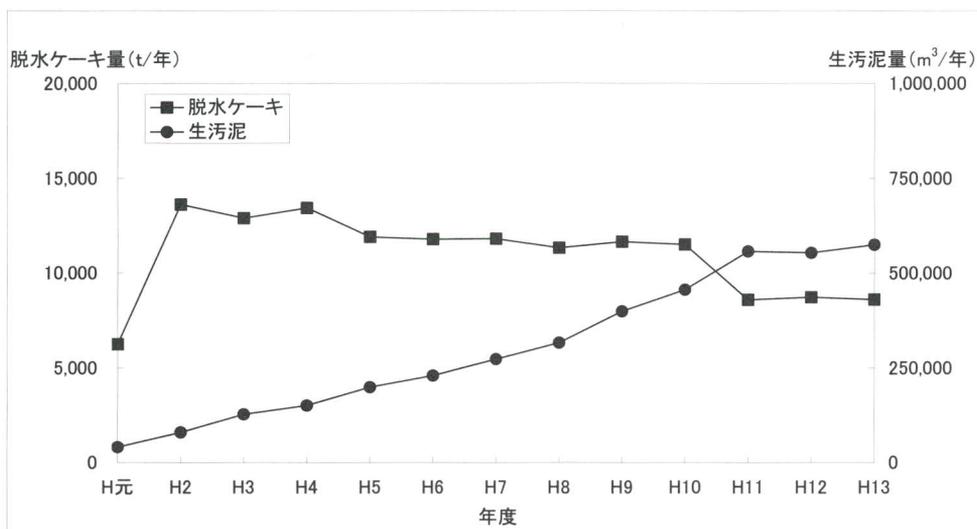
【兵庫西エースセンター汚泥量の推移】

平成元年度の兵庫県揖保川処理場、姫路市中部処理場、姫路市東部処理場等の処理場からの脱水ケーキ受け入れに始まり、5年度の龍野市、太子町の新規参入と、7年度までは順調に汚泥量は増加を続けていた。しかし、それ以降は兵庫西の計画汚泥量の約7割を占める皮革産業の低迷により汚泥量は減少し、既存溶融炉の施設の能力に満たない状況が続いている。

このため、上月町、三日月町、相生市等の本地区の近隣地域からの汚泥受け入れや、汚泥処理施設の故障、緊急時の一時的な汚泥受け入れ等を行い、計画汚泥量の確保に努めている。

## (3) 大阪北東エースセンター

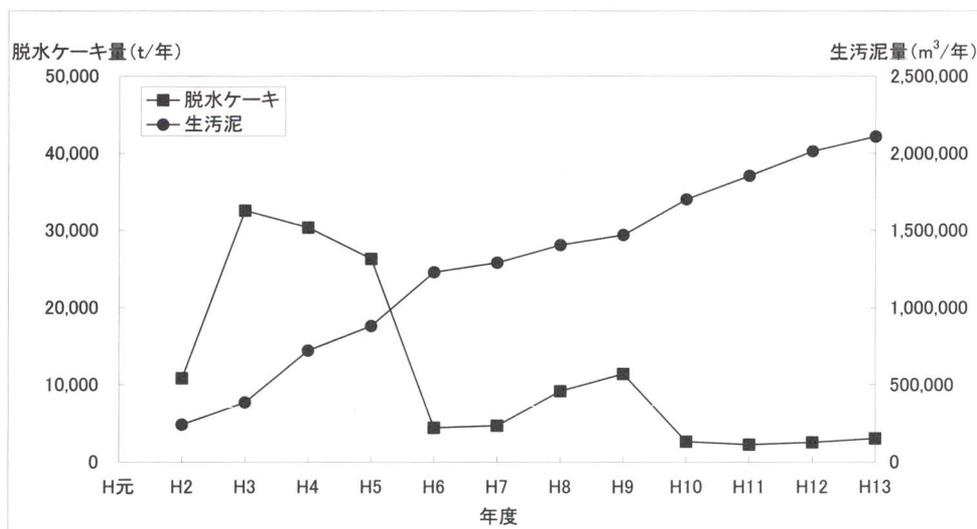
大阪府淀川左岸流域渚処理場内にある北東エースセンターは、平成元年度、同処理場の生汚泥の処理に加え、枚方市北部処理場、枚方市香里処理場、交野市群津処理場の脱水ケーキの受け入れを始めた。現在に至るまで、汚泥量は順調に伸びてきている。



【大阪北東エースセンター汚泥量の推移】

大阪北東においては、10年度に香里処理場及び群津処理場が大阪府淀川左岸流域渚処理場に統合された。現在、対象処理場は渚処理場と枚方市北部処理場の2処理場となっている。

(4) 大阪南エースセンター



【大阪南エースセンター汚泥量の推移】

平成2年度の南大阪湾岸流域中部処理場、堺市三宝処理場及び堺市石津処理場等の処理場からの脱水ケーキ受け入れと、南大阪湾岸北部処理場、泉北環境組合高石処理場、岸和田市磯の上処理場からの送泥に始まっている。その後、南大阪

湾岸流域中部処理場、堺市三宝処理場及び石津処理場の処理場の生汚泥への切り替え、南大阪湾南部処理場の新規参入のほか、各処理場の生汚泥への切り替えが進むとともに、汚泥量も順調に伸びてきている。

## 2 管理施設の状況

大阪北東、大阪南においては、現在、大半が生汚泥であることから、汚泥処理においては、焼却・溶融工程に加え、濃縮・脱水にも重点をおいた管理体制となっている。

	兵庫東	兵庫西	大阪北東	大阪南
供用開始年月日	平成元年4月1日	平成元年11月1日	平成元年4月1日	平成2年4月1日
主な稼働設備	乾留炉 140t/日×1基 流動床炉 200t/日×2基	溶融炉 40DSt/日×3基	溶融炉 10DSt/日×2基 溶融炉 15DSt/日×1基	溶融炉 25DSt/日×2基 溶融炉 35DSt/日×1基
計画汚泥量	脱水ケーキ 142.0 t/日 生汚泥 1,915 m <sup>3</sup> /日	脱水ケーキ 147.1 t/日 生汚泥 2,721 m <sup>3</sup> /日	脱水ケーキ 25.3 t/日 生汚泥 1,293 m <sup>3</sup> /日	脱水ケーキ 6.1 t/日 生汚泥 5,457 m <sup>3</sup> /日

## 3 維持管理費縮減に向けての取り組み

当面の施設建設が一段落し建設工事費が縮小する一方、汚泥量の増加や脱水ケーキから生汚泥への切り替えに伴い、維持管理費も平成13年度には70億円を越える等年々増加する傾向にある。維持管理定員も供用開始当時は21名であったものが、13年度に33名体制となる等、事業の重点は建設から維持管理へと移ってきており、安全かつ安定的な汚泥処理を行うと共に、維持管理の効率化へとその役割が移行している。このため、各エースセンターでは維持管理費縮減に向けて様々な取り組みを行っている。

### (1) 燃料・薬品の直接調達による公募契約

焼却・溶融施設は、数多くの燃料・薬品を扱うものである。従来、事業団ではこれらの薬品・燃料を運転管理業務に含めて運転管理委託業者と契約していたが、

一定金額以上の薬品・燃料について平成9年度より、高分子凝集剤等一部の薬品を除き直接調達の公募型指名競争入札に移行し、12年度には、残りの薬品も含めて、全ての薬品・燃料を公募型指名競争入札に移行した。

数多くの薬品・燃料の契約手続・管理は、事務量の増加につながるが、一方で、契約の競争性、透明性を高めることにより、薬品・燃料の単価の低減、最適な薬品の選定による使用量の削減、使用量原単位を数値目標化し運転管理に反映するなど大幅なコスト削減につながっている。

## (2) 維持管理 VE の実施

事業団では、平成10年度より、民間企業のノウハウを積極的に活用することにより、維持管理費の削減を図ることを目的とし、主に光熱水料、薬品、燃料等のユーティリティを対象とした契約後 VE 制度を導入し、実施している。

これは、エースセンターの運転管理業務を契約した業者から、年度当初にユーティリティ削減のための運転方法に関する技術提案を受け付け、年度末まで技術提案の試行を行い、維持管理コストの削減が確認された提案内容についてはその削減額の一部を提案者に還元するものである。技術提案の中には、直接の維持管理費は削減されるものの、汚泥量の増加や補修費など契約以外の部分でのコスト増加や効率低下を招く場合もある。このため、事業団内に設置した維持管理費削減審査会でその成否や削減額の評価方法等の審議を行い、技術提案の可否を決定したうえで、提案技術の試行を実施することとしている。

12年度には4エースセンターで12件の提案技術を試行し、年間でおよそ30万円程度の削減効果が得られ、その一部を提案者に還元した。

維持管理分野における VE は、設計・建設分野等における VE の実施と異なり、将来にわたって長期に維持管理コストの削減が可能となることが多く、その効果は大きなものとなる。また、電力費、薬品費などの資源・エネルギーに関する削減が可能な提案が多く、自然環境への負荷低減効果も見込まれる。

## (3) 運転管理業務等の公募契約

兵庫東エースセンターの運転管理については、供用開始以来、焼却炉の建設を行ったメーカーと随意契約を行ってきた。その理由として、運転管理上トラブルが発生した場合、そのトラブルの影響がどのように施設全体に影響を及ぼすか、

またそれに対してどのように対応するのが一番適正かを熟知しているのが建設メーカーであることによる。

しかしながら、焼却についてはこの十数年の間に全国的に実績も増え、これに伴い単独で運転管理できる業者も増え「てきたことや、運転管理を行う中で事業団の経験も次第に蓄積してきていること等の理由から、平成12年度においては、焼却を行っている兵庫東エースセンターの運転管理業務委託契約で公募型指名競争入札方式を導入することとした。

公募により参加表明した者による競争入札の結果及び積算の見直し等も含めて、対前年度比で4%程度の削減が実現した。

#### (4) 効率的保全業務の実施

エースセンターにおいては供用開始以降、年々補修費、保守点検費は増加してきているが、これらの経費を抑えるために、発注形態の見直しを進めている。

##### ① 保全業務の分割発注等（兵庫西以外のエースセンター）

管理業務の経験の積み重ねに従い、保守点検業務について特別な技術ノウハウが必要なものを除き、徐々に、建設メーカーへの一括発注を廃止し、機器毎に分割して発注する等発注形態を切り替えている。

##### ② 補修業務における地元業者の活用

補修工事においては、発注単位を小割にした上で地元企業に発注する等の対応により競争性を高める努力をしている。また、簡易なものについては直接修理を行う等の対応を図っている。発注の分割化等は事業団の職員の負担にもつながっているが、一方で大幅なコスト縮減にもつながっている。

##### ③ 施設保全管理業務の実施

補修費削減のためには、計画的な保全計画に基づき、的確な点検を行い施設故障などを事前に予知し、補修工事を効率的に行う予防保全を実施する必要がある。しかしながら、下水汚泥処理施設のなかでも熔融炉については、まだその歴史も浅く十分な保全に関するノウハウが普及するに至っていない。

このようなことから、平成12年度より、保守点検業務の内の大部分を民間業者に一括契約することとし、従来の保守点検業務を充実させた施設保全管理業

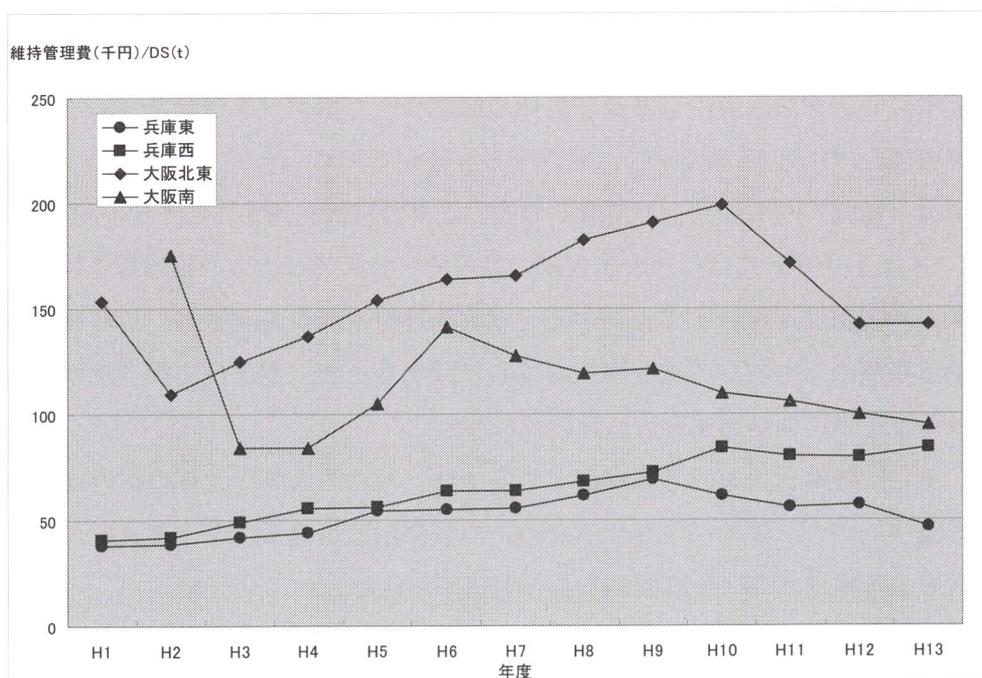
務を兵庫西において試行的に実施することとした。契約にあたっては、溶鉱炉等の整備保全技術を有する民間事業者まで対象を広げ、公募型指名競争入札により行った。

本業務の導入から日が浅いため、十分な評価は難しいが、長期的に継続することにより、補修費の削減の他、突発的な故障頻度の減少、施設の長寿命化、施設の稼働率増加等の効果が期待できるものと考えている。

#### ④ その他の運転管理業務費削減努力

この他、上記以外にも、施設の効率化に伴う運転管理業務費の削減や、各種部品・資材のインターネット調達等による取り組みも削減数値として現れてきている。また、定量的な評価は難しいが、管理業務における各事務所職員の日々の地道な努力も効果をあげている。

平成12年度からは、各事務所において、経営収支改善のための年間数値目標の策定や様々なコスト縮減方策を織り込んだ運営計画を作成する等により着実に収支改善に向けての効果が現れている。



【汚泥量あたりのコストの推移】

## IX 特殊法人等改革

### 1 特殊法人等改革の経緯

橋本内閣のもとでの行政改革は中央省庁等改革により始まり（中央省庁等改革基本法が平成10年6月12日公布）、その延長として国の行政組織等の減量、効率化を推進する観点から特殊法人等改革が実施された。

この特殊法人等改革においては、12年12月1日に閣議決定された「行政改革大綱」及び13年6月21日に公布、翌22日に施行された「特殊法人等改革基本法」等に基づき、新たな時代にふさわしい行政組織・制度への転換を目指して、「民間に委ねられるものは民間に委ね、地方に委ねられるものは地方に委ねる」ことを基本原則に、全ての特殊法人等（77 特殊法人及び 86 認可法人）の事業・組織全般についての抜本的な見直しが進められた。

また、この改革の過程において、特殊法人等が国から受けている巨額の財政支出や借入れ等についてもゼロベースから見直すことにより、財政支出の大胆な削減を目指すこととされた。

行政改革大綱においては、特殊法人等改革のための推進体制を整備した上、13年度中に各特殊法人等の事業及び組織形態について講ずべき措置を定める「特殊法人等整理合理化計画」を策定し、同計画を実施するため、遅くとも17年度末までの「集中改革期間」内に法制上の措置その他の必要な措置を講ずること等が定められた。

13年1月6日には行政改革大綱の集中的・計画的な実施の推進等を図るため、内閣に内閣総理大臣を本部長とする行政改革推進本部が設置され、行政改革大綱に定める事項のうち特定の重要事項の実施に関する企画立案並びに総合調整を行う行政改革推進事務局が内閣官房に設置された。

さらに特殊法人等改革基本法においては、特殊法人等の改革の推進に必要な事務を集中的かつ一体的に処理するため、内閣に内閣総理大臣を本部長とする「特殊法人等改革推進本部」を設置することが定められた。

特殊法人等改革推進本部は6月から12月までの間に計5回開催され、6月22日の「特殊法人等の事業見直しの中間とりまとめ」、8月10日の「特殊法人等の個別事業見直しの考え方」、10月5日の「特殊法人等の組織見直しに関する各府省の報

告に対する意見」等の公表を経て、12月18日に「特殊法人等整理合理化計画」が策定された。(下表参照)

【特殊法人等改革の経緯について】

年 月 日	事 項
平成12年12月1日	「行政改革大綱」を閣議決定
平成13年1月6日	内閣に「行政改革推進本部」、「行政改革推進事務局」設置
平成13年1月10日	日本下水道事業団に「法人改革室」(室長1、室員4名)設置
平成13年4月3日	行政改革推進事務局は、事業類型ごとに論点を指摘した「特殊法人等の事業見直しの論点整理」を整理し、公表
平成13年6月22日	特殊法人等改革基本法施行 内閣に「特殊法人等改革推進本部」を設置 行政改革推進事務局は、事業類型ごとの論点を指摘するとともに各指摘ごとに対象となる個別法人の事業名を付記した「特殊法人等の事業見直しの中間とりまとめ」を整理し、公表
平成13年8月10日	同事務局は、各法人の事業別の見直しに係る事務局案とこれに対する各省意見を対照表にした「特殊法人等の個別事業見直しの考え方」を公表
平成13年9月4日	同事務局は、「特殊法人等の廃止又は民営化に関する各府省の報告」を公表
平成13年10月5日	同事務局は、各法人の組織見直し案「特殊法人等の組織見直しに関する各府省の報告に対する意見」を公表
平成13年12月18日	同事務局は、「特殊法人等整理合理化計画」をまとめ、特殊法人等改革推進本部に報告、公表
平成13年12月19日	政府は「特殊法人等整理合理化計画」を閣議決定

## 2 「特殊法人等整理合理化計画」に至るまでの論点

政府の認可法人である事業団も特殊法人等改革の対象として、平成13年3月以降数度にわたり、特殊法人等改革の作業を担当する内閣官房行政改革推進事務局(以下、「行革事務局」という。)からのヒアリングを受ける等により事業、組織等の見直しが進められた。

検討の主眼は、国の関与の必要性、個別事業の見直し及び各法人の廃止または民営化の可否についてであった。

国土交通省は、それぞれの論点について以下のように主張した。

まず、国の関与の必要性については、下水道事業は、公衆衛生の改善等国民のナショナルミニマムの確保と公共用水域の水質の保全に資する国家的な施策として推進されている。例えば、環境基本法や水質汚濁防止法等の環境法制における国の責務を果たすための手段として下水道整備が位置づけられており、水環境を始めとする環境問題が引続き国の重要課題となっていることから、その実施機関としての事業団に対する関与をなくすことはあり得ないと主張した。

また、事業の見直しに関しては、

- ① 受託事業に関しては、下水道整備の主体が中小市町村に移行している中、国と先進的地方公共団体が協力して支援していく仕組み及び地方公共団体の業務の代行機関としての機能が必要であること
- ② 技術開発事業については、受託事業の現場のニーズの把握と、開発された技術を現場へフィードバックするという双方向の過程を経て行われており、約9割の処理場で成果が生かされていることから、今後とも受託事業と一体として行うことが必要であること。
- ③ 研修事業については、受託事業等の現場経験を最大限に生かした実践的な研修であり、今後とも受託事業と一体として継続することが必要である。

と主張した。

ただし、下水汚泥広域処理事業については、「新規箇所には着手しない。継続中の箇所については、事業の要請団体である地元地方公共団体の意向も踏まえつつ、移管を含めた確な対応を検討する。」と積極的に見直しを行う姿勢を示した。（「特殊法人等の事業見直し案」（平成13年8月））

さらに、民営化に関しては、民営化を可能とするために必要な措置として、

- ① 事業団の人材プール機関としての根幹的仕組みを機能させるため、国・地方公共団体からの技術者派遣の流動性を確保すること
- ② 事業団が地方公共団体の業務を代行する全国的機関であることに鑑み、その適正な業務執行を担保するため、国土交通大臣による監督規定、職員の公務員みなし規定等を措置すること
- ③ 出資金については、既往の出資金を維持するとともに、必要最小限の追加出資を存続すること

- ④ 補助金については、その成果が委託公共団体を超えて広く一般に及ぶ技術開発部門、及び受講の促進を図るべき研修部門に対するものについて、これを存続すること

の4条件を主張していたところである。(民営化の可否に関する調査に対する回答(平成13年9月))

### 3 「特殊法人等整理合理化計画」の概要

平成13年12月19日「特殊法人等整理合理化計画」(以下、「整理合理化計画」という。)が閣議決定され、この中で、163の特殊法人及び認可法人を対象として、個別の法人についての事業及び組織形態の見直し内容が定められるとともに、各特殊法人等が共通的に取り組むべき改革事項が示された。

整理合理化計画の実現により、対象とされた163の特殊法人等は、共済組合45法人を除く118法人について、17法人が廃止、45法人が民営化等、38法人が36の独立行政法人化、その他18法人については現状維持又は別途検討というかたちで整理されることとなった。

また、このような組織の見直しと併せて、各法人について、組織形態ごとの性格も踏まえつつ、役員給与・退職金の適正化やディスクロージャーの徹底等が図られることとされた。

今後の特殊法人等改革の実施スケジュールについては、「平成14年度には事業について構すべき措置の具体化に取り組むのは言うまでもなく、組織形態についても、原則として平成14年度中に、法制上の措置その他の必要な措置を講じ、平成15年度には具体化を図ることとする。」(整理合理化計画・前文)とされており、速やかに同計画の実現のための具体的措置の検討の段階に移行することとなった。

また、財政支出に関しても、「この「整理合理化計画」の見直し内容について、可能な限り平成14年度予算に盛り込み、その大胆な削減を図るとともに、出資金の見直し等により予算の透明性の向上を図る。」(同上)とされている。

#### 4 日本下水道事業団に係る整理合理化計画の内容

事業団については、事業及び組織形態について講ずべき措置として、整理合理化計画に以下の内容が示された。(次表参照)

<p>&lt;認可法人&gt; 日本下水道事業団</p>	<p>[事業について講ずべき措置] 【下水汚泥広域処理事業】 ○下水汚泥広域処理事業は廃止する。なお、既設の処理施設については、地元地方公共団体との調整・協議を経た上で、地元地方公共団体に移管する。 [組織形態について講ずべき措置] ●地方共同法人(仮称)又は民間法人とする。</p>
----------------------------------	--

なお、組織形態について講ずべき措置として示されている「地方共同法人(仮称)」及び「民間法人」については、整理合理化計画において次のような説明がなされている。

#### 【Ⅲ 各特殊法人等の改革のために講ずべき措置その他の必要な事項(抄)】

##### 2 民営化

###### (1) 基本的考え方

事業の採算性が高く、かつ、国の関与の必要性が乏しい法人、企業的経営による方が事業をより効率的に継続実施できる法人又は民間でも同種の事業の実施が可能な法人は、原則として民営化する。

###### (2) 特殊会社 [略]

###### (3) 民間法人化された特殊法人・認可法人

イ 民間法人化された特殊法人・認可法人は、臨時行政改革調査会最終答申(昭和58年3月14日)における「自立化の原則」(注)に則ったものとする。なお、民間法人化する場合には、①民商法に基づく法人、②特別の法律に基づく法人で法律上数を限定しないもの、③特別の法律に基づく法人で法律上数を限定するもの、の順に民間法人化の可否を検討する。

ロ なお、行政代行的業務その他競争が不適当な業務については、次のいずれかのような場合には、制度的独占による弊害を克服するための措置が十分に講じられることを条件に、制度的独占を認める。

- ① 当該業務が当該法人の従たる業務にとどまるものである場合
- ② 社団的性格の法人が当該法人の構成員の費用負担によって、構成員を対象に行う共益的な業務であって、当該業務の運営について構成員による統制が確保されている場合

なお、上記①において、従たる業務についての制度的独占によって法人の業務全体が実態上独占となる場合には、従たる業務についての制度的独占は、上記①にかかわらず、認められない。

おって、制度的独占を排してもなお実態上独占となる場合には、必要に応じ行為規制を課す等により、法人の業務が独占の弊害を生むことのないよう留意する。

ハ 公益法人に対する指導監督基準の在り方を踏まえ、役員人事、ディスクロージャー等に関する政府としての統一的な指導監督基準を策定する。

特に、監査役員については、関係省庁以外の者及び外部の者の登用に努める。

(注)「自立化の原則」

<行政改革に関する第5次答申(抄)>(昭和58年3月14日臨時行政調査会)

現業・特殊法人等

4 特殊法人等の活性化方策

(2) 特殊法人等の経営の活性化のための共通方策

ア 自立化の原則

(ア) 特殊法人等は政府資金等に依存する体質から脱却し、自立的に経営を行うよう努めなければならない。自立できることとなった法人は、民間法人化することを原則とする。

(イ) 上記(ア)の「民間法人化」するとは、その事業が制度的に独占とされておらず、かつ、次のいずれかに該当する法人にすることをいう。

- ① 商法又は民法上の法人で、国又はこれに準ずるものの出資が制度上及び実態上ないもの
- ② ①以外の法律に基づき設立された法人で、法律上数が限定されておらず、国又はこれに準ずるものの出資が制度上及び実態上ないもの
- ③ ①及び②以外の法人で次のすべての要件に該当するもの
  - (a) 国またはこれに準ずるものの出資が制度上及び実態上ないこと。
  - (b) 役員を選任が自主的に行われていること。
  - (c) 事業の経常的運営に要する経費が、その事業による収入で賄われており、国又はこれに準ずるものからの補助金等に依存していないこと。

なお、これらの法人に対する政府の関与は、最小限のものとすべきである。

(ウ) 民間法人化に当たっては、行政機関等との人事交流が可能となるよう措置する。

(4) 完全民営化 [略]

(5) 地方共同法人 (仮称)

イ 地方公共団体の共通の利益となる事業等、その性格上地方公共団体が主体的に

担うべき事業であって、国の政策実施機関に実施させるまでの必要性が認められないものの実施主体の選択肢の一つとして、当該特殊法人等を地方公共団体が主体となって運営する「地方共同法人」（仮称）とすることが考えられる。

- ロ 法人格は、民商法又は特別の法律に基づく法人とする。
- ハ 国又はこれに準ずるものの出資は、制度上及び実態上受けない。資本金が必要な場合には、関係地方公共団体が共同出資する。
- ニ 法人の役員は、自主的に選任されるものとする。
- ホ 法人内部に、必要に応じ、関係地方公共団体の代表者が参画する合議制の意思決定機関ないし審議機関を設ける。
- ヘ 上記イのような事業について、地方公共団体の意向等を踏まえ、実施主体として他の組織形態を採用することも選択肢となりうる。

以上からわかるように、事業団の組織形態に関して措置すべきとされた「地方共同法人化」及び「民間法人化」は、いずれも「民営化」の概念に含まれるものであり、「民営化」とは、「完全民営化」のみではなく、特殊会社や民間法人等のように、法人の設立根拠法を残し、一定の公的業務を行う法人として存続する形態も含まれることとされている。

地方共同法人(仮称)は、従来にはない新たな組織形態であり、その具体は詳らかではなかったが、整理合理化計画に記載されている内容に照らせば、下水道事業のように地方公共団体が主体的に担う事業について、その業務の遂行にあたっての各公共団体共通の課題である、発注者としての施工管理や技術者の養成等の業務を行う法人を、公共団体が主体となって運営する「地方共同法人」とすることが想定された。

また、民間法人については、「自立化の原則」によれば、一定の政策目的を達成するために設立された法人について、その運営に対する行政の関与を極力小さくし、自立的に経営が行われる法人である。これまで民間法人化された特殊法人、認可法人としては、日本消防検定協会、高圧ガス保安協会、軽自動車検査協会、小型船舶検査機構等があり、いずれも引続き特別法を設立根拠とし、検査、検定等の公的業務を行っているところである。

## 5 整理合理化計画の具体化に向けての検討

事業団内部では、整理合理化計画を承けての計画の具体化に向けて、以下のような論点整理を行った。

### (1) 全体

地方共同法人（仮称）又は民間法人への移行について先に述べた民営化を可能とするための4条件について検証すると、「国の出資の継続」については、新規出資の廃止を免れないものの（既往の出資についての扱いはさらに検討が必要と考えられた）、それ以外については、これらの条件を可能とする基本的な枠組みは確保されており、国と先進的な地方公共団体が協力し、公共団体の業務を代行して中小市町村の下水道事業を支援する仕組みを維持する上で支障はないものである。

### (2) 受託事業

(1)に述べたように、組織形態はどうあれ、公共団体の業務を代行し中小市町村の下水道事業を支援する仕組みは維持可能であり、実施中の事業はもちろん、以後協定を締結することになる事業についても影響はない。

また、整理合理化計画の示す方向は、民営化の一類型になるが、地方共同法人、民間法人いずれの場合も一定の政策目的を実現するための組織として特別法に基づき設立することが認められており、一般の株式会社や公益法人とは異なる法人としての地位が与えられることになる。このような位置づけが与えられる限り、事業団への委託は、従来どおり地方自治法第234条の随契理由として成り立ち得るものである。

### (3) 研修事業、技術開発事業

整理合理化計画には、研修事業及び技術開発事業については特段の言及はないことから、事業団の主張が理解され、技術者養成と新技術の開発・普及についても新組織に移行後の事業団の業務として引き続き実施していくことが認められたものである。

### (4) 下水汚泥広域処理事業(エース事業)

エース事業については、「地方に委ねられるものは地方に委ねる」という特殊法人等改革の基本原則に則り、見直しを加えられ、結論として廃止ということになった。したがって、以後、新規事業の着手はなく、既設の処理施設については、

地元地方公共団体との調整・協議を経た上で、地元地方公共団体に移管することとされたが、調整・協議が整うまでの間は、引続き事業団が業務を行うこととされた。

なお、具体化に向けては、移管が円滑に行われるよう地元地方公共団体の負担をできるだけ小さくするための仕組みの構築が必要とされた。

#### (5) 出資金、補助金

民間法人（地方共同法人も含む）の運営は、前述（4. の「注」参照）の「自立化の原則」に則るものとされており、これを当てはめれば、国の財政支援については、

- ・国の出資制度の廃止
- ・国の業務運営補助金の廃止

を余儀なくされる。

一方、地方公共団体からの出資金、補助金については特に制約は設けられていない。このような条件のもとで、事業団に対する財政支援の仕組みについても整理合理化計画具体化の際に検討が必要である。

すなわち、出資金については、国からの出資制度が廃止されることとなるため、今後、地方公共団体のみ出資制度を残すのか、地方分も含め出資制度を廃止するのかについての検討が必要である。なお、整理合理化計画の地方共同法人に関する記述においては、「資本金が必要な場合には、関係地方公共団体が共同出資する」（整理合理化計画Ⅲ2(5)ハ）となっている。

また、補助金については、国も技術開発部門及び研修部門に対するものについて存続させる方針であることから、従来どおり「折半ルール」に従い、地方公共団体からの補助金も継続する方向で検討を進める。

#### (6) 地方共同法人、民間法人

地方共同法人と民間法人については、「4 日本下水道事業団に係る整理合理化計画の内容」でその概要について説明したが、その具体的相違点がどこにあるかについては、判然としない点が多くあった。整理合理化計画によれば、どちらも、「民営化」の概念に含まれるとされており、また、整理合理化計画とりまとめの過程で地方共同法人は、民間法人の一形態として位置付けられるものと整理

された。

整理合理化計画では、地方共同法人に関し、新たな組織形態の枠組みとして「地方公共団体の共通の利益となる事業等、その性格上地方公共団体が主体的に担うべき事業であって、国の政策実施機関に実施させるまでの必要性が認められないものの実施主体の選択肢の一つとして、当該特殊法人等を地方公共団体が主体となって運営する「地方共同法人」（仮称）とすることが考えられる。」と説明されており、その基本的な違いは、地方公共団体が運営の主体となっているかどうかにある。

「運営の主体となる」ことの要件が、出資なのか、意思決定機関の構成員となる(あるいは意思決定に対する関与)ことなのかなど具体的に何であるのかはともかく、今後も地方公共団体の代行を主たる業務とする組織として事業を行っていくには、民間法人よりも地方共同法人の方が望ましい。

## 6 日本下水道事業団の業務・組織のあり方に関するアンケート

平成13年において特殊法人等改革の議論が進められるなか、当事業団の評議員会会長である梶原岐阜県知事より、法人改革の議論に、事業団の設立発起人の母体であり、また、顧客でもある地方公共団体の意見が反映できるよう調査を実施すべきとのご提案をいただき、事業団の業務・組織のあり方に関するアンケート調査を実施することとなった。また、このように広範な地方公共団体を対象とする調査の実施が度々可能となるわけではないので、法人改革の主たるテーマである組織のあり方と併せ、事業団のこれまでの業務の評価、今後のあり方等についてもご意見を伺おうということになり、組織、業務の両方を調査内容とした。

### (1) 調査の概要

#### ① 調査実施主体

日本下水道事業団評議員会会長 梶原岐阜県知事

#### ② 調査方法

調査票を郵送し、返送してもらう方式をとった。

(平成13年11月16日発送、回答期限：平成13年12月3日)

## ③ 調査対象

「設立発起人選出の母体の構成メンバー」

全都道府県知事 47

全市長 671 注：市は平成13年10月1日現在の数。

「委託実績を有する地方公共団体の長」

町村長 884 注：都道府県、市は①に含まれる。

合計 1,602 団体を対象として行った。

④ 回答数 1,297 団体 (回答率 81.0%)

## ⑤ 調査内容

日本下水道事業団の組織形態に関する事項

○「地方公共団体が事業団の運営に責任を負う」ことに対する意見

○事業団の民営化に対する意見

○事業団の独立行政法人化に対する意見

○その他の意見（自由記述）

日本下水道事業団の業務のあり方に関する事項

○委託して良かったこと、不満であったことの意見

○(都道府県のみ)管内市町村の下水道整備に果たした役割について評価していること、不満であったことの意見

○研修事業についての意見（自由記述）

○技術開発事業についての意見（自由記述）

○今後の業務のあり方についての意見（自由記述）

## (2) 調査の趣旨

アンケート調査票は、次のような調査の趣旨を説明する文書とともに各地方公共団体へ送付された。

「日本下水道事業団は、特別の法律に基づき地方公共団体の代表等が発立発起人となって設立された認可法人で、国の支援を受けながら下水道事業を推進する総合的な機関として、下水処理場等の根幹的施設の建設工事の受託、地方公共団体の技術者養成のための研修、下水道施設の現場レベルでの新技術の開発・実用化等を主な業務としています。」

既にご承知のとおり国では特殊法人等の改革の議論を進めておりますが、この中で日本下水道事業団もその業務や組織のあり方などが問われているところです。上述のとおり、

日本下水道事業団は地方公共団体が設立発起人となったものであり、かつ、地方公共団体がその利用者であることに鑑みれば、日本下水道事業団の改革の議論に当たっては地方公共団体の声をこれに反映させる必要があります。

このため、本アンケートを実施することといたしました。地方公共団体が下水道事業を円滑に進める上でどのような仕組みが必要かを共に考えてまいりたいと思っておりますので趣旨をご理解のうえご協力下さるようお願いいたします。」

### (3) 全体調査結果（要約）

#### 【日本下水道事業団の組織形態に関する事項】

##### ① 「地方公共団体が運営に責任を負うこと」について

「地方公共団体が運営に責任を負うこと」（例えば、国が出資金・補助金を廃止することなどにより、地方公共団体だけで下水道事業団の財政運営等を行っていくこと）については、大半の団体（86%）が「適当でない」と答えた。

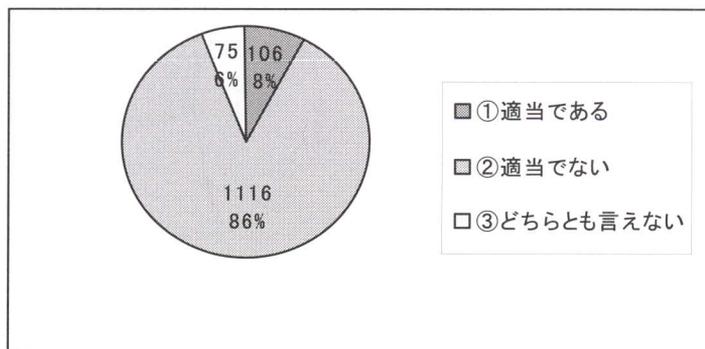
#### 【次図参照】

その理由としては、「日本下水道事業団の運営（財政面、人材面）は、地方公共団体のみでは困難であるから」、

「下水道事業の推進は国の施策として進めるべきものであるから」というものが多かった。

一方、「適当である

」と答えた団体（8%）の中で、多かった理由は「国の行政改革、財政再建は現下の最大の課題だから」、「下水道事業は本来、地方公共団体が責任を持って進めるべき事務であるから」というものであった。



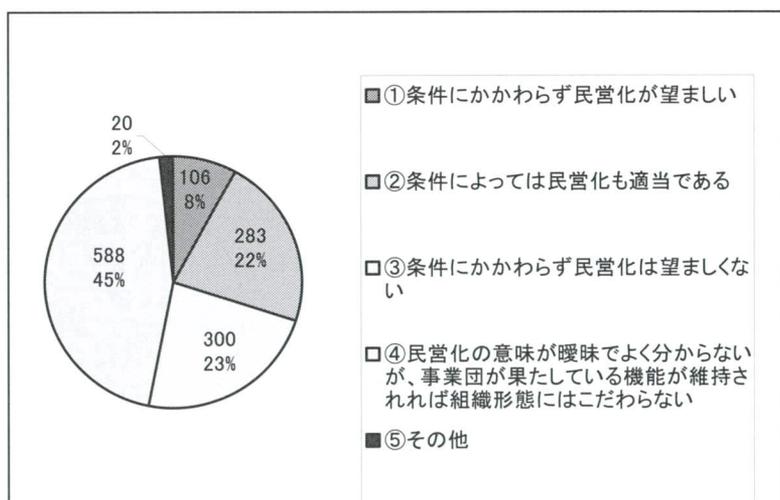
## ② 日本下水道事業団の民営化について

4割以上の団体（45%）が「民営化の意味が曖昧でよく分からないが、事業団が果たしている機能が維持されれば組織形態にはこだわらない」と答えた。以下、「条件にかかわらず民営化は望ましくない」（23%）、「条件によっては民営化も適当である」（22%）、「条件にかかわらず民営化が望ましい」（8%）の順であった。【次図参照】

「条件にかかわらず民営化は望ましくない」理由としては、「国の財政支援等が弱くなれば、特にこれから下水道事業を展開する中小市町村の負担の増大につながる恐れがあるから」、「地方公共団体の業務を代行するという日本下水道事業団の事業の性格と相容れないから」というものが多かった。

「条件によっては民営化も適当である」とした民営化の条件については、「国による出資金の維持・存続」、「国による補助金の存続」、「国、地方公共団体からの技術者派遣の流動性の確保」というものが多かった。

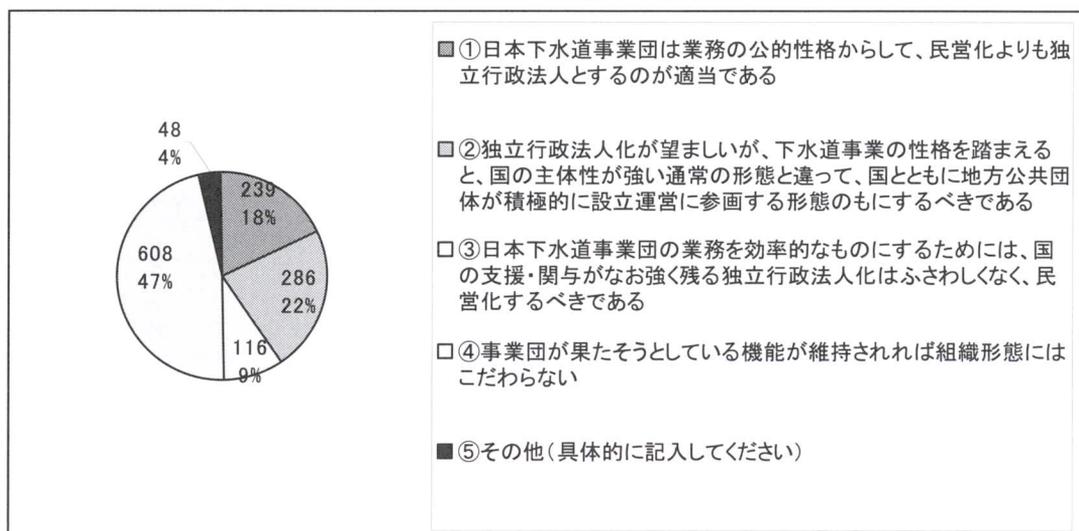
「条件にかかわらず民営化が望ましい」については、「日本下水道事業団の業務は



民間でも出来ると考えるから」、「民営化すれば、より効率的な組織・業務を実現できると考えるから」、「地方公共団体も財政再建を迫られており、国の関与の縮小と併せて、地方公共団体の財政支援等も縮小すべきだから」等の理由をあげるものが多かった。

## ③ 日本下水道事業団の独立行政法人化について

4割以上の団体（47%）が「事業団が果たしている機能が維持されれば組織形態にはこだわらない」と答えた。以下、「独立行政法人化が望ましいが、下水道事業の性格を踏まえると、国の主体性が強い通常の形態と違って、国とともに地方公共団体が積極的に設立運営に参画する形態のものにすべきである」、「日本下水道事業団は、業務の公的性格からして、民営化よりも独立行政法人とするのが適当である」等の順であった。【次図参照】



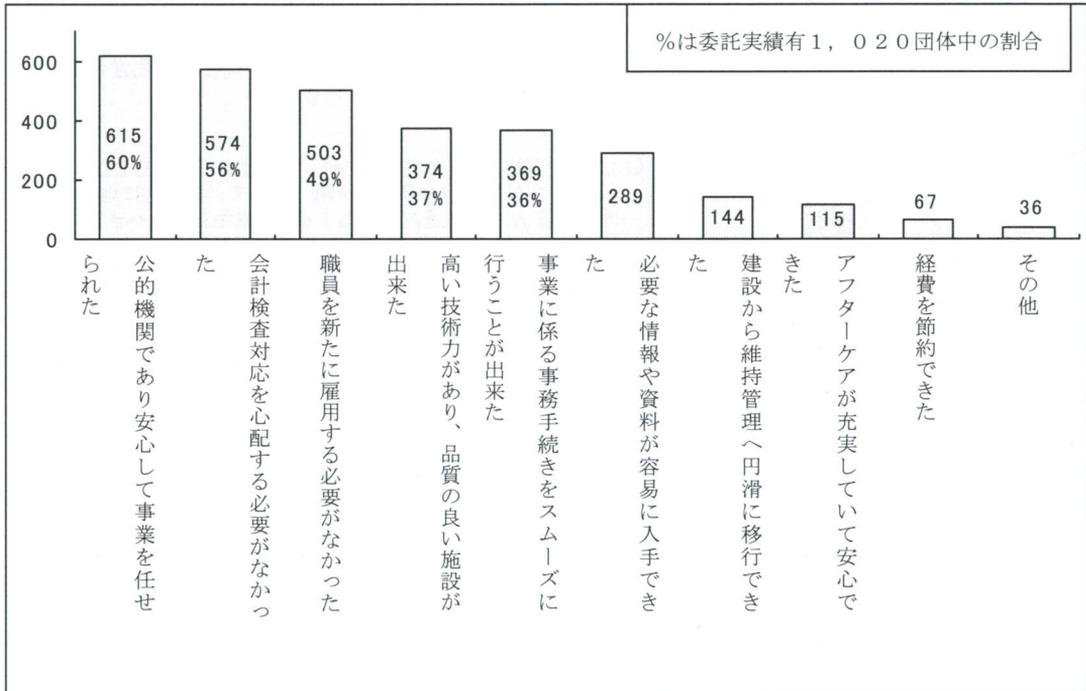
④ その他特殊法人等の組織見直し全般について、主に以下のような意見が寄せられた。

- ・ 効率化は良いが、地方切捨てや地方の負担増は困る
- ・ 日本下水道事業団の機能は必要
- ・ 民営化には一定の理解
- ・ 法人改革は慎重に議論すべき
- ・ 日本下水道事業団の機能を維持しつつ効率化を進めるべき
- ・ 日本下水道事業団を含め、法人改革を進めるべき
- ・ 地方公共団体の代行機関には公的性格が必要
- ・ 天下りがされている法人であることは問題
- ・ 民営化は問題

【日本下水道事業団の業務のあり方に関する事項】

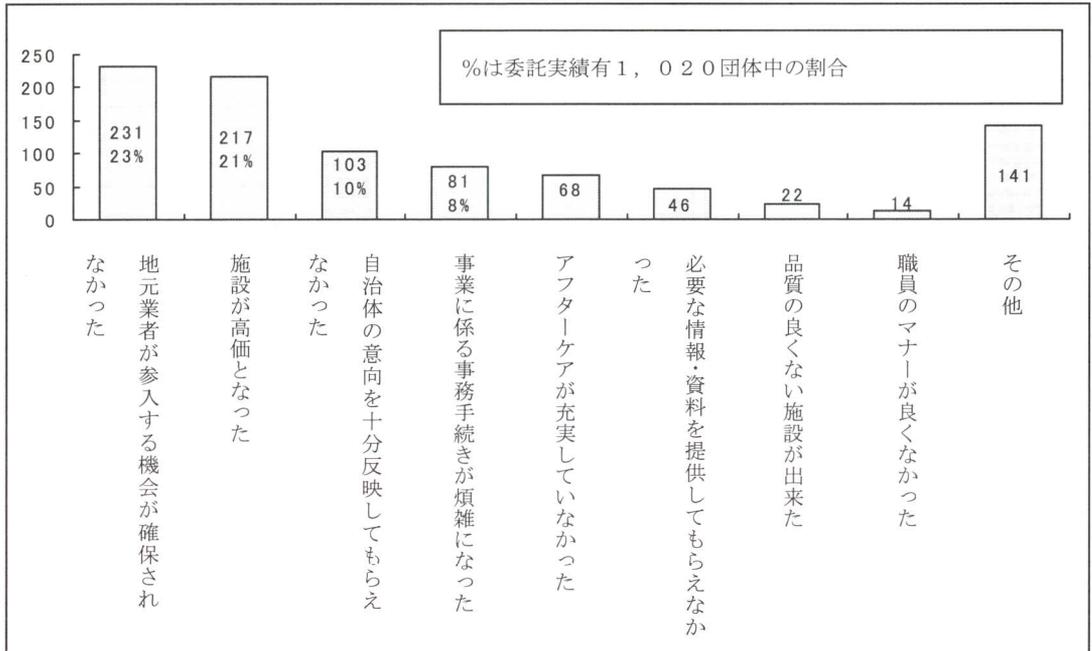
⑤ 委託してよかったことについて（複数回答）

「公的機関であり安心して事業を任せられた」を挙げた団体の割合が最も高く、以下「会計検査対応を心配する必要がなかった」、「職員を新たに雇用する必要がなかった」、「高い技術力があり、品質の良い施設が出来た」、「事業に係る事務手続きをスムーズに行うことが出来た」等の順となった。



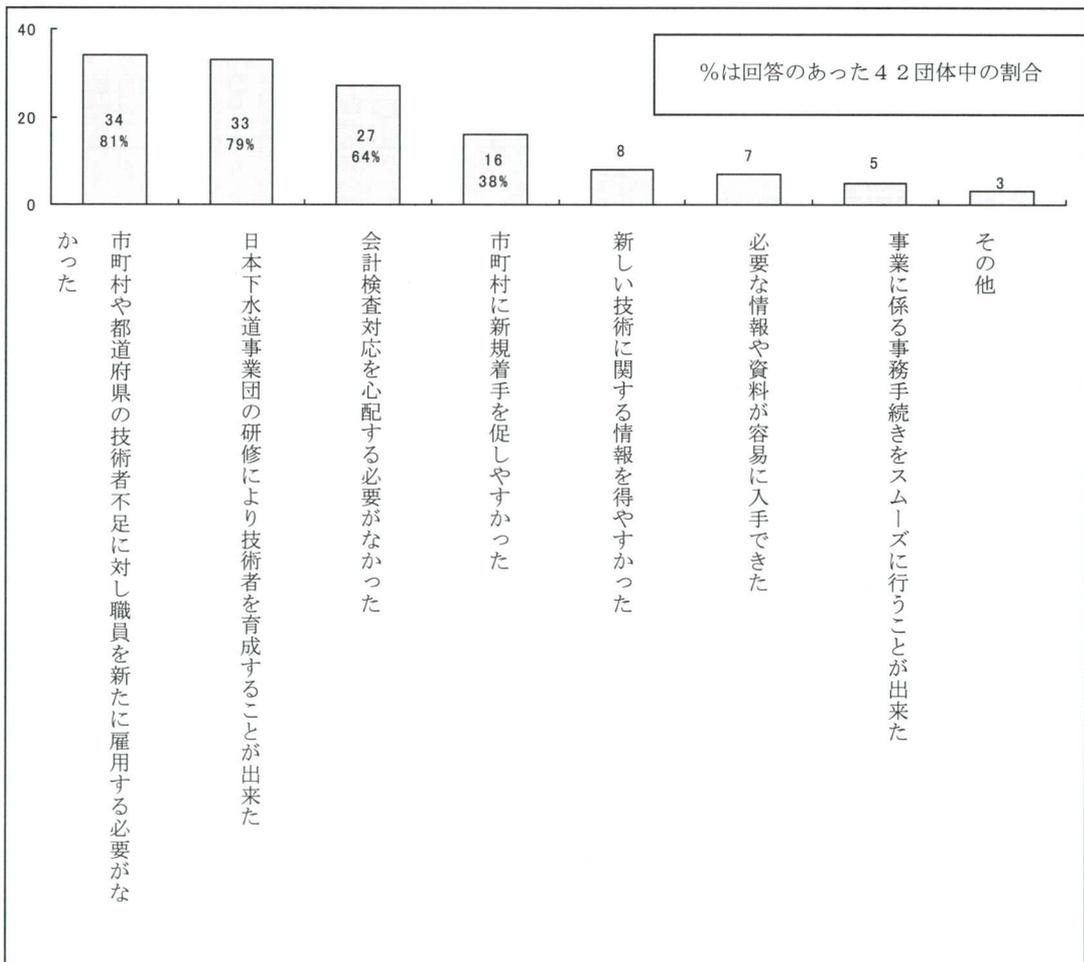
## ⑥ 委託して不満であったことについて（複数回答）

「地元業者が参入する機会が確保されなかった」を挙げた団体の割合が最も高く、以下「施設が高価となった」、「自治体の意向を十分反映してもらえなかった」、「事業に係る事務手続きが煩雑になった」等の順となっている。



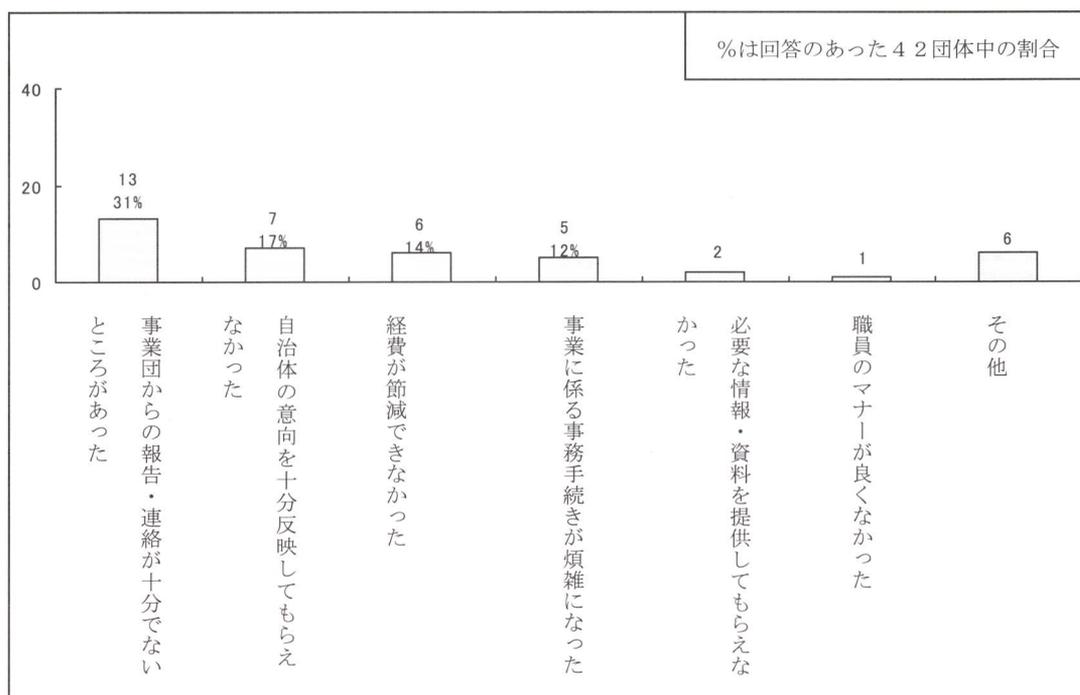
⑦ (都道府県のみ)市町村の下水道事業の推進に果たした役割に関し評価することについて

「市町村や都道府県の技術者不足に対し、職員を新たに雇用する必要がなかった」を挙げた団体の割合が最も高く、以下「日本下水道事業団の研修により技術者を育成することが出来た」、「会計検査対応を心配する必要がなかった」、「市町村に新規着手を促しやすかった」等の順となった。(複数回答)



⑧ (都道府県のみ)市町村の下水道事業の推進に果たした役割に関し不満であったことについて

「事業団からの報告・連絡が十分でないところがあった」、「自治体の意向を十分反映してもらえなかった」、「経費が節減できなかった」、「事業に係る事務手続きが煩雑になった」をあげた団体の回答が多かった。(複数回答)



## 7 日本下水道事業団法の一部を改正する法律案

特殊法人等整理合理化計画の具体化については、国土交通省が中心となり、新たな組織制度の検討を行うこととなった。整理合理化計画に示されたスケジュールによると、「原則として14年度中に法制上の措置その他必要な措置を講じ、平成15年度には具体化を図ることとする。」とされており、このスケジュールに沿った形で法制上の措置、予算要求等を考慮しながら諸々の検討が進められることとなった。

日本下水道事業団法については、整理合理化計画に従い、次のような所要の改正が行われることとなった。本法案は、平成14年10月18日に閣議決定の後、同日に召集された第155回国会に提出され、11月19日衆議院で、12月11日参議院でも賛成多数で可決、成立した。なお、決議に当たり附帯決議が附された。(後掲)

### (1) 日本下水道事業団に対する国の出資の廃止

- ① 日本下水道事業団(以下、「事業団」という。)に対する政府の出資を廃止すること。
- ② 事業団が保有する資産に係る減価償却の累計額の合計額に1/2を乗じて得た額については、政府の出資はなかったものとし、それにより減額された残りの政府の出資金は、政府の一般会計から事業団に対し無利子で貸付けられたものとする。

### (2) 事業団の役員に関する自主的選任等

- ① 設立にあたっての理事長又は監事となるべき者の国土交通大臣の指名を廃止し、設立当初の役員は、定款により定めること。
- ② 現在法律で定められている役員の定数、任期、選任方法等について定款により定めること。
- ③ 役員の定数及び任期に関する規定を廃止すること。
- ④ 理事長及び監事の国土交通大臣の任命を廃止し、事業団が役員を解任できることとするほか、役員の選任及び解任は国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないものとする。
- ⑤ この法律の施行の際現に事業団の役員である者は、その選任について、国土交通大臣の認可を受け、かつ、評議員会の議決を経た役員とみなすものとする。

## (3) 評議員会の位置付けの強化

- ① 評議員会の定数に関する規定を廃止し、定款で定めることとするほか、その構成員として、知事、市長及び町村長の全国的連合組織がそれぞれ推薦する知事、市長及び町村長を加えること。
- ② 定款の変更、役員を選任及び解任等の事項は、評議員会の議決を経なければならないこととするほか、評議員会は、理事長の諮問に応じ事業団の業務運営に関する重要事項を調査審議することとする。

## (4) 下水汚泥広域処理事業の廃止等

下水汚泥広域処理事業を廃止し、既設のものについては、地方公共団体に譲渡するまでの間、事業団において行うこととするほか、これに伴い、同事業に係る政府の補助金及び罰則等の適用について経過措置を講ずること。

## (5) 財務及び会計に関する国の関与の縮減

- ① 国土交通大臣の資金計画に関する認可及び財務諸表の承認を廃止すること。
- ② 事業団に対する国及び地方公共団体の債務保証を廃止すること。
- ③ 役員及び職員に対する給与等の支給の基準に関する国土交通大臣の承認を廃止すること。
- ④ 財務大臣との協議に関する規定を廃止すること。

## (6) 会計検査院の検査

会計検査院は、必要があると認めるときは、事業団の会計につき、国の補助金が交付される事業を受託して行う業務に係る会計を検査することができるものとする。

(7) この法律は、平成15年10月1日から施行すること。

## ○附帯決議

—衆議院の附帯決議（抄）—（平成14年11月18日衆議院特殊法人等改革に関する特別委員会）

政府は、右各法律の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

## (5項目 略)

- 一 独立行政法人等への移行に当たっては、これまで維持されてきた当該特殊法人等の職員との雇用の安定を含む良好な労働関係に配慮すること。

## —参議院の附帯決議（抄）—（平成14年12月10日参議院国土交通委員会）

現行の特殊法人等については、設立当時の社会的要請を概ね達成し、その役割が低下していること等が指摘されていることから、新法人への移行後も、財政支出を含め、事業の徹底した見直しを行い、適時、業務の必要性及び組織の在り方について、検討を加えるべきである。

このような状況を踏まえ、政府は、各法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

（第三項、第五項、第八項及び第九項 略）

- 一、独立行政法人等への移行に当たっては、自立的、効率的に運営を行うという制度改革の趣旨が十分発揮されるよう、政府の関与や規制を極力排し、その運用に万全を期すこと。
- 二、独立行政法人等への移行後においても、事務・事業や組織の見直しを行い、経営の一層の合理化、効率化に努めること。
- 四、独立行政法人等の長及びその他の役員の選任においては、適切な人材が広く内外から起用されるよう、十分配慮すること。
- 六、独立行政法人等への移行に当たっては、これまで維持されてきた当該特殊法人等の職員との雇用の安定を含む良好な労働関係に配慮すること。
- 七、日本下水道事業団の地方共同法人への移行に当たっては、下水道整備水準の地域格差是正に向けた事業展開を図るよう努めるとともに、整備率の低い地域においては、他の汚水処理施設を含め、その実施主体、整備手法等に関して地方の多様な選択が可能となるよう、積極的な情報提供と技術援助を行うこと。

## 8 結び

創設以来30年を迎えた日本下水道事業団は、変革の時代のなか、新しい組織として再生しようとしている。今回の改革により、国の出資の廃止をはじめとする財政的支援措置の縮減やエース事業の廃止が実施されることとなり、事業団にとっては、経営の自立化、組織体制のスリム化のための厳しい対応を余儀なくされる面もある。しかしながら、現在、行っている受託業務、研修業務、技術開発業務などについては、その必要性は認められたものであり、事業団は、下水道事業を行う地方公共団体の支援機関としてこれまでと変わることなくこれらの事業を通じて貢献していく使命を担っている。

どのような組織形態になろうとも、その使命・役割は依然として大きく、今後下水道整備の中心が中小市町村にシフトしていく流れの中、一層その重要性を増していくこととなろう。

さらに、より一層の信頼性の確保、資質向上のため、常に地方公共団体の声に耳を傾け、途切れることなく業務改革を進めていかなければならない。

## 第2編 事務所の10年

平成4年度から平成13年度までの事務所でのできごと



# 1 北海道総合事務所

## 1 受託工事の動向

この10年における道内の受託工事箇所数は、平成3年度から始まった道過疎代行事業を着実に受託してきたこともあり（38町村中JS受託35町村）平成4年度の23箇所から平成12年度の53箇所まで一貫して増加傾向にあった。

この間、下水道普及率は80%を超え、道内212市町村のうち農業・漁業集落排水を含めた生活排水事業の未着手市町村は14町村となり平成13年度以降の受託箇所数は減少が見込まれる。

今後は、既設処理場の増設や改築更新に向けての市町村の要望を反映した受託業務の増加が見込まれる。

## 2 北海道総合事務所が受けた組織表彰

### ① 平成9年度受賞の表彰理由

昭和54年10月に北海道工事事務所として設置され、昭和58年10月に道央工事事務所と統合されて工事監理業務に加えて設計業務を行なう総合事務所として改組された。これまでの建設実績は52施設にものぼり、各委託団体に対して疑問点・問題点を計画段階から維持管理段階までのサイクルに合わせて適切なアドバイスを行なってきたことにより、委託団体の厚い信頼を得、北海道における下水道事業の進展に欠かせない組織となっている。

また、積雪寒冷地と言う厳しい条件下のもと開設以来無事故・無災害で事業を推進してきている。さらに、小規模処理場における寒冷地仕様の諸基準策定にも多大の貢献をしており、これらが組織の模範として顕著な功績であった。

### ② 平成12年度受賞の表彰理由

平成12年3月31日突然の有珠山噴火に伴い北海道総合事務所は北海道下水道災害対策会議の構成員として、限られた人員と時間の中で被災調査等の積極的支援を急遽行なうこととなった。

被災した虻田終末処理場及び虻田トンネルは当事務所が委託を受け建設した経緯があり、同施設の災害復旧においては、緊急を要し復旧工事に専門的知識を有

することから、虻田終末処理場施設の復旧工事及び温泉地区仮設処理場（新設）について虻田町から委託を受けることとなり、現在の受託施設完成後も当事務所の技術的支援が要請されているところである。

このように、北海道総合事務所は、有珠山の火山災害に対し、その組織をあげて困難な業務を遂行しており、この行為は組織の模範として特に顕著な功績であった。

## 2 青森工事事務所

### 1 事務所の経緯と常設化

青森工事事務所の前身は、青森県岩木川流域下水道岩木川浄化センターの建設受託を受けた昭和56年、弘前市に設置された岩木川工事事務所である。当時は1現場1工事事務所体制であり、同浄化センター完成後は閉所、その後の馬淵川流域下水道馬淵川浄化センター、木造町木造浄化センターの着手・完成にあわせて、工事事務所の開所、閉所、東へ、西への引っ越しが繰り返された。

念願の常設事務所が現在の青森市に設置されるのは平成10年度のことである。当初は、三沢市、野辺地町なども工事事務所設置場所として検討されたため、現在の

「ねぶた」と、青森工事事務所のあるあいおい損保ビル（ねぶた後方の濃い茶色のビル）↓



青森市内で開所準備は同年8月初旬となった。

この時期、青森市は東北三大祭りのひとつ「ねぶた祭り」で賑わう。職員宿舍の確保もできていなか市内の宿泊施設は観光客で満杯、さらに工事事務所はねぶたの運行通り沿いにあるため、机等備品の搬入などもままならず野営覚悟の開業作業となった。

## 2 高瀬川水系中部上北共同整備事業

そんな苦労の末の初仕事は、高瀬川水系中部上北共同整備事業。七戸町をはじめとする中部上北地区の4町村に、4箇所の浄化センターと下水道管理センターの建設を行う下水道集団整備事業が始まる。同事業は施設の共同化、機器仕様の共通化を行いながら効率的な下水道整備をすすめるため、4箇所の浄化センター横並びの機器統一とともに、4町村と中部上北広域事業組合（4箇所の浄化センターの維持管理を実施）、青森県、JSの7者が定期的に協議会・幹事会を開催、遠方監視、移動脱水車のみならず、受益者負担金、普及向上のPR方法など幅広い内容について頻繁に意見調整が行われた。

平成14年4月、幾多の議論のすえ、4町村の公共下水道が一斉に供用を開始する。時を同じく近隣の八戸市では東北新幹線八戸駅が開業予定であり、さらに新青森までの延伸では七戸町に新駅の設置が決まっている。今後の期待大きな中部上北地区に、高瀬川水系中部上北共同整備事業もささやかながら貢献できるものと自認している。

## 3 岩手工事事務所

### 1 ペガサス採用第1号そしてJS受託施設1,000通水箇所

陸前高田市の陸前高田浄化センターでは、JSと民間企業で共同開発した処理方式のペガサス（硝化促進型活性汚泥法）を採用した第1号の処理場でした。滅菌方法も新技術の紫外線滅菌方式を採用する等、下水道新技術導入を積極的に行った。また、同センターは、JS受託建設施設の通水1,000箇所目に当たり、盛大な記念行事が行われた。

### 2 コスト縮減に向けた岩手工事事務所での取り組み

事務所では、旧設計一課と連携を密にして新技術の導入を図った。ひとつの例としては、ヴァールト脱水機を積極的に採用してのコスト縮減の取り組みがあげられる。

特に、前沢町下水浄化センターでは、ヴァルト脱水機だけの理由ではないが、当初の基本協定額の18億が12億に変更になり委託団体から喜ばれている。供用開始済の脱水機としては東北の先進地となっており、各地から見学者が多数訪れている。

このほか、九戸浄化センター、大迫浄化センター、二戸浄化センター等でも、認可を変更してヴァルト脱水機を採用し、当初の目的を達成している。

### 3 常設化の思い出

岩手工事事務所は平成5年4月に北上市に常設化されたのは、正にJS設立21年目であった。岩手工事事務所は、北上市にあり、10年近く経過した現在、いろいろな方から、「何故、常設事務所が盛岡市でなかったのか」と言われることがある。

当時の「受託工事計画表」を見てみると、5年度から9年度までの5カ年間には、盛岡市以北の計画は無かったことが明らかになる。もう一つの理由は、旧事務所が水沢浄化センターの現場内に在った関係で、職員宿舎も水沢市内が多く、常設化に当たり、宿舎の移動が困難であったことがあげられる。

常設化が検討された4年度には、旧事務所付近で場内整備の工事が始まり、事務所建物が邪魔になってきた。そこで、とりあえず水沢市内の物件に当たったが、適当な物件が見つからず、北上市内まで足を伸ばし、小さな不動産屋に入り情報のチラシを1枚もらい現地に行ったことを思い出す。当時、正に間仕切りの工事中であったが、家主は部屋が大きすぎて借り手が無いので、小割して貸そうとしての工事であったらしい。36坪、駅から近く値段も手ごろと踏んで、事務所長に連絡し、仮予約したのが現事務所である。

以来、約10年経ったが、景気回復のため下水道予算が増え、県内全域に亘っての仕事になった。この間、事務所でも大幅に仕事が増え、多忙極めた時期でもあったが、盛岡以北の個所は高速道路沿いの現場が殆どであったため、現事務所はインターに近くて助かった。また、それ以外の個所も現事務所からの交通利便が一番であったことは幸いである。

## 4 宮城工事事務所

### 1 事務所の変遷と常設化

宮城県内における、JSの受託第1号は石巻市東部下水処理場（現：石巻東部浄化センター）である。昭和52年10月に受託と同時に処理場建設予定地内の一角に石巻工事事務所を開設した。

54年、気仙沼市から受託したのを契機に宮城工事事務所に名称変更した。55年には、古川市師山浄化センターを受託し、57年、古川市に事務所を移した。59年に、初めて仙台市から福田町ポンプ場を受託したのを機会に仙台市に事務所を移転、この7年間に実に4回も工事事務所を移転した。

その後、61年から63年にかけて、仙台市、松島町、七ヶ宿町、宮崎町等の施設整備を受託し、業務は拡大の一途をたどった。平成元年3月、仙台市広瀬川浄化センターの受託を契機に仙台市中心部に事務所を移転、2カ所の貸しビルを転々として、4年4月、業務の全県展開に便利な現在の場所に落ち着き常設事務所とした。

### 2 県内の受託動向

常設となった宮城工事事務所は、宮城県、仙台市をはじめとした委託団体との連携した取り組みで、宮城県内の公共下水道普及に大きな力を発揮した。

当時の下水道施設整備は、都市部とその水源地など一部に限定されており、東北で最も普及率の高かった宮城県内においても、町村部への展開が大きな課題であった。県当局の全県を視野に入れた積極的な指導に呼応して、事業団としても支社計画設計課と工事事務所でチームを作り、未着手町村への啓蒙活動を繰り返し実施した。

結果として事業団は、多数の未着手町村の下水道基本構想を手がけ、最終的には県内単独公共下水道のほとんどの施設整備を担うこととなった。

宮崎町、七ヶ宿町など寒冷地における小規模施設の整備、矢本町宅地開発に伴うプレハブ式オキシデーションディッチ法による下水処理施設などで蓄積された小規模施設整備などの新技術が、後発となった町村施設設備に惜しみなく活用された。

また、広域公共下水道や広域汚泥処理など、自治体の枠にとらわれない効率的な施設設備のあり方について、県当局との連携のもと検討を重ね実現に努めてきた。併せて、宮城県内で初めてとなる汚泥焼却設備建設をはじめとして、国内で実証された様々な最新技術を提供してきた。

宮城県内の下水道普及率は、ようやく平成13年度末で66.3%に達したものの、地方公共団体の財政逼迫が今後の普及に大きな影を落としている。また、予想される中山間地と地方都市の人口減少が、今後の施設整備はもちろん、施設の維持管理のあり方を含めて、より効率的な技術の提供を求めている。

宮城県内に事務所が開設されて25年。現在地に常設移転して10年。この間、多くのJS職員が、下水道技術者のプロとして、委託団体の願いを実現するために働き、その役割を果たしてきた。この間蓄積された委託団体との信頼関係そのものが宮城工事事務所の歴史である。

## 5 秋田工事事務所

### 1 事務所の変遷と常設化

秋田工事事務所は秋田県からの委託による秋田湾・雄物川流域下水道秋田臨海処理センターの建設に伴い昭和53年に秋田湾を埋め立てた処理場建設用地内に設置された。

その後大曲市内に移設され、さらに平成元年、東北地区では初めて秋田市内に常設化され、また、平成10年に再度引越しを行い現在の場所に移転した。

現在の事務所は秋田駅から若干離れ徒歩で30分以上かかってしまうが、秋田県庁に向いたり、また車で工事現場へ行くための国道や秋田自動車道へのアクセスには大変便利な場所にある。この新居への引越しは翌月には秋田工事事務所としては6年ぶりの会計検査の受検、さらに事務所開設20周年式典開催準備の多忙を極める6月の暑い最中、職員が一致協力して行われた。

## 2 秋田県内での JS の活動と委託都市等連絡会議

JS が受託した秋田県内の下水道処理施設として、当初から約 10 年間は主に県の流域下水道に代表される標準活性汚泥法、その後、処理場建設は市町村へも広がり中小市町村に適した維持管理の容易な OD 法、接触酸化法の処理場を建設してきた。

また、近年では汚水処理に伴って発生する汚泥の処理・処分法として県内で初めて汚泥焼却施設（秋田湾・雄物川流域下水道臨海処理センター）の建設、さらに、特徴のある処理場建設の一例としては、環境に配慮した処理場として平成 14 年 4 月にハタハタ漁で知られる八森町において放流水によるハタハタの産卵海域への影響を考慮し、県内で最初の紫外線消毒法を採用した処理場を通水している。

JS の PR あるいは業務拡張のための活動として 12 年度からは地方公共団体と JS との相互理解を図る事を目的に「委託都市等連絡会議」を実施している。本年度で 3 回目となり、各回ごとに時々のテーマを決めて、技術開発部等の JS 他部所から講師を呼び、新技術等の紹介を行っている。出席頂いた自治体からは「厳しい財政の中でも、このような会議が秋田県内で開催されるなら出席し易い」、「技術的な内容を検討する真面目な会議である」という意見を頂き、好評である。

また、各自治体への訪問とともに、代々、日本下水道協会秋田支部で実施される各種事業に毎年参加、講演の機会を頂き、4 月の「秋田県支部定時総会」を始め 5 月の「市町村下水道主管部課長会議」そして 8 月の「下水道環境フォーラム」と続き、貴重な PR の場となっている。

工事事務所は県内地方公共団体に対して JS の窓口であり情報の収集とともに、地方公共団体が欲している情報を発信する重要な役割も担っている。また、委託団体の方々からの JS に対しての評価は好意的な内容ばかりでなく、JS に対する不満や改善要望事項をお聞きする事がある。そのような意見に対して真摯に受け止め、自治体から信頼される技術者集団に改善してゆく事が大事であると考えている。

## 6 山形工事事務所

### 1 事務所常設化の思い出

現山形工事事務所は、平成6年12月天童市駅西に常設化された。それ以前の事務所は、昭和63年11月に天童市交り江の民地に建てたプレハブ式の建物で5年ほど経過しておりかなり傷みが進んでいた。2百万円程の費用で建物を修理し常設化を図る方向で検討していたが、毎年修理費が掛かること、住宅区域内で仮設の建造物として申請していたことから計画は白紙に戻され、事務所を移転することとした。

事務所設置場所を県庁所在地の山形市内にするかあるいは天童市内にするか激論が交わされたが、その当時は、山形～天童間の道路事情が悪く通勤時の交通渋滞が凄まじかったことなどから、天童市内を探し適当な物件が無ければ山形市内とすることとした。

早速、不動産会社と交渉に当たった結果、天童市駅西の地に建貸し方式で建物を



山形工事事務所の開所式 ↑

新築することとなった。レイアウト・玄関のデザイン・建材の色を決めたり建前や開所式の準備等に奔走したことなど、今でも懐かしく思い出される。その当時事務所周辺は、開発に着手されたばかりの空き地だけであったが、今日では住宅が建ち並ぶ都会に様変わりしているようで驚いている次第である。

### 2 最上圏域下水道共同整備事業（下水道集団整備事業）

平成13年5月26日、最上圏域下水道共同整備事業の一部供用開始式が県並びに関連する1市4町2村の市町村長・議長・下水道担当課長臨席のもと、中核の新庄市浄化センターにおいて盛大に挙行された。

本事業は、最上圏域の新設の小規模処理場を対象に、既に稼動している新庄市浄

化センターで集中監視と水質分析を行い、汚泥については移動脱水車（全体計画時3台）を導入し共同処理する計画でスタートした。しかしながら当地区は、豪雪地域に立地し冬期間脱水作業ヤードの確保が困難なことや将来移動脱水車が老朽化した場合更新に係わる費用の負担が問題となり、下水道集団整備事業は実施を目前にして解消する寸前までに追い込まれた。その後、関係者各位が粘り強く協議を重ねた結果、移動脱水車を取止め多重円板外胴型スクリーンプレス脱水機（ヴァールト）を各処理場に設置することで下水道集団整備事業は再出発した。

建物の見直し等で工事着工や供用開始が遅れることとなったが、この間、例えば機器の仕様を統一するなど設計及び施工に係わる検討を十分行うことができ、下水道集団整備事業の技術的完成度を一層高めることに繋がった。さらに、自治体担当者は幾度かの試練を乗り越え下水道集団整備事業を推進してきたことで、自治体間の結束がより強まる効果も生み出した。

## 7 福島工事事務所

### 1 事務所の主な出来事

#### (1) 平成6年（1994） 事務所郡山市に常設

阿武隈川上流流域県中浄化センター内の現場事務所から常設化に伴い移転。全国都道府県のうち3番目に広い面積をもつここ福島県。工事監理や委託団体の要望に迅速な対応をとれること、下水協福島支部事務局を郡山市が担っている事などから、県下水道課、JS本社支社等とも十分調整をとった上で、東北道・磐越道の交差点郡山IC並びに郡山市役所からほど近い、ここ郡山市桑野に常設事務所を開設した。

#### (2) 平成8年（1996） Eコマース時代への突入

Eコマース等の社会的要因、情報公開等からJS全体でIT化が図られた。職員一人にパソコン1台・1アドレス時代に突入した。インターネットによる情報公開、eメールによる情報交換、建設CALS/ECへの取り組み等が可能となった。

### (3) 平成12年(2000) 福島工事事務所社内表彰

福島工事事務所開設以来20年超におよぶ福島県内における委託団体に信頼される業務遂行、5年以上にのぼる無事故無災害等、先人達の懸命なる努力が認められ、この年福島工事事務所は理事長表彰を受賞した。

## 2 事務所独自の取り組み

事務所開設20年を経過した平成12年度より、前年度比倍近い急激な業務量の増加かつ職員数減少に直面し、委託団体に従前に増して質の高い下水道施設を提供すべく事務所独自にいくつかの新たな事を考案、実施し現在も実施している。

### (1) 施工監理マニュアルの策定

工事監理に関して、職員一人一人が独自に工夫して実施している内容を文書化し、業務の省力化、技術並びに情報の継続性、統一化を図り、かつ質の向上につながる事を目途としている。

### (2) 施工学習会の実施

より品質の高い製品を自治体に提供すべく、当事務所管内の全請負業者を対象に、施工学習会を実施。

当事務所職員並びに支社職員で、下水道施設の建設に必要な土木・建築・建築機械・建築電気・機械設備・電気設備について、施工品質向上のための講義、討論を実施。

### (3) 委託都市等連絡会議の内容並びに名称の変更

従前までは、県の後援を受け、委託団体並びに県事務所、県公社に参加を呼びかけて下水道技術の勉強会を実施していたが、より多くの自治体と共に、下水道はじめ広く汚水排水処理に関する技術情報交換、勉強の場とすることを目標に、県の後援のもと、県、公社及び県内全市町村に参加を呼びかけて勉強会を実施。

## 8 茨城工事事務所

### 1 事務所の常設化

当事務所は、現在、茨城県庁の隣ビルで茨城県開発公社ビル4階に平成12年3月より構えている。

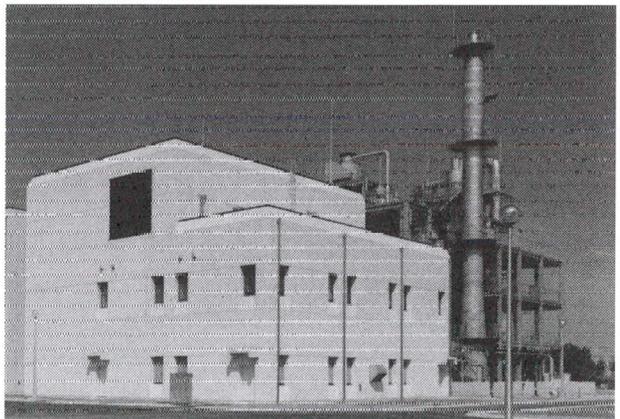
現在の場所に移転する前は、水戸市の赤塚に常設の事務所を置いていたが、かなり広いスペースであったため、業務量及び人員の減少に合わせて適切な面積の事務所として経費節減を図る必要があったこと。また、県庁が移転したことを理由として移転を決定した。

県庁の近くに事務所を置くことは、県との連携を強くし、また、公共団体の職員が事務所に寄りやすくなったことにより、さらにコミュニケーションがとりやすくなった。

### 2 県内の建設工事

茨城県内の建設工事としては、茨城県が広域汚泥処理処分体制の整備・推進として県北地域を対象として行っている那珂久慈ブロックの流域下水汚泥処理事業が代表的なものである。

ここでは、最新の流動床式汚泥焼却炉を採用し、下水処理過程で発生する脱水汚泥を、約800℃～



那珂久慈広域汚泥処理施設写真↑

850℃の高温で焼却させ灰化することで減量化し、環境保全を図っている。

県では、全国に先駆けて事務委託方式により、3市2組合と共同で広域汚泥焼却炉の建設を平成6年度から進めて平成10年度当初から供用を開始している。なお、現在は、流動炉（100t/日）1基が完成しているが、全体計画としては500t/日であるので今後も事業は継続されていく予定である。

現在、当事務所の受託工事箇所は、茨城県の県南地域に多くなっていることから常磐自動車道をフルに活用し現場監督に飛び廻っている状況である。

## 9 栃木工事事務所

### 1 事務所の常設化

当事務所は、現在宇都宮市内の中河原町に位置し、JR 宇都宮駅西口より徒歩 15 分、東武宇都宮駅からも同じく徒歩 15 分と非常に便の良い場所にあり、また栃木県



↑ 栃木工事事務所全景写真

庁や宇都宮市役所にも近いことから、県との連携が十分に出来る良さがある。

現事務所の常設化は、平成7年10月であり、それ以前は宇都宮市の田川第二処理場敷地内のプレハブ事務所で、交通機関も不便な所であった。

宇都宮市は、栃木県の位置としてはほぼ中心的な位置にあるため、当事務所が工事受託して行っている自治体（遠く北は那須町、南は足利市）にも約2時間以内で行けることは監督業務及び営業活動にも適している場所と言える。

### 2 県内の建設工事

本県では、JSが発足して以来、多くの事業を受託しており、初期に建設した施設の改築更新が増加している。

現在、受託して行っている工事で、特長的なものは高根沢町における汚水処理施設共同整備事業（MICS）を利用した遠方監視施設建設工事や栃木県より委託されて宇都宮市の南端に建設中の「下水道資源化工場（仮称）」で、工事は平成11年度より着工され14年度に竣工予定で鋭意工事が進められている。

下水道資源化工場は、今後、下水道の普及に伴って益々増大する下水汚泥量に対処するため、汚泥を資源として捉え、恒久的に有効利用を図ることを目的に計画されたもので、栃木県内の5流域7処理場をはじめ18の公共処理場から出される汚泥を溶融スラグ化して建設資材として有効利用を図ることを目的としている。

なお、今後も栃木県及び各市町村と連携を図り県内の下水道整備促進のため職員一同努力していきたいと考えているところである。

## 10 群馬工事事務所

### 1 常設化までの経緯

群馬工事事務所の前身は昭和56年に前橋市内に仮住まいをし、同年、県央水質浄化センターの敷地を一部に借りて「利根川工事事務所」として発足した。現在と違って現場内という事もあり、周りは田んぼで寂しい環境であった。そこで、事務所前に花壇を作り最初は色とりどりの花を植えていたが、「花より団子」の精神からナスやきゅうり、オクラ、枝豆、ミニトマトや葉野菜などの家庭菜園になってしまい、収穫時期には事務所で味噌汁や浅漬けなどにして食していたものである。

平成7年には、常設事務所として高崎駅前に移転した。当初は県庁所在地でもある前橋市内にという案もあったが、監督現場や交通の便利性などを考慮し、また面積や賃料などの条件から現在のビルに事務所を構えたところである。

当事務所は、高崎駅から徒歩3分のところに位置し、駅から近代的な高層ビル（高崎市役所）に向かって歩いていくと左側に「日本下水道事業団東京支社群馬工事事務所」の看板が目に入る。



群馬工事事務所全景写真 ↑

## 2 今後の取組み

昨年20周年を迎えた事務所である。この10年間、所長・職員が入れ替わり、職員それぞれが事務所を盛り立てたり、盛り下げたりで、現在は「あったか群馬」をモットーに、時には厳しく、時にはやさしく・楽しくと事務所の雰囲気大切にしている。

また、県の協賛を受けて開催した「技術連絡会議」は大盛況に終わった。しかし「JSとしての役割」をもっとアピールし、誰でも気軽に相談してもらえよう、アクティブにこれからも業務に取り組んでいきたいと考えている。

# 11 埼玉工事事務所

## 1 JS初の受託事業

当事務所は、事業団の前身である下水道事業センターが全国で最初の受託事業（川越市月吉ポンプ場の建設工事）を実施するため、昭和48年7月に川越市内に「埼玉工事事務所」を設置したのがはじまりである。

## 2 常設化までの経緯

県の下水道事業の本格化により、昭和51年に「西埼玉工事事務所」を飯能市内に、52年に中川流域下水道終末処理場建設のため、「中川工事事務所」を三郷市内に、56年には「北埼玉工事事務所」を深谷市内に設置し、受託工事が多かった51年から56年の間は、県内に三つの工事事務所があり、それぞれの地区を分担していた。

その後、事務所の統廃合を経て、平成6年7月に浦和市（現さいたま市）内に念願の常設事務所を設置した。

それまでは坂戸市内の処理場内に事務所を設けていた。しかし、最寄りの駅からは路線バスもなく、その上約4km弱と離れていたため、事務所へは、職員が時間を決めて改札口に集合後、駅前の駐車場から公用車で事務所へ出勤するという不便極まりない事務所であった。また、事務所周辺は畑が広がり、強風が吹くと事務所内

の机の上はうっすらと砂が積もり、拭き掃除をしなければ仕事が始まらない状態であったと当時の職員が回想していた。

### 3 現事務所への移転

前述の事務所移転後は、県庁への通り道筋にあったこともあり、委託団体、県庁並びにJSの職員が頻繁に訪れるようになり、情報交換等が以前にも増して増えたこととは言わずもがなである。

しかしながら、受託事業費の減少による経費縮減の一環として、平成13年3月に戸田市内のJS情報センターの2階に移転し、現在に至っている。

JSを取り巻く環境は、より一層厳しくなることを事務所職員一同が肌で感じている。今後は、以前にも増して県内の未着手自治体への下水道の整備促進に努力してまいる所存である。

## 12 千葉工事事務所

### 1 常設化までの経緯

当事務所の前身「江戸川工事事務所」は、江戸川左岸流域下水道第二終末処理場の現場事務所として昭和50年5月、建設用地内に開設された。

その後、処理場の建設工事の進捗に伴い、事務所用地が場内整備工事されることとなり、また、委託団体数の増、さらに事務所の常設化の対応などから移転が検討された。

移転先の選定にあたっては、アクセス面から県庁近傍で委託団体等が来所しやすく、かつJS監督職員が現場に行きやすい所で選定していた。当初、幕張新都心でビルの一角を交渉していたが、料金面においてどうしても折り合いがつかず躊躇していたところ、ひと駅隣の地区センタービルでテナントを募集していることを知り、当たって見ると、駅より徒歩3分、賃料も安価で、交通アクセスも高速道のインターに5~6分と近い。また、決め手となったのは、業務に欠かせない連絡車の駐車料

金が非常に安価であったことなどから、この場所に平成8年10月1日事務所を開設した。現在、事務所職員は県下一円、遠い現場でも約2時間以内での監督業務と、営業活動など積極的に対応している。

## 2 県内の受託事業

一方事業は、江戸川第二終末処理場の高度処理施設（建設中）を始め、九十九里海岸の南側に位置した農村地帯でもある長生村浄化センター（供用開始：平成9年10月）、観光地でもある市の景観を損なわずかつ住民の意見を考慮した南欧風の館山市鏡ヶ浦クリーンセンター（供用開始：10年4月）、船橋市の2つ目の大規模処理場でもある高瀬下水処理場（供用開始：11年4月）、九十九里海岸の北東部に位置する旭市浄化センター（供用開始：12年3月）、千葉市の大規模な雨水ポンプ場（供



↑ 館山市鏡ヶ浦クリーンセンター  
（紺碧な海とマッチした南欧風の処理場）

用開始：14年4月）、木更津市・関宿町の汚水ポンプ場の供用開始、さらに新規受託で、大幅なコスト縮減となった君津・富津一部組合の雨水沈殿地建設工事（13年度着手）など、多岐にわたる事業を展開している。

今後とも県との連絡を密にし、県下の下水道整備の普及促進に向け、なお一層の努力と、県民の福祉向上と環境対策等の解決に寄与して参る所存である。

## 13 東京工事事務所

### 1 事務所の経緯

当事務所は、東京都小菅処理場の現場事務所として昭和50年11月に開設され、その後、森ヶ崎処理場や南部汚泥処理プラント、森ヶ崎処理場に併設する東糞谷ポンプ所など区部をはじめ、町田市では町田下水処理場、鶴川第二下水処理場、八王子市では北野下水処理場、由井幹線、また、東京都の水源地である山梨県丹波山村や小菅村の浄化センターなどを手がけてきた。

### 2 現在の受託事業

現在施工中の施設としては、区部では東品川ポンプ所、勝島ポンプ所、さらに町田市町田下水処理場の改築更新、八王子市北野処理場の増設を行っている。

#### 《東品川ポンプ所》

当ポンプ所は、天王洲アイルの一面に位置し、目黒川下流（品川区、港区、目黒区の一部地域）の浸水被害の防止や東京湾の汚濁防止対策を目的とした雨水貯留池を併設した施設。設計当初からコスト縮減に力を入れ、約10m程度床付け位置を浅くする工夫がなされている。

#### 《勝島ポンプ所》

当ポンプ所は浸水被害の防止を目的とした施設である。現場が羽田モノレールに隣接し、首都高速1号線をまたぐ地形で、かつ埋立地であることから、細心の注意を要する施工箇所である。

#### 《町田市町田下水処理場・鶴見川クリーンセンター》

町田市とJSとの関わりは古く、JSの前身、センター時代まで遡る。昭和48年6月に最初の協定が結ばれ、平成15年で30年になる。現在の町田処理場は更新時期に入り、処理場を稼働させながら設備の更新を行っている。一方、稼働時期の若い鶴見川クリーンセンターでは増設工事中である。

#### 《八王子市北野処理場》

八王子市も町田市と同様にJSとの関わりは古く、やはり更新時期を迎えており、

現在、汚泥処理施設の更新を行っている。

### 3 事務所の現況

東京工事事務所はJR品川駅港南口から5分ほどの芝浦処理場の敷地内にある。朝や夕方には最終沈殿池で水を浴びる水鳥の姿も見受けられる。田町や浜松町のビル群や東京タワーを背景に、水鳥にとっては都会の中のオアシスともいえるであろう。



↑ 芝浦処理場から当事務所越しに見る品川のビル

## 14 神奈川県工事事務所

### 1 事務所統合

当事務所は、平成13年4月1日付けで従来の旧東・西神奈川県工事事務所が統合し発足した。事務所は、JR新横浜駅近郊に位置し、2002年サッカーワールドカップで決勝戦が行われた横浜国際総合競技場が見える場所にある。

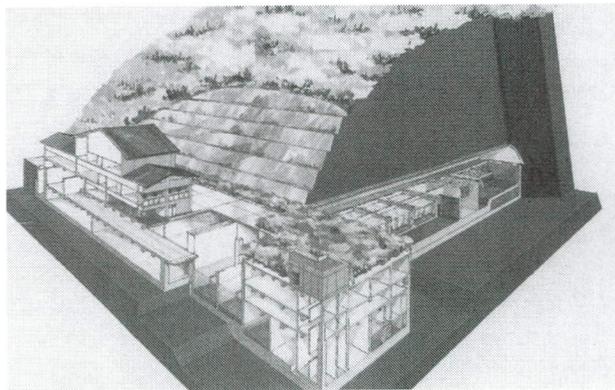
### 2 代表的受託施設

当事務所の受託した特徴のある施設を2例ほど紹介する。

#### (1) 葉山浄化センター

葉山浄化センターは、葉山町から受託したもので、旧西神奈川県工事事務所の代表的な施設である。

葉山町は、海洋性リゾート地で



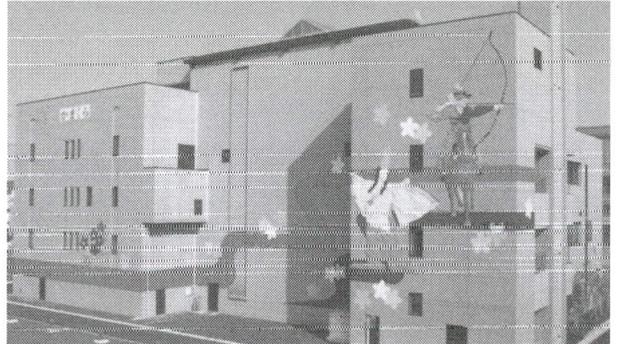
↑ 葉山浄化センター

海とのつながりが深いこと、処理水を河川上流から放流することで河川水量の減少を補い清流を取り戻すことなどに配慮し、山間部にトンネル方式で浄化センターを建設している。

## (2) 山崎水質浄化センター

山崎水質浄化センターは、鎌倉市から受託したもので、旧東神奈川工事事務所の代表的な施設である。

この施設は、下水道事業のイメージアップとPRをかねて焼却設備棟の東海道線側側面に鎌倉市の代表的行事の一つである「流鏝馬」と「静の舞」そして、市の花のリンドウをあしらった、長さ50m 高さ20mの壁画を掲げた施設で、東海道線の利用客にひとときのやすらぎを与える知る人ぞ知るビューポイントとなっている。



↑ 山崎水質浄化センター

## 15 新潟工事事務所

### 1 この10年の新潟工事

事業団設立20周年の平成4年、新潟県下の下水道普及率は20.0%であり、全国平均の45.0%と比較すると、はなはだ低いものであった。しかしながら、13年度末の下水道普及率は47.2%になり、全国平均の65.3%に比べれば、なお差はあるが、県の強力な指導により着実に追い付きつつあるといえる。

この間、JSは、三条市終末処理場（標準活性汚泥法 処理能力 4,345m<sup>3</sup>/日）、村上市村上浄化センター（標準活性汚泥法 処理能力 3,300 m<sup>3</sup>/日）、糸魚川市糸魚川浄化センター（標準活性汚泥法 処理能力 2,350 m<sup>3</sup>/日）、湯沢町浅貝浄化センター（OD法 処理能力 411 m<sup>3</sup>/日）、湯沢町土樽松川浄化センター（OD法 処

理能力 1,050 m<sup>3</sup>/日)、津南町津南浄化センター (OD法 処理能力 1,700 m<sup>3</sup>/日)、栄町栄浄化センター (OD法 処理能力 1,250 m<sup>3</sup>/日) の新規処理場建設を受託し通水させた。そして14年夏には、中郷村中郷浄化センター (OD法 処理能力 1,650 m<sup>3</sup>/日) の通水も完了させた。また、同じ期間に柏崎市自然環境浄化センター、十日町市下水処理センター、栃尾市終末処理場、上越市終末処理場、加茂市浄化センター、新井市浄化センター、湯沢町湯沢浄化センター、糸魚川市糸魚川浄化センター、中里村中里浄化センター、村上市村上浄化センターのそれぞれにおいて処理能力向上のための増設工事も受託し完成させた。いずれの施設も、新潟県の豊かな自然と調和し、かつ維持管理コストの低減を意識した設計コンセプトとアフターケアの充実により我々に対する着実な信頼感を得ているように感じられる。

## 2 常設事務所の設置

また、平成6年には県内の拠点としての事務所を三条市内に常設したが、気兼ねなく立ち寄れることや連絡が容易に取れるようになること等、団体からは非常に好評である。平成11年からは、毎年、当事務所が主催する「下水道講演会」を開催し、事業団の開発した新技術を始めとする下水道関係情報の紹介を行うと共に県内各団体からの質問・要望に答える等、双方向の交流を図っている。



↑ 新潟工事事務所

このような取り組みによって、「水環境」に対する住民意識の向上及びライフラインとしての下水道整備を求める県民の声に応じて進める県の施策実現の一翼をこの10年担ってきた。今後もこれに加え汚泥処理も含めた環境への負荷の少ない循環型社会の実現を目指す新たな県の施策の一翼を積極的に担い続けたいと考えている。

## 16 北陸工事事務所

### 1 富山県及び石川県の下水道整備

北陸工事事務所の所管する富山県及び石川県の下水道整備の歴史は古く、昭和24年の高岡市に始まり、昭和27年富山市、昭和34年新湊市、昭和37年に金沢市で着手され、現在では、実施率は実質100%である。

富山県では、小矢部川、神通川等、白岩川・上市川において流域別下水道整備総合計画を策定し、他の汚水施設との合理的な整備を図るため、下水道整備区域の設定及び適正な整備手法の選定等を行う全県域汚水適正処理構想として、「全県域下水道化新世紀構想」が策定され、①集合処理区域・個別処理区域の設定②集合処理区域における整備手法の選定③整備構想の検討を実施し、事業を推進している。

石川県では、「石川県下水道整備構想エリアマップ」を策定し、効率的な事業の執行を図りつつ、社会情勢の変化に伴うニーズの変更などもあり、改めて「石川県汚水適正処理構想エリアマップ」を策定し、①下水道等の整備を計画的かつ効率的に整備できる②下水道等に関する長期目標を把握できる③下水道等の事業の実施の際に事業間の調整を容易に図ることができる④広域的な視点に立った事業の推進が図れる、などの効果をあげ、事業を推進している。

平成12年度末の下水道整備状況を見ますと、富山県の処理人口普及率は59%、石川県では57%であり、全国の処理人口普及率の62%には若干届かないものの、都道府県別順位は上位につけております。

### 2 北陸工事事務所の経緯

北陸工事事務所は、昭和54年8月に氷見市浄化センターの建設工事の委託を受け「富山工事事務所」を開設し、その後、平成2年4月に、昭和56年11月から石川県松任市に開設していた「石川工事事務所」と合併し、現在の「北陸工事事務所」として高岡市二上浄化センター内に平成9年4月に常設、平成13年3月には高岡市駅南に事務所を移し、現在に至っております。

### 3 北陸工事事務所の働き

過去22年間には、34の委託団体59箇所（富山県内36、石川県内22、岐阜県内1）の終末処理場、ポンプ場、幹線管渠の施設の工事を施工してきたが、ここ10年間では富山県および石川県下水道課との調整や富山県内はもとより、下水道整備の遅れていた石川県能登地方の業務を推進してきた。

また、汚泥溶融処理施設や汚泥焼却施設の建設をはじめ、汚泥の有効利用や処理水の消雪水としての利用並びに熱エネルギーとしての有効利用事業など、富山県、石川県の下水道整備事業のお手伝いをしてきた。

今後は、建設工事の監督業務だけでなく、管内の地方公共団体のために、JSの設置目的である地方公共団体の代行業務としての役割として、事務的な手続きや供用開始後の維持管理の助言、既設処理場の高度処理化や汚泥処理などの新技術の情報を提供し、人と水のかかわりを考え、健康で快適な街づくりに貢献していきたい。

## 17 長野工事事務所

### 1 長野オリンピックと下水道整備

これまで長野県内の下水道整備状況は遅れていたが、平成10年2月開催の長野オリンピックに向けて、他の公共事業と同様に下水道事業も急ピッチで進められた。現在では、120市町村中事業予定の93市町村の全てで着手済みである。

これに伴って、事務所管内の受託箇所及び事業費ともに平成5年以降特に著しい伸びを示し、11年度には過去最大の事業費で330億円にも達した。

### 2 県内の施行管理

長野県は南北に細長く、木曾山脈、美ヶ原高原、戸隠山などの大きな山地が横たわり、間を信濃川、天竜川、木曾川と大きな川が流れ、東西の連絡路が乏しい複雑な地形をしている。県内は北信、東信、中信、南信と四つの地域に区分されており、事務所・出張所を各地区に配置して効率的に施工管理できる体制をとってきた。

### 3 新技術を取り入れた施設

過去10年間で供用開始した処理場は数多く処理方式も様々であるが、新技術の導入に、積極的に取り組んだ所である。

諏訪湖流域豊田処理場では、諏訪湖の浄化をさらに促進するために高度処理施設の一部が稼動している。また、焼却灰を熔融しさらに結晶化して建設資材等に製品化する「熔融結晶化炉」を導入している。中野浄化管理センターでは、廃おが粉を炭化し、汚泥に混ぜてコンポスト化する技術を導入している。

川西広域処理場で「汚泥炭化処理施設」を建設し、炭化汚泥が様々な用途に利用できることを期待している。

## 18 静岡工事事務所

### 1 CALSの導入と業務効率化、コスト縮減

静岡工事事務所の管内は東西約160km、南北約110kmで、工事現場は東西・南北に分散している。静岡工事事務所は県のほぼ中央にあり、現場までの移動時間がかかり、又一人当たりの担当箇所が多く、十分な監督業務が困難となっている。このため平成10年度に建設CALS対象モデル工場の認定を行い、「LotusNotesDB」方式（パイロット指定工事：工事着手から完成までを電子化し事業団のファイルに蓄積する方法）と「e-mail+電子印章」方式を試行的に実施した。その結果、現場における実施可能な方法として、請負業者が安価で直ちに導入できる「e-mail+電子印章」方式を用いた簡単な方式を11年度より導入し、業務の効率化、コスト縮減を行っている。

### 2 処理場の紹介

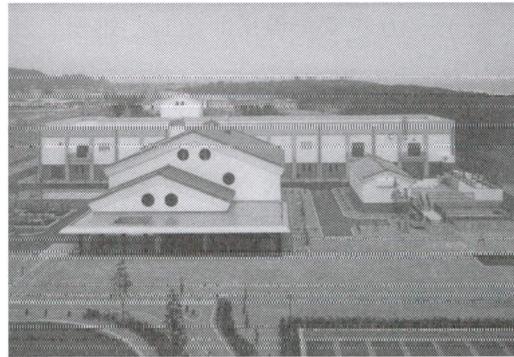
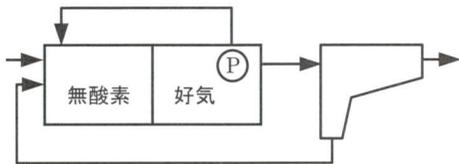
静岡県には汽水湖である浜名湖がある。閉鎖性水域である浜名湖の水質保全のため周辺市町村は窒素、リンの高度な除去に対応する施設を建設している。受託した

処理場のうち特殊な処理法を採用している最近通水した「湖西市湖西浄化センター」と新居町「リュミエール新居」の2つの処理場を紹介する。



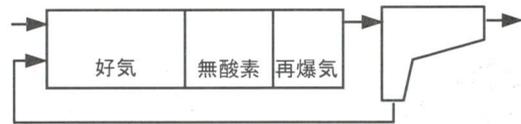
湖西浄化センター

処理方式：凝集剤併用型  
循環式硝化脱窒法



リュミエール新居

処理方式：凝集剤併用型硝化内生脱窒法



## 19 東海総合事務所

### 1 東海三県の受託事業の特徴

東海総合事務所は、愛知、岐阜、三重の3県の受託工事の設計及び工事監督管理を所掌している。次に東海3県の受託事業の特徴を記する。

#### (1) 愛知県

流域及び高度処理を行う比較的大規模な活性汚泥法の処理場、雨水ポンプ場の受託箇所が多いが、近年は小規模処理場の受託もある。

#### (2) 岐阜県

中小規模の処理場を中心として受託箇所が多く、それぞれの自治体のニーズに応じて種々の処理法を採用している。

#### (3) 三重県

流域を除き主として中小規模の処理場であり、湾内の水質保全のため高度処理を行う処理場が多く見られる。

## 2 平成12年9月東海豪雨の災害支援

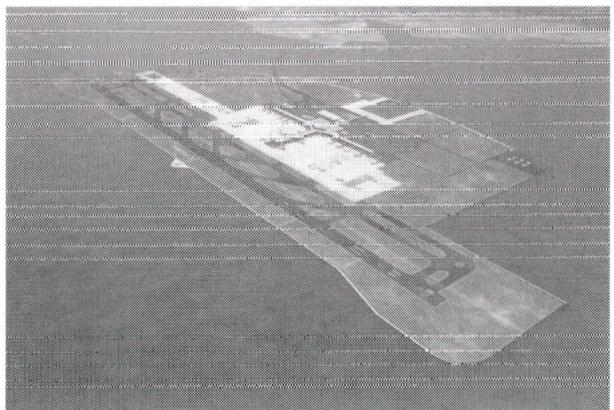
平成12年9月11日から12日にかけて東海地方を襲った集中豪雨は、名古屋地方気象台の観測で、時間最大雨量93mm、総雨量567mmとなり、新川左岸の破堤、内水氾濫のため多くの浸水被害を出した。東海豪雨により被災した下水道施設のうち、西枇杷島町の小場塚ポンプ場と二ツ杵ポンプ場、新川町の堀江ポンプ場と豊田川ポンプ場において、災害復旧支援を行った。この業務に対し平成13年11月に事務所表彰を受けた。

## 3 東海総合事務所業務体制の見直し

東海総合事務所では、発足以来技術職の課長は設計施工監督を分担しており、徐々に担当箇所を減らすように努めてきたが、事業量の増大と職種毎の全体業務把握の必要性から、平成9年度より全ての課長を直接の担当箇所を持たない各技術職の統括者とした。この業務見直しにより、その後の、PM制の事務所への適用が比較的容易となった。

## 4 矢作川浄化センター建設で全建賞受賞

平成4年度に、愛知県矢作川・境川流域下水道（矢作川処理区）建設事業で全建賞を受賞した。愛知県内で最大規模の流域下水道の建設にあたり、JSを含めた技術の高さが評価された年となった。



↑ 中部国際空港完成予想図

本空港の開港へ向けて、常滑市常滑浄化センターの増設、空港島中継ポンプ場、空港島污水幹線の建設を行っている。

## 5 大規模プロジェクト関連下水道の受託

東海総合事務所管内では、現在、中部国際空港及び愛知万博の大規模プロジェクトが進行している。中部国際空港（セントレア）とそれに伴う新規開発区域の汚水処理は、常滑市常滑浄化センターで行うこととされ、平成14年からは空港島中継ポンプ場の建設、浄化センターの増設に着手し、17年の中部国際空港開港に備えることとしている。愛知万博（愛・地球博）の汚水の受入れについては、14年より長久手町長久手浄化センターの増設を行い、愛知万博の期間である2005年（平成17年）3月25日～9月25日の間汚水を受け入れる計画である。

## 6 東京支社と連携した新たな業務掘起し

委託団体の新たなニーズとして、全体計画の見直しを含めた改築更新、処理の高度化等の業務の要請があり、平成13年度より東京支社技術援助課、計画設計課と東海総合事務所が連携して今後必要性が高まる分野として取組んでいる。

# 20 福井工事事務所

### 1 主な業務上の出来事

この10年の間の主な出来事は、右表のとおりである。中大規模の処理場においては、標準活性汚泥法、中小規模の処理場においては、オキシデーショondiッチ法、プレハブ式オキシデーショondiッチ法等を採用するなど、地域の特性に合致した処理法を採用、7町9浄化センターの通水を実施してきた。

【福井工事事務所の主な出来事】

年度	記 事
H4年度	南条浄化センター通水 武生市家久浄化センター改築更新開始
H5年度	清水西部環境センター通水
H6年度	織田浄化センター通水 美浜浄化センター通水
H8年度	清水東部環境センター通水 上中町熊川浄化センター通水
H10年度	高浜せゝらぎランド通水 せゝらぎランド和田ポンプ場供用開始
H11年度	上中町三宅浄化センター通水 小浜北部ポンプ場供用開始
H13年度	美山町羽生浄化センター通水

## 2 トピック

主なトピックとしては、回転生物接触法を採用した永平寺町の中央浄化センターの、最後の回転円盤の増設が平成9年度末に完了したことにより、永平寺町公共下水道処理場が100%完了したこと、近年では大規模なものとなる、高浜町せらぎランドの通水が行われたこと、及び美浜町羽生浄化センターにおいて多重円板外胴型スクリーンプレス脱水機（ヴァールト脱水機）を採用したこと、などが上げられる。

特に、高浜町せらぎランドについては、造成工事中に「カモシカ」が現れるなど、豊かな自然が残されている一方で、放流先の青戸入り江が閉鎖性水域であり、かつ、関西方面からの海洋レジャーのメッカであることなどから、富栄養化及び水質悪化が懸念されていたものである。そこで、生物学的リン除去及び窒素除去プロセスを組み合わせた、嫌気無酸素好気活性汚泥法を県内で初めて採用し、放流水の窒素及びリンを低減するとともに、処理水全量を対象とした砂ろ過施設を導入、高度な処理水を確保することにより、水質保全と富栄養化の改善に大いに期待されているところである。

## 3 改築・更新事業の受託と事務所の役割

昭和51年に当事務所第1号の工事として着工、55年に供用開始した家久浄化センターの既存施設の改築・更新を平成4年度から開始するなど、当事務所管内の状況は、この10年の間に、施設の新設工事を中心としたものから、施設の増設、さらには、既存施設の改築・更新へと、大きく変貌を遂げてきている。かかる状況においては、これまで以上に各自治体の要望をじゅうぶん把握し、その要望に応えていくことが最重要課題であり、また、工事施工においては維持管理サイドの協力と理解が必要不可欠である。職員一同、管内の下水道整備を支援していくため、鋭意努力していく所存である。

## 21 琵琶湖工事事務所

琵琶湖工事事務所は、この10年間において、4浄化センターを供用開始するとともに、琵琶湖流域下水道の各浄化センターの施設増設にも着手している。

- 1) 平成5年4月 志賀町特定環境保全公共下水道志賀町南小松浄化センター  
(フレックスプラン) 供用開始

同浄化センターにおいては、単層式嫌気好気法（ツービート法）を採用することにより、高度処理（窒素及びリン除去）を行っている。なお、13年度からは、同地内で中継ポンプ場を受託・建設しているが、比良山麓複合扇状地と呼ばれる複雑で透水性の高い地質と、高い地下水位、及びJR湖西線近接という悪条件が揃う中、慎重かつ迅速に工事が進められている。（中継ポンプ場は15年度通水予定）

- 2) 平成8年9月 琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター焼却溶融炉  
(120t炉) 運転開始

汚泥発生量の増加に対応するため、稼働中の1号炉（40t炉）に引き続き、受託・建設したものである。（溶融スラグについては、インターロッキングブロックなどのコンクリート2次製品や関連公共下水道の埋戻材として、全量有効活用されている。）

- 3) 平成11年9月 琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター4系列工事開始

同浄化センター内では、8年度から11年度にかけて、超高度処理（凝集剤添加ステップ流入式多段硝化脱窒法、砂ろ過＋オゾン酸化＋生物活性炭ろ過法）のパイロットプラントによる調査が行われ、現在、琵琶湖流域下水道各浄化センターの水処理施設の増設については、凝集剤添加ステップ流入式多段硝化脱窒法が採用されている。当該処理施設の増設工事も、超高度処理に対応したものである。

矢橋帰帆島の埋立地盤と高い地下水位における施工となるため、高度な技術を要するもので、元々、施工管理には細心の注意を要するものであるが、さらに、稼働中の処理施設が隣接する中、20を超える施工業者が、ひしめき合うような状態で工事を施工することとなったため、工程調整・施工管理は困難を極めた。そのうえ、浄化センター見学者も多く、また、近接する未施工区域は公園利用され

ており、施工業者のみならず一般者の安全への配慮も怠ることはできない。委託団体（滋賀県）及び施工業者は言うにおよばず、さらには、浄化センターを管理する(財)滋賀県下水道公社とも、日々連絡を密に取り合い、万全を期している。

（14年度通水予定。）

3) 平成13年4月 琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター汚泥炭化炉運転開始

4) 平成14年3月 琵琶湖流域下水道東北部浄化センターB-1系列増設工事完成

琵琶湖流域下水道4処理場中、唯一、琵琶湖から少し離れた山中にある処理場であるが、自然含水比が最大600%近くに達する、9m程度の腐食土層からなる大変な軟弱地盤にある。さらに、JR東海道本線から近接するという条件下、施工管理には細心の注意を要した。そのうえ、流入する汚水量の伸びが大きく、工事の遅れは許されなかった。そのため、慎重かつ迅速に施工されるよう留意した。

なお、本系列における地盤改良工事は、当事業団で初めて契約後VEが採用されたものの一つであり、約9千万円の工費の削減、約1ヵ月の工期の短縮、及び使用土量の削減、及びJRへの影響の軽減等、多大の成果が得られた。

## 22 京都工事事務所

### 1 工事事務所の沿革

京都工事事務所は、昭和50年（1975年）に桂川工事事務所を京都市伏見区の建設現場に開設したのを始まりとし、平成5年に京都市中京区に移し、現在に至っており、14年で28年目となる。所管区域は府内全域であり、北は日本海に面する網野町・久美浜町から南は奈良県・三重県に近い和束町まで南北直線距離にして130kmの広い範囲で事業を展開している。

### 2 京都府の下水道

京都府の下水道普及率は、平成13年度末現在で82%であるが、その内京都市（99%）を除くと62%であり、特に町村の普及率は45%と低い状況である。府下で

は、京都府未来下水道計画—いろはプロジェクト—、並びに10年度に策定された水洗化総合計画98に基づいて事業が推進されている。

### 3 京都府下の受託工事について

平成4年度から平成13年度の10年度間では、終末処理場26箇所、ポンプ場6箇所、排水機場1箇所、幹線管渠4箇所の計37箇所で、委託団体は京都府、京都市、舞鶴市、綾部市、宇治市、亀岡市、長岡京市、宇治田原町、木津町、加茂町、和束町、京北町、八木町、丹波町、日吉町、瑞穂町、三和町、大江町、網野町、久美浜町、峰山・大宮公共下水道組合の1府、6市、13町、1組合の計21団体から受託実績がある。

### 4 特色のある工事

#### 1) 京都市吉祥院処理場オゾン反応槽防食工事

京都市内では染色工場が多く、ここからの着色された排水を脱色処理する必要がある。平成8年度に供用された反応槽施設のオゾンなどによるコンクリート面の劣化が激しく、平成12～13年度に防食工事を行ったものである。

特徴としては、あまり例のない5層防食(E種)を行い、今後約10年間(防食指針での目標)の維持管理に万全を期そうとしたことである。

#### 2) 長岡京市今里雨水貯留幹線(シールド工事)

長岡京市街地での浸水対策として、府道の下に延長793m、内径3.75mから2.0mの雨水幹線シールド工事(貯水量6,700ト)を平成13年度から工期3か年で施工する。工区内に阪急軌道があり、制限を受けるため、その区間を親子シールドマシンにて断面を小さくして通過する工事で、万全で細心の対策を必要とする。

### 4 今後の展望

府下には7町村の未着手自治体がある。又、府下の人口の少ない市町村の下水道普及率(40%)の状況を見ると、今後の課題として残る新規事業並びに供用中の処理場の増改築事業、市街地の浸水対策事業などの受託が挙げられる。

府域の下水道事情も、新規建設から増設・改築へと転換期に入ってくる中で、普及

率が向上するにつれて下水汚泥の発生量も増加する。今後環境に配慮した汚泥の減量化、資源化などにむけた取り組みも必要となってくる。

最近では、自治体からコスト・工程・品質のより一層の効率的な管理を要求されている。

今後の事業推進に当たっては、自治体からの多様なニーズに迅速にこたえ、信頼される事務所をめざし、これまでより、より効率的に下水道の建設・維持管理ができるよう心がけて、「よいものづくり」を目指して行きたい。

## 23 大阪湾工事事務所

### 1 大阪湾工事の設置と現在の所掌範囲

昭和51年（1976年）、大阪府忠岡町・岸和田市の先の大阪湾海上での南大阪湾岸流域下水道の処理場の埋立工事から業務を開始した大阪湾工事事務所は、それから25年以上の年月を経て、現在当事務所は大阪府下、及び和歌山県全域を担当する工事事務所となっている。

### 2 大阪府下の受託の動向

この10年は、全国の下水道事業の円熟期とも言える時期であり、下水道の普及が飛躍的に伸びた。その中で、大阪府下における受託事業も、スタート当時の大規模流域下水道から、関西国際空港に近い泉州地域の公共下水道の整備にシフトされてきており、雨水ポンプ場の建設や施設の更新等が主流になってきている。

### 4 和歌山県内の下水道

和歌山県内の下水道の歴史は古く、平安時代には既に高野山で野玄式便所が存在していたと言われている。実は現代の下水道もこの高野山から始まり、JSも高野町の処理場建設を皮切りに早くから和歌山県下での下水道整備に関わってきた。

海岸線が長くかつ山地が多いということもあって、和歌山県下での公共下水道普

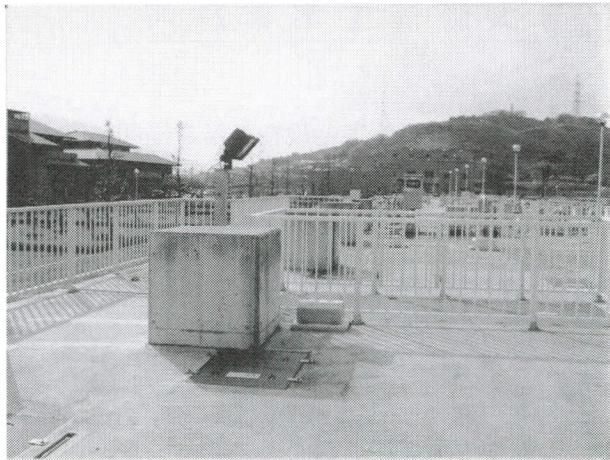
及率は長い間伸び悩んでいる状況にあった。しかしながら、その後、県下で最も多くの流域人口を抱える紀の川の県内上流部において初めての流域下水道の建設に着手、平成13年春、伊都浄化センター（第一期）が完成した。今後の普及促進に大きく寄与することが期待されている。

〔紀の川流域伊都浄化センター〕

伊都郡かつらぎ町西部の笠田（かせだ）地区は、中世平安時代の荘園があった場所で、当時の荘域を描いた荘園絵図が国の重要文化財に指定されている。この絵図は中学校や高等学校の教科書にも載せられ全国的に知られた荘園である。また旧大和街道が処理場用地内を通っており、工事着工にあたり発掘調査が行われ、旧河川の護岸の石積みが出土し、場内配置計画がたびたび変更となった。

「万葉集」にはかつらぎに関する歌が多く載っており、この地の妹山・背山の遠くからの眺めは、二つの山が仲良く並んで見えるので、夫が妻を恋う心情、また大和望郷の心情を詠んだと言われている。

これやこの 大和に  
しては わが恋ふる  
紀路にありとい  
ふ 名に負う背の山



↑ 伊都浄化センターと背山

阿閉皇女（元明天皇）

〔南部町南部浄化センター〕

南部町は和歌山県海岸線のほぼ中間に位置した人口 9,000 人あまりの決して大きくはない町であるが、いくつか有名なものがある。

一つは高校野球。南部高校は県内有数の強豪で、平成13年春の甲子園にも出場している。また南部の「南高梅」。「南高」とは南部高校の略で、南部高校教員と学生達の間で品種改良されたもので、梅産業は、町を支える産業となっている。この梅工場からの排水と生活排水による深刻な河川の汚濁が下水道整備のきっかけとなった。

南部町で有名なことがもう一つ。処理場計画予定地は民家に隣接した場所であり、周辺住民の反対運動が始まり、事業の進行が暗礁に乗り上げた時、町は処理場予定地の隣接地を新庁舎の移転先にすると提案した。これにより町と住民との熱心な協議が持たれることとなったのである。

一足先に完成した役場の隣に、14年度、念願の浄化センターが完成した。

## 24 大阪工事事務所

### 浸水対策から汚泥有効利用へ

大阪工事事務所は、大阪市の受託工事を担当しており、この10年間では、なにわ大放水路（平野～住之江下水道幹線、住之江抽水所）、舞洲スラッジセンターの建設を行ってきた。

#### (1) 住之江抽水所

住之江抽水所は、大阪市東南部地域の抜本的な浸水対策の向上を図るため、平野～住之江下水道幹線で集水した雨水を、住吉川より大阪湾に放流するポンプ場である。

この住之江抽水所は、計画排水量  $73\text{m}^3/\text{秒}$  の大規模雨水ポンプ場であり、その特徴は、前段に円形ポンプ室、後段に沈砂池を配置したことである。特にポンプ室は、外径  $81\text{m}$ 、深さ  $40.5\text{m}$  と、我国最大級の大規模円筒形構造物となっているが、後段沈砂池の採用等により、建設費の低減を図ることができた。



↑ 住之江抽水所

約10年の歳月と事業費約400億円をかけた住之江抽水所は、最盛期には、500

名を越す作業員の就労があったが、無事故で平成12年3月に完成し、同月25日に建設大臣、建設省下水道部長、JS理事長などが出席して完成式が行われた。

## (2) 舞洲スラッジセンター

舞洲スラッジセンターは、老朽化した下水汚泥焼却施設の改築・更新施設として、大阪市内臨海部8ヵ所の下水処理場で発生した汚泥（消化汚泥）の集中処理を行うために計画された施設である。

舞洲スラッジセンターへ送泥管で送られてきた汚泥は、脱水、溶融処理を行うが、溶融設備の処理能力（汚泥ケーキ量）は900トン/日（150トン/日×6基）と我国最大級であり、処理生成物のスラグは建設資材などに有効利用される予定である。

JSが受託している第1期工事は、外構を含めた建物のすべてと、設備全体の二分の一にあたる3台の脱水設備と3基の溶融設備等であり、平成11年9月に工事着手し、15年3月に完成予定である。

なお、外観デザインは、環境保護の視点に立った芸術家として著名で、その思想が舞洲のまちづくりとも合致する、オーストリアの故フリーデンスライヒ・フンデルトヴァッサー氏によるものである。

## 25 兵庫工事事務所

### 1 10年間の主な受託内容と出来事

#### 1) 受託内容

この10年間で1期施設の供用開始及び増設箇所は処理場36箇所、ポンプ場9箇所、幹線9箇所になる。

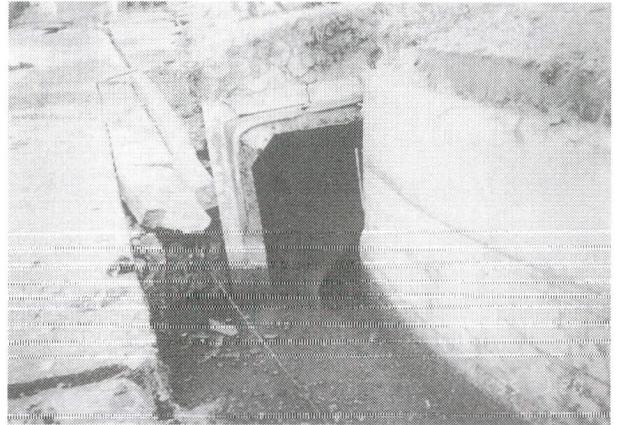
処理場の処理方法別内訳は標準法9箇所、回分法4箇所、単槽式嫌気好気法1箇所、OD法17箇所、POD法5箇所、ここ数年OD法、POD法が多くなってきている。

平成13年度の工事受託箇所は14団体15箇所である。

## 2) 兵庫県南部地震の被害と復旧

平成7年1月17日未明に発生した兵庫県南部地震により阪神間の都市は大きな災害を受けた。JSも災害調査等の支援活動を行った。兵庫工事事務所は神戸市東灘処理場、西宮市枝川浄化センター他、芦屋市芦屋ト水处理場から災害復旧工事を受託した。

特に被災規模の大きかった東灘処理場では、管理本館、運河伏越し管、護岸（神戸市施工）本場水処理施設（エアタン・終沈）70,000m<sup>3</sup>/日脱水機等、（JS施工約230億円）を建て直した。



↑ 東灘処理場流入水路の破壊



↑ 東灘処理場管理本館入口の段差

## 3) 特徴のある処理場

淡路島国際公園の中に位置している淡路・東浦浄化センターは管理棟は半地下式、水処理施設は地下式で、施設の上は公園となっている。平成12年この公園で花と緑の国際博覧会「淡路花博」開催された。この処理場では大規模な処理水再利用を行っており、砂ろ過水は公園内の散水用水やトイレ用水等に（500m<sup>3</sup>/日能力）、さらにオゾン処理した処理水はホテルや国際会



↑ 東灘処理場管理本館基礎杭の破壊

議場のトイレ用水や修景用水等（1,320m<sup>3</sup>/日能力）に使用している。

## 2 新しい処理技術の採用

### 1) 新しい技術の汚泥処理機械

- ・高速回転の遠心脱水機に代え、低速回転で同様な能力を発揮しエネルギーコストの安い圧入式外筒回転型スクリープレス脱水機の採用。
- ・従来の濃縮汚泥を脱水する方式に代え、生物反応槽から直接脱水する多重円板外胴型スクリープレス脱水機（ヴァールト脱水機）の採用。

### 2) 新しい水処理方式の採用検討

- ・12,000m<sup>3</sup>/日クラスの処理場でOD法に代え、膜処理法採用への検討中。

## 26 鳥取工事事務所

### 1 鳥取県の地勢と下水道事業

鳥取県は、東に東西16kmに及ぶ日本最大級の鳥取砂丘、西に中国地方最高峰の大山を配し、生産量日本一の梨、冬の味覚の王者松葉がにを筆頭とする海産物が多く、多くの温泉を有し自然美にあふれる県である。その意味でも下水道の整備普及は、全県あげての急務であると思われる。

県域は、東西160km、人口は、約62万人、4市、31町、4村の計39市町村で構成され、東部・中部・西部の3圏域からなっており、その中心都市は、鳥取市・倉吉市・米子市となっている。

県の下水道整備は、「鳥取県下水道整備構想」をベースに進められており、平成12年3月末で普及率40%と全国平均62%を下回っているものの中程度の位置である。管内39市町村のうち公共下水道計画のある35市町村はすべて事業着手しており、なおかつ、事業団がすべて関与しているところである。

## 2 鳥取工事事務所の経緯

そのような情勢のなか、鳥取工事事務所は昭和50年12月、米子市皆生浄化センター建設工事受託のため米子工事事務所として開設され、幾多の変遷を経て平成9年4月鳥取市千代水クリーンセンター敷地内に山陰工事事務所から分離独立、鳥取工事事務所となった。

10年7月、現在地（鳥取市扇町32）に移転し、常設化したところである。

## 3 10年のあゆみ

### (1) 主な受託施設

これまでに、天神川流域下水道天神浄化センター、鳥取市の秋里下水終末処理場、千代水クリーンセンターをはじめとする33処理施設・5中継ポンプ場・1コンポスト化施設を建設してきた。平成13年度においても、17市町村からの下水道事業を受託し、事業最盛期を迎えている。

ここ10年では、県内では最大規模の鳥取市秋里下水終末処理場の増設、鳥取県受託の倉吉市外5町流域の天神浄化センターの増設、鳥取市受託の千代水クリーンセンターが9年4月供用される等、標準活性汚泥法の比較的大規模な処理場の増設並びに建設で普及率のアップにつながった。

また、秋里下水終末処理場での汚泥焼却設備の建設着手や、県内では唯一のコンポスト化施設である西伯町受託の東西町浄化センターの供用開始など（12年1月、3t/日（処理能力・脱水ケーキ））、汚泥処理施設の建設も進んでおり、発生活泥の処理に困っている県当局の一助となっている。

### (2) 鳥取県西部地震被害と復旧

平成12年10月6日に発生した鳥取県西部を震源とするM7.3の大地震は、県西部を中心に甚大な被害をもたらした。なかでも、境港市受託の境港市下水道センターは、大きな被害を受けた。

事務所は即座に非常体制に入り、大阪支社の指示のもと、島根工事事務所の応援も受けて災害復旧に携わった。この事務所の対応が評価され災害復旧チームとして表彰を受けた。その当時、業務に携わった方々に敬意を表すとともに、緊急時の対応には、常日ごろから取り組みの強化をしておかなくてはならないとの思

いを強めたところである。

### (3) 今後の取組み

さまざまな現場で事務所職員が苦慮しながら作り上げた施設が、委託団体に引き渡され、住環境の向上に貢献している様子を見ることは、何事にも代え難いものがある。

今後はこれまでも増して、地域社会のニーズが多様化していくことが予想されるが、それらの声を取り入れながら、増設工事等に取り組んでゆかなければならないと思う。鳥取県及び各市町村の委託団体の手伝役として、大きな期待に応えて参りたい。

## 27 島根工事事務所

### 1 島根県の地勢と下水道事業

島根県は、古来出雲神話、石見銀山、二人の天皇（後鳥羽、後醍醐）の隠岐配流という三つの事柄で知られているように、大化の改新より置かれた出雲、石見、隠岐の三圏域からなり、それぞれ独自の発展を遂げてきている。面積 6,630km<sup>2</sup>、海上 70km に隠岐島を浮かべ東西に約 200km、南北に約 35km の細長い地形で、県内は 8 市、41 町、10 村の計 59 市町村、人口は約 76 万 6 千人、世帯数は約 25 万 9 千世帯である。

現在までに、44 市町村が公共下水道を供用・計画しており、そのうち、平成 14 年 3 月末時点で、31 市町村（宍道湖流域関連 12 市町村・単独公共下水道 19 町村）が、供用を開始している。公共下水道普及率は、13 年 3 月末で 25% と全国平均 62% より大きく下回っている。また、下水道着手率は、59 都市中 36 都市で 61% となっている。島根県は、「全県域下水道化構想」を策定し、22 年度末 65% の普及率を目標に努力されているところである。

## 2 島根工事事務所の経緯

島根工事事務所は、昭和50年宍道湖流域東部浄化センター建設のため宍道湖工事事務所として開設され、幾多の変遷を経て平成6年9月現在地（松江市東朝日町136-2）に移転し、9年4月1日山陰工事事務所から鳥取工事事務所を分離し現在に至っている。

## 3 10年のあゆみ

### (1) 主な受託施設

宍道湖流域東部浄化センターでは、処理水を湖沼に放流するため高度処理である造粒脱リン装置の増設をし、水環境に配慮するとともにリン資源のリサイクルにも配慮した。

また、平成4年10月、事業団としては全国初の狭隘な山岳斜面にトンネルを掘削してのクリーン・カプセル処理場である鹿島町恵曇処理場を建設し、処理方式も高濃度の水産加工排水が流入するため、酸素活性汚泥法を採用し、汚泥調整槽を設けることとした。

隠岐島の五箇村・布施村では、島諸部で小人数対応の珍しいユニットオキシデーションディッチ法を採用した処理場を11年、12年と供用し、島民の皆様にも大変喜ばれている。海士町では、14年3月供用で嫌気好気ろ床法を採用し汚泥の発生量を軽減することができるのではと期待している。

隠岐の現場監督といえ、フェリー等で1日掛かりで行って監督して帰って来るといった行程には苦慮したことが思い出される。そういった面でも、島民の皆様が大変喜んで頂いた事は仕事への張り合いとなった。

また、島根県内では唯一事務組合を設立している木次町・三刀屋町公共下水道事務組合受託の木次・三刀屋浄化センターが、11年3月オキシデーションディッチ法の採用で供用された。

普及が遅れている石見地方でも、日原町、邑智町、石見町、三隅町で10年3月から14年3月にかけて相次いで供用され、下水道が徐々に整備されつつある。高速道路網の整備が遅れている島根県では、石見地方の現場に行くのに車で、4～5時間かかり現場監督は大変であった。

雪深い山間地域の仁多町、横田町、赤来町、頓原町においても、それぞれ、10年4月、12年4月、13年3月、14年3月とPODで供用されたが、雪道での車の運転には気を使い、降雪による工程管理にも気を配った現場として印象に残っている。

## (2) 今後の取組み

この10年を思い返しても、上記のように、さまざまな現場で色々と事務所の職員が苦慮して施設を委託団体に引き渡し、そして、地域の皆様に喜んでもらったことは、何事にも代え難いものがある。地域の方と密着した開かれた事務所を目指し、また、石見地方を筆頭にまだまだ低い島根県の下水道普及率を推し進めるためにも島根工事事務所としてこれからも存在価値を高めていく所存である。

## 28 岡山工事事務所

### 事務所常設化の今昔

岡山工事事務所の隣を走っているJR瀬戸大橋線が、平成13年12月16日に高架になった。それまでは踏切りが頻繁に開閉し、終日道路渋滞を引き起こしていたが、その日を境に、車の流れはスムーズになっている。

このJR瀬戸大橋線を走る列車の行き先は、高松・高知・松山・徳島等々と様々であり、また客車も電車ありディーゼルありと様々である。瀬戸大橋線を見ていると、岡山が四国地方と中国地方を結ぶ交通の要衝であることを実感する。

当事務所がこの地に常設化事務所として移転したのが4年9月16日であり、早いものでそれから10年の歳月が経過している。それまでは、玉野市にある児島湖流域下水道浄化センターの敷地内にあるプレハブ事務所であったが、いち早く事務所の常設化を行い、岡山駅の隣の大元（おおもと）駅近くの雑居ビル2階へ移転して来た。

現在の事務所周辺や最寄りの大元駅もこの10年で大きな変貌を遂げている。前述の瀬戸大橋線の高架に伴って大元駅も高架となりロータリーを備えた立派なもの

なっている。周辺も区画整理事業等により、田畑がビルやマンションに変わりつつある。

当時の記録をみると、この地を選んだ理由として賃料が他の物件よりも安いことや、事務所面積が広いこと現場への移動がスムーズなことなどが書かれている。このように堅実な理由によって決めただけあって現在も当初のセールスポイントを失っていない。ただ、移転当初に比べ事業量・箇所が格段に増加したため職員数が増加し、また出張所を廃止したために、当時は61坪だった事務所を少しずつ拡充して、現在は100坪強の事務所となっている。

我々の業務である現場監理を行う上で重要なのが、交通網である。現在は、山陽自動車道、中国自動車道、岡山自動車道、米子自動車道、さらには瀬戸大橋自動車道が整備され、県内のどの現場へも片道2時間程度で到着できるようになった。移転当初、岡山県の県北の現場に4時間かけて出かけていたのが信じられない状況になっている。移動が効率的に行えるようになったため、一人当りの業務量も飛躍的に増加しているのではあるが……。

岡山県内の下水道事業が着実に推進されている中で、JS岡山工事事務所の職責は大きい。今後とも地域に密着した、JSの顔として、岡山県下の下水道事業を支援していく所存である。

## 29 広島工事事務所

### 1 事務所の経緯

広島工事事務所は、昭和51年1月に広島市の西部浄化センター内の一室を借り、スタートした。開設20周年を一つの節目に、事務所常設化方針に従って事務所を移転することとし、平成7年11月、市内中心部に移転し、現在に到っている。

### 2 10年間の出来事

#### (1) 広島アジア大会

平成6年10月に広島市をメイン会場に県内各地で開催されたアジア大会がひとつのきっかけとなり、その準備期間から県内各市町村で下水道整備に対する熱意が高まった。広島工事事務所の受託事業も内陸部へと広がり、現場まで2時間以上もかかる箇所もでてきた。職員の苦労は大きかったが、委託団体からは、大変頼りにされ、それが救いとなり励みとなった。毎年恒例の委託団体対抗ソフトボールやビーチボール大会に招かれ、心地よい汗を流した後は、焼牡蠣にビールで意見交換会……。市や町の若い職員の並々ならぬ熱意に我々の使命を再認識した。

## (2) 現場の問題と解決

現場の問題としては、寒冷地域でないという理由から凍結防止が十分でなかった処理場では、流量計が凍結によって壊れてしまったり、配管が破損した。雷の多発地では、予想以上に被雷し計器の誤作動が発生したり、高速道路の直近下にある処理場では凍結防止剤の影響と思われる腐食が発生した。また、フロート式の水位計にスカムが詰まって作動しなくなるなどトラブルが相次ぎ、委託団体からきついクレームをいただいたが、基準の見直しをしてもらったり、補修工事などを利用して、委託団体になるべく迷惑のかからないよう対応してきたつもりである。新規着市町村の中には、財政事情の悪化から下水道事業着手を危ぶまれる声のでたこともあり、計画設計課やPM室と一緒にあって説得に回り、事業団への理解も合わせてお願いした。

## (4) 建築デザインの工夫

建築デザインとしては、従来、宮島町の神社風の処理場は例外として、近代的で単一的なデザインが多かったが、近年は特徴あるものが多くなった。江田島町の中央浄化センターは、旧海軍兵学校（現在、海上自衛隊第一術科学校）のイメージもあり煉瓦造りをモチーフに管理棟を作っている。「公園と大学



↑ 三次水質管理センター

のある街」をキャッチフレーズとしている庄原市の庄原浄化センターは、県立大学のイメージからシックなものとなっている。三次市の三次水質管理センターは、国道54号のそばで広島市など南からの玄関口にもあたり、西城川、馬洗川、江の川の合流地点と立地条件として市のシンボリックな面（市章ともなっている）もあって、落ち着いた雰囲気「蔵造り」としている。また、吉田町は、毛利元就の本拠地であったところで、吉田浄化センターは城郭をモチーフにしている。黒瀬町の黒瀬水質管理センターや閑静な農村地帯である吉和村、筒賀村、御調町では、シンプルなデザインでまとめており、蒲刈町赤石浄化センターは、島嶼美を考慮して静かな佇まいを見せているなど、従来の処理場のイメージからはほど遠く、多彩なものとなっている。

## 30 四国東部工事事務所

### 1 事務所の経緯

香川県と徳島県に対するJSの対応は、48年に「香川工事事務所」を、53年には「徳島工事事務所」を、それぞれ開設して受建設託工事を開始した。その後、60年に至って一事務所で両県の事業を実施することとなり、両事務所が合併して「四国東部工事事務所」に名称変更した。

この間、職種によっては併任により両県下の受託工事監督監理が行われており、いわば50年代から先行してサテライト化を実施していた事務所といえる。

（当事務所は平成13年度から愛媛工事事務所とのサテライト化の対象事務所となっている。）

当時は効率的に事業をすすめることができるよう事業量の多い県の方に事務所を設けるようにしたため、2、3年毎に事務所の移転が生じ、現場への移動時間の増大や引越しなど職員への負担は大きなものがあった。

そのため、事務所常設の話が出て3年目ぐらいの平成7年に徳島市から移って高松市で常設化になった。事務所の選定にあたっては、年度が変わり次第契約するこ

とになっていたのが突然断られたり、また、ほぼ契約の段階まできて駐車場の問題で白紙に戻ったケースなどもあって難航した。現在の事務所は元店舗だった物件でリスト外であったが、書類の荷重に耐えられるよう床を補強して書庫を設置するなどの大規模な改装を行うことにより、事務所としての条件を整えて契約にこぎつけたものである。

## 2 事務所周辺環境の変化

事務所の常設化以来 7 年余になるが、その間、事務所周辺の環境も大きく変わった。

平成 9 年に国道 11 号線高松東道路が全線供用開始されてから事務所周辺は通年混雑するようになり、現場から帰路の際事務所の建物が見えてから 20 分も 30 分も要する事もしばしばある。一方、13 年 3 月には四国縦貫自動車道の高松中央 I C と板野 I C 間が供用開始され、事務所（高松市）と徳島分室（徳島市）間の所要時間が 30 分から 40 分も短縮となり往来が大変楽になった。

## 3 主な受託建設事業

香川県下のこの 10 年間の大きな事業としては、流域下水道事業が挙げられる。

香川県では流域下水道事業箇所が 4 箇所もあり、流域関連の計画処理人口が香川県全体の計画処理人口のほぼ半分を占めるのが特徴である。供用開始の当初から 15,000m<sup>3</sup>の下水処理を行う香東川流域下水道香東川浄化センターが平成 13 年 7 月に完成した。本浄化センターは、第一期計画として 40,800m<sup>3</sup>の処理能力を有し、処理場建設事業費約 220 億円、着工から 4 年 7 ヶ月を要した大きな工事であったが、この完成により香川県下の流域下水道事業は一段落したところである。

徳島県下での今後の大きな事業としては、県下初の流域下水道である旧吉野川流域下水道事業（事業主体徳島県、2 市 4 町対象）があり、第一期工事として平成 20 年を目標に計画処理人口約 2 万人、計画処理面積約 490ha、計画 1 日最大汚水量 11,800m<sup>3</sup>/日、幹線管渠延長約 25km で計画されている。まず 13 年度から 3 箇所の幹線管渠工事が着工されたところである。今後は徳島県下での事業量、事業費が多くなると見込まれている。

## 31 愛媛工事事務所

### 1 愛媛工事事務所の経緯

当工事事務所は、昭和48年に今治市下水浄化センター建設のため今治市に「今治工事事務所」として開設された。

その後、「愛媛工事事務所」と名称を変え、その時々メインの工事箇所毎に新居浜市・西条市・北条市さらに今治市へとその所在を変えてきた。

今治市の受託工事が平成6年3月に完了し、県南部（南予）の業務の急増が見込まれ、工事箇所が県内10箇所に点在することとなったため、各現場への中心に位置する松山市内で平成6年9月に常設事務所になった。事務所選定にあたっては、市内中心部や市郊外など5箇所ほどの候補があったが、それぞれ利便性・経済性に一長一短があり、結局、市中心部から少し離れた同一敷地内に駐車場が確保できる現在地に決定した。

### 2 事務所常設化のエピソード

当事務所は、道後温泉にも近く、松山城北側の小学校から大学の各学校が集中している閑静な文教地区に位置し、周辺は学生用マンションや飲食店などが混在するアットホームな雰囲気のところである。

しかし、事務所常設当時のエピソードとしては、次のようなことがあった。

- ① 当初は予算の制約上3階建てビルの2階への入居を予定していたが、1階の方が窓口対応等の事務所としてのイメージや利便性がより良いとのことで急遽1階に変更になり、家主との交渉に苦労したこと。
- ② 4月移転予定が9月にずれ込んだため、
  - 1) 4月期の転入者は松山市に住居を決めざるを得なくなり、8月までは松山市から今治市へ往復約100kmの長距離マイカー通勤を余儀なくされたこと。
  - 2) 家主設置予定のエアコンの取り付けが遅れたため、残暑の9月をクーラーなしで過ごすことになり非常に暑い思いをしたこと。
- ③ 平成6年の愛媛県下は、かつてない異常渇水に見舞われ、松山市をはじめと

して水の確保に大変な状況であったため、

- 1) 事務所開所祝いは自粛して取りやめたこと。
- 2) 支社から六甲水の差し入れがあつて、大変有り難かつたこと。

以上いろいろあつたが、現在常設化9年目となつたところである。

### 3 この10年間の受託建設事業の特徴

当事務所のこの10年間の特徴的な工事としては、以下のものがあつた。

#### (1) 宇和島市浄化センター建設工事（平成5年度着工、9年度完成）

水処理施設の上部利用として、全国でもあまり例のない延べ床面積 8,368m<sup>2</sup>の大規模な総合体育館の建設があつた。途中阪神大震災による職人の流出等もあり苦勞と努力が結集された工事であつた。

JS受託工事900箇所目の通水箇所となり、体育館横には900箇所通水記念のモニュメント「風に舞う」が設置されている。

#### (2) 大三島町宮浦浄化センター建設工事（平成8年度完成）

下水処理場では全国ではじめて太陽光発電システムが採用された。太陽電池を利用して光エネルギーを直接電気に変えて、ドイツの攪拌機の動力として利用されている。

#### (3) その他

県内でも瀬戸内海側の燧灘沿岸の今治市、川之江市、新居浜市、伊予三島市は早くから浄化センターが供用開始（昭和51年～56年）されており、改築更新の時期を迎えようとしている。なかでも、今治市はいち早く浄化センターの改築工事に着手し、平成6年から13年にかけて完了しており、新居浜市、伊予三島市もこれから改築更新に取りかかろうとしている。

## 32 高知工事事務所

### 1 常設事務所の設置

本事務所は、昭和54年12月15日に高知市百石町に設置以降、処理場の建設の都度、高知市潮江、瀬戸、高須へと移転し、この間処理場敷地内のプレハブ形式の事務所であった。

平成6年9月1日事務所常設化として、県都の中心部はりまや橋の近くの、現在の高知市はりまや町に開設され、快適な職務環境になった。



↑ 高知工事事務所が入居しているビル

### 2 未曾有の豪雨による処理場の被災

平成10年9月23～25日にかけて、秋雨前線による記録的豪雨「'98高知豪雨(高知874mm、1時間112mm)」により、高知市など高知県中部を中心に水没し、大きな被害が発生した。

浦戸湾東部流域高須浄化センターも1mほど水没して、焼却炉棟の機械電気設備に多額の災害復旧費を要した。



↑ 水没した浦戸湾東部流域高須浄化センター

### 3 宿毛市高砂雨水ポンプ場建設における硫化水素の発生

平成10年4月、宿毛市高砂雨水ポンプ場建設現場において、ディープウェル揚水

箇所から高濃度の硫化水素が発生した（約2万年以前に阿蘇山の噴火により埋没した微生物の腐敗によって生成されたものと推定）。

一時は工事現場周辺の住民の方々にご迷惑をかけたが、技術開発部及び大阪支社の指導、また宿毛市のご理解ご協力により、過酸化水素を注入することで解決できた。

#### 4 野市町野市浄化センターでのオゾン方式の導入

野市浄化センターでは、農業用水の不足、残留塩素による生態系への影響、町民からの処理水質の高度化への要望等を考慮し、高度処理としてオゾン方式を採用することとした。

なお、平成13年度に「新世代下水道支援事業」に採択され、放流渠整備による処理水の水循環再生型の水環境創造を目指している。

## 33 北九州総合事務所

### 北九州総合事務所設立10周年

北九州総合事務所は、平成4年10月1日に当時の山口・九州北部・九州東部の3工事事務所が合併し、職員数46名でスタートした。

今年で事務所開設10周年を迎えたが、その頃在籍していた職員に当時のエピソードを綴ってもらったので、今では懐かしい思い出となるエピソードを紹介する。

#### (1) 初代所長

##### －3つの看板事業の思い出－

一番目は、我国初の試みとして、大分県国東半島の「下水道集団整備事業」の立ち上げで、関係自治体間の調整で苦労したこと。また施設の共通化、共同化など新しい試みに対して、多くの自治体から注目され、キーステーションとなる武蔵町には、遠方から視察団訪問もあって町長や関係職員の皆さんに大変喜んで

らえた。

二番目は、大分県鶴見町のトンネル式下水処理事業の着手で、トンネル現場の岩盤は、かなり風化が進行しており、坑口や切羽の崩壊や出水に対して、注意深く掘進を行った事など、狭あいな地域での処理場建設は大変であった。しかし、人情豊かな町の方には夜の勉強会でも大変お世話になった。

三番目は、福岡県宗像市の処理場でペガサスの実証プラントが設置され、包括固定化窒素除去プロセス（ペガサス）が確立したことで、専門誌にも窒素除去の効果が紹介され全国各地から多数の施設見学者が訪れ、宗像市の自慢すべき施設となり自治体関係者から随分と感謝され、今までの苦労がふっ飛んだことが思い出される。

## (2) 総務：H氏

### ・ エピソード1（大変だったこと）

一番大変だったのは、事務所発足の準備作業で、当時はJSの出張所も無く打合せと泊りは隣接する北九州市のポンプ場の物置であった。

### ・ エピソード2（宅急便のこと）

その頃、JSの知名度がいまいちだったため、契約するのまで一苦労した。

ある宅急便の会社に見積りを出すように依頼していたがすっぽかされ、その後、事務所が出来、毎日宅急便があるのを知って、『自分とこと契約してくれ』と言ってきたのだけど、にべもなく追い返した事もあった。

## (3) 土木：N氏

### ・ エピソード1（大変いいこと）

赴任前の職場では、コピーやパソコンは部下任せだったが、JSの事務所では全て自分で処理しなければならず途方に暮れてしまった。その時、事務所の女性職員の皆さんが適切に処理してくれた事を昨日の事のように覚えている。

### ・ エピソード2（残念なこと）

その頃の事務所は殺風景のため、観葉植物を持ち込み、皆さんに喜んで頂いているものと私自身喜んでいた。が、復職後、事務所に立寄ったところ、さっぱり片付けられており誠に残念であった。

## (4) 建築：K氏

- ・ エピソード1 (庁舎の建設)

大阪支社初めての総合事務所。支社の仮称準備室要員として計画、設計、工事管理をした。工事は、大分工事の建築職に見てもらいつつ、九州方面の委託団体への打合わせ等の行き帰りにはかならず小倉に立ち寄った。支社でパソコンのソフトやプロッター（自動製図機）等を購入してもらい面積計画、多数のプランニング、立面計画案を作成し関係部署と検討協議を行った。たくさんの方々が大変協力的に後押ししてくれた。

- ・ エピソード2 (増築)

当初の庁舎には全く増築を考慮する余地もなかったが、4年後には事業量、職員の増加等により事務室増築となった。当初の設計思想より屋根の形やプランニングに制約がありなんとなく変なものになってしまった。予算がなくまだ一般的ではなかったので事務室床をOAフロアに出来なかったが、その後急速にOA化が進んで、増設側事務室はOAフロアとした。事務室北面にコンセントを設けなかった事が後の各課の配置、機器のレイアウト等をする上で難点となった。

## 34 熊本工事事務所

### 1 台風による事務所全壊と常設化

熊本工事事務所は、昭和50年に宇土市役所内に仮事務所が設置され、その後県内



↑ 常設化した熊本工事事務所

倒壊した旧熊本工事事務所 ↓

主軸事業とともに移転を重ねていたが、平成3年9月の台風19号により事務所が全壊し（当時熊本市鶴羽田町地内）、急遽、同年11月に熊本市花立に常設された。

熊本の人にとっては忘れられない台風で、当時の職員は「事務所が全壊したにも関わらず誰も負傷しなかったとは奇跡だ！」熱く語っていた。

当事務所は熊本市街地の東部に位置し、九州縦貫道・益城インターや熊本空港に比較的近い所にある。遠くには阿蘇の山並みが望まれ、周辺には桜の名所、公園や湧水池等、四季の変化に応じた自然に恵まれている。また、徒歩10分程で飲屋街があり、日頃よりオジサン達の息抜き場となっている。

職員は所長以下9名（うち併任3名）で「明るさ」「チームワーク」をモットーに頑張っているところである。

## 2 10年のあゆみ

平成4年、県内で初めてオキシレーションディッチ法を採用した2箇所（合志・西合志下水道組合塩浸川浄化センター、松島町合津終末処理場）が、供用を開始している。

平成11年には、県下で2つ目の球磨川上流流域下水道（熊本県球磨郡錦町地内）が、球磨郡の4町5村を一体とした広域処理方式で一部供用開始の運びとなった。毎年秋には下水道の普及と啓蒙を図るため、センター内において下水道フェアが開催され地元の園児による太鼓披露や作品の展示、クイズラリー、絶叫大会な



↑ 球磨川上流浄化センター



↑ 球磨川上流流域下水道・下水道フェア

ど500名を超す住民参加がある。

平成13年には、県内で初めて県代行によるオキシデーショントッチ法(POD)が、天草町下田浄化センターと河浦町一町田浄化センターで供用を開始している。

平成12年に着工した水俣市百間雨水ポンプ場建設工事は、水銀による公害問題で世界的にも注目された場所である。化学工場の廃水や市街地の雨水が不知火海に注ぎ出る位置にあるポンプ場で、施設が老朽化しており、これに代わる雨水ポンプの新設工事である。

当該地は、かつて公害防止事業として底泥の除去が行われた場所であるが、水銀を含む土砂が存在する可能性があることから、建設工事に当たって二次汚染が生じないように適切な対策が求められた。そこで水俣市では工法・監視方法検討委員会を設置し環境に配慮した施工方法や監視方法を審議した。また、技術的事項は学識経験者による専門部会で検討を行った。具体的には現場内からの水銀の流出を防ぐ方法として、掘削に伴う泥水はもとより、資材・車両の先浄水や手洗い後の水まですべてを濁水処理施設により濁度10度以下になるよう管理を行い、結果を一般公開している。また、掘削土砂は現場内処理とし、保管についてはビニールシートで覆い、土粒子の飛散並びに雨水との接触を極力防止するなど、工事の実施内容、監視結果、今後の施工・監視計画などについて専門議会に審議を図り工事を進めており、平成16年には供用開始予定である。

## 35 宮崎工事事務所

### 1 宮崎工事事務所設置の経緯

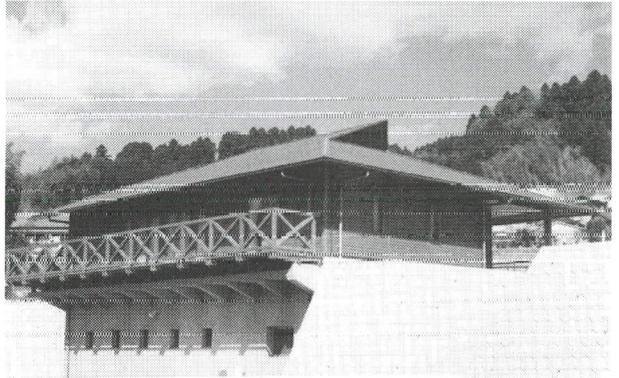
当事務所は宮崎県下における事業量の増加に伴い、宮崎県の全面的な支援を得て、平成12年10月1日付けで、スタートした新しい事務所である。

JSにおける宮崎県内の窓口として建設工事の実施はもとより、連絡調整の役割を担うべく、また、当初九州南部工事事務所宮崎支所から事務所に昇格した経緯もあり、県庁、駅、空港に程よい現在の位置に落ち着いたものである。

## 2 受託建設事業の推進

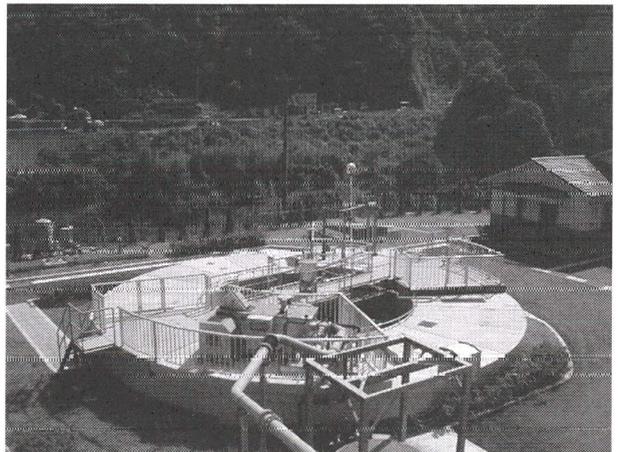
当初、常駐職員3名（ほかに併任者8名）でスタートした当等事務所も、現在では各職種の職員が配置され、総勢10名（内併任者2名）で、県内15団体16箇所の建設工事の監督業務を初め、受託推進業務等で管内を奔走しているところでもあります。

また、北諸県郡5町の三股町、山之口町、高城町、山田町、高崎町では、「都城地方拠点都市地域下水道集団整備事業」として、効率的かつ経済的な下水道整備を推進するため、下水道施設の共通化、共同化を進めており、平成14年度末より順次供用開始を迎え、17年度より本格的に稼働する予定となっている。



↑ 高千穂町高千穂浄化センター

地元杉を使用した純木造の管理棟は、歴史と観光の町、高千穂の環境保全の確保にふさわしい下水道施設の象徴となっている。



↑ 西米良村西米良浄化センター

宮崎県内で初めてPOD法を採用しており、山隘の景観に配慮した当施設は村の幹線沿いにあり、村民の通勤、通学の顔となっている。

## 3 今後の展開

宮崎県内においては、昭和54年より日南市を始め、現在まで

20市町村に対し支援をしているところであるが、今後ますます、あらゆる要望や相談等に対しても事務所一丸となり、時機を得たスムーズな対応を目指し、工事施工、新規団体の受託推進に邁進するものである。

更に新規着手都市の町長さん自ら事務所に出向いていただいたこともあり、県及び市町村のJSに対する信頼は絶大なるものと自負している。

## 36 鹿児島工事事務所

### 1 鹿児島工事事務所の経緯と常設化

当事務所は、昭和50年8月に鹿児島市から南部下水処理場の建設工事を受託したと同時に鹿児島工事事務所として、南部下水処理場用地内に開設した。それから19年後、平成6年9月に鹿児島市の表玄関であるJR西鹿児島駅及び高速道路鹿児島インターに近い現在の場所に常設事務所として落ち着いたものである。

当初の事務所はプレハブ造りで、鹿児島湾沿いの埋め立て地にあり、毎年台風の襲来に見舞われ、その度に雨戸を閉めて玄関を補強して避難する状態であった。

その後、平成4年10月から鹿児島県(5市1組合)に加えて宮崎県(3市2町)の下水道事業も管轄下になり、工事監督等に要する時間もかかり、非常に厳しい状況にありましたが、常設事務所開設以降は、宮崎県下の工事監督を初め、空港へのアクセスが良くなったため、より、効率的な事業執行が可能となった。

とはいえ、鹿児島県の地理的な面を考えると、現場の監督業務に公用車はもちろんのこと、離島の箇所については、飛行機、船便等も利用せざるを得ないため、時間の調整、天候により延泊を余儀なくされたり、他事務所では考えられない苦労も思い出として残っている。

### 2 九州南部工事事務所時代

平成4年10月の九州南部工事事務所に名称変更してから12年10月の開設当初と同じ鹿児島工事事務所に名称変更するまでの期間は、まさに九州南部工事事務所の時代であったと確信しております。この間の鹿児島県及び



↑ 牧園町牧場浄化センター

宮崎県の主要市町村に至っては、JS施工による建設がほとんどで、  
 牧園町牧場浄化センターは、鹿児島県を代表する霧島温泉郷の環境整備を目的としており、管理棟は周辺の清々しい環境とマッチしたスイス風で町民の水環境に対する期待を担っている。。

現在では施設も順調に稼動しており、委託団体からも喜ばれ、また信頼されているところである。

### 3 今後の展開

今後ますます、事務所職員が一枚岩となり、県並びに市町村の信頼を得て、鹿児島県の下水道整備の普及に微力ながらも受託推進業務、監督業務に精励し、また立派な誇れる施設を引き渡すことを目標に業務の精進に努める所存である。

## 37 沖縄工事事務所

### 1 沖縄県の地勢と下水道事業

沖縄県は、東西 1,000km、南北 400km に及ぶ広大な海域に点在する 50 の有人等を含む 160 の島々からなる島嶼（トウショ）県である。気候は我が国唯一の亜熱帯海洋性気候であるため、一年を通じて温暖で、美しい珊瑚礁の海に代表される豊かな自然や独特な伝統文化等、長年にわたって育まれてきた個性ある魅力を有している。

また沖縄県は、面積 2,269km<sup>2</sup>、自治体数 53 市町村（10 市 16 町 27 村）からなり、人口は約 133 万人であって、現在までに、28 の市町村が公共下水道を計画しており、平成 14 年 3 月末までに 24 の市町村（流域下水道関連 5 市 5 町 2 村、単独公共下水道 5 市 2 町 5 村）が供用を開始する予定である。

普及率では、13 年 3 月末で 56%と全国平均 62%より下回っている。県では第 8 次下水道整備七箇年計画を受けて、14 年度末までに普及率 61%を目標に掲げているところである。

### 2 沖縄工事事務所の経緯と常設化

沖縄工事事務所は、昭和 49 年 1 月沖縄海洋博覧会開催のための下水道整備事業として、本部町から委託を受け、本部終末処理場内に沖縄工事事務所を発足した。その後、

幾多の変遷を経て平成2年11月に那覇市内に事務所を常設し、現在に至っている。

### 3 事務所10年のあゆみ

ここ10年の事務所のあゆみとしては、石垣市川平浄化センターで、離島で初めてのオキシデーショondiッチ法を採用するとともに、処理水の川原湾への放流に際して、水産資源（黒真珠の養殖、珊瑚礁）の保護の観点から、放流先を処理場内での地下浸透方式を採用し平成5年3月に供用した。

また、沖縄県初の過疎代行事業として、座間味村浄化センターオキシデーショondiッチ法、竹富町竹富浄化センター接触酸化法を採用し、それぞれ、9年4月、9年10月に供用し、沖縄の美しい海やビーチが守られている。

また、本島においては、糸満市、石川市、名護市と増設、改築工事等が進むなかで、下水道モデル事業として、糸満市のアクアパークモデル事業（8年3月供用）、名護市のアピール下水道事業（13年3月供用）が採用され、高度処理水（生物膜ろ過+塩素滅菌・オゾン滅菌）を公園に放流しており、市民のいこいの場として大変親しまれている。

この10年を振り返ると、さまざまな事務所の苦労があった。竹富町の現場詰所設置に際しては、国の重要伝統的建造物群保存地区に指定されていて現場詰所の設置ができず、民宿の2階を借り切り現場詰所とした。

また、多いときには、離島の現場が4箇所もあり、各現場への移動には飛行機、船を使用した。天候に左右されることが多く、各現場への工事監督及び立ち会いの日程調整に大変苦労した。

今後の工事事務所としては、委託団体の円滑な事業執行の支援と、地域に密着し、開かれた事務所として努力して参りたい。

## 38 大阪北東広域処理事務所

### 1 大阪北東エースセンターの供用

大阪北東エースセンターは、事業団が初めて固有の施設を所有し要請団体より汚泥を受け入れて処理を行う事務所として、平成元年兵庫西・兵庫東と共に供用を開始した。

供用当初は、下水道処理施設のイメージによる反対や臭気の発生による地域住民からの苦情に先達達は大変苦労され、受託工事で行われている設計・建設が終了すると、委託団体に引き渡し、事業団の業務が終了してしまうのとは違い、エース事業ではそこからが始まりのため、戸惑いも多々あったのではないかと推察された。

地元対策費も十分に無い中で、先達達は、誠意を最大の地元対策ととらえ、苦情に対しては誠意を持ってその原因を一つ一つ解決をし、やがて少しづつではあるが地元の皆様の理解を深めていったのである。

### 2 3号炉の増設

やがて、受入汚泥も徐々に増加をし、平成8年度には3系炉の増設が11年度末の完成を目指して工事着手されることとなった。しかし、受入汚泥の増加はその完成を待ってはくれず、10年度には1・2系溶融炉の能力を超える汚泥を受け入れることとなった。この緊急事態に対して、当事務所だけでは如何とも出来ないため、事業部も交えた協議の中で、大阪南への緊急搬入を行い処理してもらうこととなり、同時に炉の稼働率を向上させるべく施設改造も行われることとなった。その結果、10年度は大阪南で緊急受入をしてもらい、11年度は施設改造による稼働率の大幅な向上により、若干量の汚泥を産業廃棄物処理で乗り切ることが出来た。平成12年度には待望の3系炉が稼働し全量の処理が行われるようになった。

### 3 経費削減努力の時代

時代は、「バブル」から「平成の大不況」に変わり、要請団体との汚泥処理料金の改定交渉も、いかに経費節減が行われているかが、協議の大きな議題の一つに数え

られるように変化してきた。当然の事ながら、事務所においても経費縮減が一番大きなテーマとなり、平成12年度には、維持管理・補修工事・修繕工事について大幅な見直しを行うこととなった。品質を落とさずに価格を下げるということは、決して易しいことではないが、我々は、インターネットの活用による、中間マージンの削減に挑戦した。その結果、当該年度の維持管理費に対しておよそ、9%の縮減が達成され、その他の縮減を含めて、全体として17%ほどの維持管理費の削減が達成された。その結果、12年度には、エース事業として初めての単年度黒字が計上されるに至った。

13年度においても、前年の効果を継続しつつなお一層の縮減に取り組んでおり、前年ほど劇的ではないが、一定の前進が現れている。また、地元住民との環境の保全については、地元住民の皆様から頂いた臭気情報について、原因調査・改善対策等の報告を情報提供者のみに行うのではなく、12年度より、年2回の「臭気情報報告会」を開催し、理解して頂けるよう努力をしている。この報告会は、大変好評であり、情報公開としても意義のある事でもあり、今後も継続的に行っていくことが望ましいと考えている。

## 39 大阪南広域処理事務所

### 1 大阪南広域処理事務所の沿革

大阪南広域処理事務所は、昭和63年2月大阪市内において大阪広域処理工事事務所として設置された。その後現在の地に移設し、平成2年4月に供用開始された。4エース（兵庫東、兵庫西、大阪北東、大阪南）中、最後の供用開始である。

炉の形態は溶融炉であり、当初2基体制で汚泥処理を行っていたが、7年11月に3基体制での運転となり、現在に至っている。

### 2 コスト縮減の追及

最近の状況としては、1つには厳しい現在の状況下を踏まえ、かつエース事業は日

本下水道事業団の直営事業であることも鑑み、常にコストの縮減を追求し事業運営を行っているところである。

具体的な内容としては、契約面については、例えば運転管理委託関係について言えば、従前は主にメンテ業者に対して一括契約を行っていた。しかし現在は燃料費、薬品費、部品（補修関係）、管理車両等について、個々個別での競争契約を行い、コスト縮減を計っている。また、電力費等の光熱水料経費においても目標数値を定め、日々削減に向けての努力を行っている。その他の経営努力、改善策として、事務所内に省エネ検討会を設置し職員等からのコスト縮減に繋がると思われる提案を受け、実施している。

また大阪府庁等、要請団体との信頼関係に基づいて行っている事業でも有り、打合せ、会議等を通じて常に要請団体と意思疎通を図っている。

### 3 ISO14001 の取得

2つ目としては、平成11年5月にISO14001（環境ISO）の認証登録されたことが挙げられる。これはエースでと言うより、JSで初めての試みであり、当事務所はもとより本社及び事業部の全面的なバックアップの下での、言わば一大イベントであった。

元より広域処理事務所は、下水汚泥を広域的に集約・減量化処理し、その生成物を安全な再生資源として生産しており、地域環境の保全を目的とした施設である。よってISO14001で掲げた基本方針及び環境目的も次のものであった。

基本方針として、(1) 環境への負荷の低減 (2) 資源化の促進 (3) 資源・エネルギー使用量の削減、を掲げた。

また環境目的は、(1) スラッグの全面リサイクルと利用用途の拡大 (2) リンの回収による肥料化推進 (3) 廃交換部品及びばいじん（ダスト）の分別収集の徹底と有効利用の推進 (4) 省資源・省エネルギーの推進 (5) 臭気漏れの改善 (6) 北部処理場への返流水の水質改善 (7) 排気ガス量の低減、の以上である。

そして前述した基本方針等の下、平成11～13年度までの3ヶ年の間、それぞれの年度で環境目標を掲げ、推進してきた次第である。その結果、多くの目標を達成する事が出来た。

## 40 兵庫東広域処理事務所

### －阪神・淡路大震災の記録－

#### 1 兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）の発生と対応

兵庫東広域処理事務所におけるこの10年の大きな出来事として、平成7年1月の阪神淡路大震災による被災と平成12年度末の西宮市と芦屋市の新規供用開始があげられるが、この2つの出来事が密接に関連しているため以下に紹介する。

震災当時、当事務所の所長はK氏であったが、K氏は芦屋市内の住宅に家族と住まわっていて自宅で被災された。氏は当時の記録を詳細に残されていたので以下に概要を紹介する。

「1月17日：芦屋市内の自宅で被災。家族の安否を確認し市内の奥さんの実家に避難する。避難中に遭遇した全壊の家に閉じ込められていた被災者を助け出す。その後何とか事務所までたどり着き、職員の安否や施設の被災の情報を収集した。／1月18日：芦屋市内の電気は復旧したがガス、水道は復旧の見込みなし。事務所まで2時間かけて出勤。職員の安否や施設の被災情報を収集。／1月19日：阪神電車が梅田・甲子園間で運転開始。事務所出勤後、大阪支社に行き被害の報告するとともに食料等の買い出しを行う。／1月20日：脱水ケーキ搬入の要請があったが、焼却炉のボイラー用水に必要な上水の復旧のめどがつかない。尼崎市の浄水場に水の手配を依頼しに行くが市職員は飲料用のポリタンクに給水する作業で2日間寝ていないらしく手いっぱいの状態。やむを得ず砂濾過水で立ち上げる方針とした。／1月21日：被災した職員の家財道具を事務所へ搬出。実家の片付け。／1月22日：前日タンクローリーが手配できたため上水を搬送開始の報告を受ける。親戚の搜索と自宅の片付け。」

以上のように所長自身被災し（他の職員も同様）つらい状況にあったが、エースセンターが尼崎市境の武庫川左岸の先端の埋立地に位置し、震源地から若干離れていたので施設自体の被害は少なからず発生したものの短期間の内に応急復旧を完了し、水の入手により1月23日から汚泥の焼却を開始し日々発生する汚泥の処理を行う事が可能となった。

## 2 西宮市、芦屋市の事業参入

より震源に近かった西宮市、芦屋市の汚泥焼却施設は大きなダメージを受け復旧に大幅な時間を要することとなった。このため、両市から兵庫県を通じ復旧までの間緊急受入を要請され平成7年4月から8月まで間、両市の脱水ケーキを受け入れて処理することとなった。

このような経過もあり、平成8年3月に両市から両市の処理場で発生する下水汚泥の処理を12年度より処理を開始するよう要請を受けた。この要請を受け広域処理事業の事業計画の変更や地元説明等を行い、順次送泥施設等の整備を図った。

この結果、13年2月1日に西宮市から送泥が開始され、2月末には芦屋市からも送泥を開始することとなった。両市の処理開始に伴い東エースセンターは兵庫県南東部の人口約140万人分の下水汚泥の処理を一括して処理する現在の事業体制になった。

以上のように、現在の東エースセンターの広域的汚泥処理システムは大震災への遭遇から施設の早期復旧に向けた努力そして緊急受入による支援、地元の協力等の経過を通じ形成されてきたものである。

## 41 兵庫西広域処理事務所

### －施設保全管理業務委託の実施－

兵庫西エースセンターでは平成12年度より新たに年間を通じての施設保全業務委託を行っている。ここではこの新たな取り組みについて述べることにする。

#### 1 兵庫西エースセンターの特色

当センターでは下水汚泥の濃縮脱水、溶融、排水処理を行っているが、これらの業務を行うためには各施設が機能を適正に発揮できるように保たれている必要がある。この機能確保することを施設保全と言うが、従来は維持管理委託者が行う軽微な保守点検の他は年に一度の定期点検整備で対応することを基本としていた。しかしながら年一度を基本とすると、その間に故障が発生することがありその補修に時

間、経費が多くかかること、定期点検時に過大な部品交換等を行うことになりやすい等の問題があった。

兵庫西では施設が大きく機器点数も多いことと上述の状況を勘案すると、年間を通じた施設保全業者を常駐させることにより、施設を常に適正な状態に保持することが、従来方式よりも操業上、経費上有利になると想定された。また当センターのある姫路市は工業地帯であり、保全業務を適正に実施しうる業者も存在することもあり、平成12年度公募により標記業務の実施に踏み切ったものである。

## 2 施設状況把握の改善

一方で施設の経年劣化が進んでいるが、業務の導入にともない施設の状況把握および保全状況は確実に改善されていると考えている。例えば施設の状況把握では、従来は十分な状況把握ができないため、故障の発生後事後に補修を行うことが多かったが、現在では点検時に振動等の指標が管理限界領域に近づいてきた場合、監視頻度をあげ、部品交換等のタイミングを計るようになってきている。またプラント関係のモーターだけでも773あるが、ベアリング等部品交換は頻繁に実施しており、現時点ではまだ100%満足できる状況まで達していないにしても、事後保全から予防保全に着実に改善しつつあると言える。

また業務委託には、機器カルテ、点検基準、整備基準、部品台帳等の作成業務が含まれている。機器カルテは設備管理システムとも呼んでいるが、機器の仕様、主要部品、故障履歴、補修履歴、点検結果を示すもので、順次コンピューター管理を進めつつある。故障の多くは維持管理業務委託者が発見するものであり、また補修については専門業者、維持管理業務委託者が行うものも多いこともあり、設備管理システムの運営は関係者の調整を図って進めていく必要があり、JSの主体的な関わりも必要である。一方各種基準、台帳等も主要なものから整備を進めており、それに則った点検整備が実施されつつある。

当センターは西播磨地区の下水汚泥を適正に処理すべく平成元年11月に熔融炉2炉により供用開始した。以来必要に対処するため順次施設整備を進めてきており、その施設は膨大なものとなっている。これらを適正な状態に保つために導入した施設保全管理業務委託は、次第にその効果を現しつつある。

第 3 編 資 料



## I 業 務

## 委託地方公共団体一覧表

(注) 1. 表中の数字は当該業務委託の年度である。  
2. 順序は都道府県、市町村、組合等の順とした。

都道府県名	都市名等	計画設計	実施設計	建設工事	技術援助	試験研究
北海道	北海道		56～13	61～13	59～60,62	8
北海道	室蘭市		57～59,6～10,13	49～53,58～60,7～11	51,9～13	
北海道	夕張市		3～5	4～7	7～13	
北海道	網走市				54	
北海道	留萌市		61～2	63～4		
北海道	苫小牧市					55～57
北海道	三笠市		元～3,7～8,13	3～6, 8～9	6～13	
北海道	登別市	54～55	61～元,6,10～13	62～3,6～8,11～13		
北海道	伊達市		54～59,2～6,11	56～62,元,3～7,11～12	54,3	
北海道	石狩市		59	60～61		
北海道	当別町		56～60,62,3,9,12	57～61,63～元,4～6,12～13		
北海道	知内町		8～9	10～12	13	
北海道	木古内町		12～13			
北海道	森町		9～13	11～13		
北海道	八雲町		63,4～6,8,10～11	元～2,5～9,13		
北海道	長万部町		63～3,7	2～5,8～9		
北海道	江差町		11～12	12～13		
北海道	乙部町		7～9			
北海道	熊石町		7～8			
北海道	奥尻町		9			
北海道	瀬棚町		7～9			
北海道	北桧山町		5～7,11～12	7～13		
北海道	今金町		10～13	12～13		
北海道	寿都町		8～9			

都道府県名	都市名等	計画設計	実施設計	建設工事	技術援助	試験研究
北海道	黒松内町		4~6,9	6~8,10~11	10	
北海道	二七〇町		7~8,12	9~13		
北海道	真狩村		7~9	9		
北海道	留寿都村		13	13		
北海道	喜茂別町		8~9			
北海道	京極町		56~60,62~63,6	59~63,7~8	61~13	
北海道	共和町			13		
北海道	岩内町			13		
北海道	古平町		12			
北海道	赤井川村		8~9			
北海道	栗沢町		63~3,9	元~5,10	4~13	
北海道	長沼町		60~63,4,9~10	61~2,4~5,10~13		
北海道	栗山町		61~元,4,7	62~3,5~8	2~13	
北海道	沼田町		61~63,4	62~2,5~6		
北海道	愛別町		61~元,3	63~2,4~5	3~13	
北海道	上川町	2~3	57~62,4~7,11	61~63,6~8,12~13	元~13	
北海道	東川町		5~6	6~8		
北海道	美瑛町		56~59,61~62	58~63	61~13	
北海道	上富良野町		62~元,5,10~11	元~3,6~7,11~13	3~13	
北海道	中富良野町		6~7	7~10,12~13		
北海道	南富良野町		7~8	8~10,12~13		
北海道	和寒町		60~63,2	62~元,3	2~4	
北海道	剣淵町		5~8	6~9		
北海道	朝日町		7~9	9~11,13		
北海道	風連町		5~7,12	6~9,13	9~13	
北海道	下川町		4~5,10	5~8,11~13		
北海道	美深町		3~4,7	4~6,8~9	12~13	
北海道	増毛町		7~9	8~12		
北海道	小平町		8~11,13	10~13		

都道府県名	都市名等	計画設計	実施設計	建設工事	技術援助	試験研究
北海道	苫前町		12~13			
北海道	羽幌町		10~12	11~13		
北海道	遠別町		8~9			
北海道	幌延町		8~9			
北海道	豊富町		9	11~13		
北海道	礼文町			12~13		
北海道	利尻町		9	11~13		
北海道	利尻富士町			12~13		
北海道	津別町		60~63,2,9,13	62~元,3~4,10~11,13	2~7,9~13	
北海道	斜里町		57~61,3,10~11	59~63,4~5,11~13		
北海道	端野町		4~6,9	5~8,10~11	7~13	
北海道	置戸町		4~5,7	5~6,8	7~13	
北海道	留辺蕊町		59~63,3,7	61~2,4,7~8	2~13	
北海道	佐呂間町		6~7,11	7~12	10~13	
北海道	湧別町		9	11~13		
北海道	滝上町		7~9	9		
北海道	西興部村		6~7	7~10	10~12	
北海道	豊浦町		62~2,5	元~3,4,6~7	4~13	
北海道	虻田町		54~62,5,12~13	54~62,6,11~13	9	
北海道	洞爺村		3~4	4~6,13		
北海道	大滝村		5~6	6~9		
北海道	早来町		9,12~13	13		
北海道	追分町		9~11	11~13		
北海道	厚真町		11~13	12~13		
北海道	鷓川町		5~6,10	7~12		
北海道	日高町		2~4	4~6		
北海道	門別町		61~元,4~6,11	62~7,12~13		
北海道	新冠町		6	7~8		
北海道	静内町		59~63,3,6~7,13	61~9,13	2~13	8,13

都道府県名	都市名等	計画設計	実施設計	建設工事	技術援助	試験研究
北海道	三石町		7~9,11	9~13		
北海道	浦河町		63~3,9,12	元~5,10~13	7~13	
北海道	様似町		6~8,11	8~12		
北海道	えりも町		9,10,12	11~13		
北海道	音更町				12~13	
北海道	上士幌町		5~7,10	6~9,11~12		
北海道	新得町		56~60,62,元,5~6	58~63,3,5~7	61~13	
北海道	清水町		56~60	58~62	61~13	
北海道	更別村		9			
北海道	大樹町		4~5,10	6~9,11~12		
北海道	足寄町		7~10	9~13		
北海道	陸別町		6~7	7~9,13		
北海道	釧路町		5,8~9,12	6~9,13		
北海道	厚岸町		4~6,8~9	6~11	10	
北海道	浜中町		8~9	9~11		
北海道	標茶町		57~62,2,9	59~63,3~4,11~13	63,10	
北海道	弟子屈町		7~9	8~11		
北海道	白糠町		8~10	10~13		
北海道	音別町		8~10	10~13		
北海道	別海町		63,6,9~10,13	63~4,7~8,11~13	63,8,13	
北海道	泊村			12~13		
青森県	青森県		55~元,9,11~13	56~2,11~13		
青森県	青森市		12			60~61
青森県	八戸市				53,7~13	
青森県	むつ市	5~7	8~12	10~13	13	
青森県	木造町		4~5,11~13	6~10,12~13		
青森県	鶴田町	3	4~6			
青森県	市浦村		12	12~13		
青森県	小泊村	11				

都道府県名	都市名等	計画設計	実施設計	建設工事	技術援助	試験研究
青森県	野辺地町		8~9			
青森県	七戸町	6,12~13	8~11	10~13	12~13	
青森県	十和田湖町	3	6			
青森県	上北町	6	9~11	11~13	12~13	
青森県	東北町	6~7	9~12	11~13	12~13	
青森県	天間林村	6,12	8~11	10~13	12~13	
青森県	六ヶ所村	7~9				
青森県	大畑町		11~13	13		
青森県	大間町	12	10~12	12~13		
青森県	三戸町	7,10				
青森県	田子町	7				
青森県	名川町	7				
青森県	南部町	7				
岩手県	岩手県	10	54~46,10~11	50~11	54,7	
岩手県	盛岡市		47			
岩手県	宮古市			59~元	59~63,7	
岩手県	大船渡市	2		4~7	3	
岩手県	花巻市		2~3	3~5		
岩手県	遠野市	2~4,7,11	3~8,11,13	5~8,11~12	4~5,7	
岩手県	陸前高田市	3	5~8,11	7~13		
岩手県	二戸市	5~7,9,11,13	8~10	9~13		
岩手県	雫石町		2~3	3~4		
岩手県	岩手町		9~11	11~13		
岩手県	西根町		12~13	13		
岩手県	紫波町	3,9,11	56~60,3~5,10	57~61,4~5,7,9~11		
岩手県	大迫町		6~9	8~9	10	
岩手県	湯田町			12~13		
岩手県	沢内村			12~13		
岩手県	前沢町	3~4	6~9	8~12	10	

都道府県名	都市名等	計画設計	実施設計	建設工事	技術援助	試験研究
岩手県	花泉町	2	4~5	5~8		
岩手県	大東町		13			
岩手県	東山町		7,9~10		10	
岩手県	住田町	8		12~13		
岩手県	大槌町	3	7~9,13	8~13	10~11	
岩手県	宮守村			11~13		
岩手県	田老町		8~9	10~12		
岩手県	山田町		8~9,13	9~12	8	
岩手県	岩泉町	63,3~4	5~8	8~11	7	
岩手県	田野畑村	7	12			
岩手県	軽米町		11~12			
岩手県	野田村		9~10			
岩手県	大野村		8~10	10~13		
岩手県	九戸村	3~4	6~8,10	8~11	10	
宮城県	宮城県			7		
宮城県	仙台市	58	59~10,13	59~13	61~63,6,9~10	10
宮城県	石巻市		49~53,62~63	52~56,62,元~2	62	53
宮城県	古川市		53~58,62~元	55~59,62~2	57,61,7~10	
宮城県	気仙沼市		53~58	54~59	57	54~55
宮城県	七ヶ宿町	2~3	62~63,3~4,7,9	63~元,4~9	9	
宮城県	山元町		元~4,6~7,9~10	3~5,8~11		
宮城県	松島町	58~59	61~元,3~6,12~13	62~2,4~8	56,58	
宮城県	中新田町	60~61	63~8,11	元~4,7~13	10	
宮城県	小野田町	8	2~3,9	3~5,10~12	4	
宮城県	宮崎町	61~62,6~7	63	元		
宮城県	色麻町	4~5,10,12~13	7~9	9~11	10	
宮城県	岩出山町	6~8,12	12~13			
宮城県	鳴子町	3~5	7~9	9~11	10	
宮城県	涌谷町		6~8,13	8~9		

都道府県名	都市名等	計画設計	実施設計	建設工事	技術援助	試験研究
宮城県	高清水町	5~6				
宮城県	瀬峰町	4~6	8~9,10	10~13		
宮城県	迫町	62~63,5~7,9~10	2~5, 8~11	3~6,9~11		
宮城県	登米町	6~7				
宮城県	東和町	4				
宮城県	中田町	5~7				
宮城県	豊里町		5~7,13	7~10,13		
宮城県	南方町	6~7				
宮城県	矢本町		3	3~4		
宮城県	雄勝町	4,9~11				
宮城県	桃生町	5~8				
宮城県	北上町	5~7,12~13				
宮城県	女川町	56,6~8				
宮城県	牡鹿町	5~7				
宮城県	志津川町	5~7				
宮城県	津山町	5~6				
宮城県	本吉町	5~7				
宮城県	唐桑町	7,9				
宮城県	歌津町	5~7				
宮城県	迫川広域公共下水道組合	11	12~13	10~13	13	
秋田県	秋田県	12	52~54,58~3,5~8,10~13	53~9	56,58	58~60
秋田県	能代市		53~58,62,13	55~61,63	59,11	
秋田県	本荘市		60~2,5~7,9~11,13	62~13	60	
秋田県	湯沢市	元~2	4~6,8,12	4~9,13		
秋田県	鷹巣町		5~9,12	7~11,13	13	
秋田県	森吉町		5~7,11	6~8,12~13	12~13	
秋田県	阿仁町	8~9		12~13		
秋田県	合川町	8~9				
秋田県	上小阿仁村	7~8		11~13		

都道府県名	都市名等	計画設計	実施設計	建設工事	技術援助	試験研究
秋田県	二ツ井町	4				
秋田県	八森町	4	9	11~13		
秋田県	藤里町	9		12~13		
秋田県	仁賀保町	2				
秋田県	金浦町	2				
秋田県	象潟町	2				
秋田県	矢島町	4	7~9~10,13	9~12		
秋田県	岩城町		61~62,7	元~3,8~9		
秋田県	由利町		3~4	4~6		
秋田県	西目町		6,10	6~7,11~13	5	
秋田県	大内町		7~9,13	9~11		
秋田県	西仙北町	3~4,6	7~8	8~9		
秋田県	六郷町		4			
秋田県	田沢湖町		56~59,62~ 元,3,10	57~60,元~6,11 ~12	61~62	
秋田県	協和町	3~4	6~9,12	7~8,10~11,13		
秋田県	雄勝町	12~13				
秋田県	羽後町	6~7	9~13	13		
秋田県	皆瀬村	9~10		12~13		
秋田県	仁賀保地区衛生施設組合		4~8,11~12	5~9,10~13		
山形県	山形県	8	55~13	56,58~13	58~62,元~6,8	
山形県	山形市	7~8				53~54
山形県	米沢市		56~62,3~6,9,11 ~12	57~元,4~6,8~ 9,12~13	2~3	
山形県	鶴岡市	63	58,60~62,元~3,7 ~8,10~13	51~55,59~4,9~ 13	50,52,63,6,13	
山形県	酒田市		59,61~63,2~ 4,7,9~10,12~13	51~55,59~6,8~ 13	50,53,58~59,13	
山形県	新庄市	55~56,元~2,8	59~63,4~5,7~ 9,11~12	60~元,4~6,11~ 13	7	
山形県	寒河江市		54~57,3,8~12	55~58,4~5,9~ 13	12	
山形県	上山市		52~55,60~61	53~57,60~62		
山形県	長井市		56~61,4~5,10~ 11	58~63,4~6,8,10 ~12	63~13	

都道府県名	都市名等	計画設計	実施設計	建設工事	技術援助	試験研究
山形県	天童市					55
山形県	尾花沢市	7~8		12~13		
山形県	西川町	5,11	7~8	9~13	10	
山形県	大江町		8~10	10~12		
山形県	金山町	5~6	8~11	10~13		
山形県	最上町	3~5	8~11	10~12		
山形県	舟形町	5~6	9	12~13		
山形県	真室川町	2,8	10~11	11~13		
山形県	大蔵村	6~8		13		
山形県	鮭川村	7~8				
山形県	戸沢村	5~6	8~9	10~12		
山形県	小国町	3~4	5~7,11~12	7~11,13		
山形県	櫛引町	2~3	4,11	5~6,9,11~12		
山形県	朝日村	5	7~8	9~12		
山形県	温海町	3,5	59~63,4,6~9	60~元,5~6,8~13	63,11	
山形県	遊佐町	元~2	3~4	5~6		
山形県	八幡町	元				
山形県	松山町	5,7	8~9	9~12		
山形県	平田町	4				
山形県	尾花沢・大石田 組合		10~11			
福島県	福島県		56~61,元~4,7,10 ~13	57~11		
福島県	福島市	元~2	3~6	5~6		
福島県	会津若松市		53~56,62,元~ 2,6,8,12~13	54~58,63~4,7~ 10,12~13		
福島県	郡山市	4	2,5,9,10	2~3,10~13	元,9	
福島県	いわき市				60	58~59
福島県	白河市	54~55	63~3,7,9~10,13	3~13		
福島県	須賀川市		11	12~13		
福島県	喜多方市	54~56,61~62	元~3,8~10	3~5,8~10,12~ 13		
福島県	相馬市		59~5,11	61~5,12~13		

都道府県名	都市名等	計画設計	実施設計	建設工事	技術援助	試験研究
福島県	二本松市	元～3				
福島県	安達町	元～3				
福島県	本宮町		61～62.3			
福島県	岩代町	7～8				
福島県	長沼町	6	7	8		
福島県	田島町	3～4	5～6	7～12	10	
福島県	桧枝岐村	8				
福島県	南郷村	6～7				
福島県	北会津村	5～7	9～12	11～13		
福島県	熱塩加納村	8		12～13		
福島県	北塩原村	4	4～5,8	6～9,11～13		
福島県	塩川町	63.3	9～12	11～13		
福島県	西会津町	4～5,8	7～9	9～12		
福島県	磐梯町	2～4	6～7,9	8～10,12～13		
福島県	猪苗代町	54,元	57～62,2,10～11	59～元,3～5,11～13	62～3	
福島県	会津坂下町					11
福島県	湯川村	6～7				
福島県	柳津町	8～9				
福島県	会津高田町	2,7～8	10,12～13	13		
福島県	昭和村	3,7				
福島県	西郷村	54～55				
福島県	棚倉町	57	4～5,12	6～8,13		
福島県	塙町	8～9				
福島県	石川町	4～5				
福島県	浅川町	7～8	13			
福島県	三春町	3	7～8	9～12		
福島県	滝根町	4～5				
福島県	常葉町	5				
福島県	船引町	4,6				

都道府県名	都市名等	計画設計	実施設計	建設工事	技術援助	試験研究
福島県	広野町	61～元,3,7,9～10,12	2～3,13	3～5,7～8	7	
福島県	楢葉町	元～2,5～9,13	2～4,6,11～13	3～8		
福島県	富岡町	60～61	62～2,4,6,12	63～9,13	13	
福島県	大熊町	2～3,9	5～7,10,12	7～9,13		
福島県	双葉町	55,60,63,2,8	59～62,2～3,7	60～63,3～5,8～9		
福島県	浪江町	58～59	62～元,3～4,6,12	元～3～5,7～9,13		
福島県	新地町	6～7	8～10	10～13		
福島県	鹿島町	2～3	5,8～9	9～12	8	
福島県	小高町	元～2	4～7,11	6～8,12～13	13	
福島県	双葉地方広域市町村圏組合	11				
茨城県	茨城県		58～59,62～2,5～8,11～12	50～53,59～60,62～3,6～9,13		58～59,2
茨城県	水戸市	8～9,11	57～58,61	55～61	52～53,60	
茨城県	日立市		54	55～57		
茨城県	土浦市		47			
茨城県	下館市		51～53	52～56	7～8	
茨城県	結城市				61～8	
茨城県	水海道市		9～12	11～13		
茨城県	岩井市		63～3,5～8	元～10		
茨城県	牛久市			4～6	4	
茨城県	つくば市		62	62～元		
茨城県	ひたちなか市		52～53,56～59,6,10,13	51～55,57～58,3～5,7～9,11～12	50,55,2,4～5,8,13	
茨城県	鹿嶋市		54～59,元～2	56～61,元～4	59～13	
茨城県	潮来市	49～50	48～49,51,5～7	48～55,59,6～8	50～53,57～58,7	
茨城県	茨城町		9～13	13		
茨城県	内原町		4～7,10～11	6～9,13		
茨城県	友部町		62～63	63～元		
茨城県	岩間町		9～12	10～13		
茨城県	神栖町	51				
茨城県	波崎町		3,8	4～6,8	2	

都道府県名	都市名等	計画設計	実施設計	建設工事	技術援助	試験研究
茨城県	江戸崎町		12~13			
茨城県	美浦村		11~13	13		
茨城県	阿見町		11~12	12~13		
茨城県	総和町		54~58,4,7,10~13	55~60,4~5,8~9	13	
茨城県	守谷町	4	7~8,10~11	5~12	6,11	
茨城県	行方南部下水道組合	55				
茨城県	筑南地方広域行政組合		12~13	13	10~11	
茨城県	友部・笠間広域下水道組合		2~3,4,6~9,11~12	2~3,4~5,7~10,13	元,9	
茨城県	谷和原・伊奈下水道組合		6~9,12~13	8~9,12~13	6,13	
栃木県	栃木県	13	51~61,63~13	52~13	56,62,4~10,13	5,7
栃木県	宇都宮市		48,55~59,61~5,7~10,13	49~13	50~51,53,57,59,2,4~5,12	
栃木県	足利市		47,54~56,元~2,6,11~12	48~53,55~58,2~9,12~13	50~52,7~13	
栃木県	佐野市		47,60,62~63,13	48~51,61~元	50~51	
栃木県	鹿沼市	49~50	47,58~59,62,5~11,13	48~51,59~60,63~元,5~12	50~51,8~9	
栃木県	日光市	50	6~8,10,12	6~13	49,5	
栃木県	小山市		55~57,9,11,13	48~51,56~59,10~13	49,7~8,10,12~13	
栃木県	真岡市		53~56,61,3~4,6~12	54~58,61~2,4~13	63,4,9	
栃木県	矢板市		61~元,8~9	63~2,9~13		
栃木県	黒磯市		49~50,元,3~4,8~10,12	51~55,4~7,9~13	52,8	
栃木県	上河内町		12~13			
栃木県	河内町		3~6	5~7		
栃木県	粟野町		6~8,13	7~11		
栃木県	二宮町		3~4	5~7,13	12	
栃木県	益子町		60~63,13	61~3	13	
栃木県	茂木町		10~13	12~13		
栃木県	市貝町		11~13			
栃木県	芳賀町		12~13			

都道府県名	都市名等	計画設計	実施設計	建設工事	技術援助	試験研究
栃木県	壬生町		5,9	6~8,10~11	6,13	
栃木県	野木町			60	57,59	
栃木県	栗山村	63	53,元	54~57,元~2	63	53
栃木県	藤原町		63,3,10~13	元,4~5,7,10~11	57	
栃木県	氏家町		63~4,7~11	元~12		
栃木県	高根沢町		2~3,8~10,12	4~5,8~13	2	
栃木県	喜連川町		9~10	11~13	12	
栃木県	南那須町		6~7	8~11		
栃木県	烏山町		10~12	12~13		
栃木県	馬頭町		12~13			
栃木県	小川町		2~3,6,8	3~5,7~8		
栃木県	黒羽町		9~11	11~13		
栃木県	那須町		54~58,元,3,9~10	55~59,2~4,11~13	12~13	
栃木県	塩原町		56~60,63~元,4	58~61,63~2,4~6	57,62	
群馬県	群馬県	50	53~57,59~60,62~4,6~13	54~13	50,59~62,7,11~13	57
群馬県	前橋市					50~51
群馬県	高崎市	4~9,11	7~11	9~13	34,13	
群馬県	桐生市					53~54,57,3~5
群馬県	太田市	56,61,2	57~元,3,5,8~12	58~3,6~13	53,5,13	
群馬県	館林市		61~63,9,11~12	61~6,8~13	60,3,5,7,9~11	
群馬県	子持村		13			
群馬県	伊香保町		3	4~5	5,7~13	
群馬県	中之条町	60,63~2,4~5,7~8	56~61,2,4,10~13	60~62,2,4~5,11~13	60~13	
群馬県	吾妻町		10~12	12~13		
群馬県	長野原町		10			
群馬県	草津町				63	
群馬県	白沢村		7~9	9~12		
群馬県	利根村		8~9	10~12		
群馬県	片品村	6~7	8~9	10~13		

都道府県名	都市名等	計画設計	実施設計	建設工事	技術援助	試験研究
群馬県	板倉町		6~8	7~9	6,10~13	
群馬県	明和町		11~12	12~13		
埼玉県	埼玉県		50,52~55,61, 元,3,4,7~9,13	52~58,60~5,9~ 13	62,元~5.8	63~元,3~5
埼玉県	川越市		53~55,59~62,4	47~49,53~56,60 ~63,4~5	59,3,5	
埼玉県	熊谷市		49,9	50~53	50~51	
埼玉県	行田市		48,57~60	49~53,58~62	50~51,54,58	
埼玉県	秩父市		48,62~63,2~5	52~55,62~2,6~ 7	52,54,13	
埼玉県	所沢市		55~56	56~58		
埼玉県	飯能市		50~51,54,8~9,11	51~55,9~11	2,5,10	
埼玉県	加須市		54~57,3,5~6	55~58,4~8	54	
埼玉県	本庄市		56~60,63,2~ 3,5,9~10	57~61,元~6,10 ~12	61~元,10	
埼玉県	東松山市		47,53~56,58~ 60,4~5,9,12	48~52,54~61,5 ~10,13	50~52,55,9~11	
埼玉県	岩槻市		2~3	3~6		
埼玉県	春日部市	49	10~11	11~13		
埼玉県	羽生市	49	55~60,62, 元,4,7,13	57~62,元,5,8	61~13	
埼玉県	深谷市	51~52,13	49~50,54~58, 元,3	55~60,元,3~4,9	60~13	
埼玉県	草加市	58~59				
埼玉県	越谷市		52~53,61~元,7 ~8	53~55,59~2,4~ 5,7~9	58~61,4	
埼玉県	鳩ヶ谷市		53~54	54~57		
埼玉県	富士見市		4	5~7		
埼玉県	日高市		58~5,8~9	60~8,10~12	63~3	
埼玉県	吉川市		62~63	62~元		
埼玉県	さいたま市		61~62	62~63	60~61、63	
埼玉県	横瀬町		8~10,12~13		11	
埼玉県	美里町	13				
埼玉県	神川町	5,11~12				
埼玉県	上里町	5				
埼玉県	妻沼町	6	8~11	10~13		

都道府県名	都市名等	計画設計	実施設計	建設工事	技術援助	試験研究
埼玉県	岡部町		4~7	5~9		
埼玉県	寄居町		2			
埼玉県	騎西町		元	元~3		
埼玉県	松伏町		3	3~4	2	
埼玉県	庄和町		3	4~5		
埼玉県	坂戸・鶴ヶ島下水道組合	12~13	54~56,63~5	55~59,63~7	元,6,12~13	
埼玉県	毛呂山越生鳩山公共下水道組合		56~58,60~63,7~13	60~元,6~13	元~5,7	
千葉県	千葉県		49~ 50,52,54,56,59~ 5,7~8,10~13	49~13	49,51,54,3,8	元~4
千葉県	千葉市	3~6	2~5,7~11,13	3~7,9~13	49	
千葉県	銚子市		13		58~62,12	
千葉県	船橋市		58,60,62~元,3~ 13	59~2,4~13	58,4,8,13	
千葉県	館山市	63~2	4~7	5~10	8	
千葉県	木更津市		63~3,5,8,12	元~5,13	25,8	
千葉県	松戸市		54~55,57,12	55~57,13	53~54	
千葉県	佐原市				56,7~9	
千葉県	茂原市				7~13	
千葉県	東金市	58	54~58,63~元,10 ~11	56~60,元~3,11 ~13	3,11	
千葉県	八日市場市	元				
千葉県	旭市	57,4	7~10	8~12	10~11	
千葉県	習志野市		53~58,60~8	55~59,61~9	59,4	
千葉県	勝浦市	5~10				
千葉県	市原市				55	
千葉県	鴨川市	元~6				
千葉県	袖ヶ浦市		63~2,5~8	元~3,7~9	58,5~7,9	
千葉県	関宿町	63,元	63,2~5,7~10	元~6,8~11	元,6	
千葉県	小見川町		元,4	61~63,2,5~8	61,元~10	
千葉県	大網白里町	58	61~7,9~11	61~10,12~13	57,61,63~ 元,3,5,8,11	

都道府県名	都市名等	計画設計	実施設計	建設工事	技術援助	試験研究
千葉県	九十九里町	2,5,8				
千葉県	一宮町	4				
千葉県	睦沢町	2				
千葉県	長生村	元~3	4~7,10~11	6~12		
千葉県	長南町	3~6,8,10				
千葉県	大原町	3~5				
千葉県	天津小湊町	49				
千葉県	君津・富津広域 下水道組合	12	13	13	12~13	
東京都	東京都			50~13	55	52,61~63
東京都	八王子市		49~50,53~54,61 ~63,2,4~8	50~57,60,62~13	60,3~6,13	3
東京都	青梅市	12~13				
東京都	町田市	49,56,59	53~55,57,59~ 9,11~13	48~58,60~13	50~51,57,62,2~ 13	52
東京都	小平市			4~7	2~7	
神奈川県	横浜市			50~54,58~13		62~63
神奈川県	川崎市			50~54,59~13	53,55,62	53,55,60~61,63~ 元
神奈川県	鎌倉市		55~57,59,62~3,5 ~6,9,12	55~61,63~10,12 ~13	54,57~60,62~ 63,2~3,5~7	
神奈川県	藤沢市	5~6,8~9,11				2~4
神奈川県	茅ヶ崎市		3~5	3~7	2	63~元
神奈川県	三浦市		5~6,9~10,12~ 13	7,9~13		
神奈川県	秦野市		52~54,61,4~6,12	53~56,62~63,5 ~7,13		
神奈川県	大和市		50,53,55,59~9,11	52~56,59~13	52~53,元	4~5
神奈川県	綾瀬市				62~13	
神奈川県	葉山町	5~6,11~13	4~9	4~11	11	
神奈川県	松田町	2				
神奈川県	箱根町	58	58~62	61~2,6~9		
神奈川県	真鶴町		12		13	
神奈川県	湯河原町		9,11~12	5~7,10~11,13	5,11	
新潟県	新潟県		50~53	52~55	53~56	54~56

都道府県名	都市名等	計画設計	実施設計	建設工事	技術援助	試験研究
新潟県	新潟市				48	
新潟県	長岡市		47	48～51	50～51	
新潟県	三条市		55～57,59,63～ 2,4,8～9	56～61,元～7,10 ～13	9	
新潟県	柏崎市	12	50～51,53～54,62 ～2,4,7,9～13	52～56,63～6,8～ 13	60,8～9,11～13	
新潟県	新津市		51～52,55～57	52～61	58～59	
新潟県	加茂市		56～63,6～7	59～2,8		
新潟県	十日町市	2	52～57,3～4,7,13	54～58,3～8	58,12	
新潟県	村上市	10～12	5,7,12～13	6～11,13	12	
新潟県	燕市				8～13	
新潟県	栃尾市	12	56～元,4	58～62,元～6,8	61～13	
新潟県	糸魚川市		62～3,7～8,12～ 13	元～10,12～13	5,12～13	
新潟県	新井市		56～63,3～6,12～ 13	60～元,4～7,13	2,12	
新潟県	上越市		55,58～63,3,6～ 8,10～13	59～元,4～5,8～ 13	7～8,13	
新潟県	豊浦町				7～13	
新潟県	栄町	5～6	8～10	10～13		
新潟県	湯沢町	58,4～5	61～3,6～9	62～5,8～11	5～6	
新潟県	津南町	5,10,13	7～10,12～13	8～13		
新潟県	中里村	2	4～5,9,11	5～8,10～11	8～13	
新潟県	妙高高原町		55～62	56～63		
新潟県	中郷村		9～10	11～13		
新潟県	妙高村	4,7,10			10	
富山県	富山県	48	56～63,2～11,13	58～13	58,61,7,9,13	10～12
富山県	富山市		2～5,8～11	3～6,9～12	2	
富山県	高岡市		2～3	3～5		
富山県	新湊市	59	59～61,元	60～63,2～3	58,62	
富山県	魚津市	48,59,61～62	62～2,5～10,12	62～3,5～13	3～4,9	
富山県	氷見市	50,60～61,8	52～56,2～4,12	54～58,3～5	56,5,11～12	
富山県	滑川市		59～63,2～3,6,12	61～元,3～4,7～ 8,13	2,7	62

都道府県名	都市名等	計画設計	実施設計	建設工事	技術援助	試験研究
富山県	黒部市	60～61,3～4	63～3,6～8,10	63～6,8～13	62,9	
富山県	小矢部市	48～49				
富山県	大沢野町		63～3,6～7,9～10,12	元～3,7～8,10～13		
富山県	大山町		8～9	9～11	8	
富山県	上市町	2	3～4,8～9	3,10～11	2	
富山県	宇奈月町	50,52	54～56,58～62,10～11	56～62,11～13	61	
富山県	入善町	3,5～6	9～11	11～13		
富山県	朝日町	49				
富山県	婦中町		62	62～63		
富山県	山田村	59～60	62～63,6～9	63～元,7～11		
富山県	細入村		11～12	13		
富山県	大門町	62～63	3	4～5		
富山県	大島町	63				
富山県	平村		5～6,9～10	7～8,10～12		
富山県	上平村	3	4～5	5～6		
富山県	福野町	48				
富山県	中新川公共下水道事務組合	56～58	元～3,8～11	3,7,9～13	5,12～13	
石川県	石川県		60～63	61～元		2～3
石川県	金沢市	11				
石川県	輪島市	5～6	7～13	9～13		
石川県	松任市		55～60,62～63,3,5,8～11,13	56～元,3～6,9～13	60～2	63～元
石川県	内灘町		60～62,3～5,10,12	59～元,3～6,10～11	58～62,2～7	
石川県	志雄町		8～10,12	9～13		
石川県	鳥屋町		5～6	7～9		
石川県	中島町		5～8	7～9		
石川県	鹿島町		5～6,10～13	7,12～13	6	
石川県	鹿西町		3,7～8	4～5,8～9		
石川県	穴水町	5～6	7～10,12	9～13		
石川県	能都町		7～9,12～13	9～13		

都道府県名	都市名等	計画設計	実施設計	建設工事	技術援助	試験研究
石川県	内浦町		5~7,10~13	8~9,13		
石川県	宇ノ気七塚都市計画下水道組合		60~2,13	63~3		
福井県	敦賀市	12~13	10,13	10~12	9~13	
福井県	武生市	61~63,7,11	50~53,61~62,4,7,10~13	51~55,62~元,4~6,8~13	62~元,3~5,8	
福井県	小浜市		60~3,5~7,9~10,12~13	62~11,13	5	
福井県	勝山市		55~58,4,7,10	58~60,5~12	2~13	
福井県	鯖江市		52~55,60~63,5~6,9~10	54~58,61~元,6~9	63~10	元~2
福井県	美山町	7~8	10~11	12~13		
福井県	永平寺町	52,55	52~53,55~61,2~8	52~53,55~61,元~9	63~元,5,9	
福井県	今立町		12			
福井県	南条町		2	3~7	6	
福井県	朝日町		56~59,62,5,8~9,12	57~60,63,6~9,12~13		
福井県	宮崎村			62~63	59,61	
福井県	織田町		3~4,6	4~11		
福井県	清水町		2~6,10,12	4~13		
福井県	三方町		7~9,12	9~13		
福井県	美浜町		2~5,10~11	4~7,11~13		
福井県	上中町		6,8~10	7~11		
福井県	高浜町		5~7,11~12	7~13	10	
山梨県	山梨県		5		60~13	
山梨県	甲府市	59			58	59
山梨県	韮崎市	60,62				
山梨県	三珠町	60				
山梨県	市川大門町	60				
山梨県	六郷町	2~3	7~8,12	8~11,13		
山梨県	増穂町	60,62				
山梨県	鵜沢町	60,元				
山梨県	早川町		63	元		

都道府県名	都市名等	計画設計	実施設計	建設工事	技術援助	試験研究
山梨県	身延町	2~3,8,10	2,6	元,3,7		
山梨県	竜王町	60~61				
山梨県	敷島町	60				
山梨県	玉穂町	60,63				
山梨県	昭和町	60~61				
山梨県	田富町	60~61				
山梨県	八田村	60				
山梨県	白根町	59~60				
山梨県	若草町	60,62				
山梨県	櫛形町	60				
山梨県	甲西町	60~61				
山梨県	双葉町	60,62				
山梨県	高根町					62~63
山梨県	長坂町		5	6~7		
山梨県	小淵沢町	63	3~5	5~7		
山梨県	小菅村	56	58,60~62,3~4	61~63,3~4		
山梨県	丹波山村	56	58~61,2	60~62,3	62	
長野県	長野県		50,55~56,59~13	50~13	59,5~13	58~61,12
長野県	長野市		52~55,58~61,63 ~3,6~13	53~56,59~13	60,5,8~10	
長野県	松本市	54~56	58~元,3,5~10,12	60~元,4~12	7,9~10	
長野県	上田市		62~2,4~13	元~13	4~6,11	
長野県	飯田市	7~11	5~6,8~13	6~13	5,7~8,11~12	
長野県	小諸市	56~58,3~4,6~ 9,11~13	59~63,4~5,11~ 13	61~元,4~9,13		
長野県	伊那市	58,63~元,3~10	元~3,5~12	2~6,8~13	10~12	
長野県	駒ヶ根市	61~63,3~4,8~9	2~6,10~11	4~8,10~13		
長野県	中野市		54~57,59,元~2,4 ~5,7~10	56~60,63,2~3,5 ~12	59~60,62,10	
長野県	大町市	63~2,5~11	3~5,12~13	5~9		10
長野県	飯山市	4~7,10	63~2,4~12	元~3,5~13	10	
長野県	塩尻市		52,56~58,元,5~ 6,10,12~13	57~60,元~2,5,8 ~10,12~13	55,62~13	

都道府県名	都市名等	計画設計	実施設計	建設工事	技術援助	試験研究
長野県	臼田町	5				
長野県	佐久町	3.5				
長野県	小海町	4~5				
長野県	川上村	4~5	7~9	9~13		
長野県	南牧村	2~3,5~6	4~5,7	5~6,9		
長野県	八千穂村	5				
長野県	軽井沢町	58~59,62,4~5,7 ~9	63~元,3~4,6,8~ 10,13	63~7,10~13	13	
長野県	望月町	2~3	5~7	6~10	7	
長野県	御代田町	61~62,元~2,10 ~11	3~10,12~13	5~13		
長野県	立科町	2~4	5~7,10	7~12	8	
長野県	浅科村	2~3,10,13	4~5,10	5~8,10~13		
長野県	北御牧村	2~4	7~8,11	9~10,12~13		
長野県	丸子町	57,元,3,8~9,12~ 13	59~61,元~2,6~ 13	60~63,2~4,8~ 13	62~元,6~8	
長野県	長門町	3~4	6~8,10~12	7~13		
長野県	東部町	57~58	60~元,5,7~8,10 ~11	62~3,5~13	6~7	
長野県	真田町	2,7,9~13	3,5~7,13	4~9,13	12	
長野県	青木村	元~2	3~5,10	4~8,11~12		
長野県	富士見町		4~5,7~8	5~11		
長野県	高遠町	62~2,5~7,12~ 13	元~2,6	2~5,7~9	4~5,7~8	
長野県	辰野町	60,62,2~3	63~2,4~7,9~13	元~13		
長野県	箕輪町	61,63,6~9	2~4,11~12	3~6,9~13	11	
長野県	飯島町	元,5~6,9,11,13	7~10	9~12		
長野県	南箕輪村	元~2,4,1~8,10~ 13	5~7,10~13	6~9,11~13		
長野県	中川村	4	12	8,13		
長野県	宮田村	60~62,2~3	63~2,5,10	2~8,11~12		
長野県	松川町	2~4	5~8,12	7~9,13		
長野県	高森町	3,6	7~10	9~11		
長野県	阿智村	3,7	5~6,9	6~9,12		

都道府県名	都市名等	計画設計	実施設計	建設工事	技術援助	試験研究
長野県	天龍村	7		11~12		
長野県	喬木村	3,7	4~6,8	5~11	9	
長野県	豊丘村	3,6	4~5,9	5~8,10~11		
長野県	南信濃村	6	8~9	9		
長野県	木曾福島町	3	5~7,11~13	6~9,12~13		
長野県	上松町	8~9	12~13			
長野県	南木曾町	63,4,7	8~10	10~11		
長野県	榑川村	7~8		11~13		
長野県	木祖村	6~7	9~10	11~12		
長野県	日義村	3~4	5~8	6~9		
長野県	大桑村	10,12	12~13	13		
長野県	山口村	4,8,12	6~8	6~9,13		
長野県	明科町		5,7~10	8~12		
長野県	四賀村	4~5	7~8,11	8~12		
長野県	麻績村	5~6,11	7~9	8~9		
長野県	坂井村	5				
長野県	波田町	63~元	2~4,6~9,11~13	3~13	11	
長野県	山形村	2~3	4~6,10	5~8,10~12		
長野県	朝日村	2~3	4,6,8	5~9		
長野県	豊科町	元,3				
長野県	穂高町	61,63~元				
長野県	安曇村	61~62	63~2	元~3		
長野県	池田町	3~4,8,10	6~7,9~13	10~13	9	
長野県	松川村	5~6	7~10,12~13	9~13		
長野県	白馬村	62~元	元~3,6,10,12	2~5,7~13		
長野県	小谷村	3	5,8	8~12	7	
長野県	高山村	8~9	10	11~12		
長野県	山ノ内町	2~3,8~10	55~60,4~6,9,12	59~62,元,3,5~11		
長野県	木島平村	63~2,5,9	3~4,12	4~7,13		

都道府県名	都市名等	計画設計	実施設計	建設工事	技術援助	試験研究
長野県	野沢温泉村	5,11	51~52,55~56,4,6,12	52~54,56~57,6~9,12~13	4~5,7,10	
長野県	信州新町	4~5	7~8	9		
長野県	豊野町		9~10	11~13		
長野県	信濃町	63~元,6~7	2~3,8,13	3~7		
長野県	牟礼村	4~7				
長野県	三水村	4~5				
長野県	戸隠村	2~3,7	4~6,8,10	5~11		
長野県	鬼無里村	5~6	7	8~9,13		
長野県	小川村		5~6,8	6~7,9		
長野県	中条村	8				
長野県	豊田村	10	12	13		
長野県	川西保健衛生施設組合		4~5,8,12	5~13	8	12~13
長野県	南佐久環境衛生組合	6,10	7~12	9~13	13	
長野県	飯綱行政組合	6~7	7~8,11	8~13		
長野県	木曾広域連合	11	12~13	13		
長野県	佐久下水道組合		2~3,6~11,13	2~6,8~13	2,9,13	
長野県	白樺湖下水道組合		52~56,59,63,7~8	53~59,63~2,8~10,12~13	6	
岐阜県	岐阜県	48	10,13		3~7	6~8
岐阜県	大垣市		51~55,6~8	52~57,7~9	13	
岐阜県	高山市		48,4~7	49~54,56~57,59~60,4~9	50~51,54~55	
岐阜県	中津川市		55,59~63,6~13	61~元,8~13	50~52,63~11	
岐阜県	美濃市	62,2~3,5,7,11~13	4~6,8~10,13	5~8,10~13	12~13	
岐阜県	瑞浪市		10,12	10~13		
岐阜県	羽島市	63~2,5~6	3~4,6~10	7~12		
岐阜県	恵那市	57~58	49~50,4,8~11	51~53,5~13	62,5~7,9,13	
岐阜県	美濃加茂市		10~12	11~13	13	
岐阜県	土岐市		49~50,55,7~9,11~12	55~60,2~3,7~11,13	55~57,元~2,6,8	
岐阜県	可児市		62	62~元	元	

都道府県名	都市名等	計画設計	実施設計	建設工事	技術援助	試験研究
岐阜県	海津町	11~12	3~6,11~13	4~9,11~13		
岐阜県	平田町		4~5,7~8,11~12	6~10,12~13		
岐阜県	南濃町		2~10	3~11	6	
岐阜県	養老町	2~3,5	6~9	8~12		
岐阜県	上石津町		6~9,11~13	8~11,13	8,13	
岐阜県	垂井町		6~11	9~13		
岐阜県	関ヶ原町		5~8,10~11	7~12		
岐阜県	輪之内町	4,7~8	10~12	13	12	
岐阜県	安八町	63~3,7,12~13	4~6,11	5~9,12~13		
岐阜県	墨俣町		11~12			
岐阜県	大野町	4				
岐阜県	池田町	3~9	10~12	12~13		
岐阜県	北方町		4~8,10~12	5~13		
岐阜県	本巣町		10~13	13		
岐阜県	巣南町		10~12	12~13		
岐阜県	高富町	12~13				
岐阜県	洞戸村		6~7	8~11		
岐阜県	武芸川町		5~8,10~13	7~13		
岐阜県	上之保村	8	7~9			
岐阜県	八幡町		7~10,13	9~13		
岐阜県	大和町		5~7,11	6~8,12~13		
岐阜県	白鳥町		7~9	9~13	10	
岐阜県	高鷲村		元~2,7~9	2~6,9~11,13		
岐阜県	和良村		6~8	8~12		
岐阜県	富加町		6~9	8~11	10,12~13	
岐阜県	八百津町		5~6	6~7		
岐阜県	笠原町	3~5,13	6~10	7~12	12	
岐阜県	坂下町		6~8,10,13	7~11		
岐阜県	付知町		5~7,10	6~12		

都道府県名	都市名等	計画設計	実施設計	建設工事	技術援助	試験研究
岐阜県	福岡町		7~10,12	10~12		
岐阜県	蛭川村	12	5~6	8~9		
岐阜県	岩村町	元	2~5,9	3~6,9~10	6~13	
岐阜県	明智町		8~9,11~12	12~13	10~11	
岐阜県	萩原町	4~5,8,12~13	5~8,11~12	7~11		
岐阜県	下呂町	3~9,12	4~12	5~13	4,12	
岐阜県	金山町		5~8,12	7~11,13		
岐阜県	白川村		3~5	4~8	11	
岐阜県	古川町		3~7,10~11	5~8,10~13		
岐阜県	国府町		7~8,10~11	9~13	10	
岐阜県	神岡町		8~13	11~13		
岐阜県	上宝村		63~2,4~10,12~13	63~元,3~4,6~13		
静岡県	静岡県	10~11	53~58,61~3,4~13	53~3,4~10,12~13	3,10~13	54~59,63
静岡県	静岡市	60~61				
静岡県	沼津市	元~2,5~7	48,8~13	49~53,9~13	50~52,元~2,8~12	53
静岡県	清水市	60		51~55	50	
静岡県	熱海市	52~54	55~60,62,4,9~11	55~63,5~13	53,55,57,62,元~3	53~55
静岡県	富士宮市		51~54,60,7,12~13	52~56,61~62,8~10,13	53,7	
静岡県	伊東市	49,61~63,4~6	55~56,60,63~元,3~6,8,10~13	8~55,57~3,7~13	50,52~54,60,63,3~4	
静岡県	島田市		元~3~5	3~6		
静岡県	富士市		51~52,57~元,4~13	50~54,59~元,3,5~13	2,5,8	
静岡県	磐田市				13	
静岡県	焼津市		4~5	5~7	9	
静岡県	掛川市		8~10,12~13	10~13		
静岡県	藤枝市		55~59,3~6,9,11,13	56~2,4~8,10~13	60~61,63~元,3,12	
静岡県	御殿場市	4	元~3~7	2~9		
静岡県	袋井市		5~8,11~13	7~13	63,9	
静岡県	下田市	58,2	62~2,元,8,10~11	元~3~4,6~7,9~13	6~13	

都道府県名	都市名等	計画設計	実施設計	建設工事	技術援助	試験研究
静岡県	湖西市	62～63,5～6	7～11	9～13		
静岡県	東伊豆町	元～3				
静岡県	南伊豆町		6～10	9～12		
静岡県	修善寺町		2	2～3	元	
静岡県	土肥町		55～59,63	56～63	55,57～58,61～63	
静岡県	天城湯ヶ島町		3～6,13	5～7		
静岡県	中伊豆町		5～9	7～11		
静岡県	清水町			13		
静岡県	小山町		7～9,11	8～13		
静岡県	御前崎町	2,5～9				
静岡県	相良町	4～5,8～9				
静岡県	大須賀町	13	11～13			
静岡県	浜岡町		5,7～8,11～12	4～13	3～4,7,13	
静岡県	菊川町		12～13			
静岡県	大東町		8～11	10～13		
静岡県	春野町	5～6,11～12	7～9	9～12		
静岡県	浅羽町		8～10,12	10～13		
静岡県	豊岡村		8～12	10～13		
静岡県	佐久間町	63～元,2,7～8	4～6	5～8		
静岡県	水窪町	7～8				
静岡県	新居町	60～63,5～6	7～11	9～13	13	
静岡県	細江町	元,3	5～9,13	7～10,13		
静岡県	引佐町		3～6,10	5～8,11～12		
静岡県	三ヶ日町		13			
愛知県	愛知県		59～2,4～6,9～13	5～13	2,4～5	61～63,10～11
愛知県	名古屋市			60～52,元～8		
愛知県	豊橋市				6～7	53～54
愛知県	岡崎市	58,11～12	57～58	53～54,58～59,61 ～2	53	
愛知県	一宮市	10～11	57～5,7,9～13	58～13	2～3,8～9,12	

都道府県名	都市名等	計画設計	実施設計	建設工事	技術援助	試験研究
愛知県	瀬戸市	59	59～元,3,5～10	61～2,6～11	60,2,9,11	
愛知県	半田市		53～54,元～6,8,10 ～12	54～58,2～13	2～8	
愛知県	春日井市	54,8	48～51,55～56,63 ～7,10～11	60～51,58～58,元 ～9,11～13	元,3,7,9	
愛知県	津島市	58～59,8	59～62,元,7	60～元,7～9	62～63,6,10	
愛知県	豊田市	58～61	60～61,2～8,10～ 13	60～62,2～8,10～ 13	59～60,元,3～5,7 ～9,13	
愛知県	蒲郡市			48～52	52	
愛知県	常滑市	58,元～3,11～12	7,9,10～13	8～13	10～11	
愛知県	東海市	2,7	59,60～元,3～8,13	59～13	58,元～13	
愛知県	大府市		11～12	13		
愛知県	知多市	51	52～56,59～60,62 ～63,2,5	54～58,60～7	4,6～7	
愛知県	尾張旭市	55,59～61,元～ 2,9,11	58～60,3,6～11	57～61,4～6,8～ 12	60～13	
愛知県	日進市	58,63,3,7～9,13	59～62,2,4～ 6,8,10～13	60～元,3,5～13	9,12	
愛知県	長久手町	59～60,63～2,10 ～11	2～5,8～9,13	3～8,10～11,13	3～4,10～13	
愛知県	西枇杷島町		元,4～5,7～8	元～7,10～13	63～3,12～13	
愛知県	新川町		12	12～13	12	
愛知県	東浦町		12～13	13	13	
愛知県	南知多町	3,7				
愛知県	美浜町	3,7～8				
愛知県	三好町		元	元～3	63	
愛知県	田原町	60～61	62～元,5～6,12～ 13	63～3,6～9,13		62
愛知県	赤羽根町		10～13	12～13		
愛知県	渥美町		10～13	12～13		
愛知県	尾西地方特定 公共下水道管 理組合				61,2～3	
三重県	三重県		元～4,6,10～12	元～5,7～13	60～63,7,9,13	
三重県	四日市市		53,55,57,62,元,3～ 4,6	53～59,62～8	53～58,元,5～7	
三重県	伊勢市		6～8,10	8～12		
三重県	松阪市	48	62～63	61～2		

都道府県名	都市名等	計画設計	実施設計	建設工事	技術援助	試験研究
三重県	桑名市				7~12	
三重県	上野市	元~2	3~4,12~13	4~8,12~13	2	
三重県	鈴鹿市	49,51,54	3,5~7	4~8	48	
三重県	名張市	60~62,3,8~9,10	10~13			
三重県	鳥羽市		3~6	5~8		
三重県	長島町	3	6~12	8~13	12	
三重県	木曾岬町	62~8	元~8	3~5,7~11	2	
三重県	川越町		58~62,9	59~63	61	
三重県	河芸町		13			
三重県	芸濃町		9~10	10~12		
三重県	美里村	10	12~13			
三重県	香良洲町		13			
三重県	一志町		4~6	5~8		
三重県	白山町		5~6,12	6~7		
三重県	明和町		10~11	13		
三重県	宮川村		11~12	13		
三重県	玉城町	7,10	9~11	13	12	
三重県	二見町		3~4,6,9	3~5,7~8,10~11	2,9	
三重県	小俣町		5~7,10~11	7~13		
三重県	伊賀町		4~6,10	6~11		
三重県	島々原村	8	10~11	11~13		
三重県	阿山町	9,12				
三重県	浜島町		11~12	12~13		
三重県	大王町		9~11	11~13		
三重県	阿児町		6~7,9~10	10~12		
三重県	磯部町		6~7,10	8~9,11~12		
三重県	御浜町		7~8	9~13		
滋賀県	滋賀県		48,52~5,7~13	53~13	47,57~61,5,7~13	48,51~4,6~13
滋賀県	大津市		元~2	2	6~13	

都道府県名	都市名等	計画設計	実施設計	建設工事	技術援助	試験研究
滋賀県	近江八幡市		54,4	55~57,4	54	
滋賀県	八日市市					60
滋賀県	志賀町		2~3	3~4,13	13	
滋賀県	土山町	元~2,7	4~7,10	5~9,11~13	9~10	
滋賀県	信楽町	7,11~13				
滋賀県	朽木村	元	5~6	7~11		
京都府	京都府		48~49,56~6,8,10	49~4,7~12	54,56,7~13	4,6~9
京都府	京都市		7	50~52,58~12		49~5,10~12
京都府	福知山市	48	61	61~63	54,61	49~51,55,58~59
京都府	舞鶴市		58~5,11	59~8	12~13	57
京都府	綾部市	59~61	元~5,9,12	4~7,10~13		
京都府	宇治市	50~51,11	55~3,7~8,10~12	57~13	59~60,63,2,4~5,12	
京都府	亀岡市	54,57,60~61,63,3	52~54,57,59~62,元~4,7~8,10~11,13	8~13	2~3,9~13	
京都府	長岡京市		62,10~12	63~元,13		
京都府	八幡市		61,63	60~元,3	51,61	
京都府	京田辺市		62	62~元		
京都府	大山崎町		63	59~61,元~3	58	
京都府	宇治田原町		6~8,13	8~13		
京都府	木津町		7	8~11	10	
京都府	加茂町		62~2	62,元~4		
京都府	和束町		6~8,11	10~13		
京都府	京北町		8~9	9~12		
京都府	八木町		6	10~13	10	
京都府	丹波町		2~4,8	3~4,9~11	9	
京都府	日吉町	3	5,9~10,12	5~8,11~13		
京都府	瑞穂町	3	13	7~8	13	
京都府	三和町		5~7,9	7~9		
京都府	大江町		7~8	8~9		
京都府	峰山町	3				

都道府県名	都市名等	計画設計	実施設計	建設工事	技術援助	試験研究
京都府	大宮町	3				
京都府	網野町		7,10	10~13		
京都府	丹後町	3	8			
京都府	久美浜町	3	4~7,9~11	5~13	12	
京都府	峰山・大宮公共 下水道組合		8~10	10~13		
大阪府	大阪府		50~51,54~2,56 ~2	51~4	60~元,3	56~60,62~3
大阪府	大阪市		12	60~13	3	
大阪府	堺市		元,3~9,12	60~62,2~13	59~62,元~5	55
大阪府	岸和田市		61~元,3,5~10	62~13	62,2,4,6~7,10	
大阪府	泉大津市	12	6~7,10	7~9,11~13	9	
大阪府	貝塚市		63~2	元~3	2	
大阪府	泉佐野市		5,10~11	11~13	12~13	
大阪府	河内長野市	60~61		12~13	11	
大阪府	松原市		62~元	63~2		
大阪府	和泉市		8~9	9~11		
大阪府	柏原市		3	4~6		
大阪府	羽曳野市		5	5~7	4	
大阪府	藤井寺市		7~8	60~62,8~9	59~62	
大阪府	東大阪市		59~62,4,6	60~元,4~7,9	2,4~5	
大阪府	島本町				62	
大阪府	忠岡町		12	13	12~13	
大阪府	田尻町		元~3	2~4		
大阪府	泉北環境整備 施設組合			55~59,7~9	53,56,6	
兵庫県	兵庫県		55~61,4	56~62,3~6,13	58~59,3	55,63~2
兵庫県	神戸市		7	50~55,7~13		54,56
兵庫県	姫路市		53~56,58	54~59,61~63	61	53~55
兵庫県	尼崎市		60~8	61~63	元~2	
兵庫県	西宮市		56~57,61~6,9~ 10	60~11	59~61,3~4,7	54,3~5
兵庫県	洲本市	10,12	60~61,63~5,11 ~12	元~8,13	4~13	

都道府県名	都市名等	計画設計	実施設計	建設工事	技術援助	試験研究
兵庫県	芦屋市			7~8	7	
兵庫県	相生市	11	59~62,元~6,8,10	60~11,13	60,元~34~11,13	
兵庫県	豊岡市		10~13	11~13	13	
兵庫県	龍野市	3				
兵庫県	高砂市		63~元,4~6,8	55~9	54~56,59~2,4~6,8~13	
兵庫県	篠山市	3,10~11	2,4~5,7,9~12	3~4,6~13	13	
兵庫県	猪名川町		元,7	元,6~8	6	
兵庫県	吉川町		5~7,11~12	3,8~10,12~13		
兵庫県	東条町		4~7	8~9		
兵庫県	中町	3	4,10	4~12	4,6,10,12	
兵庫県	八千代町	3	7~8	8~9	13	
兵庫県	黒田庄町		5	6~11	4~5	
兵庫県	播磨町		4	5~6		
兵庫県	神崎町	7~8	6,9,13	8~11	12	
兵庫県	香寺町		6~7,11~12	8~11,13	13	
兵庫県	大河内町		5~6,9~10	7~11		
兵庫県	御津町	元	2~4	3~5		
兵庫県	上郡町	元,3,8,12	5~7,11~12	7~13		
兵庫県	上月町	11	5,11~13	7~9,13		
兵庫県	三日月町	3			4	
兵庫県	一宮町	3,7~8,10~11			13	
兵庫県	城崎町		5~6		6	
兵庫県	日高町	3,7~9	3~5,7~12	4~7,9~13		
兵庫県	八鹿町	3,7	5~7,9~10	6~13	13	
兵庫県	関宮町	元~2	2~3	4~6		
兵庫県	生野町		6~7,9	7~11	10	
兵庫県	和田山町	2~3,8	4~6,8,10,13	4~12		
兵庫県	山東町	元~2	3	4~5,7	2	
兵庫県	朝来町	3	5~6			

都道府県名	都市名等	計画設計	実施設計	建設工事	技術援助	試験研究
兵庫県	柏原町		8,10~11	6~13	5~6	
兵庫県	氷上町				56	
兵庫県	春日町	3	5~6,10	4,7~11	9~13	
兵庫県	一宮町	3,7~8,10~11	4~8,11~12	5~7,9~13	13	
兵庫県	五色町	3	6		11	
兵庫県	三原町	2~3,7~8,10~11,13	4~5,12~13	5,12~13	12	
兵庫県	淡路・東浦広域 下水道組合		6~8,13	7~9~11,13	12~13	
奈良県	奈良県		61~元	62~2		
奈良県	大和郡山市		13		12~13	
奈良県	榛原町	49				
和歌山県	和歌山県		56~58,元~2,5~11	9,11~13	62~63	
和歌山県	和歌山市				12	
和歌山県	橋本市	61~62				
和歌山県	御坊市	60				
和歌山県	新宮市	63~元				
和歌山県	野上町	8				
和歌山県	高野町	49	51~53		48	52
和歌山県	吉備町	元~2,13	7			
和歌山県	美浜町		13			
和歌山県	由良町	7~8	12	13		
和歌山県	南部町	7	9~10	11~13	13	13
和歌山県	白浜町	61	61~62,元~5,9	2~6,10~11,13	2	
和歌山県	上富田町		12~13			
和歌山県	串本町	52,2~3	4	5~6	7~13	
和歌山県	本宮町	3	5~6	6~7		
鳥取県	鳥取県	48	49~50,55~63,63,2,4~5,7~13	53~58,元,3~13	63,10~13	7
鳥取県	鳥取市	49	3~7,9~13	4~13	9,13	
鳥取県	米子市		49~50	50~56	6	

都道府県名	都市名等	計画設計	実施設計	建設工事	技術援助	試験研究
鳥取県	境港市	57	60～元,7,9～10,13	62～2,7～13	2～13	
鳥取県	岩美町	元～2,7,9～11	3～5,10,12	4～7,10～13	7,9	
鳥取県	福部村	7～8	10	11～12		
鳥取県	郡家町	63～元,7	3～6,10	4～7,11～12	7,9～13	
鳥取県	河原町	元,8,12	2～5	4～8	7,9	
鳥取県	八東町		6,8	7～10,12～13		
鳥取県	若桜町		6,8,12	7～10,12～13		
鳥取県	用瀬町	7～8				
鳥取県	智頭町		7～8	9～11		
鳥取県	気高町	3,13	6～8,13	8～12		
鳥取県	鹿野町	2～3,9～10	4～5,9～11	6～7,9,12～13		
鳥取県	青谷町	3	6～8,12	8,13		
鳥取県	泊村		5,7～8,11	7～9,12～13		
鳥取県	三朝町	2				
鳥取県	北条町	59,11	7,10	9～11	13	
鳥取県	大栄町	元～2,8	3～6,12	5～7,13		
鳥取県	東伯町		10～11	12～13		
鳥取県	赤碕町		9～10,12～13	11～13		
鳥取県	西伯町	61,7	62,8～11	63～元,5,9～13	4	
鳥取県	岸本町	7	9～10	10～13		
鳥取県	日吉津村	58,9	60～61,2,9～10	61～62,3～4,10～11	60	
鳥取県	淀江町		7～8,10,12	9～13		
鳥取県	大山町	57,7	59～61,2,4,8	61～62,2～3,5～6,9～11		
鳥取県	名和町	7～8	9～11	11～13		
鳥取県	中山町			7～9		
鳥取県	日野町		6,8	7～9		
鳥取県	江府町		9			
鳥取県	溝口町		7	8～10,13		
島根県	島根県	47～49	49～51,53,55～7,10～13	49～57,59～13	6,12～13	48～49,60～61

都道府県名	都市名等	計画設計	実施設計	建設工事	技術援助	試験研究
島根県	浜田市	8~10	12~13			
島根県	出雲市	52,54				
島根県	益田市	3,9~11				
島根県	大田市	12~13				
島根県	安来市	49~50				
島根県	江津市	8~13	13			
島根県	平田市	56~57	元	63~元		
島根県	鹿島町	62~63	63~4	元~6,8,13	5	
島根県	島根町		7	8	9~13	
島根県	美保関町	12	8	11~12		
島根県	東出雲町	49~50				
島根県	玉湯町	49				
島根県	八束町	60	62,元,3,5	63,2~4,6~8	5~13	
島根県	仁多町		8,12	8~9,13	11~13	
島根県	横田町		8~9	10~11	12~13	
島根県	大東町	12~13				
島根県	加茂町	元~2	2~4,9,11	4~5,10~13	6~13	
島根県	頓原町	9	10~11	11~13		
島根県	赤来町	7	10	11~12		
島根県	多伎町	59	60~62,3,6	61~63,4~6	5~6	
島根県	仁摩町	3,12~13				
島根県	川本町	12				
島根県	邑智町		7~8,11	8~9,11~12	10~12	
島根県	石見町		5~7,13	8~9		
島根県	旭町	11	13			
島根県	三隅町	7~8	10~11	11~13		
島根県	津和野町		11~12			
島根県	日原町		6~7	8~9		
島根県	六日市町	9	10~11	12~13	13	

都道府県名	都市名等	計画設計	実施設計	建設工事	技術援助	試験研究
島根県	西郷町	13				
島根県	布施村		8~9	9~11	10~13	
島根県	五箇村		8		12~13	
島根県	海士町	7	10~11	12~13	12	
島根県	西ノ島町	12				
島根県	木次町・三刀屋町公共下水道事務組合	3	4~5,7~8,13	8~9		
岡山県	岡山県		56~58,60~6,8~12	58~13	57~58,62~2,10	59~61,元~2,5~7,11~13
岡山県	岡山市	62~元	60~元,5~12	60~2,5~13	元~5,7,9	5~7
岡山県	倉敷市	62~63	6~8,10~12	7~13	61,11	
岡山県	津山市		56~58,60,63~3,5~6,8~10,13	57~3,5~12	62,3~13	
岡山県	玉野市		50~51,5,7,10~12	51~55,5~9	50,4,7~12	
岡山県	笠岡市		53,55~62,2~4,6~8,10	54~元,3~5,7~13	5,8	
岡山県	井原市		56~62,2,4~6,8~9,11,13	58~元,3,5,7~13	59	
岡山県	総社市			12~13	9~11,13	
岡山県	高梁市	60	56~61,元,3~4,7~12	57~63,2,4~6,8~13	3,6~7,11	
岡山県	新見市	7	8			
岡山県	備前市		56~60,2~5,7~10	57~62,2~13	62~13	
岡山県	御津町		7~8,11,13	9~12		
岡山県	建部町		8~9	10~13		
岡山県	瀬戸町	9	2~8,13	4~9	7~9	
岡山県	山陽町	63,10~11	12~13			
岡山県	赤坂町	63,7,8,12				
岡山県	熊山町	元,7,11	9~10	11~13		
岡山県	吉井町		8~9	11~13		
岡山県	日生町		63~2,6,8	元,3~7,9	5~9,11~13	
岡山県	吉永町	62~63	4~6,10	5~7,9~11		
岡山県	佐伯町	61~62	62~63,8~9	2~3,6~7,10~11		
岡山県	和気町		60~4,11,13	62~5,12~13	元~13	

都道府県名	都市名等	計画設計	実施設計	建設工事	技術援助	試験研究
岡山県	牛窓町	元,3,12				
岡山県	邑久町	8~11				
岡山県	長船町		60~61,63~4,7	元~5,8~9	13	
岡山県	清音村	3,8,10	5~7,11	6,8~10,12~13		
岡山県	船穂町	7	61~63,8~10			
岡山県	金光町	2~3	53,6~8	8~11	55	
岡山県	鴨方町	2~3	7~8,11,13	9~13		
岡山県	寄島町	63~3,11~12	4~6,10	4~9,11,13		
岡山県	里庄町	2~3,10~11				
岡山県	矢掛町	2	6~7	8~11		
岡山県	芳井町	62				
岡山県	真備町	7~9	10~13	13		
岡山県	成羽町	元~2				
岡山県	大佐町	2	8~10	11~13		
岡山県	哲多町	3	6,9	7~8	9	
岡山県	哲西町	3	7,10	8~12		
岡山県	勝山町	8,11				
岡山県	落合町	3				
岡山県	湯原町	7~8,10				
岡山県	久世町	2,7~8	10~12	12~13		
岡山県	美甘村	11				
岡山県	新庄村	11				
岡山県	川上村	3	6~7,9~10	7~12		
岡山県	八束村	2~3,7	9~10	10~11		
岡山県	中和村	3	6~7	8~9		
岡山県	加茂町		10	11~13		
岡山県	奥津町	7,9,11				
岡山県	鏡野町	元				
岡山県	勝田町	11~12				

都道府県名	都市名等	計画設計	実施設計	建設工事	技術援助	試験研究
岡山県	勝央町	5	6		4,7~13	
岡山県	奈義町	10,12				
岡山県	勝北町	7	9~10	11~13		
岡山県	大原町	3,7,9	8~9	10~13		
岡山県	美作町		59~62,3~4,8~13	61~63,4~5,7~13	7	
岡山県	作東町	2~3	5~6,8~9,11	8~13		
岡山県	英田町	2,7	8~10,13	10~12		
岡山県	中央町	9				
岡山県	久米南町	8	12			
岡山県	久米町	7~8				
広島県	広島県		50,53~54,56~61,3~6,9~11,13	50~63,4~9,11~12	60~62,5	5~8
広島県	広島市	2	55~56,60~62,2~4,6~12	55~58,60~63,2~13	57,60~61,4~5	57,元
広島県	呉市			50~51	50	
広島県	竹原市	元	2~3,11~12		63	
広島県	尾道市	48	58~63,2,9	60~6,11~13	元~13	
広島県	福山市	12	61~3,7,9,13	63~4,8,10~13	4~5,7~8	51
広島県	府中市		元~6	3~8		
広島県	三次市		5~8	4~5,7~12	3,6	
広島県	庄原市		6~8,12	8,10~11,13	11~13	
広島県	東広島市		55,57~60,63,4~6,9~11,13	55~13	54,57,59~元,4~5,12	
広島県	廿日市市		2~5,10,13	3~8,11~13	7	
広島県	府中町		11			
広島県	江田島町		4~8,12	6~9,13		
広島県	倉橋町		9,11~12	13		
広島県	蒲刈町		8			
広島県	大野町		63~2,4,6	63~4,7	56,62,2,6	
広島県	湯来町		10~11	12~13		
広島県	佐伯町		10~12	12~13		
広島県	吉和村		9,13	11~12		

都道府県名	都市名等	計画設計	実施設計	建設工事	技術援助	試験研究
広島県	宮島町		50,53~55,61	54~57,62		
広島県	能美町		2,10	3~5,10~11		
広島県	大柿町		10~11,13	12~13		
広島県	加計町	11				
広島県	筒賀村		6,8	10~12		
広島県	戸河内町	8,12	9	10~12		
広島県	大朝町		3,5,9	4~7		
広島県	千代田町		元,5,8~9	2,6,9~11	8	
広島県	吉田町		8~10	10~13		
広島県	八千代町		11			
広島県	甲田町		6~7	8~10,12~13		
広島県	向原町		10			
広島県	黒瀬町		5~6,9	7~11		
広島県	福富町		7	8~9		
広島県	豊栄町		8~10	10~11		
広島県	大和町		4~5	6~7		
広島県	安芸津町		7~12	9~13		
広島県	安浦町		3~8,12~13	4~9,12~13	9~13	
広島県	川尻町		62~元,4,7~9	63~6,9	61,63~2,6	
広島県	大崎町	8				
広島県	御調町		2,5,7,9	4~6,8,10~12	7~9	
広島県	総領町			4~5		
広島県	甲奴町	8				
広島県	吉舎町		9~11	4~5,11~13		
広島県	三良坂町		8~10,12	4~5,9,11~13	9~13	
広島県	東城町		9~11	11~13		
広島県	比和町	8				
山口県	山口県				61~13	
山口県	下関市	10~11			8~9	

都道府県名	都市名等	計画設計	実施設計	建設工事	技術援助	試験研究
山口県	宇部市	63			13	
山口県	山口市		50~51,53~54,4 ~7,9~12	52~57,4~13	61~2,6~8,11	
山口県	萩市	51~52,58	54~58,61,3~ 4,7,9	56~62,4~9	59~63,9,12~13	
山口県	徳山市		58~元,3~7,10	60~2,4~11	62,元	
山口県	防府市		51,55~57,2,5,10	50~54,56~59,3 ~5,11~12	50~52,9	
山口県	岩国市		50,52~55,元,9~ 12	52~56,2~4,11~ 13		
山口県	光市		4~5,10~11	6~7,12~13	53	
山口県	柳井市	59~60,2~3,12~ 13	63~3,12	3~6,13	13	
山口県	美祢市		57~60,62,3~4,11 ~12	59~63,4~7,12~ 13	元~13	
山口県	新南陽市		49~50,52	50~54	51,63~13	
山口県	東和町	63~元			3	
山口県	橘町	6~7				
山口県	由宇町	52,10~11	13			
山口県	錦町	4,6				
山口県	田布施町	63~元				
山口県	平生町	63				
山口県	鹿野町	4~5,11	7~8,11	9~12		
山口県	徳地町	63,9~10				
山口県	秋穂町	3~4,9~10	12			
山口県	小郡町		55,元,10~12	55~59,2~4,12~ 13	55~57	
山口県	阿知須町	61~63				
山口県	楠町		8~9,12	10~13		
山口県	山陽町		54~56,60~62,2,4	55~2,5~7	57	
山口県	菊川町	60				
山口県	豊田町	62	56	7~9		
山口県	豊浦町	2~5	6~7	8~9		
山口県	豊北町	3~4	6~7,13	8~9		
山口県	日置町	6			10~12	

都道府県名	都市名等	計画設計	実施設計	建設工事	技術援助	試験研究
山口県	田万川町	61				
山口県	須佐町	9				
山口県	宇部・阿知須公共水道組合		3~5,9~10	4~7,10~13		
徳島県	徳島県	3,5,7~8,10~11	10~13	9~13	62~元	
徳島県	徳島市	49~52,3	52~54,57~58,61~63,3~8,10~12	53~55,58~59,61~13	50,56,60,62,12~13	56~57
徳島県	鳴門市	3,8,11~12	63~元	元~8		
徳島県	小松島市	元,3,6,13				
徳島県	石井町	63				
徳島県	那賀川町	4,6				
徳島県	羽ノ浦町	2				
徳島県	由岐町	11~12				
徳島県	日和佐町		2,12	2~8		
徳島県	海南町	4~7	8~9			
徳島県	海部町	4~5	5~8			
徳島県	穴喰町	6~8				
徳島県	松茂町	3,11~12	61~63,7	60~3,8	59~61,2	
徳島県	北島町	3,11~12				
徳島県	藍住町	3,10,12				
徳島県	板野町	3,11				
徳島県	市場町	9~10				
徳島県	鴨島町		63~6,9,11,13	2~8,11~12	9~13	
徳島県	川島町	11~12				
徳島県	山川町	5~7	11~12	13		
徳島県	貞光町		13			
徳島県	穴吹町	9	10~11	12~13		
徳島県	三好町	9~10				
徳島県	池田町	2,9				
香川県	香川県		52~56,58~11,13	54~58,62~元,4~13	50,10	
香川県	高松市		62~元	52~57,63~3		

都道府県名	都市名等	計画設計	実施設計	建設工事	技術援助	試験研究
香川県	丸亀市		47,58~60,63,5~10,12	48~61,元,6~13	50~51,53,61~13	
香川県	坂出市		53~54,63	元~4	63,4	
香川県	善通寺市	60				
香川県	観音寺市	55,元~2,8,13	48,63~元,3~5	48~53,2~9	50~51,53,13	
香川県	引田町	50~51,53				
香川県	白鳥町	54				
香川県	大内町	50~51	61~63	62~元		
香川県	津田町	48,57,61				
香川県	牟礼町		48,10	49~53	50~51,54,9	
香川県	庵治町		5~6,9	7~11		
香川県	直島町		6~7	7~11		
香川県	多度津町	50~51	60,7~9	60,8,10~12	56~57	
愛媛県	松山市	5~7	60~61	61~63	6~7	7~9
愛媛県	今治市		47,49,53~54,57~58,60~3,4~5,8~13	48~56,58~13	50~51,6,11~13	
愛媛県	宇和島市		3~8,10~11	2~13	61,63~4,7,10~13	
愛媛県	八幡浜市		55~58,61~62,元~6,11~12	56~63,2~8,13	60,13	
愛媛県	新居浜市		48~49,52	49~55	50~52,11~12	
愛媛県	西条市		55~58,63,2~5,7	56~60,63,2,4~9	61~13	
愛媛県	大洲市	7~10	2~4,6~7,12	4~6,8~9		
愛媛県	川之江市		49~50,54~55,58~59,61,元,8,13	50~53,56~61,元~3,9	53	
愛媛県	伊予三島市	48~49,60,62	50,52~53,58~62,2~3,6~7	52~56,59~62,2~4,7~11	11	
愛媛県	伊予市		3~6,13	4~5,7,13		
愛媛県	北条市	62	57~62,3~4,9~10	59~63,4~6,10~13	63~2	
愛媛県	波方町		7~8	9		
愛媛県	大西町	5~6,13				
愛媛県	菊間町	5				
愛媛県	吉海町	4~5	7	7~9		
愛媛県	弓削町		5~7,12	7~9,12~13	10~13	

都道府県名	都市名等	計画設計	実施設計	建設工事	技術援助	試験研究
愛媛県	生名村	6~8	10	11~13		
愛媛県	上浦町	7	12~13	13		
愛媛県	大三島町		5,11	6~8,12	9~10	
愛媛県	重信町	10,13	11~12	13		
愛媛県	川内町	5~6	8~10	10~12	10~11	
愛媛県	久万町	4,6,10	8~10	10~12	10	
愛媛県	松前町	7~8	9~10,12	11~13	13	
愛媛県	砥部町	5,12~13				
愛媛県	中山町		7,10,13	8~9		
愛媛県	内子町	63,2,4	6~7	8~11		
愛媛県	保内町		6~8,11~12	13		
愛媛県	伊方町	11~12				
愛媛県	宇和町	10~11				
愛媛県	野村町	7~9	12~13			
愛媛県	津島町	49				
愛媛県	東予市・丹原町 公共下水道組合		61~7	63~9	3~10,13	
高知県	高知県		59~63,2~5,7~ 12	61~13	60,3,6,12~13	
高知県	高知市		54~56,58~60,7,9 ~10	54~57,59~61,9 ~11	55	
高知県	安芸市		2~3,5,7,13	5~9		
高知県	南国市		61~63,4~5,7	63~元,5~7		
高知県	須崎市		62~63,4~6,8	63~9,12~13	2,12	
高知県	中村市		59~61,元~4,6~ 7,9~10,13	61~8,10~13		
高知県	宿毛市	63~元,3	5,7~10	9~13		
高知県	東洋町		56	10~13	8~10	
高知県	芸西村	7	8,10	10~13	10~12	
高知県	香我美町	8~9	10~11	12~13		
高知県	野市町		54,11,13	12~13	13	
高知県	夜須町		61~元,4,7	63~2,4,8~9		

都道府県名	都市名等	計画設計	実施設計	建設工事	技術援助	試験研究
高知県	香北町	5~6	9~10	12~13		
高知県	土佐町	12~13				
高知県	伊野町		58~62,元~2,8~ 10,12	60~6,9~13	元~13	
高知県	中土佐町	7	8,10,12	8,10~13	9	
高知県	越知町	7	3,7	4~6,8~10,12~ 13	2,12	
高知県	梼原町	9~10	13			
高知県	大正町	5	8~9	11~13	12	
福岡県	福岡県	6~7	8,10~13	10~13	6	10~11
福岡県	北九州市		8	50~60,9		51~52
福岡県	福岡市		52~53	50~55		
福岡県	大牟田市	48~49,12~13	6~8,10	8~13	60~63,4,10	12~13
福岡県	久留米市		9~10	10~13		53
福岡県	直方市	元~4	7~10	7,10~11	10	
福岡県	甘木市	13				
福岡県	八女市	9~10				
福岡県	筑後市	9~10				
福岡県	大川市	9~10	12			
福岡県	行橋市	4~5	6~8,10	7~13		
福岡県	豊前市	63~2	2,4~7,11	3~4,6~9,12~13	4	
福岡県	中間市	5~6	6~7	7~9		
福岡県	宗像市		54~58,63,3~6,8 ~9,12	53~59,元~2,4~ 6,8~11,13	9	3
福岡県	前原市	57~58	61~元,3~4,6~ 7,12	63~9~11,13	3~6,13	
福岡県	須恵町	52				
福岡県	新宮町	55,58,2	62~63	63~2	元	
福岡県	粕屋町		9~10	10~11		
福岡県	津屋崎町	2~3,7~8	9~11	10~13		
福岡県	玄海町	5~7,11,13	10~11			
福岡県	芦屋町	10	53~54,58,11,13	54~59,12~13	60,8	
福岡県	水巻町	3~4,6~7				

都道府県名	都市名等	計画設計	実施設計	建設工事	技術援助	試験研究
福岡県	岡垣町		61～元,4,7,9～ 10,13	61～3,5～9	59,3,13	
福岡県	鞍手町	3,6				
福岡県	杷木町	8				
福岡県	朝倉町	3～4,7,10	5,11	6～9,12～13		
福岡県	三輪町	元～3	9～11	10～13		
福岡県	志摩町	3～4,7	5,12	6～7,12～13		
福岡県	吉井町		8,11～12	12～13		
福岡県	田主丸町	5				
福岡県	浮羽町		10～12	12～13		
福岡県	北野町	6				
福岡県	黒木町	9～10				
福岡県	上陽町	2				
福岡県	立花町	9				
福岡県	広川町	9～10				
福岡県	瀬高町	62				
福岡県	高田町	11				
福岡県	大任町	54				
福岡県	苅田町	5～6	9～11	11～13		
福岡県	豊津町	11～12				
福岡県	椎田町	3				
福岡県	吉富町	5～8,12	10～11	12～13	12	
福岡県	築城町	12				
福岡県	柳川・三橋下水道組合	54～56	59～60,9～11	11～13	4	
佐賀県	佐賀市		48～49,6,9～10,12	48～53,7～11	51,7～8,12	
佐賀県	鳥栖市		59～元,3～6,10～ 12	61～8,11～13	2～13	
佐賀県	多久市	12				
佐賀県	伊万里市		58～62,5～6	59～63,7～8	63～12	
佐賀県	鹿島市		63～4	2～7		
佐賀県	川副町	6,8～9	11～12			

都道府県名	都市名等	計画設計	実施設計	建設工事	技術援助	試験研究
佐賀県	東与賀町	5~6	8~11,13	10~13	10	
佐賀県	久保田町		9~11	11~13	13	
佐賀県	大和町	7~10,12				
佐賀県	富士町		10~11	11~13		
佐賀県	三田川町	8	6~7,9~10,12	8~13		
佐賀県	中原町	10~11				
佐賀県	北茂安町	8~10				
佐賀県	三根町	9				
佐賀県	小城町		7~8	9		
佐賀県	三日月町	11,13				
佐賀県	牛津町		11		12	
佐賀県	浜玉町	2~3	4~5,8~10	4~7,10~12	10	
佐賀県	相知町		6~8	8~9	10~13	
佐賀県	北波多村	8~9	12	12~13		
佐賀県	玄海町	10				
佐賀県	有田町		8,10~12	11~13	13	
佐賀県	西有田町	8~9,11~12				
佐賀県	江北町		10			
佐賀県	嬉野町		13			
長崎県	長崎県	49			50,59~63	
長崎県	長崎市	54,62	54~58	55~59	5	55~56,62~元
長崎県	佐世保市					9,12
長崎県	諫早市		63~4,8~10	2~6,10~13	4,10	
長崎県	香焼町	12	13		10~11	
長崎県	伊王島町		11			
長崎県	高島町		8~10	10~11		
長崎県	野母崎町	10				
長崎県	三和町	2~4,9~11	13			
長崎県	長与町		61,元,4,6,12	62~3,5~6,9,13		

都道府県名	都市名等	計画設計	実施設計	建設工事	技術援助	試験研究
長崎県	時津町	58~59	61~4,7,10,12	62~8,11~13	3~5	
長崎県	琴海町		13			
長崎県	外海町		10~11	12~13		
長崎県	東彼杵町	6~8	11~12	13		
長崎県	川棚町		5,7,9~10,12	6~13	5,10	
長崎県	波佐見町	6~7,9	11~12	13		
長崎県	高来町		12~13	13		
長崎県	小浜町	12		11	9~12	
長崎県	口之津町	5~8				
長崎県	佐々町		4~6,8,10	6~12		
熊本県	熊本県		58~12	60~13	62,11~12	
熊本県	熊本市	48			47	
熊本県	八代市		54~58,60,2,6,11	55~60,3,7~8,12 ~13	13	
熊本県	人吉市		52~55,60~ 61,63,5~6,8~10	53~56,61~元,6 ~12	12	
熊本県	荒尾市		49~52,56,元	53~58,2~3	51~57	
熊本県	水俣市		61~10	63~8,11~13	63,13	
熊本県	玉名市		49~50,元~ 3,11,13	50~56,2~3,11~ 13	10	
熊本県	山鹿市	48,58	51	52~53		
熊本県	宇土市		49~50,5,9,11	50~55,6~7,10~ 13	10	
熊本県	城南町		6~7,9,12	8~13		
熊本県	富合町		10~11	11~13		
熊本県	菊水町		12~13			
熊本県	南関町		9~10	11~13		
熊本県	鹿本町		62			
熊本県	植木町	9~13				
熊本県	大津町		57~62,5,10	59~2,5~7,11~ 13	13	
熊本県	泗水町		6~8	8~11		
熊本県	阿蘇町		58~60,3~4	59~61,4		
熊本県	南小国町	13				

都道府県名	都市名等	計画設計	実施設計	建設工事	技術援助	試験研究
熊本県	御船町		元～8	3～10,13		
熊本県	益城町		63,2～5,8～10	3～6,9～13	12	
熊本県	松島町		元～4,7,10	2～4,8～9,11～13		
熊本県	苓北町		8,10,12	9～13		
熊本県	松橋・不知火下水道組合		56～60,3,8,10	57～62,4,9～12	10	
熊本県	合志西合志下水道組合		3～4,13	元～7		
大分県	大分県		10～11	10～11		
大分県	大分市	53	51～52,54,56～5,7～10,12～13	50～13	50～54,4,9	10
大分県	別府市		3～5,7～10	4～9	3,6～7	
大分県	中津市		56～60,63～元	57～60,元～3		
大分県	日田市	57,59,63	53,59,61,元～3,7～10,12	53～55,60～63,2～5,9～11,13	53,10,13	
大分県	佐伯市		56～60,2～3,8～10,13	58～61,3～5,9～12	62～63,12	
大分県	臼杵市	13	54～58,63,4,7～10	55～58,63,5～8,10～13		
大分県	津久見市		61～2,13	63～4	4～13	
大分県	豊後高田市		63～元,9～10	2～5,10～13	5～13	
大分県	杵築市	2～4	6～8,10～11	8～11	10	
大分県	宇佐市	11	62～元,6,9～10	元～3,7～13	58～59,4～13	
大分県	真玉町		13			
大分県	香々地町	12				
大分県	国見町	4	6	7～9,13		
大分県	姫島村	3	5	6～7		
大分県	国東町	3～4	5～7	7～9		
大分県	武蔵町	2～3	4～6,12	6～11,13	5,9～13	
大分県	安岐町	3～4	6～7	8～9		
大分県	日出町		54～59,62	56～60,63～2	61～5	
大分県	山香町		8～10	10～12		
大分県	挾間町	2				
大分県	上浦町	6～7	9			

都道府県名	都市名等	計画設計	実施設計	建設工事	技術援助	試験研究
大分県	鶴見町	2,4	5	6~8		
大分県	蒲江町	3				
大分県	野津町		8~10	10~12	10,13	
大分県	三重町	4				
大分県	大野町	6	8~9		12	
大分県	犬飼町	6				
大分県	直入町	12				
大分県	玖珠町	7~8				
大分県	大山町	9		13	12	
大分県	天瀬町	2,6				
大分県	三光村	4,6				
大分県	山国町	3				
大分県	安心院町	3~4	7~8	11~12		
宮崎県	宮崎県		10~13	11~13		
宮崎県	都城市		3~5,13	4~7		
宮崎県	日南市		52~56	54~59,7		
宮崎県	小林市	3,5	7~11	9~13		
宮崎県	日向市		55~56,58~2,5~ 6,8~11,13	58~62,元~3,5~ 6,8~12	7~13	
宮崎県	西都市	54~55	59~元,4~6,8,11	61~元,3~9,12~ 13	2	
宮崎県	田野町		9~10,12	11~13		
宮崎県	佐土原町	63~元,5~6,11	元~4,7~8,11~ 12	4~6,9,12~13		
宮崎県	北郷町			12~13		
宮崎県	三股町		10~12	13		
宮崎県	山之口町	6	9~10,12	11~13		
宮崎県	高城町	6	8~11	10~13		
宮崎県	山田町	6	9~11	11~13	13	
宮崎県	高崎町	6~7	9~10,12	12~13		
宮崎県	国富町		8~11	10~13		
宮崎県	綾町	11~12	13			

都道府県名	都市名等	計画設計	実施設計	建設工事	技術援助	試験研究
宮崎県	高鍋町		3~5	5~8		
宮崎県	川南町		11~12	13		
宮崎県	諸塚村			12~13		
宮崎県	高千穂町		9~13	11~13	13	
鹿児島県	鹿児島市		50~52,54~57,59~62	50~63	49	
鹿児島県	川内市	6	9~13	12~13		
鹿児島県	鹿屋市	52~54,58,2,6	57~62,8	60~元,10~11	元~13	
鹿児島県	枕崎市	59~60,3~4,10	53~57,6,10~11	55~59,7~12	59~62	
鹿児島県	串木野市	51,56,59~60,4,10	62~2,6~7,11,13	63~4,7~13	5~13	
鹿児島県	阿久根市	60				
鹿児島県	名瀬市	49~50,62~63,3	53~56,58,61,63~3,5~7,13	54~59,61~3,5~7,13	60~13	
鹿児島県	出水市	52~54,61	56~63,2,4~5,8~9,13	58~元,3~7,9~12	62~13	
鹿児島県	大口市	6~7,13				
鹿児島県	指宿市		54~60,3	56~61	61~7,9~13	
鹿児島県	加世田市	10,13				
鹿児島県	国分市	60				
鹿児島県	知覧町	4~5				
鹿児島県	川辺町	4				
鹿児島県	伊集院町				63~11	
鹿児島県	宮之城町	3,5~6				
鹿児島県	上甌村	7	9	10~13		
鹿児島県	高尾野町	2~4	5~8,13	6~12	12~13	
鹿児島県	牧園町	4~5,10	7	8~9	10~13	
鹿児島県	末吉町	5,7				
鹿児島県	志布志町	53,55,9	10			
鹿児島県	大崎町	4,6~7	10~11	12~13		
鹿児島県	笠利町	5~6	9~10	11~13		
鹿児島県	天城町	7~8				
鹿児島県	和泊町	2~4	5~6	7~11		

都道府県名	都市名等	計画設計	実施設計	建設工事	技術援助	試験研究
鹿児島県	知名町	4~5	7	8~11		
鹿児島県	始良町・加治木町下水道協議会	63				
鹿児島県	国分・隼人公共下水道組合	63	元~6,12	2~8,10~12	8~13	
沖縄県	沖縄県		57,63	58,元,3,6	62,元,6	55~56,60~62,3~7
沖縄県	石川市	11~12	55~58,元~4,10~11,13	56~59,2~5,11~13	63~3,10~11	
沖縄県	平良市		4~7	6~9		
沖縄県	石垣市	11	3,5~7,9~10	4~5,8~13		
沖縄県	浦添市		55~56,元	56~57,2~3		
沖縄県	名護市	51,53~54,61~62,2,4~7,9,11	48~49,60,62~元,3,5~6,8~10,12	49~53,61~4,6~13	51,54,61~63,7~8	
沖縄県	糸満市	53~54,56,3~4,6,8~9,12	56~57,59~3,5~11	59~63,2~4,6~13	63	
沖縄県	本部町	47,56,63,7,11	48,60~62,13	48~50,60~元	50,2,12	
沖縄県	恩納村	63				
沖縄県	与那城町		5	6~9		
沖縄県	北中城村	56				
沖縄県	豊見城村		11	12~13		
沖縄県	座間味村		7	6~8	6,10~13	
沖縄県	竹富町		5	6~8		
都市基盤整備公団	都市基盤整備公団		2	3~4,7~8	59~60,6	

## II 受託建設

### 1. 年次別通水完了箇所一覧表

区分 年度	通水・完了箇所	計	通水箇所	計	完了箇所	計	通水箇所 ／同累計	完了箇所 ／同累計
48		0		0	川越市(ボ)	1	0/0	1/1
49		0		0		0	0/0	0/1
50	本部町	1		0		0	1/1	1/2
51	鹿沼市 佐野市 小山市 長岡市 春日井市 呉市	6	丸亀市 今治市	2	北九州市(日明)	1	8/9	7/9
52	東松山市 蒲郡市 名古屋市(守山) 京都市(吉祥院)(増) 福岡市(和白)(増)	5	潮来町 足利市 町田市(町田) 防府市 大分市(弁天) 横浜市(緑) 川崎市(加瀬)(増) 北九州市(新町)(増)	8	今治市 神戸市(東灘)	2	13/22	7/16
53	室蘭市(蘭東) 沼津市(中部) 恵那市 観音寺市 牟礼町 川之江市 佐賀市 名護市 霞ヶ浦(湖北)	9	宇都宮市(田川第2)	1	足利市 行田市(ボ) 熊谷市(ボ) 山鹿市 大分市(弁天) 北九州市(北湊)	6	10/32	15/31
54	野沢温泉村 高山市(宮川) 富士市 永平寺町(志比) 新南陽市 横浜市(金沢)	6	酒田市 新居浜市 宇土市 鹿児島(南部) 神戸市(ポ一ト) 北上川上流(都南) 諏訪湖(豊田) 桂川右岸(洛西)	8	岡崎市 防府市 横浜市(緑) 川崎市(加瀬) 北九州市(新町)	5	14/46	11/42
55	鶴岡市 勝田市 黒磯市 飯能市(増) 秩父市(増) 清水市(北部) 武生市(家久) 高野町(高野山) 米子市(皆生) 玉野市 徳島市(増) 大分市(宮崎)(増) 日田市 福岡市(西戸崎) 信濃川下流	15	下館市 八王子市(北部) 秦野市 柏崎市 新津市 白樺湖下水道組合 大垣市(増) 伊予三島市 玉名市 江戸川左岸 鬼怒川上流(鬼怒川上流) 宍道湖(東部)	12	酒田市 潮来町 越谷市(ボ) 伊東市(ボ) 新居浜市 宇土市 神戸市(ポ一ト) 北九州市(日明) 北上川上流	9	27/73	24/66
56	石巻市(東部)		上山市		下館市			

区分 年度	通水・完了箇所	計	通水箇所	計	完了箇所	計	通水箇所 ／同累計	完了箇所 ／同累計
56	川越市(増) 松戸市(新松戸)(増) 大和市(中部)(増) 長野市(東部) 富士宮市(星山) 岩国市(一文字) 伊予三島市(増) 人吉市	9	栗山村(湯西川) 町田市(増) 八王子市(増) 春日井市(増) 山口市 小郡町(増) 芦屋町 鹿児島市(増) 秋田湾・雄物川(臨海) 琵琶湖(湖南中部) 太田川(西部)	12	秦野市柏崎市 半田市(ボ) 今治市(ボ) 玉名市	6	21/94	15/81
57	高山市(増) 亀岡市 近江八幡市 宮島町 高松市(東部) 高知市(潮江) 北九州市(新町)(増)	7	会津若松市 真岡市 足利市(増) 加須市 町田市(増) 十日町市 氷見市 知多市(南部) 鯖江市 姫路市(東部) 荒尾市 鹿児島市(増) 巴波川 中川 天神川	15	上山市 日立市(コンボ) 栗山村 鳩ヶ谷市(ボ) 八王子市(増) 野沢温泉村(コンボ) 大垣市 山口市 浦添市(ボ) 桂川右岸 宍道湖(東部)	11	22/116	18/99
58	寒河江市 水戸市(水戸)(増) 広島市(旭町)(増) 広島市(千田)(増) 臼杵市 中讃	6	気仙沼市 古川市(師山) 宇都宮市(田川第二)(増) 那須町(湯本) 東松山市(高坂) 坂戸・鶴ヶ島(増) 習志野市 鎌倉市(増) 四日市市(増) 防府市(増) 宗像市(増) 長崎市(三重) 日南市 鹿児島市(増) 名瀬市 枕崎市 石川市(増) 北那須 江戸川左岸(増)	19	会津若松市 勝田市 真岡市 足利市(増) 加須市 所沢市(コンボ) 町田市(増) 東京都(小菅) 十日町市 氷見市 知多市 春日井市(コンボ) 鯖江市 荒尾市 秋田湾・雄物川(臨海) 巴波川 中川 天神川 太田川(西部) 中部(ガス発)	20	25/141	26/125
59	小山市 芦屋町(増)		能代市 総和町 深谷市 東金市 松任市 塩尻市 土岐市 熱海市(増) 伊東市(増)		気仙沼市 古川市 潮来町(ボ) 那須町 東松山市 坂戸・鶴ヶ島 習志野市 白樺湖 岡崎市(増)			

区分 年度	通水・完了箇所	計	通水箇所	計	完了箇所	計	通水箇所 ／同累計	完了箇所 ／同累計
59		2	勝山市 高砂市(伊保) 萩市 八幡浜市 西条市 八代市 大分市(原川)(増) 鹿児島市(増) 諏訪湖(増) 琵琶湖(湖南中部)(増) 琵琶湖(湖西)	20	四日市市 泉北環境(ボ) 姫路市 小郡町 防府市(増) 徳島市(増) 宗像市 長崎市 日南市 名瀬市 枕崎市 石川市 北那須	22	22/163	24/149
60	室蘭市(増) 田沢湖町 中野市 朝日町 北九州市(北湊)(増) 北九州市(日明)(増) 日出町 中津市 霞ヶ浦水郷(増)	9	伊達市 当別町 米沢市 鹿島町 塩原町 宇都宮市(田川第二)(増) 太田市(増) 中之条町(四万) 本庄市 羽生市 鎌倉市(増) 藤枝市 土肥町 尾張旭市 笠岡市 東広島市 川之江市(増) 阿蘇町 大分市(弁天)(増) 鹿児島市(増) 指宿市 狩野川(東部) 木津川(洛南)	23	総和町 鹿沼市 深谷市 越谷市(ボ)(増) 東金市 八王子市 塩尻市 高山市(増) 土岐市 勝山市 多度津町(ボ) 西条市 八代市 大分市(原川・宮崎) 鬼怒川上流(鬼怒川上流) 宍道湖(東部)(増) 野木町(ボ)	17	32/195	26/175
61	紫波町 丸亀市(増) 高知市(瀬戸) 佐伯市 岩木川 南大阪湾岸<北部)		美瑛町 清水町 新得町 京極町 宇奈月町 永平寺町(中央) 宇治市(東宇治) 日吉津村 備前市 松橋・不知火下水道組合 出水市 北上川上流(花北) 鬼怒川上流(中央)		当別町 石狩町(ボ) 能代市(処)(ボ) 水戸市 鹿島町 宇都宮市(ボ) 塩原町 中之条町 太田市 東松山市(処)(ボ) 本庄市 鎌倉市(ボ)(増)(管) 新津市(ボ) 三条市(ボ) 新湊市(増) 尾張旭市 大山崎町(ボ) 京都市(伏見)(ボ) 川之江市			

区分 年度	通水・完了箇所	計	通水箇所	計	完了箇所	計	通水箇所 ／同累計	完了箇所 ／同累計
					阿蘇町			
61		6		13	指宿市	21	19/214	27/202
62	虻田町 上山市(増) 中之条町(沢渡) 丹波山村 栃尾市 山之内町 豊田市 大山町 多伎町 日向市 損保川	11	斜里町 標茶町 長井市 猪苗代町 小菅村 長野市(増) 丸子町(西内) 一宮市(増) 舞鶴市(増) 高梁市 今治市(増) 北条市 伊万里市 名瀬市(増) 秋田湾・雄物川(大曲) 最上川(村上) 最上川(置賜) 利根川上流(県央) 江戸川左岸(増) 小矢部川(二上) 琵琶湖(湖南中部)(増)	21	伊達市 清水町 石巻市 行田市(ボ) 羽生市 宇奈月町 富士宮市(増) 永平寺町 堺市(ボ)(管) 藤井寺市(ボ) 日吉津村 備前市 宮島町(増) 萩市(増) 伊予三島市(増) 松橋・不知火下水道組合 大分市(中央)(ボ) 本部町(ボ) 北上川上流(花北) 巴波川(ボ) 越谷市(ボ) 松茂町	22	32/246	33/235
63	美瑛町(増) 新得町(増) 京極町(増) 上川町 別海町(増) 仙台市(秋保温泉) 富岡町(蛇谷須) 双葉町 小見川町 大和市(北部) 妙高高原町 魚津市(魚津東部) 宮崎村 八束町 多伎町(口田儀) 美作町 美祢市 伊野町 日田市(増) 鹿児島市(増) 糸満市 琵琶湖(湖西)(増) 太田川(瀬野川)		宮古市 米沢市(増) 温海町 佐野市(増) 真岡市(増) 館林市(増) 日高町 毛呂山・越生・鳩山下水道組合 加茂市 上越市 内灘町 松本市(両島) 中津川市 可児市 津島市(増) 日進町 鯖江市(増) 亀岡市(増) 相生市 和気町 尾道市 山陽町 長与町(増) 大津町 人吉市(増) 鹿屋市 秋田湾・雄物川(横手) 阿武隈川上流(県中) 江戸川左岸(増) 加賀沿岸 淀川左岸		斜里町 標茶町 長井市 富岡町(富岡) 大宮市(ボ) 横浜市(南部)(ボ) 横浜市(金沢)(汚泥) 秦野市(増) 小菅村 新湊市 中野市(増) 丸子町 熱海市 土肥町(汚泥) 一宮市(西部) 川越町 朝日町(増) 福知山市(汚泥) 尼崎市(ボ) 姫路市 高梁市 広島市 八幡浜市(増) 今治市(増)(ボ) 北条市(処)(管) 松山市 西条市(増) 伊万里市 白杵市(増) 川越市(ボ) 婦中町(ボ)			

区分 年度	通水・完了箇所	計	通水箇所	計	完了箇所	計	通水箇所 ／同累計	完了箇所 ／同累計
63		23	宍道湖(西部) 児島湖 熊本北部	34		31	57/303	54/289
元	当別町(増) 津別町 和寒町 七ヶ宿町 鹿沼市(増) 早川町 新井市 湯沢町 松任市(増) 上宝村 武生市(増) 宇治市(東宇治)(増) 西伯町 井原市 南国市	15	長沼町 静内町 留辺蘂町 沼田町 栗山町 新庄市 相馬市 益子町 町田市(鶴川第2) 川崎市(加瀬)(増) 箱根町 柏崎市(増) 滑川市 小諸市 富士市 瀬戸市(増) 境港市 徳山市 鳥栖市 大分市(大在) 西都市 名瀬市(増) 函館湾 磐井川 鬼怒川上流(鬼怒川上流)(増) 江戸川左岸(増) 木津川(増) 浦戸湾東部	28	伊達市(設備) 宮古市 米沢市 鶴岡市 温海町 猪苗代町 つくば市(ボ) 佐野市(ボ) 藤原町(ボ) 毛呂山・越生・鳩山 公共下水道組合(ボ) 越谷市 坂戸・鶴ヶ島 下水道組合(北坂戸)(設備) 深谷市 上越市 内灘町 山之内町 中津川市 可児市 津島市 日進町 鯖江市 亀岡市(ボ) 田辺町(管) 長岡京市(砂ろ過) 東大阪市(雨貯) 平田市(ボ) 笠岡市(ボ) 丸亀市(ボ)(改築) 人吉市 鹿屋市 秋田湾・雄物川(大曲) 霞ヶ浦常南(焼却炉) 加賀沿岸 天神川(設備) 吉川町(ボ) 大内町(ボ) 大津町(管)	37	43/346	52/341
2	愛別町 別海町(西春別) 松島町 宮崎町 塩原町(増) 栗山村(増) 船橋市(増) 山田村 松本市(両島)(増) 松本市(宮沢)(増) 白樺湖下水道組合(増) 夜須町 大分市(植田)(増)		登別市 門別町 本荘市 会津若松市(増) 矢板市 太田市 大綱白里町 東金市(増) 宇ノ気・七塚都市計画 下水道施設組合 東部町 伊東市(増) 一宮市(東部)(増)		長沼町 沼田町 留辺蘂町 石巻市(設備) 新庄市 中之条町(終沈) 秩父市 羽生市(ボ) 小見川町(設備) 町田市(鶴川) 箱根町 小諸市 塩尻市(設備)			

区分 年度	通水・完了箇所	計	通水箇所	計	完了箇所	計	通水箇所 ／同累計	完了箇所 ／同累計
2	日出町(増) 名護市(喜瀬・幸喜) 馬淵川 吉野川 中讃(金倉川)		東海市 知多市(増) 田原町 三好町 小浜市 舞鶴市(東)(増) 西宮市 八束町(遅江) 津山市 岡山市 佐伯町 長船町 東広島市(増) 川尻町 大野町 今治市(北部) 東予市・丹原町 公共下水道事務組合 岡垣町 前原町 時津町 利根川上流(奥利根)(増) 小矢部川(増) 千曲川(下流) 矢作川・境川(衣浦西部) 琵琶湖(湖南中部)(増) 琵琶湖(彦根長浜) 児島湖(増)	39	藤枝市(汚泥) 瀬戸市 春日井市(高蔵寺)(汚泥) 松原市(ボ) 猪名川町(管) 境港市 高梁市(設備) 徳山市(東部) 山陽町(設備) 西条市(ボ) 宗像市(設備) 大津町 大分市(大在) 本部町(ボ) 磐井川 秋田湾・雄物川(横手) 中川(場内ボ) 北那須(設備) 淀川左岸(設備) 八雲町(ボ) 岡崎市(ボ) 松阪市(管) 松茂町(広島)(ボ) 伊野町(枝川第2)	37	57/403	55/396
3	上富良野町 新得町(増) 岩城町 郡山市 身延町 丹波山村(増) 魚津市 大沢野町 中野市 飯山市 安雲村 丹波町 千代田町 高松市(増) 川之江市(増) 荒尾市(増) 玉名市(増) 大分市(南部) 宇佐市	18	留萌市 豊浦町 田沢湖町(増) 浪江町 富岡町 友部・笠間広域下水道組合 宇都宮市(田川第二)(増) 那須町(増) 黒部市 長野市(増) 湯沢町(湯沢)(増) 辰野町 丸子町(増) 下田市 加茂町 相生市(増) 和気町(増) 福山市 水俣市 八幡浜市(増) 松島町 合志西合志下水道組合 津久見市 名護市(増) 最上川(山形) 米代川(大館)	39	登別市 栗山町 別海町(汚泥) 和寒町(設備) 古川市(設備) 鶴岡市(七窪)(管) 宇都宮市(鬼怒川上流)(ボ) 矢板市 益子町 騎西町(ボ) 東金市(設備) 袖ヶ浦市(管) 大和市(中部)(設備) 加茂市(汚泥) 新湊市(汚泥) 宇ノ気・七塚都市計画 下水道施設組合 東部町 土岐市(設備) 富士市(設備) 修善寺町(ボ) 東海市 日進町(電気) 田原町(処)(管) 三好町(設備)(ボ) 半田市(東成岩)(ボ)	37		

区分 年度	通水・完了箇所	計	通水箇所	計	完了箇所	計	通水箇所 ／同累計	完了箇所 ／同累計
3		19	利根川上流(県央)(増) 諏訪湖(増) 矢作川・境川(矢作川) 琵琶湖(湖南中部)(増)	30	大津市(電気改築) 八幡市(管) 大山崎町(ボ) 岸和田市(北部)(ボ) 大阪府(泉佐野市)(管) 高砂市(伊保)(ボ) 吉川町(管) 貝塚市(ボ) 岡山市 津山市 井原市(井原)(設備) 井原市(向島) 佐伯町 東予丹原組合(東予丹原) 伊予三島市(伊予三島)(設備) 岡垣町 時津町(処)(汚泥) 長与町(汚泥) 八代市(設備) 中津市(汚泥) 日向市(日向)(設備) 日向市(富高)(ボ) 浦添市(ボ) 最上川(村山野川)(ボ) 霞ヶ浦水郷(設備) 利根川上流(奥利根) 矢作川・境川(衣浦西部) 南大阪湾岸中部(管) 仙台市(落合)(ボ) 越谷市(出羽堀)(ボ) 西枇杷島町(ニツ杵)(ボ) 東海市(加家)(ボ) 大阪府(泉佐野市)(ボ)(管) 松茂町(長原)(ボ)	59	49/452	78/474
4	伊達市(有珠) 津別町(増) 門別町(増) 標茶町(増) 中新田町 矢本町 鶴岡市 足利市(坂西) 小菅村(増) 氷見市 上市町 上宝村(平湯) 高鷲村 永平寺町(増) 南条町 志賀町 丹波町(水戸) 舞鶴市(東)(増) 岩国市(増) 小郡町(増) 串木野市		長万部町 浦河町 栗沢町 花巻市 仙台市(宮城) 山元町 猪苗代町(志田浜) 広野町 岩井市 氏家町 小川町 鎌倉市 糸魚川市 栃尾市(増) 高岡市 伊那市 軽井沢町(軽井沢) 高遠町 宮田村 豊田市(増) 春日井市(中央)(増)		留萌市(汚泥) 伊達市(白鳥) 留辺蘂町(設備) 豊浦町(設備) 別海町(設備) 雫石町 仙台市(南蒲生) 米沢市(上新田) 本荘市(美倉) 鹿島町(汚泥) 友部空閑組合(友部)(設備) 宇都宮市(下粟) 那須町(設備) 深谷市(設備) 松伏町 東京都(小菅)(汚泥) 滑川市 長野市(南部) 上田市 丸子町(増) 真田町(設備)			

区分 年度	通水・完了箇所	計	通水箇所	計	完了箇所	計	通水箇所 ／同累計	完了箇所 ／同累計
4	北上川上流(胆江) 木津川(増)		洲本市 日生町 鹿島町 鴨島町 豊後高田市 江戸川左岸(増) 中勢沿岸(出雲川左岸)		野沢温泉村(設備) 佐久組合(中込原) 下田市(下田)(汚泥) 近江八幡市(設備) 加茂町(汚泥) 岸和田市(磯之上) 大阪府(泉南市) 田尻町 相生市(相生)(設備) 篠山町(設備) 日吉津村(設備) 八束町(遅江)(汚泥) 八束町(江島)(汚泥) 福山市(汚泥) 大野町(設備) 山口市(一の坂川) 山口市(湯田) 徳島市(中央) 坂出市 伊予三島市(寒川) 夜須町(設備) 豊前市 時津町(水) 阿蘇町(設備) 松島町(汚泥) 松橋・不知火組合(設備) 津久見市(設備) 名瀬市(小宿) 名瀬市(輪内) 石川市(石川第一) 糸満市 北上川上流(都南)(汚泥) 米代川(大館)(汚泥) 最上川(村山最上川) 最上川(村山大沢川) 荒川左岸南部(設備) 矢作川・境川(矢作川)(設備) 琵琶湖(湖西木戸) 宍道湖(西部)(設備) 大阪府(泉南沿岸) 大阪府(田尻・泉南沿岸)			
		23		28		63	51/503	86/560
5	長沼町(増) 愛別町(増) 斜里町(増) 小野田町 喜多方市 勝田市(増) 高根沢町 伊香保町 中之条町(増) 川崎市(加瀬)(増) 湯沢町(浅貝) 大門町 松任市		美深町 七ヶ宿町(増) 迫町 白河市 檜葉町 日高市(増) 坂戸・鶴ヶ島下水道組合 大和市(北部)(増) 富山市 箕輪町 波田町 南濃町(中南部) 御殿場市		長万部町(設備) 栗沢町(設備) 浦河町(設備) 紫波町(汚泥) 花巻市(汚泥) 山元町(汚泥) 寒河江市(設備) 相馬市(設備) 猪苗代町(猪苗代)(汚泥)(設備) 広野町(汚泥) 双葉町(設備) 浪江町(汚泥)			

区分 年度	通水・完了箇所	計	通水箇所	計	完了箇所	計	通水箇所 ／同累計	完了箇所 ／同累計
	鹿西町		一宮市(東部)(増)		岩井市(汚泥) 総和町(汚泥)			
5	白馬村 南濃町(北部) 木曾岬町 二見町 御津町 山東町 西伯町(増) 和気町(増) 長船町(長船)(増) 三次市(酒屋) 能美町 大朝町 御調町 総領町 吉舎町 三良坂町 防府市(増) 大分市(中央処)(増) 石川市(石川)(増) 石垣市		清水町(清水西) 亀岡市(増) 西宮市(増) 高砂市(高砂)(増) 多伎町(増) 広島市(西部)(増) 廿日市市 柳井市 鳥栖市(処)(増) 鹿島市 諫早市 御船町(御船) 益城町		友部笠間組合(下市毛) 宇都宮市(石井) 宇都宮市(竹林) 藤原町 小川町(汚泥) 川越市(汚泥) 岩槻市(ポ) 羽生市(設備) 越谷市(御料堀) 庄和町 木更津市(ポ) 大網白里町(白里) 大網白里町(ポ) 横浜市(神奈川) 糸魚川市(汚泥) 上越市(設備) 高岡市(汚泥) 伊那市(汚泥) 高遠町(汚泥) 辰野町(処)(設備) 塩尻市(設備) 春日井市(中央)(汚泥) 宇治市(洛南) 岸和田市(西之内西) 鹿島町(汚泥) 岡山市(旭西)(ポンプ棟) 井原市 等間市(等間)(設備) 笠間市(住吉) 高梁市(近似) 美作町(汚泥)(設備) 尾道市(久保) 府中市 萩市(ポ) 今治市(北郷) 今治市(北部)(設備) 今治市(天保山) 八幡浜市(処)(設備) 北条市(北条)(汚泥) 東予・丹原組合(本河原汚水) 宗像市(ポ) 水俣市(水俣)(自家) 大分市(中央ポ) 日田市(ポ) 日田市(処)(設備) 佐伯市(設備) 豊後高田市(汚泥) 石川市(嘉手苅) 名護市(汚泥) 住都公団(八王子市) 最上川(山形)(設備) 最上川(村山)(設備) 荒川右岸(汚泥)			

区分 年度	通水・完了箇所	計	通水箇所	計	完了箇所	計	通水箇所 ／同累計	完了箇所 ／同累計
					中勢沿岸(出雲川左岸)(汚泥) 春日井市(大留)			
6		34		27	鳴門市	70	61/564	104/664
6	置戸町 当別町(増) 沼田町(増) 洞爺村 日高町 静内町(処)(増) 由利町 田沢湖町(増) 酒田市(増) 温海町(増) 塩原町(増) 富山市 上平村 南牧村 木島平村 佐久下水道組合(佐久)(増) 岩村町 尾張旭市(東部)(増) 四日市市(日永)(増) 関宮町 白浜町 串本町 大山町(増) 加茂町 千代田町(増) 大洲市(肱南) 越知町 前原市(増) 長与町(増) 佐土原町 最上川(置賜)(増) 狩野川(西部)		夕張市 大船渡市 富岡町(増) 福島市 河内町 二宮町 町田市(町田)(増) 小淵沢町 三条市 十日町市(十日町)(増) 中新川下水道組合(処) 飯山市(戸狩)(増) 内灘町(増) 軽井沢町(軽井沢)(増) 信濃町 島田市 浜岡町 日進町(増) 織田町 美浜町 舞鶴市(西) 綾部市 和田山町(和田山) 日高町(清滝) 岩美町 郡家町 瀬戸町(処) 美祢市(増) 宇部阿知須下水道組合(処) 須崎市 岡垣町(増) 浜玉町 時津町(処)(増) 出水市(増) 米代川(鹿角) 北那須(増) 鴨部川		虻田町(汚泥)(設備) 三笠市(汚泥) 美深町(汚泥) 迫町(汚泥) 檜葉町 牛久市 潮来町(潮来) 波崎町 足利市(鶴木) 館林市(設備) 本庄市(設備) 関宿町 小見川町 大網白里町(大網白里) 柏崎市 栃尾市(汚泥) 黒部市(高度) 中新川下水道組合(ボ) 魚津市(ボ) 松任市(中央)(汚泥)(設備) 軽井沢町(雲場) 辰野町(辰野ボ) 箕輪町(汚泥) 波田町(汚泥) 佐久下水道組合(野沢) 南濃町(中南部)(汚泥) 南濃町(中南部雨水) 高鷲村(蛭ヶ野)(設備) 下田市(武才浜) 下田市(須崎) 豊田市(元宮) 仙台市(宮城) 名古屋市(ボ) 武生市(改築) 清水町(清水西) 永平寺町(志比)(設備) 南条町(汚泥) 亀岡市 堺市(泉北) 柏原市 兵庫県(西宮市) 高砂市(高砂)(汚泥)(設備) 播磨町 多伎町(汚泥) 高梁市(落合) 備前市(備前)(汚泥) 備前市(片上) 勝央町 尾道市(尾道)(設備) 川尻町(処)(設備) 川尻町(ボ)			

区分 年度	通水・完了箇所	計	通水箇所	計	完了箇所	計	通水箇所 ／同累計	完了箇所 ／同累計
					柳井市(汚泥) 北条市(浅海) 東予・丹沢組合(東予・丹沢)			
6		32		37	宇部・阿知須下水道組合(砂合)鳥栖市(処) 御船町(御船) 御船町(滝川) 益城町(汚泥) 大分市(植田)(設備) 名瀬市(名瀬) 磐井川 阿武隈川上流(県中) 日和佐町 伊野町	65	69/633	97/761
7	栗山町(増) 上富良野町(増) 豊浦町(増) 門別町(本町) 新得町 西目町 長井市(増) 遊佐町 東京都区部(砂町) 町田市(鶴川)(増) 秦野市(増) 身延町 糸魚川市 鹿島町 小川村 川西保健衛生施設組合 八百津町 恵那市(増) 焼津市(増) 天城湯ヶ島町 豊田市(鞍ヶ池) 西宮市(増) 本宮町 鹿野町 大栄町(処) 玉野市(増) 日生町(増) 佐伯町(増) 大朝町(新庄) 大和町 伊予市 志摩町 合志・西合志下水道組合(増) 姫島村 大分市(東部)(増) 別府市(増) 都城市 串木野市(増)		八雲町 端野町 花泉町 松島町(増) 湯沢市 櫛引町 宇都宮市(田川第二)(増) 長坂町 新井市(増) 中里村 戸隠村 上田市(別所) 駒ヶ根市 浅科村 東部町(増) 青木村 富士見町 豊丘村 山形村 朝日村 御代田町 平田町 白川村 古川町 佐久間町 上野市 一志町 鳥羽市 日吉町 (宍)一宮町 河原町 吉永町 中村市 伊万里市(増) 高鍋町 国分隼人公共下水道組合 渡良瀬川下流(大岩藤) 利根川上流(県央)(増) 千曲川(下流)(増) 琵琶湖(彦根長浜)(増) 沼田川		夕張市(汚泥) 室蘭市(設備) 大船渡市(設備) 七ヶ宿町(汚泥) 本荘市(本荘)(汚泥) 白河市(自家) 宇都宮市(西川田) 鹿沼市 黒磯市(汚泥) 二宮町(汚泥) 日光市(中宮祠)(改築) 藤原町 秩父市(汚泥) 東松山市(ボ) 富士見市 坂戸・譚ヶ島下水道組合(汚泥) 毛呂山・越生・鳩山組合(設備) 千葉市(汚泥) 小平市(特殊人孔) 川崎市(入江崎) 茅ヶ崎市 湯河原町(汚泥) 小淵沢町(汚泥) 三条市(汚泥) 柏崎市(設備) 十日町市(十日町)(設備) 中新川公共下水道組合(汚泥) 飯山市(戸狩)(汚泥) 信濃町(汚泥) 木島平村 南濃町(中南部) 南濃町(中南部汚水) 島田市(汚泥) 富士市(東部)(設備) 浜岡町(汚泥) 半田市(瑞穂) 半田市(吉野) 知多市(設備) 日進市(汚泥) 四日市市(磯津) 鈴鹿市			

区分 年度	通水・完了箇所	計	通水箇所	計	完了箇所	計	通水箇所 ／同累計	完了箇所 ／同累計
					美浜町(汚泥) 朝日町(設備) 清水町(西部)(汚泥)			
7		38		41	綾部市(汚泥) 岸和田市(磯の上処)(設備) 羽曳野市 洲本市(処)(汚泥) 相生市(南那波) 和田山町(和田山)(汚泥) 岩美町(汚泥) 郡家町(汚泥) 大栄町(ボ) 備前市(沖浦) 瀬戸町(処)(汚泥) 東広島市(高屋) 大朝町(汚泥) 大野町(設備) 萩市(設備) 光市 美祢市(汚泥) 山陽町(汚泥) 宇部阿知須組合(処)(汚泥) 今治市(今治)(設備) 南国市(設備)(汚泥) 岡垣町(汚泥) 鳥栖市(ボ) 鹿島市(汚泥) 浜玉町(汚泥) 水俣市(丸島) 宇土市(汚泥) 大津町(汚泥) 白杵市(市浜) 名瀬市(名瀬)(汚泥) 出水市(汚泥) 高尾野町 国分隼人公共下水道組合 糸満市 函館湾(上磯) 仙塩(汚泥) 米代川(鹿角)(汚泥) 鬼怒川上流(小松原) 利根川上流(玉村南) 宍道湖(西部)(汚泥) 鴨部川(汚泥) 東海市(大田) 東海市(浅山)	87	79/712	125/886
8	伊達市(増) 黒松内町 上川町 下川町 京極町(増) 東川町 別海町 中新田町(増) 森吉町		登別市(増) 剣淵町 風連町 大滝村 鶴川町 上士幌町 大樹町 厚岸町(処) 北塩原村(裏磐梯)		置戸町(設備) 栗山町(汚泥) 端野町(汚泥) 留辺蘂町(設備) 新冠町 静内町(ボ) 厚岸町(ボ) 遠野市(汚泥) 花泉町(汚泥)			

区分 年度	通水・完了箇所	計	通水箇所	計	完了箇所	計	通水箇所 ／同累計	完了箇所 ／同累計
	協和町 棚倉町 長沼町		大熊町 浪江町(増) 内原町		松島町(設備) 長井市(設備) 櫛引町(汚泥)			
8	広野町(増) 楢葉町(増) 小高町 氏家町(増) 住都公団(小山市) 加須市(増) 習志野市(増) 小見川町(増) 滑川市(増) 大沢野町(増) 平村 辰野町(小野) 中川村 宮田村(増) 美濃市(右岸) 大和町 藤枝市(増) 引佐町 長久手町(処) 木曾岬町(増) 上中町(熊川) 瑞穂町 堺市(三宝)(増) 八束町(馬渡) 哲多町 島根町 御調町(中央)(増) 鴨島町(増) 大三島町 鶴見町 竹富町 小矢部川流域(増)		守谷町(増) 太田市(増) 東松山市(処)(増) 岡部町 大網白里町(大網白里)(増) 山田村(増) 松本市(両島)(増) 小諸市(増) 伊那市(小出島) 中野市(中野)(増) 大町市 飯山市(飯山) 真田町 南箕輪村 阿智村 喬木村 日義村 海津町 南濃町(北都)(増) 安八町 付知町 下呂町(湯之島) 上宝村(新平湯) 御殿場市(増) 春日井市(南部処) 田原町(処)(増) 伊賀町 清水町(東部)(増) 土山町 久美浜町(処) 相生市(相生)(増) 中町 黒田庄町 上月町 春日町 和田山町(東河) 柏原町 西紀町 鳥取市 泊村 中山町 津山市(増) 寄島町 東広島市(東広島)(増) 江田島町 安浦町(処) 山口市(山口)(増) 豊田町 東予市・丹原町公共下水道 事務組合(東予・丹原)(増) 安芸市 豊前市		岩井市(幸田) 潮来町(延方) 潮来町(日の出)(自家) 宇都宮市(戸祭) 鹿沼市(ボ) 日光市(更新) 高根沢町(汚泥) 河内町(汚泥) 壬生町(汚泥) 館林市(設備) 羽生市(汚泥) 習志野市 大網白里町(ボ) 鎌倉市 栃尾市(汚泥) 加茂市(汚泥) 長坂町(汚泥) 十日町市(十日町)(内整備) 中里村(汚泥) 戸隠村(汚泥) 上田市(上田)(焼却炉) 駒ヶ根市(汚泥) 飯山市(有尾ボ) 望月町(ボ) 浅科村(汚泥) 東部町(汚泥) 青木村(汚泥) 豊丘村(汚泥) 山形村(汚泥) 平田町(汚泥) 白川村(汚泥) 古川町(汚泥) 佐久間町(汚泥) 春日井市(南部ボ) 豊田市(野見ボ) 田原町(ボ) 四日市市(水・汚泥) 上野市(汚泥) 鳥羽市(処)(水・汚泥) 鳥羽市(ボ) 二見町(設備) 勝山市(汚泥) 舞鶴市(西)(汚泥) 日吉町(汚泥) 岸和田市(宮前別所) 泉北環境整備施設組合(更新) 芦屋市(設備) 洲本市(ボ) 猪名川町 河原町(汚泥) 鹿島町(設備) 岡山市(芳賀佐山)(更新)			

区分 年度	通水・完了箇所	計	通水箇所	計	完了箇所	計	通水箇所 ／同累計	完了箇所 ／同累計
8			朝倉町 川棚町 佐々町(処)		井原市(処)(ボ設備) 玉野市(玉野)(汚泥) 美作町(汚泥)			
		44	武蔵町 西都市(増) 座間味村 平良市(処) 京都市(増) 函臨湾流域(増) 霞ヶ浦水郷流域(増) 神通川左岸流域 千曲川流域(上流) 千曲川流域(下流)(増) 静清流域 矢作川・埴川流域(矢作川)(増) 琵琶湖流域(湖西)(増) 琵琶湖流域(高島) 宍道湖流域(東部)(増) 児島湖流域(増) 中讃流域(増) 熊本北部流域(増)	84	福山市(汚泥) 廿日市市(水・汚泥) 丸亀市(塩屋) 多度津町 八幡浜市(ボ) 中村市(汚泥) 行橋市 鳥栖市(処)(汚泥) 伊万里市(汚泥) 時津町(処)(内整備) 八代市(汚泥) 人吉市(汚泥) 水俣市(水俣)(汚泥) 大分市(東部)(汚泥) 臼杵市(臼杵)(汚泥) 高鍋町(汚泥) 国分隼人組合(処)(汚泥) 与那城町 横浜市(北部第一) 名古屋市(岩塚) 狩野川流域(西部)(自家) 東海市(太田) 府中市(角田) 日和佐町	91	128/840	135/1,021
9	陸別町 三笠市(処)(増) 美深町(増) 二戸市(荷渡) 紫波町(増) 七ヶ宿町(増) 岩城町(増) 西仙北町(強首) 西仙北町(刈和野) 櫛引町(増) 富岡町(増) 双葉町(増) 袖ヶ浦市(増) 大和市(北部)(増) 鹿西町(能登部下)(増) 内浦町 鳥屋町 山口村 鬼無里村 望月町(望月) 高遠町(増) 松川町 木曾福島町(処) 南牧村 蛭川村 熱海市(処)(増) 磯部町 堺市(三宝)(増)		北檜山町 佐呂間町 木造町 豊里町 鷹巣町 仁賀保地区組合 米沢市(米沢)(増) 友部笠間組合(増) 真岡市(増) 粟野町 南那須町 板倉町 館山市 長生村 三浦市 糸魚川市(増) 上越市(増) 中島町 塩尻市(処)(増) 長門町 立科町 白馬村(増) 辰野町(処)(増) 関ヶ原町 北方町 武芸川町 一宮市(東部)(増) 富士市(西部)(増)		劍淵町(汚泥) 風連町(汚泥) 大滝村(汚泥) 八雲町(設備) 静内町(処)(汚泥) 上土幌町(汚泥) 大樹町(汚泥) 釧路町(東陽) 湯沢市(汚泥) 北塩原村(裏磐梯)(汚泥) 大熊町(汚泥) 浪江町(汚泥) 総和町(設備) ひたちなか市(汚泥) 内原町(汚泥) 守谷町(汚泥) 谷和原・伊奈組合 足利市(足利) 館林市 越谷市(外野合) 岡部町(内整備) 大網自里町(ボ) 箱根町(汚泥) 魚津市(北鬼江) 上田市(別所)(設備) 小諸市(汚泥) 伊那市(小出島)(内整備) 飯山市(戸狩)(設備)			

区分 年度	通水・完了箇所	計	通水箇所	計	完了箇所	計	通水箇所 ／同累計	完了箇所 ／同累計
	神崎町(粟賀南部) 青谷町 日野町		小俣町 鯖江市(増) 亀岡市(増)		真田町(汚泥) 富士見町(富士見)(内整備) 野沢温泉村(汚泥)			
9	布施村 仁多町 邑智町 日原町 作東村(粟井) 中和村 豊北町 西条市(増) 吉海町 弓削町 夜須町(増) 国見町 国東町 仙台市(宮城)(増)		三和町 八鹿町(八鹿) 生野町 八千代町 大河内町 淡路・東浦組合(処) 若桜町 八東町 溝口町 川上村 哲西町 清音村 黒瀬町 字和島市(字和島) 伊予三島市(処)(増) 宗像市(処)(増) 相知町 御船町(御船)(増) 宇佐市(増) 牧園町(高千穂) 和泊町(処) 広島市(西部)(増) 最上川(増) 阿武隈川上流(県中)(増) 鬼怒川上流(中央)(増) 渡良瀬川下流(思川) 諏訪湖(増) 犀川安曇野 狩野川(東部)(増) 浦戸湾東部(増)		南箕輪村(内整備) 阿智村(昼神)(汚泥) 木曾福島町(ホ) 日義村(処)(汚泥) 朝日村(設備) 高山市(内整備) 海津町(汚泥) 安八町(汚泥) 付知町(設備) 御殿場市(御殿場)(内整備) 半田市(旭) 春日井市(処)(内整備) 津島市(汚泥) 日進市(設備) 田原町(処)(内整備) 伊賀町(内整備) 武生市(家久)(汚泥) 清水町(東部)(汚泥) 永平寺町(中央)(汚泥) 朝日町(汚泥) 土山町(汚泥) 久美浜町(第1ホ) 東大阪市 泉大津市(設備) 高砂市(伊保) 中町(汚泥) 相生市(相生)(汚泥) 黒田庄町(汚泥) 上月町(汚泥) 春日町(汚泥) 淡路・東浦組合(鶴崎) 淡路・東浦組合(大磯) 鳥取市(千代水)(汚泥) 中山町(逢坂)(内整備) 泊村(汚泥) 玉野市(玉野)(汚泥) 井原市(木之子) 長船町(汚泥) 寄島町(汚泥) 東広島市(東広島)(汚泥) 江田島町(内整備) 三良坂町(灰塚)(自家) 安浦町(処)(汚泥) 豊田町(汚泥) 今治市(天保山第2) 安芸市(内整備) 須崎市(汚泥) 豊前市(汚泥) 朝倉町(汚泥) 長与町(汚泥) 松島町(設備) 大分市(植田)(汚泥)			

区分 年度	通水・完了箇所	計	通水箇所	計	完了箇所	計	通水箇所 ／同累計	完了箇所 ／同累計
					西都市(汚泥) 砂土原町(設備) 平良市(処)(汚泥)			
9		45		61	名護市(ボ) 座間味村(汚泥) 川崎市(加瀬)(汚泥) 北上川上流(都南)(汚泥) 那珂久慈(汚泥焼却) 沼田川(設備) 鈴鹿市(旭が丘) 鳴門市 松茂町(広島)	95	106/946	140/1,161
10	西興部村 南富良野町 中富良野町 長万部町(増) 涌谷町 鶴岡市(増) 小国町 北塩原村(北山) 岩井市(増) 小川町(増) 町田市(町田)(増) 鎌倉市(増) 湯沢町(土樽) 南信濃村 望月町(春日) 北御牧村 信州新町 戸隠村(豊岡) 小川村(夏和) 洞戸村 和良村 大垣市(増) 平田町(三郷)(増) 細江町 岸和田市 上郡町 吉川町 鹿野町 石見町 五箇村 東条町 木次・三刀屋組合(処) 瀬戸町(増) 日生町(増) 大朝町(増) 甲田町 萩市(増) 豊浦町 徳島市 波方町 中山町 越知町(増) 小城町		弟子屈町 様似町 大迫町 越前高田市 前沢町 岩泉町 小国町 温海町(鼠ヶ関) 磐梯町 田島町 鹿沼市(処)(増) 船橋市 葉山町 六郷町 村上市 湯沢町(湯沢)(増) 黒部市(増) 飯綱行政組合 飯山市(木島) 丸子町 東部町(増) 富士見町(境) 波田町(増) 四賀村 麻績村 富加町 萩原町(上呂) 金山町 袋井町 浜岡町 中伊豆町 小山町 瀬戸市(水野)(増) 伊勢市 上中町(三宅) 高浜町(処) 大江町 西宮市(増) 大河内町 気高町 備前市(備前)(増) 御津町 金光町		夕張市(処) 三笠市(ボ) 栗沢町(汚泥) 北檜山町(汚泥) 佐呂間町(汚泥) 釧路町(別保ボ) 厚岸町 木造町(汚泥) 豊里町(汚泥) 会津若松市(汚泥) 喜多方市(汚泥) 友部笠間組合(汚泥) 岩井市 日光市(中宮祠ボ)(ボ更新) 日光市(丸山ボ)(ボ更新) 板倉町(汚泥) 東松山市(内整備) 深谷市(汚泥) 飯山市(汚泥) 習志野市(ボ) 関宿町(ボ) 大網自里町(自発電) 葉山町(管) 糸魚川市(汚泥) 松任市(処) 中島町(汚泥) 諏訪湖(ボ更新) 白樺下水道組合(汚泥更新) 松本市(両島)(汚泥) 大町市(処) 塩尻市(汚泥) 飯山市(汚泥) 白馬村(汚泥) 丸子町 恵那市(ボ) 南濃町(中南部ボ) 関ヶ原町(内整備) 武芸川町(汚泥) 岩村町(処) 上宝村(新平湯)(処) 熱海市(管) 富士宮市(汚泥) 伊勢市			

区分 年度	通水・完了箇所	計	通水箇所	計	完了箇所	計	通水箇所 ／同累計	完了箇所 ／同累計
	安岐町		矢掛町 哲多町(増) 庄原市		鈴鹿市(江島ボ) 小俣町(汚泥) 勝山市(汚泥)			
10		43	徳山市(東部)(増) 直島町 内子町 前原市(増) 三田川町 城南町 泗水町 日向市(増) 高尾野町(処) 和泊町 最上川下流(庄内) 江戸川左岸(増) 静清(静清) 桂川中流 児島湖(増) 球磨川上流	63	高浜町 久美浜町(第6ボ) 泉北環境整備組合(電気設備更新) 藤井寺市(ボ) 八千代町(汚泥) 柏原町(汚泥) 西紀町(処) 八東町(汚泥) 若桜町(汚泥) 気高町 溝口町(汚泥) 木次・三刀屋組合(ボ) 笠岡市(汚泥) 瀬戸町 清音村(汚泥) 鴨方町 哲西町(汚泥) 川尻町(処) 川尻町(ボ) 萩市(汚泥) 丸亀市(城西)(汚泥) 観音寺市(ボ) 今治市(天保山ボ) 今治市(ボ更新) 大洲市(八尾ボ) 大洲市(中島ボ) 川之江市(汚泥) 東予・丹原組合(汚泥) 伊野町(処) 中間市 岡垣町(汚泥) 相知町 佐々町(汚泥) 御船町(汚泥) 大分市(津留ボ) 大分市(弁天)(汚泥) 別府市(汐見ボ)(ボ更新) 別府市(亀川ボ)(ボ更新) 別府市(春木ボ)(沈砂更) 別府市(北浜ボ)(脱設更) 別府市(中央ボ)(管理本館更) 日田市 牧園町(汚泥) 和泊町(ボ) 和泊町(ニボ) 北九州市(汚泥) 霞ヶ浦水郷(汚泥) 鬼怒川上流(中央ボ) 渡良瀬川下流(処) 狩野川(東部)(処) 沼田川(処)	97	106／1,052	140／1,301

区分 年度	通水・完了箇所	計	通水箇所	計	完了箇所	計	通水箇所 ／同累計	完了箇所 ／同累計
					松茂町(ボ)			
11	瀬棚町 黒松内町(増) 真狩村		増毛町 三石町 大槌町		室蘭市(汚泥) 増毛町(ボ) 虻田町(設備)			
11	朝日町 津別町(増) 端野町(増) 滝上町 厚岸町(増) 浜中町 九戸村 色麻町 鳴子町 鷹巣町(増) 大内町 飯能市(増) 中里村(増) 大山町 上市町 山田村(増) 辰野町(増) 高森町 喬木村(増) 豊丘村(増) 南木曾町 戸隠村 南濃町(増) 上石津町 高鷲村 坂下町 瀬戸市(増) 東海市(増) 木曽岬町(増) 伊賀町(増) 丹波町 神崎町 香寺町 大河内町(増) 生野町(増) 淡路東浦組合(増) 智頭町(増) 北条町 日吉津村(増) 大山町 江府町 横田町 布施村 佐伯町 八束村 作東町 千代田町(増) 豊栄町 庵治町 高知市(増) 宗像市(増)		迫町(増) 矢島町 朝日村 松山町 西会津町 三春町 鹿島町 字都宮市 高根沢町 白沢村 荒川左岸 旭市 津南町 中新川組合(増) 輪島市 志雄町 穴水町 能都町 千曲川(増) 千曲川(増) 犀川安曇野(増) 上田市 駒ヶ根市(増) 中野市 川上村 飯島町 箕輪町(増) 明科町 波田町 四賀村 小谷村 南佐久組合 中津川市 羽島市 養老町 国府町 狩野川(増) 矢作川・境川流域(増) 尾張旭市 中勢沿岸流域(増) 伊勢市(増) 長島町 御浜町 三方町 木津川上流 綾部市 宇治田原町 京北町 宍粟郡一宮町 日高町 八鹿町		弟子屈町(設備) 陸前高田市(汚泥) 紫波町(ボ) 大迫町(汚泥) 岩泉町(汚泥) 迫町(ボ) 秋田湾・雄物川(汚泥) 協和町(汚泥) 最上川下流(汚泥) 小国町(汚泥) 温海町(汚泥) 守谷町(設備) 鬼怒川上流(小松原ボ) 鬼怒川上流(南第3ボ) 鬼怒川上流(南第2ボ) 鬼怒川上流(南第1ボ) 鬼怒川上流(土沢ボ) 粟野町(汚泥) 壬生町(汚泥) 南那須町(汚泥) 太田市(ボ) 関宿町(管) 東京都区部(東糀谷ボ) 葉山町(汚泥) 六郷町(汚泥) 柏崎市(ボ) 村上市(汚泥) 湯沢町(汚泥) 神通川左岸(ボ) 輪島市(ボ) 内灘町(設備) 能都町(ボ) 中野市(汚泥) 飯山市(汚泥) 富士見町(汚泥) 麻績村(汚泥) 山ノ内町(更新) 土岐市(汚泥) 洞戸村(設備) 八幡町(管) 富加町(汚泥) 萩原町(汚泥) 下呂町(設備) 金山町(汚泥) 下田市(ボ) 中伊豆町(汚泥) 浜岡町(汚泥) 瀬戸市(汚泥) 豊田市(ボ) 東海市(ボ) 長久手町(ボ)			

区分 年度	通水・完了箇所	計	通水箇所	計	完了箇所	計	通水箇所 ／同累計	完了箇所 ／同累計
11	高島町 日田市(増) 杵築市 上浦町		和田山町 丹南町 淀江町 岡山市(増)		川越町(ボ) 二見町(汚泥) 小浜市(ボ) 織田町(設備)			
	大野町 知名町		岡山市 鴨方町 三次町 鹿野町 海南町 大牟田市 宇佐市(増) 佐伯市(増) 宇土市(増) 荅北町		上中町(汚泥) 琵琶湖(設備) 朽木村(設備) 桂川中流(汚泥) 宇治田原町(ボ) 木津町(管) 三和町(汚泥) 大江町(汚泥) 大阪市(ボ) 和泉市(管) 西宮市(場内整備) 相生市(汚泥) 黒田庄町(設備) 白浜町(設備) 気高町(汚泥) 西伯町(汚泥) 加茂町(汚泥) 倉敷市(管) 津山市(汚泥) 井原市(ボ) 備前市(ボ) 御津町(汚泥) 吉永町(設備) 金光町(汚泥) 矢掛町(汚泥) 庄原町(汚泥) 黒瀬町(汚泥) 徳山市(東部汚泥) 徳山市(中央汚泥) 直島町(汚泥) 今治市(北浜ボ) 今治市(近見ボ) 今治市(高部下ボ) 伊予三島市(汚泥) 内子町(汚泥) 宿毛市(ボ) 伊野町(ボ) 前原市(汚泥) 佐賀市(更新) 三田川町(汚泥) 球磨川上流(汚泥) 城南町(汚泥) 泗水町(汚泥) 大分市(ボ) 武蔵町(設備) 日向市(ボ) 鹿屋市(設備) 高尾野町(ボ) 和泊町(再利用水)			
		60		68		107	128／1,180	167／1,468
12	知内町 乙部町		森町(本町)(増) 長沼町(増)		登別市(ボ) 伊達市			

区分 年度	通水・完了箇所	計	通水箇所	計	完了箇所	計	通水箇所 ／同累計	完了箇所 ／同累計
	熊石町 寿都町 喜茂別町 赤井川村		小平町 足寄町 白糠町 音別町		増毛町(汚泥) 佐呂間町(ボ) 鶴川町(ボ) 様似町			
12	遠別町 幌延町 上士幌町(増) 大樹町(増) 遠野市(増) 山田町(船越) 小野田町(増) 田沢湖町(増) 大江町 戸沢村 最上町(向町) 西会津町(大久保) 氏家町(増) 利根村 日高市(増) 富山市(水橋)(増) 大沢野町(増) 平村(上梨) 御代田町(増) 長門町 青木村(増) 天竜村 木祖村 山形村(増) 松川村 宮田村(増) 立科町(増) 高山村 関ヶ原町(増) 八幡町(八幡中央) 笠原町 付知町(増) 福岡町 下呂町(竹原) 古川町(増) 南伊豆町(湊手石下加茂) 春野町 尾張旭市(西部) 阿児町(神明) 磯部町(的矢) 清水町(清水東部)(増) 中町(増) 和田山町(東河)(増) 和田山町(増) 岩美町(大谷)(増) 郡家町(増) 美保関町(千酌) 赤来町 井原市(増) 高粱市(増)		ニセコ町 二戸市 大野村 瀬峰町 酒田市(増) 西川町 新地町 矢板市(増) 高崎市(増) 片品村 妻沼町 三条市(増) 栄町 宇奈月町(内山・音沢) 松任市(西南部) 松本市(宮沢)(増) 飯田市(増) 伊那市(伊那)(増) 伊那市(大萱) 軽井沢町(軽井沢西) 丸子町(増) 池田町 南佐久組合(増) 美濃加茂市(蜂屋川北) 北方町(増) 白鳥町 掛川市 湖西市(浜名湖) 大東町 豊岡村 新居町 一宮市(東部)(増) 常滑市 島ヶ原村 土山町(増) 宇治市(東宇治)(増) 亀岡町(増) 和東町(和東中央) 日吉町(殿田) 網野町(橘) 峰山大宮組合(峰山・大宮) 堺市(泉北)(増) 日高町(三方) 八鹿町(増) 鳥取市(秋里)(増) 境港市(増) 岸本町(大殿) 建部町 大原町 英田町		前沢町(汚泥) 大槌町(汚泥) 山田町(船越)(ボ) 大野村(ボ) 矢島町(汚泥) 鶴岡市(ボ) 長井市(汚泥) 朝日村(汚泥) 会津若松市 相馬市 田島町(汚泥) 西会津町(野沢)(汚泥) 三春町(汚泥) 鹿島町(汚泥) ひたちなか市(南部) 宇都宮市(清原)(汚泥) 鹿沼市(黒川)(汚泥) 鹿沼市(黒川)(ボ) 高根沢町(宝積寺)(汚泥) 太田市(中央第1) 白沢村(汚泥) 本庄市(汚泥) 旭市(汚泥) 長生村 八王子市(北野) 町田市(鶴川)(ボ) 松任市(南部)(汚泥) 志雄町(汚泥) 穴水町(汚泥) 能都町(宇出津)(汚泥) 伊那市(ボ) 中野市(高丘)(汚泥) 立科町 飯島町(汚泥) 木曾福島町 明科町 四賀村 小谷村(白馬乗鞍)(汚泥) 佐久組合(ボ) 中津川市(落合)(汚泥) 羽島市(汚泥) 養老町(中部)(汚泥) 和良村(和良中央) 国府町(宇津江)(汚泥) 伊東市 南伊豆町(湊手石下加茂)(ボ) 引佐町(ボ) 半田市(若宮)(ボ) 伊勢市(五十鈴川)			

区分 年度	通水・完了箇所	計	通水箇所	計	完了箇所	計	通水箇所 ／同累計	完了箇所 ／同累計
	御津町(野々口)(増) 哲西町(増) 川上村(蒜山)(増) 作東町(江見) 福山市(松永)(増)		広島市(太田川)(増) 吉田町 山口市(増) 楠町 北条市(増)		芸濃町(雲林院)(汚泥) 鬼怒川上流(中央1)(ボ) 鬼怒川上流(中央2)(ボ) 鬼怒川上流(中央)(ボ) 荒川左岸(南部) 小矢部川(汚泥)			
12	蒲刈町 吉和村 筒賀村 戸河内町(横川) 御調町(上川辺) 川内町 久万町 時津町(増) 諫早市(諫早湾)(増) 佐々町(増) 山香町 野津町 安心院町 中讃(金倉川)(増) 香東川(高松西部)	76	東洋町 芸西町 三輪町(三輪中央) 東与賀町 川棚町(中部)(増) 豊後高田市(増) 小林市 西米良村 上甌村(中甌中野) 石垣市(石垣西) 名護市(増) 糸満市(増) 神通川左岸(増) 琵琶湖(彦根長浜)(増) 紀の川(伊都) 児島湖(増) 中讃(大東川)(増)	78	千曲川(下流)(汚泥) 千曲川(上流) 犀川安曇野(ボ) 敦賀市(中部)(汚泥) 武生市(家久)(汚泥) 勝山市(ボ) 三方町(三方東部) 京都市(吉祥院) 綾部市(綾部第2) 宇治田原町(汚泥) 京北町(汚泥) 峰山大宮組合(峰山・大宮)(第1ボ) 峰山大宮組合(峰山・大宮)(第3ボ) 岸和田市(磯ノ上)(ボ) 岸和田市(北部)(ボ) 神戸市(東灘)(汚泥) 日高町(清瀬)(ボ) 日高町(日高中央)(汚泥) 篠山市(丹南)(汚泥) 福部村(ボ) 気高町(浜村) 気高町(浜村)(ボ) 淀江町(汚泥) 岡山市(吉井川)(汚泥) 鴨方町(汚泥) 三次町(汚泥) 山口市(ボ) 防府市(汚泥) 鹿野町(汚泥) 宇部阿知須組合(吉田ボ) 宇部阿知須組合(砂合ボ) 宇部阿知須組合(岐波ボ) 海南町(汚泥) 鴨島町(中央)(汚泥) 多度津町(堀江)(ボ) 大三島町(宮浦) 久留米市(津福)(ボ) 直方市(ボ) 浜玉町(ボ) 人吉市(汚泥) 松橋不知火組合(松橋・不知火)(汚泥) 佐伯市(汚泥)	115	154/1,334	191/1,659

区分 年度	通水・完了箇所	計	通水箇所	計	完了箇所	計	通水箇所 ／同累計	完了箇所 ／同累計
					日向市(汚泥) 枕崎市 出水市(ボ) 高尾野町(汚泥) 国分隼人組合(ボ) 石川市(汚泥) 石垣市(石垣西)(新栄ボ) 石垣市(石垣西)(新川ボ) 木津川上流(場内整備) 紀の川(伊都)(ボ) 宍道湖(東部)(汚泥) 浦戸湾東部			
13	奥尻町		当別町(増)		八雲町(設備)			
13	下川町(増) 豊富町 利尻町(杏形) 斜里町(ウトロ) 湧別町 追分町 浦河町(増) 更別村 標茶町(増) 宮守村 森吉町(米内沢)(増) 上小阿仁村(沖田面) 西目町(増) 新庄市(増) 寒河江市(増) 北会津村(真宮) 猪苗代町(増) 三浦市(東部)(増) 入善町 上田市(南部)(増) 飯山市(増) 北御牧村(増) 東部町(増) 檜川村 白馬村(増) 中条村 神岡町(袖川) 上宝村(本郷) 小俣町 最上川(村山)(増) 美山町 八木町(八木北) 八鹿町(高柳) 一宮町・宍粟(神戸)(増) 龍神村 八東町(丹比中央)(増) 泊村(増) 赤碓町 大原町 作東町(吉野)		えりも町(本町) 七戸町 上北町(上北中央) 東北町 天間林村 岩手町 八森町 金山町 郡山市(湖南) 須賀川市 塩川町 水海道市 岩間町 喜連川町 黒羽町 那須町(黒田原) 毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合(増) 船橋市(高瀬)(増) 中郷村(中郷中央) 美浜町(増) 長野市(東部)(増) 伊那市(小出島)(増) 丸子町(増) 辰野町(増) 阿智村 佐久下水道組合(増) 美濃市(長良川左岸) 恵那市(恵那峡) 垂井町 富士市(東部)(増) 浜岡町(池新田)(増) 浅羽町 日進市(増) 大王町 最上川(置賜)(増) 巴波川(増) 利根川上流(県央)(増) 美浜町(増) 琵琶湖(東北部)(増) 亀岡市		ニセコ町(設備) 長沼町(汚泥) 中富良野町(ボ) 南富良野町(幾寅)(ボ) 羽幌町(ボ) 津別町(汚泥) 洞爺村(設備) 足寄町(汚泥) 白糠町(汚泥) 音別町(汚泥) 別海町(汚泥) 二戸市(汚泥) 岩手町(ボ) 大野村(汚泥) 瀬峰町(汚泥) 西川町(汚泥) 温海町(設備) 白河市(設備) 相馬市(沈砂地) 北塩原村(裏磐梯)(汚泥) 新地町(汚泥) 小高町(汚泥) 水海道市(ボ) 宇都宮市(田川第2)(ボ) 日光市(中宮祠)(設備) 矢板市(沈砂地) 黒磯市(汚泥) 二宮町(ボ) 片品村(北部)(汚泥) 春日部市(第9)(ボ) 妻沼町(汚泥) 千葉市(南部)(ボ) 三条市(汚泥) 栄町(汚泥) 中郷村(中郷中央)(ボ) 滑川市(第2ボ) 滑川市(第3ボ) 黒部市(汚泥) 宇奈月町(内山音沢)(汚泥) 中新川広域行政事務組合(汚泥)			

区分 年度	通水・完了箇所	計	通水箇所	計	完了箇所	計	通水箇所 ／同累計	完了箇所 ／同累計
13	尾道市(増) 廿日市市(増) 湯来町(水内川) 宇部・阿知須公共水道組合(増) 宇和島市(増) 弓削町(増) 大正町(田野々) 津屋崎町 朝倉町(増) 久保田町 三田川町(増) 有田町 外海町 城南町(増) 南関町		豊岡市 上郡町(増) 柏原町(増) 名和町 加茂町(増) 頓原町 三隅町(美保三隅) 海士町 備前市(三石) 熊山町 吉井町 和気町(増) 大佐町 加茂町 勝北町		松任市(西南部)(汚泥) 朝日町(汚泥) 清水町(清水東部)(汚泥) 伊那市(汚泥) 伊那市(大萱)(汚泥) 伊那市(大萱)(ボ) 駒ヶ根市(駒ヶ根)(沈砂地) 浅科村(場内整備) 辰野町(ボ) 山口村(まごめ)(汚泥) 木島平村(汚泥) 豊野町(ボ) 鬼無里村(設備) 川西保健衛生施設組合(汚泥) 佐久下水道組合(ボ)			
	大分市(南部)(増) 臼杵市(増) 串木野市(増) 笠利町(大笠利)		吉舎町 三良坂町 東城町 松前町 宿毛市 行橋市 苅田町 柳川・三橋下水道組合 鳥栖市(増) 富士町(南部) 大津町(増) 松島町(合津)(増) 国富町 高千穂町 名護市(増) 宍道湖(西部)(増) 香我美町(岸本) 総社市(美袋) 倉敷市(水島) 生名村		白樺湖下水道組合(汚泥) 美濃加茂市(蜂屋川北)(汚泥) 大和町(中央)(導水渠) 白鳥町(汚泥) 伊東市(ボ) 掛川市(汚泥) 下田市(管理棟) 湖西市(浜名湖)(汚泥) 大東町(汚泥) 新居町(汚泥) 一宮市(東部)(場内整備) 一宮市(東部)(ボ) 西枇杷島町(ボ) 新川町(豊田川ボ) 新川町(堀江ボ) 上野市(新都市)(砂ろ過) 島ヶ原村(汚泥) 御浜町(阿田和)(設備) 渡良瀬川上流(大岩藤)(汚泥) 神通川左岸(汚泥) 千曲川(上流)(ボ) 柏崎市(ボ) 軽井沢町(軽井沢西) 朝日町(汚泥) 清水町(清水東部)(汚泥) 高浜町(ボ) 小浜市(汚泥) 琵琶湖(湖西)(汚泥) 土山町(場内整備) 和束町(和束中央)(汚泥) 網野町(橋)(汚泥) 峰山・大宮公共下水道組合(汚泥) 岸和田市(磯ノ上) 泉大津市(汐見)(設備) 日高町(三方)(汚泥) 八鹿町(汚泥) 岸本町(大殿)(汚泥) 岡山市 井原市(向町ボ) 井原市(木之子ボ)			

区分 年度	通水・完了箇所	計	通水箇所	計	完了箇所	計	通水箇所 ／同累計	完了箇所 ／同累計
					備前市(ボ) 建部町(汚泥) 鴨方町(設備) 大原町 美作町(覆蓋) 吉田町(汚泥) 甲田町(汚泥) 安芸津町(ボ) 安浦町 楠町(汚泥) 岩国市(ボ) 徳島市(中央)(設備) 徳島市(北部)(再利用) 今治市(脱臭) 北条市(汚泥)			
13		60		76	浦戸湾東部(脱臭) 中村市(中部)(ボ) 東洋町(甲浦)(汚泥) 芸西村(汚泥) 須崎市 伊野町(ボ) 中土佐町(久札)(ボ) 大牟田市(南部)(汚泥) 久留米市(南部)(汚泥) 久留米市(南部)(ボ) 久留米市(南部) 三輪町(三輪中央)(汚泥) 柳川・三橋下水道組合(ボ) 志摩町(汚泥) 東与賀町(汚泥) 有田町(ボ) 諫早市(諫早湾)(ボ) 富合町(ボ) 御船町(汚泥) 益城町(汚泥) 豊後高田市(汚泥) 小林市(汚泥) 西米良村(汚泥) 上甌村(汚泥) 石垣市(石垣西)(汚泥) 糸満市(汚泥) 豊見城村(那覇)(ボ)	138	136／1,470	198／1,857

2. 受託建設の実績（箇所別）

都市名等	施設名	下水処理式	認可処理能力 千m <sup>3</sup> /日	受託処理能力 千m <sup>3</sup> /日	施設内容	施工年度	事業費 (百万円)
〔北海道〕							
室蘭市	蘭東下水処理場	標準活性汚泥法	52.32	48.00	水処理施設 汚泥処理施設	49～53 58～60 7～11	7,980
夕張市	平和浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	4.86	3.09	水処理施設 汚泥処理施設	4～7 10	1,865
留萌市	留萌浄化センター	標準活性汚泥法	18.63	7.70	水処理施設 汚泥処理施設	63～4	3,030
三笠市	三笠浄化センター	長時間エアレーショ ン法	4.00	2.00	水処理施設 汚泥処理施設	3～6 8～9	1,864
	岡山汚水中継ポンプ場	—	—	—	汚水	9～10	586
登別市	若山浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	23.75	5.00	水処理施設 汚泥処理施設	62～3 6～8 11～13	5,256
	若草ポンプ場	—	—	—	汚水	11～12	461
伊達市	伊達終末処理場	標準活性汚泥法	12.92	6.30	水処理施設 汚泥処理施設	56～3 5～8 11～12	5,536
	有珠終末処理場	回分式活性汚泥法	1.08	6.32	水処理施設 汚泥処理施設	3～4	625
	白鳥アルトリポロノットポ ンプ所	—	—	—	汚水	4	90
石狩市	花川汚水中継ポンプ場	—	—	—	汚水	60～61	281
当別町	当別下水終末処理場	オキシデーションデ イッチ法	7.82	1.53	水処理施設 汚泥処理施設	57～61 63～元 4～6 12～13	3,121
知内町	知内町クリーンセンター	オキシデーションデ イッチ法	2.08	1.20	水処理施設 汚泥処理施設	10～12	1,547
森町	森浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	1.85	1.26	水処理施設 汚泥処理施設	11～13	2,320
八雲町	真萩ポンプ場	—	—	—	雨水	元～2	461
	八雲下水センター	オキシデーションデ イッチ法	5.32	1.33	水処理施設 汚泥処理施設	5～9 13	2,461
長万部町	長万部終末処理場	オキシデーションデ イッチ法	3.51	1.76	水処理施設 汚泥処理施設	2～5 8～10	1,869
江差町	江差・上ノ国下水道管理セ ンター	オキシデーションデ イッチ法	1.75	1.50	水処理施設 汚泥処理施設	12～13	1,312
上ノ国町	江差・上ノ国下水道管理セ ンター	オキシデーションデ イッチ法	1.75	1.50	水処理施設 汚泥処理施設	12～13	444
乙部町	乙部浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	2.20	1.10	水処理施設 汚泥処理施設	10～12	1,600
熊石町	熊石下水道管理センター	オキシデーションデ イッチ法	2.73	0.91	水処理施設 汚泥処理施設	10～12	1,326
大成町	大成町浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	0.76	0.89	水処理施設 汚泥処理施設	12～13	563
奥尻町	奥尻クリーンセンター	オキシデーションデ イッチ法	1.13	0.75	水処理施設 汚泥処理施設	11～13	1,380
瀬棚町	せたなクリーンセンター	オキシデーションデ イッチ法	1.51	0.60	水処理施設 汚泥処理施設	9～11	1,298
北檜山町	北檜山下水処理場	オキシデーションデ イッチ法	1.45	1.06	水処理施設 汚泥処理施設	7～13	1,872
今金町	今金浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	1.41	0.76	水処理施設 汚泥処理施設	12～13	720
寿都町	寿都浄化センター	嫌気好気ろ床法	0.91	0.91	水処理施設 汚泥処理施設	10～12	1,628

都市名等	施設名	下水処理式	認可処理能力 千m <sup>3</sup> /日	受託処理能力 千m <sup>3</sup> /日	施設内容	施工年度	事業費 (百万円)
黒松内町	黒松内終末処理場	オキシデーションデ イッチ法	1.08	0.54	水処理施設 汚泥処理施設	6～8 10～11	1,206
ニセコ町	ニセコ町下水道管理センター	オキシデーションデ イッチ法	1.18	0.69	水処理施設 汚泥処理施設	9～13	1,528
真狩村	真狩浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	0.83	0.45	水処理施設 汚泥処理施設	9～11	1,430
留寿都村	留寿都浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	1.40	0.70	水処理施設 汚泥処理施設	13	300
喜茂別町	きもべつ浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	1.10	0.55	水処理施設 汚泥処理施設	10～12	1,321
京極町	京極下水終末処理場	オキシデーションデ イッチ法	2.56	2.47	水処理施設 汚泥処理施設	59～63 7～8	1,418
共和町	岩内・共和下水道管理センター	標準活性汚泥法	2.49	2.00	水処理施設 汚泥処理施設	13	70
岩内町	岩内・共和下水道管理センター	標準活性汚泥法	2.49	2.00	水処理施設 汚泥処理施設	13	250
泊村	泊地区浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	0.54	0.54	水処理施設 汚泥処理施設	12～13	669
古平町	古平町下水道管理センター	オキシデーションデ イッチ法	1.30	1.06	水処理施設 汚泥処理施設	13	380
	浜町ポンプ場	—	—	—	汚水	13	214
赤井川村	赤井川アクアクリーンセンター	オキシデーションデ イッチ法	0.43	0.43	水処理施設 汚泥処理施設	10～12	898
栗沢町	栗沢下水道管理センター	回分式活性汚泥法	2.20	2.20	水処理施設 汚泥処理施設	2 4～5 10	1,347
長沼町	長沼町浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	4.40	2.30	水処理施設 汚泥処理施設	61～2 4～5 10～13	2,252
栗山町	栗山下水道管理センター	オキシデーションデ イッチ法	7.05	3.69	水処理施設 汚泥処理施設	62～3 5～8	2,162
沼田町	沼田浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	2.58	0.86	水処理施設 汚泥処理施設	62～2 5～6	979
愛別町	愛別下水道管理センター	オキシデーションデ イッチ法	1.60	1.60	水処理施設 汚泥処理施設	63～2 4～5	991
上川町	層雲峡終末処理場	オキシデーションデ イッチ法	3.20	3.20	水処理施設 汚泥処理施設	61～63	1,141
	上川終末処理場	オキシデーションデ イッチ法	2.38	0.87	水処理施設 汚泥処理施設	6～8 12～13	1,535
東川町	旭岳温泉ビューセンター	オキシデーションデ イッチ法	1.14	1.14	水処理施設 汚泥処理施設	6～8	1,086
美瑛町	美瑛下水道終末処理場	オキシデーションデ イッチ法	3.94	1.97	水処理施設 汚泥処理施設	58～63	1,828
上富良野町	上富良野浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	4.86	1.62	水処理施設 汚泥処理施設	元～3 6～7 11～13	2,324
中富良野町	中富良野クリーンセンター	オキシデーションデ イッチ法	1.80	0.60	水処理施設 汚泥処理施設	8～10 12～13	1,598
南富良野町	南富良野浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	1.74	0.60	水処理施設 汚泥処理施設	8～10 12～13	1,541
和寒町	和寒下水終末処理場	オキシデーションデ イッチ法	2.10	1.60	水処理施設 汚泥処理施設	62～元 3	986
剣淵町	剣淵浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	0.94	0.94	水処理施設 汚泥処理施設	6～9	1,154
朝日町	朝日町浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	0.94	0.47	水処理施設 汚泥処理施設	9～11 13	1,304
風連町	風連浄水管理センター	オキシデーションデ イッチ法	1.52	0.88	水処理施設 汚泥処理施設	6～9 13	1,288

都市名等	施設名	下水処理式	認可処理能力 千m <sup>3</sup> /日	受託処理能力 千m <sup>3</sup> /日	施設内容	施工年度	事業費 (百万円)
下川町	下川浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	1.73	1.05	水処理施設 汚泥処理施設	6～8 11～13	1,546
美深町	美深町浄水管理センター	オキシデーションデ イッチ法	1.12	0.93	水処理施設 汚泥処理施設	4～6 8～9	1,567
増毛町	増毛下水道管理センター	オキシデーションデ イッチ法	2.12	0.87	水処理施設 汚泥処理施設	8～12	1,559
	増毛ポンプ場	—	—	—	汚水	10～11	275
小平町	小平下水終末処理場	オキシデーションデ イッチ法	0.82	0.44	水処理施設 汚泥処理施設	10～13	1,393
羽幌町	羽幌浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	1.60	1.10	水処理施設 汚泥処理施設	12～13	1,773
	羽幌ポンプ場	—	—	—	汚水	12～13	413
遠別町	遠別浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	1.21	0.72	水処理施設 汚泥処理施設	10～12	1,446
幌延町	幌延下水道管理センター	オキシデーションデ イッチ法	1.11	1.23	水処理施設 汚泥処理施設	10～12	1,670
豊富町	豊富浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	1.20	0.84	水処理施設 汚泥処理施設	11～13	1,492
礼文町	香深アクアプラント	オキシデーションデ イッチ法	1.03	0.52	水処理施設 汚泥処理施設	12～13	1,374
利尻町	杏形浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	1.31	0.75	水処理施設 汚泥処理施設	11～13	1,425
利尻富士町	鷲泊下水浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	1.28	0.65	水処理施設 汚泥処理施設	12～13	852
津別町	津別町下水道管理センター	オキシデーションデ イッチ法	3.64	2.90	水処理施設 汚泥処理施設	62～元 3～4 10～11 13	1,882
斜里町	斜里終末処理場	標準活性汚泥法	5.46	5.46	水処理施設 汚泥処理施設	59～63 4～5	2,233
	ウトロ下水処理場	オキシデーションデ イッチ法	2.40	1.20	水処理施設 汚泥処理施設	11～13	1,188
端野町	端野町下水道管理センター	オキシデーションデ イッチ法	1.60	0.80	水処理施設 汚泥処理施設	5～8 10～11	1,752
置戸町	置戸浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	1.14	0.57	水処理施設 汚泥処理施設	5～6 8	1,154
留辺蘂町	留辺蘂町下水道管理センタ ー	オキシデーションデ イッチ法	4.80	4.80	水処理施設 汚泥処理施設	61～2 4 7～8	1,329
佐呂間町	佐呂間町下水道管理センタ ー	オキシデーションデ イッチ法	1.52	0.76	水処理施設 汚泥処理施設	7～12	1,656
湧別町	湧別終末処理場	オキシデーションデ イッチ法	2.26	1.13	水処理施設 汚泥処理施設	11～13	1,753
滝上町	滝上終末処理場	オキシデーションデ イッチ法	1.30	1.30	水処理施設 汚泥処理施設	9～11	1,607
西興部村	西興部終末処理場	オキシデーションデ イッチ法	0.42	0.42	水処理施設 汚泥処理施設	7～10	902
豊浦町	豊浦浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	1.57	1.02	水処理施設 汚泥処理施設	元～4 ～7	1,134
虻田町	虻田下水終末処理場	標準活性汚泥法	12.00	12.00	水処理施設 汚泥処理施設	57～62 6 11～13	6,934
	幹線管渠(1号、20号)	—	—	—	φ700～800 4,200m	54～59	
	温泉地区仮設処理場	回分式活性汚泥法	2.00	1.50	水処理施設	12～13	409
	洞爺湖温泉ポンプ場	—	—	—	汚水	13	1,033
洞爺村	とうやクリーナップセンタ ー	オキシデーションデ イッチ法	0.82	0.92	水処理施設 汚泥処理施設	4～6 13	1,044

都市名等	施設名	下水処理式	認可処理能力 千m <sup>3</sup> /日	受託処理能力 千m <sup>3</sup> /日	施設内容	施工年度	事業費 (百万円)
大滝村	大滝村下水道管理センター	オキシデーショಂಡ イッチ法	1.44	1.44	水処理施設 汚泥処理施設	6～9	1,237
早来町	早来下水終末処理場	オキシデーショಂಡ イッチ法	1.50	1.50	水処理施設 汚泥処理施設	13	33
追分町	追分町下水道管理センター	オキシデーショಂಡ イッチ法	0.65	1.50	水処理施設 汚泥処理施設	11～13	1,298
厚真町	厚真浄化センター	オキシデーショಂಡ イッチ法	1.80	1.06	水処理施設 汚泥処理施設	13	241
鶴川町	鶴川下水処理場	オキシデーショಂಡ イッチ法	3.43	0.92	水処理施設 汚泥処理施設	7～12	1,838
日高町	日高町下水道管理センター	オキシデーショಂಡ イッチ法	0.95	0.95	水処理施設 汚泥処理施設	3～6	1,076
門別町	富川下水処理場	オキシデーショಂಡ イッチ法	4.07	2.90	水処理施設 汚泥処理施設	62～4 12～13	1,781
	本町下水処理場	オキシデーショಂಡ イッチ法	0.82	0.82	水処理施設 汚泥処理施設	5～7	949
新冠町	新冠ポンプ場	—	—	—	汚水	7～8	266
静内町	静内終末処理場	標準活性汚泥法	15.06	4.70	水処理施設 汚泥処理施設	61～6 8～9 13	4,455
	木場町ポンプ場	—	—	—	汚水	7～8	204
三石町	三石浄化センター	オキシデーショಂಡ イッチ法	1.15	0.58	水処理施設 汚泥処理施設	9～13	1,575
浦河町	浦河浄化センター	オキシデーショಂಡ イッチ法	5.00	4.60	水処理施設 汚泥処理施設	元～5 11～13	2,149
様似町	様似下水終末処理場	オキシデーショಂಡ イッチ法	2.54	0.90	水処理施設 汚泥処理施設	8～12	1,905
えりも町	えりも浄化センター	オキシデーショಂಡ イッチ法	1.31	1.01	水処理施設 汚泥処理施設	11～13	1,436
上士幌町	上士幌下水道管理センター	オキシデーショಂಡ イッチ法	2.08	0.66	水処理施設 汚泥処理施設	6～9 11～12	1,429
新得町	新得終末処理場	オキシデーショಂಡ イッチ法	2.16	2.16	水処理施設 汚泥処理施設	58～63 3	1,221
	屈足終末処理場	オキシデーショಂಡ イッチ法	1.11	1.11	水処理施設 汚泥処理施設	6～7	818
清水町	清水下水終末処理場	オキシデーショಂಡ イッチ法	3.74	1.27	水処理施設 汚泥処理施設	58～62	1,097
更別村	更別終末処理場	オキシデーショಂಡ イッチ法	0.80	0.85	水処理施設 汚泥処理施設	11～13	1,043
大樹町	大樹下水終末処理場	オキシデーショಂಡ イッチ法	2.55	0.85	水処理施設 汚泥処理施設	6～9 11～12	1,688
足寄町	足寄下水終末処理場	オキシデーショಂಡ イッチ法	1.77	0.89	水処理施設 汚泥処理施設	9～13	1,772
陸別町	陸別浄化センター	オキシデーショಂಡ イッチ法	1.13	0.65	水処理施設 汚泥処理施設	7～9 13	1,187
釧路町	遠矢中継ポンプ場	—	—	—	汚水	13	70
	別保中継ポンプ場	—	—	—	汚水	6～10	474
	東陽中継ポンプ場	—	—	—	汚水	8～9	182
厚岸町	厚岸終末処理場	オキシデーショಂಡ イッチ法	2.50	1.30	水処理施設 汚泥処理施設	6～11	1,998
	湖南中継ポンプ場	—	—	—	汚水	6～8	319
	湖北中継ポンプ場	—	—	—	汚水	9～10	356
浜中町	霧多布クリーンセンター	オキシデーショಂಡ イッチ法	1.53	1.53	水処理施設 汚泥処理施設	9～11	1,914
標茶町	標茶終末処理場	オキシデーショಂಡ イッチ法	3.85	3.08	水処理施設 汚泥処理施設	59～63 3～4 11～13	1,866

都市名等	施設名	下水処理方式	認可処理能力 千m <sup>3</sup> /日	受託処理能力 千m <sup>3</sup> /日	施設内容	施工年度	事業費 (百万円)
弟子屈町	弟子屈浄化センター	オキシデーショング イッチ法	2.62	1.31	水処理施設 汚泥処理施設	8～11	2,387
白糠町	白糠下水道管理センター	オキシデーショング イッチ法	2.33	1.17	水処理施設 汚泥処理施設	10～13	2,144
音別町	音別浄化センター	オキシデーショング イッチ法	1.33	0.67	水処理施設 汚泥処理施設	10～13	1,688
別海町	別海終末処理場	オキシデーショング イッチ法	1.97	2.30	水処理施設 汚泥処理施設	63～3 11～13	1,318
	西春別終末処理場	オキシデーショング イッチ法	1.06	1.06	水処理施設 汚泥処理施設	元～2 4	536
	走古丹終末処理場	回分式活性汚泥法	0.14	1.50	水処理施設 汚泥処理施設	7～8	557
函館湾流域	函館湾浄化センター	標準活性汚泥法	105.80	50.00	水処理施設 汚泥処理施設	61～13	29,843
	上磯ポンプ場	—	—	—	汚水	6～7	482
〔青森県〕							
むつ市	むつ下水浄化センター	標準活性汚泥法	1.68	1.68	水処理施設 汚泥処理施設	10～13	4,170
木造町	木造町浄化センター	オキシデーショング イッチ法	2.05	0.50	水処理施設 汚泥処理施設	6～10 12～13	2,038
市浦村	相内浄化センター	プレハブオキシデー ションディッチ法	0.70	0.63	水処理施設 汚泥処理施設	12～13	276
七戸町	七戸町浄化センター	オキシデーショング イッチ法	0.76	1.10	水処理施設 汚泥処理施設	10～13	1,271
上北町	上北中央環境センター	オキシデーショング イッチ法	0.78	0.90	水処理施設	11～13	1,231
東北町	東北町浄化センター	オキシデーショング イッチ法	0.90	0.90	水処理施設	11～13	1,054
	中部上北下水道管理センタ ー	その他	12.30	3.60	水処理施設 汚泥処理施設	11～13	290
天間林村	天間林浄化センター	オキシデーショング イッチ法	0.16	0.70	水処理施設 汚泥処理施設	10～13	942
大畑町	大畑浄化センター	オキシデーショング イッチ法	0.92	0.92	水処理施設 汚泥処理施設	13	356
大間町	大間町浄化センター	プレハブオキシデー ションディッチ法	0.69	1.50	水処理施設 汚泥処理施設	12～13	267
岩木川流域	岩木川浄化センター	標準活性汚泥法	115.80	40.00	水処理施設 汚泥処理施設	56～61 11～13	9,483
馬淵川流域	馬淵川浄化センター	標準活性汚泥法	24.00	12.00	水処理施設 汚泥処理施設	62～2	2,714
〔岩手県〕							
宮古市	宮古浄化センター	標準活性汚泥法	14.20	14.20	水処理施設 汚泥処理施設	59～元	2,950
大船渡市	大船渡浄化センター	長時間エアレーショ ン法	6.40	3.20	水処理施設 汚泥処理施設	4～7	3,161
花巻市	花巻温泉浄化センター	オキシデーショング イッチ法	3.00	2.63	水処理施設 汚泥処理施設	4～5	368
遠野市	遠野浄化センター	プレハブオキシデー ションディッチ法	5.00	1.40	水処理施設 汚泥処理施設	5～8 11～12	2,748
陸前高田市	陸前高田浄化センター	その他	5.00	2.80	水処理施設 汚泥処理施設	7～11	3,419
	高田ポンプ場	—	—	—	雨水	12～13	808
二戸市	二戸浄化センター	オキシデーショング イッチ法	1.54	2.20	水処理施設 汚泥処理施設	10～13	1,745
	中曽根浄化センター	プレハブオキシデー ションディッチ法	1.00	0.60	水処理施設 汚泥処理施設	9	309
磐石町	塩ヶ森汚水中継ポンプ場	—	—	—	汚水	4	504
岩手町	岩手町浄化センター	オキシデーショング イッチ法	1.50	1.50	水処理施設 汚泥処理施設	11～13	1,038

都市名等	施設名	下水処理方式	認可処理能力 千m <sup>3</sup> /日	受託処理能力 千m <sup>3</sup> /日	施設内容	施工年度	事業費 (百万円)
	沼宮内中継ポンプ場	—	—	—	汚水	11～13	328
西根町	西根町浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	7.20	1.20	水処理施設 汚泥処理施設	13	200
紫波町	紫波浄化センター	標準活性汚泥法	4.60	4.60	水処理施設 汚泥処理施設	57～61 4～5 7～9	4,009
	下川原ポンプ場	—	—	—	汚水	10～11	162
大迫町	大迫浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	1.38	1.23	水処理施設 汚泥処理施設	8～11	1,357
湯田町	湯田浄化センター	ツープート（長時間 エアレーション）	3.62	1.25	水処理施設 汚泥処理施設	12～13	776
沢内村	沢内浄化センター	ツープート（長時間 エアレーション）	1.40	0.70	水処理施設 汚泥処理施設	12～13	663
前沢町	前沢浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	3.93	1.52	水処理施設 汚泥処理施設	8～12	1,201
花泉町	花泉クリーンセンター	オキシデーションデ イッチ法	1.02	1.02	水処理施設 汚泥処理施設	5～8	1,463
住田町	世田米浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	0.97	0.55	水処理施設 汚泥処理施設	12～13	529
大槌町	大槌浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	3.60	1.15	水処理施設 汚泥処理施設	8～13	2,310
宮守村	宮守浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	0.62	0.81	水処理施設 汚泥処理施設	12～13	621
田老町	田老浄化センター	嫌気好気ろ床法	2.26	1.13	水処理施設	10～12	2,043
山田町	クリエイトピュアふなこし	嫌気好気ろ床法	1.08	1.00	水処理施設 汚泥処理施設	9～12	1,429
	前須賀中継ポンプ場	—	—	—	汚水	10～12	412
岩泉町	岩泉浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	1.85	1.53	水処理施設 汚泥処理施設	8～11	1,302
大野村	大野浄化センター	ツープート（長時間 エアレーション）	0.92	0.70	水処理施設 汚泥処理施設	10～13	1,070
	大野中継ポンプ場	—	—	—	汚水	10～12	98
九戸村	九戸浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	1.20	1.20	水処理施設 汚泥処理施設	8～11	1,173
北上川上流域	都南浄化センター	標準活性汚泥法	80.00	40.00	水処理施設 汚泥処理施設	50～55 2～4 7～9	14,179
	北上浄化センター	標準活性汚泥法	23.00	23.00	水処理施設 汚泥処理施設	56～62	5,212
	水沢浄化センター	標準活性汚泥法	31.00	6.50	水処理施設 汚泥処理施設	元～4	4,249
磐井川流域	一関浄化センター	標準活性汚泥法	8.00	6.90	水処理施設 汚泥処理施設	60～2	3,180
	平泉ポンプ場	—	—	—	汚水	5～6	799
[宮城県]							
仙台市	広瀬川浄化センター	嫌気好気活性汚泥法	22.50	11.25	水処理施設 汚泥処理施設	元～9	16,157
	福田町ポンプ場	—	—	—	汚水 雨水	59～元	5,461
	今泉ポンプ場	—	—	—	雨水	元～4	2,716
	秋保温泉浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	2.00	2.00	水処理施設 汚泥処理施設	61～63	809
	第1・2中継ポンプ場	—	—	—	汚水	62～63	
	落合ポンプ場	—	—	—	雨水	63～3	2,628
	雨水幹線	—	—	—	2,200×2,200 145m	2	78

都市名等	施設名	下水処理方式	認可処理能力 千m <sup>3</sup> /日	受託処理能力 千m <sup>3</sup> /日	施設内容	施工年度	事業費 (百万円)
	南蒲生浄化センター	ステップエアレーション法	506.38	1.00	水処理施設 汚泥処理施設	4～13	29,927
石巻市	東部下水処理場	酸素活性汚泥法	19.80	10.00	水処理施設 汚泥処理施設	52～56 62 元～2	6,909
古川市	師山下水浄化センター	標準活性汚泥法	14.00	14.00	水処理施設 汚泥処理施設	55～59 元～3	5,995
	幹線管渠	—	—	—	φ1,100～1,350 3,220m	55～59	
	第1・第2中継ポンプ場	—	—	—	汚水	62～元	
気仙沼市	気仙沼終末処理場	標準活性汚泥法	30.00	15.00	水処理施設 汚泥処理施設	54～59	5,414
七ヶ宿町	関浄化センター	オキシデーションディッチ法	1.01	0.51	水処理施設 汚泥処理施設	63～元 4～9	1,477
山元町	山元浄化センター	オキシデーションディッチ法	1.26	1.45	水処理施設 汚泥処理施設	3～5 8～11	2,117
松島町	松島浄化センター	オキシデーションディッチ法	9.75	3.25	水処理施設 汚泥処理施設	62～2 4～8	3,600
	松島汚水中継ポンプ場	—	—	—	汚水	元～2	
中新田町	中新田浄化センター	オキシデーションディッチ法	4.30	1.83	水処理施設 汚泥処理施設	2～4 7～8 10～13	2,079
小野田町	小野田浄化センター	オキシデーションディッチ法	3.41	1.03	水処理施設 汚泥処理施設	4～5 10～12	1,200
宮崎町	宮崎町浄化センター	オキシデーションディッチ法	1.20	1.20	水処理施設 汚泥処理施設	元～2	284
色麻町	色麻浄化センター	オキシデーションディッチ法	1.75	0.90	水処理施設 汚泥処理施設	9～11	922
鳴子町	鳴子浄化センター	オキシデーションディッチ法	1.10	1.10	水処理施設 汚泥処理施設	9～11	1,139
涌谷町	涌谷浄化センター	オキシデーションディッチ法	1.10	1.70	水処理施設 汚泥処理施設	8～10	1,232
瀬峰町	瀬峰高清水浄化センター	オキシデーションディッチ法	1.28	1.80	水処理施設	10～13	1,298
迫町	佐沼環境浄化センター	オキシデーションディッチ法	8.50	2.15	水処理施設 汚泥処理施設	3～6 9～11	2,900
	迫中継ポンプ場	—	—	—	汚水	9～11	733
豊里町	豊里浄化センター	オキシデーションディッチ法	0.90	0.90	水処理施設 汚泥処理施設	7～10 13	1,738
矢本町	中沢浄化センター	プレハブオキシデーションディッチ法	0.74	0.74	水処理施設 汚泥処理施設	3～4	256
仙塩流域	仙塩浄化センター	標準活性汚泥法	186.80	166.50	水処理施設 汚泥処理施設	5～7	6,000
迫川広域下水道組合 〔秋田県〕	佐沼環境浄化センター	オキシデーションディッチ法	8.50	1.37	水処理施設 汚泥処理施設	12～13	1,125
能代市	能代終末処理場	標準活性汚泥法	32.00	14.50	水処理施設 汚泥処理施設	55～61	6,893
	中川原ポンプ場	—	—	—	汚水	55～59 63	
本荘市	本荘終末処理場	標準活性汚泥法	5.32	5.50	水処理施設 汚泥処理施設	62～13	3,530
	井戸尻中継ポンプ場	—	—	—	汚水	63～3	
	美倉中継ポンプ場	—	—	—	汚水	3～4	331

都市名等	施設名	下水処理式	認可処理能力 千m <sup>3</sup> /日	受託処理能力 千m <sup>3</sup> /日	施設内容	施工年度	事業費 (百万円)
湯沢市	湯沢市終末処理場	オキシデーショondiッチ法	8.80	2.20	水処理施設 汚泥処理施設	5~9 13	4,026
	佐竹倉内幹線	—	—	—	—	4、7、13	761
鷹巣町	鷹巣浄化センター	オキシデーショondiッチ法	3.65	1.10	水処理施設 汚泥処理施設	7~11 13	2,245
森吉町	米内沢浄化センター	オキシデーショondiッチ法	0.96	0.55	水処理施設 汚泥処理施設	6~8 12~13	1,255
阿仁町	阿仁合浄化センター	オキシデーショondiッチ法	0.53	0.55	水処理施設 汚泥処理施設	12~13	621
上小阿仁村	沖田面浄化センター	プレハブオキシデーショondiッチ法	0.71	0.80	水処理施設 汚泥処理施設	11~13	647
八森町	八森浄化センター	オキシデーショondiッチ法	0.72	0.90	水処理施設 汚泥処理施設	11~13	1,116
藤里町	藤里浄化センター	オキシデーショondiッチ法	0.73	0.77	水処理施設 汚泥処理施設	12~13	723
矢島町	矢島浄化センター	オキシデーショondiッチ法	2.12	1.24	水処理施設 汚泥処理施設	9~12	1,385
岩城町	道川終末処理場	接触酸化法	1.76	0.88	水処理施設 汚泥処理施設	元~3 8~9	691
由利町	前郷終末処理場	接触酸化法	0.93	1.17	水処理施設 汚泥処理施設	4~6	780
西目町	西目浄化センター	プレハブオキシデーショondiッチ法	2.17	1.20	水処理施設 汚泥処理施設	6~7 11~13	1,229
大内町	岩谷浄化センター	オキシデーショondiッチ法	1.47	0.80	水処理施設 汚泥処理施設	9~11	1,306
西仙北町	強首浄化センター	プレハブオキシデーショondiッチ法	0.40	0.38	水処理施設 汚泥処理施設	8~9	277
	刈和野浄化センター	プレハブオキシデーショondiッチ法	0.70	2.15	水処理施設 汚泥処理施設	8~9	897
田沢湖町	田沢湖町浄化センター	接触酸化法	1.50	1.50	水処理施設 汚泥処理施設	57~6 11~12	1,559
協和町	協和町中央浄化センター	プレハブオキシデーショondiッチ法	1.61	0.90	水処理施設 汚泥処理施設	7~8 10~11 13	1,121
羽後町	西馬音内浄化センター	プレハブオキシデーショondiッチ法	0.81	0.80	水処理施設 汚泥処理施設	13	180
皆瀬村	小安浄化センター	オキシデーショondiッチ法	0.60	0.60	水処理施設 汚泥処理施設	12~13	474
秋田湾・雄物川流域 (秋田臨海)	秋田臨海処理センター	標準活性汚泥法	180.00	30.00	水処理施設 汚泥処理施設	53~58 8~9	10,864
	幹線管渠	—	—	—	φ1,650 232.8m	53~55	
(大曲)	大曲処理センター	オキシデーショondiッチ法	7.50	7.50	水処理施設 汚泥処理施設	59~元	1,733
(横手)	横手処理センター	オキシデーショondiッチ法	8.20	8.20	水処理施設 汚泥処理施設	61~2	2,150
	秋田県流域下水道汚泥焼却施設	—	—	—	汚泥焼却施設	10~11	3,137
米代川流域	大館処理センター	オキシデーショondiッチ法	14.20	5.80	水処理施設 汚泥処理施設	元~4	1,200
	鹿角処理センター	オキシデーショondiッチ法	2.90	5.80	水処理施設 汚泥処理施設	4~7	1,900
仁賀保地区衛生施設組合	笹森浄化センター	オキシデーショondiッチ法	5.00	1.25	水処理施設 汚泥処理施設	7~13	2,543
	仁賀保幹線	—	—	—	—	5~6	357
[山形県]							

都市名等	施設名	下水処理方式	認可処理能力 千m <sup>3</sup> /日	受託処理能力 千m <sup>3</sup> /日	施設内容	施工年度	事業費 (百万円)
米沢市	米沢浄水管理センター	標準活性汚泥法	40.70	57.90	水処理施設 汚泥処理施設	57～元 4～9	10,891
	上新田中継ポンプ場	—	—	—	汚水	60、4	
	中田町中継ポンプ場	—	—	—	汚水	12～13	
鶴岡市	鶴岡市浄化センター	標準活性汚泥法	44.96	31.00	水処理施設 汚泥処理施設	51～55 元 8～13	14,780
	切添ポンプ場	—	—	—	汚水	53～55 12	
	新形中継ポンプ場	—	—	—	汚水	61～63 11～12	
	鶴岡汚泥処理場	—	—	—	コンポスト施設	59～61	
	湯野浜浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	3.00	17.20	水処理施設 汚泥処理施設	2～4	9,167
	七窪雨水幹線	—	—	—	φ1,650 530m	2～3	
	酒田市	酒田市クリーンセンター	標準活性汚泥法	24.30	21.66	水処理施設 汚泥処理施設	
若浜中継ポンプ場	—	—	—	汚水 雨水	59～63		
船場町中継ポンプ場	—	—	—	汚水 雨水	62～3		
光ヶ丘中継ポンプ場	—	—	—	汚水	4、13		
新庄市	新庄市浄化センター	標準活性汚泥法	11.60	9.00	水処理施設 汚泥処理施設	60～2 4～7 11～13	5,792
	幹線管渠	—	—	—	φ1,000 2,117m	61～62	
寒河江市	寒河江市浄化センター	標準活性汚泥法	22.95	20.00	水処理施設 汚泥処理施設	55～58 4～5 9～13	5,931
上山市	上山市浄化センター	標準活性汚泥法	14.40	19.20	水処理施設 汚泥処理施設	53～57 60～62	4,575
長井市	長井市公共下水道管理センター	標準活性汚泥法	13.80	12.37	水処理施設 汚泥処理施設	58～62 4～8 11～12	5,348
	幹線管渠	—	—	—	φ1,000～1,100 2,846m		
尾花沢市	銀山温泉浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	0.60	0.60	水処理施設 汚泥処理施設	12～13	426
西川町	西川浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	0.70	0.70	水処理施設 汚泥処理施設	9～13	1,267
大江町	大江町浄化センター	嫌気好気ろ床法	1.60	1.60	水処理施設	10～12	1,157
金山町	金山浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	1.57	1.22	水処理施設 汚泥処理施設	10～13	1,242
最上町	向町浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	1.39	0.85	水処理施設 汚泥処理施設	10～12	1,149
舟形町	舟形浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	2.10	1.80	水処理施設	12～13	768
真室川町	真室川浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	1.61	1.10	水処理施設	12～13	676
大蔵村	清水浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	1.10	0.55	水処理施設	13	240
戸沢村	古口浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	0.80	0.80	水処理施設 汚泥処理施設	10～12	905

都市名等	施設名	下水処理方式	認可処理能力 千m <sup>3</sup> /日	受託処理能力 千m <sup>3</sup> /日	施設内容	施工年度	事業費 (百万円)
小国町	小国浄化センター	オキシデーショング イッチ法	1.60	1.10	水処理施設 汚泥処理施設	7～11 13	2,036
櫛引町	西部終末処理場	オキシデーショング イッチ法	2.72	0.75	水処理施設 汚泥処理施設	5～9 12	1,932
朝日村	朝日浄化センター	オキシデーショング イッチ法	1.58	1.77	水処理施設 汚泥処理施設	9～12	1,331
温海町	温海浄化センター	オキシデーショング イッチ法	4.60	3.45	水処理施設 汚泥処理施設	60～元 5～6 12～13	1,668
	鼠ヶ関浄化センター	オキシデーショング イッチ法	2.20	1.10	水処理施設 汚泥処理施設	8～11	1,214
遊佐町	遊佐浄化センター	回分式活性汚泥法	1.98	1.98	水処理施設 汚泥処理施設	5～7	2,062
松山町	松山浄化センター	オキシデーショング イッチ法	2.40	2.40	水処理施設 汚泥処理施設	9～12	1,396
最上川流域	村山浄化センター	標準活性汚泥法	29.25	23.40	水処理施設 汚泥処理施設	56～5 11～13	7,252
	村山野川ポンプ場	—	—	—	汚水	3	34
	置賜浄化センター	標準活性汚泥法	25.60	25.60	水処理施設 汚泥処理施設	59～6 10～13	8,059
	山形浄化センター	標準活性汚泥法	132.40	58.40	水処理施設 汚泥処理施設	63～5 7～13	15,421
	小菅浄化センター	プレハブオキシデー ションディッチ法	3.60	1.20	水処理施設 汚泥処理施設	12～13	447
	須川中継ポンプ場	—	—	—	汚水	13	76
	中継ポンプ場	—	—	—	汚水	4	189
	最上川中継ポンプ場	—	—	—	汚水	4	153
最上川下流域	庄内浄化センター	標準活性汚泥法	7.75	7.75	水処理施設 汚泥処理施設	8～11 13	5,411
[福島県]							
福島市	土湯温泉町浄化センター	嫌気好気活性汚泥法	1.80	1.80	水処理施設 汚泥処理施設	5～6	1,804
会津若松市	会津若松市下水浄化工場	標準活性汚泥法	46.50	39.90	水処理施設 汚泥処理施設	54～58 63～4 7～10 12～13	8,952
郡山市	熱海浄化センター	好気性ろ床法	1.70	1.70	水処理施設 汚泥処理施設	2～3	526
	湖南浄化センター	好気性ろ床法	1.70	1.75	水処理施設 汚泥処理施設	10～13	3,296
白河市	白河都市環境センター	標準活性汚泥法	12.79	12.79	水処理施設 汚泥処理施設	3～13	4,884
須賀川市	テクニカルリサーチガーデ ン浄化センター	プレハブオキシデー ションディッチ法	0.74	0.74	水処理施設 汚泥処理施設	12～13	461
喜多方市	喜多方浄化センター	オキシデーショング イッチ法	5.90	2.43	水処理施設 汚泥処理施設	3～5 8～10 12～13	2,217
相馬市	相馬市下水処理場	標準活性汚泥法	22.20	13.50	水処理施設 汚泥処理施設	61～5 12～13	6,193
	幹線管渠	—	—	—	φ1,200 1,830m		
長沼町	北作浄化センター	プレハブオキシデー ションディッチ法	0.47	0.47	水処理施設 汚泥処理施設	8	238
田島町	田島都市環境センター	オキシデーショング イッチ法	1.40	1.40	水処理施設 汚泥処理施設	7～12	1,298
北会津村	真宮浄化センター	オキシデーショング イッチ法	0.68	0.80	水処理施設 汚泥処理施設	11～13	672
熱塩加納村	熱塩浄化センター	オキシデーショング イッチ法	0.64	0.80	水処理施設 汚泥処理施設	12～13	558

都市名等	施設名	下水処理方式	認可処理能力 千m <sup>3</sup> /日	受託処理能力 千m <sup>3</sup> /日	施設内容	施工年度	事業費 (百万円)
北塩原村	裏磐梯浄化センター	オキシデーショondiッチ法	5.10	1.70	水処理施設 汚泥処理施設	6～9 11～13	3,079
	北山浄化センター	プレハブオキシデーショondiッチ法	0.70	0.70	水処理施設 汚泥処理施設	9～10	359
	大塩浄化センター	プレハブオキシデーショondiッチ法	0.50	0.50	水処理施設 汚泥処理施設	13	192
塩川町	塩川浄化センター	オキシデーショondiッチ法	1.10	1.10	水処理施設 汚泥処理施設	11～13	1,026
西会津町	大久保浄化センター	オキシデーショondiッチ法	0.40	0.40	水処理施設 汚泥処理施設	10～12	550
	野沢浄化センター	オキシデーショondiッチ法	0.90	0.90	水処理施設 汚泥処理施設	9～12	1,553
磐梯町	磐梯環境浄化センター	プレハブオキシデーショondiッチ法	1.40	0.60	水処理施設 汚泥処理施設	8～10 12～13	936
猪苗代町	猪苗代浄化センター	オキシデーショondiッチ法	8.00	6.57	水処理施設 汚泥処理施設	59～元 3～4 11～13	3,184
	幹線管渠	—	—	—	φ600～800 1,291m		
	志田浜浄化センター	オキシデーショondiッチ法	0.84	0.84	水処理施設 汚泥処理施設	2～5	578
	中ノ沢浄化センター	オキシデーショondiッチ法	1.32	0.66	水処理施設 汚泥処理施設	12～13	554
会津高田町	会津高田浄化センター	オキシデーショondiッチ法	0.71	1.50	水処理施設 汚泥処理施設	13	126
棚倉町	棚倉町浄化センター	ツービート(長時間エアレーション)	1.89	0.96	水処理施設 汚泥処理施設	6～8 13	1,938
三春町	三春水環境センター	オキシデーショondiッチ法	1.70	1.70	水処理施設 汚泥処理施設	9～12	1,754
広野町	広野浄化センター	オキシデーショondiッチ法	1.60	0.90	水処理施設 汚泥処理施設	3～5 7～8	1,134
楨葉町	南地区浄化センター	オキシデーショondiッチ法	1.40	0.70	水処理施設 汚泥処理施設	3～8	1,351
富岡町	富岡浄化センター	回分式活性汚泥法	5.70	1.90	水処理施設 汚泥処理施設	63～9 13	3,764
	幹線管渠	—	—	—	φ600 407m		
	蛇谷須浄化センター	プレハブオキシデーショondiッチ法	0.42	0.42	水処理施設 汚泥処理施設	63	137
大熊町	新町浄化センター	オキシデーショondiッチ法	2.19	1.20	水処理施設 汚泥処理施設	7～9 13	1,187
双葉町	双葉浄化センター	オキシデーショondiッチ法	2.46	2.12	水処理施設 汚泥処理施設	60～63 3～5 8～9	2,900
	幹線管渠	—	—	—	φ800 2,300m		
浪江町	浪江浄化センター	オキシデーショondiッチ法	2.30	1.00	水処理施設 汚泥処理施設	元～5 7～9 13	1,452
新地町	新地浄化センター	オキシデーショondiッチ法	0.85	1.22	水処理施設 汚泥処理施設	10～13	1,799
鹿島町	鹿島浄化センター	オキシデーショondiッチ法	1.14	1.35	水処理施設 汚泥処理施設	9～12	1,245
小高町	小高浄化センター	オキシデーショondiッチ法	2.40	1.20	水処理施設 汚泥処理施設	6～8 12～13	1,502
阿武隈川上流域	県中浄化センター	標準活性汚泥法	168.90	40.00	水処理施設 汚泥処理施設	57～11	12,146
[茨城県]							

都市名等	施設名	下水処理方式	認可処理能力 千m <sup>3</sup> /日	受託処理能力 千m <sup>3</sup> /日	施設内容	施工年度	事業費 (百万円)
水戸市	水戸下水処理場	標準活性汚泥法	79.50	34.32	雨水ポンプ場 雨水沈殿池 塩素混和池	55～58	3,661
	水戸市公共下水道ポンプ場	—	—	—	φ450～1,000 671m	61	
日立市	滑川処理場(コンポスト施設)	標準活性汚泥法	—	—	好気性発酵処理施設	55～57	929
下館市	下館市水処理センター	標準活性汚泥法	11.10	9.60	水処理施設 汚泥処理施設	52～56	4,667
水海道市	水海道浄化センター	標準活性汚泥法	2.20	2.05	水処理施設 汚泥処理施設	11～13	2,159
	高野汚水中継ポンプ場	—	—	—	汚水	13	97
岩井市	岩井浄化センター	標準活性汚泥法	16.00	8.00	水処理施設 汚泥処理施設	元～5 8～10	4,164
	辺田中継ポンプ場	—	—	—	汚水		
	幸田中継ポンプ場	—	—	—	汚水	6～8	614
牛久市	岡見第1汚水ポンプ場	—	—	—	汚水	4～6	1,183
つくば市	小田橋汚水中継ポンプ場	—	—	—	汚水	62～元	474
	幹線管渠	—	—	—	φ300～1,000 1,875m		
ひたちなか市	ひたちなか市下水浄化センター	標準活性汚泥法	24.30	27.15	水処理施設 汚泥処理施設	57～58 3～5 7～9 11～12	6,600
鹿嶋市	鹿嶋市浄化センター	嫌気好気活性汚泥法	13.97	10.50	水処理施設 汚泥処理施設	56～61 元～4	4,816
	宮中汚水中継ポンプ場	—	—	—	汚水		
潮来市	潮来終末処理場	標準活性汚泥法	42.00	42.00	水処理施設 汚泥処理施設	48～55 59、6	2,073
	浪逆第2中継ポンプ場	—	—	—	汚水		
	潮来汚水中継ポンプ場	—	—	—	汚水		
	日出第1中継ポンプ場	—	—	—	汚水		
	延方汚水中継ポンプ場	—	—	—	汚水	6～8	876
	日の出雨水排水ポンプ場	—	—	—	汚水	7～8	296
守谷市	守谷浄化センター	標準活性汚泥法	48.00	8.00	水処理施設 汚泥処理施設	6～9 11～12	4,243
茨城町	茨城町浄化センター	標準活性汚泥法	2.40	2.75	水処理施設 汚泥処理施設	13	430
内原町	内原浄化センター	オキシデーショング イッチ法	1.10	1.35	水処理施設 汚泥処理施設	6～9 13	1,588
岩間町	岩間浄化センター	オキシデーショング イッチ法	1.51	1.30	水処理施設 汚泥処理施設	11～13	1,152
波崎町	土合第3汚水中継ポンプ場	—	—	—	汚水	4～6 8	1,438
美浦村	美浦水処理センター	オキシデーショング イッチ法	1.12	1.50	水処理施設 汚泥処理施設	13	110
阿見町	追原中継ポンプ場	—	—	—	汚水	12～13	437
総和町	総和水処理センター	標準活性汚泥法	13.80	15.00	水処理施設 汚泥処理施設	55～60 4～5 8～9	4,407
霞ヶ浦湖北流域	霞ヶ浦浄化センター	標準活性汚泥法	365.20	27.50	水処理施設 汚泥処理施設	50～53	7,032
霞ヶ浦常南流域	利根浄化センター	標準活性汚泥法	400.00	75.00	水処理施設 汚泥処理施設	63～元	1,417
那珂久慈流域	那珂久慈浄化センター	標準活性汚泥法	—	—	汚泥焼却施設	7～9	9,358

都市名等	施設名	下水処理式	認可処理能力 千m <sup>3</sup> /日	受託処理能力 千m <sup>3</sup> /日	施設内容	施工年度	事業費 (百万円)
霞ヶ浦水郷流域	潮来浄化センター	循環式硝化脱窒	16.85	7.50	水処理施設 汚泥処理施設	59～60 62～3 6～10	6,453
筑南地方広域行政 事業組合	玉取ポンプ場	—	—	—	汚水	13	44
	下横場中継ポンプ場	—	—	—	汚水	13	950
友部・笠間広域下水道組合	友部終末処理場	オキシデーションデ イッチ法	12.22	5.17	水処理施設 汚泥処理施設	2～4 7～10	2,425
	下市毛ポンプ場	—	—	—	汚水	3～5	1,450
	大沢ポンプ場	—	—	—	汚水	13	90
谷和原・伊奈下水道組合	小絹水処理センター	回分式活性汚泥法	11.43	9.00	水処理施設 汚泥処理施設	13	400
	谷和原・伊奈中継ポンプ場	—	—	—	汚水	8～9 13	758
[栃木県]							
宇都宮市	田川第2処理場	標準活性汚泥法	177.90	195.30	水処理施設 汚泥処理施設	49～60 62～8 12～13	25,924
	今宮中継ポンプ場	—	—	—	汚水		
	鶴田中継ポンプ場	—	—	—	汚水		
	大谷中継ポンプ場	—	—	—	汚水		
	茂原中継ポンプ場	—	—	—	汚水	2～3	400
	下栗中継ポンプ場	—	—	—	汚水	3～4	561
	清原処理場	標準活性汚泥法	11.71	12.12	水処理施設 汚泥処理施設	9～12	6,130
	戸祭ポンプ場	—	—	—	汚水	7～8	1,052
	西川田中継ポンプ場	—	—	—	汚水	5～7	1,204
	清原台中継ポンプ場	—	—	—	汚水	11～13	819
	竹林中継ポンプ場	—	—	—	汚水	4～5	610
	石井中継ポンプ場	—	—	—	汚水	4～5	566
	足利市	足利市水処理センター	標準活性汚泥法	98.29	58.69	水処理施設 汚泥処理施設	48～9 12～13
西部汚水幹線		—	—	—	φ1,650～1,800 1,641m		
鳩木中継ポンプ場		—	—	—	汚水		
坂西団地水処理センター		長時間エアレーション法	0.50	0.50	水処理施設	汚泥処理施設	
佐野市	佐野市水質浄化センター	標準活性汚泥法	54.00	54.00	水処理施設 汚泥処理施設	61～63	6,867
	西部中継ポンプ場	—	—	—	汚水	63～元	
鹿沼市	黒川終末処理場	標準活性汚泥法	33.47	26.70	水処理施設 汚泥処理施設	48～51 7～12	8,344
	上殿中継ポンプ場	—	—	—	汚水	59～元	
	幹線管渠	—	—	—	φ600～1,000 2,168m		
	縦山中継ポンプ場	—	—	—	汚水	6～8 12	858
	縦山幹線	—	—	—	—	5	230
日光市	中宮祠下水終末処理場	標準活性汚泥法	4.43	4.43	水処理施設 汚泥処理施設	6～7 9～13	533
	湯元下水終末処理場	オキシデーションデ イッチ法	—	—	水処理施設 汚泥処理施設	7～12	629
	中宮祠中継ポンプ場	—	—	—	汚水	8～10	103
	丸山中継ポンプ場	—	—	—	汚水	10	12

都市名等	施設名	下水処理式	認可処理能力 千m <sup>3</sup> /日	受託処理能力 千m <sup>3</sup> /日	施設内容	施工年度	事業費 (百万円)
小山市	小山水処理センター	標準活性汚泥法	30.57	37.56	水処理施設 汚泥処理施設	48～51 10～13	5,253
	扶桑水処理センター	標準活性汚泥法	3.86	3.86	水処理施設 汚泥処理施設	56～59	1,430
真岡市	真岡市水処理センター	標準活性汚泥法	22.30	15.50	水処理施設 汚泥処理施設	54～58 61～13	8,720
	幹線管渠	—	—	—	φ900 2,690m	54～57	
矢板市	矢板市水処理センター	標準活性汚泥法	8.00	4.00	水処理施設 汚泥処理施設	63～3 9～13	2,909
黒磯市	黒磯市水処理センター	標準活性汚泥法	16.40	17.00	水処理施設 汚泥処理施設	51～55 4～7 9～13	5,722
河内町	河内町水処理センター	オキシデーションデ イッチ法	3.15	3.15	水処理施設 汚泥処理施設	5～8	1,875
粟野町	粟野水処理センター	オキシデーションデ イッチ法	2.00	1.00	水処理施設 汚泥処理施設	7～11	1,417
二宮町	二宮町クリーンセンター	オキシデーションデ イッチ法	1.75	0.88	水処理施設 汚泥処理施設	5～7 13	1,559
益子町	益子浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	1.50	1.50	水処理施設 汚泥処理施設	61～3	977
	幹線管渠	—	—	—	—		
茂木町	茂木町水処理センター	オキシデーションデ イッチ法	1.20	1.20	水処理施設 汚泥処理施設	12～13	287
	増井中継ポンプ場	—	—	—	污水	13	35
壬生町	北部処理場	標準活性汚泥法	17.40	11.60	水処理施設 汚泥処理施設	6～8 10～11	1,708
野木町	野木都市下水路ポンプ場	—	—	—	雨水	60	511
栗山村	湯西川浄化センター	回転生物接触法	0.80	0.80	水処理施設 汚泥処理施設	54～57 元～2	1,149
藤原町	竹ノ沢中継ポンプ場	—	—	—	污水	元	92
	元町中継ポンプ場	—	—	—	污水	4～5 7	330
	松原中継ポンプ場	—	—	—	污水	11	118
氏家町	氏家町浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	4.60	1.45	水処理施設 汚泥処理施設	2～12	2,326
高根沢町	宝積寺水処理センター	オキシデーションデ イッチ法	4.20	1.39	水処理施設 汚泥処理施設	9～13	2,510
	仁井田水処理センター	プレハブオキシデー ションデイッチ法	0.75	0.75	水処理施設 汚泥処理施設	4～5 8	905
喜連川町	喜連川水処理センター	オキシデーションデ イッチ法	1.43	1.12	水処理施設 汚泥処理施設	11～13	819
南那須町	南那須水処理センター	オキシデーションデ イッチ法	2.60	1.30	水処理施設 汚泥処理施設	8～11	1,347
烏山町	烏山水処理センター	オキシデーションデ イッチ法	1.50	1.40	水処理施設 汚泥処理施設	12～13	530
小川町	小川水処理センター	オキシデーションデ イッチ法	1.80	1.80	水処理施設 汚泥処理施設	3～5 7～8 10	1,291
黒羽町	黒羽町水処理センター	オキシデーションデ イッチ法	3.10	1.00	水処理施設 汚泥処理施設	11～13	863
那須町	湯本浄化センター	標準活性汚泥法	6.00	4.00	水処理施設 汚泥処理施設	55～59 2～4	2,046
	黒田原水処理センター	オキシデーションデ イッチ法	5.10	1.30	水処理施設 汚泥処理施設	11～13	957
塩原町	塩原水処理センター	オキシデーションデ イッチ法	8.10	2.35	水処理施設 汚泥処理施設	58～61 63～2 4～6	2,875

都市名等	施設名	下水処理式	認可処理能力 千m <sup>3</sup> /日	受託処理能力 千m <sup>3</sup> /日	施設内容	施工年度	事業費 (百万円)
住都公団(小山市)	間々田東水処理センター	オキシデーションディッチ法	2.39	0.60	水処理施設 汚泥処理施設	7~8	266
鬼怒川上流流域 (上流)	鬼怒川上流浄化センター	標準活性汚泥法	56.72	42.54	水処理施設 汚泥処理施設	52~60 62~13	10,892
(中央)	中央浄化センター	標準活性汚泥法	69.00	55.20	水処理施設 汚泥処理施設	57~13	18,198
	南1号・2号中継ポンプ場	—	—	—	汚水		
	下水道資源化工場(広域汚泥)	—	—	—	汚泥処理施設	10	120
	小松原中継ポンプ場	—	—	—	汚水	6~7 11	550
	土沢中継ポンプ場	—	—	—	汚水	5~6 10~11	666
	南第2中継ポンプ場	—	—	—	汚水	10	37
	南第1中継ポンプ場	—	—	—	汚水	10~11	91
	東第1中継ポンプ場	—	—	—	汚水	10~12	668
	東第2中継ポンプ場	—	—	—	汚水	10~12	364
南第3中継ポンプ場	—	—	—	汚水	9~11	190	
巴波川流域	巴波川浄化センター	標準活性汚泥法	57.60	28.40	水処理施設 汚泥処理施設	53~58 61~13	11,416
	思川中継ポンプ場	—	—	—	汚水		
北那須流域	北那須浄化センター	標準活性汚泥法	35.10	11.00	水処理施設 汚泥処理施設	54~2 4~6 9~13	8,968
渡良瀬川上流流域	秋山川浄化センター	標準活性汚泥法	56.00	28.00	水処理施設 汚泥処理施設	8~13	4,967
	南部中継ポンプ場	—	—	—	汚水	11~13	446
	秋山川中継ポンプ場	—	—	—	汚水	13	56
渡良瀬川下流流域	大岩藤浄化センター	標準活性汚泥法	5.60	2.80	水処理施設 汚泥処理施設	5~13	5,678
	思川浄化センター	標準活性汚泥法	15.00	3.75	水処理施設 汚泥処理施設	7~10 12~13	7,226
	間々田ポンプ場	—	—	—	汚水	9~10	943
栃木県流域	下水道資源化工場	—	—	—	汚泥焼却施設	11~13	11,374
	資源化工場内中継ポンプ場	—	—	—	汚水	11~12	276
[群馬県]							
高崎市	阿久津下水処理場	標準活性汚泥法	73.60	7.38	水処理施設 汚泥処理施設	9~13	15,652
太田市	中央第一浄化センター	標準活性汚泥法	19.40	19.40	水処理施設 汚泥処理施設	58~61 6~12	2,695
	中央第二浄化センター	標準活性汚泥法	22.60	11.00	水処理施設 汚泥処理施設	62~3 12~13	4,878
	幹線管渠	—	—	—	—		
	飯塚町ポンプ場	—	—	—	汚水	10~11	317
館林市	館林水質管理センター	標準活性汚泥法	33.05	20.33	水処理施設 汚泥処理施設	61~6 8 10~13	6,181
	幹線管渠	—	—	—	φ600~800 1,918m		
	汚水城沼幹線	—	—	—	—	8~9	609
伊香保町	水沢水質管理センター	嫌気好気活性汚泥法	0.32	0.32	水処理施設 汚泥処理施設	4~5	657
中之条町	四万水質管理センター	オキシデーションディッチ法	2.00	2.30	水処理施設 汚泥処理施設	58~61 2 4~5	995
	沢渡水質管理センター	プレハブオキシデーションディッチ法	0.40	0.40	水処理施設 汚泥処理施設	62	119

都市名等	施設名	下水処理方式	認可処理能力 千m <sup>3</sup> /日	受託処理能力 千m <sup>3</sup> /日	施設内容	施工年度	事業費 (百万円)
	中之条浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	0.44	1.80	水処理施設 汚泥処理施設	12～13	855
吾妻町	吾妻町浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	1.29	1.29	水処理施設 汚泥処理施設	12～13	219
白沢村	白沢水質浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	1.09	1.04	水処理施設 汚泥処理施設	9～12	1,435
利根村	利根浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	1.80	1.39	水処理施設 汚泥処理施設	11～12	1,215
片品村	片品村北部浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	3.52	1.80	水処理施設 汚泥処理施設	11～13	1,229
板倉町	板倉町水質浄化センター	標準活性汚泥法	4.70	4.70	水処理施設 汚泥処理施設	7～10	3,670
明和町	明和終末処理場	オキシデーションデ イッチ法	1.50	1.20	水処理施設 汚泥処理施設	12～13	150
利根川上流流域 (県央)	県央水質浄化センター	標準活性汚泥法	305.00	100.00	水処理施設 汚泥処理施設	54～13	32,671
(奥利根)	奥利根水質浄化センター	標準活性汚泥法	18.19	10.05	水処理施設 汚泥処理施設	63～3	1,830
	玉村南ポンプ場	—	—	—	汚水	4～7	3,699
[埼玉県]							
川越市	月吉ポンプ場	—	—	—	汚水	47～48	147
	滝ノ下終末処理場	標準活性汚泥法	78.00	78.00	水処理施設 汚泥処理施設	53～56 4～5	5,048
	霞ヶ関第1ポンプ場	—	—	—	雨水	60～63	1,394
熊谷市	荒川第3雨水ポンプ場	—	—	—	雨水	50～53	1,692
行田市	緑町ポンプ場	—	—	—	汚水 雨水	49～53	2,256
	谷郷ポンプ場	—	—	—	汚水 雨水	58～62	2,869
秩父市	秩父市下水道センター	標準活性汚泥法	26.90	24.50	水処理施設 汚泥処理施設	52～55 6～7	6,285
	中央影森遮水集幹線	—	—	—	φ800～1,350 3,437m	62～2	1,756
所沢市	所沢下水処理場(コンポ スト施設)	ステップエアレーシ ョン法	—	—	汚泥処理施設の一部	56～58	1,010
飯能市	飯能市浄化センター	標準活性汚泥法	50.70	37.00	水処理施設 汚泥処理施設	51～55 9～11	6,738
	原町川寺幹線管渠	—	—	—	φ800 100m	54～55	
加須市	加須環境浄化センター	標準活性汚泥法	14.12	14.00	水処理施設 汚泥処理施設	54～58 4～8	7,814
本庄市	本庄市水質管理センター	標準活性汚泥法	38.00	30.00	水処理施設 汚泥処理施設	57～61 元～6 10～12	6,299
東松山市	市野川浄化センター	標準活性汚泥法	29.20	17.60	水処理施設 汚泥処理施設	48～52 6～10 13	9,863
	幹線管渠	—	—	—	φ800 613m	50～61	
	コンポスト施設新江川第1 下水中継ポンプ場	—	—	—	汚水	59～61	
	高坂終末処理場	標準活性汚泥法	8.70	8.70	水処理施設 汚泥処理施設	54～59	4,829
	幹線管渠	—	—	—	φ600～800 328m	55～56	
	市野川雨水ポンプ場	—	—	—	雨水	5～7	1,946
岩槻市	岩槻第1中継ポンプ場	—	—	—	汚水	3～6	1,005
春日部市	銚子口中継ポンプ場	—	—	—	汚水	11～13	898

都市名等	施設名	下水処理方式	認可処理能力 千m <sup>3</sup> /日	受託処理能力 千m <sup>3</sup> /日	施設内容	施工年度	事業費 (百万円)
羽生市	羽生市水質浄化センター	標準活性汚泥法	22.20	11.00	水処理施設 汚泥処理施設	57～62 5、8	4,409
	幹線管渠	—	—	—	φ1,500 250m		
	羽生中継ポンプ場	—	—	—	汚水	元～2	387
深谷市	深谷市浄化センター	標準活性汚泥法	27.50	21.80	水処理施設 汚泥処理施設	55～60 元 3～4 9～10	9,177
	幹線管渠	—	—	—	φ1,800 5,780m		
越谷市	越谷第1ポンプ場	—	—	—	汚水	53～55 59～60	1,961
	御料堀ポンプ場	—	—	—	雨水	60～62 4～5	1,720
	東越谷第1ポンプ場	—	—	—	汚水	62～元	1,072
	越谷第2ポンプ場	—	—	—	汚水		
	出羽堀ポンプ場	—	—	—	雨水	元～2	1,632
	外野合ポンプ場	—	—	—	雨水	8～9	1,090
鳩ヶ谷市	里ポンプ場	—	—	—	汚水 雨水	54～57	3,299
富士見市	別所雨水ポンプ場	—	—	—	雨水	5～7	1,098
日高市	日高浄化センター	標準活性汚泥法	26.60	22.40	水処理施設 汚泥処理施設	60～8 10～12	6,987
吉川市	高久雨水ポンプ場	—	—	—	雨水	62～元	1,057
さいたま市	宮原ポンプ場	—	—	—	汚水	62～63	1,179
妻沼町	妻沼町水質管理センター	オキシデーションデ イッチ法	3.34	2.00	水処理施設 汚泥処理施設	10～13	2,652
岡部町	岡部町水質管理センター	オキシデーションデ イッチ法	1.90	3.02	水処理施設 汚泥処理施設	5～9	1,990
騎西町	上高柳汚水中継ポンプ場	—	—	—	汚水	2～3	565
松伏町	松伏汚水中継ポンプ場	—	—	—	汚水	3～4	463
庄和町	庄和中継ポンプ場	—	—	—	汚水	4～5	977
荒川左岸流域 (荒川)	荒川処理センター	標準活性汚泥法	826.80	4.00	渣袋詰め装置 水処理施設 汚泥処理施設	3～4	276
(南部)	南部下水道浄化センター	その他	4.00	4.00	水処理施設 汚泥処理施設	9～12	2,652
荒川右岸流域	荒川右岸終末処理場	標準活性汚泥法	855.90	586.00	汚泥焼却灰 再資源化設備 水処理施設 汚泥処理施設	元～5	4,013
中川流域	中川終末処理場	標準活性汚泥法	85.00	85.00	水処理施設 汚泥処理施設	52～58 60～2	20,849
市野川流域	市野川上流終末処理場	オキシデーションデ イッチ法	12.40	5.20	水処理施設 汚泥処理施設	12～13	1,434
坂戸・鶴ヶ島下水道 組合	北坂戸水処理センター	標準活性汚泥法	29.44	14.72	水処理施設 汚泥処理施設	55～59 63～元	3,910
	石井水処理センター	標準活性汚泥法	19.45	20.75	水処理施設 汚泥処理施設	2～7	14,534
	中央幹線	—	—	—	φ1,650 1,540m		
毛呂山・越生・鳩山 公共下水道組合	毛呂山処理センター	標準活性汚泥法	18.40	9.20	水処理施設 汚泥処理施設	60～元 6～13	6,545
	鳩山第1中継ポンプ場	—	—	—	汚水	63～元	
{千葉県}							

都市名等	施設名	下水処理式	認可処理能力 千m <sup>3</sup> /日	受託処理能力 千m <sup>3</sup> /日	施設内容	施工年度	事業費 (百万円)
千葉市	南部浄化センター	標準活性汚泥法	252.00	73.60	汚泥焼却炉 汚泥焼却施設	3～7	6,059
	寒川雨水ポンプ場	—	—	—	雨水	9～13	6,528
船橋市	西浦下水処理場	標準活性汚泥法	48.70	16.30	水処理施設 汚泥処理施設	59～2	10,708
	幹線管渠	—	—	—	φ1,800～5,000 4,520m		
	高瀬下水処理場	標準活性汚泥法	50.50	13.80	水処理施設 汚泥処理施設	4～13	34,715
	高瀬幹線	—	—	—	—	4 7～9	5,308
館山市	鏡ヶ浦クリーンセンター	標準活性汚泥法	7.10	7.10	水処理施設 汚泥処理施設	6～10	4,346
	中部汚水幹線	—	—	—	—	7～9	508
木更津市	木更津市下水処理場	標準活性汚泥法	47.50	24.05	水処理施設 汚泥処理施設	元～3 13	2,234
	中継ポンプ場	—	—	—	汚水		
	幹線管渠	—	—	—	φ350 370m	元～4	
	上総中継ポンプ場・上総1号幹線	—	—	—	汚水	5	500
松戸市	新松戸終末処理場	ステップエアレーション法	9.60	4.60	水処理施設 汚泥処理施設	55～56	960
	小山ポンプ場	—	—	—	雨水	13	66
東金市	東金市浄化センター	標準活性汚泥法	18.90	15.80	水処理施設 汚泥処理施設	56～60 元～3 12～13	4,852
旭市	旭市浄化センター	標準活性汚泥法	2.09	3.10	水処理施設 汚泥処理施設	8～12	2,623
習志野市	津田沼浄化センター	標準活性汚泥法	63.00	63.00	水処理施設 汚泥処理施設	55～59 61～9	34,265
	菊田川2号幹線	—	—	—	φ700～2,200 2,325m 4,750×3,480 340m φ3,500 1,205m		
	袖ヶ浦汚水中継ポンプ場	—	—	—	汚水	8～10	882
袖ヶ浦市	北部汚水幹線	—	—	—	φ500～700 1,380m	元～2	1,055
	袖ヶ浦終末処理場	標準活性汚泥法	11.60	11.60	水処理施設 汚泥処理施設	7～9	2,344
関宿町	関宿1号幹線管渠	—	—	—	φ400～1,000 4,630m	元～5 8～11	5,038
	平井中継ポンプ場	—	—	—	汚水	6 8～10	1,691
小見川町	小見川浄化センター	回分式活性汚泥法	5.00	2.50	水処理施設 汚泥処理施設	60～63 5～8	2,890
大網白里町	大網白里町浄化センター	標準活性汚泥法	17.08	4.55	水処理施設 汚泥処理施設	63～10 12～13	8,632
	大網中継ポンプ場	—	—	—	汚水 雨水	元～3 5 8～9	
	幹線管渠	—	—	—	φ1,100～1,500 8,360m	61～元	
	白里第1号幹線	—	—	—	—	4～5	546
長生村	長生浄化センター	長時間エアレーション法	2.21	0.98	水処理施設 汚泥処理施設	6～12	2,546

都 市 名 等	施 設 名	下 水 処 理 式	認可処理能力 千m <sup>3</sup> /日	受託処理能力 千m <sup>3</sup> /日	施 設 内 容	施 工 年 度	事 業 費 (百万円)
江戸川左岸流域	江戸川第二終末処理場	標準活性汚泥法	464.00	300.00	水処理施設 汚泥処理施設	49～13	107,659
	幹線管渠	—	—	—	φ4,750 4,326m		
君津富津広域下水道組合	君津富津終末処理場	標準活性汚泥法	67.14	88.10	水処理施設 汚泥処理施設	13	62
[東京都]							
東京都	森ヶ崎水処理センター	標準活性汚泥法	1,540.00	1,540.00	水処理施設 汚泥処理施設	50～61 元～5 10～11	113,654
	南部汚泥処理プラント	—	—	—	汚泥処理施設	60～元	
	東糞谷ポンプ場	—	—	—	汚水 雨水	61～63 7、9、12	
	大森東ポンプ場	—	—	—	雨水		
	小菅処理場	標準活性汚泥法	260.00	250.00	水処理施設	50～58 62～4	19,453
	有明処理場	嫌気好気活性汚泥循環法・生物膜濾過	120.00	30.0	水処理施設	元～8	54,156
	森ヶ崎処理場(西)雨水貯留池	—	—	—	雨水貯留池	6～8	11,284
	東品川ポンプ場	—	—	—	汚水 雨水	8～13	9,986
	勝島ポンプ所	—	—	—	汚水 雨水	12～13	3,175
	立会川幹線及び第二立会川幹線	—	—	—	—	13	1
八王子市	北野下水処理場	標準活性汚泥法	134.10	52.12	水処理施設 汚泥処理施設	50～57 60 3～13	20,474
	由井・東浅川1号幹線	—	—	—	φ1,650～1,800 3,986m	62～9	7,659
町田市	町田下水処理場	標準活性汚泥法	110.00	124.35	水処理施設 汚泥処理施設	48～58 4～10 12～13	26,588
	幹線管渠	—	—	—	φ1,500～1,650 2,770m	50～51	
	鶴見川クリーンセンター	標準活性汚泥法	50.00	45.40	水処理施設 汚泥処理施設	60～2 4～7 9～12	20,602
	鶴川ポンプ場	—	—	—	汚水	63	
	幹線管渠	—	—	—	φ1,800～2,600 2,050m	63	
小平市	下水道管理センター	—	—	—	市民利用施設	4～7	1,851
住都公団(八王子)	由井幹線	—	—	—	—	4～5	579
[神奈川県]							
横浜市	都筑下水処理場	標準活性汚泥法	443.00	74.00	水処理施設 汚泥処理施設	50～54	4,040
	金沢下水処理場	標準活性汚泥法	228.70	63.30	水処理施設 汚泥処理施設	50～54 59～63	17,489
	北部第一下水処理場	—	—	—	雨水貯水池	58～63 3～4	16,018
	元宮ポンプ場	—	—	—	汚水 雨水		
	万世ポンプ場	—	—	—	汚水 雨水	58～63	9,622
	吉野ポンプ場	—	—	—	汚水 雨水		

都市名等	施設名	下水処理式	認可処理能力 千m <sup>3</sup> /日	受託処理能力 千m <sup>3</sup> /日	施設内容	施工年度	事業費 (百万円)
	平沼ポンプ場	—	—	—	汚水 雨水	62～5	14,808
	北部第二下水処理場(第二ポンプ施設)	—	—	—	雨水	9～13	16,561
	新羽雨水調整池・滯水池	—	—	—	雨水調整池・滯水池	4～13	21,976
	北部第一雨水滯水池	—	—	—	雨水滯水池	4～8	6,109
	新羽末広幹線元宮支線	—	—	—	—	7～8	989
	新羽末広幹線末広支線	—	—	—	—	4～5 7～8	4,872
川崎市	加瀬水処理センター	標準活性汚泥法	244.80	74.40	水処理施設	50～54 59～5 8～9	25,919
	京町雨水滯水池 渡田雨水滯水池 観音川雨水滯水池	—	—	—	雨水 雨水 雨水	62～3	9,885
	等々力水処理センター	好気性ろ床法	395.50	15.50	水処理施設	9～13	7,997
	観音川雨水滯水池	—	—	—	雨水滯水池	4～8	8,374
鎌倉市	七里ヶ浜下水道終末処理場	標準活性汚泥法	58.90	40.00	水処理施設 污泥処理施設	55～61	9,802
	幹線管渠	—	—	—	φ1,350 3,517m		
	山崎下水道終末処理場	標準活性汚泥法	65.30	18.18	水処理施設 污泥処理施設	元～10 12～13	23,804
	幹線管渠	—	—	—	φ1,350 1,370m		
	深沢污水幹線	—	—	—	—	4 7～8	1,102
茅ヶ崎市	今宿ポンプ場	—	—	—	雨水	3～5	3,435
	萩園第2-1雨水幹線	—	—	—	—	4 6～7	1,426
三浦市	東部浄化センター	標準活性汚泥法	9.36	2.68	水処理施設 污泥処理施設	7～13	5,617
秦野市	秦野市浄水管理センター	標準活性汚泥法	70.66	24.00	水処理施設 污泥処理施設	53～56 62～63 5～7 13	8,794
大和市	中部下水処理場	標準活性汚泥法	76.60	59.00	水処理施設 污泥処理施設	52～56 9～13	14,479
	同分場	—	—	—	—	元～3	
	北部下水処理場	標準活性汚泥法	36.00	30.00	水処理施設 污泥処理施設	59～63 2～9	18,197
葉山町	葉山浄化センター	酸素活性汚泥法	9.97	6.17	水処理施設 污泥処理施設	4～11	11,400
	中継ポンプ場	—	—	—	汚水	7～11	1,740
	木古庭長柄幹線	—	—	—	—	7～10	3,802
箱根町	強羅終末処理場	標準活性汚泥法	8.75	8.75	水処理施設 污泥処理施設	61～2 6～9	4,037
湯河原町	湯河原町浄水センター	標準活性汚泥法	17.50	8.75	水処理施設 污泥処理施設	5～7 10～11 13	3,416
[新潟県]							
長岡市	長岡第1下水処理場	標準活性汚泥法	96.80	55.80	水処理施設 污泥処理施設	48～51	4,344
三条市	三条雨水ポンプ場	—	—	—	雨水	56～61	3,203
	三条市終末処理場	標準活性汚泥法	28.63	4.35	水処理施設 污泥処理施設	元～7 10～13	4,449

都市名等	施設名	下水処理式	認可処理能力 千m <sup>3</sup> /日	受託処理能力 千m <sup>3</sup> /日	施設内容	施工年度	事業費 (百万円)
柏崎市	柏崎市自然環境浄化センター	標準活性汚泥法	44.00	40.70	水処理施設 汚泥処理施設	63～3 7～13	16,425
	八坂中継ポンプ場	—	—	—	汚水	54～55	
	柳橋中継ポンプ場	—	—	—	汚水	54～56 13	
	柏崎雨水ポンプ場	—	—	—	雨水	63 4～6	
	番神中継ポンプ場	—	—	—	汚水	10～11	123
新津市	新津終末処理場	標準活性汚泥法	5.70	5.70	水処理施設 汚泥処理施設	52～56	7,354
	北上ポンプ場	—	—	—	雨水	56～61	
加茂市	加茂市浄化センター	標準活性汚泥法	13.40	6.40	水処理施設 汚泥処理施設	59～3 7～8	4,406
十日町市	十日町市下水処理センター	標準活性汚泥法	59.20	38.10	水処理施設 汚泥処理施設	54～58 4～8	10,234
	水沢污水幹線	—	—	—	φ600 452m	3～6	
村上市	村上浄化センター	標準活性汚泥法	7.31	3.30	水処理施設 汚泥処理施設	6～11 13	3,619
栃尾市	栃尾市下水処理センター	標準活性汚泥法	12.73	16.00	水処理施設 汚泥処理施設	58～62 元～6 8	4,221
糸魚川市	糸魚川浄化センター	標準活性汚泥法	14.10	4.70	水処理施設 汚泥処理施設	元～10 12～13	5,212
新井市	新井市浄化センター	標準活性汚泥法	12.11	6.56	水処理施設 汚泥処理施設	60～元 4～7 13	3,571
上越市	上越市終末処理場	標準活性汚泥法	66.60	22.00	水処理施設 汚泥処理施設	59～元 4～5 7～13	11,186
栄町	栄浄化センター	オキシデーショnde イッチ法	1.25	1.25	水処理施設	10～13	1,546
湯沢町	湯沢浄化センター	オキシデーショnde イッチ法	13.60	10.65	水処理施設 汚泥処理施設	62～3 8～11	3,492
	浅貝浄化センター	オキシデーショnde イッチ法	3.78	3.78	水処理施設 汚泥処理施設	3～5	2,421
	土樽・松川浄化センター	オキシデーショnde イッチ法	1.05	1.05	水処理施設 汚泥処理施設	8～10	1,524
津南町	津南浄化センター	オキシデーショnde イッチ法	3.44	1.66	水処理施設 汚泥処理施設	8～13	1,973
中里村	中里浄化センター	オキシデーショnde イッチ法	2.14	1.07	水処理施設 汚泥処理施設	5～8 10～11	1,865
妙高高原町	赤倉浄化センター	回転生物接触法	4.40	3.60	水処理施設 汚泥処理施設	56～63	1,433
中郷村	中郷浄化センター	オキシデーショnde イッチ法	1.50	1.65	水処理施設 汚泥処理施設	11～13	955
	舟岡山中継ポンプ場	—	—	—	汚水	12～13	323
信濃川下流域	新潟処理場	標準活性汚泥法	202.80	47.00	水処理施設 汚泥処理施設	52～55	8,273
[富山県]							
富山市	水橋浄化センター	標準活性汚泥法	13.00	6.30	水処理施設 汚泥処理施設	3～6 9～12	8,636
高岡市	松太枝浜浄化センター	オキシデーショnde イッチ法	2.20	2.20	水処理施設 汚泥処理施設	3～5	1,565
新湊市	桜町下水処理場	標準活性汚泥法	14.40	4.80	水処理施設 汚泥処理施設	60～61 63～2	633
魚津市	川の瀬浄化センター	プレハブオキシデー ションディッチ法	0.60	0.60	水処理施設 汚泥処理施設	62～63	157

都市名等	施設名	下水処理式	認可処理能力 千m <sup>3</sup> /日	受託処理能力 千m <sup>3</sup> /日	施設内容	施工年度	事業費 (百万円)
	魚津市浄化センター	標準活性汚泥法	23.54	17.35	水処理施設 汚泥処理施設	63~3 6~13	7,941
	港町中継ポンプ場	—	—	—	汚水		
	幹線管渠	—	—	—	φ800 439m		
	北鬼江中継ポンプ場	—	—	—	汚水	7~9	394
氷見市	氷見市環境浄化センター	標準活性汚泥法	20.10	13.60	水処理施設 汚泥処理施設	54~58 4~5	6,182
	小境浄化センター	プレハブオキシデーションディッチ法	0.40	0.40	水処理施設 汚泥処理施設	3~4	
滑川市	滑川市浄化センター	オキシデーションディッチ法	11.75	3.15	水処理施設 汚泥処理施設	61~3 7~8 13	3,548
	第三中継ポンプ場	—	—	—	汚水	63、13	
	高塚ポンプ場	—	—	—	汚水		
	第二中継ポンプ場	—	—	—	汚水	4、13	429
黒部市	黒部浄化センター	標準活性汚泥法	14.10	6.95	水処理施設 汚泥処理施設	63~6 8~13	6,225
大沢野町	大沢野浄化センター	回分式活性汚泥法	10.42	2.36	水処理施設 汚泥処理施設	元~3 7~8 10~13	2,614
大山町	小見浄化センター	好気性ろ床法	4.00	2.00	水処理施設 汚泥処理施設	9~11	1,788
上市町	大永田浄化センター	プレハブオキシデーションディッチ法 オキシデーションディッチ法	0.60	0.60	水処理施設 汚泥処理施設	3~4	216
	神田浄化センター	プレハブオキシデーションディッチ法	1.31	0.70	水処理施設 汚泥処理施設	10~11	420
宇奈月町	宇奈月浄化センター	標準活性汚泥法	3.50	3.50	水処理施設 汚泥処理施設	56~62	2,055
	内山浄化センター	プレハブオキシデーションディッチ法	0.91	0.91	水処理施設 汚泥処理施設	11~13	608
入善町	入善浄化センター	オキシデーションディッチ法	4.38	2.50	水処理施設 汚泥処理施設	11~13	1,744
婦中町	婦中ポンプ場	—	—	—	雨水	62~63	252
山田村	山田村浄化センター	プレハブオキシデーションディッチ法	1.40	0.60	水処理施設 汚泥処理施設	元~2 7~11	827
細入村	楡原浄化センター	オキシデーションディッチ法	0.63	0.63	水処理施設 汚泥処理施設	13	90
大門町	南郷管理センター	プレハブオキシデーションディッチ法	1.50	0.80	水処理施設 汚泥処理施設	4~5	368
平村	黎明浄化センター	オキシデーションディッチ法	0.30	0.30	水処理施設 汚泥処理施設	7~8	680
	上梨浄化センター	オキシデーションディッチ法	0.32	0.32	水処理施設 汚泥処理施設	11~12	412
上平村	西赤尾浄化センター	オキシデーションディッチ法	0.37	0.37	水処理施設 汚泥処理施設	5~6	361
小矢部川流域	二上浄化センター	標準活性汚泥法	144.00	22.80	水処理施設 汚泥処理施設	58~8 10~13	26,074
	幹線管渠	—	—	—	φ1,350~1,800 8,244m		
神通川左岸流域	神通川左岸浄化センター	標準活性汚泥法	49.50	8.25	水処理施設 汚泥処理施設	5~13	25,586
	西本郷ポンプ場	—	—	—	汚水	9~11	882

都市名等	施設名	下水処理式	認可処理能力 千m <sup>3</sup> /日	受託処理能力 千m <sup>3</sup> /日	施設内容	施工年度	事業費 (百万円)
中新川公共下水道組合	中新川浄化センター	オキシデーショングイッチ法	16.50	8.15	水処理施設 汚泥処理施設	3～7 9～13	7,099
	上市汚水中継ポンプ場	—	—	—	汚水	4～6	690
	立山汚水一号幹線	—	—	—	—	4	268
〔石川県〕							
輪島市	輪島市浄化センター	オキシデーショングイッチ法	8.00	2.00	水処理施設 汚泥処理施設	9～13	3,230
	堀町ポンプ場	—	—	—	汚水	9～11	614
松任市	松任中央浄化センター	回転生物接触法	27.40	15.40	水処理施設 汚泥処理施設	56～元 3、6 9～10	6,262
	南部浄化センター	オキシデーショングイッチ法	5.10	5.40	水処理施設 汚泥処理施設	3～5 10～12	2,600
	西南部浄化センター	オキシデーショングイッチ法	3.90	2.10	水処理施設 汚泥処理施設	10～13	1,077
	千代野処理場	標準活性汚泥法	4.00	4.65	水処理施設 汚泥処理施設	12～13	97
内灘町	内灘浄化センター	オキシデーショングイッチ法	18.30	14.40	水処理施設 汚泥処理施設	59～元 3～6 11	5,061
	内灘ポンプ場	—	—	—	汚水		
	幹線管渠	—	—	—	φ1,000 1,443m		
志雄町	志雄浄化センター	オキシデーショングイッチ法	1.20	0.75	水処理施設 汚泥処理施設	9～13	1,083
鳥屋町	鳥屋町南部浄化センター	オキシデーショングイッチ法	0.85	0.85	水処理施設 汚泥処理施設	7～9	794
中島町	中島浄化センター	オキシデーショングイッチ法	0.85	0.85	水処理施設 汚泥処理施設	7～10	1,394
鹿島町	中部クリーンセンター	オキシデーショングイッチ法	1.10	1.10	水処理施設 汚泥処理施設	5～7	1,032
	東部クリーンセンター	ツービート（長時間エアレーション）	1.60	0.80	水処理施設 汚泥処理施設	12～13	630
鹿西町	中部浄化センター	プレハブオキシデーショングイッチ法	0.63	0.60	水処理施設 汚泥処理施設	4～5 8～9	635
穴水町	穴水浄化センター	オキシデーショングイッチ法	1.70	0.80	水処理施設 汚泥処理施設	9～13	1,326
能都町	能都町水質浄化センター	オキシデーショングイッチ法	1.10	1.10	水処理施設 汚泥処理施設	9～13	1,371
	新湊中継ポンプセンター	—	—	—	汚水	9～11	376
内浦町	恋路浄化センター	オキシデーショングイッチ法	0.37	0.37	水処理施設 汚泥処理施設	8～9	390
	小木浄化センター	オキシデーショングイッチ法	0.37	1.63	水処理施設 汚泥処理施設	13	80
加賀沿岸流域	翠ヶ丘浄化センター	オキシデーショングイッチ法	3.00	3.00	水処理施設 汚泥処理施設	63～3	1,310
宇ノ木・七塚組合	宇ノ木・七塚浄化センター	オキシデーショングイッチ法	6.00	3.00	水処理施設 汚泥処理施設	63～3	1,931
〔福井県〕							
敦賀市	天筒浄化センター	標準活性汚泥法	47.20	6.66	水処理施設 汚泥処理施設	10～12	402
武生市	家久浄化センター	標準活性汚泥法	23.50	12.50	水処理施設 汚泥処理施設	51～55 62～元 4～6 9 11～13	6,394
小浜市	小浜浄化センター	標準活性汚泥法	12.00	12.00	水処理施設 汚泥処理施設	62～11 13	5,026

都市名等	施設名	下水処理式	認可処理能力 千m <sup>3</sup> /日	受託処理能力 千m <sup>3</sup> /日	施設内容	施工年度	事業費 (百万円)
	北部中継ポンプ場	—	—	—	汚水	9～11	632
勝山市	勝山浄化センター	標準活性汚泥法	22.75	16.25	水処理施設 汚泥処理施設	56～60 5～12	5,694
鯖江市	鯖江市環境衛生センター	標準活性汚泥法	62.00	26.30	水処理施設 汚泥処理施設	54～58 61～元 6～9	11,165
	幹線管渠	—	—	—	φ1,650 1,659m		
美山町	羽生浄化センター	ブレハブオキシデー ションディッチ法	0.48	0.48	水処理施設 汚泥処理施設	12～13	354
永平寺町	志比浄化センター	回転生物接触法	1.15	1.15	水処理施設 汚泥処理施設	53～54 6	515
	中央浄化センター	回転生物接触法	3.18	3.20	水処理施設 汚泥処理施設	58～62 元～9	3,181
南条町	南条浄化センター	ブレハブオキシデー ションディッチ法	1.38	1.38	水処理施設 汚泥処理施設	3～4 6～7	976
朝日町	朝日町浄化センター	標準活性汚泥法	6.00	6.00	水処理施設 汚泥処理施設	57～60 63 6～9 12～13	2,959
宮崎村	宮崎浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	0.83	0.83	水処理施設 汚泥処理施設	62～63	352
織田町	織田浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	3.60	1.20	水処理施設 汚泥処理施設	4～11	1,874
清水町	東部環境センター	オキシデーションデ イッチ法	2.60	0.86	水処理施設 汚泥処理施設	6～9 11～13	1,878
	清水西部環境センター	オキシデーションデ イッチ法	2.60	1.97	水処理施設 汚泥処理施設	4～7	1,484
三方町	東部浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	1.30	1.30	水処理施設 汚泥処理施設	9～13	1,521
美浜町	美浜町浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	4.00	2.00	水処理施設 汚泥処理施設	4～7 11～13	2,163
上中町	熊川浄化センター	ブレハブオキシデー ションディッチ法	0.40	0.40	水処理施設	7～8	280
	三宅浄化センター	ブレハブオキシデー ションディッチ法	1.12	0.60	水処理施設 汚泥処理施設	9～11	1,076
高浜町	せゝらぎランド	嫌気無酸素好気法	7.50	1.90	水処理施設 汚泥処理施設	7～13	5,160
	せゝらぎランド高浜ポンプ 場	—	—	—	汚水	13	271
	せゝらぎランド和田ポンプ 場	—	—	—	汚水	7～10 12～13	886
[山梨県]							
六郷町	六郷浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	1.76	0.96	水処理施設 汚泥処理施設	8～11 13	1,384
早川町	赤沢浄化センター	好気性ろ床法	0.23	0.23	水処理施設 汚泥処理施設	元	116
身延町	帯金塩之沢浄化センター	ブレハブオキシデー ションディッチ法	0.31	0.31	水処理施設 汚泥処理施設	3	174
	角打・丸滝浄化センター	ブレハブオキシデー ションディッチ法	0.90	0.90	水処理施設 汚泥処理施設	7	332
長坂町	長坂浄化センター	回分式活性汚泥法	2.21	2.21	水処理施設 汚泥処理施設	6～8	1,285
小淵沢町	中部浄化センター	回分式活性汚泥法	1.74	2.00	水処理施設 汚泥処理施設	5～7	1,384
小菅村	多摩・清流苑	オキシデーションデ イッチ法	1.41	1.41	水処理施設 汚泥処理施設	61～4	882
丹波山村	丹波山浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	0.89	0.89	水処理施設 汚泥処理施設	60～62 3	922

都 市 名 等	施 設 名	下 水 処 理 式	認可処理能力 千m <sup>3</sup> /日	受託処理能力 千m <sup>3</sup> /日	施 設 内 容	施 工 年 度	事 業 費 (百 万 円)
[長野県]							
長野市	東部浄化センター	標準活性汚泥法	143.50	98.95	水処理施設 汚泥処理施設	53～56 59～13	23,407
	南部終末処理場	標準活性汚泥法	29.00	29.00	水処理施設 汚泥処理施設	60～61	
	安茂里汚水中継ポンプ場	—	—	—	汚水	4	633
松本市	両島浄化センター	標準活性汚泥法	5.06	24.65	水処理施設 汚泥処理施設	60～2 4～10	11,529
	宮瀬浄化センター	標準活性汚泥法	112.10	97.94	水処理施設 汚泥処理施設	61～2 7～12	7,266
上田市	上塩尻汚水ポンプ場	—	—	—	汚水	元～3	719
	上田市下水浄化センター	標準活性汚泥法	63.70	61.00	水処理施設 汚泥処理施設	5～8 13	3,582
	南部終末処理場	標準活性汚泥法	15.30	7.15	水処理施設 汚泥処理施設	8～13	5,599
	別所温泉終末処理場	オキシデーションデ イッチ法	2.41	2.41	水処理施設 汚泥処理施設	5～9	1,805
	下塩尻汚水中継ポンプ場	—	—	—	汚水	4	197
飯田市	松尾浄化管理センター	標準活性汚泥法	50.30	8.65	水処理施設 汚泥処理施設	6～13	8,586
	竜丘浄化センター (仮称)	オキシデーションデ イッチ法	1.30	1.60	水処理施設 汚泥処理施設	13	330
	川路浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	1.30	0.65	水処理施設 汚泥処理施設	13	170
小諸市	小諸浄化管理センター	標準活性汚泥法	10.30	6.80	水処理施設 汚泥処理施設	61～2 4～9	4,344
	和田浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	5.60	1.40	水処理施設 汚泥処理施設	13	266
伊那市	伊那浄水管理センター	標準活性汚泥法	17.94	5.20	水処理施設 汚泥処理施設	2～5 8～13	5,502
	大萱浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	1.72	0.86	水処理施設 汚泥処理施設	10～13	1,390
	小出島浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	1.15	0.58	水処理施設 汚泥処理施設	6～9 12～13	1,281
	殿島浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	1.15	1.60	水処理施設 汚泥処理施設	13	151
	西町ポンプ場	—	—	—	汚水	11～12	402
	山寺ポンプ場	—	—	—	汚水	11～13	381
駒ヶ根市	駒ヶ根浄化センター	標準活性汚泥法	10.10	2.70	水処理施設 汚泥処理施設	4～8 10～13	4,340
中野市	中野浄化管理センター	標準活性汚泥法	22.20	15.10	水処理施設 汚泥処理施設	56～63 5～11	8,092
	幹線管渠	—	—	—	φ1,000 207m		
	七瀬終末処理場	回分式活性汚泥法	0.62	0.62	水処理施設 汚泥処理施設	2～3	
	高丘浄化管理センター	オキシデーションデ イッチ法	2.40	1.20	水処理施設 汚泥処理施設	9～12	1,493
大町市	大町浄水センター	酸素活性汚泥法	7.80	3.90	水処理施設 汚泥処理施設	5～10	3,141
飯山市	戸狩終末処理場	オキシデーションデ イッチ法	4.80	2.40	水処理施設 汚泥処理施設	元～3 5～7 9	5,112
	斑尾終末処理場	オキシデーションデ イッチ法	3.51	2.54	水処理施設 汚泥処理施設	11～13	1,089
	飯山終末処理場	オキシデーションデ イッチ法	2.06	2.06	水処理施設 汚泥処理施設	5～10 12～13	2,796
	木島終末処理場	オキシデーションデ イッチ法	1.82	1.82	水処理施設 汚泥処理施設	8～11	1,344

都市名等	施設名	下水処理式	認可処理能力 千m <sup>3</sup> /日	受託処理能力 千m <sup>3</sup> /日	施設内容	施工年度	事業費 (百万円)
	有尾汚水中継ポンプ場	—	—	—	汚水	7～8	510
	木島雨水排水ポンプ場	—	—	—	雨水	13	96
塩尻市	塩尻市浄化センター	標準活性汚泥法	25.00	11.35	水処理施設 汚泥処理施設	57～60 元～2 7～10 13	6,539
川上村	川上村浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	1.40	0.70	水処理施設 汚泥処理施設	9～13	1,084
南牧村	海尻浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	0.22	0.22	水処理施設 汚泥処理施設	5～6	441
	野辺山浄化センター	プレハブオキシデー ションデイッチ法	0.25	0.25	水処理施設 汚泥処理施設	9	297
軽井沢町	軽井沢浄化管理センター	オキシデーションデ イッチ法	8.40	8.40	水処理施設 汚泥処理施設	元～7	4,061
	軽井沢西浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	1.80	1.80	水処理施設 汚泥処理施設	10～13	1,345
	雲場ポンプ場	—	—	—	汚水	4～6	561
望月町	春日浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	1.60	1.60	水処理施設 汚泥処理施設	8～10	917
	望月浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	1.19	1.97	水処理施設 汚泥処理施設	6～9	1,488
	望月ポンプ場	—	—	—	汚水	7～8	143
御代田町	御代田浄化管理センター	オキシデーションデ イッチ法	6.20	1.55	水処理施設 汚泥処理施設	5～13	2,913
立科町	立科浄化管理センター	オキシデーションデ イッチ法	1.52	0.81	水処理施設 汚泥処理施設	7～12	1,553
浅科村	浅科浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	1.34	1.34	水処理施設 汚泥処理施設	5～8 10～13	2,094
北御牧村	川久保浄化センター	接触酸化法	1.18	0.59	水処理施設 汚泥処理施設	9～10 12～13	738
丸子町	西内浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	3.40	3.30	水処理施設 汚泥処理施設	60～63 2～4	1,327
	丸子浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	9.60	2.40	水処理施設 汚泥処理施設	8～13	2,991
	丸子幹線	—	—	—	—	9～10	1,132
長門町	水処理センター	オキシデーションデ イッチ法	3.29	1.65	水処理施設 汚泥処理施設	7～12	2,073
	鷹山浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	0.42	0.42	水処理施設 汚泥処理施設	13	134
東部町	東部町浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	11.78	2.34	水処理施設 汚泥処理施設	63～3 5～13	4,430
真田町	真田浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	3.20	1.60	水処理施設 汚泥処理施設	6～9 13	1,762
	菅平浄化センター	回転生物接触法	4.50	4.50	水処理施設 汚泥処理施設	4	253
青木村	青木村浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	1.22	0.94	水処理施設 汚泥処理施設	4～8 11～12	1,505
富士見町	富士見処理場	オキシデーションデ イッチ法	1.64	1.80	水処理施設 汚泥処理施設	5～9	1,719
	境処理場	オキシデーションデ イッチ法	1.50	0.75	水処理施設 汚泥処理施設	8～11	920
高遠町	高遠浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	2.60	1.33	水処理施設 汚泥処理施設	2～5 7～9	1,560
辰野町	辰野水処理センター	オキシデーションデ イッチ法	10.10	3.80	水処理施設 汚泥処理施設	元～5 7～13	2,426
	小野水処理センター	オキシデーションデ イッチ法	2.13	1.06	水処理施設	5～8 10～11	1,499
	平出中継ポンプ場	—	—	—	汚水	7	270

都市名等	施設名	下水処理式	認可処理能力 千m <sup>3</sup> /日	受託処理能力 千m <sup>3</sup> /日	施設内容	施工年度	事業費 (百万円)
	辰野中継ポンプ場	—	—	—	汚水	5～6 13	235
箕輪町	箕輪浄水苑	オキシデーションディッチ法	7.20	2.63	水処理施設 汚泥処理施設	3～6 9～13	2,535
飯島町	飯島浄化センター	オキシデーションディッチ法	1.40	1.40	水処理施設 汚泥処理施設	9～12	1,222
南箕輪村	南箕輪浄化センター	オキシデーションディッチ法	4.61	1.50	水処理施設 汚泥処理施設	6～9 11～13	2,625
中川村	大草浄化センター	プレハブオキシデーションディッチ法	0.50	0.50	水処理施設	8	297
	片桐浄化センター	プレハブオキシデーションディッチ法	0.90	0.90	水処理施設 汚泥処理施設	13	98
宮田村	宮田アクアランド	オキシデーションディッチ法	3.75	1.25	水処理施設 汚泥処理施設	2～8 11～12	1,633
松川町	松川浄化センター	オキシデーションディッチ法	4.00	1.35	水処理施設 汚泥処理施設	7～9 13	1,557
高森町	高森浄化センター	オキシデーションディッチ法	1.80	1.40	水処理施設 汚泥処理施設	9～11	1,686
阿智村	昼神浄化センター	回分式活性汚泥法	2.90	2.90	水処理施設 汚泥処理施設	6～9 12	2,134
	会地浄化センター	長時間エアレーション法	2.50	1.25	水処理施設 汚泥処理施設	11～13	1,333
天龍村	檜淵クリーンセンター	プレハブオキシデーションディッチ法	0.80	0.80	水処理施設 汚泥処理施設	11～12	385
喬木村	堰下浄化センター	オキシデーションディッチ法	2.40	0.80	水処理施設 汚泥処理施設	5～11	1,815
豊丘村	豊丘浄化センター	プレハブオキシデーションディッチ法	2.10	0.70	水処理施設 汚泥処理施設	5～8 11	1,818
南信濃村	和田浄化センター	プレハブオキシデーションディッチ法	0.90	0.90	水処理施設	9～10	483
木曾福島町	木曾福島浄化センター	オキシデーションディッチ法	4.65	1.55	水処理施設 汚泥処理施設	6～9 12	2,045
	大原浄化センター	プレハブオキシデーションディッチ法	0.60	0.40	水処理施設 汚泥処理施設	13	205
	塩淵汚水中継ポンプ場	—	—	—	汚水	8～9	499
南木曾町	妻籠クリーンセンター	好気性ろ床法	0.61	0.47	水処理施設 汚泥処理施設	10～11	907
楯川村	楯川浄化センター	オキシデーションディッチ法	1.50	0.75	水処理施設	11～13	632
木祖村	木祖浄化センター	オキシデーションディッチ法	0.85	0.85	水処理施設 汚泥処理施設	11～12	739
日義村	日義浄化センター	オキシデーションディッチ法	1.14	1.14	水処理施設 汚泥処理施設	6～9	1,349
大桑村	野尻浄化センター	プレハブオキシデーションディッチ法	0.95	1.00	水処理施設 汚泥処理施設	13	302
山口村	まごめ浄化センター	プレハブオキシデーションディッチ法	0.53	0.53	水処理施設	7～9 13	421
明科町	明科浄化センター	長時間エアレーション法	1.47	1.47	水処理施設 汚泥処理施設	8～12	1,193
四賀村	四賀浄化センター	オキシデーションディッチ法	0.63	0.32	水処理施設 汚泥処理施設	8～12	715
麻績村	麻績浄化センター	オキシデーションディッチ法	1.40	0.65	水処理施設 汚泥処理施設	8～11	736
波田町	リヴァイブ波田	オキシデーションディッチ法	5.90	1.82	水処理施設 汚泥処理施設	3～13	2,546
山形村	山形浄化センター	オキシデーションディッチ法	3.60	1.80	水処理施設 汚泥処理施設	5～8 11～12	1,888
朝日村	ピュアラインあさひ	オキシデーションディッチ法	1.86	1.86	水処理施設 汚泥処理施設	5～9	1,913

都市名等	施設名	下水処理式	認可処理能力 千m <sup>3</sup> /日	受託処理能力 千m <sup>3</sup> /日	施設内容	施工年度	事業費 (百万円)
安曇村	上高地浄化センター	回分式活性汚泥法	1.25	1.25	水処理施設 汚泥処理施設	元～3	713
池田町	池田町水質浄化センター	オキシデーションディッチ法	5.80	1.45	水処理施設 汚泥処理施設	10～13	2,078
松川村	松川浄水苑	標準活性汚泥法	5.26	2.63	水処理施設 汚泥処理施設	9～13	1,800
白馬村	白馬村浄化センター	オキシデーションディッチ法	9.20	2.30	水処理施設 汚泥処理施設	2～5 7～13	3,630
小谷村	白馬乗鞍浄化センター	回分式活性汚泥法	2.37	1.20	水処理施設 汚泥処理施設	9～12	1,728
高山村	山田温泉浄化センター	プレハブオキシデーションディッチ法	0.60	0.60	水処理施設 汚泥処理施設	12	287
山ノ内町	山之内町水質浄化センター	標準活性汚泥法	6.90	6.90	水処理施設 汚泥処理施設	59～62 元、3 5～11	2,678
木島平村	木島平浄化センター	回分式活性汚泥法	6.20	6.20	水処理施設 汚泥処理施設	4～7 13	3,456
野沢温泉村	野沢温泉終末処理場	回転生物接触法	19.40	9.70	水処理施設 汚泥処理施設 (含コンポスト施設)	52～54 56～57 4 7～9 12～13	4,320
信州新町	竹房終末処理場	プレハブオキシデーションディッチ法	1.80	0.90	水処理施設 汚泥処理施設	9～10	530
豊野町	沖雨水ポンプ場	—	—	—	雨水	11～13	671
信濃町	北部浄化センター	回分式活性汚泥法	2.10	2.10	水処理施設 汚泥処理施設	3～7	2,163
戸隠村	戸隠高原浄化センター	オキシデーションディッチ法	3.30	1.65	水処理施設 汚泥処理施設	5～8 11	1,965
	豊岡浄化センター	プレハブオキシデーションディッチ法	1.10	1.10	水処理施設	9～10	561
鬼無里村	鬼無里浄化センター	プレハブオキシデーションディッチ法	0.64	0.32	水処理施設 汚泥処理施設	8～9 13	660
小川村	高府浄化センター	接触酸化法	0.75	0.75	水処理施設 汚泥処理施設	6～7	477
	夏和浄化センター	接触酸化法	0.47	0.47	水処理施設 汚泥処理施設	9～10	368
中条村	中条浄化センター	プレハブオキシデーションディッチ法	0.80	0.80	水処理施設 汚泥処理施設	12～13	699
豊田村	上今井クリーンセンター	プレハブオキシデーションディッチ法	0.80	0.78	水処理施設 汚泥処理施設	13	245
諏訪湖流域	豊田終末処理場	循環式硝化脱窒	186.00	108.00	水処理施設 汚泥処理施設	50～13	46,637
	下諏訪ポンプ場	—	—	—	汚水	9～10	348
千曲川流域	クリーンピア千曲	標準活性汚泥法	82.20	16.00	水処理施設 汚泥処理施設	62～13	22,798
	アクアパル千曲	標準活性汚泥法	51.20	12.50	水処理施設 汚泥処理施設	5～13	17,339
	松代中継ポンプ場	—	—	—	汚水	11～13	254
厚川安曇野流域	安曇野終末処理場	標準活性汚泥法	33.60	8.40	水処理施設 汚泥処理施設	6～13	10,043
	穂高中継ポンプ場	—	—	—	汚水	11～12	730
川西保健衛生施設組合	茂田井浄化センター	オキシデーションディッチ法	0.73	0.73	水処理施設 汚泥処理施設	5～6	404
	川西広域処理場	循環式硝化脱窒法	12.69	0.10	水処理施設 汚泥処理施設	7 9～13	2,723
南佐久環境衛生組合	南佐久浄化センター	オキシデーションディッチ法	6.51	1.70	水処理施設 汚泥処理施設	9～12	2,789

都市名等	施設名	下水処理方	認可処理能力 千m <sup>3</sup> /日	受託処理能力 千m <sup>3</sup> /日	施設内容	施工年度	事業費 (百万円)
飯綱行政組合	クリーン飯綱	オキシデーショング イッチ法	2.89	1.00	水処理施設 汚泥処理施設	8～13	1,510
木曾広域連合	木曾広域連合汚泥集約セ ンター	—	—	—	汚泥処理施設	13	20
佐久下水道組合	佐久終末処理場	標準活性汚泥法	27.84	13.90	水処理施設 汚泥処理施設	3～6 8～13	4,130
	野沢中継ポンプ場	—	—	—	汚水	6 11～12	110
	中込原中継ポンプ場	—	—	—	汚水	4 12～13	407
白樺湖下水道組合	白樺湖浄化センター	回転生物接触法	9.40	8.80	水処理施設 汚泥処理施設 (含コンポスト施 設)	53～59 63～2 8～10 12～13	3,578
[岐阜県]							
大垣市	大垣浄化センター	標準活性汚泥法	120.80	31.90	水処理施設 汚泥処理施設	52～57 7～10	11,068
高山市	宮川終末処理場	標準活性汚泥法	40.50	31.10	水処理施設 汚泥処理施設	49～54 56～57 59～60 4～9	7,892
	幹線管渠	—	—	—	φ1,350～1,500 351m		
中津川市	中津川市浄化管理センター	酸素活性汚泥法	20.10	10.00	水処理施設 汚泥処理施設	61～元	3,122
	落合浄化管理センター	オキシデーショング イッチ法	1.20	0.75	水処理施設 汚泥処理施設	9～12	1,296
	苗木浄化管理センター	酸素活性汚泥法	2.30	1.75	水処理施設 汚泥処理施設	13	510
美濃市	長良川右岸浄化センター	好気性ろ床法	2.15	2.15	水処理施設 汚泥処理施設	5～8	1,983
	長良川左岸浄化センター (仮称)	オキシデーショング イッチ法	6.10	2.02	水処理施設 汚泥処理施設	10～13	2,618
瑞浪市	瑞浪浄化センター	標準活性汚泥法	13.36	10.88	水処理施設 汚泥処理施設	11～13	630
羽島市	羽島市浄化センター	標準活性汚泥法	13.60	6.80	水処理施設 汚泥処理施設	7～12	5,988
恵那市	恵那市浄化センター	標準活性汚泥法	15.00	7.50	水処理施設 汚泥処理施設	51～53 5～13	4,201
	アクアパーク恵那峡	オキシデーショング イッチ法	2.00	1.25	水処理施設 汚泥処理施設	11～13	1,461
	河鹿橋中継ポンプ場	—	—	—	汚水	10	303
美濃加茂市	蜂屋川浄化センター	オキシデーショング イッチ法	9.80	2.50	水処理施設 汚泥処理施設	13	268
	上蜂屋クリーンセンター	プレハブオキシデー ションディッチ法	1.20	1.20	水処理施設 汚泥処理施設	11～13	431
土岐市	土岐市浄化センター	標準活性汚泥法	24.60	18.35	水処理施設 汚泥処理施設	55～60 2～3 7～11 13	8,401
可児市	久々利浄化センター	プレハブオキシデー ションディッチ法	0.44	0.44	水処理施設 汚泥処理施設	62～元	196
海津町	海津町浄化センター	オキシデーショング イッチ法	3.40	1.75	水処理施設 汚泥処理施設	6～9 12～13	3,527
	西小島中継ポンプ場	—	—	—	汚水	12～13	387
	海津1号汚水幹線	—	—	—	—	4～5	1,280
平田町	三郷浄化センター	プレハブオキシデー ションディッチ法	1.30	0.70	水処理施設 汚泥処理施設	6～10	1,014

都 市 名 等	施 設 名	下 水 処 理 式	認可処理能力 千m <sup>3</sup> /日	受託処理能力 千m <sup>3</sup> /日	施 設 内 容	施 工 年 度	事 業 費 (百万円)
	今尾浄化センター	ブレハブオキシデーションディッチ法	1.40	1.10	水処理施設 汚泥処理施設	12～13	519
南濃町	中南部浄化センター	オキシデーションディッチ法	6.80	2.38	水処理施設 汚泥処理施設	3～7 10～11	3,425
	中南部第2雨水ポンプ場	—	—	—	雨水	3～6	1,456
	北部浄化センター	ブレハブオキシデーションディッチ法	1.00	0.80	水処理施設 汚泥処理施設	4～5 8	618
	南部汚水第2中継ポンプ場	—	—	—	汚水	5～7	589
	中南部第1雨水ポンプ場	—	—	—	雨水	8～10	473
養老町	中部浄化センター	オキシデーションディッチ法	2.20	1.90	水処理施設 汚泥処理施設	8～12	2,209
上石津町	北部浄化センター	オキシデーションディッチ法	1.10	0.80	水処理施設 汚泥処理施設	8～11 13	1,464
垂井町	垂井町浄化センター	標準活性汚泥法	2.33	2.85	水処理施設 汚泥処理施設	9～13	4,512
関ヶ原町	関ヶ原浄化センター	オキシデーションディッチ法	3.27	1.70	水処理施設 汚泥処理施設	7～12	1,940
輪之内町	輪之内浄化センター	オキシデーションディッチ法	6.20	1.60	水処理施設 汚泥処理施設	13	150
安八町	安八浄化センター	オキシデーションディッチ法	5.00	2.50	水処理施設 汚泥処理施設	6～9 12～13	3,389
池田町	池田浄化センター	オキシデーションディッチ法	11.40	1.90	水処理施設 汚泥処理施設	12～13	822
北方町	ふれあい水センター	オキシデーションディッチ法	11.50	2.35	水処理施設 汚泥処理施設	6～13	4,533
本巣町	本巣浄化センター	オキシデーションディッチ法	4.70	1.10	水処理施設 汚泥処理施設	13	160
巣南町	アクアパークすなみ	オキシデーションディッチ法	1.43	1.55	水処理施設 汚泥処理施設	13	180
洞戸村	洞戸浄化センター	好気性ろ床法	0.77	0.39	水処理施設 汚泥処理施設	8～11	1,107
武芸川町	武芸川浄化センター	回分式活性汚泥法	2.40	1.20	水処理施設 汚泥処理施設	7～10 12～13	1,886
八幡町	郡上八幡都市環境センター	好気性ろ床法	5.97	1.34	水処理施設 汚泥処理施設	9～12	2,461
	八幡1号汚水幹線	—	—	—	—	10～11	370
大和町	中央浄化センター	好気性ろ床法	1.31	0.63	水処理施設 汚泥処理施設	6～8 12～13	1,400
白鳥町	長良川浄化センター	オキシデーションディッチ法	1.81	1.85	水処理施設 汚泥処理施設	9～13	1,590
高鷲村	ひるがの浄化センター	回分式活性汚泥法	1.96	1.96	水処理施設 汚泥処理施設	2～6	1,029
	高鷲浄化センター	回分式活性汚泥法	0.75	0.58	水処理施設 汚泥処理施設	9～11 13	1,365
和良村	中央浄化センター	好気性ろ床法	0.87	0.44	水処理施設 汚泥処理施設	8～10 12	1,342
富加町	富加町浄化センター	オキシデーションディッチ法	2.43	2.02	水処理施設 汚泥処理施設	8～11	1,653
八百津町	丸山浄化センター	オキシデーションディッチ法	0.13	0.13	水処理施設 汚泥処理施設	6～7	184
笠原町	笠原浄化センター	好気性ろ床法	1.51	1.60	水処理施設 汚泥処理施設	7～12	4,057
坂下町	坂下浄化センター	好気性ろ床法	2.10	1.35	水処理施設 汚泥処理施設	7～11	2,391
付知町	付知浄化センター	嫌気好気ろ床法	2.90	1.45	水処理施設 汚泥処理施設	6～9 11～12	2,500
福岡町	福岡クリーンセンター	オキシデーションディッチ法	1.56	0.78	水処理施設 汚泥処理施設	10～12	883

都 市 名 等	施 設 名	下 水 処 理 式	認 可 処 理 能 力 千m <sup>3</sup> /日	受 託 処 理 能 力 千m <sup>3</sup> /日	施 設 内 容	施 工 年 度	事 業 費 (百万円)
蛭川村	蛭川浄化センター	プレハブオキシデー ションディッチ法	0.90	0.90	水処理施設 汚泥処理施設	8～9	374
岩村町	岩村浄化センター	回分式活性汚泥法	2.20	2.20	水処理施設 汚泥処理施設	3～6 9～10	2,042
明智町	明智浄化センター	オキシデーショ ンディッチ法	2.44	1.30	水処理施設 汚泥処理施設	12～13	735
萩原町	上呂水処理センター	オキシデーショ ンディッチ法	1.00	1.00	水処理施設 汚泥処理施設	7～11	1,259
下呂町	湯之島浄化センター	回分式活性汚泥法	4.80	1.60	水処理施設 汚泥処理施設	5～11	3,833
	竹原浄化センター	嫌気好気ろ床法	1.85	0.93	水処理施設 汚泥処理施設	9～12	1,667
	南部浄化センター	回分式活性汚泥法	7.20	3.60	水処理施設 汚泥処理施設	12～13	720
金山町	金山浄化センター	好気性ろ床法	2.20	1.10	水処理施設 汚泥処理施設	7～11 13	1,985
白川村	白川クリーンセンター	オキシデーショ ンディッチ法	0.95	0.95	水処理施設 汚泥処理施設	4～8	1,270
古川町	五ヶ村浄化センター	オキシデーショ ンディッチ法	0.87	0.87	水処理施設 汚泥処理施設	12～13	430
	古川浄化センター	オキシデーショ ンディッチ法	4.40	2.20	水処理施設 汚泥処理施設	5～8 11～12	3,010
国府町	宇津江浄化センター	プレハブオキシデー ションディッチ法	1.00	0.60	水処理施設 汚泥処理施設	9～12	1,064
	国府浄化センター	オキシデーショ ンディッチ法	1.20	1.55	水処理施設 汚泥処理施設	12～13	430
神岡町	袖川浄化センター	オキシデーショ ンディッチ法	1.20	1.20	水処理施設 汚泥処理施設	11～13	615
	神岡浄化センター	オキシデーショ ンディッチ法	1.60	1.67	水処理施設 汚泥処理施設	13	158
上宝村	福地浄化センター	プレハブオキシデー ションディッチ法	0.43	0.43	水処理施設 汚泥処理施設	63～元	141
	平湯浄化センター	嫌気好気ろ床法	2.20	2.20	水処理施設 汚泥処理施設	3～4	1,450
	本郷浄化センター	プレハブオキシデー ションディッチ法	0.49	0.49	水処理施設 汚泥処理施設	11～13	886
	新平湯浄化センター	嫌気好気ろ床法	1.80	1.80	水処理施設 汚泥処理施設	6～10	1,732
[静岡県]							
沼津市	中部終末処理場	標準活性汚泥法	24.10	24.10	水処理施設 汚泥処理施設	49～53	3,410
	南部浄化センター	標準活性汚泥法	52.00	13.00	水処理施設 汚泥処理施設	9～13	6,237
	中部ポンプ場	—	—	—	雨水	13	68
清水市	北部終末処理場	標準活性汚泥法	30.00	30.00	水処理施設 汚泥処理施設	51～55	5,839
熱海市	第2浄水管理センター	標準活性汚泥法	67.40	51.30	水処理施設 汚泥処理施設	55～63 5～9	25,287
	南熱海幹線	—	—	—	—	10～13	3,149
富士宮市	星山浄化センター	標準活性汚泥法	51.40	25.70	水処理施設 汚泥処理施設	52～56 61～62 8～10 13	7,017
	幹線管渠	—	—	—	—		
伊東市	湯川終末処理場	標準活性汚泥法	75.20	72.30	水処理施設 汚泥処理施設	57～12	9,127
	玖須美中継ポンプ場	—	—	—	汚水	53～55	
	湯川終末処理場内ポンプ場	—	—	—	汚水 雨水	61 12～13	

都市名等	施設名	下水処理式	認可処理能力 千m <sup>3</sup> /日	受託処理能力 千m <sup>3</sup> /日	施設内容	施工年度	事業費 (百万円)
島田市	島田浄化センター	標準活性汚泥法	4.70	6.90	水処理施設 汚泥処理施設	3～7	4,774
富士市	西部浄化センター	標準活性汚泥法	64.60	40.00	水処理施設 汚泥処理施設	50～54 7～13	11,817
	東部浄化センター	標準活性汚泥法	55.90	19.00	水処理施設 汚泥処理施設	59～3 5～7 9～13	12,302
焼津市	汐入下水処理場	嫌気好気活性汚泥法	34.00	11.30	水処理施設 汚泥処理施設	5～7	1,408
掛川市	掛川浄化センター	標準活性汚泥法	2.05	2.30	水処理施設 汚泥処理施設	10～13	2,930
藤枝市	藤枝市浄化センター	標準活性汚泥法	44.70	37.55	水処理施設 汚泥処理施設	56～2 4～8 10～13	14,406
御殿場市	御殿場浄化センター	標準活性汚泥法	15.50	8.00	水処理施設 汚泥処理施設	2～9	5,167
袋井市	袋井浄化センター	標準活性汚泥法	7.54	5.04	水処理施設 汚泥処理施設	7～13	5,883
下田市	下田浄化センター	標準活性汚泥法	13.10	10.80	水処理施設 汚泥処理施設	元～4 6 11～13	5,255
	武ヶ浜ポンプ場	—	—	—	汚水		
	須崎ポンプ場	—	—	—	汚水		
	柿崎ポンプ場	—	—	—	汚水	6 9～11	440
湖西市	湖西浄化センター	循環式硝化脱窒	4.49	2.26	水処理施設 汚泥処理施設	9～13	6,998
南伊豆町	南伊豆町クリーンセンター	嫌気好気ろ床法	2.76	2.76	水処理施設 汚泥処理施設	9～12	3,016
	湊中継ポンプ場	—	—	—	汚水	12	97
修善寺町	沖ノ原中継ポンプ場	—	—	—	汚水	2～3	431
土肥町	土肥終末処理場	標準活性汚泥法	4.80	4.80	水処理施設 汚泥処理施設	56～63	2,965
	土肥汚水中継ポンプ場	—	—	—	汚水		
天城湯ヶ島町	湯ヶ島クリーンセンター	回分式活性汚泥法	1.84	1.84	水処理施設 汚泥処理施設	5～7	1,738
中伊豆町	白岩浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	2.40	1.20	水処理施設 汚泥処理施設	8～11	1,591
清水町	的場中継ポンプ場	—	—	—	汚水	13	250
小山町	須走浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	5.40	2.70	水処理施設 汚泥処理施設	8～13	2,421
浜岡町	池新田浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	4.33	2.18	水処理施設 汚泥処理施設	4～7 12～13	2,261
	高松浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	1.80	2.10	水処理施設 汚泥処理施設	8～11	1,221
大東町	大東浄化センター(仮称)	オキシデーションデ イッチ法	1.28	2.00	水処理施設 汚泥処理施設	10～13	2,015
春野町	気田浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	1.20	0.65	水処理施設 汚泥処理施設	9～12	1,122
浅羽町	浅羽町浄化センター	標準活性汚泥法	1.82	1.65	水処理施設 汚泥処理施設	10～13	2,274
豊岡村	豊岡クリーンセンター	オキシデーションデ イッチ法	2.20	1.10	水処理施設 汚泥処理施設	10～13	1,625
佐久間町	浦川浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	0.80	0.80	水処理施設 汚泥処理施設	5～8	905
	佐久間浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	1.14	1.14	水処理施設 汚泥処理施設	12～13	507
新居町	新居浄化センター	硝化内生脱窒法	2.90	1.58	水処理施設 汚泥処理施設	9～13	4,563

都市名等	施設名	下水処理式	認可処理能力 千m <sup>3</sup> /日	受託処理能力 千m <sup>3</sup> /日	施設内容	施工年度	事業費 (百万円)
細江町	細江町浄化センター	循環式硝化脱窒	2.40	2.40	水処理施設 汚泥処理施設	7～10	3,156
引佐町	井伊谷浄化センター	標準活性汚泥法	1.30	3.25	水処理施設 汚泥処理施設	5～8	2,401
	金指中継ポンプ場	—	—	—	汚水	11～12	111
狩野川流域	狩野川東部浄化センター	標準活性汚泥法	87.50	35.00	水処理施設 汚泥処理施設	53～10 12～13	18,650
	狩野川西部浄化センター	標準活性汚泥法	67.50	27.00	水処理施設 汚泥処理施設	62～13	19,034
静清流域	静清浄化センター	標準活性汚泥法	67.00	33.50	水処理施設 汚泥処理施設	3～13	20,674
〔愛知県〕							
名古屋市	守山下水処理場	標準活性汚泥法	170.00	43.00	水処理施設 汚泥処理施設	50～52	8,060
	福德ポンプ所	—	—	—	雨水	元～8	7,617
岡崎市	八帖処理場	回転生物接触法	28.00	28.00	水処理施設 汚泥処理施設	53～54 58～59	1,956
	赤渋ポンプ場	—	—	—	雨水	61～2	2,301
一宮市	東部浄化センター	標準活性汚泥法	60.70	45.00	水処理施設 汚泥処理施設	58～13	15,276
	観音寺ポンプ場	—	—	—	汚水	元～2 4	
	幹線管渠	—	—	—	φ450 1,696m	元	
	西部汚水中継ポンプ場	—	—	—	汚水	62～63	977
	西部浄化センター	ステップエアレーション法	68.00	34.00	水処理施設 汚泥処理施設	13	360
	常願通ポンプ場	—	—	—	汚水	11～13	611
	大和送水管	—	—	—	—	4	210
瀬戸市	西部終末処理場	標準活性汚泥法	34.50	23.00	水処理施設 汚泥処理施設	61～2 7～11	4,109
	水野終末処理場	標準活性汚泥法	9.40	6.00	水処理施設 汚泥処理施設	6～11	5,188
半田市	北浜田排水ポンプ場	—	—	—	雨水	54～56	2,466
	瑞穂排水ポンプ場	—	—	—	雨水	2～7	5,017
	東成岩ポンプ場	—	—	—	雨水		
	吉野排水ポンプ場	—	—	—	雨水	3～7	2,845
	若宮排水ポンプ場	—	—	—	雨水	9～12	753
	新居排水ポンプ場	—	—	—	雨水	12～13	518
	旭排水ポンプ場	—	—	—	雨水	6～9	1,900
春日井市	勝西浄化センター	ステップエアレーション法	57.95	49.55	水処理施設 汚泥処理施設	48～51 55～56 元～5	10,795
	高蔵寺浄化センター	ステップエアレーション法	36.60	36.10	コンポスト施設	57～58 元～2 11～13	4,940
	大留ポンプ場	—	—	—	雨水	3～5	1,631
	南部浄化センター	標準活性汚泥法	27.30	18.20	水処理施設 汚泥処理施設	5～9	11,151
	南部ポンプ場	—	—	—	雨水	5～8	4,404
津島市	津島市下水終末処理場	標準活性汚泥法	23.00	23.00	水処理施設 汚泥処理施設	60～元 7～9	3,319
豊田市	豊田終末処理場	標準活性汚泥法 嫌気好気活性汚泥法	8.45	8.45	水処理施設 汚泥処理施設	60～62 4～6	4,717
	元宮中継ポンプ場	—	—	—	汚水		
	鞍ヶ池浄化センター	嫌気好気活性汚泥法	0.93	0.93	水処理施設 汚泥処理施設	4～7	1,397

都市名等	施設名	下水処理式	認可処理能力 千m <sup>3</sup> /日	受託処理能力 千m <sup>3</sup> /日	施設内容	施工年度	事業費 (百万円)
	野見汚水ポンプ場	—	—	—	汚水	6～8	1,057
	越戸汚水ポンプ場	—	—	—	汚水	10～11	259
	浄水中継ポンプ場	—	—	—	汚水	12～13	176
蒲郡市	蒲郡終末処理場	標準活性汚泥法	97.70	48.90	水処理施設 汚泥処理施設	48～52	6,634
	城山ポンプ場	—	—	—	汚水 雨水	48～51	
常滑市	常滑浄化センター	嫌気無酸素好気法	3.50	3.50	水処理施設 汚泥処理施設	9～13	5,472
	空港島汚水幹線	—	—	—	—	12～13	378
	北部汚水幹線	—	—	—	—	8	130
東海市	元浜第2ポンプ場	—	—	—	雨水	59～62	11,829
	東海市浄化センター	標準活性汚泥法	38.60	25.80	水処理施設 汚泥処理施設	62～3 5～11 13	
	加家ポンプ場	—	—	—	雨水	62～3 9～11	3,295
	浅山ポンプ場	—	—	—	雨水	4～7	1,301
	天寶ポンプ場	—	—	—	雨水	4～8	4,614
	名和前ポンプ場	—	—	—	雨水	10～13	2,667
大府市	伊勢崎雨水ポンプ場	—	—	—	雨水	13	102
知多市	南部浄化センター	標準活性汚泥法	44.00	29.40	水処理施設 汚泥処理施設	54～58 60～7	10,272
	粕谷中継ポンプ場	—	—	—	汚水	60～62	
尾張旭市	東部浄化センター	標準活性汚泥法	18.80	9.40	水処理施設 汚泥処理施設	57～61 4～5	4,184
	西部浄化センター	標準活性汚泥法	8.20	4.30	水処理施設 汚泥処理施設	6 8～12	6,134
日進市	北部浄化センター	回分式活性汚泥法	10.00	5.00	水処理施設 汚泥処理施設	60～元 3 5～13	3,873
	南部浄化センター	嫌気無酸素好気法	2.25	4.90	水処理施設 汚泥処理施設	12～13	1,052
長久手町	長久手1号汚水幹線	—	—	—	汚水	3	190
	長久手浄化センター	標準活性汚泥法	12.30	12.30	水処理施設 汚泥処理施設	4～8	5,946
	長久手中継ポンプ場	—	—	—	汚水	10～11	357
西枇杷島町	小場塚ポンプ場	—	—	—	雨水	元～7 9～13	4,468
	二ツ杓ポンプ場	—	—	—	雨水	2～3 12～13	327
新川町	堀江ポンプ場	—	—	—	雨水	12～13	233
	豊田川ポンプ場	—	—	—	雨水	12～13	140
東浦町	緒川ポンプ場	—	—	—	雨水	13	200
三好町	黒笠浄化センター	回分式活性汚泥法	1.40	1.40	水処理施設 汚泥処理施設	元～3	977
	三好ヶ丘第4・6中継ポンプ場	—	—	—	汚水		
田原町	田原浄化センター	標準活性汚泥法	8.63	7.32	水処理施設 汚泥処理施設	63～3 6～9 13	4,105
	田原中継ポンプ場	—	—	—	汚水		
	圧送汚水幹線	—	—	—	φ150～300 2,139m		

都市名等	施設名	下水処理式	認可処理能力 千m <sup>3</sup> /日	受託処理能力 千m <sup>3</sup> /日	施設内容	施工年度	事業費 (百万円)
赤羽根町	赤羽根浄化センター	オキシデーションディッチ法	1.50	0.76	水処理施設 汚泥処理施設	12~13	541
渥美町	渥美浄化センター	オキシデーションディッチ法	4.03	2.70	水処理施設 汚泥処理施設	12~13	669
矢作川・境川流域	衣浦西部浄化センター	標準活性汚泥法	22.50	11.25	水処理施設 汚泥処理施設	61~3	5,752
	矢作川浄化センター	標準活性汚泥法	160.00	60.00	水処理施設 汚泥処理施設	62~4 6~13	34,345
〔三重県〕							
四日市市	日永浄化センター	標準活性汚泥法	32.40	16.20	水処理施設 汚泥処理施設	53~59 4~8	6,067
	幹線管渠	—	—	—	—	—	—
	諏訪公園雨水調整池	—	—	—	雨水 雨水調整池	元~5	4,279
	磯津真空ポンプ場	—	—	—	汚水	5~6	563
伊勢市	五十鈴川中村浄化センター	オキシデーションディッチ法	3.20	1.60	水処理施設 汚泥処理施設	8~12	2,275
	宇治中村汚水幹線	—	—	—	—	9~10	224
松阪市	山室都市下水路	—	—	—	雨水	61~2	881
	幹線管渠	—	—	—	φ700~1,200 1,053m	—	—
	雨水調整池	—	—	—	雨水	—	—
上野市	上野新都市浄化センター	循環式硝化脱窒	4.90	1.65	水処理施設 汚泥処理施設	4~8 13	3,255
鈴鹿市	新生公園雨水貯留池	—	—	—	雨水貯留施設	4~7	1,686
	旭が丘雨水調整池	—	—	—	雨水貯留施設	6~9	1,462
	江島雨水ポンプ場	—	—	—	雨水	7~10	1,670
鳥羽市	相差浄化センター	好気性ろ床法	2.90	2.90	水処理施設 汚泥処理施設	5~8	2,497
	相差汚水中継ポンプ場	—	—	—	汚水	6~8	360
長島町	長島浄化センター	標準活性汚泥法	6.50	2.95	水処理施設 汚泥処理施設	8~13	3,150
木曾岬町	東部地区クリーンセンター	回分式活性汚泥法	3.68	2.63	水処理施設 汚泥処理施設	3~5 7~11	3,617
川越町	川越排水機場	—	—	—	雨水	59~63 10~11	4,675
芸濃町	雲林院浄化センター	ブレハブオキシデーションディッチ法	1.10	1.10	水処理施設 汚泥処理施設	11~12	748
一志町	一志浄化センター	好気性ろ床法	0.60	1.20	水処理施設 汚泥処理施設	5~8	759
白山町	佐田浄化センター	ブレハブオキシデーションディッチ法	0.47	0.64	水処理施設 汚泥処理施設	7	287
明和町	明和浄化センター	ブレハブオキシデーションディッチ法	3.30	1.10	水処理施設 汚泥処理施設	13	200
宮川村	浄化センタ	オキシデーションディッチ法	14.60	1.34	水処理施設 汚泥処理施設	13	150
玉城町	玉城浄化センター	ブレハブオキシデーションディッチ法	2.60	1.20	水処理施設 汚泥処理施設	13	350
二見町	茶屋クリーンセンター	好気性ろ床法	2.32	2.00	水処理施設 汚泥処理施設	3~5 7~8 10~11	1,433
小俣町	小俣浄化センター	好気性ろ床法	5.30	2.65	水処理施設 汚泥処理施設	7~10 12~13	2,623
伊賀町	柘植浄化センター	オキシデーションディッチ法	2.74	1.37	水処理施設 汚泥処理施設	6~11	2,209
島ヶ原村	島ヶ原浄化センター	ブレハブオキシデーションディッチ法	0.95	1.00	水処理施設 汚泥処理施設	12~13	755

都市名等	施設名	下水処理式	認可処理能力 千m <sup>3</sup> /日	受託処理能力 千m <sup>3</sup> /日	施設内容	施工年度	事業費 (百万円)
浜島町	迫塩浄化センター	ブレハブオキシデーションディッチ法	0.55	0.55	水処理施設 汚泥処理施設	13	160
大王町	船越浄化センター	長時間エアレーション法	1.20	0.60	水処理施設 汚泥処理施設	12～13	975
阿児町	神明浄化センター	オキシデーションディッチ法	1.90	1.20	水処理施設 汚泥処理施設	10～12	1,716
磯部町	的矢浄化センター	ブレハブオキシデーションディッチ法	0.51	0.50	水処理施設 汚泥処理施設	11～12	366
	坂崎浄化センター	ブレハブオキシデーションディッチ法	0.30	0.30	水処理施設 汚泥処理施設	8～9	325
御浜町	阿田とクリーンセンター	オキシデーションディッチ法	1.19	0.90	水処理施設 汚泥処理施設	9～13	1,642
中勢沿岸流域	雲出川左岸浄化センター	標準活性汚泥法	40.20	8.90	水処理施設 汚泥処理施設	元～5 7～13	12,763
〔滋賀県〕							
大津市	大津終末処理場	標準活性汚泥法	95.10	95.10	水処理施設 汚泥処理施設	2～3	527
近江八幡市	沖島浄化センター	オキシデーションディッチ法	0.42	0.20	水処理施設 汚泥処理施設	55～57 4	435
志賀町	南小松浄化センター	長時間エアレーション法	1.20	1.20	水処理施設 汚泥処理施設	4	414
	南小松中継ポンプ場	—	—	—	汚水	13	140
土山町	土山町オー・デュ・プール	オキシデーションディッチ法	1.42	1.42	水処理施設 汚泥処理施設	5～9 11～13	2,629
朽木村	朽木村浄化センター	嫌気好気活性汚泥法	0.42	0.25	水処理施設 汚泥処理施設	7～11	907
琵琶湖流域 (湖南中部)	湖南中部浄化センター	循環式硝化脱窒	318.00	190.50	水処理施設 汚泥処理施設	53～13	84,004
	(湖西)	湖西浄化センター	循環式硝化脱窒	75.00	30.00	水処理施設 汚泥処理施設	55～63 3～13
(湖西)	湖西第1・第2中継ポンプ場	—	—	—	汚水 雨水	60～61	
(湖西)	木戸ポンプ場	—	—	—	汚水 雨水	3～4	
(彦根長浜)	東北部浄化センター	循環式硝化脱窒	105.00	31.20	水処理施設 汚泥処理施設	61～13	34,513
(彦根長浜)	幹線管渠	—	—	—	φ 2,400 805m		
	高島浄化センター	循環式硝化脱窒	15.20	3.80	水処理施設 汚泥処理施設	4～11	9,024
〔京都府〕							
京都市	吉祥院処理場	酸素活性汚泥法	120.00	80.00	水処理施設 汚泥処理施設	50～52 62～12	15,814
	砂川ポンプ場	—	—	—	雨水	58～61	2,635
福知山市	福知山終末処理場	標準活性汚泥法	115.40	47.00	水処理施設 汚泥処理施設	61～63	370
舞鶴市	東終末処理場	標準活性汚泥法	34.90	18.70	水処理施設 汚泥処理施設	59～4	4,110
	西終末処理場	標準活性汚泥法	9.00	9.00	水処理施設 汚泥処理施設	2～8	4,417
綾部市	綾部浄化センター	標準活性汚泥法	3.10	3.10	水処理施設 汚泥処理施設	4～7 13	2,982
	綾部第2浄化センター	ブレハブオキシデーションディッチ法	1.20	0.60	水処理施設 汚泥処理施設	10～12	716
宇治市	東宇治浄化センター	標準活性汚泥法	31.80	7.00	水処理施設 汚泥処理施設	57～元 4～13	13,428
	東宇治1号汚水幹線	—	—	—	φ 1,200～1,350 2,640m		

都市名等	施設名	下水処理方式	認可処理能力 千m <sup>3</sup> /日	受託処理能力 千m <sup>3</sup> /日	施設内容	施工年度	事業費 (百万円)
	槇島1号污水幹線	—	—	—	φ1,100~1,350 680m	元~5	2,883
	黄蘗排水機場	—	—	—	雨水	13	261
亀岡市	年谷浄化センター	標準活性汚泥法	40.00	30.00	水処理施設 汚泥処理施設	54~57 60~13	10,834
	見晴中継ポンプ場	—	—	—	汚水		
	保津浄化センター	オキシデーショントイッチ法	1.30	0.65	水処理施設 汚泥処理施設	11~13	753
長岡京市	アメニティ下水道	その他	—	—	—	63~元	176
	今里雨水貯留施設	—	—	—	雨水貯留施設	13	970
八幡市	橋本・川口・上津屋污水幹線	—	—	—	φ1,350 5,371m	60~3	2,950
京田辺市	三山木污水幹線	—	—	—	φ800~1,350 1,188m	62~元	856
大山崎町	大山崎町下植野排水ポンプ場	—	—	—	雨水	59~61 2~3	1,288
宇治田原町	宇治田原浄化センター	好気性ろ床法	2.30	1.25	水処理施設 汚泥処理施設	8~12	2,787
	郷之口ポンプ場	—	—	—	汚水	9~11	430
木津町	宮ノ谷污水幹線管渠	—	—	—	—	8~11	1,773
加茂町	加茂浄化センター	オキシデーショントイッチ法	8.10	4.80	水処理施設 汚泥処理施設	元~4	1,957
和東町	和東中央浄化センター	オキシデーショントイッチ法	1.36	1.36	水処理施設 汚泥処理施設	10~13	1,098
京北町	京北浄化センター	オキシデーショントイッチ法	0.42	0.83	水処理施設 汚泥処理施設	9~12	1,015
八木町	川東浄化センター	プレハブオキシデーショントイッチ法	0.80	0.40	水処理施設 汚泥処理施設	11~13	576
丹波町	上豊田浄化センター	オキシデーショントイッチ法	0.75	0.75	水処理施設 汚泥処理施設	3	296
	下山浄化センター	プレハブオキシデーショントイッチ法	0.40	0.60	水処理施設 汚泥処理施設	9~11	509
	水戸浄化センター	プレハブオキシデーショントイッチ法	0.27	0.27	水処理施設 汚泥処理施設	4	264
日吉町	胡麻浄化センター	プレハブオキシデーショントイッチ法	1.00	1.00	水処理施設 汚泥処理施設	6~8 13	915
	殿田浄化センター	プレハブオキシデーショントイッチ法	0.70	0.70	水処理施設 汚泥処理施設	11~12	393
瑞穂町	瑞穂浄化センター	プレハブオキシデーショントイッチ法	1.20	0.60	水処理施設 汚泥処理施設	7~8	473
三和町	三和浄化センター	プレハブオキシデーショントイッチ法	0.86	0.90	水処理施設 汚泥処理施設	7~11	1,027
大江町	大江中部浄化センター	オキシデーショントイッチ法	1.18	1.20	水処理施設	8~11	1,264
網野町	橘浄化センター	オキシデーショントイッチ法	1.50	1.50	水処理施設 汚泥処理施設	11~13	1,213
久美浜町	久美浜浄化センター	オキシデーショントイッチ法	2.92	3.04	水処理施設 汚泥処理施設	6~8 11	2,061
	久美浜第1汚水中継ポンプ場	—	—	—	汚水	6~9	480
	久美浜第2汚水中継ポンプ場	—	—	—	汚水	11~13	309
	久美浜第6汚水中継ポンプ場	—	—	—	汚水	9~10	501
桂川右岸流域	洛西浄化センター	標準活性汚泥法	427.00	53.00	水処理施設 汚泥処理施設	49~57	14,435
木津川流域	洛南浄化センター	標準活性汚泥法	384.00	72.00	水処理施設 汚泥処理施設	57~4	16,444

都市名等	施設名	下水処理方式	認可処理能力 千m <sup>3</sup> /日	受託処理能力 千m <sup>3</sup> /日	施設内容	施工年度	事業費 (百万円)
木津川上流流域	木津川上流浄化センター	酸素活性汚泥法	21.63	14.40	水処理施設 汚泥処理施設	7～12	15,141
桂川中流流域	南丹浄化センター	循環式硝化脱窒	7.30	3.65	水処理施設 汚泥処理施設	8～11	5,888
峰山・大宮公共下水道組合	峰山・大宮浄化センター	オキシデーショング イッチ法	1.75	3.50	水処理施設 汚泥処理施設	10～13	2,450
	峰山・大宮第1汚水中継ポンプ場	—	—	—	汚水	10～12	477
	峰山・大宮第3汚水中継ポンプ場	—	—	—	汚水	11～12	357
[大阪府]							
大阪市	平野・住之江幹線	—	—	—	φ6,500 10,300m	60～4	76,779
	住之江抽水所	—	—	—	雨水	63～11	
	舞洲スラッジセンター	—	—	0.90	汚泥焼却施設	11～13	36,271
堺市	浜寺下水ポンプ場	—	—	—	雨水	60～62 9～13	8,643
	幹線管渠	—	—	—	φ4,000 1,148m	60～62	
	三宝下水処理場	標準活性汚泥法	158.90	158.90	水処理施設	2～9	15,456
	泉北下水処理場	嫌気無酸素好気法	145.90	18.60	水処理施設	8～13	13,650
	鳳・浜寺北雨水3号線	—	—	—	—	6～9	1,791
	陶器川幹線	—	—	—	—	5～6	1,950
岸和田市	幹線管渠	—	—	—	汚水	62～3	2,085
	大北ポンプ場	—	—	—	汚水		
	磯上ポンプ場	—	—	—	汚水		
	天の川下水ポンプ場	—	—	—	汚水 雨水	63～4 11～13	5,228
	下野町下水ポンプ場	—	—	—	汚水 雨水		
	大北下水ポンプ場	—	—	—	雨水		
	幹線管渠	—	—	—	φ2,700～3,200 550m		
	宮前別所雨水幹線	—	—	—	850m	3～5 8	3,031
	西之内西汚水幹線	—	—	—	850m		
	牛滝浄化センター	嫌気好気活性汚泥法	0.23	0.23	水処理施設 汚泥処理施設	9～10	641
	磯ノ上処理場	標準活性汚泥法	38.50	38.50	水処理施設改築	5～8	3,192
	岸和田市中井1号幹線	—	—	—	—	7 9～12	2,177
	久米田汚水幹線	—	—	—	—	8	152
	泉大津市	汐見下水処理場	標準活性汚泥法	20.30	20.30	水処理施設	7～9 11～13
貝塚市	二色ノ浜雨水ポンプ場	—	—	—	雨水	元～3	2,751
泉佐野市	北雨水ポンプ場	—	—	—	雨水	11～13	1,818
河内長野市	滝畑浄化センター	ツービート(長時間 エアレーション)	0.36	0.36	水処理施設 汚泥処理施設	12～13	848
松原市	天美ポンプ場	—	—	—	雨水	63～2	1,899
和泉市	葛の葉上幹線	—	—	—	—	9～11	1,022
柏原市	国分本町幹線	—	—	—	—	4～7	1,199
羽曳野市	恵我之荘中継ポンプ場	—	—	—	汚水	5～7	717
藤井寺市	小山雨水ポンプ場	—	—	—	雨水	60～62	2,464

都市名等	施設名	下水処理式	認可処理能力 千 $m^3$ /日	受託処理能力 千 $m^3$ /日	施設内容	施工年度	事業費 (百万円)
東大阪市	北條雨水ポンプ場	—	—	—	雨水	8～10	2,478
	雨水貯留施設	—	—	—	雨水	60～元	3,073
	新永和幹線	—	—	—	—	8～9	467
	新長堂幹線	—	—	—	—	4～7	4,732
忠岡町	忠岡雨水ポンプ場	—	—	—	雨水	13	50
田尻町	吉見ポンプ場	—	—	—	雨水	2～4	520
淀川左岸流域	渚処理場	標準活性汚泥法	364.00	45.00	水処理施設	58～2	11,397
南大阪湾岸流域	北部処理場	標準活性汚泥法	364.00	45.00	水処理施設	51～61	26,406
	田尻・泉佐野幹線	—	—	—	700m	2	
泉北環境整備施設組合	羽衣ポンプ場	—	—	—	汚水 雨水	54～59	3,000
	高石処理場	標準活性汚泥法	22.50	22.50	電気設備改築	7～10	1,375
大阪府 (泉佐野田尻)	中央ポンプ場	—	—	—	雨水	62～2	21,895
(泉佐野田尻)	沿岸雨水幹線	—	—	—	3,700m		
(泉南沿岸)	中部ポンプ場	—	—	—	雨水	元～4	
(泉佐野市)	中央雨水幹線	—	—	—	雨水	元～3	
(田尻泉南)	吉見ポンプ場	—	—	—	汚水	2～4	
	沿岸幹線(泉南市)	—	—	—	—	4	1,389
[兵庫県]							
神戸市	東灘処理場	標準活性汚泥法	350.00	132.50	水処理施設 汚泥処理施設	50～52 7～13	29,043
	ポートアイランド処理場	標準活性汚泥法	41.00	20.00	水処理施設 汚泥処理施設	51～55	7,196
姫路市	東部終末処理場	酸素活性汚泥法	59.00	59.00	水処理施設	54～59	17,174
	大塩終末処理場	標準活性汚泥法	6.90	6.90	水処理施設 汚泥処理施設	61～63	1,946
尼崎市	富松中継ポンプ場	—	—	—	汚水 雨水	61～63	4,102
西宮市	甲子園浜浄化センター	標準活性汚泥法	146.00	73.00	水処理施設	60～11	31,575
	幹線管渠	—	—	—	$\phi$ 2,000 3,050m		
	西宮浜中継ポンプ場	—	—	—	汚水	8	321
洲本市	洲本環境センター	標準活性汚泥法	7.68	5.86	水処理施設 汚泥処理施設	元～8 13	4,231
	洲本雨水ポンプ場	—	—	—	雨水	4～8	3,027
芦屋市	芦屋下水処理場	標準活性汚泥法	52.00	—	水処理施設	8	380
相生市	相生下水管理センター	標準活性汚泥法	27.15	13.80	水処理施設 汚泥処理施設	60～4 6～11	8,401
	幹線管渠	—	—	—	690m		
	南那波ポンプ場	—	—	—	雨水	4～7	3,652
	佐方ポンプ場	—	—	—	汚水 雨水	10～11	999
	相生雨水ポンプ場	—	—	—	雨水	13	492
豊岡市	港浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	4.60	2.30	水処理施設 汚泥処理施設	11～13	1,441
高砂市	伊保終末処理場	標準活性汚泥法	32.20	16.00	水処理施設 汚泥処理施設	55～59	3,421
	天川ポンプ場	—	—	—	雨水	63～3	1,567
	高砂処理場	標準活性汚泥法	5.50	10.50	水処理施設 汚泥処理施設	2～6	3,976

都市名等	施設名	下水処理式	認可処理能力 千m <sup>3</sup> /日	受託処理能力 千m <sup>3</sup> /日	施設内容	施工年度	事業費 (百万円)
	沖浜ポンプ場	—	—	—	雨水	60～元	4,383
	幹線管渠	—	—	—	φ3,000 2,225m		
	天川第2ポンプ場	—	—	—	雨水	6～9	2,758
篠山市	篠山環境衛生センター	標準活性汚泥法	6.27	3.50	水処理施設 汚泥処理施設	3～4	436
	西紀中央浄化センター	オキシデーショondiッチ法	1.24	1.24	水処理施設 汚泥処理施設	6～10	1,218
	大山浄化センター	プレハブオキシデーショondiッチ法	1.20	1.30	水処理施設 汚泥処理施設	13	460
	住吉浄化センター	標準活性汚泥法	5.70	1.85	水処理施設 汚泥処理施設	9～12	2,930
猪名川町	野尻幹線	—	—	—	φ1,350 1,200m	元～2	718
	阿古谷污水幹線	—	—	—	—	6～8	2,119
吉川町	中吉川污水幹線	—	—	—	400m	3	126
	吉川町浄化センター	回分式活性汚泥法	3.30	1.85	水処理施設 汚泥処理施設	8～10 12～13	2,467
東条町	東条浄化センター	オキシデーショondiッチ法	6.20	3.10	水処理施設 汚泥処理施設	8～10	1,953
中町	中浄化センター	オキシデーショondiッチ法	4.50	2.25	水処理施設 汚泥処理施設	5～9 11～12	3,250
	中1号污水幹線	—	—	—	—	4	72
八千代町	貴船地区浄化センター	オキシデーショondiッチ法	0.93	1.29	水処理施設 汚泥処理施設	8～10	1,136
黒田庄町	黒田庄浄化センター	オキシデーショondiッチ法	2.90	1.45	水処理施設 汚泥処理施設	6～9 11	1,774
播磨町	東所雨水ポンプ場	—	—	—	雨水	5～7	919
神崎町	栗賀南部終末処理場	プレハブオキシデーショondiッチ法	0.80	—	水処理施設 汚泥処理施設	8	100
	大山浄化センター	プレハブオキシデーショondiッチ法	1.20	0.60	水処理施設 汚泥処理施設	10～11	818
	栗賀南部浄化センター	オキシデーショondiッチ法	0.80	0.80	水処理施設 汚泥処理施設	9	282
香寺町	清水苑	標準活性汚泥法	8.00	2.00	水処理施設 汚泥処理施設	8～11 13	3,436
大河内町	大河内浄化センター	オキシデーショondiッチ法	2.12	1.06	水処理施設	7～11	1,434
御津町	室津浄化センター	嫌気好気活性汚泥法	0.80	0.80	水処理施設 汚泥処理施設	3～5	892
上郡町	上郡浄化センター	オキシデーショondiッチ法	5.81	2.24	水処理施設 汚泥処理施設	7～13	2,174
上月町	久崎浄化センター	プレハブオキシデーショondiッチ法	0.61	0.70	水処理施設 汚泥処理施設	7～9	779
	上月浄化センター	プレハブオキシデーショondiッチ法	0.52	0.52	水処理施設 汚泥処理施設	13	130
一宮町	染河内浄化センター	オキシデーショondiッチ法	1.06	1.06	水処理施設 汚泥処理施設	6～7	917
	神戸浄化センター	オキシデーショondiッチ法	3.20	1.60	水処理施設 汚泥処理施設	9～13	1,673
日高町	清滝浄化センター	オキシデーショondiッチ法	2.30	1.65	水処理施設 汚泥処理施設	4～7 12	2,403
	日高中央浄化センター	オキシデーショondiッチ法	1.53	1.53	水処理施設 汚泥処理施設	9～12	2,336
	三方浄化センター	オキシデーショondiッチ法	1.80	0.90	水処理施設 汚泥処理施設	11～13	1,232
	清滝污水1号幹線	—	—	—	—	4	155

都市名等	施設名	下水処理式	認可処理能力 千m <sup>3</sup> /日	受託処理能力 千m <sup>3</sup> /日	施設内容	施工年度	事業費 (百万円)
八鹿町	八鹿町浄化センター	回分式活性汚泥法	3.88	2.15	水処理施設 汚泥処理施設	6～13	3,069
	高柳浄化センター	プレハブオキシデーションディッチ法	0.60	0.60	水処理施設 汚泥処理施設	10～13	828
関宮町	ハチ高原浄化センター	回分式活性汚泥法	1.10	1.10	水処理施設 汚泥処理施設	4～6	798
生野町	生野浄化センター	オキシデーションディッチ法	2.57	1.30	水処理施設 汚泥処理施設	7～11	1,433
和田山町	和田山浄化センター	オキシデーションディッチ法	3.70	1.85	水処理施設 汚泥処理施設	4～7 10～12	2,753
	糸井浄化センター	プレハブオキシデーションディッチ法	0.60	0.30	水処理施設 汚泥処理施設	9～11	861
	東河浄化センター	プレハブオキシデーションディッチ法	1.20	0.60	水処理施設 汚泥処理施設	7～9 11～12	952
山東町	中部浄化センター	回分式活性汚泥法	0.93	0.93	水処理施設 汚泥処理施設	4～5 7	786
柏原町	柏原浄化センター	オキシデーションディッチ法	7.80	1.95	水処理施設 汚泥処理施設	6～13	4,230
春日町	黒井浄化センター	オキシデーションディッチ法	1.50	0.98	水処理施設 汚泥処理施設	6～9 11	1,821
三原町	市複列汚水幹線	—	—	—	—	5	137
武庫川流域	武庫川幹線	—	—	—	—	13	19
揖保川流域	揖保川処理場	酸素活性汚泥法	150.00	25.00	水処理施設	56～62	8,655
淡路・東浦広域下水道組合	淡路・東浦浄化センター	標準活性汚泥法	10.64	7.70	水処理施設 汚泥処理施設	7～11	6,906
	鶴崎中継ポンプ場	—	—	—	汚水	7～9	821
	大磯中継ポンプ場	—	—	—	汚水	7～9	801
	岩屋汚水幹線	—	—	—	—	8	130
	東浦縦断汚水幹線	—	—	—	—	8	547
兵庫県	西宮浜汚水幹線	—	—	—	—	4～6	3,000
[奈良県]							
吉野川流域	吉野川流域下水道浄化センター	標準活性汚泥法	11.20	1.40	水処理施設 汚泥処理施設	63～2	1,830
[和歌山県]							
高野町	高野山下水処理場	回転生物接触法	5.00	4.00	水処理施設 汚泥処理施設	52～55	2,526
	中の橋中継ポンプ場	—	—	—	汚水		
由良町	畑・中クリーンセンター	プレハブオキシデーションディッチ法	0.31	0.30	水処理施設 汚泥処理施設	13	144
龍神村	龍神温泉浄化センター	オキシデーションディッチ法	0.55	0.55	水処理施設 汚泥処理施設	12～13	623
南部町	南部浄化センター	オキシデーションディッチ法	1.32	2.50	水処理施設 汚泥処理施設	11～13	1,662
白浜町	白浜浄化センター	標準活性汚泥法	7.00	7.50	水処理施設 汚泥処理施設	2～6 10～11 13	4,629
串本町	大水崎浄化センター	プレハブオキシデーションディッチ法	1.00	1.00	水処理施設 汚泥処理施設	5～6	346
本宮町	川湯浄化センター	嫌気好気活性汚泥法	0.60	0.60	水処理施設 汚泥処理施設	6～7	714
紀の川流域	伊都浄化センター	標準活性汚泥法	26.00	6.50	水処理施設 汚泥処理施設	9～13	10,801
	九度山中継ポンプ場	—	—	—	汚水	11～12	178
[鳥取県]							
鳥取市	千代水クリーンセンター	標準活性汚泥法	13.00	6.60	水処理施設 汚泥処理施設	4～9	5,697

都市名等	施設名	下水処理方式	認可処理能力 千m <sup>3</sup> /日	受託処理能力 千m <sup>3</sup> /日	施設内容	施工年度	事業費 (百万円)
	秋里下水終末処理場	標準活性汚泥法	75.88	22.25	水処理施設 汚泥処理施設	10～13	7,855
米子市	皆生下水処理場	標準活性汚泥法	31.70	31.70	水処理施設 汚泥処理施設	50～55	5,782
境港市	境港市下水道センター	標準活性汚泥法	15.30	8.65	水処理施設 汚泥処理施設	62～2 7～13	4,871
岩美町	大谷浄化センター	オキシレーションディッチ法	1.88	0.50	水処理施設 汚泥処理施設	4～7 10～12	1,554
	浦富浄化センター	オキシレーションディッチ法	2.33	2.25	水処理施設 汚泥処理施設	13	317
福部村	福部汚水中継ポンプ場	—	—	—	汚水	11～12	377
郡家町	郡家浄化センター	オキシレーションディッチ法	3.00	0.09	水処理施設 汚泥処理施設	4～7 11～12	1,844
河原町	河原浄化センター	オキシレーションディッチ法	1.65	0.29	水処理施設 汚泥処理施設	4～8	1,355
八東町	丹比中央浄化センター	プレハブオキシレーションディッチ法	1.00	0.22	水処理施設 汚泥処理施設	7～10 12～13	859
若桜町	若桜浄化センター	プレハブオキシレーションディッチ法	1.80	0.40	水処理施設 汚泥処理施設	7～10 13	859
智頭町	智頭浄化センター	オキシレーションディッチ法	—	—	水処理施設 汚泥処理施設	9～11	788
気高町	浜村浄化センター	オキシレーションディッチ法	3.26	1.90	水処理施設 汚泥処理施設	8 10～12	915
	浜村汚水中継ポンプ場	—	—	—	汚水	9～12	614
鹿野町	今市浄化センター	オキシレーションディッチ法	1.20	0.70	水処理施設 汚泥処理施設	12～13	485
	鹿野浄化センター	プレハブオキシレーションディッチ法	1.20	0.60	水処理施設 汚泥処理施設	6～7 10	551
青谷町	青谷浄化センター	プレハブオキシレーションディッチ法	1.73	1.10	水処理施設	8～9 13	426
	青谷汚水中継ポンプ場	—	—	—	汚水	9	425
泊村	泊浄化センター	プレハブオキシレーションディッチ法	1.20	0.60	水処理施設 汚泥処理施設	7～9 12～13	973
北条町	北条下水道管理センター	オキシレーションディッチ法	1.90	1.90	水処理施設 汚泥処理施設	9～11	1,309
大栄町	大栄浄化センター	オキシレーションディッチ法	6.30	3.15	水処理施設 汚泥処理施設	5～7 13	1,583
	由良汚水中継ポンプ場	—	—	—	汚水	6～7	144
東伯町	東伯浄化センター	オキシレーションディッチ法	0.99	1.45	水処理施設 汚泥処理施設	12～13	840
赤碓町	赤碓浄化センター	オキシレーションディッチ法	1.20	1.20	水処理施設 汚泥処理施設	11～13	1,042
	八幡中継ポンプ場	—	—	—	汚水	13	63
西伯町	東西町浄化センター	プレハブオキシレーションディッチ法	1.03	0.50	水処理施設 汚泥処理施設	61～元 5 9～11	907
	西伯中央浄化センター	プレハブオキシレーションディッチ法	0.80	0.80	水処理施設 汚泥処理施設	12～13	428
岸本町	大殿浄化センター	オキシレーションディッチ法	0.76	1.00	水処理施設 汚泥処理施設	11～13	742
日吉津村	ひえづ浄水センター	オキシレーションディッチ法	2.00	0.70	水処理施設	61～62 3～4 10～11	1,117
淀江町	淀江浄化センター	オキシレーションディッチ法	3.40	1.70	水処理施設 汚泥処理施設	9～13	2,166
大山町	大山浄化センター	オキシレーションディッチ法	3.30	3.30	水処理施設 汚泥処理施設	61～62 2～3 5～6	786

都市名等	施設名	下水処理式	認可処理能力 千m <sup>3</sup> /日	受託処理能力 千m <sup>3</sup> /日	施設内容	施工年度	事業費 (百万円)
	中高所浄化センター	ブレハブオキシデーションディッチ法	0.65	0.80	水処理施設 汚泥処理施設	10～11	391
名和町	名和浄化センター	オキシデーションディッチ法	1.80	0.90	水処理施設 汚泥処理施設	11～13	842
中山町	逢坂浄化センター	ブレハブオキシデーションディッチ法	1.20	0.60	水処理施設 汚泥処理施設	7～9	690
日野町	日野中央浄化センター	ブレハブオキシデーションディッチ法	1.66	0.90	水処理施設 汚泥処理施設	7～9	468
江府町	チロルの里江尾処理場	ブレハブオキシデーションディッチ法	0.50	0.50	水処理施設 汚泥処理施設	10～11	403
溝口町	溝口浄化センター	ブレハブオキシデーションディッチ法	1.00	0.50	水処理施設 汚泥処理施設	8～10 13	792
天神川流域	天神浄化センター	標準活性汚泥法	60.00	20.00	水処理施設 汚泥処理施設	53～58 元～13	16,142
[島根県]							
平田市	古土手汚水中継ポンプ場	—	—	—	汚水	63～元	360
鹿島町	クリーンセンター鹿島	酸素活性汚泥法	2.15	2.15	水処理施設 汚泥処理施設	元～5 8、13	1,769
島根町	佐波浄化センター	ブレハブオキシデーションディッチ法	0.08	0.09	水処理施設 汚泥処理施設	8	151
美保関町	千酌浄化センター	ブレハブオキシデーションディッチ法	0.34	0.40	水処理施設 汚泥処理施設	11～12	286
八束町	江島地区浄化センター	回分式活性汚泥法	0.28	0.29	水処理施設 汚泥処理施設	63 3～4	342
	遅江地区浄化センター	回分式活性汚泥法	0.22	0.22	水処理施設 汚泥処理施設	2～4 7	304
	馬渡地区浄化センター	回分式活性汚泥法	0.12	0.12	水処理施設 汚泥処理施設	6～8	325
仁多町	三成浄化センター	ブレハブオキシデーションディッチ法	1.00	0.50	水処理施設 汚泥処理施設	9、13	419
横田町	横田浄化センター	ブレハブオキシデーションディッチ法	0.52	0.80	水処理施設 汚泥処理施設	10～11	415
加茂町	加茂町浄化センター	ツービート(長時間エアレーション)	1.29	0.65	水処理施設 汚泥処理施設	4～6 10～13	909
頓原町	頓原浄化センター	ブレハブオキシデーションディッチ法	0.80	0.40	水処理施設 汚泥処理施設	12～13	381
赤来町	赤来浄化センター	ブレハブオキシデーションディッチ法	1.00	0.50	水処理施設 汚泥処理施設	11～12	358
多伎町	田岐浄化センター	オキシデーションディッチ法	0.74	0.40	水処理施設 汚泥処理施設	61～62 4～6	653
	口田儀浄化センター	ブレハブオキシデーションディッチ法	0.22	0.29	水処理施設 汚泥処理施設	63	302
邑智町	邑智浄化センター	ブレハブオキシデーションディッチ法	0.80	0.40	水処理施設	8～9 12	580
石見町	石見浄化センター	オキシデーションディッチ法	1.30	2.60	水処理施設 汚泥処理施設	8～10	1,098
三隅町	三保三隅浄化センター	オキシデーションディッチ法	1.60	0.80	水処理施設 汚泥処理施設	12～13	692
日原町	星の子ステーション	ブレハブオキシデーションディッチ法	0.80	0.50	水処理施設 汚泥処理施設	8～9	317
六日市町	六日市浄化センター	オキシデーションディッチ法	0.80	0.80	水処理施設 汚泥処理施設	12～13	386
布施村	飯美浄化センター	ブレハブオキシデーションディッチ法	0.04	0.08	水処理施設 汚泥処理施設	11	142
	卯敷浄化センター	オキシデーションディッチ法	0.09	0.09	水処理施設 汚泥処理施設	9	182
五箇村	福浦浄化センター	オキシデーションディッチ法	0.05	0.05	水処理施設 汚泥処理施設	10	145

都 市 名 等	施 設 名	下 水 処 理 式	認可処理能力 千m <sup>3</sup> /日	受託処理能力 千m <sup>3</sup> /日	施 設 内 容	施 工 年 度	事 業 費 (百万円)
海士町	海士浄化センター	嫌気好気ろ床法	0.85	0.65	水処理施設 汚泥処理施設	12～13	1,229
宍道湖流域	宍道湖東部浄化センター	循環式硝化脱窒	82.00	38.00	水処理施設 汚泥処理施設	49～57 60 62～13	31,862
	幹線管渠	—	—	—	φ2,600 1,876m		
	宍道湖西部浄化センター	標準活性汚泥法	54.00	17.00	水処理施設 汚泥処理施設	59～4 7 10～13	12,675
	湖陵境橋中継ポンプ場	—	—	—	汚水	元～3	
	湖陵中継ポンプ場	—	—	—	汚水	2～3	
	宍道中継ポンプ場	—	—	—	汚水	元、3	
	西代橋中継ポンプ場	—	—	—	汚水	63～元	
	斐川中継ポンプ場	—	—	—	汚水	63～元	
木次町・三刀屋町公 共下水道事務組合	木次・三刀屋浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	1.70	3.40	水処理施設 汚泥処理施設	8～10	1,575
	里方中継ポンプ場	—	—	—	汚水	9～10	452
〔岡山県〕							
岡山市	岡東浄化センター	標準活性汚泥法 嫌気好気活性汚泥法	102.20	18.45	水処理施設 汚泥処理施設	60～3 6～13	17,870
	旭西浄化センター	標準活性汚泥法	150.00	—	ポンプ棟改築	5	80
	芳賀佐山浄化センター	循環式硝化脱窒	2.68	2.68	水処理施設 汚泥処理施設	8	483
	吉井川浄化センター	循環式硝化脱窒	5.80	4.65	水処理施設 汚泥処理施設	9～13	1,665
	中原浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	2.10	1.05	水処理施設 汚泥処理施設	8～12	818
	浦安ポンプ場	—	—	—	雨水	13	870
	倉敷市	水島下水処理場	ステップ無酸素好気 法	63.50	20.50	水処理施設 汚泥処理施設	12～13
	見島下水処理場	循環式硝化脱窒	68.00	20.50	水処理施設 汚泥処理施設	12～13	2,488
	玉島下水処理場	標準活性汚泥法	37.50	3.60	水処理施設 汚泥処理施設	12	656
	倉敷第1号幹線	—	—	—	—	7～11	11,233
津山市	津山浄化センター	標準活性汚泥法	32.30	18.72	水処理施設 汚泥処理施設	57～3 5～12	7,987
	幹線管渠	—	—	—	φ1,500 2,166m		
玉野市	玉野浄化センター	標準活性汚泥法	39.70	28.20	水処理施設 汚泥処理施設	51～55 5～9	6,245
笠岡市	笠岡終末処理場	標準活性汚泥法	18.00	13.80	水処理施設 汚泥処理施設	56～62 5 7～13	10,687
	笠岡ポンプ場	—	—	—	雨水	54～56	
	入江ポンプ場	—	—	—	雨水	62～5	
	住吉ポンプ場	—	—	—	雨水		
井原市	井原浄化センター	標準活性汚泥法	16.50	5.50	水処理施設 汚泥処理施設	58～元 3、8 10～13	6,223
	幹線管渠	—	—	—	φ1,100～1,200 1,725m		
	向町ポンプ場	—	—	—	汚水		
	高屋汚水中継ポンプ場	—	—	—	汚水	9～11	963
	木之子ポンプ場	—	—	—	汚水	9、13	402

都市名等	施設名	下水処理式	認可処理能力 千m <sup>3</sup> /日	受託処理能力 千m <sup>3</sup> /日	施設内容	施工年度	事業費 (百万円)
	西江原1・2号污水幹線	—	—	—	—	5 7～8	1,013
総社市	美袋浄化センター	プレハブオキシデーションディッチ法	0.76	0.40	水処理施設 汚泥処理施設	12～13	412
高梁市	高梁浄化センター	標準活性汚泥法	10.47	7.41	水処理施設 汚泥処理施設	57～63 2 4～6 8～13	5,477
	高梁ポンプ場	—	—	—	雨水		
	落合污水中継ポンプ場	—	—	—	污水	4～6	622
	近似污水中継ポンプ場	—	—	—	污水	5	98
備前市	備前浄化センター	標準活性汚泥法	12.20	11.40	水処理施設 汚泥処理施設	57～62 2～6 8～10 12～13	7,014
	浦伊部第1中継ポンプ場	—	—	—	污水	60～61 3 12～13	
	三石浄化センター	オキシデーションディッチ法	3.00	1.50	水処理施設 汚泥処理施設	11～13	979
	沖浦第一中継ポンプ場	—	—	—	污水	6～7	720
	片上ポンプ場	—	—	—	雨水	4～6	1,242
	香登第一中継ポンプ場	—	—	—	污水	9～11	740
御津町	野々口浄化センター	プレハブオキシデーションディッチ法	1.00	0.50	水処理施設 汚泥処理施設	9～12	732
建部町	建部浄化センター	オキシデーションディッチ法	1.40	1.40	水処理施設 汚泥処理施設	10～13	1,138
瀬戸町	瀬戸浄化センター	オキシデーションディッチ法	8.40	2.52	水処理施設 汚泥処理施設	4～7 9～10	3,807
	瀬戸雨水ポンプ場	—	—	—	雨水	7～10	1,497
熊山町	熊山浄化センター	オキシデーションディッチ法	1.40	1.40	水処理施設 汚泥処理施設	11～13	1,396
吉井町	吉井浄化センター	プレハブオキシデーションディッチ法	1.60	0.80	水処理施設 汚泥処理施設	11～13	862
日生町	日生浄化センター	オキシデーションディッチ法	5.60	1.60	水処理施設 汚泥処理施設	3～7 9～10	2,320
吉永町	吉永浄化センター	嫌気好気活性汚泥法	1.75	0.90	水処理施設 汚泥処理施設	5～7 9～11	1,991
佐伯町	佐伯浄化センター	プレハブオキシデーションディッチ法	1.20	0.70	水処理施設 汚泥処理施設	2～3 6～7	494
	山田浄化センター	プレハブオキシデーションディッチ法	0.30	0.30	水処理施設 汚泥処理施設	10～11	235
和気町	和気浄化センター	オキシデーションディッチ法	8.00	2.10	水処理施設 汚泥処理施設	62～5 12～13	2,720
長船町	長船浄化センター	オキシデーションディッチ法	0.82	0.94	水処理施設 汚泥処理施設	元～5 8～9	916
清音村	清音浄化センター	オキシデーションディッチ法	2.55	1.50	水処理施設 汚泥処理施設	6～10 12～13	1,750
金光町	金光下水処理場	オキシデーションディッチ法	1.75	1.75	水処理施設 汚泥処理施設	8～11	2,810
鴨方町	鴨方浄化センター	長時間エアレーション法	5.80	2.90	水処理施設 汚泥処理施設	9～12	4,021
	污水中継ポンプ場	—	—	—	污水	12～13	217
	鴨方第1号污水幹線	—	—	—	—	9～10	944
寄島町	寄島浄化センター	オキシデーションディッチ法	2.40	1.20	水処理施設 汚泥処理施設	4～9 11、13	2,229
矢掛町	矢掛浄化センター	オキシデーションディッチ法	2.60	1.90	水処理施設 汚泥処理施設	8～11	1,765

都市名等	施設名	下水処理式	認可処理能力 千m <sup>3</sup> /日	受託処理能力 千m <sup>3</sup> /日	施設内容	施工年度	事業費 (百万円)
真備町	真備浄化センター	オキシデーショondiッチ法	3.10	3.10	水処理施設 汚泥処理施設	13	408
大佐町	大佐浄化センター	オキシデーショondiッチ法	0.75	0.75	水処理施設 汚泥処理施設	11～13	906
哲多町	本郷浄化センター	ブレハブオキシデーショondiッチ法	0.80	0.40	水処理施設 汚泥処理施設	7～8 10	811
哲西町	哲西浄化センター	オキシデーショondiッチ法	1.20	0.60	水処理施設 汚泥処理施設	8～12	865
久世町	久世浄化センター	オキシデーショondiッチ法	1.95	2.52	水処理施設 汚泥処理施設	12～13	1,273
川上村	蒜山浄化センター	オキシデーショondiッチ法	3.09	1.20	水処理施設 汚泥処理施設	7～12	1,548
八束村	蒜山第2浄化センター	ブレハブオキシデーショondiッチ法	0.49	0.50	水処理施設 汚泥処理施設	10～11	445
中和村	中和村浄化センター	ブレハブオキシデーショondiッチ法	0.50	0.50	水処理施設	8～9	422
加茂町	加茂町浄化センター	オキシデーショondiッチ法	0.75	0.80	水処理施設 汚泥処理施設	11～13	810
勝央町	勝央町雨水調整池	—	—	—	調整池	5～6	570
勝北町	下野田浄化センター	オキシデーショondiッチ法	0.84	1.30	水処理施設 汚泥処理施設	11～13	933
大原町	大原浄化センター	オキシデーショondiッチ法	2.43	1.30	水処理施設	10～13	1,387
美作町	美作浄化センター	酸素活性汚泥法	7.20	5.40	水処理施設 汚泥処理施設	61～5 7～13	3,211
	西南浄化センター	オキシデーショondiッチ法	1.60	0.80	水処理施設 汚泥処理施設	12～13	645
作東町	粟井浄化センター	ブレハブオキシデーショondiッチ法	0.54	0.54	水処理施設 汚泥処理施設	8～9	311
	江見浄化センター	オキシデーショondiッチ法	1.60	0.90	水処理施設 汚泥処理施設	10～12	884
	土居浄化センター	オキシデーショondiッチ法	2.12	1.30	水処理施設 汚泥処理施設	10～11	716
	吉野浄化センター	ブレハブオキシデーショondiッチ法	0.46	0.50	水処理施設 汚泥処理施設	12～13	308
英田町	英田浄化センター	オキシデーショondiッチ法	0.80	0.80	水処理施設 汚泥処理施設	10～12	818
児島湖流域	浄化センター	循環式硝化脱窒	315.00	59.25	水処理施設 汚泥処理施設	58～13	50,759
[広島県]							
広島市	旭町下水処理場	ステップエアレーション法	118.20	29.60	水処理施設 汚泥処理施設	55～58	3,606
	千田下水処理場	ステップエアレーション法	86.30	86.30	水処理施設 汚泥処理施設	55～58 60～63	14,265
	西部浄化センター	標準活性汚泥法	369.80	216.80	水処理施設 汚泥処理施設	2～5 7～13	30,573
	新千田ポンプ場	—	—	—	雨水	4～13	20,017
呉市	広終末処理場	標準活性汚泥法	51.90	17.30	水処理施設 汚泥処理施設	50～51	991
尾道市	尾道市浄化センター	標準活性汚泥法	13.00	7.20	水処理施設 汚泥処理施設	60～63 5～6 11～13	5,741
	久保ポンプ場	—	—	—	汚水 雨水	元～5	
	久保圧送幹線	—	—	—	φ300～800 1,890m		
福山市	松永浄化センター	標準活性汚泥法	27.00	45.00	水処理施設 汚泥処理施設	63～4 8 10～13	4,781

都市名等	施設名	下水処理式	認可処理能力 千m <sup>3</sup> /日	受託処理能力 千m <sup>3</sup> /日	施設内容	施工年度	事業費 (百万円)
	相生ポンプ場	—	—	—	雨水		
府中市	府中1号汚水幹線	—	—	—	1,510m	3～5	1,471
	角田ポンプ場	—	—	—	雨水	4～8	1,290
三次市	酒屋浄化センター	ブレハブオキシデーションディッチ法	0.70	0.70	水処理施設 汚泥処理施設	4～5	237
	三次水質管理センター	標準活性汚泥法	3.10	3.16	水処理施設 汚泥処理施設	7～12	4,746
庄原市	庄原市浄化センター	オキシデーションディッチ法	4.20	2.10	水処理施設 汚泥処理施設	8～11 13	2,182
東広島市	東広島浄化センター	標準活性汚泥法	33.00	16.50	水処理施設 汚泥処理施設	55～13	20,025
	西条八本松汚水幹線	—	—	—	φ1,650～1,850 11,690m		
	高屋中継ポンプ場	—	—	—	汚水	6～7	774
廿日市市	廿日市市浄化センター	標準活性汚泥法	21.07	10.53	水処理施設 汚泥処理施設	3～8 11～13	5,465
江田島町	中央浄化センター	オキシデーションディッチ法	1.52	1.46	水処理施設 汚泥処理施設	6～9 13	1,834
倉橋町	本浦浄化センター	ブレハブオキシデーションディッチ法	0.63	0.65	水処理施設 汚泥処理施設	13	200
蒲刈町	赤石浄化センター	ブレハブオキシデーションディッチ法	0.46	4.82	水処理施設 汚泥処理施設	11～12	402
大野町	大野町浄化センター	標準活性汚泥法	9.60	4.82	水処理施設 汚泥処理施設	63～4 7	1,780
湯来町	和田浄化センター	ツービート(長時間エアレーション)	0.90	0.45	水処理施設 汚泥処理施設	12～13	425
佐伯町	友和浄化センター	オキシデーションディッチ法	1.01	1.10	水処理施設 汚泥処理施設	12～13	521
吉和村	吉和村水質管理センター	オキシデーションディッチ法	0.59	0.29	水処理施設 汚泥処理施設	11～12	582
宮島町	宮島町水質管理センター	標準活性汚泥法	5.00	5.00	水処理施設 汚泥処理施設	54～57	1,975
能美町	中田環境センター	ブレハブオキシデーションディッチ法	1.72	0.88	水処理施設 汚泥処理施設	3～5 11	859
大柿町	大柿町水質管理センター	ブレハブオキシデーションディッチ法	0.70	0.70	水処理施設 汚泥処理施設	12～13	251
	深江汚水中継ポンプ場	—	—	—	汚水	12～13	338
筒賀村	筒賀村水質管理センター	オキシデーションディッチ法	0.58	0.29	水処理施設 汚泥処理施設	10～12	649
戸河内町	横川浄化センター	長時間エアレーション法	0.32	0.32	水処理施設 汚泥処理施設	10～12	943
大朝町	大朝浄化センター	ブレハブオキシデーションディッチ法	0.50	0.50	水処理施設 汚泥処理施設	4～5 7	280
	新庄浄化センター	ブレハブオキシデーションディッチ法	0.50	1.00	水処理施設 汚泥処理施設	6～7 10	540
千代田町	千代田浄化センター	ブレハブオキシデーションディッチ法	2.88	1.88	水処理施設 汚泥処理施設	2～3 6 9～11	2,712
吉田町	吉田浄化センター	標準活性汚泥法	1.30	1.30	水処理施設 汚泥処理施設	10～13	1,796
甲田町	甲田浄化センター	オキシデーションディッチ法	2.25	1.13	水処理施設 汚泥処理施設	8～10 12～13	1,272
黒瀬町	黒瀬水質管理センター	オキシデーションディッチ法	2.43	2.45	水処理施設 汚泥処理施設	7～11	2,160
福富町	福富浄化センター	長時間エアレーション法	0.54	0.54	水処理施設 汚泥処理施設	8～9	611
豊栄町	豊栄浄化センター	オキシデーションディッチ法	0.44	0.45	水処理施設 汚泥処理施設	10～11	566

都市名等	施設名	下水処理式	認可処理能力 千m <sup>3</sup> /日	受託処理能力 千m <sup>3</sup> /日	施設内容	施工年度	事業費 (百万円)
大和町	和木浄化センター	オキシデーションディッチ法	0.50	0.66	水処理施設 汚泥処理施設	6~7	528
安芸津町	風早雨水ポンプ場	—	—	—	雨水	9~13	1,832
安浦町	安浦浄化センター	オキシデーションディッチ法	3.52	1.76	水処理施設 汚泥処理施設	5~9 13	1,967
	安浦中央汚水幹線	—	—	—	—	4~6 8 12~13	1,090
川尻町	川尻町水質管理センター	標準活性汚泥法	5.85	3.90	水処理施設 汚泥処理施設	63~6 9~10	4,135
	川尻汚水幹線	—	—	—	φ400~1,600 2,280m		
	川尻汚水中継ポンプ場	—	—	—	汚水		
御調町	中央浄化センター	オキシデーションディッチ法	1.43	0.90	水処理施設 汚泥処理施設	4~5 8~9	756
	東部浄化センター	プレハブオキシデーションディッチ法	0.66	0.66	水処理施設 汚泥処理施設	11~12	547
総領町	田総水質管理センター	プレハブオキシデーションディッチ法	0.35	0.40	水処理施設 汚泥処理施設	4~5	199
吉舎町	安田浄化センター	オキシデーションディッチ法	0.09	0.10	水処理施設 汚泥処理施設	4~5	152
	吉舎浄化センター	長時間エアレーション法	1.33	0.67	水処理施設 汚泥処理施設	11~13	922
三良坂町	三良坂水質管理センター	オキシデーションディッチ法	1.12	0.83	水処理施設 汚泥処理施設	11~13	1,040
	灰塚水質管理センター	プレハブオキシデーションディッチ法	0.17	0.30	水処理施設 汚泥処理施設	4~5 9	206
東城町	東城浄化センター	オキシデーションディッチ法	2.40	1.20	水処理施設 汚泥処理施設	11~13	1,282
太田川流域	西部浄化センター	標準活性汚泥法	548.00	57.30	水処理施設 汚泥処理施設	50~58	19,206
	東部浄化センター	標準活性汚泥法	98.40	24.60	水処理施設 汚泥処理施設	58~63	9,191
沼田川流域	沼田川浄化センター	標準活性汚泥法	23.80	11.90	水処理施設 汚泥処理施設	4~10	10,488
〔山口県〕							
山口市	山口市浄水センター	標準活性汚泥法	53.00	20.37	水処理施設 汚泥処理施設	52~57 4~13	8,564
	幹線管渠	—	—	—	φ1,200~1,350 946m	54~56	
	湯田中継ポンプ場	—	—	—	汚水	4、12	154
	一の坂川中継ポンプ場	—	—	—	汚水	4	23
萩市	萩浄化センター	標準活性汚泥法	28.80	15.20	水処理施設 汚泥処理施設	56~62 4~10	7,941
	浜崎汚水中継ポンプ場	—	—	—	汚水	57~59 5	
	幹線管渠	—	—	—	φ1,500 486m		
徳山市	徳山東部浄化センター	標準活性汚泥法	46.86	21.30	水処理施設 汚泥処理施設	60~2 4~11	10,952
	徳山中央浄化センター	標準活性汚泥法	30.79	42.00	水処理施設 汚泥処理施設	2~3 6~11	1,796
防府市	防府浄化センター	標準活性汚泥法	52.60	39.50	水処理施設 汚泥処理施設	50~54 56~59 3~5 11~12	7,130
岩国市	一文字終末処理場	標準活性汚泥法	29.70	28.30	水処理施設 汚泥処理施設	52~56 2~4 11~13	8,984

都市名等	施設名	下水処理式	認可処理能力 千m <sup>3</sup> /日	受託処理能力 千m <sup>3</sup> /日	施設内容	施工年度	事業費 (百万円)
光市	光井汚水中継ポンプ場	—	—	—	汚水	6～7	367
	室積汚水中継ポンプ場	—	—	—	汚水	12～13	311
柳井市	柳井浄化センター	オキシデーションディッチ法	11.40	2.85	水処理施設 汚泥処理施設	3～6 13	1,929
美祿市	美祿市浄化センター	オキシデーションディッチ法	8.76	4.50	水処理施設 汚泥処理施設	59～63 4～7 12～13	2,650
新南陽市	新南陽下水浄化センター	標準活性汚泥法	15.60	15.60	水処理施設 汚泥処理施設	50～54	4,081
鹿野町	鹿野浄化センター	オキシデーションディッチ法	1.54	1.00	水処理施設 汚泥処理施設	9～12	990
小郡町	小郡町浄化センター	標準活性汚泥法	21.30	21.30	水処理施設 汚泥処理施設	55～59 2～4	4,682
	下郷雨水排水ポンプ場	—	—	—	雨水	12～13	800
楠町	楠浄化センター	オキシデーションディッチ法	1.80	0.91	水処理施設 汚泥処理施設	10～13	1,100
山陽町	山陽町浄水管理センター	標準活性汚泥法	21.50	10.00	水処理施設 汚泥処理施設	55～63 2 5～7	2,270
	幹線管渠	—	—	—	φ1,100～1,500 199m		
豊田町	豊田浄化センター	オキシデーションディッチ法	1.54	1.54	水処理施設 汚泥処理施設	7～9	1,263
豊浦町	豊浦中部浄化センター	オキシデーションディッチ法	0.70	3.50	水処理施設 汚泥処理施設	8～10	1,687
豊北町	滝部浄化センター	プレハブオキシデーションディッチ法	0.75	0.50	水処理施設 汚泥処理施設	8～9	307
宇部・阿知須公共水道組合	阿知須浄化センター	標準活性汚泥法	3.40	2.32	水処理施設 汚泥処理施設	4～7 11～13	3,091
	砂合ポンプ場	—	—	—	汚水	10～12	726
	吉田ポンプ場	—	—	—	汚水	10～12	186
	岐波ポンプ場	—	—	—	汚水	10～12	576
	砂合中継ポンプ場	—	—	—	汚水	6	83
[徳島県]							
徳島市	中央浄化センター	回転生物接触法	63.30	36.00	水処理施設 汚泥処理施設	53～55 58～59 13	12,013
	眉山ポンプ場	—	—	—	雨水	61～4	
	中央増補幹線	—	—	—	φ3,500 1,050m		
	北部浄化センター	標準活性汚泥法	44.00	11.00	水処理施設 汚泥処理施設	4～10 12～13	19,216
鳴門市	撫養都市下水路ポンプ場	—	—	—	雨水	元～5	2,937
	撫養都市下水路八幡東浜幹線	—	—	—	—	7～9	1,583
日和佐町	寺前都市下水路ポンプ場	—	—	—	雨水	2～8	856
海南町	浅川浄化センター	プレハブオキシデーションディッチ法	0.87	0.50	水処理施設 汚泥処理施設	10～12	695
松茂町	笹木野都市下水路ポンプ場	—	—	—	雨水	60～62 9～10	1,430
	広島都市下水路ポンプ場	—	—	—	雨水	63～2 8～9	878
	幹線管渠	—	—	—	φ1,200～1,650 602m	63～3	658
	長原ポンプ場	—	—	—	雨水		
鴨島町	中央浄化センター	オキシデーションディッチ法	13.83	3.50	水処理施設 汚泥処理施設	2～8 11～12	3,249

都市名等	施設名	下水処理式	認可処理能力 千m <sup>3</sup> /日	受託処理能力 千m <sup>3</sup> /日	施設内容	施工年度	事業費 (百万円)
山川町	川田浄化センター	ツービート(長時間エアレーション)	1.47	1.03	水処理施設 汚泥処理施設	13	245
穴吹町	穴吹浄化センター	オキシデーションデイツ法	1.20	1.20	水処理施設 汚泥処理施設	12~13	275
三好町	浄化センター	オキシデーションデイツ法	2.00	1.01	水処理施設 汚泥処理施設	13	380
旧吉野川流域	旧吉野川流域幹線・鳴門松茂幹線	—	—	—	—	13	1,514
[香川県]							
高松市	東部下水処理場	標準活性汚泥法	165.50	100.00	水処理施設 汚泥処理施設	52~57 63~3	17,300
丸亀市	丸亀市浄化センター	標準活性汚泥法	35.30	22.80	水処理施設 汚泥処理施設	48~51 59~元 6~13	14,434
	城西ポンプ場	—	—	—	汚水 雨水	51~53 10	
	城北ポンプ場	—	—	—	汚水	54~56 9	
	塩屋中継ポンプ場	—	—	—	汚水 雨水	55~56 元 7~8	
	土器中継ポンプ場	—	—	—	汚水	57~58	
	清水中継ポンプ場	—	—	—	汚水	元	
	幹線管渠	—	—	—	φ1,000~1,350 2,069m	56	
坂出市	西部雨水ポンプ場	—	—	—	雨水	元~4	4,086
	西部雨水幹線	—	—	—	φ2,800 160m		
観音寺市	観音寺終末処理場	標準活性汚泥法	16.50	16.50	水処理施設 汚泥処理施設	48~53	5,135
	第1ポンプ場	—	—	—	雨水	48~53 2~3	
	幹線管渠	—	—	—	φ1,200 5,630m	48~53	
	観音寺第2ポンプ場	—	—	—	雨水	4~5 7 9~10	1,924
	第2号雨水幹線	—	—	—	—	6~9	2,076
大内町	落合ポンプ場	—	—	—	雨水	62~元	435
牟礼町	牟礼浄化苑	標準活性汚泥法	6.90	6.90	水処理施設 汚泥処理施設	49~53	2,367
庵治町	庵治浄化センター	オキシデーションデイツ法	1.75	1.75	水処理施設 汚泥処理施設	7~11	2,155
直島町	直島町浄化センター	オキシデーションデイツ法	2.10	1.40	水処理施設 汚泥処理施設	8~11	1,916
多度津町	新町排水ポンプ場	—	—	—	雨水	60	107
	堀江第1ポンプ場	—	—	—	雨水	10~12	1,836
	港町汚水中継ポンプ場	—	—	—	雨水	8	379
中讃流域	大東川浄化センター	標準活性汚泥法	41.10	27.40	水処理施設 汚泥処理施設	54~58 11~13	9,274
	金倉川浄化センター	標準活性汚泥法	22.50	4.50	水処理施設 汚泥処理施設	62~2 6~12	8,404
鴨部川流域	鴨部川浄化センター	オキシデーションデイツ法	6.75	2.25	水処理施設 汚泥処理施設	4~7 13	2,661
香東川流域	高松西部浄化センター	標準活性汚泥法	54.40	40.80	水処理施設 汚泥処理施設	8~12	21,802
[愛媛県]							

都市名等	施設名	下水処理方式	認可処理能力 千m <sup>3</sup> /日	受託処理能力 千m <sup>3</sup> /日	施設内容	施工年度	事業費 (百万円)
松山市	中央処理場	標準活性汚泥法	122.49	84.63	水処理施設 汚泥処理施設	61～63	1,749
今治市	今治市下水浄化センター	標準活性汚泥法	54.75	54.75	水処理施設 汚泥処理施設	48～51 61～63 2～3 6～13	14,746
	北浜ポンプ場	—	—	—	汚水	48～52 9～11	
	立花中継ポンプ場	—	—	—	汚水	54～56 8～11	
	近見排水ポンプ場	—	—	—	汚水	58～60 10～11	
	天保山第2中継ポンプ場	—	—	—	汚水	62～63 9	
	北部浄化センター	標準活性汚泥法	7.61	4.75	水処理施設 汚泥処理施設	63～3 5 10～13	2,351
	天保山排水ポンプ場	—	—	—	雨水	3～5	2,548
	北郷排水ポンプ場	—	—	—	雨水	3～5	1,279
	高部下排水ポンプ場	—	—	—	雨水	10～11	217
	北浜排水ポンプ場	—	—	—	雨水	6～10	2,976
	天保山第1中継ポンプ場	—	—	—	汚水	8～10	404
宇和島市	来雨水排水ポンプ場	—	—	—	雨水	2～4	1,207
	宇和島市浄化センター	標準活性汚泥法	14.00	9.50	水処理施設 汚泥処理施設	5～13	11,243
	城北雨水排水ポンプ場	—	—	—	雨水	12～13	859
八幡浜市	八幡浜浄化センター	標準活性汚泥法	26.60	6.65	水処理施設 汚泥処理施設	56～63 2～5	10,555
	真穴浄化センター	プレハブオキシデー ションディッチ法	0.76	0.80	水処理施設 汚泥処理施設	13	143
	矢野橋雨水ポンプ場	—	—	—	雨水	6～8	872
新居浜市	新居浜下水処理場	標準活性汚泥法	30.80	30.80	水処理施設 汚泥処理施設	49～55	7,922
	幹線管渠	—	—	—	φ2,300～2,500 428m		
西条市	西条市浄化センター	標準活性汚泥法	51.00	31.50	水処理施設 汚泥処理施設	56～60 63 4～9	7,922
	港新地真空ポンプ場	—	—	—	汚水	2	144
大洲市	肱南浄化センター	回分式活性汚泥法	3.92	3.92	水処理施設 汚泥処理施設	4～7	3,514
	八尾雨水ポンプ場	—	—	—	雨水	8～10	1,574
	中島雨水ポンプ場	—	—	—	雨水	8～10	732
川之江市	川之江市浄化センター	標準活性汚泥法	15.20	9.50	水処理施設 汚泥処理施設	50～53 60～3 9～10	5,987
	川原田汚水中継ポンプ場	—	—	—	汚水	57～59	
	幹線管渠	—	—	—	φ2,400 198m	58、61	
伊予三島市	伊予三島市下水処理場	標準活性汚泥法	19.90	14.62	水処理施設 汚泥処理施設	52～56 59～62 2～3 7～11	5,591
	村松汚水中継ポンプ場	—	—	—	汚水		
	寒川汚水中継ポンプ場	—	—	—	汚水	4	352
伊予市	伊予市下水浄化センター	標準活性汚泥法	5.95	5.95	水処理施設 汚泥処理施設	4～7	4,450

都市名等	施設名	下水処理式	認可処理能力 千m <sup>3</sup> /日	受託処理能力 千m <sup>3</sup> /日	施設内容	施工年度	事業費 (百万円)
北条市	北条市下水浄化センター	標準活性汚泥法	13.00	6.50	水処理施設 汚泥処理施設	59～63 4～5 10～13	4,823
	幹線管渠	—	—	—	φ350～400 534m		
	浅海汚水中継ポンプ場	—	—	—	汚水	5～6	313
波方町	小部浄化センター	ブレハブオキシデーションディッチ法	1.20	1.20	水処理施設 汚泥処理施設	9～10	853
吉海町	吉海浄化センター	ブレハブオキシデーションディッチ法	2.40	1.20	水処理施設	7～9	783
弓削町	弓削浄化センター	オキシデーションディッチ法	1.65	0.83	水処理施設 汚泥処理施設	7～9 12～13	1,155
	下弓削1号汚水幹線	—	—	—	—	7～9	218
生名村	生名浄化センター	ブレハブオキシデーションディッチ法	1.18	0.60	水処理施設 汚泥処理施設	11～13	600
上浦町	井口浄化センター	ブレハブオキシデーションディッチ法	0.50	0.60	水処理施設 汚泥処理施設	13	196
大三島町	宮浦浄化センター	オキシデーションディッチ法	0.95	0.66	水処理施設 汚泥処理施設	6～8 12	1,252
川内町	川内浄化センター	オキシデーションディッチ法	2.06	1.33	水処理施設 汚泥処理施設	10～12	1,550
久万町	久万浄化センター	好気性ろ床法	0.88	0.70	水処理施設 汚泥処理施設	10～12	1,666
松前町	松前浄化センター	標準活性汚泥法	5.10	2.55	水処理施設 汚泥処理施設	11～13	2,308
中山町	中山浄化センター	オキシデーションディッチ法	0.99	1.00	水処理施設 汚泥処理施設	8～10	816
内子町	内子町浄化センター	オキシデーションディッチ法	2.10	2.10	水処理施設 汚泥処理施設	8～11	1,941
保内町	雨水ポンプ場	—	—	—	雨水	13	169
東予市・丹原町組合	東予・丹原浄化センター	オキシデーションディッチ法	9.50	6.40	水処理施設 汚泥処理施設	63～3 6～10	3,363
	幹線管渠	—	—	—	—		
	本河原汚水中継ポンプ場	—	—	—	汚水	4～5	407
[高知県]							
高知市	潮江下水処理場	標準活性汚泥法	36.90	35.80	水処理施設 汚泥処理施設	54～57	5,513
	瀬戸下水処理場	標準活性汚泥法	9.85	5.63	水処理施設	59～61 9～11	4,902
安芸市	安芸市浄化センター	標準活性汚泥法	4.17	4.74	水処理施設 汚泥処理施設	5～9	2,937
南国市	十市浄化センター	オキシデーションディッチ法	2.64	2.64	水処理施設 汚泥処理施設	63、元 5～7	1,239
須崎市	須崎市終末処理場	標準活性汚泥法	10.90	3.55	水処理施設 汚泥処理施設	63～9	1,924
	須崎幹線	—	—	—	—	13	236
中村市	八反原排水ポンプ場	—	—	—	雨水	61～8	3,341
	右山排水ポンプ場	—	—	—	雨水		
	中央下水道管理センター	標準活性汚泥法	7.70	3.60	水処理施設 汚泥処理施設		
	桜町排水ポンプ場	—	—	—	雨水	10～13	1,866
宿毛市	宿毛クリーンセンター	標準活性汚泥法	3.04	4.30	水処理施設 汚泥処理施設	10～13	3,457
	高砂ポンプ場	—	—	—	雨水	9～11	1,240
東洋町	甲浦浄化センター	オキシデーションディッチ法	1.50	0.75	水処理施設 汚泥処理施設	10～13	1,182
芸西村	芸西浄化センター	オキシデーションディッチ法	1.21	0.72	水処理施設 汚泥処理施設	10～13	1,047

都市名等	施設名	下水処理式	認可処理能力 千m <sup>3</sup> /日	受託処理能力 千m <sup>3</sup> /日	施設内容	施工年度	事業費 (百万円)
香我美町	岸本浄化センター	プレハブオキシデーションディッチ法	1.00	0.50	水処理施設 汚泥処理施設	12～13	577
野市町	野市浄化センター	オキシデーションディッチ法	3.50	1.75	水処理施設 汚泥処理施設	12～13	1,507
夜須町	夜須町浄化センター	オキシデーションディッチ法	2.56	1.20	水処理施設 汚泥処理施設	63～2 4 8～9	1,009
香北町	美良布クリーンセンター	オキシデーションディッチ法	0.67	0.80	水処理施設 汚泥処理施設	12～13	439
伊野町	伊野浄水苑	回分式活性汚泥法	4.20	3.50	水処理施設 汚泥処理施設	60～63 9～10 13	1,745
	呑呑雨水貯留施設	—	—	—	雨水 雨水貯留施設	63～2 13	1,621
	枝川雨水ポンプ場	—	—	—	雨水	3～6 10～11	2,961
中土佐町	久礼排水ポンプ場	—	—	—	雨水	8～13	1,682
越知町	越知町浄化センター	プレハブオキシデーションディッチ法	2.76	1.20	水処理施設 汚泥処理施設	4～6 9～10 12～13	1,402
大正町	大正クリーンセンター	プレハブオキシデーションディッチ法	1.00	0.42	水処理施設 汚泥処理施設	11～13	750
浦戸湾東部流域	高須浄化センター	標準活性汚泥法	46.00	8.00	水処理施設 汚泥処理施設	61～13	16,642
〔福岡県〕							
北九州市	日明浄化センター	標準活性汚泥法	362.00	50.00	水処理施設 汚泥処理施設	50～51 54～55 58～60 9～10	5,872
	新町下水処理場	ステップエアレーション法	136.10	23.30	水処理施設 汚泥処理施設	51～54 56～57	1,832
	北湊下水処理場	ステップエアレーション法	80.30	17.40	水処理施設 汚泥処理施設	52～53 58～60	1,220
福岡市	和自下水処理場	標準活性汚泥法	80.00	20.00	水処理施設 汚泥処理施設	50～52	1,665
	西戸崎第2下水処理場	標準活性汚泥法	6.50	6.50	水処理施設 汚泥処理施設	53～55	4,644
大牟田市	南部処理場	標準活性汚泥法	29.40	7.10	水処理施設 汚泥処理施設	8～13	8,309
久留米市	南部浄化センター	標準活性汚泥法	62.10	37.26	水処理施設 汚泥処理施設	11～13	516
	合川中継ポンプ場	—	—	—	汚水	11～13	1,269
	宮ノ陣中継ポンプ場	—	—	—	汚水	10～12	491
	合川・善導寺汚水幹線管渠	—	—	—	—	11～13	1,517
直方市	直方浄化センター	嫌気好気活性汚泥法	2.11	2.34	水処理施設 汚泥処理施設	10～11	839
	感田雨水ポンプ場	—	—	—	雨水	10～12	1,664
行橋市	行橋浄化センター	標準活性汚泥法	10.50	5.25	水処理施設 汚泥処理施設	9～13	3,871
	行橋中央管渠	—	—	—	—	8	834
豊前市	宇島汚水幹線	—	—	—	680m	3～4	300
	豊前市浄化センター	標準活性汚泥法	4.89	1.70	水処理施設 汚泥処理施設	6～9 13	2,710
中間市	蓮花寺中継ポンプ場	—	—	—	汚水	7～10	1,233
宗像市	宗像終末処理場	標準活性汚泥法 循環式硝化脱窒	39.78	37.70	水処理施設 汚泥処理施設	56～59 元～2 5～11 13	12,915

都市名等	施設名	下水処理式	認可処理能力 千m <sup>3</sup> /日	受託処理能力 千m <sup>3</sup> /日	施設内容	施工年度	事業費 (百万円)
	富地原汚水中継ポンプ場	—	—	—	汚水	4～5	275
前原市	前原下水管理センター	標準活性汚泥法	27.40	4.50	水処理施設 汚泥処理施設	63～11 13	7,134
新宮町	新宮ポンプ場	—	—	—	汚水 雨水	63～3	1,997
	幹線管渠	—	—	—	φ200～700 664m		
粕屋町	粕屋町水循環再生モデル事業	—	—	—	再生水施設	10～11	841
津屋崎町	津屋崎浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	10.50	2.63	水処理施設 汚泥処理施設	11～13	1,745
芦屋町	芦屋町浄化センター	標準活性汚泥法	10.30	15.80	水処理施設 汚泥処理施設	54～59 12～13	4,380
	中ノ浜中継ポンプ場	—	—	—	汚水	12～13	201
岡垣町	岡垣浄化センター	標準活性汚泥法	16.00	5.45	水処理施設 汚泥処理施設	61～3 5～7 9～10	4,595
朝倉町	朝倉中央浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	2.30	1.15	水処理施設 汚泥処理施設	6～9 12～13	1,737
三輪町	三輪中央浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	1.30	3.20	水処理施設 汚泥処理施設	11～13	1,294
志摩町	黒磯浄化センター	プレハブオキシデ ーションデイッチ法	0.65	0.70	水処理施設 汚泥処理施設	6～7 13	386
吉井町	吉井浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	0.29	2.70	水処理施設 汚泥処理施設	12～13	892
浮羽町	浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	1.40	1.90	水処理施設 汚泥処理施設	12～13	613
苅田町	苅田町浄化センター	標準活性汚泥法	21.50	2.70	水処理施設 汚泥処理施設	11～13	2,893
吉富町	吉富クリーンセンター	オキシデーションデ イッチ法	4.00	2.00	水処理施設 汚泥処理施設	13	546
	吉富汚水中継ポンプ場	—	—	—	汚水	13	110
遠賀川下流域	遠賀川下流浄化センター	標準活性汚泥法	14.00	7.00	水処理施設 汚泥処理施設	10～13	5,518
遠賀川中流域	遠賀川中流浄化センター	嫌気無酸素好気法	9.40	2.35	水処理施設 汚泥処理施設	12～13	605
柳川・三橋下水道組合	柳川浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	4.20	2.30	水処理施設 汚泥処理施設	11～13	2,564
	三橋第4ポンプ場	—	—	—	汚水	12～13	224
[佐賀県]							
佐賀市	佐賀市下水浄化センター	標準活性汚泥法	61.88	68.50	水処理施設 汚泥処理施設	48～53 7～11	10,495
	八田ポンプ場	—	—	—	汚水	48～53	
	幹線管渠	—	—	—	φ1,650 7,206m	50	
鳥栖市	鳥栖浄化センター	標準活性汚泥法	41.90	24.73	水処理施設 汚泥処理施設	61～8 11～13	8,945
	北部中継ポンプ場	—	—	—	汚水	5～7	590
伊万里市	伊万里市浄化センター	標準活性汚泥法	16.70	11.18	水処理施設 汚泥処理施設	59～63 6～8	4,447
鹿島市	鹿島市浄化センター	標準活性汚泥法	4.90	3.10	水処理施設 汚泥処理施設	2～7	1,912
東与賀町	東与賀浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	1.75	1.75	水処理施設 汚泥処理施設	10～12	888
久保田町	久保田浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	2.20	1.10	水処理施設 汚泥処理施設	11～13	788
富士町	南部環境センター	オキシデーションデ イッチ法	1.07	1.00	水処理施設 汚泥処理施設	12～13	886

都市名等	施設名	下水処理式	認可処理能力 千m <sup>3</sup> /日	受託処理能力 千m <sup>3</sup> /日	施設内容	施工年度	事業費 (百万円)
三田川町	三田川浄化センター	オキシデーショondiッチ法	5.10	2.80	水処理施設 汚泥処理施設	8～13	2,658
小城町	清水浄化センター	プレハブオキシデーショondiッチ法	0.33	0.33	水処理施設 汚泥処理施設	9～10	290
浜玉町	浜玉町浄化センター	オキシデーショondiッチ法	1.90	1.90	水処理施設 汚泥処理施設	4～7	1,239
	大江雨水ポンプ場	—	—	—	雨水	10～12	634
相知町	相知町浄化センター	オキシデーショondiッチ法	0.72	1.02	水処理施設 汚泥処理施設	8～10	1,289
北波多村	北波多浄化センター	オキシデーショondiッチ法	2.60	0.90	水処理施設 汚泥処理施設	13	130
有田町	有田町水質浄化センター	回分式活性汚泥法	2.40	2.35	水処理施設 汚泥処理施設	11～13	1,349
	有田町ポンプ場	—	—	—	汚水	12～13	601
〔長崎県〕							
長崎市	三重下水処理場	標準活性汚泥法	11.00	11.00	水処理施設 汚泥処理施設	55～59	4,875
諫早市	諫早中央浄化センター	標準活性汚泥法	20.20	20.20	水処理施設 汚泥処理施設	2～6 10～12	8,607
	中山雨水ポンプ場	—	—	—	雨水	10～13	1,755
高島町	高島浄化センター	プレハブオキシデーショondiッチ法	0.27	0.30	水処理施設 汚泥処理施設	10～11	255
長与町	長与浄化センター	標準活性汚泥法	15.80	14.60	水処理施設 汚泥処理施設	62～63 2～3 5～6 9、13	1,815
時津町	時津浄化センター	標準活性汚泥法	16.00	3.40	水処理施設 汚泥処理施設	62～3 5～8 11～12	4,344
	時津中継ポンプ場	—	—	—	汚水	3～4 13	642
外海町	神浦浄化センター	プレハブオキシデーショondiッチ法	0.59	0.60	水処理施設 汚泥処理施設	12～13	316
東彼杵町	東彼杵浄化センター	オキシデーショondiッチ法	3.50	1.20	水処理施設 汚泥処理施設	13	200
川棚町	川棚浄化センター	オキシデーショondiッチ法	2.94	1.15	水処理施設 汚泥処理施設	6～13	2,185
波佐見町	波佐見中央浄化センター	オキシデーショondiッチ法	1.50	1.60	水処理施設 汚泥処理施設	13	260
高来町	高来浄水センター	オキシデーショondiッチ法	1.34	1.34	水処理施設 汚泥処理施設	13	40
小浜町	雲仙浄化センター	標準活性汚泥法	4.60	—	連絡通路改築	11	31
佐々町	佐々浄化センター	オキシデーショondiッチ法	3.70	1.85	水処理施設 汚泥処理施設	6～12	2,434
〔熊本県〕							
八代市	水処理センター	標準活性汚泥法	20.40	17.50	水処理施設 汚泥処理施設	55～60 3 7～8 12～13	7,389
人吉市	人吉浄水苑	標準活性汚泥法	23.76	16.66	水処理施設 汚泥処理施設	53～56 61～元 6～12	5,353
荒尾市	大島終末処理場	標準活性汚泥法	19.60	12.60	水処理施設 汚泥処理施設	53～58 2～3	6,521
水俣市	水俣市浄化センター	標準活性汚泥法	8.40	8.40	水処理施設 汚泥処理施設	63～5 7～8	4,156
	丸島雨水ポンプ場	—	—	—	雨水	5～7	1,413
	水俣百間雨水ポンプ場	—	—	—	雨水	11～13	1,408

都市名等	施設名	下水処理式	認可処理能力 千m <sup>3</sup> /日	受託処理能力 千m <sup>3</sup> /日	施設内容	施工年度	事業費 (百万円)
玉名市	玉名市浄化センター	標準活性汚泥法	25.02	19.20	水処理施設 汚泥処理施設	50～56 2～3 11～13	7,263
山鹿市	山鹿終末処理場	標準活性汚泥法	34.00	15.00	水処理施設 汚泥処理施設	52～53	755
宇土市	宇土終末処理場	標準活性汚泥法	20.50	20.50	水処理施設 汚泥処理施設	50～55 6～7 10～13	5,969
城南町	浄化センター	オキシデーションディッチ法	2.90	1.50	水処理施設 汚泥処理施設	8～13	2,728
富合町	富合中継ポンプ場	—	—	—	汚水	11～13	502
南関町	南関浄化センター	プレハブオキシデーションディッチ法	0.88	1.10	水処理施設 汚泥処理施設	11～13	600
大津町	大津町浄化センター	標準活性汚泥法	17.20	6.00	水処理施設 汚泥処理施設	59～2 5～7 11～13	3,673
	大津都市下水路	—	—	—	雨水	63～元	601
泗水町	泗水浄化センター	オキシデーションディッチ法	1.28	1.70	水処理施設 汚泥処理施設	8～11	1,793
阿蘇町	阿蘇町下水処理場	標準活性汚泥法	6.50	4.60	水処理施設 汚泥処理施設	59～61 4	1,870
御船町	御船浄水センター	オキシデーションディッチ法	5.26	1.65	水処理施設 汚泥処理施設	3～6 8～10 13	2,434
	滝川汚水中継ポンプ場	—	—	—	汚水	5～6	367
益城町	益城町浄化センター	標準活性汚泥法	10.25	10.25	水処理施設 汚泥処理施設	3～6 9～13	5,210
松島町	合津終末処理場	オキシデーションディッチ法	3.93	1.50	水処理施設 汚泥処理施設	2、4 8～9 11～13	1,010
茶北町	福岡浄化センター	オキシデーションディッチ法	3.50	1.20	水処理施設 汚泥処理施設	9～13	1,428
天草町	下田浄化センター	プレハブオキシデーションディッチ法	0.70	0.70	水処理施設 汚泥処理施設	11	315
河浦町	一町田浄化センター	プレハブオキシデーションディッチ法	0.80	0.80	水処理施設 汚泥処理施設	11	455
熊本北部流域	熊本北部浄化センター	標準活性汚泥法	94.75	26.86	水処理施設 汚泥処理施設	60～13	14,654
球磨川上流流域	球磨川上流浄化センター	オキシデーションディッチ法	4.80	2.40	水処理施設 汚泥処理施設	8～11 13	2,821
松橋・不知火下水道組合	松橋・不知火浄水管理センター	標準活性汚泥法	10.42	10.50	水処理施設 汚泥処理施設	57～62 4 9～12	5,378
合志・西合志下水道組合	塩浸川浄化センター	オキシデーションディッチ法	6.18	2.06	水処理施設 汚泥処理施設	元～7	2,493
[大分県]							
大分市	弁天終末処理場	標準活性汚泥法	93.67	93.67	水処理施設 汚泥処理施設	50～53 59～5 8～10	9,674
	弁天雨水排水ポンプ場	—	—	—	雨水		
	宮崎終末処理場	標準活性汚泥法	62.80	50.50	水処理施設 汚泥処理施設	53～55 57～60 63～2 4～6 8～9 13	11,915
	原川終末処理場	酸素活性汚泥法	62.80	50.47	水処理施設 汚泥処理施設	55～56 4～9	4,861

都市名等	施設名	下水処理式	認可処理能力 千m <sup>3</sup> /日	受託処理能力 千m <sup>3</sup> /日	施設内容	施工年度	事業費 (百万円)
	大在終末処理場	標準活性汚泥法	22.46	7.66	水処理施設 汚泥処理施設	61~2	4,298
	大中島汚水中継ポンプ場	—	—	—	汚水		
	松岡終末処理場	標準活性汚泥法	12.76	7.07	水処理施設 汚泥処理施設	元~3 11~13	4,428
	判田汚水中継ポンプ場	—	—	—	汚水		
	津留雨水排水ポンプ場	—	—	—	雨水	7~10	2,911
	小野鶴ポンプ場	—	—	—	汚水	13	207
	南部汚水中継ポンプ場	—	—	—	汚水	9~11	1,456
別府市	中央浄化センター	標準活性汚泥法	144.00	0.90	水処理施設 汚泥処理施設	4~10	4,468
	春木中継ポンプ場	—	—	—	汚水	8~10	302
	亀川中継ポンプ場	—	—	—	汚水	9~10	275
	北浜中継ポンプ場	—	—	—	汚水	7、10	166
	汐見中継ポンプ場	—	—	—	汚水	10	34
中津市	中津終末処理場	標準活性汚泥法	13.60	6.80	水処理施設 汚泥処理施設	57~60 元~3	3,644
日田市	日田終末処理場	標準活性汚泥法	40.53	17.49	水処理施設 汚泥処理施設	53~55 60~63 2 4~5 10~11 13	5,788
	北友田中継ポンプ場	—	—	—	汚水	3~5	
	亀川中継ポンプ場	—	—	—	汚水	9~10	367
佐伯市	佐伯終末処理場	標準活性汚泥法	22.96	6.71	水処理施設 汚泥処理施設	58~61 3~5 9~12	5,261
臼杵市	臼杵終末処理場	標準活性汚泥法	14.10	10.57	水処理施設 汚泥処理施設	55~58 63 5~8 10~13	4,930
	市浜汚水中継ポンプ場	—	—	—	汚水	5~7	684
津久見市	津久見終末処理場	標準活性汚泥法	8.40	8.40	水処理施設 汚泥処理施設	63~4	2,748
豊後高田市	豊後高田市終末処理場	オキシデーショ ンディッチ法	4.40	2.69	水処理施設 汚泥処理施設	2~5 10~13	2,646
杵築市	杵築終末処理場	オキシデーショ ンディッチ法	2.05	2.05	水処理施設 汚泥処理施設	8~11	2,099
宇佐市	四日市・駅川浄化センター	オキシデーショ ンディッチ法	8.75	4.30	水処理施設 汚泥処理施設	元~3 7~13	2,775
国見町	国見浄化センター	プレハブオキシ デーショ ンディッチ法	1.05	0.53	水処理施設 汚泥処理施設	7~9 13	807
姫島村	姫島浄化センター	プレハブオキシ デーショ ンディッチ法	1.42	1.42	水処理施設 汚泥処理施設	6~7	760
国東町	国東浄化センター	オキシデーショ ンディッチ法	1.95	1.95	水処理施設 汚泥処理施設	7~9	1,001
武蔵町	武蔵東部浄化センター	オキシデーショ ンディッチ法	2.90	0.97	水処理施設 汚泥処理施設	6~11 13	1,810
安岐町	安岐浄化センター	オキシデーショ ンディッチ法	1.37	2.19	水処理施設 汚泥処理施設	8~10	1,075
日出町	日出浄化センター	標準活性汚泥法	6.35	7.26	水処理施設 汚泥処理施設	56~60 63~2	2,361
	洲崎汚水中継ポンプ場	—	—	—	汚水	63、2	
山香町	山香浄化センター	オキシデーショ ンディッチ法	1.80	0.90	水処理施設 汚泥処理施設	10~12	883

都市名等	施設名	下水処理式	認可処理能力 千m <sup>3</sup> /日	受託処理能力 千m <sup>3</sup> /日	施設内容	施工年度	事業費 (百万円)
上浦町	上浦浄化センター	プレハブオキシデーションディッチ法	0.77	0.80	水処理施設 汚泥処理施設	10～11	394
鶴見町	鶴見浄化センター	好気性ろ床法	1.58	1.58	水処理施設 汚泥処理施設	6～8	2,300
野津町	野津浄化センター	オキシデーションディッチ法	0.90	0.90	水処理施設 汚泥処理施設	10～12	622
大野町	大野浄化センター	プレハブオキシデーションディッチ法	0.70	0.70	水処理施設 汚泥処理施設	10～11	377
大山町	大山町浄化センター	プレハブオキシデーションディッチ法	1.00	0.60	水処理施設 汚泥処理施設	13	238
安心院町	安心院浄化センター	プレハブオキシデーションディッチ法	1.00	0.70	水処理施設 汚泥処理施設	11～12	737
〔宮崎県〕							
都城市	都城浄化センター	担体投入型エアレーション法	7.20	14.40	水処理施設 汚泥処理施設	4～7	6,484
日南市	日南下水終末処理場	標準活性汚泥法	45.00	7.50	水処理施設 汚泥処理施設	54～59	4,273
小林市	小林浄化センター	標準活性汚泥法	2.24	3.00	水処理施設 汚泥処理施設	9～13	3,339
日向市	日向市浄化センター	標準活性汚泥法	26.46	15.40	水処理施設 汚泥処理施設	58～62 2～3 6～12	8,020
	富高汚水中継ポンプ場	—	—	—	汚水	60～62	
	亀崎汚水中継ポンプ場	—	—	—	汚水	元～3	
	細島汚水中継ポンプ場	—	—	—	汚水	10～11	650
西都市	西都浄化センター	標準活性汚泥法	9.76	12.30	水処理施設 汚泥処理施設	61～9 12～13	5,001
田野町	田野浄化センター	オキシデーションディッチ法	1.60	1.60	水処理施設 汚泥処理施設	11～13	576
	北汚水ポンプ場	—	—	—	汚水	12～13	231
佐土原町	佐土原町浄化センター	標準活性汚泥法	5.80	3.00	水処理施設 汚泥処理施設	4～6 9 12～13	2,572
北郷町	郷之原浄化センター	オキシデーションディッチ法	0.81	1.20	水処理施設 汚泥処理施設	12～13	368
三股町	三股中央浄化センター	オキシデーションディッチ法	12.60	2.10	水処理施設 汚泥処理施設	13	80
山之口町	山之口浄化センター	オキシデーションディッチ法	0.53	1.10	水処理施設 汚泥処理施設	11～13	487
高城町	高城町浄化センター	オキシデーションディッチ法	0.56	1.10	水処理施設 汚泥処理施設	10～13	690
山田町	山田町浄化センター	オキシデーションディッチ法	0.70	1.00	水処理施設	11～13	462
高崎町	高崎浄化センター	オキシデーションディッチ法	0.51	1.00	水処理施設 汚泥処理施設	12～13	202
国富町	国富町浄化センター	オキシデーションディッチ法	1.82	1.10	水処理施設 汚泥処理施設	10～13	1,020
高鍋町	高鍋浄化センター	オキシデーションディッチ法	1.94	1.94	水処理施設 汚泥処理施設	5～8	1,814
西米良村	西米良浄化センター	プレハブオキシデーションディッチ法	0.28	0.30	水処理施設 汚泥処理施設	11～13	309
川南町	川南浄化センター	オキシデーションディッチ法	0.80	1.00	水処理施設 汚泥処理施設	13	60
諸塚村	諸塚浄化センター	回転生物接触法	0.15	0.15	水処理施設 汚泥処理施設	12～13	152
高千穂町	高千穂浄化センター	オキシデーションディッチ法	1.00	1.00	水処理施設 汚泥処理施設	11～13	717
〔鹿児島県〕							

都市名等	施設名	下水処理式	認可処理能力 千m <sup>3</sup> /日	受託処理能力 千m <sup>3</sup> /日	施設内容	施工年度	事業費 (百万円)
鹿児島市	南部処理場	標準活性汚泥法	129.20	129.20	水処理施設 汚泥処理施設	50～63	17,845
川内市	宮里処理場	標準活性汚泥法	3.50	3.25	水処理施設 汚泥処理施設	12～13	1,064
	向田中継ポンプ場	—	—	—	汚水	13	162
鹿屋市	鹿屋市下水処理センター	標準活性汚泥法	7.80	6.50	水処理施設 汚泥処理施設	60～元 10～11	3,873
	幹線管渠	—	—	—	φ1,100 1,022m	60～61	
枕崎市	枕崎終末処理場	長時間エアレーション法	11.40	8.70	水処理施設 汚泥処理施設	55～59 7～12	5,269
	松之尾汚水中継ポンプ場	—	—	—	汚水	56～59	
串木野市	串木野クリーンセンター	オキシデーションディッチ法	9.74	9.74	水処理施設 汚泥処理施設	63～4 7～13	4,807
	中央汚水幹線	—	—	—	φ900～1,000 1,477m		
名瀬市	名瀬終末処理場	標準活性汚泥法	28.00	25.72	水処理施設 汚泥処理施設	54～59 61～2 5～7 13	9,039
	長沢汚水幹線	—	—	—	φ1,100～1,350 2,344m	55～59	
	小浜汚水中継ポンプ場	—	—	—	汚水	62～63	
	朝仁汚水中継ポンプ場	—	—	—	汚水	元～3	
	小宿汚水中継ポンプ場	—	—	—	汚水	3～4	
	輪内汚水中継ポンプ場	—	—	—	汚水	3～4	
出水市	出水浄化センター	標準活性汚泥法	7.70	5.25	水処理施設 汚泥処理施設	58～元 3～7	5,281
	本町中継ポンプ場	—	—	—	汚水	62～63	
	住吉雨水ポンプ場	—	—	—	雨水	9～12	1,472
指宿市	指宿市浄化苑	標準活性汚泥法	9.60	6.40	水処理施設 汚泥処理施設	56～61	3,358
上甌村	中甌中野浄化センター	ブレハブオキシデーションディッチ法	0.60	0.30	水処理施設 汚泥処理施設	10～13	494
高尾野町	高尾野浄化センター	オキシデーションディッチ法	2.88	1.50	水処理施設 汚泥処理施設	8～12	2,108
	下原橋汚水中継ポンプ場	—	—	—	汚水	9～11	277
	高尾野中央汚水幹線	—	—	—	—	6～8	482
牧園町	牧場クリーンセンター	ブレハブオキシデーションディッチ法	1.20	1.20	水処理施設 汚泥処理施設	8～10	998
大崎町	大崎クリーンセンター	オキシデーションディッチ法	0.40	1.20	水処理施設 汚泥処理施設	12～13	568
笠利町	大笠利浄化センター	好気性ろ床法	1.10	0.55	水処理施設 汚泥処理施設	11～13	896
和泊町	和泊浄化センター	ブレハブオキシデーションディッチ法	0.62	0.90	水処理施設 汚泥処理施設	8～11	1,133
	和泊第1汚水中継ポンプ場	—	—	—	汚水	8～10	640
	和泊第2汚水中継ポンプ場	—	—	—	汚水	10	14
知名町	知名環境センター	ブレハブオキシデーションディッチ法	1.52	1.20	水処理施設 汚泥処理施設	8～11	802
国分・隼人下水道組合	中央汚水幹線	—	—	—	φ1,350 585m	2	174
	国分隼人クリーンセンター	標準活性汚泥法	9.00	14.30	水処理施設 汚泥処理施設	4～8	5,624
	隼人第1中継ポンプ場	—	—	—	汚水	10～12	559
	国分第1中継ポンプ場	—	—	—	汚水	6～7	595

都市名等	施設名	下水処理式	認可処理能力 千m <sup>3</sup> /日	受託処理能力 千m <sup>3</sup> /日	施設内容	施工年度	事業費 (百万円)
[沖縄県]							
石川市	石川終末処理場	標準活性汚泥法	13.70	13.70	水処理施設 汚泥処理施設	56～59 4～5 11～13	3,887
	石川第1中継ポンプ場	—	—	—	汚水	2～4 13	500
	嘉手苅中継ポンプ場	—	—	—	汚水	4～5	293
平良市	平良市浄水管理センター	オキシデーションデ イッチ法	2.80	2.80	水処理施設 汚泥処理施設	6～9	2,951
石垣市	石垣西浄化センター	標準活性汚泥法	3.04	1.78	水処理施設 汚泥処理施設	9～13	2,956
	川平浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	0.49	8.40	水処理施設 汚泥処理施設	4～5	793
	新栄町汚水中継ポンプ場	—	—	—	汚水	8～9 11～12	545
	新川汚水中継ポンプ場	—	—	—	汚水	10～12	490
浦添市	城間中継ポンプ場、前田中 継ポンプ場	—	—	—	汚水 汚水	56～57	489
	西原中継ポンプ場	—	—	—	汚水	2～3	342
名護市	名護下水処理場	標準活性汚泥法	21.10	19.40	水処理施設 汚泥処理施設	49～5 7～13	6,596
	港中継ポンプ場	—	—	—	汚水		
	幹線管渠	—	—	—	—		
	名座・喜原ポンプ場	—	—	—	汚水		
	喜瀬処理場	長時間エアレーショ ン法	0.37	0.37	水処理施設 汚泥処理施設	元～2	266
糸満市	糸満市浄化センター	標準活性汚泥法	19.10	8.45	水処理施設 汚泥処理施設	59～63 2～4 6～13	6,011
豊見城市	渡橋名中継ポンプ場	—	—	—	汚水	12～13	571
本部町	本部町浄化センター	標準活性汚泥法	5.90	2.70	水処理施設 汚泥処理施設	48～50 60～62	3,765
	浜元ポンプ場	—	—	—	汚水	50、元、2	
与那城町	屋慶名汚水中継ポンプ場	—	—	—	汚水	6～8	616
座間味村	座間味浄化センター	オキシデーションデ イッチ法	0.56	0.40	水処理施設 汚泥処理施設	6～9	778
竹富町	竹富浄化センター	接触酸化法	0.27	0.18	水処理施設 汚泥処理施設	6～8	402
中部流域	那覇下水処理場	標準活性汚泥法	—	—	消化ガス 発電施設	58	308
	宜野湾浄化センター	標準活性汚泥法	81.60	15.00	水処理施設 汚泥処理施設	6	496

凡 例

1. 建設施設は、受託事業のみとした。
2. 処理場の受託規模は土木施設の規模とし、「認可処理能力」及び「受託処理能力」の数字は、小数点2位まで記載した。
3. 「事業費」は100万単位とし、昭和47年～平成13年度の建設工事費を掲載した。

## III 事後点検

## 事後点検に係る調査一覧

年度	調査内容	対象都市
昭和52	湿式脱流装置調査実験	長岡市
	終末処理場染色排水処理実験	蒲郡市
53	管渠内地下水等流入実態調査（その1）	鹿沼市
	管渠内地下水等流入実態調査（その2）	本部分市
	終末処理場における工場排水の流入に係わる実態調査	名護市
54	終末処理場に初期運転におけるし尿等の混入対策調査（その1）	恵那市、春日井市、高山市
	終末処理場使用電力実態調査（その1）	東松山市
55	し尿の混入対策調査及び処理実験（その2）	恵那市、春日井市、高山市、横浜市
	終末処理場使用電力量実態調査（その2）	町田市
	小規模処理場の実態調査	
	施設の耐久性についての実態調査（コンクリート劣化に関する調査）	今治市他31都市
56	分流式下水道と合流式下水道における流入基質の比較調査	北九州市
	金属材料の腐食に関する調査	新潟県他10都市
	下水道処理施設の耐久性に関する調査	室蘭市他9都市
	脱臭設備運転の実態調査	町田市
57	分流式下水道と合流式下水道における流入基質の比較調査	
	汚泥の膨化にともなう汚泥浮上防止策の調査	
	金属材料の腐食に関する調査	新潟県、新津市
	下水道処理施設の耐久性に関する調査	
	下水道経理の合理化に関する調査	
58	浮遊物質分解装置調査	徳島市
	汚泥の膨化にともなう汚泥浮上防止策の調査	
	金属材料の腐食に関する調査	新潟県、新津市
	下水道の維持管理に係わる調査	
	下水道使用量算定プログラム作成業務	
59	下水道処理施設の耐久性に関する調査	
	下水道の維持管理業務に係わる調査	
	下水道経営の合理化に係わる調査	
	汚泥の性状及び汚泥脱水設備の運転実態調査	長野県、新潟県
	汚泥の膨化にともなう汚泥浮上防止策の調査	
60	下水道処理施設の耐久性に関する調査	
	下水道の維持管理業務に係わる調査	
	終末処理場の初期運転指導マニュアル策定	
	汚泥の膨化にともなう汚泥浮上防止策の調査	
	難分解性物質の生物処理に関する調査	
	汚泥の好気性硝化の実態調査	

年度	調査内容	対象都市
昭和 61	下水道処理施設の耐久性に関する調査 下水道経営モデルの作成 難分解性物質の生物処理に関する調査 散気板の目詰りと酸素溶解に関する調査 接触酸化法における処理機能調査 終末処理場等の省資源、省エネルギーに関する調査 下水管渠における硫化水素の挙動に関する調査 終末処理場の初期運転指導マニュアル（汚泥）策定	田沢湖町
62	散気板の目詰りと酸素溶解に関する調査 下水管渠における硫化水素の挙動に関する調査 難分解性物質の生物処理に関する調査 接触酸化法における処理機能調査 最初沈澱池の処理機能に関する調査 下水道維持管理業務に係わる調査	栃尾市、他 田沢湖町 大和市（中部）
63	散気板の目詰りと酸素溶解に関する調査 下水管渠における硫化水素の挙動に関する調査 難分解性物質の生物処理に関する調査 最初沈澱池の処理機能に関する調査 下水道維持管理業務に係わる調査 活性汚泥の固液分離障害に関する調査 プレハブ OD の処理機能調査	尾張旭市 丸亀市 大分市（弁天） 大和市（中部）  中之条町（沢渡）
平成 元	散気板の目詰りと酸素溶解に関する調査 活性汚泥の固液分離障害に関する調査 分流式下水道における終末処理場の処理機能に係わる技術的調査 オキシデーションディッチにおける「ハーモニクウェーブ」に関する実態調査 消化汚泥の脱水性に関する調査 プレハブ式オキシデーションディッチの処理機能調査 難分解性物質の生物処理に関する調査 下水圧送システムにおける硫化水素の発生とその対策に関する調査	雄物川流域（大曲） 会津若松市 富岡市
2	分流式下水道における終末処理場の処理機能に係わる技術的調査 散気板の目詰りと酸素溶解に関する調査 単槽式嫌気好気法に関する機能調査 コンポスト施設に関する調査 事後点検結果のデータベース化作業委託 固着生物膜法の処理機能に関する調査 嫌気性消化槽の位置付けに関する調査 下水圧送システムにおける硫化水素の発生とその対策に関する調査 難分解性物質の生物処理に関する調査 終末処理場における維持管理の実態に関する調査	

年度	調査内容	対象都市
平成3	嫌気・好気ろ床法の処理機能調査 供用開始を控えた下水道実務担当者のための Q&A 作成 単槽式嫌気好気活性汚泥法に関する技術的調査 ASRT 制御による負荷変動に関する調査 総合点検・試運転・事後点検業務に係わる報告書のデータベース化 放線菌による汚泥浮上の防止・抑制に関する調査 終末処理結果における維持管理の実態に関する調査 下水道財政の実態に関する調査 処理場における結露対策に関する調査	高根町  中之条町（四万） 境川  尾張旭市
4	総合点検、試運転、事後点検に係わる報告書のデータベース化に係わる調査 終末処理場における結露対策に係わる調査 下水道経営計画の策定要領に係わる調査 好気性ろ床法による高度処理実験調査 嫌気性処理の物質収支に係わる調査 遠心脱水気の効率に係わる調査 単槽式嫌気好気活性汚泥法の技術調査 下水道施設維持管理に係わる調査 下水道財政の実態等に関わる調査 終末処理場の機械設備の腐食対策に係わる調査 京都市洛南浄化センターにおける硝化促進手法に係わる調査	高根町 津島市 中之条町  島根県
5	下水道経営計画の策定要領に関する調査 下水道財政の実態等に関する調査 好気性ろ床法による高度処理実験調査 水質診断の効率的実施方法に関する調査 改善・修繕に関する調査 常駐型技術援助の実施方法に関する調査 小規模処理場巡回管理手引（案）の作成に関する調査 下水道施設の緑地環境に関する調査 下水処理障害とその解決策に関する調査 最初沈澱池の処理機能に関する調査 小規模処理場用処理技術の改善方法に関する調査	
6	小規模処理場巡回管理手引き（案）作成に係わる調査 小規模処理場用処理技術の改善に係わる調査 常駐型維持管理実施方法に係わる調査 改善・修繕に伴う劣化の判断基準（案）の作成に係わる調査 定期点検・劣化診断実施要領の策定に係わる調査 下水道施設の緑地環境調査 施設管理記録の整備に関する調査	

年度	調査内容	対象都市
平成 7	小規模処理場巡回管理手引き（案）作成に係わる調査 維持管理技術援助の実施方法に関する調査 フィードバックのための問題点資料集の作成 定期点検・劣化診断実施要領の策定に係わる調査その2 下水道施設改築・修繕に伴う劣化の判断基準（案）作成 事後調査結果資料等の整備に関する調査 事後点検データベースソフト開発 生物診断情報の活用方法に関する調査 生物診断結果のデータベース化に関する基礎調査 最初沈殿池の最適運転方法に関する調査 単槽式嫌気好気活性汚泥法の処理機能に関する調査 維持管理項目の標準化に関する調査	
8	船团的技術援助手法に関する調査 経営診断の基礎データの整備に関する調査 水質診断業務管理ソフトの機能拡張 維持管理項目の標準化に関する調査 過年度技術援助情報のデータベース化 下水道経営計画の策定要領に関する調査その2 維持管理の適正化等に関する調査 終末処理場緊急時対応手引き（案）の作成に係わる調査 劣化診断（コンクリート劣化）調査・診断基準の基礎資料 維持管理実態調査等入力業務 生物診断結果データベースの開発	
9	維持管理実態調査等の統計調査 維持管理実態調査票入力システム作成 過年度技術援助等情報のデジタル化 事後点検情報の課題の整理に関する調査 経営診断の基礎データの整備に関する調査 終末処理場緊急時対応手引き（案）の作成に係わる調査 技術支援における情報技術の活用に関する調査 維持管理の効率化に関する調査 改築・修繕実施要領作成業務 「下水道実務者のためのQ&A」の改訂調査業務 下水処理場等の前処理施設の処理機能に関する調査 「終末処理場供用開始の手引き」の見直し及び電子化業務 援助業務管理データのデータベース作成業務 援助課作成システムのバージョンアップ 維持管理実態調査票入力システムの汎用化	

年度	調査内容	対象都市
平成 10	下水道施設脱臭設備の処理機能調査 簡易水質分析方法に関する調査 維持管理実態調査等の統計調査 過年度技術援助等情報のデジタル化 処理場カルテのデータ更新等業務 維持管理作業の軽量化に関する調査 過年度現地技術指導の検索・分類に関する調査 維持管理実態調査票入力システム改訂 技術支援における情報技術の活用に関する調査 維持管理の効率化に関する調査 事後調査結果資料データの活用ソフト開発 水質診断積算用ソフト開発 水質診断業務管理用ソフト改修 事後点検等データベースの機能強化に関する業務 技術支援における情報技術の活用に関する調査（その2） 分流式下水道の雨天時対策基礎的調査	
11	下水道施設脱臭設備の処理機能に関する調査 スカム収集設備の機能調査 分流式下水道の雨天時対策基礎的 維持管理実態調査等の統計調査 維持管理実態調査票入力システム改訂 事後調査結果資料データの活用ソフト開発 過年度技術援助等情報のデジタル化に関する業務 維持管理技術援助の委託要望調査 水質診断システム 2000 年問題対応にかかる業務 水質診断業務管理システム診断コンサルテーション業務 事後点検情報の課題の整理に関する調査業務 水質診断データベースの分析項目の追加に関する調査	
12	維持管理実態調査等の統計調査 維持管理実態調査票入力システム改訂 事後調査結果資料データの活用ソフト改訂 水質診断業務管理システムの端末変更に伴う改修 事後点検データベースの改修 OD槽攪拌装置の維持管理に関する調査 情報技術を活用した調査情報等の提供・収集システムの開発	
13	OD槽攪拌装置の維持管理に関する調査 維持管理実態調査等の統計調査 維持管理実態調査データベース作成業務 下水道施設の機能確認方法についての調査業務 維持管理情報支援システム改訂業務 下水道管理遠隔支援システム改訂業務 技術援助業務支援ソフト改訂業務	

## IV 研 修

### 1. 研修専攻科目推移表

コ ー ス	専 攻	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年
計 画 設 計	基 礎					
	基 礎 入 門					
	基 礎 実 務					
	認 可					
	流 域 総 合					
実 施 設 計	管 き よ I					
	管 き よ II					
	設 計 専 科	(推)(シ)	(推)(シ)	(推)(シ)	(推)(シ)(エ)	(推)(シ)(エ)
	処 理 場 I					
	処 理 場 II					
	処 理 場 設 備	(機)(電)	(機)(電)	(機)(電)	(機)(電)	(機)(電)
工 事 監 督 管	工 事 管 理 II					
維 持 管 理	管 き よ 管 理		(管)	(管)	(管)	(管)
	小規模処理場管理					
	管 理 業 務 委 託					
	0 D 管 理					
	処 理 場 管 理 I					
	処 理 場 管 理 II					
	総 合 管 理 I					
	総 合 管 理 II					
	総 合 管 理					
	水 質 管 理 I					
	水 質 管 理 II					
	管 理 専 科	(事)(設)(水)	(事)(設)(水)	(事)(設)	(事)(設)	(事)(設)
	監 督 指 導	指 導 II				
指 導 III						
指 導						
新任管理監督者						
下水道の経営						

※ ( )コース専攻のうち専科内容を示す。

(推)：推進工法 (シ)：シールド工法 (エ)：エキスパート

(機)：機械設備 (電)：電気設備

(管)：管きよ管理

(事)：事業排水対策 (設)：設備管理 (水)：水質機器分析

コース	専攻	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
計画設計	基礎					
	基礎入門					
	基礎実務					
	認可					
	流域総合					
実施設計	管きよⅠ					
	管きよⅡ					
	設計専科	(推)(シ)(小)	(推・シ)(小)(山)(M)(更)	(推・シ)(小)(山)(M)(更)	(推・シ)(小)(山)(M)(設・工)(雨)(補)	(推・シ)(小)(山)(M)(設・工)(雨)(補)(情)
	処理場Ⅰ					
	処理場Ⅱ					
処理場設備	(機)(電)	(機)(電)	(機)(電)	(機)(電)	(機)(電)	
工事監督管	工事管理Ⅱ					
維持管理	管きよ管理	(管)	(管)	(管)	(管)(更)	(管)(更)
	小規模処理場管理					
	管理業務委託					
	O D 管理					
	処理場管理Ⅰ					
	処理場管理Ⅱ					
	総合管理Ⅰ					
	総合管理Ⅱ					
	総合管理					
	水質管理Ⅰ					
	水質管理Ⅱ					
	管理専科	(事)(設)	(事)(設)(高)(汚)(病)	(事)(設)(高)(汚)(病)	(事)(設)(供)(水洗)	(事)(設)(供)(水洗)
監督指導	指導Ⅱ					
	指導Ⅲ					
	指導					
	新任管理監督者					
	下水道の経営				(経)	(経)(受)(使)

※ ( )コース専攻のうち専科内容を示す。

- (推・シ)：推進工法・シールド工法      (小)：小口径管推進工法      (山)：山留・補助工法
- (M)：マンホールポンプ・新下水道輸送システム      (更)：管きよの補修・更新
- (設・工検)：設計変更と工事検査      (雨)：総合的な雨水対策      (補)：下水道の補償事務
- (情)：情報技術(IT)の活用
- (更)：管渠の補修・更新
- (高)：高度処理      (汚)：汚泥処理技術と再利用      (病)：病原性微生物と下水道
- (供)：供用開始の準備と手続き
- (水洗)：水洗化促進と情報公開
- (経)：下水道の経営      (受)：受益者負担金      (使)：下水道使用料

2. 研修実績 ①コース別受講者数(人)

コ	ー	ス	専	攻	S47~H3	4	5	6	7	8	
計	画	設	計	基	礎	0					
				基	礎	0				39	24
				基	礎	47	80	93	85	44	34
				認	可	88	95	90	115	115	116
				認	可	120					
				認	可	948					
				流	域	335	10	10	14	15	12
		計			1,538	185	193	214	213	186	
実	施	設	計	管	き	4,528	304	309	337	338	335
				管	き	4,463	348	346	337	324	352
				設	計	1,775	88	110	88	97	102
				処	理	98	28	40	23	32	37
				処	理	694	38	29	29	19	30
				処	理	70					
				処	理	559	37	43	39	33	49
		計			12,17	843	877	853	843	905	
工	事	監	督	工	事	1,126	60	54	55	55	64
				管	理	計					
						1,126	60	54	55	55	64
維	持	管	理	管	き	595	96	81	80	79	96
				小	規	13	20	21	16	22	23
				管	理	0					
				管	理	1,062	62	57	75	75	90
				0	D	0					
				管	理	1,707	109	90	85	92	94
				管	理	239	4	8	6	5	2
				管	理	141	7	7	5	10	7
				水	質	446	38	35	34	31	37
				水	質	626	28	28	54	54	46
				水	質	259					
				管	理	420	53	59	48	43	47
		計			5,508	417	386	403	411	442	
監	督	指	導	指	導	132					
				指	導	455	21	28	29	25	21
				指	導	128	19	15	10	6	11
				指	導	0					
				新	任	0					
				下	水	0					
		計			715	40	43	39	31	32	
合	計	21,074	1,545	1,553	1,564	1,553	1,629				
累	計	21,074	22,619	24,172	25,736	27,289	28,918				

9	10	11	12	13	計
			24		24
30	23	10		24	150
26	17	26			452
125	117	108	93	105	1,167
					120
					948
12	13	17	16	12	466
193	170	161	133	141	3,327
368	345	304	261	260	7,689
432	328	333	306	283	7,852
130	236	238	232	241	3,337
38	37	22	34	23	412
21	33	28	24	19	964
					70
61	56	49	56	48	1,030
1050	1035	974	913	874	21,354
72	61	57	58	57	1,719
72	61	57	58	57	1,719
98	82	76	75	76	1,434
33	46	36	20		250
				23	23
103	102	104	83	111	1,924
23					23
129	125	126	148	140	2,845
10	12	11	4	7	308
7	3	7			194
60	26	30	29	28	794
54	47	38	47	48	1,070
					259
152	186	170	394	300	1,872
669	629	598	800	733	10,996
					132
					579
					189
23	18	14	15	9	79
	14	96	24	27	161
			63	196	259
23	32	110	102	232	1,399
2,007	1,927	1,900	2,006	2,037	
30,925	32,852	34,752	36,758	38,795	

## 2. 研修実績 ②都道府県別受講者数(人)

年度 都道府県	S47~H3 合計	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	合計
北海道	1,252	83	61	79	70	84	107	82	83	69	65	2,035
青森	338	31	31	38	39	28	49	41	46	36	43	720
岩手	295	40	41	33	34	41	48	48	53	55	49	737
宮城	489	30	29	23	33	40	54	43	58	51	45	895
秋田	311	28	28	28	27	34	32	35	33	36	29	621
山形	270	18	26	21	24	24	24	19	32	36	34	528
福島	382	30	38	33	30	34	46	60	49	46	49	797
茨城	588	43	28	35	32	38	37	34	39	38	47	959
栃木	551	28	27	28	36	32	48	47	39	38	44	918
群馬	354	25	26	21	23	36	37	40	34	28	30	654
埼玉	1,607	78	78	82	67	80	75	77	78	80	75	2,377
千葉	1,063	71	56	55	59	55	68	62	64	67	69	1,689
東京	934	43	53	36	26	31	51	41	34	32	17	1,298
神奈川	931	63	59	54	42	50	66	51	46	50	45	1,457
新潟	637	52	67	64	81	69	66	69	76	74	99	1,354
富山	250	18	16	17	16	18	18	21	20	25	25	444
石川	300	21	17	28	24	25	39	37	33	33	26	583
福井	225	18	27	16	13	18	17	17	19	14	23	407
山梨	195	10	8	11	4	4	11	12	14	23	9	301
長野	614	71	57	70	62	75	86	105	110	98	90	1,438
岐阜	401	44	36	39	40	42	50	55	41	49	49	846
静岡	548	42	51	57	57	51	62	59	48	73	72	1,120
愛知	823	67	61	62	61	57	79	70	69	77	103	1,529
三重	232	45	44	50	52	55	67	58	62	63	69	797

年度 都道府県	S47～H3 合計	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	合計
滋賀	417	21	20	19	15	15	31	23	26	23	24	634
京都	424	29	31	34	24	37	42	35	36	33	35	760
大阪	533	36	49	42	44	51	49	44	34	36	38	956
兵庫	575	40	43	49	46	44	71	70	67	61	65	1,131
奈良	332	13	17	19	18	19	19	14	14	17	18	500
和歌山	112	8	9	7	8	10	14	18	21	17	12	236
鳥取	166	16	24	27	28	26	20	31	24	30	17	409
島根	163	11	15	17	11	11	16	21	17	25	26	333
岡山	328	31	42	57	45	53	70	63	70	76	89	924
広島	559	48	44	46	44	43	51	46	54	54	58	1,047
山口	497	35	33	32	34	41	36	42	35	43	39	867
徳島	36	4	6	6	7	0	8	5	13	12	12	109
香川	227	16	19	18	26	24	22	20	22	30	20	444
愛媛	285	29	30	25	26	33	38	33	30	37	39	605
高知	112	10	11	9	9	7	14	6	6	9	14	207
福岡	382	30	32	31	36	30	46	56	42	63	63	811
佐賀	128	17	22	24	28	35	42	34	29	28	25	412
長崎	296	24	33	26	27	22	42	42	47	64	59	682
熊本	477	31	28	27	38	29	43	39	34	31	39	816
大分	316	30	22	17	24	25	23	27	24	18	21	547
宮崎	161	12	16	15	16	15	23	23	28	40	49	398
鹿児島	199	15	13	15	16	12	17	17	15	17	13	349
沖縄	357	25	19	12	15	15	17	15	19	16	20	530
小計	20,672	1,530	1,543	1,554	1,537	1,618	1,991	1,907	1,887	1,971	2,001	38,211
その他の団体	402	15	10	10	16	11	16	20	13	35	36	584
合計	21,074	1,545	1,553	1,564	1,553	1,629	2,007	1,927	1,900	2,006	2,037	38,795

2. 研修実績

③ 平成4年度から平成13年度までの地方公共団体別研修受講者数(人)

都道府県名	研修生派遣都道府県市町村名及び研修受講者数(人)																																																																																																																																																																																																																																																																																															
北海道 783	北海道	10	札幌市	185	函館市	7	小樽市	18	旭川市	35	室蘭市	3	釧路市	4	帯広市	10	北見市	19	夕張市	1	岩見沢市	9	網走市	2	留萌市	5	苫小牧市	11	美唄市	9	芦別市	5	江別市	21	赤平市	5	紋別市	6	名寄市	3	三笠市	10	根室市	5	千歳市	20	砂川市	2	歌志内市	1	深川市	6	富良野市	3	登別市	2	恵庭市	4	伊達市	8	北広島市	10	石狩市	18	当別町	3	厚田村	8	知内町	1	木古内町	2	上磯町	3	森町	3	八雲町	4	大成町	3	北檜山町	3	寿都町	2	ニセコ町	6	留寿都村	1	喜茂別町	3	倶知安町	2	共和町	2	岩内町	6	古平町	2	余市町	4	赤井川村	1	栗沢町	3	奈井江町	8	上砂川町	1	栗山町	3	浦臼町	2	新十津川町	2	鷹栖町	1	東神楽町	2	愛別町	2	上川町	2	上富良野町	2	中富良野町	3	南富良野町	1	占冠村	1	剣淵町	6	朝日町	2	風連町	5	下川町	3	美深町	1	増毛町	6	小平町	1	苫前町	1	羽幌町	2	遠別町	2	天塩町	2	幌延町	1	猿払村	1	中頓別町	3	豊富町	2	礼文町	1	利尻町	4	利尻富士町	3	東藻琴村	1	女満別町	3	美幌町	3	斜里町	1	小清水町	5	端野町	2	置戸町	3	留辺蘂町	1	佐呂間町	1	常呂町	2	遠軽町	1	丸瀬布町	2	上湧別町	4	湧別町	1	滝上町	8	興部町	1	西興部村	2	洞爺村	1	大滝村	7	白老町	10	早来町	11	追分町	2	厚真町	4	鶴川町	9	日高町	7	門別町	3	新冠町	4	静内町	3	三石町	4	様似町	7	えりも町	4	音更町	1	上士幌町	2	鹿追町	1	新得町	2	中札内村	3	更別村	3	大樹町	6	幕別町	4	池田町	1	豊頃町	7	本別町	2	足寄町	1	浦幌町	2	釧路町	1	厚岸町	1	浜中町	3	標茶町	3	弟子屈町	12	阿寒町	1	白糠町	1	音別町	2	標津町	1	札幌市石狩市滝川市下川町	6	札幌市石狩市滝川市下川町	6	(財)札幌市下水道資源公社	1	函館湾流域下水道事務組合	1								
	青森県 382	青森県	16	青森市	23	弘前市	52	八戸市	34	黒石市	2	十和田市	11	三沢市	32	むつ市	5	平舘村	2	三厩村	1	鱒ヶ沢町	2	木造町	10	深浦町	2	岩木町	3	相馬村	1	藤崎町	1	尾上町	3	浪岡町	1	平賀町	7	田舎館村	5	碓ヶ関村	1	板柳町	8	金木町	1	鶴田町	5	野辺地町	12	百石町	1	六戸町	4	上北町	1	東北町	8	天間林村	5	下田町	10	六ヶ所村	10	大畑町	2	大間町	4	東通村	4	三戸町	2	五戸町	5	南部町	2	階上町	6	新郷村	6	(財)青森県下水道公社	52			青森県土地改良事業団体連合会	15	中部上北広域事業組合	5																																																																																																																																																																																																							
		岩手県 442	岩手県	42	盛岡市	50	宮古市	10	大船渡市	22	水沢市	13	花巻市	10	北上市	10	久慈市	11	遠野市	20	一関市	15	陸前高田市	8	釜石市	1	江刺市	10	二戸市	18	雫石町	4	岩手町	10	西根町	5	玉山村	4	紫波町	12	矢巾町	2	大迫町	3	石鳥谷町	5	東和町	4	湯田町	4	沢内村	2	金ヶ崎町	2	前沢町	4	胆沢町	5	花泉町	3	平泉町	2	大東町	14	千厩町	3	東山町	13	住田町	2	三陸町	1	大槌町	6	宮守村	6	田老町	2	山田町	10	岩泉町	5	軽米町	4	種市町	5	野田村	4	大野村	1	九戸村	2	安代町	8	一戸町	2			(財)岩手県下水道公社	42	(財)岩手県土木技術振興協会	1																																																																																																																																																																																										
			宮城県 406	宮城県	49	仙台市	56	石巻市	27	塩竈市	13	古川市	11	白石市	1	名取市	5	角田市	5	多賀城市	13	岩沼市	13	蔵王町	1	大河原町	1	村田町	5	柴田町	4	丸森町	5	亘理町	1	山元町	1	松島町	21	大和町	3	中新田町	2	宮崎町	1	鹿島台町	2	岩出山町	6	鳴子町	6	若柳町	2	高清水町	3	一迫町	2	瀬峰町	16	鶯沢町	2	金成町	4	志波姫町	1	花山村	1	迫町	2	東和町	8	豊里町	5	石越町	1	河北町	9	雄勝町	2	桃生町	6	北上町	5	女川町	14	牡鹿町	6	志津川町	4	津山町	4	本吉町	5	歌津町	2	(財)宮城県下水道公社	32																																																																																																																																																																																															

都道府県名	研修生派遣都道府県市町村名及び研修受講者数(人)												
	(社)宮城県建設センター		12	迫川広域公共下水道組合		4	(財)仙台市下水道公社		2				
秋田県 310	秋田県	135	秋田市	59	能代市	5	横手市	6	大館市	6	本荘市	2	
	男鹿市	3	湯沢市	13	大曲市	1	鹿角市	1	鷹巣町	1	森吉町	4	
	阿仁町	1	田代町	3	上小阿仁村	1	二ッ井町	1	八森町	1	山本町	1	
	藤里町	4	峰浜村	2	五城目町	1	昭和町	2	飯田川町	1	仁賀保町	1	
	金浦町	1	矢島町	4	岩城町	2	由利町	1	東由利町	1	大内町	2	
	神岡町	4	西仙北町	1	田沢湖町	1	協和町	6	仙北町	1	増田町	2	
	平鹿町	2	十文字町	2	雄勝町	1	羽後町	12	皆瀬村	1			
	(社)秋田県建設技術センター		7	仁賀保地区衛生施設組合		4							
	山形県 258	山形県	17	山形市	65	米沢市	26	鶴岡市	13	酒田市	19	新庄市	4
		寒河江市	10	長井市	6	天童市	1	東根市	7	南陽市	3	山辺町	2
中山町		1	河北町	6	西川町	3	金山町	1	最上町	4	真室川町	3	
戸沢村		2	高島町	2	川西町	1	小国町	4	白鷹町	1	飯豊町	1	
立川町		1	余目町	3	柳引町	3	朝日村	1	遊佐町	4	松山町	7	
(財)山形県下水道公社		31	(財)山形県建設技術センター		1		尾花沢市・大石町環境衛生事業組合				5		
福島県 415		福島県	17	福島市	36	会津若松市	26	郡山市	41	いわき市	49	白河市	12
		原町市	22	須賀川市	7	喜多方市	5	相馬市	26	二本松市	4	桑折町	1
		伊達町	2	国見町	1	梁川町	2	本宮町	5	田島町	10	熱塩加納村	3
		北塩原村	3	塩川町	4	西会津町	1	磐梯町	2	猪苗代町	4	会津坂下町	1
	柳津町	3	会津高田町	3	会津本郷町	8	棚倉町	19	塙町	1	平田村	1	
	浅川町	1	三春町	10	大越町	1	船引町	2	広野町	3	富岡町	7	
	大熊町	2	双葉町	6	浪江町	1	新地町	11	鹿島町	3			
	(財)福島県下水道公社		46	(財)福島県建設技術センター		3							
	茨城県 371	茨城県	46	水戸市	5	日立市	19	土浦市	11	古河市	16	石岡市	3
		下館市	4	結城市	20	龍ヶ崎市	2	水海道市	12	北茨城市	2	岩井市	14
つくば市		6	ひたちなか市	12	鹿嶋市	2	潮来市	1	小川町	14			
内原町		8	常北町	1	大洗町	1	友部町	1	岩間町	4	岩瀬町	1	
東海村		7	那珂町	9	瓜連町	2	大宮町	4	波崎町	1	麻生町	4	
潮来町		14	江戸崎町	1	河内町	1	桜川村	1	東町	2	霞ヶ浦町	2	
玉里村		6	八郷町	3	千代田町	1	明野町	1	八千代町	2	総和町	23	
猿島町		2	境町	5	守谷町	3	利根町	5	日立・高萩・十王広域下水道組合	14			
取手地方広域下水道組合		26	友部・笠間広域下水道組合		13		築南地方行政事務組合				9		
谷和原・伊奈下水道組合		5											
栃木県 367	栃木県	16	宇都宮市	39	足利市	43	栃木市	6	佐野市	2	鹿沼市	10	
	今市市	8	小山市	6	真岡市	20	大田原市	2	黒磯市	4	粟野町	3	
	二宮町	1	益子町	3	茂木町	1	芳賀町	1	石橋町	1	藤原町	1	
	氏家町	1	喜連川町	1	烏山町	2	小川町	4	黒羽町	1	那須町	3	
	西那須野町	5	塩原町	1	田沼町	1	葛生町	1					
	(財)栃木県建設総合技術センター		165	栃木県県央地域開発事業団		10		自治医大周辺下水道組合				5	
	群馬県 300	群馬県	33	前橋市	36	高崎市	47	桐生市	4	伊勢崎市	15	沼田市	4
		渋川市	13	藤岡市	3	富士見村	3	大胡町	3	宮城村	3	群馬町	3
		子持村	1	小野上村	1	伊香保町	5	新町	4	吉井町	3	甘楽町	3
		中之条町	4	吾妻町	2	嬬恋村	3	草津町	5	白沢村	1	玉村町	2
尾島町		5	新田町	1	大間々町	6	板倉町	9	明和町	2			
(財)群馬県下水道公社		71	(財)群馬県建設技術センター		5								
埼玉県 770		埼玉県	77	川越市	28	熊谷市	7	川口市	55	浦和市	12	大宮市	20
		行田市	13	秩父市	8	所沢市	25	飯能市	21	加須市	16	本庄市	10
		東松山市	14	岩槻市	2	狭山市	40	羽生市	7	鴻巣市	9	深谷市	12
		上尾市	16	与野市	8	草加市	51	越谷市	31	蕨市	9	戸田市	9
	入間市	21	鳩ヶ谷市	2	志木市	7	和光市	6	新座市	17	久喜市	12	
	北本市	3	八潮市	14	上福岡市	1	三郷市	10	蓮田市	11	日高市	14	
	吉川市	2	さいたま市	4	伊奈町	14	吹上町	15	大井町	2	滑川町	3	
	嵐山町	3	小川町	6	横瀬町	7	上里町	2	妻沼町	6	岡部町	4	

都道府県名	研修生派遣都道府県市町村名及び研修受講者数(人)											
	騎西町	1	川里村	2	松伏町	3	庄和町	1	(財)埼玉県下水道公社		54	
	坂戸、鶴ヶ島下水道組合	17	秩北衛生下水道組合	5	秩父衛生組合1							
千葉県 626	千葉県	12	千葉市	80	銚子市	12	市川市	14	船橋市	59	館山市	20
	木更津市	28	松戸市	29	野田市	2	佐原市	10	茂原市	9	佐倉市	25
	東金市	33	旭市	8	習志野市	37	柏市	17	勝浦市	5	市原市	57
	流山市	3	八千代市	6	鴨川市	1	鎌ヶ谷市	14	浦安市	11	四街道市	1
	袖ヶ浦市	10	八街市	7	印西市	1	白井市	12	関宿町	3	栄町	7
	小見川町	9	東庄町	1	大網白里町	3	九十九里町	7	芝山町	2	長生村	3
	長南町	2	(財)千葉県下水道公社		51	君津・富津広域下水道組合	13					
	(財)千葉市都市整備公社	2										
東京都 364	東京都	125	江東区	2	大田区	2	世田谷区	7	練馬区	7	足立区	10
	葛飾区	2	江戸川区	8	八王子市	12	立川市	10	武蔵野市	1	三鷹市	5
	青梅市	8	町田市	48	日野市	7	国分寺市	3	国立市	6	福生市	1
	狛江市	3	東久留米市	2	武蔵村山市	6	稲城市	9	羽村市	6	あきる野市	2
	瑞穂町	4	日の出町	1	新島村	1	小笠原村	2	東京都下水道サービス(株)			17
	(財)東京都新都市建設公社	47										
神奈川県 526	神奈川県	4	横浜市	22	川崎市	23	横須賀市	47	平塚市	13	鎌倉市	23
	藤沢市	66	小田原市	4	茅ヶ崎市	12	逗子市	2	相模原市	40	三浦市	20
	秦野市	29	厚木市	15	大和市	21	伊勢原市	14	海老名市	19	座間市	13
	綾瀬市	29	葉山町	9	寒川町	4	大磯町	2	二宮町	1	大井町	1
	箱根町	9	清川村	1	津久井町	10	藤野町	2	(財)神奈川県下水道公社			71
新潟県 717	新潟県	137	新潟市	48	長岡市	12	三条市	14	柏崎市	13	新発田市	12
	新津市	10	小千谷市	10	加茂市	7	十日町市	1	見附市	11	村上市	11
	燕市	10	栃尾市	13	糸魚川市	11	新井市	6	五泉市	11	両津市	13
	白根市	15	豊栄市	14	上越市	30	安田町	1	水原町	9	聖籠町	14
	加治川村	7	紫雲寺町	1	中条町	12	村松町	7	横越町	2	亀田町	5
	岩室村	4	分水町	3	吉田町	1	巻町	3	西川町	4	黒埼町	6
	下田村	2	栄町	3	中之島町	8	津川町	3	鹿瀬町	2	三川村	2
	越路町	7	三島町	5	和島村	1	出雲崎町	4	寺泊町	1	小出村	1
	湯之谷村	2	広神村	3	湯沢町	3	塩沢町	2	津南町	8	中里村	15
	小国町	3	西山町	4	浦川原村	1	松代町	1	松之山町	2	柿崎町	2
	大潟町	1	頸城村	3	吉川町	2	妙高高原町	2	中郷村	5	妙高村	3
	板倉町	10	名立町	4	能生町	5	青海町	6	関川村	2	荒川町	4
	神林村	3	朝日村	15	相川町	3	佐和田町	6	金井町	2	新穂村	4
	畑野町	3	小木町	4	赤泊村	2	(財)新潟県下水道公社		51			
	(財)新潟県建設技術センター	4										
富山県 194	富山県	23	富山市	15	高岡市	16	新湊市	6	魚津市	8	氷見市	8
	滑川市	14	黒部市	4	砺波市	7	小矢部市	4	大山町	4	入善町	2
	朝日町	2	八尾町	1	婦中町	9	山田村	1	大島町	3	庄川町	2
	井波町	1	井口村	1	福野町	16	福光町	10	福岡町	4		
	(財)富山県下水道公社	20		中新川広域行政事務組合		13						
石川県 283	石川県	68	金沢市	33	七尾市	3	小松市	6	輪島市	37	珠洲市	2
	加賀市	12	羽咋市	6	松任市	13	山中町	2	根上町	8	鶴来町	2
	野々市町	3	鳥越村	1	津幡町	5	高松町	1	内灘町	14	志雄町	3
	志賀町	1	押水町	2	田鶴浜町	1	鳥屋町	1	中島町	1	鹿島町	2
	能登島町	2	鹿西町	1	穴水町	4	門前町	5	能都町	2	柳田村	1
	(財)石川県下水道公社	26		宇ノ気七塚都市計画下水道施設組合		14		河北郡広域事務組合				1
福井県 182	福井県	8	福井市	8	敦賀市	11	武生市	4	小浜市	12	大野市	18
	勝山市	4	鯖江市	19	美山町	3	松岡町	3	永平寺町	1	芦原町	6
	金津町	4	丸岡町	7	春江町	6	坂井町	4	今立町	2	南条町	1
	河野村	1	朝日町	1	織田町	1	清水町	2	三方町	4	美浜町	10
	上中町	4	高浜町	5	(財)福井県下水道公社		27	五領川公共下水道事務組合				6
山梨県	山梨県	9	甲府市	2	塩山市	2	都留市	8	山梨市	2	春日居町	2

都道府県名	研修生派遣都道府県市町村名及び研修受講者数(人)																																																																										
106	石和町 2	増穂町 1	中富町 3	竜王町 7	田富町 1	甲西町 2	明野村 7	長坂町 4	大泉村 1	小淵沢町 4	山中湖村 1	上野原町 11	(財)山梨県下水道公社 32	(社)山梨県建設技術センター 5																																																													
長野県 824	長野県 82	長野市 85	松本市 34	上田市 20	岡谷市 7	飯田市 2	諏訪市 20	須坂市 12	小諸市 7	伊那市 16	駒ヶ根市 20	中野市 7	大町市 12	飯山市 11	茅野市 2	塩尻市 22	更埴市 4	川上村 1	軽井沢町 4	望月町 1	浅科村 1	丸子町 12	東部町 4	青木村 2	下諏訪町 3	富士見町 8	原村 1	高遠町 5	辰野町 5	箕輪町 9	飯島町 4	南箕輪村 10	中川村 6	宮田村 5	松川町 3	高森町 12	阿智村 3	喬木村 5	豊丘村 4	上松町 5	南木曽町 3	橋川村 1	木祖村 4	明科町 1	麻績村 2	波田町 6	山形村 4	朝日村 5	豊科町 9	穂高町 7	三郷村 12	堀金村 2	池田町 1	松川村 10	白馬村 2	小谷村 1	上山田町 4	坂城町 1	戸倉町 5	小布施町 1	山ノ内町 3	木島平村 9	野沢温泉村 2	信州新町 3	豊野町 1	信濃町 2	三水村 1	戸隠村 3	小川村 3	(財)長野県下水道公社 217	佐久下水道組合 6	南佐久環境衛生組合 10	飯綱行政水道 3	南安曇土木振興会 3	北安曇土木振興会 1
岐阜県 445	岐阜県 26	岐阜市 39	大垣市 17	高山市 9	多治見市 13	中津川市 1	美濃市 4	瑞浪市 1	羽島市 14	恵那市 3	美濃加茂市 4	土岐市 5	各務原市 2	可児市 37	柳津町 4	海津町 10	平田町 19	南濃町 5	養老町 4	垂井町 3	関ヶ原町 8	輪之内町 1	安八町 11	池田町 1	北方町 5	本巣町 6	穂積町 1	巢南町 8	根尾村 1	高富町 1	洞戸村 1	武芸川町 6	八幡町 9	高鷲村 1	川辺町 9	七宗町 4	八百津町 6	御嵩町 8	笠原町 21	坂下町 1	付知町 2	福岡町 2	岩村町 4	明智町 1	上矢作町 1	萩原町 4	小坂町 3	金山町 2	古川町 12	国府町 5	下水道公社 2	(財)岐阜県浄水事業公社 21	(財)岐阜県建設研究センター 56	恵那郡南部衛生施設利用組合 1																					
静岡県 572	静岡県 47	静岡市 42	浜松市 7	沼津市 14	清水市 21	熱海市 4	三島市 4	富士宮市 33	伊東市 2	島田市 15	富士市 28	磐田市 13	焼津市 8	掛川市 18	藤枝市 17	御殿場市 15	袋井市 11	天竜市 3	浜北市 8	下田市 11	裾野市 1	湖西市 1	南伊豆町 1	修善寺町 3	戸田村 1	函南町 1	韮山町 5	大仁町 2	天城湯ヶ島町 2	中伊豆町 5	清水町 7	長泉町 4	小山町 9	蒲原町 1	相良町 2	吉田町 2	大須賀町 9	浜岡町 5	菊川町 5	大東町 23	春野町 20	浅羽町 9	福田町 7	竜洋町 3	豊田町 5	豊岡村 12	佐久間町 2	水窪町 2	舞阪町 1	新居町 13	細江町 7	引佐町 2	(財)静岡県下水道公社 71	(財)静岡県総合管理公社 4	岳南排水路管理組合 4																				
愛知県 706	愛知県 80	名古屋市 7	豊橋市 29	岡崎市 10	一宮市 18	瀬戸市 8	半田市 18	春日井市 30	豊川市 10	碧南市 16	刈谷市 19	豊田市 31	安城市 26	西尾市 13	犬山市 10	常滑市 9	江南市 13	尾西市 7	小牧市 29	稲沢市 21	新城市 4	東海市 25	大府市 10	知多市 14	知立市 8	尾張旭市 12	高浜市 7	岩倉市 3	豊明市 9	日進市 10	東郷町 6	長久手町 10	豊山町 3	師勝町 1	西春町 3	大口町 2	扶桑町 10	木曾川町 8	平和町 4	七宝町 2	美和町 8	大治町 1	佐屋町 1	立田村 1	八開村 1	佐織町 2	阿久比町 4	東浦町 9	美浜町 2	武豊町 12	設楽町 2	東栄町 1	音羽町 1	小坂井町 1	田原町 13	赤羽根町 3	渥美町 6	(財)愛知水と緑の公社 81	愛知県建設技術研究所 2																
三重県 565	三重県 151	津市 17	四日市市 57	伊勢市 22	松阪市 15	桑名市 13	上野市 2	鈴鹿市 35	名張市 7	亀山市 5	久居市 12	多度町 2	長島町 9	木曾岬町 1	員弁町 3	東員町 5	菟野町 15	楠町 5	朝日町 4	川越町 7	関町 2	芸濃町 5	美里村 2	一志町 1	白山町 1	三雲町 4	明和町 4	玉城町 3	二見町 2	小俣町 5																																													

都道府県名	研修生派遣都道府県市町村名及び研修受講者数(人)											
	南勢町	2	御菌村	7	伊賀町	7	島ヶ原村	6	志摩町	1	阿児町	5
	磯部町	1	紀伊長島町	5	御浜町	5						
	(財)三重県下水道公社	54	(財)三重県建設技術センター	55	(財)三重県都市整備協会	1						
滋賀県 214	滋賀県	12	大津市	1	彦根市	19	長浜市	11	近江八幡市	2	草津市	33
	守山市	12	栗東市	9	志賀町	10	中主町	1	石部町	2	甲西町	6
	土山町	3	甲南町	1	信楽町	2	安土町	5	竜王町	1	能登川町	2
	愛知川町	4	豊郷町	3	甲良町	7	多賀町	1	山東町	3	伊吹町	1
	米原町	1	近江町	7	湖北町	1	びわ町	1	高月町	3	今津町	4
	朽木村	1	高島町	6	新旭町	4			(財)滋賀県下水道公社		35	
京都府 336	京都府	38	京都市	48	福知山市	24	舞鶴市	23	綾部市	7	宇治市	24
	亀岡市	8	城陽市	18	向日市	9	長岡京市	26	八幡市	17	京田辺市	14
	久御山町	9	宇治田原町	3	山城町	3	木津町	9	加茂町	4	和束町	3
	京北町	2	園部町	4	八木町	1	三和町	3	大江町	1	野田川町	2
	網野町	2	久美浜町	3	(財)京都府下水道公社	17			峰山・大宮公共下水道組合		14	
大阪府 423	大阪府	18	大阪市	24	堺市	48	岸和田市	11	豊中市	3	池田市	1
	吹田市	21	泉大津市	17	高槻市	1	貝塚市	4	守口市	3	枚方市	12
	茨木市	10	八尾市	18	泉佐野市	6	富田林市	2	寝屋川市	22	河内長野市	7
	松原市	2	大東市	4	和泉市	10	箕面市	4	柏原市	13	羽曳野市	5
	摂津市	18	高石市	19	藤井寺市	11	東大阪市	9	四條畷市	8	阪南市	14
	島本町	3	能勢町	6	熊取町	4	千早赤阪村	2	美原町	1		
	泉北環境整備施設組合	3	寝屋川北部広域下水道組合	17	寝屋川南部広域下水道組合	7			南大阪湾岸北部流域下水道組合		4	
	大和川下流域下水道組合	16	安威川、淀川右岸流域下水道組合	5								
	淀川左岸流域下水道組合	5	南大阪湾岸南部流域下水道組合	5								
兵庫県 556	兵庫県	14	神戸市	2	姫路市	38	尼崎市	15	明石市	19	西宮市	15
	洲本市	1	芦屋市	3	相生市	2	豊岡市	1	加古川市	13	龍野市	9
	西脇市	7	宝塚市	9	三木市	21	高砂市	20	川西市	13	小野市	16
	三田市	17	加西市	6	篠山市	8	猪名川町	4	吉川町	10	社町	2
	滝野町	5	中町	8	八千代町	1	黒田庄町	3	稲美町	1	播磨町	10
	家島町	3	神崎町	9	市川町	1	福崎町	6	香寺町	11	大河内町	3
	新宮町	1	揖保川町	2	御津町	3	太子町	7	佐用町	1	上月町	6
	三日月町	3	山崎町	9	一宮町	2	城崎町	1	竹野町	2	香住町	1
	日高町	18	出石町	3	村岡町	4	温泉町	3	養父町	1	関宮町	1
	柏原町	8	市島町	3	篠山町	1	今田町	2	津名町	4	北淡町	1
	一宮町	4	緑町	6	西淡町	19	三原町	9				
	(財)兵庫県下水道公社	79	播磨高原広域事務組合	3	淡路・東浦広域下水道組合	18						
	養父郡広域事務組合	4	朝来郡広域行政事務組合	1								
奈良県 168	奈良県	26	大和高田市	6	大和郡山市	19	天理市	8	橿原市	21	桜井市	4
	御所市	6	生駒市	14	月ヶ瀬村	1	平群町	3	三郷町	2	斑鳩町	4
	安堵町	2	川西町	2	大宇陀町	2	榛原町	5	明日香村	1	當麻町	2
	上牧町	3	広陵町	3	吉野町	2	下市町	1	(財)奈良県下水道公社		31	
和歌山県 124	和歌山県	22	和歌山市	54	橋本市	8	有田市	1	御坊市	2	貴志川町	2
	かつらぎ町	4	高野口町	6	九度山町	1	吉備町	6	由良町	1	龍神村	1
	南部町	4	白浜町	5	上富田町	1	串本町	1	那智勝浦町	1	太地町	1
	本宮町	2	(財)和歌山県下水道公社	1								
鳥取県 243	鳥取県	22	鳥取市	36	米子市	14	倉吉市	11	境港市	7	国府町	2
	岩美町	10	郡家町	11	八東町	3	若桜町	1	用瀬町	10	智頭町	5
	気高町	7	鹿野町	2	青谷町	3	泊村	4	三朝町	2	関金町	1
	北条町	11	大栄町	18	東伯町	5	赤碓町	8	西伯町	3	岸本町	6
	淀江町	4	大山町	1	名和町	3	中山町	2	日野町	1		
	(財)鳥取県天神川流域下水道公社	11	(財)鳥取県建設技術センター	19								
島根県 170	島根県	34	松江市	19	浜田市	7	出雲市	12	益田市	1	大田市	1
	安来市	8	江津市	2	平田市	8	鹿島町	3	東出雲町	6	玉湯町	2
	安道町	7	大東町	2	加茂町	5	赤来町	2	斐川町	17	多伎町	4

都道府県名	研修生派遣都道府県市町村名及び研修受講者数(人)											
	湖陵町	3	大社町	4	邑智町	4	石見町	6	津和野町	2	日原町	2
	六日市町	3	布施村	1	海士町	1						
	木次町・三刀屋町	2	公共下水道事務組合	2	島根県土地開発公社	2						
岡山県 596	岡山市	40	岡山市	68	倉敷市	56	津山市	8	玉野市	11	笠岡市	29
	井原市	12	総社市	10	高梁市	12	新見市	20	備前市	14	御津町	2
	建部町	5	瀬戸町	3	山陽町	1	熊山町	9	吉井町	18	日生町	2
	吉永町	5	佐伯町	7	和気町	2	邑久町	2	長船町	2	灘崎町	4
	清音村	10	船穂町	12	金光町	10	鴨方町	15	寄島町	3	里庄町	5
	矢掛町	12	真備町	5	大佐町	2	哲多町	2	哲西町	6	勝山町	2
	久世町	4	美甘村	1	川上村	6	八束村	12	中和村	4	加茂町	6
	鏡野町	5	勝田町	1	勝央町	4	奈義町	2	勝北町	7	大原町	17
	美作町	2	作東町	5	英田町	6	中央町	4	久米南町	6	久米町	8
	柵原町	1			(財)岡山県下水道公社	29	(財)岡山市下水道公社	30				
	(株)蒜山下水道公社	3	岡山県土地開発公社	2			吉備高原下水道組合	5				
広島県 488	広島市	12	広島市	68	広島市安佐南区	3	広島市安佐北区	2	広島市安芸区	2	広島市佐伯区	2
	呉市	22	竹原市	4	三原市	7	尾道市	5	福山市	36	三次市	13
	庄原市	6	東広島市	6	廿日市市	25	府中町	24	海田町	7	熊野町	4
	坂町	4	江田島町	16	音戸町	2	倉橋町	5	蒲刈町	1	大野町	7
	湯来町	6	佐伯町	5	大柿町	5	筒賀村	3	戸河内町	3	大朝町	5
	千代田町	1	吉田町	1	甲田町	2	向原町	6	黒瀬町	5	福富町	4
	豊栄町	4	大和町	5	河内町	4	本郷町	3	安芸津町	7	安浦町	3
	川尻町	6	御調町	6	沼隈町	1	新市町	4	上下町	5	総領町	1
	甲奴町	1	三良坂町	9	東城町	13			(財)広島県下水道公社	44		
	(財)広島市下水道公社	36	(財)広島県建設技術センター	6	広島県土地改良事業団体連合会	1						
山口県 370	山口県	52	下関市	8	宇部市	18	山口市	29	萩市	13	徳山市	17
	防府市	26	下松市	8	岩国市	13	小野田市	5	光市	15	長門市	9
	柳井市	6	美祇市	12	新南陽市	6	橋町	7	由宇町	1	玖珂町	7
	周東町	1	錦町	8	大和町	2	田布施町	3	平生町	12	鹿野町	13
	徳地町	7	秋穂町	1	小郡町	6	楠町	3	山陽町	3	豊田町	2
	豊浦町	14	豊北町	9	日置町	3	須佐町	1	旭村	1		
	(財)山口県下水道公社	20	宇部・阿知須公共下水道組合	8	(財)山口県建設技術センター	1						
徳島県 73	徳島県	17	徳島市	37	鳴門市	3	阿南市	1	那賀川町	1	海南町	1
	松茂町	1	藍住町	1	鴨島町	5	貞光町	1	穴吹町	1	三好町	4
香川県 217	香川県	8	高松市	72	丸亀市	10	坂出市	6	善通寺市	2	観音寺市	11
	大川町	6	志度町	9	牟礼町	4	庵治町	2	塩江町	1	香川町	6
	香南町	4	直島町	7	綾上町	5	綾南町	7	国分寺町	8	綾歌町	8
	飯山町	12	宇多津町	1	満濃町	6	琴平町	1	多度津町	6	仲南町	2
	(財)香川県下水道公社	13										
愛媛県 320	愛媛県	4	松山市	79	今治市	17	宇和島市	23	八幡浜市	7	新居浜市	23
	西条市	14	大洲市	7	川之江市	10	伊予三島市	5	伊予市	15	北条市	4
	朝倉村	1	波方町	3	大西町	1	吉海町	12	伯方町	3	弓削町	11
	生名村	4	岩城村	2	上浦町	3	大三島町	12	関前村	1	重信町	8
	川内町	5	久万町	6	松前町	12	砥部町	2	中山町	5	内子町	12
	保内町	2	伊方町	2	東予市・丹原町公共下水道事務組合	5						
高知県 95	高知県	3	高知市	37	安芸市	14	南国市	1	中村市	2	東洋町	1
	芸西村	4	土佐山田町	2	夜須町	1	香北町	4	土佐町	1	伊野町	3
	越知町	5	大正町	1	(財)高知県下水道公社	11	(社)高知県建設技術公社	5				
福岡県 429	福岡県	43	北九州市	47	福岡市	9	大牟田市	14	久留米市	9	直方市	15
	飯塚市	1	甘木市	13	八女市	3	筑後市	5	大川市	8	行橋市	11
	豊前市	9	中間市	5	小郡市	8	筑紫野市	8	春日市	6	大野城市	10
	宗像市	11	太宰府市	4	前原市	17	古賀市	9	那珂川町	2	篠栗町	5
	志免町	2	新宮町	2	久山町	3	粕屋町	1	津屋崎町	6	玄海町	1
	芦屋町	3	水巻町	2	岡垣町	3	遠賀町	4	鞍手町	6	若宮町	1

都道府県名	研修生派遣都道府県市町村名及び研修受講者数(人)											
	杷木町	1	三輪町	5	夜須町	6	志摩町	1	浮羽町	5	大刀洗町	4
	黒木町	1	広川町	4	苅田町	6	豊津町	4	吉富町	6	築城町	1
	(財)福岡県下水道公社		75	福岡県地区水道企業団		1	柳川・三橋下水道組合		3			
佐賀県 284	佐賀県	33	佐賀市	20	唐津市	13	鳥栖市	15	多久市	4	伊万里市	15
	武雄市	1	鹿島市	10	諸富町	4	川副町	4	東与賀町	21	久保田町	7
	大和町	2	富士町	12	神埼町	18	千代田町	1	三田川町	19	基山町	6
	中原町	1	北茂安町	5	三根町	1	小城町	7	三日月町	8	牛津町	5
	芦刈町	6	浜玉町	5	相知町	8	北波多村	4	玄海町	3	有田町	8
	西有田町	1	江北町	3	嬉野町	5	(財)佐賀県土木建築技術協会9					
長崎県 386	長崎県	50	長崎市	148	佐世保市	7	諫早市	11	大村市	30	松浦市	2
	三和町	10	多良見町	2	長与町	8	時津町	11	琴海町	1	外海町	7
	東彼杵町	7	川棚町	7	波佐見町	6	高来町	9	小長井町	4	瑞穂町	4
	吾妻町	5	千々石町	13	口之津町	12	宇久町	2	江迎町	3	佐々町	6
	郷ノ浦町	11	(財)長崎県建設技術研究センター		2	(財)長崎県建設技術研究センター		2				
	(財)長崎県下水道公社		4	土地開発公社		2						
熊本県 339	熊本県	45	熊本市	37	八代市	13	人吉市	9	荒尾市	2	水俣市	5
	玉名市	7	本渡市	14	山鹿市	4	牛深市	1	菊池市	5	宇土市	5
	城南町	6	富合町	10	小川町	7	岱明町	5	横島町	1	南関町	2
	長洲町	5	鹿本町	1	大津町	1	菊陽町	2	合志町	2	泗水町	6
	西合志町	8	阿蘇町	4	御船町	5	嘉島町	4	益城町	24	千丁町	4
	鏡町	7	竜北町	7	宮原町	2	錦町	3	上村	8	免田町	4
	岡原村	1	多良木町	4	湯前町	1	須恵村	1	大矢野町	2	松島町	3
	苓北町	6	天草町	2	河浦町	2	(財)熊本県下水道公社		28			
	松橋不知火下水道組合		7	合志西合志下水道組合		6	熊本県建設技術センター		1			
大分県 231	大分県	16	大分市	91	別府市	12	中津市	14	日田市	21	佐伯市	10
	白杵市	7	津久見市	8	豊後高田市	17	杵築市	2	宇佐市	5	国見町	2
	姫島村	3	国東町	1	武蔵町	1	安岐町	4	日出町	3	山香町	2
	湯布院町	1	上浦町	1	蒲江町	1	大野町	1	玖珠町	2	天瀬町	2
	安心院町	1	(財)大分県建設技術センター		3							
宮崎県 237	宮崎県	15	宮崎市	49	都城市	13	延岡市	39	日南市	13	小林市	4
	日向市	19	串間市	10	西都市	9	清武町	13	田野町	6	佐土原町	5
	北郷町	5	三股町	2	山之口町	2	高城町	2	山田町	2	高崎町	2
	国富町	10	綾町	1	高鍋町	4	西米良村	2	木城町	2	川南町	1
	高千穂町	6	西臼杵郡衛生組合		1							
鹿児島県 150	鹿児島県	1	鹿児島市	30	川内市	12	鹿屋市	7	串木野市	2	名瀬市	6
	出水市	8	大口市	4	指宿市	4	知覧町	5	伊集院町	4	宮之城町	1
	上甕村	1	高尾野町	8	加治木町	4	始良町	4	牧園町	8	末吉町	10
	志布志町	1	大崎町	4	笠利町	5	和泊町	9	知名町	4		
	国分・隼人公共下水道組合		8									
沖縄県 173	沖縄県	33	那覇市	23	石川市	5	具志川市	7	宜野湾市	4	平良市	1
	石垣市	6	浦添市	21	名護市	14	糸満市	12	沖縄市	3	嘉手納町	2
	北谷町	7	北中城村	1	中城村	4	西原町	7	豊見城村	4	東風平町	1
	佐敷町	4	与那原町	7	南風原町	5	渡嘉敷村	1	座間味村	1		
国・公団等 182	国	32	都市基盤整備公団	81	地域振興整備公団	10						
	その他		59									
合計 17,718												

## V 技術開発

## 1. 平成13年度までに終了した試験研究テーマ一覧

## I 技術開発・実用化促進のための研究・調査及び試験

## 1 汚泥の処理処分に関する技術

固有	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 汚泥脱水機の試験調査 (49～51)</li> <li>(2) 汚泥焼却設備の試験調査 (50～52)</li> <li>(3) 汚泥新型シックナー、新型脱水機の試験調査 (52～54)</li> <li>(4) 新型焼却設備の試験調査 (53～54)</li> <li>(5) 最終処分に応じた汚泥処理システムに関する試験調査 (53～57)</li> <li>(6) 生脱水焼却方式汚泥処理の省エネルギー面から見た管理手法の試験調査 (55～57)</li> <li>(7) 汚泥の腐敗抑制による重力濃縮タンクの機能改善に関する調査 (58～60)</li> <li>(8) 自然条件を利用した下水汚泥の処理技術に関する調査 (60～62)</li> <li>(9) 汚泥脱水工程の新しい管理手法に関する調査 (63～2)</li> <li>(10) 簡易な汚泥処理手法の開発に関する調査 (元～3)</li> </ul>
国受託	<ul style="list-style-type: none"> <li>(11) 下水汚泥の焼却に伴う大気汚染調査 (50～52)</li> <li>(12) 汚泥処理消化プロセスからの脱離液の処理調査 (50～51)</li> <li>(13) 下水汚泥の資源化に関する調査 (52～57)</li> <li>(14) 汚泥管理手法の改善に関する調査 (52～57)</li> <li>(15) 下水汚泥の農業利用に関する調査 (50～59)</li> <li>(16) 下水汚泥の建設資材化に関する調査 (57～59)</li> <li>(17) 汚泥焼却炉の省エネルギー化に関する調査 (58～60)</li> <li>(18) 広域下水汚泥処理処分事業にかかわる技術開発調査 (56～60)</li> <li>(19) 汚泥焼却炉の適正配置に関する調査 (60～62)</li> <li>(20) 下水汚泥の農地等への施用に関する調査 (60～63)</li> <li>(21) 汚泥熔融プロセスの省エネルギー化に関する調査 (61～元)</li> <li>(22) 焼却処理の適正化に関する調査 (63～2)</li> </ul>
地方等受託	<ul style="list-style-type: none"> <li>(23) 汚泥蒸発乾燥法の技術調査 (福知山市) (49～51)</li> <li>(24) 汚泥回転気流焼却炉の技術調査 (前橋市) (50～51)</li> <li>(25) スラッジケーキ等と特殊セメントによる混練固化物の物性試験並びに解析 (東京都) (52)</li> <li>(26) 石巻市公共下水道東部下処理場の汚泥脱水実験 (石巻市) (53)</li> <li>(27) 久留米市津福終末処理場スクリーンプレス脱水機の技術調査 (久留米市) (53)</li> <li>(28) 桐生市境野下水処理場における空気酸化低温熱処理パイロットプラント技術調査 (桐生市) (53～54)</li> <li>(29) 川崎市公共下水道加瀬処理場の建設に係る技術的調査 (川崎市) (53)</li> <li>(30) 姫路市における皮革廃水汚泥の焼却に関する技術調査 (姫路市) (53～55)</li> <li>(31) 新型脱水機 (スクリーンプレス) の技術調査 (西宮市) (54)</li> <li>(32) 神戸市における汚泥処理システムに関する技術調査 (神戸市) (54)</li> <li>(33) 堺市津久野処理場スクリーンプレス脱水機の技術調査 (堺市) (55)</li> <li>(34) 乾燥段付流動焼却炉の試験調査 (兵庫県) (55)</li> <li>(35) 川崎市公共下水道加瀬下水処理場汚泥熔融炉の事後評価にかかる技術的援助 (川崎市) (55)</li> <li>(36) 福知山市汚泥蒸発乾燥設備の油回収に関する技術調査 (福知山市) (55)</li> <li>(37) 天童終末処理場のコンポスト化施設に関する技術調査 (天童市) (55)</li> <li>(38) 沖縄県中部流域下水道における消化ガス発電等にかかる技術調査 (沖縄県) (55～56)</li> <li>(39) 神戸市における汚泥熱処理分離液の処理実験プラントに関する調査 (神戸市) (56)</li> <li>(40) 西町処理場汚泥消化ガス発電等に係る技術調査 (苫小牧市) (55～57)</li> <li>(41) 桐生市境野下水処理場における熱処理施設の技術調査 (桐生市) (57)</li> <li>(42) 泉北下水処理場最適運転化における施設の運用に関する調査 (堺市) (57)</li> </ul>

地方等受託	(43) 福知山市下水道終末処理場汚泥蒸発乾燥法の技術調査（福知山市）（58） (44) 秋田湾・雄物川流域下水道の簡易コンポスト化に関する技術調査（秋田県）（58～60） (45) 汚泥の熔融処理に関する基本調査（滋賀県）（59～60） (46) 琵琶湖流域下水道における高度処理に関する汚泥処理プロセスの技術調査（滋賀県）（60～61） (47) 青森市における下水汚泥処理の適正化に関する調査研究（青森市）（60～61） (48) 首都圏下水汚泥広域処理事業調査（東京都他）（61～63） (49) 中部圏下水汚泥広域処理事業調査（愛知県）（61～63） (50) 高度処理における汚泥処理返流水処理施設に関する技術調査（滋賀県）（62～63） (51) 静岡県下水汚泥広域処理事業調査（静岡県）（63） (52) 下水汚泥の簡易な処理処分に関する調査（松任市）（63～元） (53) 茨城県鹿島地域下水汚泥処理処分基本構想調査（茨城県）（2） (54) 千葉県湾岸ブロック下水汚泥広域処理事業基本構想調査（千葉県）（元～3）
-------	---

2 湖沼等の富栄養化防止に関する三次処理等の技術

固有	(1) 富栄養化防止のための指標の開発と実用化（50～52） (2) 処理場放流水の環境への影響調査手法の開発と実用化（50～51） (3) 富栄養化防止指標から見た水処理プロセスの試験調査（53～54） (4) 微生物による高度処理技術の試験研究（56～60） (5) バッチ式トータルオキシデーションシステムの開発に関する調査（61～62） (6) 新しい晶析脱リン技術の開発に関する調査（60～63） (7) 低コスト生物高度処理の開発に関する調査（61～2） (8) 処理水の多様な利用に応じた仕上げ処理法の開発に関する調査（元～3）
国受託	(9) 琵琶湖水質汚濁防止のための高度処理技術の開発研究（49～54） (10) 凝集沈殿法の管理手法に関する調査（55）
地方等受託	(11) 宍道湖流域下水道放流水の影響調査（島根県）（48～49） (12) 琵琶湖中部流域下水道実施設計諸元研究（滋賀県）（48） (13) 沼津市中部浄化プラント放流水が狩野川河口及び沿岸に与える影響調査（沼津市）（53） (14) 実施設計基本調査（滋賀県）（53～55） (15) 気仙沼市下水処理場放流水の影響調査（気仙沼市）（54～55） (16) 各種洗剤の下水道に対する影響に関する調査（55） (17) 循環式窒素除去プロセスの運転管理に関する技術調査（滋賀県）（55～56） (18) 信濃川下流域下水道新潟処理場の処理水の再利用に関する技術調査（新潟県）（54～56） (19) 広島市公共下水道千田下水道処理場三次処理基本調査（広島市）（57） (20) 潮来浄化センター高度処理に関する調査研究（茨城県）（58～59） (21) 琵琶湖流域下水道における高度処理のための基本調査（滋賀県）（57～60） (22) 大阪府淀川左岸渚処理場の高度処理に関する技術調査（大阪府）（57～60） (23) 下水道三次処理技術試験研究（長野県）（58～61） (24) 児島湖浄化センターの補完施設に関する調査（岡山県）（59～60） (25) 宍道湖流域下水道東部浄化センターの高度処理に関する調査研究（島根県）（60～61） (26) 川崎市加瀬下水処理場における高度処理に関する技術評価（川崎市）（60～61） (27) 琵琶湖流域下水道における高度処理プロセス最適設計に関する基本調査（滋賀県）（61～63） (28) 川崎市等々力環境センターにおける高度処理に関する技術調査（63～元） (29) 広島市西部浄化センターの高度処理技術の検討に関する調査（広島市）（元） (30) 琵琶湖流域下水道における高度処理プロセスの最適設計手法に関する技術調査（滋賀県）（元～2） (31) 児島湖流域下水道における高度処理プロセスの最適設計に関する基本調査（岡山県）（元～2） (32) 淀川左岸流域下水道渚処理場に関する調査（大阪府）（62～3） (33) 淀川左岸流域下水道渚処理場の高度処理の評価に関する技術調査（大阪府）（2～3） (34) 二次処理水のオゾン処理法に関する技術的調査（京都市）（3）

3 二次処理施設の改良に関する技術

固有	(1) 生物処理性から見た処理プロセス選択に関する試験調査 (53～55) (2) 小規模下水処理場のユニットプロセスの試験調査 (52～56) (3) 下水処理場の自動制御技術の試験調査 (49～57) (4) 接触酸化法による新しい処理システムの開発調査 (57～60) (5) 好気性ろ床を用いた新しい下水処理プロセスの開発調査 (57～60) (6) バッチシステムによる下水処理技術の開発調査 (58～60) (7) 高速生物ろ過法によるコンパクトな処理システムの開発に関する調査 (61～63) (8) 水処理施設における固液分離障害の防止に関する調査 (63～2)
国受託	(9) 既設処理場の改善指針に関する調査 (50～56) (10) 生物膜を利用した二次処理技術の改良に関する調査 (61～元) (11) 簡易な処理施設の開発に関する調査 (元～3)
地方等受託	(12) 生田処理場酸素活性汚泥法の技術調査 (川崎市) (48) (13) 二次処理における凝集剤添加の効果 (48～49) (14) 深層曝気法の評価 (北九州市) (51～52) (15) 高野町公共下水道実施設計に伴う技術調査 (高野町) (52) (16) 川崎市公共下水道仮称等々力環境センター実施設計に伴う調査 (川崎市) (53) (17) 栗山村特定環境保全公共下水道湯西川処理場の技術調査 (栗山村) (53) (18) 特定環境保全事業豊南処理場の試験調査 (豊橋市) (53～54) (19) 山形市流通センター終末処理場の技術調査 (山形市) (53～54) (20) 熱海市錦ヶ浦処理場実施設計に関する技術調査 (熱海市) (53～55) (21) 長崎市中部下水処理場曝気槽酸気装置関係設備の効率調査 (長崎市) (55～56) (22) 徳島市公共下水道中央下水処理場に係る技術的調査 (徳島市) (56) (23) 野原特定環境保全公共下水道終末処理場における下水処理方式等に関する技術調査 (舞鶴市) (57) (24) 徳島市中央下水処理場の増設計画に関する技術調査 (徳島市) (57) (25) いわき市公共下水道東部浄化センターに係る技術調査 (いわき市) (58～59) (26) 住吉処理場改善計画調査 (甲府市) (59) (27) 京都市吉祥院処理場酸素エアレーション法処理施設の技術調査 (京都市) (49～60) (28) 沖縄県に適した下水処理技術に関する調査研究 (沖縄県) (60～62) (29) 生物膜ろ過法の技術調査 (京都市) (60～63) (30) 嫌気好気ろ床法の機能に関する調査 (高根町) (62～63) (31) 二次処理水のオゾン処理に関する調査 (京都市) (元～2) (32) 鯖江市環境衛生センター増設に係わる処理方法等の検討に関する調査 (鯖江市) (元～4)

4 除害施設に関する技術

国受託	(1) 除害施設の管理に関する調査 (51～57)
地方等受託	(2) 琵琶湖埋立に伴う汚水処理調査 (滋賀県) (51) (3) P B S型超高速造粒沈殿装置の技術調査 (福山市) (51) (4) 琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センターの水質に関する技術調査 (滋賀県) (52) (5) 利根川上流流域下水道県浄化センターの水質監視システムに関する技術調査 (群馬県) (57)

5 下水道施設の合理的設計・施工に関する技術

固有	(1) 下水処理場設計の省力化 (49～51) (2) 覆蓋式下水処理場の環境条件の試験調査 (52～53) (3) 下水道施設の特異工法の試験調査 (52～56) (4) 軟弱地盤における基礎工法の合理化に関する調査 (56～59)
国受託	(5) 下水管きょにおける浸入水等の防止技術に関する調査 (53～56) (6) 小規模下水道に適した施設の開発に関する調査 (56～59) (7) 小規模下水道の整備手順の最適化に関する調査 (60～62)

国受託	(8) 小規模下水道に適した施設の実用化に関する調査 (60~62) (9) 小規模下水道施設の維持管理に関する調査 (63~2)
地方等受託	(10) 管きょに流入する地下水等の実態調査 (日本住宅公団) (52) (11) 鶴川処理場臭気対策調査 (町田市) (52) (12) 管きょに流入する地下水等の実態調査 (日本住宅公団) (54) (13) 下水道取付管施工に伴う継ぎ手部分等水密性に関する調査 (住宅・都市整備公団) (55~56) (14) 静岡県狩野川流域下水道東部浄化センター耐震設計に関する技術調査 (静岡県) (54~59) (15) 秋田湾・雄物川流域下水道 (横手処理区) に係る技術調査 (秋田県) (59) (16) 八日市市公共下水道の浸透法による雨水流出抑制に係る技術調査 (八日市市) (60) (17) 滑川公共下水道滑川終末処理場等の実施設計の作成等に関する調査 (滑川市) (62) (18) 田原町公共下水道施設の防食指針に関する調査 (田原町) (62) (19) 横浜市中部下水処理場雨水滞水池における合流式下水道の越流水対策に関する調査 (横浜市) (62~63) (20) 京都市合流式下水道の改善に関する調査 (京都市) (62~63) (21) 長崎市下水道施設の防食指針に関する調査 (長崎市) (62~元) (22) 埼玉県下水道施設の防食指針に関する調査 (埼玉県) (63~元) (23) 猪名川流域下水道施設の防食指針に関する調査 (兵庫県) (63~元) (24) 兵庫県武庫川流域下水道の合流改善に関する調査 (兵庫県) (元~2) (25) 茅ヶ崎市合流式下水道の改善に関する調査 (茅ヶ崎市) (元~2) (26) 印旛沼流域下水道の構造物調査 (千葉県) (元~2) (27) 加賀沿岸流域下水道 (大聖寺川処理区) 施設の防食指針に関する調査 (兵庫県) (元~2) (28) 印旛沼流域下水道のコンクリート耐久性に関する調査 (千葉県) (3)

## 6 バイオテクノロジーの活用による新しい下水処理技術の開発

固有	(1) 嫌気性微生物を用いた新しい下水処理技術の開発調査 (61~2)
国受託	(2) 固定化微生物を利用した新しい下水処理システムの開発に関する調査 (60~元)

## 7 小規模下水道に適した技術

固有	(1) 簡易な汚泥処理手法の開発に関する調査 (元~3) (2) 水処理・汚泥処理一体型施設の開発に関する調査 (3~7) (3) 小規模下水道システムに適したユニットプロセスの開発に関する調査 (3~5) (4) 小規模処理施設における負荷変動対策手法の開発に関する調査 (7~9)
国受託	(5) 簡易な処理施設の開発に関する調査 (元~3) (6) 小規模処理場の広域維持管理システムに関する調査 (3~6) (7) 低コスト下水処理技術の開発に関する調査 (7~9)

## 8 利用目的に対応した下水処理再利用技術

固有	(1) 処理水の多様な利用に応じた仕上げ処理法の開発に関する調査 (元~3) (2) バイオテクノロジーを活用した効率的な窒素・リン除去技術の実用化に関する調査 (3~6) (3) 難分解性物質の処理技術に関する調査 (6~8)
国受託	(4) 膜分離技術の下水処理への適用性に関する調査 (4~6) (5) 水道水源の水質保全を目的とした下水処理技術に関する調査 (6~8)
地方等受託	(6) 淀川左岸流域下水道渚処理場に関する技術調査 (大阪府) (62~3) (7) 淀川左岸流域下水道渚処理場の高度処理の評価に関する技術調査 (大阪府) (8) バイオテクノロジーの利用による酸素活性汚泥法の高度処理化に関する調査 (京都市) (3~5) (9) 二次処理水の脱色処理に関する調査 (桐生市) (3~5) (10) 二次処理水のオゾン処理法に関する技術的調査 (京都市) (3) (11) 桐生市境野水処理センター二次処理水の脱色処理に関する調査 (桐生市) (12) 木津川上流流域下水道木津川浄化センターにおける循環式硝化脱窒法 (酸素法) に関する調査 (京都府) (13) 京都府洛南浄化センターにおける硝化促進手法に関する技術調査 (京都府) (4) (14) 児島湖流域下水道における高度処理プロセス運転管理の最適化調査 (岡山県) (5~7)

地方等受託	(15) 広島県芦田川流域下水道における水質改善に関する調査（広島県）（5～8） (16) 琵琶湖流域下水道における微量有機化学物質に関する影響調査（滋賀県） (17) 京都府木津川流域下水道洛南浄化センターにおける高度処理に関する調査 (18) 岐阜県木曽川右岸流域下水道の水道水取水口への影響解析調査 (19) 沖縄県宜野湾浄化センターにおけるエアレーションタンク改築実験調査
-------	--

9 汚泥の効率的処理と有効利用のための技術

固有	(1) 下水汚泥長期貯留とその性状変化に関する調査（4～6） (2) 汚泥処理返流水から資源回収に関する技術調査（4～6） (3) 汚泥集約処理システムにおける汚泥処理返流水対策に関する調査（7～9） (4) 有効利用を目的とした下水汚泥の性状改善技術に関する調査（7～9）
国受託	(5) 下水汚泥の農地等への利用の適正管理に関する調査（元～5） (6) 汚泥溶融システムの運転管理の適正化に関する調査（2～5） (7) 排ガス処理システムの合理化に関する調査（3～6） (8) 下水汚泥の農地等への利用拡大に関する調査（6～9） (9) 下水汚泥の地盤材料等への利用拡大に関する調査（8～11）
地方等受託	(10) 琵琶湖流域下水道に適した汚泥溶融システムの設計手法に関する調査（滋賀県）（3～4） (11) 沖縄県流域下水道の効率的な汚泥処理に関する技術調査（沖縄県）（3～4） (12) 琵琶湖流域下水道における汚泥有効利用調査（滋賀県）（6～8）

10 社会ニーズに対応した下水道システムの高規格化のための技術

固有	(1) 下水道施設における硫化水素によるコンクリートの劣化機構と防止対策に関する調査（3～5） (2) 下水道施設におけるコンクリート防食技術に関する調査（6～8）
国受託	(3) 下水管路施設の耐久性の向上と再生・更新に関する調査（元～4） (4) 下水道施設における生物脱臭技術の開発に関する調査（2～4） (5) 下水管路施設の耐久性の向上と再生・更新に関する調査（元～4） (6) 下水管路施設の再生マニュアルの作成に関する調査（5～7） (7) 下水処理場におけるエネルギーの効率的利用に関する調査（5～7） (8) 被災時における汚水処理に関する調査（6） (9) 既設処理場における下水処理の高度化に関する調査（7～9） (10) 降雨レーダーを活用した総合的な浸水対策システムに関する調査（7～10）
地方等受託	(11) 加賀沿岸流域下水道（大聖寺川処理区）施設の防食設計に関する調査（石川県）（2～3） (12) 藤沢市南部処理区の合流式下水道の改善に関する調査（藤沢市）（2～4） (13) 手賀沼流域下水道（手賀沼週末処理場）の構造物調査（千葉県）（3～4） (14) 八王子市北野下水処理場構造物に関する調査（八王子市）（3） (15) 西宮市西宮処理区の合流式下水道改善に関する調査（西宮市）（3～4） (16) 荒川右岸流域下水道新河岸川処理センターにおける臭気対策に関する技術調査（埼玉県）（3～5） (17) 印旛沼流域下水道のコンクリート耐久性に関する調査（千葉県）（3） (18) 桂川右岸流域下水道の構造物調査（京都府）（4） (19) 大和市中部処理場の合流式下水道の改善に関する調査（大和市）（4～5） (20) 管渠の無人探査・補修用機械に関する調査（千葉県）（4） (21) 西宮市南部処理区の雨水対策に関する調査（西宮市）（5） (22) 岡山市公共下水道雨水排除基本計画策定調査（岡山市）（5～6） (23) 天神川流域下水道下水道腐食対策検討に関する調査（鳥取県）（7） (24) 松山市公共下水道下水処理水再利用調査（松山市）（7～9） (25) 琵琶湖流域下水道における超高度処理に関する調査（滋賀県）（8～11） (26) 静内川公共下水道下水処理施設へのし尿取り込みに関する基礎調査（静内町）（8） (27) オキシデーションディッチ法へのし尿投入に関する調査（北海道）（8）

## 1.1 新技術評価の為の調査

固有	(1) 汚泥効率濃縮技術の評価に関する調査 (2~5) (2) 高速ろ過法の評価に関する調査 (3~5) (3) 新技術導入の事後評価に関する調査 (3~ ) (4) 汚泥遠心濃縮技術の評価に関する調査 (2~5) (5) 実用化重点調査 (4~7) (6) 実用化重点開発調査 (小規模処理場の自動化・省力化) (4~7) (7) 実用化重点開発調査 (処理場・ポンプ場の改築施工技術の開発) (5~8) (8) 窒素除去に関するオキシデーションディッチ法の評価に関する調査 (6~7) (9) 下水処理における消毒技術の評価に関する調査 (6~8) (10) 水環境及び再利用用途に応じた水処理技術に関する調査 (8~10) (11) 実用化重点開発調査 (極小規模処理施設の開発) (8~10)
----	--

## 1.2 下水道施設の合理的設計施工に関する調査

固有	(1) 下水道施設建設における近接施工に関する調査 (7~10)
国受託	(2) 下水道施設の設計基準に関する調査 (61~11) (3) 下水道工事設計積算施工の適正化に関する調査 (52~ ) (4) 下水道施設維持管理費積算基準の適正化に関する調査 (4) (5) 地震による下水道施設の被害への対応に関する調査 (8~10)
地方等受託	(6) 栃木県下水汚泥広域処理事業基本計画調査 (栃木県) (7)

## 1.3 効率的下水道整備のための技術開発

国受託	(1) 下水処理施設のコスト削減を目的とした技術開発に関する調査 (10~11)
-----	--

## 1.4 維持管理性を向上する技術開発

固有	(1) 固液分離の効率化に関する調査 (9~11) (2) 下水道施設における新しい防食技術の開発と評価に関する調査 (9~13) (3) 実用化重点開発調査 (高度処理に伴う汚泥処理・処分の開発) (9~13) (4) オキシデーションディッチ法の運転管理手法及び高度処理化に関する調査 (10~12)
地方等受託	(5) 佐世保市中部下水処理場コンクリート防食調査 (佐世保市) (9) (6) 大分市公共下水道下水処理施設し尿取り込みに関する調査 (大分市) (9~10)

## 1.5 安全性を向上する技術開発

国受託	(1) 処理場放流水の安全性向上技術に関する調査 (9~11) (2) 焼却炉における微量物質の挙動と対策に関する調査 (10~12)
-----	--

## 1.6 快適な環境を創出する技術開発

固有	(1) 処理水質の高度化に関する調査 (10~13) (2) 下水道資源の新しい有効利用技術に関する調査 (10~12)
国受託	(3) 既設処理場におけるグレードアップ手法に関する調査 (10~12)
地方等受託	(4) 琵琶湖流域下水道における炭化汚泥の有効利用調査 (滋賀県) (9~11) (5) 京都市公共下水道オゾン処理による脱色等に関する調査 (京都市) (10~12) (6) 矢作川流域下水道における高度処理の効率化に関する調査 (愛知県) (10~11) (7) 逆浸透膜を用いた下水処理水の有効利用に関する調査 (福岡県) (10~11) (8) 大町市大町浄化センターにおける脱臭に関する調査 (大町市) (10) (9) 南蒲生浄化センターにおける処理プロセス運転管理の最適化調査 (仙台市) (10) (10) 小矢部川流域下水道に係る炭化汚泥有効利用調査 (富山県) (10~12)

## 1.7 その他

地方等受託	(1) 千葉県湾岸ブロック下水汚泥広域処理事業基本構想調査 (千葉県) (元~4) (2) 玄海地区下水汚泥広域処理事業基本構想調査 (宗像市) (3) (3) 栃木県下水汚泥広域処理事業予備調査 (栃木県) (5)
-------	--

## II 技術評価

## 新技術評価のための調査

固有	(1) 覆蓋式酸素活性汚泥装置の技術評価 (54～55) (2) 小規模下水処理場用回転生物接触装置の技術評価 (54～56) (3) 資源利用のための汚泥コンポスト化装置の技術評価 (57～58) (4) オキシデーションディッチの技術評価 (57～59) (5) 自然焼却システムの技術評価 (59～61) (6) 微生物を利用した窒素及びリン除去プロセスの技術評価 (60～62) (7) 下水汚泥溶融システムの技術評価 (62～元) (8) 分流式下水道における処理の安定化を目的とした活性汚泥法の技術評価 (63～2) (9) 遠心濃縮技術の評価に関する調査 (2～5) (10) 高速ろ過法の評価に関する調査 (3～5) (11) 実用化重点開発調査 (小規模処理場の自動化・省力化) (4～7) (12) 実用化重点開発調査 (処理場・ポンプ場の改築施工技術の開発) (5～8) (13) 窒素除去に関するオキシデーションディッチ法の評価 (6～7) (14) 下水処理における消毒技術の評価に関する調査 (6～8) (15) 実用化重点開発調査 (極小規模処理施設の開発) (8～10) (16) 下水処理施設の共同・集約管理手法に関する調査 (8～10) (17) 水環境及び再利用用途に応じた水処理技術に関する調査 (8～10) (18) 下水道施設における新しい防食技術の開発と評価に関する調査 (9～13) (19) 処理水再利用及び水循環における微量物質除去技術に関する調査 (11～13) (20) 新たな生物学的高度処理技術の実用化に関する調査 (11～12)
国受託	(21) 民間等における技術開発の動向と評価に関する調査 (59～63)

## III その他

国受託	(1) 下水道施設維持管理費積算基準の適正化に関する調査 (63)
-----	-----------------------------------

2. 技術開発の成果をもとに事業団が建設した施設

開発・評価した技術	事業団が建設した施設	
	都道府県	委託地方公共団体・施設
<b>水処理</b> <b>大中規模処理</b> (1)酸素活性汚泥法	宮城県 神奈川県 長野県 岐阜県 京都府 兵庫県 島根県 岡山県 大分県	1 石巻市石巻下水処理場 2 葉山町葉山浄化センター 3 大町市大町浄水センター 4 中津川市中津川市浄化管理センター 5 京都市吉祥院処理場 6 揖保川流域下水道揖保川浄化センター 7 姫路市東部析水苑 8 鹿島町グリーンセンター鹿島 9 美作町美作浄化センター 10 大分市原川終末処理場
(2)深層曝気法 (ジェットエアレーション法)	福岡県	1 北九州市新町下水処理場 2 北九州市日明下水処理場
(3)循環式硝化脱窒法	茨城県 千葉県 静岡県 三重県 京都府 滋賀県 島根県 岡山県 山口県	1 霞ヶ浦水郷流域下水道潮来浄化センター 2 船橋市高瀬下水処理場 3 湖西市湖西浄化センター 4 上野市上野新都市浄化センター 5 木津川流域下水道洛南浄化センター 6 桂川中流流域下水道南丹浄化センター 7 木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター 8 琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター 9 琵琶湖流域下水道湖西浄化センター 10 琵琶湖流域下水道東北部浄化センター 11 琵琶湖流域下水道高島浄化センター 12 宍道湖流域下水道宍道湖東部浄化センター 13 児島湖流域下水道児島湖浄化センター 14 下関市山陽終末処理場
(4)ステップ流入式多段 硝化脱窒法	宮城県 長野県 愛知県 滋賀県 岡山県	1 仙台市広瀬川浄化センター 2 諏訪湖流域クリーンレイク諏訪（豊田終末処理場） 3 矢作川流域下水道矢作川浄化センター 4 琵琶湖流域下水道東北部浄化センター 5 琵琶湖流域下水道湖西浄化センター 6 児島湖流域下水道児島湖浄化センター
<b>中小規模処理</b> (1)回転生物接触法	栃木県 新潟県 石川県 長野県 愛知県	1 栗山村湯西川浄化センター 2 妙高高原町赤倉浄化センター 3 松任市松任中央浄化センター 4 野沢温泉村野沢温泉終末処理場 5 白樺湖下水道組合白樺湖浄化センター 6 岡崎市八帖処理場

開発・評価した技術	事業団が建設した施設	
	都道府県	委託地方公共団体・施設
	福井県	7 永平寺町志比浄化センター
		8 永平寺町中央浄化センター
	和歌山県	9 高野町高野山下水処理場
	徳島県	10 徳島市中央下水処理場
(2) オキシデーション ディッチ法	北海道	1 当別町当別下水終末処理場
		2 美瑛町美瑛下水処理場
		3 清水町清水下水終末処理場
		4 新得町新得町終末処理場
		5 別海町別海終末処理場
		6 京極町京極下水処理場
		7 標茶町標茶終末処理場
		8 上川町層雲峡終末処理場
		9 別海町別海終末処理場
		10 和寒町和寒下水終末処理場
		11 津別町津別下水道管理センター
		12 長沼町長沼浄化センター
		13 留辺蘂町留辺蘂下水道管理センター
		14 沼田町沼田終末処理場
		15 栗山町栗山下水道管理センター
		16 沼田町沼田浄化センター
		17 愛別町愛別下水道管理センター
		18 登別市若山浄化センター
		19 門別町富川下水処理場
		20 別海町西春別処理場
		21 上富良野町上富良野浄化センター
		22 豊浦町豊浦浄化センター
		23 長万部町長万部終末処理場
		24 浦河町浦河浄化センター
		25 夕張市平和浄化センター
		26 置戸町置戸浄化センター
		27 洞爺村とうやクリーナップセンター
		28 門別町本町下水処理場
		29 新得町屈足終末処理場
		30 八雲町八雲下水終末処理場
		31 上川町上川終末処理場
		32 東川町朝日岳温泉ピュアセンター
		33 下川町下川浄化センター
		34 上土幌町上土幌下水道管理センター
		35 大樹町大樹下水終末処理場
		36 厚岸町厚岸終末処理場
		37 黒松内町黒松内町終末処理場
		38 鶴川町鶴川下水処理場
		39 剣淵町剣淵浄化センター
		40 風連町風連浄水管理センター
		41 北檜山町北檜山下水処理場
		42 佐呂間町佐呂間町下水道管理センター

開発・評価した技術	事業団が建設した施設	
	都道府県	委託地方公共団体・施設
		43 大滝村大滝村下水道管理センター
		44 陸別町陸別浄化センター
		45 西興部村西興部終末処理場
		46 中富良野町中富良野クリーンセンター
		47 南富良野町南富良野浄化センター
		48 様似町様似下水終末処理場
		49 弟子屈町弟子屈浄化センター
		50 滝上町滝上終末処理場
		51 真狩村真狩村浄化センター
		52 瀬棚町せたなクリーンセンター
		53 朝日町朝日町浄化センター
		54 三石町三石浄化センター
		55 浜中町霧多布クリーンセンター
		56 小平町小平浄化センター
		57 遠別町遠別浄化センター
		58 足寄町足寄下水終末処理場
		59 ニセコ町ニセコ町下水道管理センター
		60 幌延町幌延下水道管理センター
		61 赤井川村あかいがわアクアクリーンセンター
		62 知内町知内町クリーンセンター
		63 乙部町乙部浄化センター
		64 白糠町白糠下水道管理センター
		65 喜茂別町喜茂別町浄化センター
		66 森町森浄化センター
		67 更別村更別終末処理場
		68 豊富町豊富浄化センター
		69 利尻町杓形浄化センター
		70 湧別町湧別終末処理場
		71 追分町追分町下水道管理センター
		72 えりも町えりも浄化センター
	青 森 県	73 木造町木造町浄化センター
		74 鶴田町鶴田町浄化センター
		75 天間林村天間林浄化センター
	岩 手 県	76 上北町上北中央環境センター
		77 花泉町花泉クリーンセンター
		78 遠野市遠野浄化センター
		79 前沢町前沢町下水浄化センター
		80 大迫町大迫浄化センター
		81 岩泉町岩泉浄化センター
		82 九戸村九戸浄化センター
		83 二戸市二戸浄化センター
		84 東山町東山浄化センター
	宮 城 県	85 仙台市秋保温泉浄化センター
		86 七ヶ宿町関浄化センター
		87 松島町松島浄化センター
		88 中新田町中新田浄化センター

開発・評価した技術	事業団が建設した施設	
	都道府県	委託地方公共団体・施設
秋 田 県	89	小野田町小野田浄化センター
	90	迫川広域公共下水道組合佐沼環境浄化センター
	91	豊里町豊里浄化センター
	92	涌谷町涌谷浄化センター
	93	色麻町色麻浄化センター
	94	鳴子町鳴子町浄化センター
	95	瀬峰町・高清水町瀬峰・高清水浄化センター
	96	秋田湾・雄物川横手浄化センター
	97	秋田湾・雄物川流域大曲浄化センター
	98	本荘市本荘終末処理場
	99	米代川流域大館浄化センター
	100	湯沢市湯沢市終末処理場
	101	森吉町米内沢浄化センター
	102	鷹巣町鷹巣浄化センター
山 形 県	103	仁賀保地区衛生施設組合笹森クリーンセンター
	104	矢島町矢島浄化センター
	105	大内町岩谷浄化センター
	106	温海町温海浄化センター
	107	鶴岡市湯野浜浄化センター
	108	楡引町西部終末処理場
	109	小国町小国浄化センター
	110	温海町鼠ヶ関浄化センター
	111	西川町西川浄化センター
	112	最上町向町浄化センター
福 島 県	113	金山町金山浄化センター
	114	猪苗代町猪苗代浄化センター
	115	双葉町双葉町浄化センター
	116	浪江町浪江浄化センター
	117	猪苗代町志田浜浄化センター
	118	広野町広野浄化センター
	119	喜多方市喜多方浄化センター
	120	楢葉町南地区浄化センター
	121	小高町小高浄化センター
	122	大熊町新町浄化センター
	123	北塩原村裏磐梯浄化センター
	124	田島町田島都市環境センター
	125	三春町三春水環境センター
	126	鹿島町鹿島浄化センター
127	新地町新地浄化センター	
茨 城 県	128	檜枝岐村檜枝岐浄化センター
	129	友部・笠間下水道組合友部水処理センター
	130	内原町内原浄化センター
栃 木 県	131	岩間町岩間浄化センター
	132	塩原町塩原水処理センター
	133	益子町益子浄化センター
	134	小川町小川水処理センター

開発・評価した技術	事業団が建設した施設	
	都道府県	委託地方公共団体・施設
		135 河内町河内町水処理センター
		136 二宮町二宮町クリーンセンター
		137 粟野町粟野水処理センター
		138 南那須町南那須水処理センター
		139 高根沢町宝積寺水処理センター
		140 喜連川町喜連川水処理センター
	群馬県	141 中之条町四万終末処理場
		142 白沢村白沢水質浄化センター
		143 利根村利根村浄化センター
		144 片品村片品村北部浄化センター
	埼玉県	145 岡部町岡部町水質管理センター
		146 妻沼町妻沼水質管理センター
	山梨県	147 小菅町小菅浄化センター
		148 丹波山村丹波山村浄化センター
		149 六郷町六郷浄化センター
	新潟県	150 湯沢町湯沢浄化センター
		151 豊浦村月岡浄化センター
		152 湯沢町浅貝浄化センター
		153 中里村中里浄化センター
		154 湯沢町土樽・松川浄化センター
		155 栄町栄浄化センター
	富山県	156 滑川市滑川市浄化センター
		157 高岡市松太枝浜浄化センター
		158 中新川広域行政事務組合中新川浄化センター
		159 上平村西赤尾浄化センター
		160 平村黎明浄化センター
		161 入善町入善浄化センター
	石川県	162 内灘町内灘町浄化センター
		163 宇ノ気・七塚都市計画下水道施設組合 宇ノ気・七塚浄化センター
		164 松任市南部浄化センター
		165 鹿島町中部クリーンセンター
		166 鳥屋町鳥屋町南部浄化センター
		167 中島町中島浄化センター
		168 内浦町恋路浄化センター
		169 能都町能都町水質浄化センター
		170 志雄町志雄浄化センター
		171 穴水町穴水浄化センター
		172 輪島市輪島市浄化センター
	長野県	173 丸子町西内浄化センター
		174 東部町東部浄化センター
		175 飯山市戸狩終末処理場
		176 辰野町辰野水処理センター
		177 宮田村宮田アクアランド
		178 高遠町高遠浄化センター
		179 白馬村白馬村浄化センター



区分	年度	昭和47年度	昭和48年度	昭和49年度	昭和50年度	昭和51年度	昭和52年度	昭和53年度	昭和54年度	
技術開発 研修部 研修本部 (試験部) (試験所) (試験研修本部)	研修部 試験所 試験課				試験研修本部 管理課					
		研修指導課			研修企画課 教授等					
		試験所			試験部					
		試験課								
						総括主任研究員 (水質)				
							総括主任研究員 (汚泥)			
								総括主任研究員 (基礎・構造)		
東京支社					東京支社 次長(事務)					
						次長(技術)				
					総務課					
					工事課					
					設計課		設計第一課 設計第二課			
					調査役(建築)	建築課				
					設備課		機械課			
					調査役(設備)		電気課			
								調査役(検査)		
						調査役(試運転)				
大阪支社 (関西支所)		関西支所			大阪支社 次長(事務)					
						次長(技術)				
		総務課								
		受託工事課	工事課							
					設計課		設計第一課 設計第二課			
					調査役(建築)	建築課				
					設備課		機械課			
					調査役(設備)		電気課			
								調査役(検査)		
						調査役(試運転)				

昭和 55 年度	昭和 56 年度	昭和 57 年度	昭和 58 年度	昭和 59 年度	昭和 60 年度	昭和 61 年度	昭和 62 年度	昭和 63 年度
				技術開発研修本部				
				技術開発部				
				技術開発課				
				総括主任研究員 (技術評価)				
					総括主任研究員 (バイテクノロジー)			
							調査役(経理)	
				調査役 (計画設計)				
				設計第二課				
				設計第四課				
				設計第五課				
							調査役(経理)	
				調査役 (計画設計)				
				設計第二課				
				設計第四課				
				設計第五課				
							事業部	
							調整課	
							建設課	
								管理課

年度		平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度
技術 開 発 研 修 本 部	技術開発研修本部							
	管理課							
	研修部							
	研修企画課							
	教授等							
	技術開発部							
	技術開発課							
	総括主任研究員 (水質)							
	総括主任研究員 (汚泥)							
	総括主任研究員 (技術評価)							
	総括主任研究員 (水質/汚泥)							
	東京支社							
	次長(事務)							
	次長(技術)							
	総務課							
調査役(経理)						→ 会計課		
工事課								
調査役 (計画設計)		→ 計画設計課						
設計第一課								
設計第二課								
設計第二課								
設計第四課								
設計第五課								
調査役(試験)							→ 技術援助課	
調査役(検査)								
調査役 (小規模施設) (計画部調査役から)								
大阪支社								
次長(事務)								
→ 次長(技術)								
総務課								
調査役(経理)							→ 会計課	
工事課								
調査役 (計画設計)		→ 計画設計課						
設計第一課								
設計第二課								
設計第二課								
設計第四課								
調査役(試験)							→ 技術援助課	
調査役(検査)								
調査役 (小規模施設)								
事業部								
調整課								
建設課								
管理課								
						調査役 (電気調整)		



## 2. 事務所組織の変遷

事務所名	設置場所	設置年月日	廃止年月日
道央工事事務所	北海道 石狩郡 当別町	57.10.1	58.10.1 (北海道総合へ)
北海道工事事務所	北海道 虻田郡 虻田町	54.10.1	58.10.1 (北海道総合へ)
室蘭工事事務所	室蘭市	49.6.16	54.4.1
北海道総合事務所	札幌市	58.10.1	
岩木川工事事務所	弘前市	56.10.1	62.4.1
青森工事事務所	八戸市	63.4.1	3.4.1
(再設置)	青森市	10.8.1	
北上川工事事務所	盛岡市	50.8.1	
	岩手県 紫波郡 都南村	50.11.1	56.1.1
(再設置)	北上市	56.9.1	
岩手工事事務所	一関市	62.10.15	(名称変更)
	水沢市	1.12.25	
	北上市	5.4.1	
石巻工事事務所	石巻市	52.10.1	
宮城工事事務所		54.12.1	(名称変更)
	古川市	57.1.1	
	仙台市	59.12.10	
秋田工事事務所	秋田市	53.7.1	
	大曲市	60.1.1	
	秋田市	1.11.15	
山形工事事務所	酒田市	51.9.1	55.12.15
上山工事事務所	上山市	53.8.1	
東山形工事事務所		55.10.1	(名称変更)
	天童市	57.5.15	
山形工事事務所		60.4.1	(名称変更)
福島工事事務所	会津若松市	54.8.1	
	郡山市	57.12.20	
潮来工事事務所	茨城県 行方郡 潮来町	49.4.1	
茨城工事事務所		50.9.1	(名称変更)
	土浦市	50.10.20	
	下館市	54.8.1	
	水戸市	56.6.10	

事務所名	設置場所	設置年月日	廃止年月日
	勝田市	59.4.1	61.4.1
(再設置)	茨城県 西茨城郡 友部町	1.10.1	
	水戸市	5.7.1	
北栃木工事事務所	宇都宮市	50.6.1	
	今市市	54.1.15	
	宇都宮市	56.5.28	
栃木工事事務所		60.4.1	(名称変更)
栃木工事事務所	小山市	48.7.16	
南栃木工事事務所		50.6.1	(名称変更)
	佐野市	51.11.1	
	足利市	52.5.1	
	栃木市	53.11.16	
	栃木県 河内郡 上三川町	58.10.1	59.4.1
利根川工事事務所	前橋市	56.4.1	
	群馬県 佐波郡 玉村町	56.8.16	
群馬工事事務所		63.4.1	(名称変更)
	高崎市	4.11.11	
北埼玉工事事務所	深谷市	56.4.1	
	川越市	61.1.1	62.9.1
埼玉工事事務所	川越市	48.7.1	
	東松山市	48.11.1	
	川越市	54.1.15	
	坂戸市	56.8.1	59.4.1
(再設置)	三郷市	61.4.1	
	坂戸市	3.5.1	
	浦和市	6.7.15	
	さいたま市	13.5.1	
飯能工事事務所	飯能市	51.12.1	
西埼玉工事事務所		52.10.1	(名称変更)
			56.4.1
中川工事事務所	三郷市	52.11.1	58.4.1
江戸川工事事務所	船橋市	50.5.1	
	市川市	52.12.23	

事務所名	設置場所	設置年月日	廃止年月日
千葉工事事務所	市川市	61.10.1	(名称変更)
東京工事事務所	港区	50.11.1	
	葛飾区	50.12.24	
	港区	56.12.25	
東東京工事事務所	江東区	2.4.1	
	港区	8.1.1	10.4.1
町田工事事務所	町田市	48.7.1	
西東京工事事務所		50.8.16	(名称変更)
	八王子市	53.4.1	
	町田市	56.8.12	58.12.1
神奈川工事事務所	川崎市	50.7.16	
	横浜市	50.12.1	
	川崎市	55.2.1	55.7.1
東神奈川工事事務所	横浜市	58.12.1	
神奈川工事事務所		13.3.31	
西神奈川工事事務所	秦野市	53.8.1	
	鎌倉市	57.1.16	
	川崎市	59.11.1	13.3.31
長岡工事事務所	長岡市	48.7.1	52.5.16
新潟工事事務所	新津市	52.5.16	
	新潟市	52.8.16	
	新津市	56.4.1	
	加茂市	61.12.1	
	三条市	1.12.1	
富山工事事務所	氷見市	54.8.1	
	高岡市	59.4.1	
北陸工事事務所		2.4.1	(名称変更)
石川工事事務所	松任市	56.11.1	2.4.1
北長野工事事務所	長野市	53.8.1	
	中野市	57.4.1	60.12.1 (長野へ)
長野工事事務所	諏訪市	50.7.16	
南長野工事事務所		53.8.1	(名称変更)
			60.12.1 (長野へ)
長野工事事務所	松本市	60.12.1	
高山工事事務所	高山市	49.8.1	54.11.1
恵那工事事務所	恵那市	51.8.1	
岐阜工事事務所		52.7.16	(名称変更)
	大垣市	54.4.1	

事務所名	設置場所	設置年月日	廃止年月日
	土岐市	57.4.1	60.10.1
東静岡工事事務所	静岡県 田方郡 函南町	53.11.1	
	富士市	61.4.1	
静岡工事事務所		62.4.1	(名称変更)
	沼津市	1.4.1	
	清水市	6.4.1	
	静岡市	9.3.3	
沼津工事事務所	沼津市	49.8.16	
静岡工事事務所		50.9.1	(名称変更)
	富士市	53.12.25	
	富士宮市	55.2.1	
	藤枝市	57.2.16	62.4.1 (静岡へ)
浦郡工事事務所	浦郡市	48.7.16	53.3.31
春日井工事事務所	春日井市	48.7.25	
愛知工事事務所		50.11.1	(名称変更)
	名古屋市	50.12.15	
	岡崎市	53.12.15	
	知多市	55.4.1	
	尾張旭市	58.6.1	
東海工事事務所	瀬戸市	61.10.1	(名称変更) 2.10.1
東海総合事務所	名古屋市	2.10.1	
武生工事事務所	武生市	51.9.16	
福井工事事務所		53.7.1	(名称変更)
	鯖江市	56.6.1	
	勝山市	58.7.1	
	福井県 吉田郡 永平寺町	60.10.1	
	鯖江市	63.5.1	
	福井市	2.9.12	
	琵琶湖工事事務所	草津市	53.11.1
	大津市	57.11.1	
	草津市	61.1.1	
	彦根市	63.1.1	
	草津市	3.6.1	
	大津市	8.1.1	
桂川工事事務所	京都市	50.5.16	

事務所名	設置場所	設置年月日	廃止年月日
京都工事事務所	京都市	50.12.1	(名称変更)
	亀岡市	57.11.15	58.4.1
木津川工事事務所	大阪市	57.6.17	
	八幡市	58.3.1	
京都工事事務所		58.4.1	(名称変更)
	京都市	5.6.1	
大阪湾工事事務所	泉大津市	51.11.16	
	大阪府	62.1.16	
	泉北郡		
	忠岡町		
	泉佐野市	63.11.1	
大阪工事事務所 (現地)	大阪市	60.9.1	(支社)
	大阪市	60.12.1	
高野工事事務所	和歌山県 伊都郡 高野町	52.11.1	55.11.10
神戸工事事務所 兵庫工事事務所	神戸市	50.7.16	(名称変更)
		54.12.1	
	姫路市	55.2.16	
	西宮市	63.3.1	
	神戸市	6.1.1	
米子工事事務所	米子市	50.12.1	(名称変更)
鳥取工事事務所		53.7.16	
	鳥取県 東伯郡 羽合町	54.4.1	
(再設置)	鳥取市	9.4.1	
宍道湖工事事務所 (再設置)	松江市	50.5.16	57.11.15
	出雲市	59.6.1	(名称変更)
	島根県 簸川郡 大社町	59.8.1	
山陰工事事務所		61.8.1	
島根工事事務所	松江市	4.5.1	
		9.4.1	(名称変更)
玉野工事事務所	玉野市	51.9.16	(名称変更)
岡山工事事務所		54.7.1	
	笠岡市	56.4.1	
東岡山工事事務所	笠岡市	58.10.1	(名称変更)
岡山工事事務所	玉野市	58.11.16	
		63.10.1	

事務所名	設置場所	設置年月日	廃止年月日	
	岡山市	4.9.16		
呉工事事務所	呉市	50.10.16	(名称変更)	
広島工事事務所	広島市	51.1.1		
岩国工事事務所	岩国市	53.4.1	56.12.31	
山口工事事務所	新南陽市	50.8.1	4.10.1 (北九州総合～)	
	防府市	51.2.1		
	山口市	55.4.1		
	山口県 吉敷郡 小郡町	58.4.1		
	徳山市	60.8.1		
徳島工事事務所 (再設置)	徳島市	53.10.1	55.10.15	
	徳島市	59.5.1	60.4.1	
香川工事事務所	丸亀市	48.7.16	59.5.1	
	香川県 木田郡 牟礼町	53.11.14		
	香川県 綾歌郡 宇多津町	54.12.1		
	(再設置)	丸亀市		60.4.1
	四国東部工事事務所			60.10.1
	徳島市	61.12.15		
	高松市	63.10.1		
	徳島市	4.10.1		
	高松市	7.8.1		
東愛媛工事事務所	新居浜市	50.10.1	(名称変更)	
愛媛工事事務所	西条市	56.12.1		
	北条市	60.4.1		
	今治市	63.11.1		
	松山市	6.9.1		
今治工事事務所	今治市	48.8.1	(名称変更)	
愛媛工事事務所		49.12.16		
高知工事事務所 (再設置)	高知市	54.12.16	58.4.1	
		59.12.1		
北九州・大分工事事務所	北九州市	50.8.16	(名称変更)	
		53.8.1		
北九州工事事務所	福岡県 遠賀郡 芦屋町	55.12.15		

事務所名	設置場所	設置年月日	廃止年月日
福岡工事事務所	宗像市	57.4.1	(名称変更)
九州北部工事事務所		59.12.1	(名称変更)
	北九州市	60.4.1	
	鳥栖市	61.12.15	4.10.1 (北九州総合～)
福岡工事事務所	福岡市	50.10.1	56.4.30
長崎工事事務所	長崎市	55.10.1	60.2.1
佐賀工事事務所	佐賀市	48.11.1	54.1.15
北九州総合事務所	北九州市	4.10.1	
熊本工事事務所	宇土市	50.8.16	
	玉名市	51.9.16	
	荒尾市	55.4.1	
	八代市	58.5.1	
	熊本県	60.5.1	
	下益城 郡松橋町		
	熊本県 飽託郡 北部町	61.1.1	
(北部町、熊本市～合併)	熊本市	3.3.1	
人吉工事事務所	人吉市	53.7.1	57.4.30
大分工事事務所	大分市	53.8.1	
九州東部工事事務所		62.4.1	(名称変更) 4.10.1 (北九州総合～)
宮崎工事事務所	日南市	54.10.1	
	日向市	59.4.1	62.4.1
(再設置)	宮崎市	13.10.1	
鹿児島工事事務所	鹿児島市	50.8.16	
九州南部工事事務所		4.10.1	(名称変更)
鹿児島工事事務所		12.10.1	
沖縄工事事務所	沖縄県 国頭郡 本部町	49.1.1	
	名護市	50.8.1	54.4.30
(再設置)	浦添市	56.9.1	
	石川市	56.11.20	
	糸満市	60.4.1	
	那覇市	2.11.1	
大阪広域処理工事事務所	大阪市	63.2.1	
	枚方市	63.3.1	

事務所名	設置場所	設置年月日	廃止年月日
大阪広域処理事務所		63.10.1	(名称変更)
	大阪府 泉北部 忠岡町	1.11.1	
大阪北東広域処理事務所	枚方市	2.6.1	
大阪南広域処理事務所	大阪府 泉北部 忠岡町	2.6.1	
兵庫広域処理工事事務所	大阪府 尼崎市	61.5.1	
兵庫広域処理事務所		62.4.1	
兵庫東広域処理事務所		63.10.1	(名称変更)
兵庫西広域処理事務所		1.10.1	
	姫路市	1.10.1	

3. 歴代評議員

	昭和 48	49	50	51	52	53	54
評議員	48.2/21			51.2/21		54.2/16	54.2/21
	田辺国男 (山梨県知事)			(再任)			
評議員	48.3/22			51.3/22			54.3/22
	山本壮一郎 (宮城県知事)			(再任)			(再任)
評議員	48.2/21			51.2/21 51.12/14	52.3/3		54.2/21
	平野三郎 (岐阜県知事)			(再任)		上松陽助 (岐阜県知事)	(再任)
評議員	48.2/21	49.12/7	50.3/1	51.2/21			54.2/21
	野崎欣一郎 (滋賀県知事)		坂井時忠 (兵庫県知事)	(再任)			(再任)
評議員	48.2/21			51.2/21			54.2/21
	久保勘一 (長崎県知事)			(再任)			(再任)
評議員	48.2/21			51.2/21		54.2/20	54.2/21
	板垣武四 (札幌市長)			(再任)			
評議員	48.2/21			51.2/21		54.2/20	54.2/21
	吉田豊信 (姫路市長)			(再任)			
評議員	48.2/21	50.4/30	50.8/1	51.2/21			54.2/21
	武田義三 (池田市長)		木崎正隆 (守口市長)	(再任)			(再任)
評議員	48.2/21			51.2/21			54.2/21
	寺島重雄 (前日本下水道協会専務理事)			(再任)			(再任)
評議員	48.2/21			51.2/21			54.2/21
	左合正雄 (東京都立大学名誉教授)			(再任)			(再任)
評議員			50.8/1	52.5/31	53.6/1	53.8/1	
			宮沢 弘 (広島県知事)		平林鴻三 (鳥取県知事)	(再任)	
評議員			50.8/1			53.8/1	
			前川忠夫 (香川県知事)			(再任)	
評議員			50.8/1		53.8/1	54.4/29	54.8/1
			小池嘉子 (宇都宮市長)			(再任)	
評議員			50.8/1			53.8/1	
			羽藤榮市 (今治市長)			(再任)	
評議員			50.8/1			53.8/1	
			町田 稔 (首都圏不燃建築公社理事長)			(再任)	

(平成14年11月1日現在)

55	56	57	58	59	60	61	62
		57.2/21			60.2/21		
竹内藤男 (茨城県知事)	(再任)				(再任)		
		57.3/22			60.3/22		
	(再任)				(再任)		
		57.2/21			60.2/21		
	(再任)				(再任)		
		57.2/21			60.2/21	61.11/23	62.2/1
	(再任)				(再任)		上田繁潔 (奈良県知事)
	57.2/20	57.3/2			60.3/2		
		高田 勇 (長崎県知事)			(再任)		
		57.2/21			60.2/21		
高田景次 (秋田市長)	(再任)				(再任)		
	57.2/21	58.4/26	58.8/1		60.2/21	61.2/15	61.3/25
青木 茂 (豊橋市長)	(再任)		高瀬信二 (西脇市長)	(再任)		原田文也 (茅野市長)	
		57.2/21			60.2/21		62.7/31
	(再任)				(再任)		
		57.2/21			60.2/21		
	(再任)				(再任)		
		57.2/21			60.2/21		
	(再任)				(再任)		
	56.8/1	58.3/9	58.4/25	59.8/1			62.8/1
	(再任)		竹下虎之助 (広島県知事)	(再任)			(再任)
	56.8/1			59.8/1		61.9/4	61.10/15
	(再任)			(再任)			平井城一 (香川県知事)
	56.8/1			59.8/1	59.9/30	59.12/16	62.8/1
栗田政夫 (小山市長)	(再任)			再任	増山道保 (宇都宮市長)		(再任)
	56.8/1	57.1/22	57.5/1	59.5/31	59.8/1		62.8/1
	(再任)		小林孝平 (長崎市長)		平田吉郎 (高山市長)		(再任)
	56.8/1			59.8/1			62.8/1
		吉兼三郎 ((財)都市文化振興財団会長)			(再任)		(再任)

	昭和 63	平成 元	2	3	4	5	6	7
評議員	63.2/21 (再任) (竹内藤男)			3.2/21 (再任)		5.8/11 5.8/27	6.2/21 天野 建 (山梨県知事) (再任)	
評議員	63.3/22 (再任) (山本壮一郎)	元 .8/27 元 .8/9	3.3/22 中村直 (岩手県知事)	3.4/29 再任	3.8/1 金子 清 (新潟県知事)	4.9/9 4.12/1	6.3/22 7.4/29 工藤 巖 (岩手県知事) (再任)	7.6/1
評議員	63.2/21 (再任) (上松陽助)	元 .2/25 元 .3/15	3.2/21 梶原 拓 (岐阜県知事)	(再任)			6.2/21 (再任)	
評議員	63.2/21 (再任) (上田繁潔)		3.2/21 再任	3.6/26 荒巻禎一 (京都府知事)	3.8/1	5.7/31 5.8/1	6.2/21 稲葉 稔 (滋賀県知事) (再任)	
評議員	63.3/2 (再任) (高田 勇)		3.3/2 (再任)	4.6/30	4.8/1	6.1/30 平松守彦 (大分県知事)	6.3/2 (再任)	
評議員	63.2/21 (再任) (高田景次)	2.4/10	2.8/1 柏木幹雄 (秦野市長)	3.2/21 (再任)		6.1/30	6.2/21 7.12/17 桑原富雄(西条市長)	
評議員	63.2/21 (再任) (原正文也)		3.2/21 (再任)			6.2/21 7.4/29	7.6/1 (再任)	
評議員	63.2/21 戸谷松司 (姫路市長)		3.2/21 (再任)			6.2/21 7.4/29	7.6/1 (再任)	
評議員	63.2/21 (再任) (寺島重雄)		3.2/21 (再任)			6.2/21	柏谷 衛 (東京理科大学教授)	
評議員	63.2/21 (再任) (左合正雄)		3.2/21 (再任)			6.2/21	間片博之 (明星大学教授)	
評議員	(再任) (竹下虎之助)		2.8/1 (再任)			5.8/1 5.11/28	5.12/16 藤田雄山 (広島県知事)	
評議員	(再任) (平井城一)		2.8/1 (再任)			5.8/1	(再任)	
評議員	(再任) (増山道保)		2.8/1 (再任)			5.8/1	7.11/1 (再任)	
評議員	(再任) (平田吉郎)		2.8/1 (再任)	3.4/25 (再任)	3.6/1	5.8/1	小川 亮 (徳山市長) (再任)	
評議員	(再任) (吉兼三郎)		2.8/1 (再任)			5.8/1	(再任)	

8	9	10	11	12	13	14	任期満了日
	9.2/21		12.2/21	12.8/15	12.8/16		
	(再任)			(再任)	橋本 昌 (茨城県知事)		H.15.2.20
	9.3/22			12.3/22			
平山征夫 (新潟県知事)	(再任)			(再任)			H.15.3.21
	9.2/21			12.2/21			
	(再任)			(再任)			H.15.2.20
8.8/1	9.2/21			12.2/21			
柿本善也 (奈良県知事)	(再任)			(再任)			H.15.2.20
	9.3/2			12.3/2			
	(再任)			(再任)			H.15.3.1
8.1/16	9.2/21	10.1/22	10.2/23	11.4/30	11.8/1	12.2/21	
岡島一夫 (今治市長)	(再任)		竹内 弘 (半田市長)		上野 晃 (登別市長)	(再任)	H.15.2.20
	9.2/21				12.2/21		
高橋幸翁 (米沢市長)	(再任)				(再任)		H.15.2.20
	9.2/21			11.8/1	12.2/21		
赤崎義則 (鹿児島市長)	(再任)			木下敬之助 (大分市長)	(再任)		H.15.2.20
	9.2/21				12.2/21		
	(再任)				(再任)		H.15.2.20
	9.2/21				12.2/21		
	(再任)				平岡正勝 (立命館大学客員教授)		H.15.2.20
8.8/1				11.8/1		14.8/1	
	(再任)			(再任)		(再任)	H.17.7.31
8.8/1		10.9/4	10.10/15	11.8/1		14.8/1	
	(再任)		真鍋武紀 (香川県知事)	(再任)		(再任)	H.17.7.31
8.8/1		11.1/29	11.2/10	11.8/1		14.8/1	
谷口義久 (亀岡市長)	(再任)		清水 昇 (ひたちなか市長)	(再任)		(再任)	H.17.7.31
8.8/1		11.4/25		11.8/1		14.8/1	
	(再任)			篠永善雄 (伊予三島市長)		(再任)	H.17.7.31
8.8/1				11.8/1		14.8/1	
	台 健 ((財)日本不動産研究所理事長)			(再任)		(再任)	H.17.7.31

4. 歴代役員

	昭和 47	48	49	50	51	52	53	54
理事長	47.11/1	関盛吉雄 (建設省)		50.11/1	再任	52.1/12	吉兼三郎 (建設省)	
					51.12/31			再任
副理事長				50.8/1	吉兼三郎 (建設省)		52.1/12	53.8/1
								再任
理事 (企画総務)	47.11/1	胡子英幸 (自治省)			50.11/1	再任		53.4/1
							↑	53.8/1
								上田伯雄 (建設省)
理事 (経理)				50.8/1	藤原重信 (大蔵省)		52.7/1	53.8/1
								再任
						52.6/27		
理事 (計画)				50.8/1	久保 起 (建設省)		52.1/12	53.3/2
							↑	53.11/1
								再任
								本郷文男 (東京都)
理事 (工務)	47.11/1	池田一郎 (横浜市)			50.11/1	再任		52.1/12
								53.8/1
								岡崎忠郎 (建設省)
理事 (業務・技開)				50.8/1	岡崎忠郎 (建設省)		52.2/16	53.4/1
								53.11/1
							↑	再任
								上田伯雄 (建設省)
								遠藤文夫 (自治省)
監事	47.11/1	長谷川俊之 (警察庁)		50.8/1	再任		50.11/1	53.11/1
								再任
								岩田荘治 (警察庁)
監事				50.8/1	遠藤文夫 (自治省)			52.1/11
								再任
								廣田常雄 (自治省)
								53.4/16
								53.8/1
理事 (非常勤) (全国知事会)	47.11/1	橋本正之 (山口県)			50.8/1	再任		52.6/1
								53.11/1
								宮澤 弘 (広島県)
								再任
								奥田良三 (奈良県)
理事 (非常勤) (全国市長会)	47.11/1	渡辺浩太郎 (新潟市)			50.8/1	再任		50.11/1
								再任
								平山博三 (浜松市)
								54.4/30
								進藤一馬 (福岡市)
理事 (非常勤) (政令指定都市)				50.8/1	51.8/1	52.8/1	53.8/1	54.8/1
								↓
								船橋求巳 (京都市)
								大島 靖 (大阪市)
								宮崎辰雄 (神戸市)
								谷 伍平 (北九州市)
常任参与								53.11/16
								安田靖一 (京都市)

(平成14年11月1日現在)

55	56	57	58	59	60	61	62
55.6/1	56.11/1			59.6/16	59.11/1	62.6/1	62.11/1
久保 越 (建設省)		再任				再任	再任
55.6/1	56.8/1	58.6/2	大富 宏 (建設省)	59.6/16	59.8/1	遠山 啓 (建設省)	62.6/1
角田正経 (建設省)		再任	大富 宏 (建設省)			再任	再任
	56.8/1	57.7/1	遠山 啓 (建設省)	59.8/1	60.9/17	吉田公二 (建設省)	62.8/1
再任	再任		佐藤毅三 (建設省)	再任	中川澄人 (建設省)	再任	再任
55.9/16	56.8/1	57.5/31		58.7/1	59.8/1	60.7/15	62.8/1
高木壽夫 (大蔵省)		再任	西内 彬 (大蔵省)	再任	小谷善四郎 (経済企画庁)	再任	再任
	56.11/1	57.11/2	59.4/1	59.11/1	60.6/30		62.11/1
再任	再任	安田靖一 (京都市)			再任		再任
	56.8/1		濱 宏 (大阪市)	59.7/1	59.8/1		62.8/1
再任		遠山 啓 (建設省)			再任	再任	再任
55.10/1	56.11/1		58.11/16	59.6/15	59.11/1	61.10/1	62.11/1
卜部壮一 (自治省)		再任	中村瑞夫 (自治省)	再任	再任	吉米地行三 (自治省)	再任
56.4/1	56.11/1			59.11/1		62.4/1	62.11/1
再任	再任	再任		再任		再任	再任
小池 勲 (警察庁)	59.8/16		58.11/16	59.8/16		門 駿爾 (警察庁)	61.10/15
再任	中村瑞夫 (自治省)			再任		再任	再任
56.7/31	56.10/31	57.2/1	58.2/1	60.2/1	61.9/30	62.4/1	62.11/1
		君 健男 (新潟県)			再任	再任	再任
56.11/1		58.4/30	58.8/1	59.11/1	60.8/1	62.11/1	62.11/1
岡崎平夫 (岡山市)	再任		中井一郎 (小田原市)	再任	中村時雄 (松山市)	再任	再任
55.8/1	56.8/1	57.8/1	58.8/1	59.8/1	60.8/1	61.8/1	62.8/1
板垣武四 (札幌市)	伊藤三郎 (川崎市)	細郷道一 (横浜市)	本山政雄 (名古屋市)	今川正彦 (京都市)	大島 靖 (大阪市)	宮崎辰雄 (神戸市)	荒木 武 (広島市)
			58.4/1				
							藤井秀夫 (東京都)
	57.11/1						

	昭和 63	平成 元	2	3	4	5	6	7
理事長	63.6/1		2.7/1	2.11/1	3.9/20	5.11/1	6.4/1	7.6/8
		吉田公二 (建設省)	↑ 再任		台 健 (建設省)		再任	中本 至 (建設省)
副理事長	63.6/1		2.7/1	2.8/1	3.9/20	5.8/1	6.4/5	7.9/1
		玉木 勉 (建設省)	↑ 再任		中本 至 (建設省)		再任	福本英三 (建設省)
理事 (企画総務)			元.8/1	2.11/1	3.8/1	5.7/1	5.8/1	6.3/31
			再任	↑	再任	↑	再任	再任
理事 (経理)			元.8/1	3.8/1	4.7/1	5.8/1	7.7/4	7.8/1
			金森芳夫 (大蔵省)	再任	中島勝己 (大蔵省)	再任		再任
理事 (計画)			元.11/1	3.11/1		5.11/1	6.4/1	7.11/1
			松崎茂樹 (東京都)	再任		再任	古澤 實 (川崎市)	再任
理事 (工務)	63.6/1	元.8/1	3.8/1	3.9/20	5.8/1		7.6/16	7.8/1 7.9/1
		中本 至 (建設省)	再任	再任	福井経一 (建設省)	再任	7.6/7	再任
理事 (業務・技開)	63.4/1	元.11/1	3.11/1	4.4/1	5.11/1	6.7/1	7.11/1	
		千葉 武 (自治省)	再任	再任	清野圭造 (自治省)	再任	小林 紘 (自治省)	再任
監事			元.11/1	3.4/1	3.11/1	5.11/1	7.11/1	
			再任	↑	再任		再任	再任
監事			元.8/16	3.8/16	4.7/1	5.8/16	6.7/1	7.8/16
			相馬 實 (自治省)	再任	小林 紘 (自治省)	再任	仁科英麿 (自治省)	再任
理事 (非常勤) (全国知事会)	63.2/1	元.8/9	2.2/1	3.2/16	3.8/1	4.8/1	5.8/1	6.8/1
		再任	↑	再任	↑	高田 勇 (長崎県)	荒巻禎一 (京都府)	再任
理事 (非常勤) (全国市長会)		元.4/19	元.11/1	3.8/1	3.11/27	5.7/7	5.11/1	7.11/1
			望月幸明 (山梨県)	上田繁潔 (奈良県)	再任	↑	再任	↑
理事 (非常勤) (政令指定都市)	63.8/1	元.8/1	2.8/1	3.5/1	6/1 8/1	4.8/1	5.8/1	6.8/1
		末吉興一 (北九州市)	桑原敬一 (福岡市)	板垣武四 (札幌市)	高橋 清 (川崎市)	高秀秀信 (横浜市)	西尾武喜 (名古屋市)	松井 旭 (千葉市)
常任参与			元.9/1	榎 信雄 (札幌市)		5.7/1		藤井 黎 (仙台市)
				村上 仁 (大阪市)				北井克彦 (大阪府)
		元.3/31				5.3/31		

8	9	10	11	12	13	14	任期満了日
8.11/1		10.6/23	11.7.13	11.11/1		14.7/16 14.11/1	
	再任	定道成美 (建設省)	↑		再任	↑	H.17.10.31
8.8/1		10.6/23	11.7.13	11.8/1	12.6/27	14.7/15 14.8/1	
	再任	内藤 勲 (建設省)	↑	再任	安中徳二 (建設省)	↑	H.17.7.31
	9.7/16	9.8/1	9.7/21			13.7/16	
		再任	11.8/1	再任		13.8/1	再任
	9.6/30	小林 満 (建設省)		亀本和彦 (建設省)	13.6/30	松井邦彦 (建設省)	
8.7/1	9.8/1		11.8/1			13.8/1	
	伊柳静明 (大蔵省)	東垣外洋三 (大蔵省)		再任		再任	H.15.7.31
	9.11/1	10.6/23	11.11/1		13.7/1	13.11/1	
		再任	安久津 赳 (横浜市)		再任	↑	再任
	9.8/1		11.7.13	11.8/1	12.7/14	13.8/1	
	松井大悟 (建設省)		再任	↑	再任	石川忠男 (建設省)	再任
					12.6/26		
	9.11/1		11.7.14	11.11/1	12.12/31	13.1/20	13.11/1
		再任	黒沢宥 (自治省)		再任	↑	再任
		10.6/30				中橋芳弘 (自治省)	
8.9/13	8.10/16	9.11/1		11.11/1		13.11/1	14.11/1
	谷 聰 (警察庁)		再任		再任	再任	↑
		9.8/16	10.7.14	11.8/16	12.4/15	13.8/16	14.10.15 (非常勤) 今井大助 (警察庁)
		再任	黒野宣明 (自治省)	再任	北鳥邦夫 (自治省)		再任
		10.6/24		12.4/1			
8.8/1		10.8/16		12.8/16		14.8/16	
	稲葉 稔 (滋賀県)		荒巻禎一 (京都府)		天野 建 (山梨県)		↑
		10.7/19				増田寛也 (岩手県)	
	9.11/1		11.8/1	11.11/1		13.11/1	14.3/1
		再任	↑		再任	↑	↑
			11.4/29		小嶋善吉 (静岡県)	今野繁 (相馬市)	14.1/18
8.8/1	9.8/1	10.8/1	11.8/1		13.8/1		藤森英二 (郡山市)
	榎本頼兼 (京都市)	磯村隆文 (大阪市)	笹山幸俊 (神戸市)		秋葉忠利 (広島市)		末吉興一 (北九州市)
		9.12/31					

## 5. 歴代幹部職員

(注)  
 [役職名] 旧組織名を示す  
 [氏名] 扱いを示す  
 (氏名) 兼務を示す

平成14年11月1日現在

役職名	氏名	就任年月日	離任年月日
顧問	久保 赳	S59.6.17	H5.6.16
	玉木 勉	H3.10.1	H4.9.30
	台 健	H6.4.1	H6.10.31
	福本 英三	H7.9.1	H7.9.30
常任参与	安田 靖一	S53.11.16	S57.11.1
	藤井 秀夫	S58.4.1	H1.3.31
	村上 仁	H1.9.1	H5.3.31
	北井 克彦	H5.7.1	H9.12.31
参与	内田 信一郎	H10.8.1	H13.3.31
	福智 真和	H13.4.16	現 在
企画総務部長	重元 良夫	S47.11.1	S48.7.31
	難波 通雄	S48.8.1	S51.2.28
	西山 良晴	S51.2.29	S54.4.15
	末沢 善勝	S54.4.16	S55.6.30
	高橋 昭治	S55.7.1	S57.10.4
	竹内 啓	S57.10.5	S60.9.30
	保田 悠紀雄	S60.10.1	S63.7.18
	[中川 澄人]	S63.7.18	S63.7.19
	山口 周三	S63.7.20	H4.1.15
	藤條 邦裕	H4.1.16	H5.7.1
	堀 才大	H5.7.1	H7.3.31
	田村 仁人	H7.4.1	H9.7.7
	長瀬 哲郎	H9.7.8	H11.7.12
	塩島 高雄	H11.7.13	H12.7.2
	馬渡 五郎	H12.7.3	H14.7.15
	原田 秀逸	H14.7.16	現 在
	次長	菜崎 久	S47.11.1
篠原 秀夫		S54.4.16	S57.5.1
吉田 堅一		S57.5.21	S59.4.11
小垣原 尚生		S59.7.2	S61.6.30
川田 友雄		S61.10.1	H1.6.30
白井 信之		H1.7.1	H1.12.1
山辺 俊明		H2.1.16	H2.12.17
細田 尚敬		H3.1.7	H3.6.30
角田 千平		H3.10.16	H5.6.1
河合 正輝		H5.6.2	H7.6.30
平塚 幸平		H7.7.1	H9.2.1
谷口 吉彦		H9.2.1	H10.7.1
丸田 良則		H10.7.2	H13.3.31
宮崎 友次		H13.4.1	H14.3.31
阿川 真功		H14.4.1	現 在

役職名	氏名	就任年月日	離任年月日
[秘書役] 秘書室長	矢板 芳男	S50.8.1	S53.4.5
	矢板 芳男	S53.4.6	S55.7.15
	首藤 英生	S55.7.16	S56.6.15
	野口 紀雄	S56.6.16	S59.6.15
	川幡 年秋	S59.6.16	S59.11.9
	北野 一成	S59.11.16	S60.6.30
	生田 喬一	S60.7.1	S62.6.15
	山本 肇	S62.6.16	S63.11.15
	都原 正守	S63.11.16	H3.6.30
	碓井 實	H3.7.1	H5.6.30
	原木 正英	H5.7.1	H7.6.30
	近藤 正	H7.7.1	H9.9.30
	小高 公之	H9.10.1	H12.1.14
	本間 博文	H12.1.15	H14.3.31
西田 泰秀	H14.4.1	現 在	
総務課長	佐藤 和男	S47.11.1	S49.8.31
	野田 正弘	S49.9.1	S50.4.30
	竹内 啓	S50.5.1	S51.4.30
	畑 正一	S51.5.1	S53.6.15
	上村 光	S53.6.16	S56.3.31
	鈴木 省三	S56.4.1	S58.6.30
	川村 良典	S58.7.1	S60.1.15
	[竹内 啓]	S60.1.16	S60.2.9
	内藤 勇	S60.2.9	S63.6.15
	馬渡 五郎	S63.6.16	H1.8.10
	辻原 俊博	H1.8.11	H2.7.4
	原田 秀逸	H2.7.5	H4.6.25
	鈴木 敦	H4.6.26	H7.6.30
大原 知夫	H7.7.1	H9.7.6	
高橋 広幸	H9.7.7	H10.7.14	
飯野 和男	H10.7.15	H13.3.31	
田丸 春信	H13.4.1	現 在	
[調査役(人事)] 人事課長	篠原 秀夫	S49.7.1	S51.5.15
	篠原 秀夫	S51.5.16	S54.4.15
	吉田 堅一	S54.4.16	S55.6.1
	恒松 和夫	S55.6.2	S57.6.15
	川上 利夫	S57.6.16	S59.6.30
	藤澤 廣	S59.7.1	S61.6.30
	八島 幸男	S61.7.1	H1.3.31
	佐々木 年三	H1.4.1	H2.3.31
	藤井 秀臣	H2.4.1	H4.6.25
	梅田 勝利	H4.6.26	H6.6.30
佐藤 幸雄	H6.7.1	H9.3.31	

役職名	氏名	就任年月日	離任年月日
	岩 瀨 知 彦	H 9 . 4 . 1	H 11 . 3 . 31
	海 馬 和 彦	H 11 . 4 . 1	H 12 . 3 . 31
	関 口 周 治	H 12 . 4 . 1	H 14 . 3 . 31
	熊 谷 啓	H 14 . 4 . 1	現 在
〔調査役(会計)〕 会計課長	関 口 公 男	S 50 . 8 . 1	S 52 . 4 . 30
	関 口 公 男	S 52 . 5 . 1	S 53 . 5 . 31
	〔西山 良晴〕	S 53 . 6 . 1	S 53 . 6 . 15
	山 本 博	S 53 . 6 . 16	S 55 . 12 . 31
	小 熊 一	S 56 . 1 . 1	S 59 . 4 . 30
	白 井 信 之	S 59 . 5 . 1	S 61 . 9 . 30
	小林 袈裟雄	S 61 . 10 . 1	H 1 . 6 . 30
	深 井 資 智 朗	H 1 . 7 . 1	H 1 . 9 . 19
	〔山口 周三〕	H 1 . 9 . 19	H 1 . 10 . 1
	高 田 光 男	H 1 . 10 . 1	H 3 . 6 . 30
	花 房 禎 若	H 3 . 7 . 1	H 5 . 3 . 31
	小 浦 卓 爾	H 5 . 4 . 1	H 7 . 3 . 31
	平 林 一 男	H 7 . 4 . 1	H 8 . 6 . 30
	有 川 誠 二	H 8 . 7 . 1	H 11 . 6 . 1
	小 坂 久	H 11 . 6 . 2	H 13 . 3 . 31
	三 原 孝 治	H 13 . 4 . 1	現 在
〔企画経理課長〕 企画課長	野 田 正 弘	S 47 . 11 . 1	S 48 . 4 . 30
	野 田 正 弘	S 48 . 5 . 1	S 49 . 8 . 31
	三 島 義 教	S 49 . 9 . 1	S 51 . 4 . 30
	竹 内 啓	S 51 . 5 . 1	S 52 . 1 . 31
	曾 根 啓 介	S 52 . 2 . 1	S 53 . 10 . 31
	竹 本 直 一	S 53 . 11 . 1	S 55 . 6 . 9
	鈴 木 省 三	S 55 . 6 . 10	S 56 . 3 . 31
	由 良 範 泰	S 56 . 4 . 1	S 59 . 7 . 15
	松 富 泰 生	S 59 . 7 . 16	S 62 . 7 . 31
	生 亀 孝 志	S 62 . 8 . 1	H 2 . 7 . 9
	番 場 哲 晴	H 2 . 7 . 10	H 5 . 4 . 5
	大 島 宏 志	H 5 . 4 . 6	H 7 . 4 . 15
	伊 藤 英 隆	H 7 . 4 . 16	H 10 . 7 . 15
	高 橋 広 幸	H 10 . 7 . 15	H 12 . 7 . 2
	藤 原 健 朗	H 12 . 7 . 3	現 在
〔経理課長〕	山 口 秋 信	S 48 . 5 . 1	S 49 . 4 . 30
			S 49 . 5 . 1 経理部経理課に改組
〔調査役(厚生)〕 厚生課長	吉 田 堅 一	S 52 . 4 . 1	S 54 . 4 . 15
	野 田 岩 雄	S 54 . 4 . 16	S 55 . 4 . 6
	野 田 岩 雄	S 55 . 4 . 7	S 57 . 7 . 31
	川 幡 年 秋	S 57 . 8 . 1	S 59 . 6 . 15
	北 野 一 成	S 59 . 6 . 16	S 59 . 11 . 15
	野 木 丈 平	S 59 . 11 . 16	S 61 . 9 . 30
	野 口 紀 雄	S 61 . 10 . 1	S 63 . 3 . 31
	有 沢 清 隆	S 63 . 4 . 1	H 1 . 8 . 31
	前 川 博 正	H 1 . 9 . 1	H 4 . 3 . 31
	山 下 忠	H 4 . 4 . 1	H 5 . 3 . 31
	田 中 建 一	H 5 . 4 . 1	H 8 . 4 . 1
	小 森 好 宣	H 8 . 4 . 1	H 9 . 11 . 1
	末 次 靖 人	H 9 . 11 . 1	H 13 . 3 . 31
	小 坂 久	H 13 . 4 . 1	現 在
〔調査役(広報)〕 広報課長	北 野 一 成	S 53 . 9 . 1	S 58 . 4 . 4
	北 野 一 成	S 58 . 4 . 5	S 59 . 6 . 15

役職名	氏名	就任年月日	離任年月日
	野 口 紀 雄	S 59 . 6 . 16	S 61 . 9 . 30
	米 倉 安 雄	S 61 . 10 . 1	H 3 . 1 . 6
	増 田 富 雄	H 3 . 1 . 7	H 4 . 3 . 31
	前 川 博 正	H 4 . 4 . 1	H 7 . 3 . 31
	小 倉 乙 男	H 7 . 4 . 1	H 8 . 6 . 30
	小 高 公 之	H 8 . 7 . 1	H 9 . 9 . 30
	(高橋 広幸)	H 9 . 10 . 1	H 12 . 7 . 2
	(藤原 健朗)	H 12 . 7 . 3	H 13 . 1 . 9
	〔丸田 良則〕	H 13 . 1 . 10	H 13 . 3 . 31
	宮 寄 徹	H 13 . 4 . 1	現 在
〔情報システム推進室長〕 情報システム室長	(松井 清)	H 8 . 1 . 16	H 11 . 3 . 31
	松 井 清	H 11 . 4 . 1	H 12 . 10 . 9
	〔馬渡 五郎〕	H 12 . 10 . 10	H 13 . 1 . 31
	(大嶋 篤)	H 13 . 2 . 1	H 13 . 3 . 31
	大 嶋 篤	H 13 . 4 . 1	現 在
〔調査役(用地調整)〕	泰 康 夫	S 62 . 7 . 1	H 1 . 5 . 28
			H 1 . 5 . 29 計画部広域地管理課に改組
調査役(訟務)	小 坂 久	H 9 . 4 . 1	H 9 . 6 . 30
	安 達 伴 憲	H 9 . 7 . 1	H 13 . 3 . 31
	(宮寄 徹)	H 13 . 4 . 1	現 在
調査役	野 村 充 伸	H 14 . 2 . 15	現 在
調査役	重 富 俊 男	H 14 . 4 . 1	現 在
経理部長	栗 崎 久	S 49 . 5 . 1	S 50 . 3 . 31
	宮 崎 勇 美	S 50 . 4 . 1	S 52 . 6 . 30
	青 木 弘	S 52 . 7 . 1	S 54 . 3 . 31
	石 田 栄 一	S 54 . 4 . 1	S 57 . 2 . 14
	〔高木 壽夫〕	S 57 . 2 . 15	S 57 . 2 . 28
	高 橋 敬 造	S 57 . 3 . 1	S 59 . 6 . 30
	石 崎 巖	S 59 . 7 . 1	S 60 . 8 . 6
	佐 藤 孝 夫	S 60 . 8 . 7	S 62 . 7 . 8
	洪 谷 孝 義	S 62 . 7 . 9	H 2 . 3 . 30
	菊 池 章 仁	H 2 . 4 . 1	H 5 . 7 . 2
	向 後 三 郎	H 5 . 7 . 3	H 7 . 6 . 20
	江 田 昭 夫	H 7 . 6 . 21	H 10 . 7 . 1
	渡 木 洋	H 10 . 7 . 2	H 12 . 6 . 29
	紺 谷 和 夫	H 12 . 6 . 30	現 在
次長	(石田 栄一)	S 56 . 4 . 16	S 56 . 6 . 30
	長 田 文 栄	S 56 . 7 . 1	S 58 . 7 . 4
	田 中 栄 一	S 58 . 7 . 5	S 60 . 7 . 30
	積 木 才 左 右	S 60 . 8 . 1	S 62 . 11 . 1
	小 林 茂 教	S 62 . 11 . 1	S 63 . 7 . 31
	細 田 尚 敬	S 63 . 8 . 16	H 1 . 6 . 30
	小林 袈裟雄	H 1 . 7 . 1	H 3 . 6 . 30
	佐 藤 和 男	H 3 . 7 . 1	H 5 . 4 . 1
	美 多 賀 鼻 秀 暉	H 5 . 4 . 1	H 7 . 4 . 1
	岩 水 勝 盛	H 7 . 4 . 1	H 8 . 6 . 30
	小 倉 乙 男	H 8 . 7 . 1	H 9 . 6 . 30
	藤 井 秀 臣	H 9 . 7 . 1	H 11 . 5 . 20
	小 林 良 助	H 11 . 6 . 2	H 13 . 2 . 28
	後 藤 庄 司	H 13 . 3 . 1	H 14 . 3 . 31
	岩 本 耕 吉	H 14 . 4 . 1	現 在
経理課長	山 口 秋 信	S 49 . 5 . 1	S 51 . 4 . 30
	田 中 栄 一	S 51 . 5 . 1	S 53 . 7 . 5

役職名	氏名	就任年月日	離任年月日
	工藤 桂司	S53.7.6	S55.7.7
	赤羽 允尚	S55.7.8	S57.6.29
	坂牧 教旦	S57.6.30	S59.7.12
	日野 勝之	S59.7.13	S62.7.9
	松谷 克利	S62.7.10	H1.3.31
	[渋谷 孝義]	H1.4.1	H1.7.12
	紺谷 和夫	H1.7.12	H4.7.9
	津村 幸作	H4.7.10	H8.5.17
	阿久津 光雄	H8.5.18	H11.7.12
	橋本 広行	H11.7.13	H13.7.10
	佐藤 暁彦	H13.7.11	現在
<b>[調査役(資金)] 資金課長</b>	小倉 幸治郎	S49.7.1	S51.5.15
	小倉 幸治郎	S51.5.16	S52.6.30
	福田 英世	S52.7.1	S55.7.15
	市橋 博喜	S55.7.16	S57.7.11
	前田 剛志	S57.7.12	S59.7.15
	川本 継男	S59.7.16	S61.7.14
	松岡 信之	S61.7.15	S63.7.7
	江藤 善雪	S63.7.8	H1.9.29
	染野 貞夫	H1.9.30	H3.3.30
	長嶋 宏文	H3.4.3	H5.7.12
	山口 忠彦	H5.7.13	H7.6.29
	竹島 謙一	H7.7.1	H10.6.29
	高田 義文	H10.6.30	H12.6.29
	安司 武司	H12.6.30	現在
<b>契約課長</b>	田丸 勝朗	S49.5.1	S50.5.15
	[宮崎 勇美]	S50.5.16	S50.5.31
	川本 和男	S50.6.1	S51.1.15
	古沢 次男	S51.1.16	S54.6.30
	小熊 一	S54.7.1	S55.12.31
	古川 賢二	S56.1.1	S58.6.30
	積木 才左右	S58.7.1	S60.7.31
	[積木 才左右]	S60.8.1	S61.3.31
	小林 茂教	S61.4.1	S62.10.31
	深井 資智朗	S62.11.2	H1.6.30
	佐藤 和男	H1.7.1	H3.6.30
	美多賀 鼻 秀暉	H3.7.1	H4.3.31
	小倉 乙男	H4.4.2	H7.3.31
	松本 忠明	H7.4.2	H9.1.31
	高橋 庄三	H9.2.1	H11.6.1
	前橋 久志	H11.6.2	H13.1.31
	堀内 隆吉	H13.2.1	H14.3.31
	加瀬 谷 浩	H14.4.1	現在
<b>調査役(契約管理)</b>	小松 逸朗	H7.4.1	H8.3.31
	小坂 久	H8.4.1	H11.6.1
	(小林 良助)	H11.6.2	H13.2.28
	(後藤 庄司)	H13.3.1	H14.3.31
	(岩本 耕吉)	H14.4.1	現在
<b>業務部長</b>	坂 弘二	S50.8.1	S52.3.31
	末沢 善勝	S52.4.1	S54.4.15
	[本郷 文男]	S54.4.16	S54.4.30
	野田 正弘	S54.5.1	S57.6.30
	曾根 啓介	S57.7.1	S59.7.31
	川村 直道	S59.8.1	S61.6.17

役職名	氏名	就任年月日	離任年月日
	松山 雅昭	S61.6.18	H1.6.29
	内田 陽一	H1.7.1	H3.7.5
	由良 範泰	H3.7.6	H5.9.29
	関川 紳一郎	H5.10.1	H7.6.30
	滝田 清	H7.7.1	H10.6.29
	山口 智	H10.7.8	H11.7.27
	柏木 順二	H11.7.28	H14.6.30
	柴垣 泰介	H14.7.1	現在
<b>上席調査役</b>	深堀 政喜	H12.4.1	H14.3.31
	金井 重夫	H14.4.1	現在
<b>業務課長</b>	武田 篤夫	S50.8.1	S51.1.15
	川本 和男	S51.1.16	S52.3.31
	谷口 文夫	S52.4.1	S53.6.13
	八木 欣之介	S53.6.14	S54.4.30
	西沢 辰夫	S54.5.1	S56.3.31
	神林 章元	S56.4.1	S58.3.30
	松浦 伸吾	S58.4.2	S60.7.15
	佐々木 正秀	S60.7.16	S62.3.30
	大野 慎一	S62.4.1	S63.3.30
	[松山 雅昭]	S63.3.30	S63.5.1
	濱崎 孝	S63.5.2	H3.3.30
	(内田 陽一)	H3.3.31	H3.4.16
	菅 俊一	H3.4.17	H4.3.31
	小熊 博	H4.4.1	H5.3.30
	上杉 耕二	H5.4.1	H7.3.30
	大西 潤	H7.4.1	H9.3.31
	千葉 義弘	H9.4.1	H10.12.30
	平口 愛一郎	H11.1.1	H12.7.17
	宮田 昌一	H12.7.18	H14.3.31
	寺田 文彦	H14.4.1	現在
<b>援助課長</b>	西田 哲夫	S50.8.1	S50.10.31
	(武田 篤夫)	S50.11.1	S51.1.15
	武田 篤夫	S51.1.16	S51.3.31
	石川 廣	S51.4.17	S54.1.31
	[末沢 善勝]	S54.2.1	S54.3.31
	安藤 茂	S54.4.1	S57.3.31
	菊池 正直	S57.4.1	S59.6.30
	稲場 紀久雄	S59.7.1	S60.3.31
	田野 嘉男	S60.4.1	S62.3.31
	星隈 保夫	S62.4.1	H1.3.30
	石川 和秀	H1.4.1	H2.3.31
	大嶋 吉雄	H2.4.1	H4.6.29
	瀬藤 一郎	H4.7.2	H5.4.5
	江藤 隆	H5.4.6	H6.10.31
	大嶋 篤	H6.11.1	H9.7.15
	高橋 春城	H9.7.16	H11.3.31
	村上 孝雄	H11.4.1	H13.3.31
	佐藤 泰治	H13.4.1	現在
<b>調査役(受託調整)</b>	星出 昭治	H6.4.1	H7.3.31
	葛西 隆	H7.4.1	H9.9.30
	増田 澄雄	H9.10.1	H10.3.31
	重富 俊男	H10.4.1	H14.3.31
	(寺田 文彦)	H14.4.1	現在
<b>調査役</b>	中村 正雄	S59.4.12	H1.3.31

役職名	氏名	就任年月日	離任年月日	
〔維持管理〕	堺 好雄	H14.4.1	H3.3.31	
	川口 浩平	H3.4.1	H5.7.15	
	祁答院 昭人	H5.7.16	H7.11.30	
	飯塚 保	H7.12.1	H10.7.15	
	杉田 龍宣	H10.7.16	H12.3.31 H12.4.1 上席調査役に改組	
〔技術部長〕 計画部長	遠山 啓	S47.11.1	S49.4.30	
	遠山 啓	S49.5.1	S50.7.15	
	玉木 勉	S50.7.16	S52.1.31	
	伊藤 俊美	S52.2.16	S54.7.31	
	中本 至	S54.8.1	S56.6.9	
	山田 睦郎	S56.6.10	S56.11.1	
	〔本郷 文男〕	S56.11.2	S56.11.30	
	辻 栄一	S56.12.1	S57.6.14	
	斎藤 健次郎	S57.6.15	S59.6.15	
	安藤 茂	S59.6.16	S60.3.31	
	中川 幸男	S60.4.1	S63.6.1	
	奥井 英夫	S63.6.4	H3.7.15	
	亀田 泰武	H3.7.16	H4.9.30	
	堂々 功	H4.10.1	H6.3.31	
	村山 哲夫	H6.4.1	H9.8.31	
	西口 泰夫	H9.9.1	H12.6.29	
	山根 昭	H12.6.30	H13.3.31	
	石川 和秀	H13.4.1	H14.3.31	
上ノ土 俊	H14.4.1	現 在		
〔技術部次長〕 〔計画部次長〕	原 徳安	S47.11.1	S49.4.30	
	原 徳安	S49.5.1	S50.3.31	
	坂 弘二	S50.4.1	S50.7.31 S50.8.1 業務部に改組	
上席調査役	斎藤 健次郎	S57.4.8	S57.6.14	
	来栖 司朗	S57.6.15	S59.4.1	
	村上 健	S59.4.16	S61.3.31	
	須賀 増幸	S61.4.1	S61.4.30	
	松井 大悟	S61.5.1	S62.3.31	
	稲場 紀久雄	S62.4.1	S63.6.2	
	亀田 泰武	S63.6.3	H1.5.28	
	堂々 功	H1.5.29	H2.3.31	
	石川 忠男	H2.4.1	H3.7.15	
	星隈 保夫	H3.7.16	H4.3.31	
	金刺 敏朗	H4.4.1	H5.6.30	
	曾小川 久貴	H5.7.1	H6.3.31	
	瀬藤 一郎	H6.4.1	H7.3.30	
	石川 和秀	H7.4.1	H8.3.30	
	谷戸 善彦	H8.4.1	H9.3.31	
	松井 清	H10.4.1	H11.3.31	
	大嶋 篤	H11.4.1	H13.3.31	
	高橋 春城	H13.4.1	現 在	
	〔技術部技術調査課長〕 〔計画課長〕	狩野 昇	S48.5.1	S49.4.30
		狩野 昇	S49.5.1	S50.7.15
辻 栄一		S50.7.16	S52.9.30	
松尾 和幸		S52.10.1	S54.7.16	
星畑 國松		S54.7.17	S55.11.30	

役職名	氏名	就任年月日	離任年月日
〔計画第一課長〕 計画課長	小宮山 克治	S55.12.1	S57.3.31
	橋本 安弘	S57.4.1	S59.10.31
	小林 武	S59.11.1	S61.3.31
	(中川 幸男)	S61.4.1	S61.4.15
	望月 倫也	S61.4.16	S62.5.31
	望月 倫也	S62.6.1	H1.3.30
	浦田 健一	H1.4.1	H1.5.28
	浦田 健一	H1.5.29	H3.6.30
	山根 昭	H3.7.1	H5.6.30
	栗原 秀人	H5.7.1	H7.3.31
	櫻井 克信	H7.4.1	H9.3.31
	田中 修司	H9.4.1	H10.7.9
	堀江 信之	H10.7.9	H11.3.31
	塩路 勝久	H11.4.1	H14.3.31
森岡 泰裕	H14.4.1	現 在	
〔技術部技術援助課長〕	武田 篤夫	S47.11.1	S49.4.30
〔計画部技術援助課長〕	武田 篤夫	S49.5.1	S50.7.31 S50.8.1 業務部援助課に改組
〔技術部受託工事課長〕	永田 伸之	S47.11.1	S49.4.30 S49.5.1 工務部工事課に改組
〔調査役(システム開発)〕	中川 幸男	S53.4.6	S54.12.31
〔調査役(広域汚泥調査)〕	松井 大悟	S55.4.1	S56.6.30
	松井 大悟	S56.7.1	S57.6.15
〔計画第二課長〕	堂々 功	S57.6.16	S60.4.15
	村山 哲夫	S60.4.16	S62.5.31
	村山 哲夫	S62.6.1	S63.6.2
	石川 和秀	S63.6.3	H1.3.31
	〔奥井 英夫〕	H1.4.1	H1.4.15
	金刺 敏朗	H1.4.16	H1.5.28
	金刺 敏朗	H1.5.29	H4.3.31
〔広域処理計画課長〕	竹石 和夫	H4.4.2	H6.3.31
	深堀 政喜	H6.4.1	H9.3.31
	金井 重夫	H9.4.1	H11.3.31 H11.10.1 大阪支社PM室に改組
	秦 康夫	H1.5.29	H4.6.30
	三輪 栄一	H4.7.2	H7.6.30
〔広域処理管理課長〕	小松 章剛	H7.7.1	H9.1.31
	岩城 豊	H9.2.1	H11.3.31
	金井 重夫	H11.4.1	H12.3.31
	石田 貴	H12.4.1	現 在
	設計課長	永田 伸之	S49.5.1
松本 克己		S50.6.16	S52.2.15
奥田 康		S52.2.16	S52.12.1
佐藤 治		S52.12.2	S54.7.31
〔中本 至〕		S54.8.1	S54.8.6
後藤 謙次郎		S54.8.7	S57.8.15
曾我部 博		S57.8.16	S60.7.15
横山 博一		S60.7.16	S62.12.15
大迫 健一		S62.12.16	H3.3.31
鈴木 宏		H3.4.1	H4.12.15
佐伯 謹吾		H4.12.16	H7.6.12

役職名	氏名	就任年月日	離任年月日
	小西 誠 (大嶋 篤)	H7.6.13 H9.7.16	H9.7.15 H13.3.31
	三神 景信	H13.4.1	H14.7.15
	中沢 均	H14.7.16	現 在
設計役	新淵 昭光	S50.6.16	S53.4.30
	小野 保和	S53.5.1	S55.6.30
	安田 康宏	S56.7.1	S58.3.31
	藤田 昌一	S58.4.1	S59.3.25
	横山 博一 (横山 博一)	S59.4.16 S60.7.16	S60.7.15 S62.12.15
	(大迫 健一)	S62.12.16	H3.3.31
	(鈴木 宏)	H3.4.1	H3.6.10
	阿部 勝男	H3.6.10	H6.4.15
	松井 清	H6.4.16	H8.3.31
	高橋 春城	H8.4.15	H9.7.15
	桜井 義紀	H9.7.16	H10.7.15
	宇田川 孝之	H10.7.16	H12.7.31
	三神 景信 (三神 景信)	H12.8.1 H13.4.1	H13.3.31 H14.3.31
	中沢 均	H14.4.1	H14.7.15
	中島 義成	H14.7.16	現 在
調査役(建築)	泊瀬川 郁	S49.5.1	S50.5.31
	福本 道彦	S50.5.1	S51.9.30
	川上 茂	S51.10.1	S54.9.30
	松田 義昭	S54.10.1	S57.3.31
	尾形 洋三	S57.4.1	S59.6.30
	沼田 昇三 (坂元 茂)	S59.7.1 S61.4.7	S61.4.6 S61.6.30
	(鈴木 俊世)	S61.7.1	H1.5.28 H1.5.29 大阪文社技術次長に改組
調査役(新技術設計)	金子 端人	H5.5.14	H8.3.31
	松井 清	H8.4.1	H10.3.31 H11.4.1 企画総務部情報システム室に改組
工務部長	笹倉 光雄	S49.5.1	S52.3.31
	橋本 定雄	S52.4.1	S55.4.6
	松崎 茂樹	S55.4.7	S57.3.31
	村田 恒雄	S57.4.1	S59.7.31
	神戸 義雄	S59.8.1	S61.7.15
	岩下 久生	S61.7.16	S63.11.30
	佐藤 治	S63.12.1	H3.3.31
	鈴木 章	H3.4.1	H4.12.15
	横山 博一	H4.12.16	H6.7.31
	田嶋 順三	H6.8.1	H9.7.15
	串山 宏太郎	H9.7.16	H11.6.15
	佐伯 謹吾	H11.6.16	H13.3.31
	桜井 義紀	H13.4.1	現 在
次長	岩崎 文一	S55.4.7	S56.6.1
	荒木 良典	S56.6.2	S58.12.1
	土屋 実	S58.12.1	S61.4.30
	須賀 増幸	S61.5.1	S63.3.31
	岩崎 臣良 (鈴木 章)	S63.4.1 H3.4.1	H3.3.31 H3.4.9

役職名	氏名	就任年月日	離任年月日
	西川 富一	H3.4.10	H5.9.30
	岩崎 美行 〔田嶋 順三〕	H5.10.1 H8.6.1	H8.5.31 H8.7.15
	松村 桓生	H8.7.16	H10.3.31
	岩本 日出雄	H11.4.1	H13.7.15
	高田 治夫	H13.7.16	現 在
〔工事課長〕 工務課長	岩崎 文一	S49.5.1	S50.5.31
	岩崎 文一 〔松崎 茂樹〕	S50.6.1 S55.4.7	S55.4.6 S55.4.15
	荒木 良典	S55.4.16	S56.6.1
	深山 憲次郎	S56.6.2	S58.3.31
	白川 渙	S58.4.1	S59.4.1
	梅津 光五郎	S59.4.1	S60.9.30
	松田 良平	S60.10.1	S61.7.15
	吉澤 永幸	S61.7.16	S63.6.2
	村上 善英	S63.6.3	H2.6.10
	小野 耕一 (鈴木 章)	H2.6.11 H3.6.10	H3.6.9 H3.6.16
	上ノ土 俊	H3.6.17	H5.4.1
	谷戸 善彦	H5.4.2	H6.10.31
	江藤 隆	H6.11.1	H8.3.31
	松井 正樹	H8.4.1	H10.3.31
	清水 俊昭	H10.4.1	H11.3.31
	森岡 泰裕 〔佐伯 謹吾〕	H11.4.1 H12.7.2	H12.7.2 H12.7.16
	神原 隆	H12.7.16	H14.3.31
	内田 勉	H14.4.1	現 在
建築課長	泊瀬川 郁	S50.6.1	S51.12.31
	金子 研一郎	S52.1.1	S53.4.30
	内海 康夫	S53.5.1	S55.3.31
	岩崎 博	S55.4.1	S56.3.31
	白川 博之	S56.4.1	S58.3.31
	関田 栄治	S58.4.1	S59.3.31
	坂元 茂	S59.4.1	S61.6.30
	鈴木 俊世	S61.7.1	H2.1.15
	石塚 義高	H2.1.16	H4.3.31
	安室 博	H4.4.1	H7.3.31
	南島 雄二	H7.4.2	H9.3.31
	深谷 俊昭	H9.4.1	H11.1.4
	大田 隆太郎	H11.1.5	H13.3.31
	山本 徹	H13.4.1	現 在
〔調査役(設備)〕 機械課長	岩崎 臣良	S50.6.16	S54.4.15
	岩崎 臣良	S54.4.16	S54.7.31
	土屋 実 〔土屋 実〕	S54.8.1 S58.12.1	S58.11.30 S59.3.31
	岩崎 美行	S59.4.1	S62.3.31
	畑野 仁	S62.4.1	H3.6.30
	橋元 和男	H3.7.1	H5.3.31
	芹沢 富雄	H5.4.1	H9.4.29
	萩原 哲雄	H9.5.1	H10.3.31
	吉沢 宣夫	H10.4.1	H12.3.31
	内村 公省	H12.4.1	現 在
〔設備課長〕	保谷 一夫	S49.5.1	S53.6.1
	長濱 健彦	S53.6.2	S54.4.15

役職名	氏名	就任年月日	離任年月日
電気課長	長濱 健彦	S54.4.16	S56.7.6
	早野 克雄	S56.7.7	S59.4.15
	斉藤 薫	S59.4.16	S62.3.31
	増田 正宏	S62.4.1	H2.3.31
	天野 雅己	H2.4.1	H5.5.13
	鈴木 勇	H5.5.14	H8.3.31
	金子 哲郎	H8.4.1	H10.4.30
	小浜 一好	H10.5.1	H12.3.31
	高須 光男	H12.4.1	現在
〔調査役(検査)〕	中川 幸男	S52.6.2	S53.4.5
〔工事検査課長〕	白川 渙	S53.4.6	S54.4.15
	草間 晃	S54.4.16	S56.3.31
技術管理課長	白川 渙	S56.4.1	S58.3.31
	梅津 光五郎	S58.4.1	S59.3.31
	佐藤 安衛	S59.4.1	S59.4.11
	佐藤 安衛	S59.4.12	S61.3.31
	小林 殖	S61.4.1	S62.3.31
	谷 正信	S62.4.1	H1.4.30
	石川 公美	H1.5.1	H4.3.31
	友常 聡	H4.4.1	H5.4.30
	伊藤 晃	H5.5.1	H6.4.1
	〔横山 博一〕	H6.4.2	H6.4.15
	阿部 勝男	H6.4.16	H6.6.30
	石北 正道	H6.7.1	H9.3.31
	河井 竹彦	H9.4.1	H11.7.31
	木全 隆	H11.8.1	H13.3.31
	澤田 重雄	H13.4.1	現在
調査役(情報システム)	(石川 公美)	H3.4.1	H3.6.16
	伊藤 晃	H3.6.17	H5.4.30
	(伊藤 晃)	H5.5.1	H5.7.16
	堀内 公雄	H5.7.16	H7.11.30
	角田 孝雄	H7.12.1	H11.3.31
	(河井 竹彦)	H11.4.1	H11.5.4
	中尾 正和	H11.5.4	H13.3.31
	(澤田 重雄)	H13.4.1	現在
〔調査役(技術審査)〕	明石 哲也	H7.4.1	H9.3.31
	石田 貴	H9.4.1	H10.3.31
	木全 隆	H10.4.1	H11.7.30
	(木全 隆)	H11.8.1	H13.3.31
調査役(技術監理)	(高田 治夫)	H13.4.1	H14.3.31
	(高田 治夫)	H14.4.1	現在
首席調査役	西山 良晴	S50.8.1	S51.2.28
	〔淡路 憲治〕	S51.2.29	S51.4.30
	宇野 均	S51.5.1	S54.9.30
	〔淡路 憲治〕	S54.10.1	S54.10.31
	高橋 昭治	S54.11.1	S55.6.30
	長谷川 徳之輔	S55.7.1	S59.4.11
	吉田 堅一	S59.4.12	S61.6.30
	小垣原 尚生	S61.7.1	S62.6.1
	山口 周三	S62.6.5	S63.7.19
	内田 陽一	S63.7.20	H1.6.30
	川田 友雄	H1.7.1	H1.12.1
	白井 信之	H1.12.2	H2.12.16
	山辺 俊明	H2.12.17	H6.9.30

役職名	氏名	就任年月日	離任年月日
	宮村 勝男	H6.10.1	H8.6.29
	秦 康夫	H8.6.30	H9.7.30
	池田 東雄	H9.8.1	H10.6.22
	東 喜代司	H10.6.23	H11.7.12
	古倉 宗治	H11.7.13	H13.7.5
	伊藤 直	H13.7.6	H14.7.15
	三輪 栄一	H14.7.16	現在
	考查役(事務)	淡路 憲治	S49.4.11
積木 才左右		S55.6.2	S58.7.31
白井 信之		S58.8.1	S59.4.30
小林 茂教		S59.5.10	S61.3.31
米倉 安雄		S61.4.1	S61.9.30
有沢 清隆		S61.10.1	S63.3.31
神代 秀雄		S63.4.1	H2.3.31
田中 建一		H2.4.1	H5.3.31
永田 正和		H5.4.1	H6.2.28
小森 好宣		H6.4.1	H8.3.31
末次 靖人		H8.4.1	H9.10.31
考查役(技術)		奥村 龍治	H8.5.11
	伊藤 晃	H10.4.1	H11.9.30
	明石 哲也	H11.10.1	H14.3.31
	(下川原 拓也)	H14.4.1	現在
〔試験研修本部長〕	池田 一郎	S50.4.16	S50.7.31
	岡崎 忠郎	S50.8.1	S52.2.15
	上田 伯雄	S52.2.16	S53.3.31
	遠藤 文夫	S53.4.1	S55.9.30
	卜部 壮一	S55.10.1	S58.11.15
	中村 瑞夫	S58.11.16	S59.4.11
	中村 瑞夫	S59.4.12	S61.9.30
	苦米地 行三	S61.10.1	S63.3.31
	千葉 武	S63.4.1	H4.3.31
	清野 圭造	H4.4.1	H6.6.30
	小林 紘	H6.7.1	H10.6.30
	黒沢 宥	H10.7.14	H12.12.31
	〔亀本 和彦〕	H13.1.1	H13.1.19
	中橋 芳弘	H13.1.20	現在
管理課長	吉田 堅一	S50.4.16	S52.3.31
	金子 龍雄	S52.4.1	S56.3.31
	野村 岑之	S56.4.1	S57.6.15
	松鶴 正義	S57.6.16	S60.10.14
	岡 宣也	S60.10.15	S62.6.30
	藤田 柁	S62.7.1	H1.6.30
	正藤 敏治	H1.7.1	H4.1.9
	三輪 栄一	H4.1.10	H4.6.30
	大坊 進	H4.7.1	H6.3.31
	末次 靖人	H6.4.1	H8.3.31
	飯野 和男	H8.4.1	H10.7.14
	田丸 春信	H10.7.15	H13.3.31
	白岩 幸夫	H13.4.1	H14.3.31
	平岡 利夫	H14.4.1	現在
研修部長	岩崎 保久	S47.11.1	S49.11.30
	丸山 速夫	S49.12.1	S51.7.31
	橋本 定雄	S51.8.1	S52.3.31
	武田 篤夫	S52.4.1	S54.6.8

役職名	氏名	就任年月日	離任年月日
	野端 利治	S54.6.9	S57.6.4
	伊阪 重信	S57.6.5	S59.12.31
	真船 雍夫	S60.1.1	S62.12.31
	石川 廣	S63.1.1	H2.6.10
	亀田 泰武	H2.6.11	H3.7.15
	石川 忠男	H3.7.16	H4.3.31
	星隈 保夫	H4.4.1	H8.3.31
	竹石 和夫	H8.4.1	H11.3.31
	大嶋 吉雄	H11.4.1	H12.7.2
	渡部 春樹	H12.7.3	H14.3.31
	篠田 孝	H14.4.1	現在
<b>〔研修指導課長〕 研修企画課長</b>	西田 哲夫	S47.11.1	S50.4.15
	西田 哲夫	S50.4.16	S50.7.31
	伊阪 重信	S50.8.1	S52.12.1
	奥田 康	S52.12.2	S55.8.6
	佐藤 昭男	S55.8.7	S57.8.15
	田中 良治	S57.8.16	S59.12.9
	中田 三喜雄	S59.12.10	S62.6.15
	小野 保和	S62.6.16	H2.8.15
	大塚 将夫	H2.8.16	H5.7.15
	今村 加	H5.7.16	H7.3.31
	桑山 明夫	H7.4.1	H9.3.31
	扇原 博	H9.4.1	H12.3.31
	成田 愛世	H12.4.1	H14.3.31
	下川原 拓也	H14.4.1	現在
<b>教授</b>	伊藤 久蔵	S50.5.1	S52.4.24
	中村 正雄	S50.6.16	S57.3.16
	黒野 良夫	S50.6.16	S55.3.31
	木村 慶見	S52.5.1	S55.3.27
	高野 稔	S55.4.7	S57.7.31
	松橋 武智雄	S55.5.1	S57.3.31
	沢 治夫	S57.4.1	S59.5.31
	稲場 紀久雄	S57.8.2	S59.7.1
	畑田 晋	S57.8.16	S60.3.31
	石橋 信利	S59.6.1	S61.12.30
	菊池 正信	S59.7.1	S62.3.31
	内山 洋	S60.4.1	S62.6.15
	熊井 知次	S62.4.1	H1.3.31
	石川 好夫	S62.4.1	H2.3.31
	石川 旭	S62.6.16	H2.3.31
	明石 哲也	H1.4.1	H3.4.1
	河内 康伸	H2.4.1	H4.4.15
	永野 博敏	H2.4.1	H5.5.13
	戸邊 貞次郎	H3.4.1	H7.3.31
	中村 益美	H4.4.16	H7.3.31
	増田 保政	H5.5.14	H8.3.31
	弓倉 純一	H5.4.1	H8.3.31
	望月 保	H7.4.1	H8.7.15
	酒井 勝利	H7.4.1	H10.7.15
	大村 昇	H8.4.1	H11.3.31
	小松原 修義	H8.7.16	H11.3.31
	村上 忠弘	H8.4.1	H13.3.31
	桑山 明夫	H10.4.1	H12.3.31
	久保田 隆久	H11.4.1	H14.3.31

役職名	氏名	就任年月日	離任年月日
	岩佐 行利	H11.4.1	H13.3.31
	木下 勲	H12.4.1	現在
	高橋 文行	H13.4.1	現在
	安達 健治	H13.4.1	現在
	大浪 涉	H14.4.1	現在
<b>〔試験所長〕 〔試験部長〕</b>	杉本 昭典	S47.11.1	S50.4.15
	杉本 昭典	S50.4.16	S53.1.20
	〔上田 伯雄〕	S53.1.20	S53.3.31
	柏谷 衛	S53.4.1	S57.3.31
	栗林 宗人	S57.4.1	S59.4.11
<b>技術開発部長</b>	栗林 宗人	S59.4.12	S61.3.31
	村上 健	S61.4.1	S62.3.31
	松井 大悟	S62.4.1	S63.6.2
	田中 和博	S63.6.3	H4.3.31
	石川 忠男	H4.4.1	H5.6.17
	京才 俊則	H5.6.18	H6.10.31
	浦田 健一	H6.11.2	H8.10.30
	佐藤 和明	H8.11.1	H10.7.9
	中村 栄一	H10.7.10	H12.7.2
	大嶋 吉雄	H12.7.3	H14.3.31
	渡部 春樹	H14.4.1	現在
<b>先端研究役</b>	高橋 春城	H11.4.1	H13.3.31
	(高橋 春城)	H13.4.1	現在
<b>〔試験課長〕</b>	狩野 昇	S48.3.16	S48.4.30
	(杉本 昭典)	S48.5.1	S48.8.15
	横田 寛	S48.8.16	S52.6.1
	三木 伸夫	S52.6.2	S53.3.31
	〔柏谷 衛〕	S53.4.1	S54.3.31
	奥井 英夫	S54.4.1	S55.12.30
	(松井 大悟)	S55.12.31	S56.3.31
	田中 和博	S56.4.1	S59.4.11
	田中 和博	S59.4.12	S59.6.7
<b>技術開発課長</b>	東 欽一郎	S59.6.8	S62.3.31
	富澤 健二	S62.4.1	H2.1.14
	渡部 春樹	H2.1.16	H4.3.31
	江藤 隆	H4.4.1	H5.4.5
	藤木 修	H5.4.6	H7.3.31
	岡久 宏史	H7.4.1	H8.3.31
	村上 孝雄	H8.4.1	H11.3.31
	山田 雅利	H11.4.1	H13.3.31
	大森 信慈	H13.4.1	現在
<b>総括主任研究員 (水質)</b>	奥野 長晴	S50.6.16	S56.7.6
	小沼 敬一	S56.7.7	S60.12.15
	谷口 尚弘	S60.12.16	S63.11.30
	村上 忠弘	S63.12.1	H1.3.31
	青木 正信	H1.4.1	H4.4.15
	竹島 正	H4.4.16	H7.3.31
	高橋 正策	H7.4.1	H9.7.15
	弓倉 純一	H9.8.1	H11.3.31
	堺 好雄	H11.4.1	H12.7.1
	若山 正憲	H12.7.2	現在
<b>総括主任研究員 (汚泥)</b>	大宮 一夫	S51.10.1	S57.8.15
	星野 芳生	S57.8.16	S60.3.31
	地田 修一	S60.4.1	S63.8.15

役職名	氏名	就任年月日	離任年月日
	青木 正信	S63.8.16	H1.3.31
	村上 忠弘	H1.4.1	H3.3.31
	福田 寛允	H3.4.1	H6.4.15
	亀山 建一	H6.4.16	H7.6.6
	大場 康久	H7.6.7	H10.3.31
	三羽 宏明	H10.4.1	H13.3.25
	森 孝志	H13.4.1	現 在
総括主任研究員 〔(基礎・構造)〕 (技術評価)	矢部 正宏	S54.2.1	S56.6.15
	伊藤 宏美	S56.7.1	S58.12.1
	田中 和博	S59.6.8	S62.3.31
	吉本 国春	S62.4.1	H4.3.30
	村山 哲夫	H4.4.1	H4.9.30
	木下 勲	H4.10.1	H9.3.31
	中沢 均	H9.4.1	H14.3.31
	三品 文雄	H14.4.1	現 在
〔調査役(共同研究)〕 総括主任研究員 (共同研究推進)	大森 信慈	H12.4.1	H13.3.31
	村上 孝雄	H13.4.1	現 在
総括主任研究員 (バイオテクノロジー)	富澤 健二	S61.4.1	S62.4.1
	多田 実	S62.6.16	H2.6.17
	斉藤 克夫	H2.6.18	H4.6.7
	亀山 建一	H4.6.8	H6.4.15
	塚 好雄	H6.4.16	H11.3.31
			H11.4.1 先端研究役に改組
東京支社長	〔池田 一郎〕	S50.6.1	S50.6.16
	松下 行雄	S50.6.16	S53.6.1
	仲内 季彦	S53.6.2	S56.6.30
	忽滑谷 良一	S56.7.1	S58.3.31
	松本 克巳	S58.4.1	S60.7.15
	小岩 三郎	S60.7.16	S62.12.15
	川上 宏一	S62.12.16	H3.3.31
	濱田 光久	H3.4.1	H5.11.30
	大迫 健一	H5.12.1	H8.7.15
	鈴木 宏	H8.7.16	H10.7.15
	石川 旭	H10.7.16	H12.7.31
	伊東 三夫	H12.8.1	14.7.15
	小林 一朗	14.7.16	現 在
次長(事務)	牧野 弘和	S50.6.1	S53.5.31
	関口 公男	S53.6.1	S55.12.31
	山本 博	S56.1.1	S58.8.31
	高橋 忠	S58.9.1	S60.6.30
	北野 一成	S60.7.1	S61.9.30
	野木 丈平	S61.10.1	S63.3.31
	野口 紀雄	S63.4.1	H1.6.30
	角田 干平	H1.7.1	H3.10.15
	河合 正輝	H3.10.16	H5.6.1
	岩水 勝盛	H5.6.2	H7.3.31
	前川 博正	H7.4.1	H8.6.30
	藤井 秀臣	H8.7.1	H9.6.30
	新井 英樹	H9.7.2	H11.12.1
	宮崎 友次	H11.12.2	H13.3.31
	飯野 和男	H13.4.1	現 在
次長(技術)	小沢 勇太郎	S51.6.1	S56.3.31

役職名	氏名	就任年月日	離任年月日
	服部 嘉夫	S56.4.1	S59.3.31
	山口 茂	S59.4.1	S62.3.31
	田中 和博	S62.4.1	S63.6.2
	吉澤 永幸	S63.6.3	H2.1.15
	市村 訓男	H2.1.16	H3.6.12
	田野 嘉男	H3.7.1	H5.3.30
	富澤 健二	H5.4.2	H6.10.30
	西口 泰夫	H6.11.1	H8.3.31
	宮原 茂	H8.4.1	H10.1.31
	渡部 春樹	H10.2.1	H12.7.2
	櫻井 克信	H12.7.3	H13.3.31
	堀江 信之	H13.4.1	H14.3.31
	岡久 宏史	H14.4.1	H14.7.15
	黒住 光浩	H14.7.16	現 在
総務課長	金子 龍雄	S50.6.1	S52.3.31
	積木 才左右	S52.4.1	S55.6.1
	古川 賢二	S55.6.2	S55.12.31
	野木 丈平	S56.1.1	S59.11.15
	有沢 清隆	S59.11.16	S61.9.30
	前田 昌平	S61.10.1	S63.12.1
	前川 博正	S63.12.2	H1.8.31
	田中 建一	H1.9.1	H2.3.31
	山下 忠	H2.4.1	H4.3.31
	永田 正和	H4.4.1	H5.3.31
	小森 好宣	H5.4.1	H6.3.31
	平林 一男	H6.4.1	H7.3.31
	樋崎 晃久	H7.4.1	H8.6.30
	曾田 進	H8.7.1	H10.3.31
	豊田 博	H10.4.1	H11.3.31
	小澤 敏之	H11.4.1	H12.7.16
	木庭 克典	H12.7.17	H14.3.31
	安達 謙二	H14.4.1	現 在
〔調査役(経理)〕	田中 建一	S62.6.1	S63.3.31
	永田 正和	S63.4.1	S63.12.1
	山下 忠	S63.12.2	H2.3.31
	(山下 忠)	H2.4.1	H2.5.31
	小森 好宣	H2.6.1	H5.3.31
会計課長	飯野 和男	H5.4.1	H8.3.31
	田丸 春信	H8.4.1	H10.7.14
	三原 孝治	H10.7.15	H13.3.31
	西田 泰秀	H13.4.1	H14.3.31
	副島 修	H14.4.1	現 在
受託業務課長	青木 実	H12.4.1	H14.3.31
	大峰 孝美	H14.4.1	現 在
工事課長	草間 晃	S50.6.1	S54.4.15
	白川 渙	S54.4.16	S56.3.31
	梅津 光五郎	S56.4.1	S58.3.31
	石川 公美	S58.4.1	S61.3.31
	吉澤 永幸	S61.4.1	S61.7.15
	林 毅	S61.7.16	S62.3.31
	安斎 史郎	S62.4.1	H2.3.31
	友常 聡	H2.4.1	H4.3.31
	深堀 政喜	H4.4.1	H6.3.31
	明石 哲也	H6.4.1	H7.3.31

役職名	氏名	就任年月日	離任年月日
	石田 貴	H7.4.1	H9.3.31
	木全 隆	H9.4.1	H10.3.31
	澤田 重雄	H10.4.1	H13.3.31
	高橋 賢治	H13.4.1	現 在
〔調査役(検査)〕	石川 公美 (梅津 光五郎)	S54.7.1 S56.9.1	S56.8.31 S57.3.31
	小林 殖	S57.4.1	S59.3.31
	松田 良平	S59.4.1	S60.9.30
	吉澤 永幸	S60.10.1	S61.3.31
	松林 義夫	S61.4.1	S62.6.30
	中村 光彦	S62.7.1	S63.9.30
	佐藤 義昭	S63.10.1	H2.12.1
	北村 一郎	H2.12.2	H4.3.31
技術指導課長	北村 一郎	H4.4.1	H5.3.31
	野上 喜代二	H5.4.1	H8.3.31
	関口 岩男	H8.4.1	H9.3.31
	若井 勝利	H9.4.1	H10.3.31
	高橋 賢治	H10.4.1	H13.3.31
	井上 弥九郎	H13.4.1	現 在
〔調査役(計画設計)〕	巽 良雄	S59.6.8	S62.6.7
計画設計課長	山崎 武志	S62.6.16	H2.6.10
	山崎 武志	H2.6.11	H2.6.17
	酒井 憲司	H2.6.18	H4.3.31
	金井 重夫	H4.4.1	H7.3.31
	高橋 賢治	H7.4.1	H8.3.31
	中尾 正和	H8.4.1	H10.3.31
	井上 弥九郎	H10.4.1	H11.3.31
	斉藤 信也	H11.4.1	H14.3.31
	佐藤 洋行	H14.4.1	現 在
〔設計課長〕	佐藤 治	S50.6.16	S52.4.30
〔設計第一課長〕	佐藤 治	S52.5.1	S52.12.1
	真船 雍夫	S52.12.2	S55.7.4
	吉村 元宏	S55.7.8	S57.12.31
	安久 津 越	S58.1.1	S59.12.31
	藤代 裕三	S60.1.1	S62.12.31
	小野 耕一	S63.1.1	H2.6.10
	深堀 政喜	H2.6.11	H4.3.31
	今村 加	H4.4.1	H5.7.15
	成田 愛世	H5.7.16	H8.3.31
	澤田 重雄	H8.4.1	H10.3.31
	秋元 智安	H10.4.1	H11.9.30
プロジェクトマネージャ長	伊藤 晃	H11.10.1	H13.3.31
	河井 竹彦	H13.4.1	現 在
〔設計第二課長〕	水口 昇治	S52.5.1	S53.12.14
	田中 忠美	S53.12.15	S55.12.31
	鶴田 洋	S56.1.1	S59.3.24
	藤田 昌一	S59.3.26	S61.12.15
	濱口 雅洋	S61.12.16	H1.12.15
	渡辺 和紀	H1.12.16	H4.12.15
	桜井 義紀	H4.12.16	H7.3.31
	中坊 正義	H7.4.1	H9.7.15
	石田 惠一	H9.7.16	H11.9.30
土木設計課長	石田 惠一	H11.10.1	H12.7.31
	長井 陽一郎	H12.8.1	H14.7.15

役職名	氏名	就任年月日	離任年月日
	安 裕	H14.7.16	現 在
〔調査役(建築)〕	金子 研一郎	S50.6.1	S51.5.15
〔建築課長〕	金子 研一郎	S51.5.16	S51.12.31
	押切 永智	S52.1.1	S53.3.31
	岩崎 博	S53.4.1	S55.3.31
	白川 博之	S55.4.1	S56.3.31
	関田 栄治	S56.4.1	S58.3.31
	今村 宏昭	S58.4.1	S59.9.30
〔設計第三課長〕	今村 宏昭	S59.10.1	S60.4.7
	松林 義夫	S60.4.8	S61.3.31
	谷 正信	S61.4.1	S62.3.31
	府川 好夫	S62.4.1	H2.3.31
	和田 襄	H2.4.1	H5.3.31
	齐木 政信	H5.4.1	H8.3.31
建築設計課長	羽鳥 保	H8.4.1	H10.3.31
	若井 弘	H10.4.1	H11.9.30
	金井 保夫	H11.10.1	H12.3.31
	古屋 重光	H12.4.1	H14.6.30
	古市 義人	H14.7.1	現 在
〔設備課長〕	土屋 実	S50.6.1	S53.4.5
〔機械課長〕	土屋 実	S53.4.6	S54.7.31
	山口 茂	S54.8.1	S55.7.7
	古林 繁男	S55.7.8	S58.6.7
	松村 桓生	S58.6.8	S59.9.30
〔設計第四課長〕	松村 桓生	S59.10.1	S60.7.15
	杉井 清	S60.7.16	S61.4.30
	内田 眞吾	S61.5.1	S63.3.31
	岩本 日出雄	S63.4.1	H3.3.31
	明石 哲也	H3.4.1	H6.3.31
	北爪 敬男	H6.4.1	H9.3.31
	高須 光男	H9.4.1	H11.9.30
機械設計課長	佐々木 邦利	H11.10.1	H12.3.31
	下村 八郎	H12.4.1	現 在
〔調査役(設備)〕	野口 実	S50.6.19	S53.4.5
〔電気課長〕	野口 実	S53.4.6	S53.6.9
	那須野 才	S53.6.10	S56.3.31
	荻島 美住	S56.4.1	S59.9.30
〔設計第五課長〕	荻島 美住	S59.10.1	S60.7.15
	内田 眞吾	S60.7.16	S61.4.30
	杉井 清	S61.5.1	S63.8.15
	井上 一	S63.8.16	H3.3.31
	堺 好雄	H3.4.1	H6.3.31
	内藤 三幸	H6.4.1	H8.7.15
	馬場 勝美	H8.7.16	H10.7.15
	小出 正實	H10.7.16	H11.9.30
電気設計課長	高須 光男	H11.10.1	H12.3.31
	金子 均	H12.4.1	現 在
〔調査役(試運転)〕	山柴 康弘	S51.6.1	S52.10.31
	那須野 才	S52.12.2	S53.6.9
	山口 茂	S53.6.10	S54.7.31
	[仲内 季彦]	S54.8.1	S54.8.6
	藤由 吉展	S54.8.7	S57.8.15
	松村 桓生	S57.8.16	S58.6.7
	(松村 桓生)	S58.6.8	S58.6.30

役職名	氏名	就任年月日	離任年月日	
技術援助課長	畑野 仁	S58.7.1	S60.7.31	
	岡崎 治義	S60.8.1	S62.3.31	
	関 寿彰	S62.4.1	H2.3.31	
	渡辺 和男	H2.4.1	H5.7.15	
	内藤 三幸	H5.7.16	H6.3.31	
	永井 紀孝	H6.4.1	H9.3.31	
	桑山 明夫	H9.4.1	H10.3.31	
	佐々木 邦利	H10.4.1	H11.9.30	
	小出 正實	H11.10.1	H13.7.15	
	栗田 初男	H13.7.16	現在	
調査役(小規模施設)	宮原 茂	H1.5.29	H2.3.31	
	酒井 憲司	H2.4.1	H2.6.17	
	室岡 三郎	H2.6.18	H5.3.31	
	山田 雅雄	H5.4.1	H8.3.31	
	田中 康夫	H8.4.1	H8.5.9	
	(高橋 春城)	H8.5.11	H9.3.31	
	佐藤 泰治	H9.4.1	H10.3.31	
	金井 保夫	H10.4.1	H11.9.30	
	秋元 智安	H11.10.1	H12.3.31	
	塚原 正二	H12.4.1	現在	
調査役(改築)	田中 康夫	H8.5.10	H11.3.31	
	波多野 純一	H11.4.1	H14.4.30	
	多田 明男	H14.5.1	現在	
〔関西支所長〕 大阪支社長	谷 和 夫	S48.6.1	S50.5.31	
	谷 和 夫	S50.6.1	S52.3.31	
	大西 義昭	S52.4.1	S56.3.31	
	濱 宏	S56.4.1	S59.4.30	
	藤本 忠利	S59.5.1	S63.3.31	
	豊田 憲治	S63.4.1	H4.3.31	
	原 正 博	H4.4.1	H8.3.31	
	木葉 佳成	H8.4.1	H12.3.31	
	高柳 枝直	H12.4.1	H14.3.31	
	山口 登	H14.4.1	現在	
	次長(事務)	荒谷 倫二	S50.6.1	S52.7.29
		吉田 勇	S52.8.1	S54.6.30
		古沢 次男	S54.7.1	S55.5.31
吉田 堅一		S55.6.2	S57.5.20	
小垣原 尚生		S57.5.21	S59.7.1	
川田 友雄		S59.7.2	S61.9.30	
白井 信之		S61.10.1	H1.6.30	
細田 尚敬		H1.7.1	H3.1.6	
米倉 安雄		H3.1.7	H4.3.31	
美多賀 鼻 秀暉		H4.4.1	H5.3.31	
山下 忠		H5.4.1	H6.6.1	
谷口 吉彦		H6.6.2	H9.1.31	
松本 忠明		H9.2.1	H10.6.1	
蒲生 政幸		H10.6.2	H12.6.30	
阿川 眞功		H12.7.1	H14.3.31	
新居 秀雄		H14.4.1	現在	
次長(技術)		丹原 稔	S51.6.5	S55.3.31
		岩見 嘉夫	S55.4.1	S60.3.31
		須賀 増幸	S60.4.1	S61.3.31
		村田 秀太	S61.4.1	S61.4.30

役職名	氏名	就任年月日	離任年月日
			S61.5.1 事業部に改組
	亀田 泰武	H1.5.29	H2.6.10
	村上 善英	H2.6.11	H4.3.31
	京才 俊則	H4.4.1	H5.6.17
	金刺 敏朗	H5.6.18	H8.3.31
	上ノ土 俊	H8.4.2	H10.6.9
	高橋 正宏	H10.6.11	H12.7.2
	岡久 宏史	H12.7.3	H14.3.31
	高島 英二郎	H14.4.1	現在
	総務課長	吉田 勇	S48.6.1
野田 岩雄		S52.8.1	S54.4.15
中野 誠吾		S54.4.16	S60.6.30
和田 一夫		S60.7.1	S63.10.31
大塚 清		S63.11.2	H4.4.1
岡本 勝		H4.4.2	H7.1.1
半田 善洋		H7.1.2	H9.3.31
野副 孝明		H9.4.1	H11.3.31
西田 泰秀		H11.4.1	H13.3.31
岩永 守義		H13.4.1	現在
〔調査役(経理)〕	前川 博正	S61.5.1	S63.12.1
	永田 正和	S63.12.2	H4.3.31
	末次 靖人	H4.4.1	H5.3.31
会計課長	末次 靖人	H5.4.1	H6.3.31
	小坂 久	H6.4.1	H8.3.31
	岩永 守義	H8.4.1	H11.3.31
	野副 孝明	H11.4.1	H12.3.31
	副島 修	H12.4.1	H14.3.31
	森田 光宏	H14.4.1	現在
	森田 光宏	H12.4.1	H14.3.31
受託業務課長	三谷 吉文	H14.4.1	現在
	白水 嘉夫	S48.6.1	S49.4.30
〔受託工事課長〕 工事課長	白水 嘉夫	S49.5.1	S50.5.31
	藤本 忠利	S50.6.1	S52.4.30
	斉藤 彬	S52.5.1	S56.3.31
	城野 修身	S56.4.1	S60.3.31
	原 正博	S60.4.1	S61.3.31
	藤田 俊彦	S61.4.1	S61.4.30
	村上 善英	S61.5.1	S63.6.2
	伊藤 晃	S63.6.3	H3.6.16
	奥村 龍治	H3.6.17	H4.3.31
	大嶋 篤	H4.4.1	H6.10.31
	河井 竹彦	H6.11.1	H9.3.31
	平林 正行	H9.4.1	H12.3.31
	野村 充伸	H12.4.1	H14.2.14
	(木全 隆)	H14.2.15	H14.3.31
	藤本 裕之	H14.4.1	現在
〔調査役(検査)〕	(斉藤 彬)	S54.7.1	S54.9.30
	来栖 司朗	S54.10.1	S55.6.1
	(斉藤 彬)	S55.7.1	S55.8.31
	村上 善英	S55.9.1	S57.6.14
	谷 正信	S57.6.15	S58.4.4
	鎌田 實	S58.4.5	S60.3.31
	阪 裏 譲	S60.4.1	S63.3.31

役職名	氏名	就任年月日	離任年月日
技術指導課長	平山 博一	S61.4.1	S63.7.31
	古田 肇	S63.8.1	H3.6.2
	流石 功	H3.6.3	H4.3.31
	流石 功	H4.4.1	H5.3.31
	尾田 俊宏	H5.4.1	H7.3.31
	[金刺 敏朗]	H7.4.1	H7.4.30
	若井 勝利	H7.5.1	H9.3.31
	新屋 三千男	H9.4.1	H11.3.31
	武田 憲三	H11.4.1	H11.9.30
	一丸 務	H11.10.1	H12.3.31
	島田 正夫	H12.4.1	H14.3.31
	青木 実	H14.4.1	現在
[調査役(計画設計)]	谷 正 信	S58.4.5	S59.6.30
計画設計課長	原 正 博	S59.7.1	S60.3.31
	木村 淳弘	S60.4.1	S61.3.31
	阪 裏 譲	S61.4.1	S63.3.31
	奥村 龍治	S63.4.1	H2.6.10
	奥村 龍治	H2.6.11	H3.6.16
	松井 清	H3.6.17	H6.4.15
	木全 隆	H6.4.16	H9.3.31
	木山 泰志	H9.4.1	H13.3.31
笹 部 薫	H13.4.1	現在	
ガゼ外マゼン外課	河井 竹彦	H11.10.1	H13.3.31
木全 隆	H13.4.1	現在	
[設計課長]	白水 嘉夫	S50.6.1	S52.4.11
[設計第一課長]	河村 寛司	S52.4.12	S52.4.30
	河村 寛司	S52.5.1	S53.4.10
	[大西 義昭]	S53.4.11	S53.4.23
	西村 善雄	S53.4.24	S55.4.10
	小川 正博	S55.4.11	S58.6.14
	原 正 博	S58.6.15	S59.6.30
	谷 正 信	S59.7.1	S61.3.31
	山野 寿男	S61.4.1	H1.3.31
	横幕 正式	H1.4.1	H5.3.31
	内田 信一郎	H5.4.1	H7.3.31
	山口 登	H7.4.1	H8.3.31
	竜田 浩	H8.4.1	H10.3.31
	六鹿 史朗	H10.4.1	H11.9.30
	六鹿 史朗	H11.10.1	H13.3.31
	前田 邦典	H13.4.1	現在
	[設計第二課長]	村上 仁	S52.5.2
清水 和幸	S54.6.16	S57.4.11	
佐伯 正夫	S57.4.12	S60.3.31	
小尻 英行	S60.4.1	S61.3.31	
柴田 清	S61.4.1	H1.3.31	
池谷 幹夫	H1.4.1	H4.3.31	
坂尻 好朗	H4.4.1	H6.3.31	
尾崎 昭彦	H6.4.1	H10.3.31	
竹中 恭三	H10.4.1	H11.9.30	
武田 憲三	H11.10.1	H14.3.31	
下田 幸夫	H14.4.1	現在	
[調査役(建築)]	藤本 忠利	S49.5.1	S50.5.31
[建築課長]	小川 三郎	S50.6.1	S51.5.15
	小川 三郎	S51.5.16	S52.3.31

役職名	氏名	就任年月日	離任年月日	
[設計第三課長]	大井 市郎	S52.4.1	S54.4.5	
	辺見 卓郎	S54.4.6	S55.9.30	
	西尾 久雄	S55.10.1	S58.9.30	
	北村 昌威	S58.10.1	S59.6.30	
	北村 昌威	S59.7.1	S60.12.5	
	平山 博一	S60.12.6	S61.3.31	
	原 正 博	S61.4.1	S62.4.15	
	堀 丈夫	S62.4.16	H3.3.31	
	小杉 康一	H3.4.1	H6.3.31	
	内田 淳也	H6.4.1	H10.3.31	
	一丸 務	H10.4.1	H11.9.30	
	内村 公省	H11.10.1	H12.3.31	
佐々木 邦利	H12.4.1	現在		
[設備課長]	坊農 喜代治	S49.5.1	S53.4.5	
[機械課長]	坊農 喜代治	S53.4.6	S54.6.14	
	行政 重介	S54.6.16	S57.6.14	
[設計第四課長]	柴屋 悦男	S57.6.15	S59.6.30	
	柴屋 悦男	S59.7.1	S61.3.31	
	小尻 英行	S61.4.1	S62.3.31	
	(柴田 清)	S62.4.1	S62.4.16	
	原 正 博	S62.4.16	S62.4.19	
	中本 敏夫	S62.4.20	H1.3.31	
	油谷 昭夫	H1.4.1	H5.3.31	
	寺西 秀和	H5.4.1	H6.3.31	
	碓井 隆	H6.4.1	H8.3.31	
	安達 健治	H8.4.1	H10.3.31	
	内村 公省	H10.4.1	H11.9.30	
	平石 光弘	H11.10.1	H13.3.31	
渡海 英一	H13.4.1	現在		
[調査役(試運転)]	谷 昌 忠	S51.6.5	S54.6.14	
技術援助課長	入江 俊雄	S54.6.15	S57.4.13	
	柴屋 悦男	S57.4.14	S57.6.14	
	行政 重介	S57.6.15	S58.3.31	
	小尻 英行	S58.4.16	S60.3.31	
	伊藤 富也	S60.4.1	S62.3.31	
	貝原 誠	S62.4.16	H2.3.31	
	寺西 秀和	H2.4.1	H5.3.31	
	(寺西 秀和)	H5.4.1	H5.4.14	
	碓井 隆	H5.4.15	H6.3.31	
	高須 光男	H6.4.1	H9.3.31	
	平石 光弘	H9.4.1	H11.9.30	
	竹中 恭三	H11.10.1	H14.3.31	
	平田 純一	H14.4.1	現在	
	調査役(小規模施設)	弘元 晋一	H2.6.11	H6.3.31
		島田 正夫	H6.4.1	H8.3.31
		奥村 龍治	H8.4.1	H8.5.10
(若井 勝利)		H8.5.11	H9.3.31	
野村 充伸		H9.4.1	H12.3.31	
渡海 英一		H12.4.1	H13.3.31	
(野村 充伸)		H13.4.1	H14.2.14	
(飯島 幸治)	H14.2.15	現在		
調査役(改築)	福谷 忠行	H10.4.9	H14.3.31	
	羽田 徹夫	H14.4.1	現在	
事業部長	村田 秀太	S61.5.1	H2.3.31	

役職名	氏名	就任年月日	離任年月日
	木村 淳弘	H2.4.1	H5.3.31
	藤原 政毅	H5.4.1	H8.3.31
	高橋 隆史	H8.4.1	H11.3.31
	野 壽二	H11.4.1	現 在
〔調整課長〕	藤田 俊彦	S61.5.1	S63.9.30
	(藤田 俊彦)	S63.10.1	S63.10.31
	和田 一夫	S63.11.1	H2.3.31
	池田 忠広	H2.4.1	H4.3.31
	上田 豊彦	H4.4.1	H6.3.31
	佐藤 泰二	H6.4.1	H8.3.31
	重富 俊男	H8.4.1	H10.3.31
	西田 泰秀	H10.4.1	H11.3.31
経営課長	岩 城 豊	H11.4.1	H13.3.31
	安達 伴憲	H13.4.1	現 在
〔調査役(設備)〕	後條 哲夫	S50.7.1	S53.4.5
〔電気課長〕	後條 哲夫	S53.4.6	S54.6.14
	谷 昌忠	S54.6.15	S56.4.10
	繁野 貞彦	S56.4.11	S58.6.14
	伊藤 富也	S58.6.15	S59.6.30
〔設計第五課長〕	伊藤 富也	S59.7.1	S60.3.31
	柴 田 清	S60.4.1	S61.3.31
建設課長	木村 淳弘	S61.4.1	S61.4.30
	木村 淳弘	S61.5.1	S62.4.30
	福田 信孝	S62.5.1	H2.3.31
	[木村 淳弘]	H2.4.1	H3.3.31
	村上 忠弘	H3.4.1	H4.9.29
	[木村 淳弘]	H4.9.30	H4.10.31
	中尾 正和	H4.11.1	H6.3.31
	高橋 春城	H6.4.1	H8.4.14
	一丸 務	H8.4.15	H10.3.31
	佐藤 洋行	H10.4.1	H12.3.31
	三谷 吉文	H12.4.1	H14.3.31
		H14.4.1	事業課に統合
管理課長	藤田 俊彦	S63.10.1	H1.3.31
	佐々木 功	H1.4.1	H4.3.31
	稲角 功	H4.4.1	H7.3.31
	田中 博氏	H7.4.1	H10.3.31
	山口 郁夫	H10.4.1	H13.3.31
	大津 茂	H13.4.1	H14.3.31
		H14.4.1	事業課に統合
事業課	斉藤 信也	H14.4.1	現 在
調査役(電気調整)	永井 紀孝	H4.4.1	H6.3.31
	平石 光弘	H6.4.1	H9.3.31
	金子 均	H9.4.1	H12.3.31
	諏訪 博	H12.4.1	現 在
道央工事事務所長	清水 正次	S57.10.1	S58.8.31
			廃 止
北海道工事事務所長	安 田 彰	S54.12.1	S57.3.31
	(梅津 光五郎)	S57.4.1	S57.4.19
	今井 武彦	S57.4.20	S58.9.30
			廃 止
室蘭工事事務所長	宮本 和也	S49.6.16	S52.4.30

役職名	氏名	就任年月日	離任年月日
	稲垣 豊穂	S52.5.1	S53.4.9
	[佐々木 真澄]	S53.4.10	S53.4.23
	永井 紀孝	S53.4.24	S53.10.31
	内藤 三幸	S53.11.1	S54.3.31
			廃 止
北海道総合事務所長	魚住 昌也	S58.10.1	S60.6.30
	井原 貴男	S60.7.1	S62.5.31
	島田 一功	S62.6.1	H2.3.31
	稲垣 豊穂	H2.4.1	H4.3.31
	河村 功一郎	H4.4.1	H7.5.31
	高橋 徹男	H7.6.1	H11.5.31
	今井 武彦	H11.6.1	H13.3.31
	唐牛 義夫	H13.4.1	現 在
岩木川工事事務所長	曾津 祐二	S56.10.1	S59.9.30
	菅原 忠久	S59.10.1	S62.3.31
			廃 止
青森工事事務所長	佐藤 昭男	S63.4.1	H3.3.31
			廃 止
	佐藤 徹	H10.8.1	H13.3.31
	荒井 俊博	H13.4.1	現 在
〔北上川工事事務所長〕	荒木 良典	S50.8.1	S55.4.15
	(三瓶 泰夫)	S55.4.16	S55.12.31
			廃 止
	(佐藤 佐門)	S56.9.1	S56.9.30
	石川 弘寿	S56.10.1	S59.9.30
	大谷 次男	S59.10.1	S62.3.31
	小原 善蔵	S62.4.1	S62.10.14
岩手工事事務所長	小原 善蔵	S62.10.15	H1.3.31
	大橋 銑十郎	H1.4.1	H4.3.31
	眞嶋 善三	H4.4.1	H7.3.31
	大森 信慈	H7.4.1	H9.3.31
	下川原 拓也	H9.4.1	H12.3.31
	北爪 敬男	H12.4.1	H14.3.31
	(石井 宏和)	H14.4.1	現 在
〔石巻工事事務所長〕	(荒木 良典)	S52.10.1	S53.3.31
宮城工事事務所長	永谷 牧	S53.4.1	S54.11.30
	永谷 牧	S54.12.1	S56.3.31
	佐藤 佐門	S56.4.1	S59.3.31
	[橋本 芳秀]	S59.4.1	S59.9.30
	渡部 隆	S59.10.1	S62.3.31
	大瀧 善嗣	S62.4.1	H1.3.31
	鎌倉 次雄	H1.4.1	H4.3.31
	河野 大作	H4.4.1	H6.3.31
	西山 正信	H6.4.1	H9.3.31
	末永 栄六	H9.4.1	H12.3.31
	百足 章	H12.4.1	現 在
秋田工事事務所長	[戸祭 司]	S53.7.1	S53.8.31
	三瓶 泰夫	S53.9.1	S56.3.31
	武田 哲雄	S56.4.1	H2.8.1
	成田 愛世	H2.8.2	H5.7.15
	高橋 賢治	H5.7.16	H7.3.31
	斉藤 信也	H7.4.1	H11.3.31
	松崎 精広	H11.4.1	H14.3.31
	石井 宏和	H14.4.1	現 在

役職名	氏名	就任年月日	離任年月日	
[山形工事事務所長]	柴田 正博	S51.9.1	S55.12.15 廃止	
[上山工事事務所長] [東山形工事事務所長]	鎌田 秋雄	S53.8.1	S55.9.30	
山形工事事務所長	鎌田 秋雄	S55.10.1	S56.3.31	
	山田 省吾	S56.4.1	S59.3.31	
	菅原 忠久	S59.4.1	S59.9.30	
	斉藤 賢三	S59.10.1	S60.3.31	
	斉藤 賢三	S60.4.1	S62.3.31	
	千葉 勇之助	S62.4.1	H2.3.31	
	小原 務	H2.4.1	H5.3.31	
	庄子 正恭	H5.4.1	H8.3.31	
	庄司 尚武	H8.4.1	H10.3.31	
	三谷 吉文	H10.4.1	H12.3.31	
幡豆 英哉	H12.4.1	現在		
福島工事事務所長	小池 昭夫	S54.8.1	S57.3.31	
	小柳 彰	S57.4.1	S59.4.11	
	矢沢 十四次 (友常 聰)	S59.4.12 S63.4.1	S63.3.31 S63.10.31	
	高橋 春城	S63.11.1	H3.3.31	
	島田 正夫	H3.4.1	H6.3.31	
	黒住 博文	H6.4.1	H9.3.31	
	木下 勲	H9.4.1	H12.3.31	
	中島 彰男	H12.4.1	現在	
	[潮来工事事務所長] 茨城工事事務所長	斉藤 健吉	S49.4.1	S50.8.31
	斉藤 健吉	S50.9.1	S56.8.31	
石川 公美	S56.9.1	S58.3.31		
木所 久男	S58.4.1	S59.6.1		
神宮 信義	S59.6.2	S61.3.31 廃止		
(友常 聰)	H1.10.1	H2.3.31		
木下 勲	H2.4.1	H4.3.31		
高須 光男	H4.4.1	H6.3.31		
安達 健治	H6.4.1	H8.3.31		
若井 弘	H8.4.1	H10.3.31		
安達 健治	H10.4.1	H11.8.31		
(佐藤 泰治)	H11.9.1	H13.3.31		
(山田 雅利)	H13.4.1	現在		
栃木工事事務所長	本山 明	S50.6.1	S51.4.15	
	大塚 晃	S51.4.16	S53.10.31	
	小関 一郎	S53.11.1	S55.11.30	
	大塚 晃	S55.12.1	S57.3.31	
	松田 良平	S57.4.1	S59.3.31	
	友常 聰	S59.4.1	S60.3.31	
	友常 聰	S60.4.1	H2.3.31	
	北爪 敬男	H2.4.1	H6.3.31	
	一丸 務	H6.4.1	H8.4.14	
	佐藤 洋行	H8.4.15	H10.3.31	
	佐藤 泰治	H10.4.1	H13.3.31	
	山田 雅利	H13.4.1	現在	
	[栃木工事事務所長] 南栃木工事事務所長	深山 憲次郎	S48.7.16	S50.5.31
深山 憲次郎 (大塚 晃)	S50.6.1 S53.8.1	S53.7.31 S53.10.31		
小関 一郎	S53.11.1	S53.11.15		
梅津 光五郎	S53.11.16	S56.3.31		

役職名	氏名	就任年月日	離任年月日
	渡辺 忠男	S56.4.1	S59.3.31 廃止
[利根川工事事務所長]	佐藤 安衛	S56.4.1	S59.3.31
群馬工事事務所長	小林 殖	S59.4.1	S61.3.31
	石川 公美	S61.4.1	S63.3.31
	石川 公美	S63.4.1	H1.4.30
	桑山 明夫	H1.5.1	H4.3.31
	若井 弘	H4.4.1	H8.3.31
	堀内 健二	H8.4.1	H11.3.31
	青木 実	H11.4.1	H12.3.31
	照沼 誠	H12.4.1	現在
北埼玉工事事務所長	中村 浩	S56.4.1	S57.7.25
	(小菅 良治)	S57.7.25	S57.8.15
	吉澤 永幸	S57.8.16	S60.9.30
	山岡 春茂	S60.10.1	S61.3.31
	神宮 信義	S61.4.1	S62.6.15
	坂本 市雄	S62.6.15	S62.8.31 廃止
埼玉工事事務所長	石川 公美	S48.7.1	S50.5.31
	佐々木 秀男	S50.6.1	S56.3.31
	(中村 浩)	S56.4.1	S56.7.6
	小菅 良治	S56.7.7	S59.3.31 廃止
	山岡 春茂	S61.4.1	S62.3.31
	坂本 市雄	S62.4.1	H1.3.31
	水野 賢	H1.4.1	H4.3.31
	山崎 六夫	H4.4.1	H6.3.31
	神山 修	H6.4.1	H8.3.31
	白田 雅昭	H8.4.1	H10.3.31
渋谷 昇一	H10.4.1	H12.3.31	
大郷 雅仁	H12.4.1	H14.3.31	
(照沼 誠)	H14.4.1	現在	
[飯能工事事務所長] 西埼玉工事事務所長	佐藤 万平	S51.12.1	S52.9.30
佐藤 万平	S52.10.1	S56.3.31 廃止	
中川工事事務所長	増野 忠	S52.11.1	S58.3.31 廃止
[江戸川工事事務所長]	伊阪 重信	S50.5.1	S50.7.31
	[田中和博]	S50.8.1	S50.12.15
	松下 健二	S50.12.16	S54.7.31
	[仲内 季彦]	S54.8.1	S54.8.6
	安本 康宏	S54.8.7	S56.6.30
	成毛 広	S56.7.1	S58.3.31
	黒田 行雄	S58.4.1	S60.3.31
	(石川 公美)	S60.4.1	S60.4.10
	中曾根 聡	S60.4.11	S61.9.30
	中曾根 聡	S61.10.1	S62.3.31
	廣布 勝之	S62.4.1	H1.3.31
	藤本 堯二	H1.4.1	H3.3.31
	江渕 邦彦	H3.4.1	H6.3.31
	長谷川 哲弥	H6.4.1	H8.3.31
	原田 紀興	H8.4.1	H11.3.31
安田 茂	H11.4.1	H13.3.31	
田山 武夫	H13.4.1	現在	

役職名	氏名	就任年月日	離任年月日	
東京工事事務所長	加藤 慎雄	S50.11.1	S53.6.1	
	金井 英治	S53.6.2	S56.7.6	
	豊田 章司	S56.7.7	S59.8.15	
	上原 靖	S59.8.16	S62.6.15	
	堀内 公雄	S62.6.16	H2.8.15	
	松田 明	H2.8.16	H6.7.31	
	西村 伸一	H6.8.1	H8.11.30	
	諏訪 勝	H8.12.1	H10.7.15	
	吉川 静雄	H10.7.16	H13.7.15	
	飯島 進	H13.7.16	現在	
東東京工事事務所長	福嶋 洋日出	H2.4.1	H6.3.31	
	井上 英雄 (西村 伸一)	H6.4.1	H7.6.12	
	(西村 伸一)	H7.6.13	H8.11.30	
	(諏訪 勝)	H8.12.1	H10.3.31 廃止	
[町田工事事務所長]	佐伯 一夫	S48.7.1	S50.8.15	
西東京工事事務所長	佐伯 一夫	S50.8.16	S51.4.15	
	須藤 政三	S51.4.16	S54.3.31	
	山田 光明	S54.4.1	S57.3.31	
	[鈴木 通夫]	S57.4.1	S57.4.7	
	相沢 道世	S57.4.8	S58.11.30 廃止	
神奈川工事事務所長	村田 福三郎	S50.7.16	S52.6.9	
	井深 弘 (小林 殖)	S52.6.10	S55.6.9	
		S55.6.10	S55.6.30 廃止	
[東神奈川工事事務所長]	東 欽一郎	S58.12.1	S59.6.7	
	松菌 傳明 (梅森 博)	S59.6.8	S62.6.7	
		S62.6.7	S62.6.16	
	金沢 吉紘	S62.6.16	H2.6.17	
	福田 雄治	H2.6.18	H4.6.7	
	山岡 泰弘	H4.6.8	H7.6.6	
	岡本 俊一	H7.6.7	H10.4.30	
	川井 英憲	H10.5.1	H13.3.30	
	神奈川工事事務所長	和田 明	H13.3.31	H14.3.31
		中田 勝義	H14.4.1	現在
西神奈川工事事務所長	小林 殖	S53.8.1	S56.3.31	
	菊池 正直	S56.4.1	S57.3.31	
	東 欽一郎	S57.4.1	S58.11.30	
	相沢 道世	S58.12.1	S60.6.15	
	梅森 博	S60.6.16	S63.3.31	
	白石 通典	S63.4.1	H3.3.31	
	阿部 庄治郎	H3.4.1	H6.3.31	
	小林 哲	H6.4.1	H9.3.31	
	川崎 直	H9.4.1	H11.3.31	
	和田 明	H11.4.1	H13.3.30 廃止	
長岡工事事務所長	矢沢 十四次	S48.7.1	S52.5.16 廃止	
新潟工事事務所長	矢沢 十四次	S52.5.16	S52.8.15	
	渡部 猛	S52.8.16	S54.9.30	
	垣本 三郎	S54.10.1	S58.3.31	
	(矢沢 十四次)	S58.4.1	S58.6.1	
	吉川 智保	S58.6.2	S61.3.31	

役職名	氏名	就任年月日	離任年月日
	明石 哲也	S61.4.1	H1.3.31
	今村 加	H1.4.1	H4.3.31
	桑山 明夫	H4.4.1	H7.3.31
	村上 孝雄	H7.4.1	H8.3.31
	油井 彰	H8.4.1	H11.3.31
	黒住 博文	H11.4.1	現在
	[富山工事事務所長]	山根 昌作	S54.8.1
北陸工事事務所長	村上 修	S57.7.1	S59.6.30
	岩崎 良治	S59.7.1	S62.3.31
	吾岳 芳雄	S62.4.1	H2.3.31
	椎名 覚衛	H2.4.1	H5.4.5
	新 幸雄	H5.4.6	H8.3.31
	東 勝司	H8.4.1	H11.3.31
	飯村 正春 荒船 明久	H11.4.1	H13.3.31 現在
石川工事事務所長	塩田 信夫	S56.11.1	S58.8.31
	川越 準次	S58.9.1	S62.3.31
	北島 孝之	S62.4.1	H2.3.31 廃止
北長野工事事務所長	深山 憲次郎	S53.8.1	S56.6.1
	東山 徹	S56.6.2	S59.3.31
	倉島 恵	S59.4.2	S60.11.30 廃止
[長野工事事務所長]	中野 昭二	S50.7.16	S53.3.31
南長野工事事務所長	横道 長幸	S53.4.1	S53.7.31
	横道 長幸	S53.8.1	S56.1.4
	橋本 忠雄	S56.1.5	S58.12.30
	加藤 慧 (倉島 恵)	S59.1.1	S60.7.30
		S60.7.31	S60.11.30 廃止
長野工事事務所長	倉島 恵	S60.12.1	S61.5.31
	中出 秀登	S61.6.1	H1.5.31
	小穴 孝親	H1.6.2	H2.11.1
	小穴 博保	H2.11.2	H6.4.1
	伊藤 晃	H6.4.2	H10.3.31
	奥村 龍治	H10.4.1	H12.3.31
	桑山 明夫 明石 哲也	H12.4.1	H14.3.31 現在
高山工事事務所長	柴田 雅生	S49.8.1	S54.8.31
	(片山 哲実)	S54.9.1	S54.10.31 廃止
[恵那工事事務所長]	水野 秀一	S51.8.1	S52.7.15
岐阜工事事務所長	水野 秀一	S52.7.16	S54.3.31
	片山 哲実	S54.4.1	S56.3.31
	白坂 晃	S56.4.1	S59.3.31
	浦田 友行	S59.4.1	S60.9.30 廃止
			廃止
[東静岡工事事務所長]	安藤 義孝	S53.11.1	S56.3.31
	井上 満茂	S56.4.1	S59.3.31
	田中 利男	S59.4.2	S62.3.31
	高橋 和夫	S62.4.1	S63.3.31
	中村 邦儀	S63.4.2	H1.3.31
	水谷 能規	H1.4.1	H3.4.11
静岡工事事務所長	石田 貴	H3.4.12	H5.11.30

役職名	氏名	就任年月日	離任年月日
	井上 弥九郎	H5.12.1	H8.3.31
	山田 雅利	H8.4.1	H11.3.31
	村越 金敬	H11.4.1	H13.3.31
	望月 廣澄	H13.4.1	現 在
[沼津工事事務所長] 静岡工事事務所長	水野 雄次郎	S49.8.16	S50.8.31
	水野 雄次郎	S50.9.1	S52.6.30
	降旗 茂	S52.7.1	S55.3.31
	柴田 実	S55.4.1	S56.10.15
	村田 實	S56.10.16	S59.9.30
	加藤 勇夫	S59.10.1	S62.3.31 廃 止
[春日井工事事務所長]	田 畑 潤	S48.7.25	S50.3.31
[愛知工事事務所長]	越智 俊彦	S50.4.1	S50.10.31
	松川 匡利	S50.11.1	S52.6.1
	研谷 栄三	S52.6.2	S53.3.31
	(水野 秀一)	S53.4.1	S53.12.14
	牧野 信彦	S53.12.15	S56.10.31
	今泉 宏	S56.11.1	S60.3.31
[東海工事事務所長]	山崎 義彦	S60.4.1	S61.9.30
	山崎 義彦	S61.10.1	S63.3.31
	東山 通泰	S63.4.1	S63.12.31
東海総合事務所長	平井 啓	S64.1.1	H2.9.30
	平井 啓	H2.10.1	H3.3.31
	鶴田 洋	H3.4.1	H7.3.31
	平井 啓	H7.4.1	H9.5.31
	瀬口 方紀	H9.6.1	H11.3.31
	加藤 厚次	H11.4.1	H13.3.31
	森本 保彦	H13.4.1	現 在
蒲郡工事事務所長	中根 秀雄	S48.7.16	S51.4.30
	菊山 重之	S51.5.1	S53.3.31 廃 止
[武生工事事務所長] 福井工事事務所長	井上 嘉郷	S51.9.16	S53.6.30
	井上 嘉郷	S53.7.1	S54.4.5
	宗近 隆盛	S54.4.6	S56.12.1
	稲垣 学	S56.12.2	S59.9.30
	小沢 治夫	S59.10.1	S61.4.30
	(小沢 治夫)	S61.5.1	S62.3.31
	(池 明)	S62.4.1	H1.3.31
	鎌田 實	H1.4.1	H2.11.25
	(宇野 幸彦)	H2.11.26	H3.3.31
	弓倉 純一	H3.4.1	H5.3.31
	渡海 英一	H5.4.1	H8.3.31
	北川 三夫	H8.4.1	H10.3.31
	桑子 松司	H10.4.1	H12.3.31
	今村 加	H12.4.1	H13.3.31
	(中山 繁)	H13.4.1	現 在
琵琶湖工事事務所長	橋本 明	S53.11.1	S55.6.1
	来栖 司朗	S55.6.2	S57.6.14
	村上 善英	S57.6.15	S61.4.30
	小沢 治夫	S61.5.1	S62.3.31
	池 明	S62.4.1	H2.3.31
	宇野 幸彦	H2.4.1	H6.3.31
	成宮 純一	H6.4.1	H9.3.31
	岡 顯朗	H9.4.1	H13.3.31

役職名	氏名	就任年月日	離任年月日
	中山 繁	H13.4.1	現 在
[桂川工事事務所長] 京都工事事務所長	河村 寛司	S50.5.16	S50.11.30
	河村 寛司	S50.12.1	S52.4.11
	(河村 寛司)	S52.4.12	S52.4.30
	三浦 宏	S52.5.1	S55.4.6
	玉田 小一郎	S55.4.7	S58.3.31 廃 止
[木津川工事事務所長] 京都工事事務所長	山田 稔	S57.6.17	S58.3.31
	山田 稔	S58.4.1	S59.4.16
	福島 慶樹	S59.4.17	S60.4.16
	増田 卓之	S60.4.17	S61.6.17
	石川 繁夫	S61.6.18	H1.4.16
	清水 正男	H1.4.17	H3.4.16
	加藤 紘一	H3.4.17	H6.5.31
	中川 三良	H6.6.1	H9.3.31
	粕谷 淳一	H9.4.1	H11.3.31
	小泉 和秀	H11.4.1	H13.3.31
	岩本 進	H13.4.1	現 在
大阪湾工事事務所長	原 勇	S51.11.16	S54.3.31
	(西村 善雄)	S54.4.1	S54.5.9
	田村 正義	S54.5.10	S56.3.31
	河村 保蔵	S56.4.1	S59.3.31
	深田 静	S59.4.1	S62.3.31
	(村上 善英)	S62.4.1	S62.4.30
	石原 洪三	S62.5.1	H2.3.31
	近藤 修一	H2.4.1	H5.3.31
	石原 洪三	H5.4.1	H8.3.31
	西田 猛	H8.4.1	H11.4.30
	寺道 敬宇	H11.5.1	H13.3.31
	大石 寛道	H13.4.1	現 在
大阪工事事務所長	(原 正博)	S60.9.1	S60.10.6
	山野 寿男	S60.10.7	S61.3.31
	木村 薫	S61.4.1	H2.2.19
	赤井 仁孝	H2.2.20	H5.3.31
	富原 雅司	H5.4.1	H8.3.31
	高石 享	H8.4.1	H9.3.31
	二関 勝則	H9.4.1	H11.3.31
	島村 勝男	H11.4.1	H14.3.31
	大西 啓隆	H14.4.1	現 在
[神戸工事事務所長]	浮田 義伸	S50.7.16	S53.4.20
兵庫工事事務所長	池谷 幹夫	S53.4.21	S54.11.30
	池谷 幹夫	S54.12.1	S56.6.30
	金 忠平	S56.7.1	S59.3.31
	松浦 義市	S59.4.1	S62.3.31
	松下 剛	S62.4.1	H3.3.31
	野 壽二	H3.4.1	H7.3.31
	藤井 俊秀	H7.4.1	H11.3.31
	伊原 恒己	H11.4.1	H14.3.31
	海津 憲一	H14.4.1	現 在
高野工事事務所長	(河村 寛司)	S52.11.1	S53.3.31
	松原 志朗	S53.4.1	S55.3.31
	(田村 正義)	S55.4.1	S55.11.10 廃 止
[米子工事事務所長]	飯塚 芳夫	S50.12.1	S53.7.15

役職名	氏名	就任年月日	離任年月日
鳥取工事事務所長	飯塚 芳夫	S53.7.16	S54.3.31
	村上 善英	S54.4.1	S55.8.31
	林 毅	S55.9.1	S57.6.14
	伊藤 晃	S57.6.15	S59.3.31
			廃止
	倉橋 信夫	H9.4.1	H11.3.31
	大輝 勝	H11.4.1	H13.6.30
	木山 泰志	H13.7.1	現在
[中央湖工事事務所長]	来栖 司朗	S50.5.16	S54.9.30
	田中 道弘	S54.10.1	S57.9.30
	伊藤 晃	S57.10.1	S57.11.15
			廃止
	(林 毅)	S59.6.1	S59.8.31
	木村 範行	S59.9.1	S61.7.31
[山陰工事事務所長]	木村 範行	S61.8.1	S62.3.31
	三井 義記	S62.4.1	H1.3.31
	松浦 昭夫	H1.4.1	H4.3.31
	原 重利	H4.4.1	H6.3.31
	原 洋信	H6.4.1	H9.3.31
島根工事事務所長	西田 衛	H9.4.1	H12.3.31
	永島 雄一	H12.4.1	H13.3.31
	(大輝 勝)	H13.4.1	H13.6.30
	(木山 泰志)	H13.7.1	現在
[玉野工事事務所長]	白鳥 嘉司雄	S51.9.16	S54.6.30
岡山工事事務所長	白鳥 嘉司雄	S54.7.1	S56.3.31
	(村上 善英)	S56.4.1	S57.3.31
	野田 敏司	S57.4.1	S60.3.31
	鎌田 實	S60.4.1	S63.6.2
	(鎌田 實)	S63.6.3	S63.9.30
			廃止
[東岡山工事事務所長]	林 毅	S58.10.1	S61.7.15
	伊藤 晃	S61.7.16	S63.6.2
岡山工事事務所長	鎌田 實	S63.6.3	S63.9.30
	鎌田 實	S63.10.1	H1.3.31
	澤田 重雄	H1.4.1	H4.3.31
	木全 隆	H4.4.1	H6.3.31
	平林 正行	H6.4.1	H9.3.31
	辛島 秀一	H9.4.1	H11.3.31
	藤本 裕之	H11.4.1	H14.3.31
	圓谷 秀夫	H14.4.1	現在
[呉工事事務所長]	(貞永 昭)	S50.10.16	S50.10.31
広島工事事務所長	田中 淑仁	S50.11.1	S50.12.31
	田中 淑仁	S51.1.1	S54.3.31
	増田 皓司	S54.4.1	S57.3.31
	武田 尚幸	S57.4.1	S60.3.31
	入沢 龍俊	S60.4.1	S63.3.31
	橋本 達寛	S63.4.1	H3.3.31
	水田 一	H3.4.1	H5.3.31
	丸尾 伸一	H5.4.1	H8.3.31
	野口 忠勇	H8.4.1	H11.3.31
	藤岡 謙治	H11.4.1	H14.3.31
	西本 義郎	H14.4.1	現在
岩国工事事務所長	小松 和人	S53.4.1	S56.3.31

役職名	氏名	就任年月日	離任年月日	
	鎌田 實	S56.4.1	S56.12.31	
			廃止	
山口工事事務所長	貞永 昭	S50.8.1	S62.4.13	
	(鎌田 實)	S62.4.13	S62.4.15	
	中村 一男	S62.4.16	H2.3.31	
	中村 敏夫	H2.4.1	H4.3.30	
	(奥村 龍治)	H4.3.30	H4.9.28	
	大内 義夫	H4.9.28	H4.9.30	
			廃止	
徳島工事事務所長	豊田 好昭	S53.10.1	S55.9.30	
	(谷 正信)	S55.10.1	S55.10.15	
			廃止	
	山本 堪男	S59.5.1	S60.3.31	
			廃止	
[香川工事事務所長]	白川 渙	S48.7.16	S53.4.5	
	谷 正信	S53.4.6	S57.6.14	
	林 毅	S57.6.15	S58.9.30	
	山本 堪男	S58.10.1	S59.4.30	
			廃止	
四国東部工事事務所長	山本 堪男	S60.4.1	S60.9.30	
	山本 堪男	S60.10.1	S61.6.11	
	(近藤 通彦)	S61.6.11	S61.7.17	
	(前田 嘉通)	S61.7.17	S62.1.15	
	林 毅	S62.1.16	H4.1.6	
	(澤田 重雄)	H3.12.24	H4.1.15	
	河井 竹彦	H4.1.16	H6.10.31	
	徳井 暁男	H6.11.1	H8.3.31	
	三宝 正善	H8.4.1	H11.3.31	
	飯島 幸治	H11.4.1	H13.3.31	
	(一丸 務)	H13.4.1	現在	
[東愛媛工事事務所長]	近藤 通彦	S50.10.1	S56.11.30	
愛媛工事事務所長	近藤 通彦	S56.12.1	S61.7.17	
	日比 與太郎	S61.7.18	S63.4.15	
	中井 敏男	S63.4.16	H2.3.31	
	坂尻 好朗	H2.4.1	H4.3.31	
	三品 文雄	H4.4.1	H6.3.31	
	飯島 幸治	H6.4.1	H11.3.31	
	高橋 正法	H11.4.1	H13.3.31	
	一丸 務	H13.4.1	現在	
	[今治工事事務所長]	長 伸一	S48.8.1	S49.12.15
	愛媛工事事務所長	長 伸一	S49.12.16	S51.3.31
多田 羅博		S51.4.1	S53.3.9	
(近藤 通彦)		S53.3.10	S53.3.31	
			廃止	
高知工事事務所長	大和 三男	S54.12.16	S57.4.30	
	(近藤 通彦)	S57.5.1	S58.3.31	
			廃止	
	前田 嘉道	S59.12.1	S63.3.31	
	三島 豊彦	S63.4.1	H2.3.31	
	浜田 喜聿	H2.4.1	H5.3.31	
	徳井 暁男	H5.4.1	H6.10.31	
	辛島 秀一	H6.11.1	H9.3.31	
	永井 紀孝	H9.4.1	H12.3.31	
	小川 昭朗	H12.4.1	H13.3.31	

役職名	氏名	就任年月日	離任年月日
	柳瀬 晴朗	H13.4.1	現在
(北九州・大分工事事務所長)	仲道 敏行	S50.8.16	S53.6.30
	土肥 正直	S53.7.1	S53.7.31
(北九州工事事務所長)	土肥 正直	S53.8.1	S56.6.30
	名越 穆孝	S56.7.1	S57.3.31
(福岡工事事務所長)	名越 穆孝	S57.4.1	S59.6.30
	諫山 孝士	S59.7.1	S59.11.30
九州北部工事事務所長	諫山 孝士	S59.12.1	S62.6.30
	太田 正行	S62.7.1	H2.3.31
	佐藤 秀毅	H2.4.1	H4.3.31
	奥村 龍治	H4.4.1	H4.9.30
			廃止
北九州総合事務所長	下北 公則	H4.10.1	H7.9.30
	田代 嘉彦	H7.10.1	H10.3.31
	片山 恒雄	H10.4.1	H12.3.31
	南立 朝彦	H12.4.1	H14.3.31
	大原 邦夫	H14.4.1	現在
福岡工事事務所長	荒木 克菜	S50.10.1	S53.3.31
	(村上 仁)	S53.4.1	S53.10.15
	斉藤 眞	S53.10.16	S56.3.31
	(土肥 正直)	S56.4.1	S56.4.30
			廃止
長崎工事事務所長	坪井 勉	S55.10.1	S58.9.30
	奥村 龍治	S58.10.1	S60.1.31
			廃止
佐賀工事事務所長	東 良一	S48.11.1	S52.6.30
	浜地 忠次郎	S52.7.1	S53.9.30
	(浜地 忠次郎)	S53.10.1	S54.1.15
			廃止
熊本工事事務所長	富永 惇	S50.8.16	S55.3.31
	弦巻 匠	S55.4.1	S58.3.31
	永田 昌知	S58.4.1	S61.3.31
	西村 章	S61.4.1	S63.3.31
	中島 英宣	S63.4.1	H2.3.31
	西本 徳光	H2.4.1	H4.3.31
	前田 誠一	H4.4.1	H6.3.31
	椎葉 重孝	H6.4.1	H9.3.31
	野添 征矢	H9.4.1	H11.3.31
	久保田 義信	H11.4.1	H13.3.31
	越替 幸晴	H13.4.1	現在
人吉工事事務所長	岩崎 貞夫	S53.7.1	S56.4.5
	(弦巻 匠)	S56.4.6	S57.4.30
			廃止
(大分工事事務所長)	(浜地 忠次郎)	S53.8.1	S53.9.30
	浜地 忠次郎	S53.10.1	S55.6.15
	(土肥 正直)	S55.6.16	S55.7.15
	太田 正行	S55.7.16	S58.6.30
	今里 稔	S58.7.1	S61.3.31
	(奥村 龍治)	S61.4.1	S62.3.31
九州東部工事事務所長	奥村 龍治	S62.4.1	S63.3.31
	大内 義夫	S63.4.1	H4.9.27
	(大内 義夫)	H4.9.28	H4.9.30
			廃止
宮崎工事事務所長	(岩崎 貞夫)	S54.10.1	S54.10.15

役職名	氏名	就任年月日	離任年月日
	花田 忠義	S54.10.16	S57.9.30
	津谷 忠利	S57.10.1	S60.3.31
	奥村 龍治	S60.4.1	S62.3.31
			廃止
	河野 祝男	H12.10.1	H14.3.31
	藤久保 宗文	H14.4.1	現在
(鹿児島工事事務所長)	山本 遜	S50.8.16	S53.6.30
	原田 武光	S53.7.1	S57.6.30
	宇多 親利	S57.7.1	S59.1.14
	若松 正男	S59.1.16	S62.3.31
	本村 美春	S62.4.1	H1.3.31
	川元 清隆	H1.4.1	H4.9.30
(九州南部工事事務所長)	川元 清隆	H4.10.1	H6.3.31
	西田 衛	H6.4.1	H9.3.31
	今村 加	H9.4.1	H12.3.31
	川元 清隆	H12.4.1	H12.9.30
鹿児島工事事務所長	川元 清隆	H12.10.1	H14.3.31
	(藤久保 宗文)	H14.4.1	現在
沖縄工事事務所長	中野 節彦	S49.1.1	S52.6.30
	中野 信義	S52.7.1	S54.3.31
	(村上 仁)	S54.4.1	S54.4.30
			廃止
	(鎌田 實)	S56.9.1	S56.12.31
	鎌田 實	S57.1.1	S58.3.31
	金刺 敏朗	S58.4.1	S60.3.31
	田代 休一	S60.4.1	S62.2.11
	深堀 政喜	S62.2.12	H1.3.31
	木山 泰志	H1.4.1	H3.9.30
	寄原 幸正	H3.10.1	H7.3.26
	(寄原 幸正)	H7.3.27	H7.3.31
	笹部 薫	H7.4.1	H9.3.31
	川元 清隆	H9.4.1	H12.3.31
	西田 衛	H12.4.1	現在
(大阪広域処理工事事務所長)	(石原 洪三)	S63.2.1	S63.3.31
	松井 清	S63.4.1	S63.9.30
(大阪広域処理工事事務所長)	松井 清	S63.10.1	H2.5.31
大阪北東広域処理工事事務所長	永井 紀孝	H2.6.1	H3.6.16
	中尾 正和	H3.6.17	H4.10.31
	高村 晴英	H4.11.1	H6.3.31
	川元 清隆	H6.4.1	H9.3.31
	明石 哲也	H9.4.1	H11.9.30
	若井 弘	H11.10.1	現在
大阪南広域処理工事事務所長	松井 清	H2.6.1	H3.6.16
	永井 紀孝	H3.6.17	H4.3.31
	平石 光弘	H4.4.1	H6.3.31
	加賀山 守	H6.4.1	H8.3.31
	三品 文雄	H8.4.1	H12.3.31
	桑子 松司	H12.4.1	H14.3.31
	大津 茂	H14.4.1	現在
(兵庫広域処理工事事務所長)	金刺 敏朗	S61.5.1	S63.9.30
(兵庫広域処理工事事務所長)	金刺 敏朗	S63.10.1	H1.4.15
	大嶋 篤	H1.4.16	H1.9.30
兵庫東広域処理工事事務所長	大嶋 篤	H1.10.1	H4.3.31
	木山 泰志	H4.4.1	H9.3.31

役職名	氏名	就任年月日	離任年月日
	深堀 政喜	H9.4.1	H12.3.31
	佐藤 洋行	H12.4.1	H14.3.31
	桑山 明夫	H14.4.1	現在
兵庫西広域処理事務所長	黒住 博文	H1.10.1	H2.6.30
	金井 重夫	H2.7.1	H4.3.31
	安達 健治	H4.4.1	H6.3.31
	奥村 龍治	H6.4.1	H8.3.31
	渡海 英一	H8.4.1	H12.3.31
	金井 重夫	H12.4.1	H14.3.31
	島田 正夫	H14.4.1	現在

## VIII 財 務

## 1. 予算及び決算額の推移

## ① 総括表

区分	年度	昭和47年度		48		49		50		51	
		予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
受託工事		495	411	12,000	11,457	24,000	21,900	51,000	43,891	65,446	62,768
国庫補助対象		495	411	12,000	11,457	24,000	21,900	50,999	43,394	65,000	62,479
建設工事		50	50	11,350	10,858	23,000	20,982	49,700	42,406	63,400	61,630
実施設計		445	361	650	599	1,000	918	1,299	988	1,600	849
地方単独		—	—	—	—	—	—	1	497	446	289
建設事業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
技術援助		59	34	243	234	1,030	278	1,130	244	660	185
試験・研修・技術検定		303	236	653	656	717	705	1,516	1,476	1,283	1,269
研修		10	10	23	23	59	54	105	177	110	100
試験研究		2	2	16	29	119	117	226	268	280	301
技術検定		—	—	—	—	—	—	4	18	5	19
試験所等建設費		61	61	363	378	179	181	123	123	80	80
一般管理費等		230	163	251	226	360	353	1,058	890	808	769
償還金等		2	1	131	6	753	606	12,565	12,285	11,010	9,343
合計		859	682	13,027	12,353	26,500	23,489	66,211	57,896	78,399	73,565
対前年度伸び率(%)				1,416.53	1,711.29	103.42	90.15	149.85	146.48	18.41	27.06

(単位：百万円)

5 2		5 3		5 4		5 5		5 6	
予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
85,199	84,099	108,050	105,266	125,300	117,801	132,700	127,147	137,900	137,026
84,822	83,522	107,550	104,955	124,800	117,531	132,200	126,451	137,400	136,526
83,222	82,173	105,079	102,618	122,000	115,258	129,000	123,738	133,900	133,185
1,600	1,349	2,471	2,337	2,800	2,273	3,200	2,713	3,500	3,341
377	577	500	311	500	270	500	696	500	500
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
380	156	290	212	290	286	390	350	390	317
1,324	1,318	1,339	1,347	1,357	1,349	1,378	1,364	1,511	1,470
103	113	120	139	122	122	83	82	91	91
316	321	290	318	316	324	311	311	350	350
18	18	19	19	19	19	19	19	20	23
46	46	76	69	76	76	168	168	205	172
841	820	834	802	824	808	797	784	845	834
10,145	9,665	11,682	11,331	8,693	8,626	8,365	7,739	4,493	3,946
97,048	95,238	121,361	118,156	135,640	128,062	142,833	136,600	144,294	142,759
23.79	29.46	25.05	24.06	11.77	8.38	5.30	6.67	1.02	4.51

区分	年度	昭和57年度		58		59		60		61	
		予算額	決算額								
受託工事		136,500	130,624	139,300	127,775	139,800	120,220	141,800	136,188	146,217	146,902
国庫補助対象		136,000	128,932	138,800	126,623	139,300	119,052	141,300	135,024	145,717	145,413
建設工事		132,500	125,521	135,000	123,156	135,000	116,186	137,000	131,032	140,942	140,648
実施設計		3,500	3,411	3,800	3,467	4,300	2,866	4,300	3,992	4,775	4,765
地方単独		500	1,692	500	1,152	500	1,168	500	1,164	500	1,489
建設事業		—	—	—	—	—	—	—	—	5,071	5,017
技術援助		390	341	390	514	400	503	400	647	430	771
試験・研修・技術検定		1,396	1,376	1,691	1,696	1,516	1,575	1,418	1,447	1,452	1,546
研修		85	85	80	80	79	79	77	77	75	75
試験研究		325	322	319	332	317	385	312	351	312	402
技術検定		20	24	21	24	21	21	21	19	20	21
試験所等建設費		77	77	366	364	178	178	60	60	60	60
一般管理費等		889	868	905	896	921	912	948	940	985	988
償還金等		3,747	2,947	4,712	4,263	3,910	3,801	3,348	2,516	3,005	1,742
合計		142,033	135,288	146,093	134,248	145,626	126,099	146,966	140,798	156,175	155,978
対前年度伸び率(%)		△1.57	△5.23	2.86	△0.77	△0.32	△6.07	0.92	11.66	6.27	10.78

(単位：百万円)

6 2		6 3		平成元年度		2		3	
予算額	決算額								
176,800	176,822	179,000	170,824	175,818	166,105	187,600	191,700	228,360	212,564
176,300	174,117	178,000	167,826	174,794	162,988	186,500	185,602	225,760	205,895
169,800	168,045	171,000	161,868	167,790	157,319	180,000	179,120	217,400	197,827
6,500	6,072	7,000	5,958	7,004	5,669	6,500	6,482	8,360	8,068
500	2,705	1,000	2,998	1,024	3,117	1,100	6,098	2,600	6,669
14,732	14,340	21,512	21,083	21,767	20,969	17,870	17,239	25,179	24,188
460	815	500	1,119	618	1,202	870	1,844	1,020	2,634
1,500	1,587	1,719	1,803	1,928	2,000	1,698	1,715	1,816	1,838
76	75	76	75	78	77	79	84	83	86
319	408	349	434	391	466	392	406	429	448
31	35	31	33	31	33	32	35	32	35
75	72	247	247	360	360	61	61	61	61
999	997	1,016	1,014	1,068	1,064	1,134	1,129	1,211	1,208
2,293	824	1,414	886	1,207	1,080	1,148	806	1,287	992
195,785	194,388	204,145	195,715	201,338	191,356	209,186	213,304	257,662	242,216
25.36	24.63	4.27	0.68	△1.38	△2.23	3.90	11.47	23.17	13.55

区分	年度	平成4年度		5		6		7		8	
		予算額	決算額								
受託工事		289,500	288,445	323,100	325,636	358,800	332,620	363,000	343,698	367,000	356,408
国庫補助対象		281,800	276,576	314,600	312,756	346,800	318,198	351,000	332,706	355,000	347,029
建設工事		269,300	264,237	300,000	299,239	333,000	305,909	335,000	317,607	339,000	332,731
実施設計		12,500	12,339	14,600	13,517	13,800	12,289	16,000	15,099	16,000	14,298
地方単独		7,700	11,869	8,500	12,880	12,000	14,422	12,000	10,992	12,000	9,379
建設事業		30,379	29,112	33,336	32,158	26,670	25,830	28,350	26,832	30,081	28,367
技術援助		3,640	3,521	3,880	3,526	4,111	3,468	4,279	2,747	4,404	2,279
試験・研修・技術検定		2,030	2,105	3,151	3,198	3,802	3,787	3,018	3,074	2,700	2,897
研修		88	94	89	94	96	97	147	150	139	143
試験研究		487	549	528	562	569	554	609	659	620	819
技術検定		32	36	36	42	36	48	36	50	38	54
試験所等建設費		60	60	1,149	1,149	1,271	1,271	841	841	481	481
一般管理費等		1,363	1,366	1,349	1,351	1,830	1,817	1,385	1,374	1,422	1,400
償還金等		1,368	682	1,415	731	1,214	1,543	1,190	1,028	737	488
合計		326,917	323,865	364,882	365,249	394,597	367,248	399,837	377,379	404,922	390,439
対前年度伸び率(%)		26.88	33.71	11.61	12.78	8.14	0.55	1.33	2.76	1.27	3.46

(単位：百万円)

9		10		11		12		13	
予算額	決算額								
378,500	340,854	392,000	353,960	422,000	373,771	360,000	320,937	319,000	289,456
366,500	331,062	385,000	347,654	415,000	367,355	353,000	315,813	312,000	284,532
350,000	316,450	368,000	334,384	400,000	355,689	340,000	306,389	300,000	276,525
16,500	14,612	17,000	13,270	15,000	11,666	13,000	9,424	12,000	8,007
12,000	9,792	7,000	6,306	7,000	6,416	7,000	5,124	7,000	4,924
32,145	30,626	31,078	30,206	27,878	14,490	24,508	11,339	23,592	9,290
4,124	2,142	4,024	1,809	3,300	2,004	3,300	1,926	3,300	1,712
2,348	2,292	2,388	2,374	2,692	2,644	3,042	2,855	2,761	2,061
159	156	156	149	156	149	159	152	159	153
688	658	694	685	670	660	681	590	685	450
39	66	39	57	47	54	48	48	48	45
61	61	91	86	414	395	742	685	489	68
1,401	1,351	1,408	1,395	1,405	1,386	1,412	1,380	1,380	1,345
567	340	2,323	1,437	12,026	10,655	12,257	11,340	12,980	12,917
417,684	376,254	431,813	389,786	467,896	403,564	403,107	348,397	361,633	315,436
3.15	△3.63	3.38	3.60	8.36	3.53	△13.85	△13.67	△10.29	△9.46

② 受託業務勘定

区分	年度	昭和47年度		48		49		50		51	
		予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
( 収入 )											
受託工事収入		495,000	410,700	6,400,000	5,928,317	9,907,000	10,453,245	37,772,000	33,625,032	49,783,000	55,456,365
単独受託 工事収入		—	—	—	—	—	—	100	497,367	446,190	288,580
技術援助 受託収入		58,763	33,750	243,000	215,920	1,030,000	265,570	1,130,000	229,450	660,000	221,931
借入金				5,728,000	991,765	14,513,000	12,012,406	13,840,000	9,534,810	15,765,000	10,056,319
業務外収入		2,361	1,594	3,388	4,736	333,021	400,824	11,977,836	12,148,039	10,500,841	9,268,532
収入合計		556,124	446,044	12,374,388	7,140,738	25,783,021	23,132,045	64,719,936	56,034,698	77,155,031	75,291,727
( 支出 )											
受託工事業務費		469,526	388,220	11,735,203	6,625,547	23,410,542	21,728,137	49,125,323	41,605,184	62,657,723	63,156,128
単独受託 工事業務費		—	—	—	—	—	—	100	483,381	435,911	281,074
技術援助業務費		38,804	26,964	205,060	189,217	993,319	235,947	1,094,522	207,832	614,158	207,406
一般管理費		39,733	30,665	243,757	251,667	518,248	607,907	1,616,618	1,462,861	2,125,752	2,241,728
一般業務 勘定へ繰入		100	195	100	10	100	0	24,584	19,199	39,284	37,894
業務外支出				128,000	972	741,697	548,248	12,537,432	12,209,050	10,994,940	9,322,981
予備費		7,961	0	62,268	0	119,115	0	321,357	0	287,263	0
支出合計		556,124	446,044	12,374,388	7,067,413	25,783,021	23,120,239	64,719,936	55,987,507	77,155,031	75,247,211

(注) 上段( )は当初予算額

(単位：千円)

昭和52年度		53		54		55		56	
予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
(66,935,000)	73,519,614	(89,667,000)	97,371,064	110,916,000	111,286,324	118,153,000	123,241,599	123,026,000	134,313,828
69,257,000		94,217,000							
377,000	577,130	500,000	310,870	500,000	271,120	500,000	696,020	500,000	676,120
380,000	169,685	290,000	217,470	290,000	368,370	390,000	355,530	390,000	314,740
16,083,000	10,924,345	13,635,000	7,972,876	14,203,000	6,661,334	14,677,000	2,899,967	14,894,000	1,950,300
9,665,527	9,793,338	11,421,084	11,493,781	8,439,100	8,927,040	7,900,052	7,954,805	4,184,621	4,215,631
(93,440,527)	94,984,112	(115,513,084)	117,366,061	134,348,100	127,514,188	141,620,052	135,147,921	142,994,621	141,470,619
95,762,527		120,063,084							
(79,540,272)	81,627,626	(99,420,837)	102,079,269	120,238,560	113,594,457	127,675,847	121,773,181	132,565,111	131,482,216
81,788,604		103,848,087							
367,002	561,039	488,916	303,483	488,981	263,809	488,728	679,020	487,610	662,108
338,519	165,695	276,382	201,300	274,326	352,126	373,178	324,637	372,102	297,733
2,522,418	2,706,635	3,247,497	3,277,700	3,978,788	3,870,580	4,238,000	4,486,380	4,693,409	4,830,382
38,569	39,435	41,063	38,330	65,021	295,160	165,476	209,043	212,000	566,299
10,125,233	9,703,670	11,603,972	11,366,462	8,602,972	8,847,542	8,127,202	7,654,562	4,236,359	3,741,691
(508,514)	0	(434,417)	0	699,452	0	551,621	0	428,030	0
582,182		557,167							
(93,440,527)	94,804,100	(115,513,084)	117,266,544	134,348,100	127,223,674	141,620,052	135,126,823	142,994,621	141,580,429
95,762,527		120,063,084							

区分	年度	昭和57年度		58		59		60		61	
		予算額	決算額								
( 収 入 )											
受託工事収入		20,852,000	125,266,404	123,526,000	124,311,610	124,270,000	117,533,833	125,678,000	133,401,238	125,850,000	145,105,949
単独受託 工事収入		500,000	1,700,190	500,000	1,148,920	500,000	1,171,590	500,000	164,180	500,000	1,426,040
技術援助 受託収入		390,000	351,420	390,000	494,789	400,000	522,820	400,000	646,630	430,000	771,200
借入金		15,655,000	3,212,909	15,783,000	2,721,616	15,497,000	1,834,033	16,087,000	886,680	15,869,000	728,319
業務外収入		3,324,091	3,026,076	4,269,482	4,401,973	3,510,200	3,473,233	2,951,920	2,705,440	2,656,278	1,825,711
収入合計		40,721,091	133,556,999	144,468,482	133,078,908	144,177,200	124,535,509	145,616,920	137,804,168	145,305,278	149,857,219
( 支 出 )											
受託工事業務費		131,168,216	123,862,400	133,686,687	122,484,685	134,110,671	114,974,301	136,006,456	129,116,560	136,027,713	140,367,850
単独受託 工事業務費		486,675	1,656,060	484,932	1,118,239	485,710	1,138,461	485,031	1,133,131	484,354	1,385,991
技術援助業務費		370,991	332,501	368,569	470,150	367,258	488,689	371,143	592,088	399,854	713,368
一般管理費		5,022,767	4,941,308	5,030,223	5,082,045	5,229,712	5,148,528	5,465,511	5,480,461	5,577,495	5,583,285
一般業務 勘定へ繰入		83,830	82,139	67,059	67,059	67,604	67,604	69,052	69,052	69,794	369,794
業務外支出		3,369,359	2,696,246	4,259,359	3,765,629	3,489,359	3,071,563	2,981,359	2,280,794	2,619,359	1,426,887
予備費		219,253	0	571,663	0	426,886	0	238,368	0	126,709	0
支出合計		140,721,091	133,570,654	144,468,492	132,987,807	144,177,200	124,889,146	145,616,920	138,672,086	145,305,278	149,847,175

(注) 上段( )は当初予算額

(単位：千円)

昭和62年度		63		平成元年度		2		3	
予算額	決算額								
165,285,000	172,814,683	166,336,000	168,086,844	163,973,000	160,818,917	173,278,000	182,699,449	210,878,000	203,004,711
500,000	2,756,270	1,000,000	3,010,160	1,024,000	2,963,328	1,100,000	6,118,586	2,600,000	6,673,550
460,000	814,970	500,000	1,118,950	618,000	1,203,214	870,000	1,844,166	1,020,000	2,633,780
11,268,000	432,386	11,870,000	340,986	11,011,000	512,440	13,495,000	421,715	15,280,000	586,124
2,110,497	1,690,289	1,280,258	1,390,689	1,090,583	1,261,737	951,182	1,492,764	997,719	1,918,912
179,623,497	178,508,598	180,986,258	173,947,629	177,716,583	166,759,636	189,694,182	192,576,680	230,775,719	214,817,077
169,838,590	166,898,511	171,654,866	162,353,057	168,576,043	155,659,885	179,999,629	176,747,691	218,372,609	196,929,911
483,969	2,670,331	971,874	2,954,949	999,834	2,901,011	1,072,838	5,956,799	2,522,243	6,501,387
429,075	753,354	468,885	1,061,429	579,306	1,146,665	828,408	1,762,419	977,831	2,533,034
5,691,128	5,621,820	5,745,924	5,870,455	6,121,530	6,111,142	6,403,044	6,748,066	6,959,330	7,098,934
70,653	370,653	71,751	371,751	73,803	73,803	75,375	475,375	108,776	608,776
1,995,676	1,325,142	1,164,676	936,620	941,226	730,647	918,226	637,245	1,184,930	762,850
1,114,406	0	908,282	0	424,841	0	396,662	0	650,000	0
179,623,497	177,639,811	180,986,258	173,548,261	177,716,583	166,623,153	189,694,182	192,327,595	230,775,719	214,434,891

区分	平成4年度		5		6		7		8	
	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
( 収入 )										
受託工事収入	(242,867,000) 265,837,000	272,063,357	(261,972,000) 299,072,000	294,326,563	328,989,000	313,958,643	(307,591,000) 334,991,000	325,259,940	338,188,000	346,851,831
単独受託 工事収入	7,700,000	11,127,729	8,500,000	12,408,445	12,000,000	14,562,390	12,000,000	11,163,057	12,000,000	9,007,500
技術援助 受託収入	3,640,000	3,520,954	3,880,000	3,526,208	4,111,000	3,467,842	4,279,000	2,747,254	4,404,000	2,278,967
借入金	16,395,000	853,974	15,826,000	391,433	18,069,000	243,489	16,277,000	248,297	16,991,000	96,750
業務外収入	1,146,613	1,795,723	1,382,148	1,546,491	1,253,793	1,687,702	1,250,880	1,177,218	887,194	856,537
収入合計	(271,748,613) 294,718,613	289,361,736	(291,560,148) 328,660,148	312,199,140	364,422,793	333,920,066	(341,397,880) 368,797,880	340,595,766	372,470,194	359,091,584
( 支出 )										
受託工事業務費	(250,868,527) 273,104,163	264,469,397	(269,423,581) 305,230,000	285,230,123	338,293,650	305,893,735	(315,420,007) 341,970,215	316,598,593	345,945,259	337,272,565
単独受託 工事業務費	7,504,826	10,844,389	8,278,772	12,067,158	11,675,588	14,149,301	11,676,008	10,813,144	11,676,345	8,706,611
技術援助業務費	3,516,266	3,402,694	3,753,383	3,397,670	3,975,690	3,329,345	4,157,476	2,704,366	4,273,737	2,234,500
一般管理費	7,297,090	7,455,340	(7,991,184) 8,245,024	8,293,330	8,382,112	8,926,242	8,022,538	8,529,018	8,625,060	8,854,099
一般業務 勘定へ繰入	210,364	1,010,364	264,741	1,064,741	297,569	597,569	328,787	628,787	329,524	629,524
業務外支出	1,201,540	995,473	1,434,647	820,629	1,187,344	944,468	1,183,068	851,931	1,011,718	842,806
予備費	(1,150,000) 1,884,364	0	(613,840) 1,453,581	0	610,840	0	(609,996) 1,459,788	0	608,551	0
支出合計	(271,748,613) 294,718,613	288,177,657	(291,560,148) 328,660,148	310,873,651	364,422,793	333,840,660	(341,397,880) 368,797,880	340,125,839	372,470,194	358,540,104

(注) 上段 ( ) は当初予算額

(単位：千円)

平成9年度		10		11		12		13	
予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
347,352,000	331,804,939	(366,851,000) 368,351,000	350,041,636	396,646,000	367,295,037	336,090,000	316,363,205	297,100,000	284,189,055
12,000,000	10,780,312	7,000,000	6,483,748	7,000,000	6,589,657	7,000,000	5,299,868	7,000,000	5,089,963
4,124,000	2,129,010	4,024,000	1,807,337	3,300,000	2,004,329	3,300,000	1,928,727	3,300,000	1,893,530
19,326,000	49,900	17,149,000	123,400	18,489,000	157,300	17,022,000	109,800	15,005,000	67,500
723,499	654,241	2,226,051	1,940,258	478,259	277,549	246,900	302,435	222,631	277,022
383,525,499	345,418,402	(397,250,051) 398,750,051	360,396,380	425,913,259	376,323,871	363,658,900	324,004,035	322,627,631	291,517,069
357,413,132	324,570,589	(373,994,793) 375,494,793	340,424,557	405,964,809	357,341,129	343,405,236	306,428,931	302,786,922	275,351,354
11,691,027	10,503,518	6,863,295	6,305,283	6,865,950	6,416,326	6,869,644	5,124,371	6,835,829	4,923,966
4,007,803	2,091,416	3,906,764	1,721,413	3,182,813	1,877,520	3,183,019	1,732,646	3,173,435	1,711,790
8,489,767	8,790,622	8,441,548	8,430,603	8,521,090	8,326,423	8,526,138	8,244,266	8,363,287	7,964,141
334,566	434,566	402,786	502,786	376,625	476,625	374,350	440,964	292,710	268,080
938,507	678,733	2,417,836	324,355	365,972	247,738	993,513	789,208	875,448	904,531
650,697	0	1,223,029	0	636,000	0	307,000	0	300,000	0
383,525,499	347,069,444	(397,250,051) 398,750,051	357,708,997	425,913,259	374,685,761	363,658,900	322,760,384	322,627,631	291,123,862

## ③ 建設業務勘定

区分	年度	昭和57年度		58		59		60		61	
		予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
( 収入 )											
業務収入		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
補助金収入		-	-	-	-	-	-	-	-	367,000	356,084
借入金		-	-	-	-	-	-	-	-	4,700,000	4,080,000
業務外収入		-	-	-	-	-	-	-	-	4,319	3,825
収入合計		-	-	-	-	-	-	-	-	5,071,319	4,439,909
( 支出 )											
建設工事業務費		-	-	-	-	-	-	-	-	4,770,588	4,844,101
負担金受入建設費		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
調査費		-	-	-	-	-	-	-	-	10,459	10,459
業務管理費		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一般管理費		-	-	-	-	-	-	-	-	159,350	142,480
業務外支出		-	-	-	-	-	-	-	-	66,134	20,431
予備費		-	-	-	-	-	-	-	-	64,788	0
支出合計		-	-	-	-	-	-	-	-	5,071,319	5,017,471

(注) 上段( )は当初予算額

(単位：千円)

昭和62年度		63		平成元年度		2		3	
予算額	決算額								
—	—	—	—	1,498,000	1,218,146	2,601,000	2,296,207	3,307,000	3,063,986
1,788,000	1,651,216	3,887,000	3,745,500	5,750,000	5,630,762	6,932,000	6,891,908	8,601,000	8,483,886
12,900,000	10,640,000	17,400,000	17,970,000	14,200,000	13,010,000	8,150,000	10,000,000	12,650,000	11,300,000
5,047	5,061	7,684	6,550	10,680	51,124	167,662	278,007	218,793	377,388
14,693,047	12,296,277	21,294,684	21,722,050	21,458,680	19,910,032	17,850,662	19,466,122	24,776,793	23,225,260
6									
13,722,958	12,351,693	19,683,741	19,112,384	17,801,853	17,936,720	12,175,570	13,480,703	17,596,701	17,446,922
—	—	—	—	—	—	—	—	51,000	—
52,357	18,000	78,881	47,257	70,589	45,045	55,297	26,227	57,070	28,000
—	—	—	—	1,268,195	879,732	2,227,226	2,071,275	3,110,182	2,824,231
235,773	245,926	310,254	348,075	361,190	416,636	466,767	495,445	524,202	567,955
681,699	313,266	1,388,808	974,528	2,215,122	1,803,164	2,738,818	2,465,451	3,639,663	3,174,785
39,260	0	50,000	0	50,000	0	206,000	0	200,000	0
14,732,047	12,928,885	21,511,684	20,482,244	21,766,949	21,081,297	17,869,678	18,539,101	25,178,818	24,041,892

区分	年度	平成4年度		5		6		7		8	
		予算額	決算額								
( 収入 )											
業務収入		4,826,000	4,138,771	5,985,300	5,515,997	6,928,300	7,043,561	9,070,300	8,645,165	10,079,300	17,998,982
補助金収入		9,686,000	9,561,113	10,265,000	10,103,558	9,983,000	9,801,625	10,125,000	9,989,390	9,505,000	9,413,708
借入金		14,900,000	14,900,000	16,200,000	16,400,000	8,900,000	9,500,000	8,000,000	8,200,000	9,300,000	8,000,000
業務外収入		570,617	524,999	637,288	664,448	448,879	562,870	580,291	565,806	309,245	258,841
収入合計		29,982,617	29,124,883	33,087,588	32,684,003	26,260,179	26,908,055	27,775,591	27,400,361	29,193,545	35,671,531
( 支出 )											
建設工事業務費		21,084,250	20,435,357	21,764,998	21,631,294	13,057,309	13,746,484	13,258,305	12,494,238	13,429,666	11,803,605
負担金受入建設費		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
調査費		65,070	36,000	69,070	3,996	69,070	39,997	69,070	40,000	69,070	40,000
業務管理費		3,993,347	3,383,904	4,800,990	4,323,961	5,489,203	5,363,615	6,176,274	5,571,135	6,791,941	5,950,414
一般管理費		599,469	611,594	625,676	631,619	645,003	667,730	673,856	698,509	690,471	714,445
業務外支出		4,436,967	4,126,554	5,875,207	5,451,413	7,209,388	6,734,938	7,972,687	7,645,226	8,899,791	8,602,588
予備費		200,000	0	200,000	0	200,000	0	200,000	0	200,000	0
支出合計		30,379,103	28,593,409	33,335,941	32,042,282	26,669,973	26,552,765	28,350,192	26,449,108	30,080,939	27,111,052

(注) 上段( )は当初予算額

(単位：千円)

平成9年度		10		11		12		13	
予算額	決算額								
10,369,300	9,584,389	12,023,300	10,818,514	11,852,300	11,676,031	12,061,300	12,984,575	15,084,300	15,717,124
8,659,000	7,791,725	7,322,000	7,208,007	6,655,000	6,270,241	5,138,072	5,083,319	3,783,000	3,775,622
3,200,000	2,800,000	10,500,000	10,400,000	8,900,000	8,600,000	6,900,000	3,900,000	4,300,000	2,800,000
273,897	371,144	411,924	154,169	471,138	540,598	408,655	713,838	425,133	344,658
22,502,197	20,547,258	30,257,224	28,580,690	27,878,438	27,086,870	24,508,027	22,681,732	23,592,433	22,637,405
13,873,343	10,837,808	11,663,356	12,244,158	7,589,269	8,049,360	3,840,921	3,889,910	2,049,700	2,148,905
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
69,070	40,000	69,070	57,652	65,000	37,728	60,000	8,135	40,000	6,863
7,214,093	6,261,441	7,534,153	6,608,482	7,598,022	6,403,014	7,519,918	6,604,757	7,630,755	6,743,594
704,625	739,632	719,922	636,721	653,302	630,642	638,934	597,777	638,419	600,025
10,084,067	9,815,151	10,921,722	10,659,327	11,807,845	11,589,854	12,283,254	12,121,841	13,093,559	13,019,320
200,000	0	170,000	0	165,000	0	165,000	0	140,000	0
32,145,198	27,694,032	31,078,223	30,206,340	27,878,438	26,710,598	24,508,027	23,222,421	23,592,433	22,518,707

## ④ 一般業務勘定

区分	昭和47年度		48		49		50		51	
	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
( 収入 )										
出資金受入	200,000	200,000	330,000	330,000	204,000	204,000	424,000	424,000	120,000	120,000
補助金受入	100,000	100,132	230,000	230,000	402,000	402,000	800,000	786,007	834,000	830,916
受託業務勘定 より受入	100	195	100	10	100	0	24,584	19,199	39,284	37,894
受託業務等収入	1,500	1,035	23,000	23,060	98,450	89,525	225,570	211,689	281,440	279,290
業務外収入	958	1,196	4,032	7,804	11,783	10,939	41,644	37,532	8,504	11,352
収入合計	302,558	302,558	587,132	590,874	716,333	706,464	1,515,798	1,478,427	1,283,228	1,279,452
( 支出 )										
試験所等建設費	61,340	4,630	363,000	165,497	178,650	450,005	123,268	48,297	80,000	154,958
一般管理費	163,736	160,659	204,667	226,943	299,443	340,572	824,737	829,383	716,786	814,071
研修業務費	9,520	9,520	23,441	23,436	55,291	54,286	109,189	190,184	110,273	99,862
技術検定等	—	—	—	—	—	—	—	—	5,316	24,073
試験研究費	1,800	1,800	16,000	28,839	118,873	116,763	225,729	267,753	280,118	301,529
業務外支出	—	—	—	—	1,642	163	9,624	5,945	7,681	2,117
予備費	66,162	0	46,186	0	63,334	0	223,251	0	83,054	0
支出合計	302,558	176,609	653,294	444,715	717,233	961,789	1,515,798	1,341,562	1,283,228	1,396,610

(注) 上段 ( ) は当初予算額

(単位：千円)

昭和52年度		53		54		55		56	
予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
76,000	76,000	76,000	76,000	76,000	76,000	68,000	68,000	60,000	60,000
(896,000)	891,813	(904,000)	894,712	884,000	884,000	802,000	796,574	840,000	834,326
890,976		894,712							
38,569	39,435	41,063	38,330	65,021	295,160	165,476	209,043	212,000	566,299
307,460	307,657	313,060	337,344	314,260	317,243	322,810	324,782	376,220	384,675
11,431	13,495	11,390	15,268	17,306	16,624	20,070	22,034	22,940	30,167
(1,329,460)	1,328,400	(1,345,513)	1,361,654	1,356,587	1,589,027	1,378,356	1,420,433	1,511,160	1,875,467
1,324,436		1,336,225							
46,000	39,782	75,700	75,700	76,000	76,000	168,000	68,000	205,000	271,808
(777,830)	840,201	(788,339)	800,344	792,790	807,343	767,249	786,186	809,023	831,850
776,301		787,374							
(104,081)	113,278	(121,366)	139,318	122,187	122,186	83,218	82,054	91,306	91,306
102,573		120,083							
18,404	18,195	18,768	18,574	19,242	18,996	19,010	18,768	20,468	23,196
(317,872)	320,831	(290,575)	317,649	315,629	323,725	311,021	310,793	349,997	349,871
315,885		289,785							
8,111	1,133	1,200	161	2,500	354	2,500	64	2,500	102
57,162	0	(52,476)	0	28,239	0	27,358	0	32,866	0
		46,226							
(1,329,460)	1,333,420	(1,348,424)	1,351,746	1,356,587	1,348,604	1,378,356	1,265,865	1,511,160	1,568,133
1,324,436		1,339,136							

区分	昭和57年度		58		59		60		61	
	予算額	決算額								
( 収入 )										
出資金受入	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
補助金受入	862,000	846,292	863,640	856,558	873,492	866,930	892,440	886,140	931,158	924,746
受託業務勘定より受入	83,830	82,139	67,059	67,059	67,604	67,604	69,052	69,052	69,794	369,794
受託業務等収入	367,480	371,515	371,230	390,567	373,630	449,085	373,630	411,612	373,835	383,108
業務外収入	22,253	75,624	329,158	381,634	141,376	175,287	23,024	57,620	23,146	43,790
収入合計	1,395,563	1,435,570	1,691,087	1,755,818	1,516,102	1,618,906	1,418,146	1,484,424	1,457,933	1,781,438
( 支出 )										
試験所等建設費	77,049	77,049	366,200	363,800	178,400	178,400	60,000	60,000	60,000	60,000
一般管理費	850,571	865,843	864,100	894,800	883,371	908,544	907,729	937,014	949,759	989,096
研修業務費	85,263	85,263	79,911	79,905	78,713	78,711	77,235	77,234	76,171	74,941
技術検定等	20,415	23,426	21,048	24,579	20,890	20,887	20,574	19,227	20,455	21,172
試験研究費	325,360	322,283	318,855	332,184	317,522	385,464	311,882	351,041	313,627	315,458
業務外支出	2,500	461	2,500	142	2,500	307	2,500	249	2,500	170
予備費	34,405	0	38,473	0	34,706	0	38,226	0	35,421	0
支出合計	1,395,563	1,374,325	1,691,087	1,695,410	1,516,102	1,572,313	1,418,146	1,444,765	1,457,933	1,460,837

(注) 上段( )は当初予算額

(単位：千円)

昭和62年度		63		平成元年度		2		3	
予算額	決算額								
60,000	60,000	60,000	60,000	61,800	61,800	61,200	61,200	61,200	61,200
949,682	943,520	962,864	956,860	1,003,214	997,242	1,042,136	1,036,242	1,116,526	1,107,320
70,653	370,653	71,751	371,751	73,803	73,803	75,375	475,375	108,776	608,776
385,685	512,459	417,815	532,033	468,894	571,393	476,815	515,364	496,167	583,156
34,183	61,477	206,187	257,736	320,727	395,636	41,977	141,877	33,628	153,854
1,500,203	1,948,109	1,718,617	2,178,380	1,928,438	2,099,874	1,697,503	2,230,058	1,816,297	2,514,306
75,000	71,500	247,000	246,972	360,067	360,052	61,200	61,200	61,200	61,200
965,023	1,001,304	983,337	1,018,277	1,032,696	1,063,684	1,081,878	1,125,761	1,166,924	1,204,914
76,347	75,271	76,313	75,238	78,070	76,980	79,479	84,009	83,279	86,187
30,923	35,465	30,667	33,173	30,703	32,692	31,828	35,127	31,828	34,625
318,931	407,631	348,886	433,603	390,991	466,264	392,407	406,386	428,566	448,189
2,500	270	2,500	158	2,500	364	2,500	298	2,500	197
31,479	0	29,914	0	29,914	0	44,712	0	42,000	0
1,500,203	1,591,441	1,718,617	1,807,421	1,924,941	2,000,036	1,694,004	1,712,781	1,816,297	1,835,312

区分	平成4年度		5		6		7		8	
	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
( 収 入 )										
出 資 金 受 入	61,200	61,200	61,200	61,200	61,200	61,200	61,200	61,200	61,200	61,200
補 助 金 受 入	(1,199,682) 1,192,772	1,192,772	(1,232,972) 1,216,404	1,216,404	1,261,100	1,239,600	(1,272,978) 1,254,066	1,254,066	1,282,984	1,268,026
受託業務勘定 よ り 受 入	210,364	1,010,364	264,741	1,064,741	297,569	597,569	328,787	628,787	329,524	6,299,524
受託業務等収入	469,117	559,590	470,478	538,376	474,428	509,304	490,518	593,766	501,928	766,878
業 務 外 収 入	96,388	212,150	1,138,270	837,693	1,707,496	2,046,121	883,194	960,607	524,508	547,980
収 入 合 計	(2,036,751) 2,029,841	3,036,075	(3,167,661) 3,151,093	3,718,414	3,801,793	4,453,794	(3,036,677) 3,017,765	3,498,426	2,700,144	8,943,608
( 支 出 )										
試験所等建設費	60,000	59,967	1,149,459	764,578	1,271,200	1,553,607	841,200	916,228	481,200	508,632
一 般 管 理 費	(1,309,486) 1,307,266	1,360,998	(1,299,450) 1,296,081	1,344,669	1,767,094	1,807,063	(1,334,078) 1,330,675	1,363,834	1,367,871	1,389,771
研 修 業 務 費	(89,229) 87,655	94,026	(91,279) 88,914	93,961	96,229	96,516	(149,406) 147,101	150,342	139,057	142,573
技 術 検 定 等	31,828	36,182	35,760	41,564	35,760	48,144	35,760	49,498	38,449	54,229
試 験 研 究 費	(489,708) 486,592	549,206	(532,213) 527,513	562,436	569,010	553,929	(613,733) 608,991	659,175	620,067	818,878
業 務 外 支 出	2,500	117	2,500	240	2,500	213	2,500	329	2,500	316
予 備 費	54,000	0	(57,000) 50,866	0	60,000	0	(60,000) 51,538	0	51,000	0
支 出 合 計	(2,036,751) 2,029,841	2,100,496	(3,167,661) 3,151,093	2,807,447	3,801,793	4,059,473	(3,036,677) 3,017,765	3,139,405	2,700,144	2,914,398

(注) 上段 ( ) は当初予算額

(単位：千円)

平成9年度		10		11		12		13	
予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
61,200	61,200	61,200	61,200	61,200	61,200	61,200	61,200	61,200	61,200
1,279,008	1,265,326	(1,261,816) 1,248,232	1,248,232	(1,257,050) 1,227,210	1,223,676	1,238,654	1,212,370	1,225,708	1,202,888
334,566	434,566	402,786	502,786	376,625	476,625	374,350	440,964	292,710	268,080
604,492	629,206	587,492	621,812	617,692	624,447	620,692	573,980	620,692	471,059
68,736	78,991	88,487	76,478	409,354	417,608	746,850	687,915	560,775	187,076
2,348,002	2,469,288	(2,401,781) 2,388,197	2,510,508	(2,721,921) 2,692,081	2,803,556	3,041,746	2,976,428	2,761,085	2,190,303
61,200	61,200	91,200	86,243	414,200	395,978	742,400	684,711	489,200	68,844
1,345,371	1,380,696	(1,366,256) 1,363,041	1,395,165	(1,374,940) 1,360,300	1,384,181	1,370,238	1,377,425	1,355,319	1,337,100
158,964	156,346	(158,964) 156,353	149,580	(158,964) 156,353	149,201	158,819	152,125	158,819	153,105
39,365	65,882	39,398	57,914	47,126	54,450	47,840	48,380	48,195	45,250
687,602	657,873	(699,463) 694,459	685,267	(675,191) 669,899	660,080	680,610	590,450	684,920	450,243
2,500	231	2,500	239	2,500	82	1,839	1,597	14,632	6,731
53,000	0	(44,000) 41,246	0	(49,000) 41,703	0	40,000	0	10,000	0
2,348,002	2,322,227	(2,401,781) 2,388,197	2,374,408	(2,721,921) 2,692,081	2,643,973	3,041,746	2,854,689	2,761,085	2,061,274

## 2. 借入金及び借入条件の推移

## ① 借入金の推移（受託業務勘定）

年 度	昭和48	49	50	51	52	53	54	55
一 般 市 費 分	746	554	1,565	2,257	1,526	1,793	1,692	1,365
施 越 事 業 費 分	246	11,458	7,970	7,799	9,398	6,180	4,969	1,535
政 府 保 証 分	98	7,318	5,487	5,374	6,345	4,239	3,358	1,005
地 方 公 共 団 体 保 証 分	148	4,140	2,483	2,425	3,053	1,941	1,611	530
計	992	12,012	9,535	10,056	10,924	7,973	6,661	2,900
累 計	—	13,004	22,539	32,595	43,520	51,493	58,154	61,053
償 還 額	—	241	11,267	8,501	8,933	10,688	8,023	6,832
累 計	—	241	11,508	20,009	28,942	39,630	47,654	54,486
差 引 残 高	992	12,763	11,031	12,586	14,577	11,862	10,500	6,568
一 般 市 費 分	746	1,301	3,061	4,833	5,349	5,682	5,608	5,033
施 越 事 業 費 分	246	11,462	7,970	7,753	9,228	6,180	4,892	1,535

## (建設業務勘定)

年 度	昭和48	49	50	51	52	53	54	55
政 府 資 金 分 (財 政 融 資 資 金)	—	—	—	—	—	—	—	—
政 府 資 金 分 (簡 保 資 金)	—	—	—	—	—	—	—	—
民 間 借 入 分	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—
累 計	—	—	—	—	—	—	—	—
償 還 額	—	—	—	—	—	—	—	—
累 計	—	—	—	—	—	—	—	—
差 引 残 高	—	—	—	—	—	—	—	—
財 政 融 資 資 金 分	—	—	—	—	—	—	—	—
簡 保 資 金 分	—	—	—	—	—	—	—	—
民 間 借 入 分	—	—	—	—	—	—	—	—

年 度	昭和56	57	58	59	60	61	62	63
一 般 市 費 分	1,165	1,118	1,236	916	672	541	432	341
施 越 事 業 費 分	785	2,095	1,486	917	214	187	0	0
政 府 保 証 分	495	1,335	910	570	118	103	0	0
地 方 公 共 団 体 保 証 分	290	760	576	347	96	84	0	0
計	1,950	3,213	2,722	1,834	887	728	432	341
累 計	63,004	66,217	68,939	70,772	71,659	72,388	72,820	73,161
償 還 額	3,243	2,332	3,385	2,729	2,026	1,242	1,147	828
累 計	57,729	60,060	63,446	66,175	68,201	69,442	70,589	71,417
差 引 残 高	5,275	6,156	5,493	4,597	3,458	2,945	2,231	1,744
一 般 市 費 分	4,490	4,061	4,007	3,680	3,243	2,758	2,231	1,744
施 越 事 業 費 分	785	2,095	1,486	917	215	187	0	0

年 度	昭和56	57	58	59	60	61	62	63
政 府 資 金 分 (財 政 融 資 資 金)	—	—	—	—	—	4,080	10,640	17,970
政 府 資 金 分 (簡 保 資 金)	—	—	—	—	—	0	0	0
民 間 借 入 分	—	—	—	—	—	0	0	0
計	—	—	—	—	—	4,080	10,640	17,970
累 計	—	—	—	—	—	4,080	14,720	32,690
償 還 額	—	—	—	—	—	0	0	0
累 計	—	—	—	—	—	0	0	0
差 引 残 高	—	—	—	—	—	4,080	14,720	32,690
財 政 融 資 資 金 分	—	—	—	—	—	4,080	14,720	32,690
簡 保 資 金 分	—	—	—	—	—	0	0	0
民 間 借 入 分	—	—	—	—	—	0	0	0

## (受託業務勘定)

年 度	平成元	2	3	4	5	6	7	8
一般市費分	512	422	586	588	391	243	248	97
施越事業費分	0	0	0	266	0	0	0	0
政府保証分	0	0	0	133	0	0	0	0
地方公共団体保証分	0	0	0	133	0	0	0	0
計	512	422	586	854	391	243	248	97
累計	73,673	74,095	74,681	75,535	75,927	76,170	76,419	76,515
償還額	641	497	457	692	465	527	497	452
累計	72,057	72,554	73,011	73,703	74,168	74,696	75,192	75,645
差引残高	1,616	1,541	1,671	1,832	1,758	1,475	1,226	870
一般市費分	1,616	1,541	1,671	1,832	1,758	1,475	1,226	870
施越事業費分	0	0	0	0	0	0	0	0

## (建設業務勘定)

年 度	平成元	2	3	4	5	6	7	8
政府資金分 (財政融資資金)	13,010	10,000	11,300	13,200	13,700	7,000	5,500	5,600
政府資金分 (簡保資金)	0	0	0	1,700	2,700	2,500	2,700	2,400
民間借入分	0	0	0	0	0	0	0	0
計	13,010	10,000	11,300	14,900	16,400	9,500	8,200	8,000
累計	45,700	55,700	67,000	81,900	98,300	107,800	116,000	124,000
償還額	0	0	42	302	1,016	1,876	2,407	3,173
累計	0	0	42	345	1,360	3,236	5,643	8,815
差引残高	45,700	55,700	66,958	81,556	96,940	104,564	110,358	115,185
財政融資資金分	45,700	55,700	66,958	79,856	92,540	97,664	100,758	103,460
簡保資金分	0	0	0	1,700	4,400	6,900	9,600	11,725
民間借入分	0	0	0	0	0	0	0	0

年 度	平成9	10	11	12	13
一 般 市 費 分	50	123	157	110	68
施 越 事 業 費 分	0	0	0	0	0
政 府 保 証 分	0	0	0	0	0
地 方 公 共 団 体 保 証 分	0	0	0	0	0
計	50	123	157	110	68
累 計	76,565	76,689	76,846	76,956	77,023
償 還 額	368	245	160	130	107
累 計	76,013	76,258	76,417	76,547	76,654
差 引 残 高	552	431	429	409	369
一 般 市 費 分	552	431	429	409	369
施 越 事 業 費 分	0	0	0	0	0

年 度	平成9	10	11	12	13
政 府 資 金 分 (財 政 融 資 資 金)	2,000	8,700	6,300	3,600	1,600
政 府 資 金 分 (簡 保 資 金)	800	1,000	0	0	—
民 間 借 入 分	0	700	2,300	300	1,200
計	2,800	10,400	8,600	3,900	2,800
累 計	126,800	137,200	145,800	149,700	152,500
償 還 額	4,297	5,309	6,309	6,996	7,960
累 計	13,112	18,421	24,730	31,726	39,686
差 引 残 高	113,688	118,779	121,070	117,974	112,814
財 政 融 資 資 金 分	101,795	106,370	107,875	106,370	102,600
簡 保 資 金 分	11,893	11,709	10,195	8,479	6,639
民 間 借 入 分	0	700	3,000	3,125	3,575

## ② 借入条件の推移（受託業務勘定）

年 度	昭和48年	49	50	51	52	53	54	55
利 率 (%)								
一般市費分	8.5	9.0~8.5	9.0~8.6	8.6	8.6~6.8	6.8~6.3	7.4~8.2	9.0~8.3
施越事業費分	9.25	9.25	9.25~6.75	6.75~6.25	6.25~3.75	3.75	5.5~7.5	9.25~6.75
期 間 (年)								
一般市費分	5	5	5	5	5	5	5	5
施越事業費分	1	1	1	1	1	1	1	1

年 度	昭和56年	57	58	59	60	61	62	63
利 率 (%)								
一般市費分	8.4~8.0	8.3~7.9	7.9~7.5	7.7~7.0	6.8~6.0	6.0~5.2	5.3~4.9	5.2~4.8
施越事業費分	6.75~6.00	6.00	6.00~5.50	5.50	5.50~4.50	4.50~3.38	3.38	3.38
期 間 (年)								
一般市費分	5	5	5	5	5	5	5	5
施越事業費分	1	1	1	1	1	1	1	1

年 度	平成元年	2	3	4	5	6	7	8
利 率 (%)								
一般市費分	6.7~5.0	7.9~6.5	6.6~5.6	5.9~4.4	3.5~5.2	4.1~4.8	2.9~3.8	2.6~3.4
施越事業費分	3.38~7.13	7.13~8.25	7.88~5.78	5.25~4.00	4.00~3.00	3.00	1.63~2.75	1.63
期 間 (年)								
一般市費分	5	5	5	5	5	5	5	5
施越事業費分	1	1	1	1	1	1	1	1

年 度	平成9年	10	11	12	13
利 率 (%)					
一般市費分	2.0~2.9	1.3~2.2	1.6~2.1	1.4~2.0	1.3~1.5
施越事業費分	1.63	1.38~1.63	1.38	1.38~1.50	1.38
期 間 (年)					
一般市費分	5	5	5	5	5
施越事業費分	1	1	1	1	1

## 3. 出資金・補助金の推移

## ① 出資金

(単位；百万円)

年 度	昭47	48	49	50	51	52	53	54	55	56
国	100	165	102	362	60	38	38	38	34	30
地方公共団体	100	165	102	62	60	38	38	38	34	30
計	200	330	204	424	120	76	76	76	68	60
年 度	57	58	59	60	61	62	63	平元	2	3
国	30	30	30	30	30	30	30	30.9	30.6	30.6
地方公共団体	30	30	30	30	30	30	30	30.9	30.6	30.6
計	60	60	60	60	60	60	60	61.8	61.2	61.2
年 度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
国	30.6	30.6	30.6	30.6	30.6	30.6	30.6	30.6	30.6	30.6
地方公共団体	30.6	30.6	30.6	30.6	30.6	30.6	30.6	30.6	30.6	30.6
計	61.2	61.2	61.2	61.2	61.2	61.2	61.2	61.2	61.2	61.2
年 度	47～13 計									
国	1,575.1									
地方公共団体	1,275.1									
計	2,850.2									

## ② 補助金

年 度	昭47	48	49	50	51	52	53	54	55	56
国	50.0	115.0	201.0	390.2	414.5	445.5	447.4	442.0	398.3	417.2
地方公共団体	50.0	115.0	201.0	390.2	414.5	445.5	447.4	442.0	398.3	417.2
計	100.0	230.0	402.0	780.4	829.0	891.0	894.8	884.0	796.6	834.4
年 度	57	58	59	60	61	62	63	平元	2	3
国	423.1	428.3	433.5	443.1	462.4	471.8	478.4	498.6	518.1	553.7
地方公共団体	423.1	428.3	433.5	443.1	462.4	471.8	478.4	498.6	518.1	553.7
計	846.2	856.6	867.0	886.2	924.8	943.6	956.8	997.2	1,036.2	1,107.4
年 度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
国	596.4	608.2	619.8	627.0	634.0	632.7	624.1	611.8	606.2	601.4
地方公共団体	596.4	608.2	619.8	627.0	634.0	632.7	624.1	611.8	606.2	601.4
計	1,192.8	1,216.4	1,239.6	1,254.0	1,268.0	1,265.4	1,248.2	1,223.6	1,212.4	1,202.8
年 度	47～13 計									
国	14,193.7									
地方公共団体	14,193.7									
計	28,387.4									

## ③ 1 地方公共団体あたりの出資金補助金

年度	昭和47	48	49	50	51	52	53	54	55	56
出資金	2,128	3,510	2,171	1,319	1,276	808	808	808	723	638
都道府県										
補助金										
都道府県	—	461	2,127	5,095	5,454	6,049	6,076	6,000	5,409	5,705
負担市 Aグループ	332	618	669	928	974	993	996	985	888	918
負担市 Bグループ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
負担市 Cグループ	—	—	—	293	308	313	315	312	280	290
合計										
都道府県	2,128	3,971	4,298	6,414	6,730	6,857	6,884	6,808	6,132	6,343
負担市 Aグループ	332	618	669	928	974	993	996	985	888	918
負担市 Bグループ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
負担市 Cグループ	—	—	—	293	308	313	315	312	280	290
年度	57	58	59	60	61	62	63	平成元	2	3
出資金	638	638	638	638	638	638	638	657	651	651
都道府県										
補助金										
都道府県	5,789	5,862	5,935	6,072	6,346	6,478	6,573	6,853	7,132	7,637
負担市 Aグループ	930	941	951	971	1,010	1,030	1,044	1,087	1,126	1,199
負担市 Bグループ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	732
負担市 Cグループ	294	298	301	307	320	326	330	344	356	379
合計										
都道府県	6,427	6,500	6,573	6,710	6,984	7,116	7,211	7,510	7,783	8,288
負担市 Aグループ	930	941	951	971	1,010	1,030	1,044	1,087	1,126	1,199
負担市 Bグループ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	732
負担市 Cグループ	294	298	301	307	320	326	330	344	356	379
年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
出資金	651	651	651	651	651	651	651	651	651	651
都道府県										
補助金										
都道府県	8,242	8,409	8,575	8,677	8,776	8,757	8,635	8,461	8,382	8,314
負担市 Aグループ	1,286	1,310	1,333	1,350	1,364	1,361	1,345	1,210	1,201	1,193
負担市 Bグループ	786	801	816	824	833	831	820	739	732	726
負担市 Cグループ	407	415	422	427	431	431	425	382	379	376
合計										
都道府県	8,893	9,060	9,226	9,328	9,427	9,408	9,286	9,112	9,033	8,965
負担市 Aグループ	1,286	1,310	1,333	1,350	1,364	1,361	1,345	1,210	1,201	1,193
負担市 Bグループ	786	801	816	824	833	831	820	739	732	726
負担市 Cグループ	407	415	422	427	431	431	425	382	379	376

## 【負担市の推移】

区 分	昭和47年～昭和49年度 (昭和45年国勢調査人口)	昭和50～平成2年度 (昭和45年国勢調査人口)
負担市 Aグループ	151市 (10万人以上)	151市 (10万人以上)
負担市 Bグループ		
負担市 Cグループ	—	36市 (8万人以上10万人未満)
計	151市	187市
区 分	平成3～平成10年度 (昭和60年国勢調査人口)	平成11年度～ (平成7年国勢調査人口)
負担市 Aグループ	59市 (30万人以上)	63市 (30万人以上)
負担市 Bグループ	144市 (10万人以上30万人未満)	156市 (10万人以上30万人未満)
負担市 Cグループ	49市 (8万人以上10万人未満)	55市 (8万人以上10万人未満)
計	252市	274市

4. 出資金・補助金拠出地方公共団体

	出資金	補 助 金			
		都道府県	8万人以上10万人未満の都市	10万人以上の都市	
平成2年度以前	47都道府県	47都道府県	北見、米沢、鶴岡、酒田、土浦、伊勢崎、太田、春日部、銚子、習志野、小金井、日野、東村山、国分寺、保谷、厚木、小松、上田、富士宮、焼津、瀬戸、半田、豊川、刈谷、安城、蒲郡、東海、桑名、舞鶴、池田、大東、和泉、川西、三原、徳山、防府  計 36市	札幌、函館、小樽、旭川、室蘭、釧路、帯広、苫小牧、青森、弘前、八戸、盛岡、仙台、石巻、秋田、山形、福島、会津若松、郡山、いわき、水戸、日立、宇都宮、足利、小山、前橋、高崎、桐生、川越、熊谷、川口、浦和、大宮、所沢、上尾、草加、越谷、千葉、市川、船橋、松戸、柏、市原、八王子、立川、武蔵野、三鷹、府中、調布、町田、小平、横浜、川崎、横須賀、平塚、鎌倉、藤沢、小田原、茅ヶ崎、相模原、大和、新潟、長岡、上越、富山、高岡、金沢、福井、甲府、長野、松本、岐阜、大垣、静岡、浜松、沼津、清水、富士、名古屋、豊橋、岡崎、一宮、春日井、豊田、津、四日市、伊勢、松阪、鈴鹿、大津、京都、宇治、大阪、堺、岸和田、豊中、吹田、高槻、守口、枚方、茨木、八尾、寝屋川、松原、門真、東大阪、神戸、姫路、尼崎、明石、西宮、伊丹、加古川、宝塚、奈良、和歌山、鳥取、米子、松江、岡山、倉敷、広島、呉、尾道、福山、下関、宇部、山口、岩国、徳島、高松、松山、新居浜、今治、高知、北九州、福岡、大牟田、久留米、佐賀、長崎、佐世保、熊本、八代、大分、別府、宮崎、都城、延岡、鹿児島、那覇  計 151市	
平成3年度～平成10年度	47都道府県	47都道府県	岩見沢、江別、米沢、栃木、佐野、鹿沼、深谷、朝霞、富士見、坂戸、銚子、鎌ヶ谷、君津、浦安、昭島、国分寺、保谷、海老名、三奈、柏崎、飯田、多治見、三島、磐田、半田、西尾、蒲郡、江南、稲沢、東海、桑名、彦根、草津、舞鶴、城陽、泉佐野、河内長野、摂津、芦屋、高砂、大和郡山、生駒、出雲、津山、三原、東広島、飯塚、諫早、浦添  計 49市	10万人以上30万人未満の都市 小樽、室蘭、釧路、帯広、北見、苫小牧、青森、弘前、八戸、盛岡、石巻、秋田、山形、鶴岡、酒田、福島、会津若松、水戸、日立、土浦、勝田、つくば、足利、小山、前橋、高崎、桐生、伊勢崎、太田、川越、熊谷、所沢、岩槻、春日部、狭山、上尾、草加、越谷、入間、朝霞、新座、三郷、木更津、野田、佐倉、習志野、柏、市原、流山、八千代、我孫子、立川、武蔵野、三鷹、青梅、府中、調布、小金井、小平、日野、東村山、東久留米、多摩、平塚、鎌倉、小田原、茅ヶ崎、秦野、厚木、大和、座間、長岡、上越、高岡、小松、福井、甲府、松本、上田、大垣、各務原、沼津、清水、富士宮、富士、焼津、藤枝、岡崎、一宮、瀬戸、春日井、豊川、刈谷、安城、小牧、津、四日市、伊勢、松阪、鈴鹿、大津、宇治、岸和田、池田、守口、茨木、八尾、富田林、寝屋川、松原、大東、和泉、箕面、羽曳野、門真、明石、伊丹、加古川、宝塚、川西、橿原、鳥取、米子、松江、呉、尾道、下関、宇部、山口、徳山、防府、岩国、徳島、今治、新居浜、大牟田、久留米、佐賀、佐世保、八代、別府、都城、延岡、沖繩  計 144市	30万人以上の都市 札幌、函館、旭川、仙台、郡山、いわき、宇都宮、川口、浦和、大宮、千葉、市川、船橋、松戸、八王子、町田、横浜、川崎、横須賀、藤沢、相模原、新潟、富山、金沢、長野、岐阜、静岡、浜松、名古屋、豊橋、豊田、京都、大阪、堺、豊中、吹田、高槻、枚方、東大阪、神戸、姫路、尼崎、西宮、奈良、和歌山、岡山、倉敷、広島、福山、高松、松山、高知、北九州、福岡、長崎、熊本、大分、鹿児島、那覇  計 59市

	出資金	補助金			
		都道府県	8万人以上10万人未満の都市	10万人以上30万人未満の都市	30万人以上の都市
平成11年度以降	47都道府県	47都道府県	岩見沢、千歳、北上、米沢、取手、栃木、佐野、鹿沼、行田、飯能、東松山、鴻巣、戸田、富士見、坂戸、銚子、茂原、成田、鎌ヶ谷、君津、伊勢原、綾瀬、三条、柏崎、新発田、可児、磐田、御殿場、浜北、西尾、蒲郡、江南、稲沢、東海、舞鶴、亀岡、城陽、貝塚、泉佐野、柏原、摂津、高砂、三田、大和郡山、出雲、津山、三原、尾道、飯塚、筑紫野、春日、大野城、諫早、宜野湾、浦添	函館、小樽、室蘭、釧路、帯広、北見、苫小牧、江別、青森、弘前、八戸、盛岡、石巻、山形、鶴岡、酒田、福島、会津若松、水戸、日立、土浦、つくば、ひたちなか、足利、小山、前橋、高崎、桐生、伊勢崎、太田、熊谷、岩槻、春日部、狭山、深谷、上尾、草加、越谷、入間、朝霞、新座、三郷、木更津、野田、佐倉、習志野、市原、流山、八千代、我孫子、浦安、立川、武蔵野、三鷹、青梅、府中、昭島、調布、小金井、小平、日野、東村山、国分寺、東久留米、多摩、西東京、平塚、鎌倉、小田原、茅ヶ崎、秦野、厚木、大和、海老名、座間、長岡、上越、高岡、小松、福井、甲府、松本、上田、飯田、大垣、多治見、各務原、沼津、清水、三島、富士宮、富士、焼津、藤枝、一宮、瀬戸、半田、春日井、豊川、刈谷、安城、小牧、津、四日市、伊勢、松阪、桑名、鈴鹿、大津、彦根、草津、宇治、岸和田、池田、守口、茨木、八尾、富田林、寝屋川、河内長野、松原、大東、和泉、箕面、羽曳野、門真、明石、伊丹、加古川、宝塚、川西、橿原、生駒、鳥取、米子、松江、呉、東広島、下関、宇部、山口、徳山、防府、岩国、徳島、今治、新居浜、大牟田、久留米、佐賀、佐世保、八代、別府、都城、延岡、沖繩	札幌、旭川、仙台、秋田、郡山、いわき、宇都宮、川越、川口、所沢、さいたま、千葉、市川、船橋、松戸、柏、八王子、町田、横浜、川崎、横須賀、藤沢、相模原、新潟、富山、金沢、長野、岐阜、静岡、浜松、名古屋、豊橋、岡崎、豊田、京都、大阪、堺、豊中、吹田、高槻、枚方、東大阪、神戸、姫路、尼崎、西宮、奈良、和歌山、岡山、倉敷、広島、福山、高松、松山、高知、北九州、福岡、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇
			計 55市	計 156市	計 63市

## IX 協 定

## 年度別協定処理件数の推移

	建設工事	実施設計	計画設計	技術的援助	備考
昭和47年度	1	10	3	2	
昭和48年度	44	39	36	4	
昭和49年度	77	56	53	7	
昭和50年度	138	51	30	48	
昭和51年度	133	40	30	40	
昭和52年度	185	67	24	24	
昭和53年度	233	98	16	30	
昭和54年度	244	123	42	36	
昭和55年度	327	149	30	30	
昭和56年度	369	209	27	29	
昭和57年度	390	211	28	34	
昭和58年度	374	337	50	31	
昭和59年度	448	245	36	55	
昭和60年度	463	265	65	75	
昭和61年度	525	271	52	85	
昭和62年度	593	310	63	95	
昭和63年度	635	299	106	98	
平成元年度	642	286	122	111	
平成2年度	782	296	158	123	
平成3年度	847	358	229	124	
平成4年度	1,079	424	233	134	
平成5年度	1,084	444	215	132	
平成6年度	1,294	606	297	189	
平成7年度	1,626	775	273	192	
平成8年度	1,653	803	218	142	
平成9年度	1,686	704	141	185	
平成10年度	1,943	783	106	237	
平成11年度	2,166	588	143	146	
平成12年度	2,184	584	137	237	
平成13年度	2,010	552	112	233	
合 計	24,175	9,983	3,075	2,908	

(注) 変更協定処理件数を含む。

## 日本下水道事業団 30 年のあゆみ

---

平成 14 年 11 月 1 日発行

発 行 日本下水道事業団  
東京都港区赤坂 6 丁目 1 番 20 号 国際新赤坂ビル西館  
電話 03-5572-1811 (代表)

編 集 日本下水道事業団 30 年史編集委員会

印刷・製本 勝美印刷株式会社  
東京都文京区小石川 1-3-7

---